

令和5年度相模原市一般会計予算書

及び予算に関する説明書

令和5年度相模原市
一般会計予算

令和 5 年度相模原市一般会計予算

令和 5 年度相模原市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 2 8 , 6 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 2 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2 5 , 0 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。

令和 5 年 2 月 1 0 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
5 市税		千円 134,300,000
	5 市民税	67,400,468
	10 固定資産税	48,044,103
	15 軽自動車税	1,239,914
	20 市たばこ税	4,810,519
	30 事業所税	3,126,365
	35 都市計画税	9,678,631
10 地方譲与税		1,713,000
	7 地方揮発油譲与税	660,000
	10 自動車重量譲与税	940,000
	17 森林環境譲与税	96,000
	20 石油ガス譲与税	17,000
13 利子割交付金		40,000
	5 利子割交付金	40,000
16 配当割交付金		900,000
	5 配当割交付金	900,000
19 株式等譲渡所得割交付金		680,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	680,000
20 分離課税所得割交付金		120,000
	5 分離課税所得割交付金	120,000
21 法人事業税交付金		1,100,000
	5 法人事業税交付金	1,100,000
22 地方消費税交付金		16,500,000
	5 地方消費税交付金	16,500,000
25 ゴルフ場利用税交付金		150,000
	5 ゴルフ場利用税交付金	150,000

款	項	金 額
31 環境性能割交付金		千円 500,000
	5 環境性能割交付金	500,000
32 軽油引取税交付金		3,100,000
	5 軽油引取税交付金	3,100,000
34 国有提供施設等所在市町村助成交付金		1,342,000
	5 国有提供施設等所在市町村助成交付金	1,342,000
37 地方特例交付金		940,000
	5 地方特例交付金	910,000
	20 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	30,000
40 地方交付税		24,200,000
	5 地方交付税	24,200,000
43 交通安全対策特別交付金		210,000
	5 交通安全対策特別交付金	210,000
46 分担金及び負担金		821,355
	5 負担金	821,355
50 使用料及び手数料		4,916,460
	5 使用料	2,806,747
	10 手数料	2,109,713
55 国庫支出金		66,068,721
	5 国庫負担金	59,489,508
	10 国庫補助金	6,350,432
	15 国庫委託金	228,781
60 県支出金		21,833,436
	5 県負担金	14,636,244
	10 県補助金	5,796,672
	15 県委託金	1,400,520

一般会計

款	項	金 額
65 財産収入		千円 269,769
	5 財産運用収入	262,726
	10 財産売却収入	7,043
70 寄附金		579,500
	5 寄附金	579,500
75 繰入金		9,858,157
	5 特別会計繰入金	112,787
	10 基金繰入金	9,704,595
	15 財産区繰入金	40,775
80 繰越金		2,000,000
	5 繰越金	2,000,000
85 諸収入		16,808,802
	5 延滞金加算金及び過料	149,127
	10 市預金利子	250
	15 貸付金元利収入	9,989,823
	22 収益事業収入	1,100,000
	25 雑入	5,569,602
90 市債		19,648,800
	5 市債	19,648,800
歳 入 合 計		328,600,000

歳 出

款	項	金 額
5 議会費		千円 981,214
	5 議会費	981,214
10 総務費		29,312,179
	5 総務管理費	18,727,232
	10 徴税費	2,491,913
	13 市民生活費	7,078,352
	15 選挙費	598,825
	20 統計調査費	86,409
	25 人事委員会費	136,624
	30 監査費	192,824
15 民生費		140,339,212
	5 社会福祉費	53,855,088
	10 児童福祉費	59,171,428
	15 生活保護費	26,662,696
	30 災害救助費	650,000
20 衛生費		30,200,552
	5 保健衛生費	18,498,597
	10 清掃費	11,012,979
	15 環境保全費	688,976
25 労働費		402,065
	5 労働諸費	402,065
30 農林水産業費		982,785
	5 農業費	571,328
	10 林業費	411,457
35 商工費		11,947,788
	5 商工費	11,947,788

第2表 継 続 費

款	項	金 額
40 土木費		千円 26,756,291
	5 道路橋りょう費	9,042,942
	10 河川費	521,551
	15 都市計画費	13,897,645
	20 公園費	2,214,153
	25 住宅費	1,080,000
45 消防費		10,196,526
	5 消防費	10,196,526
50 教育費		49,673,115
	5 教育総務費	9,792,757
	10 小学校費	23,379,798
	15 中学校費	12,146,422
	18 幼稚園費	382,831
	20 社会教育費	3,971,307
55 災害復旧費		1,006,208
	2 災害復旧費	1,006,208
60 公債費		26,394,115
	5 公債費	26,394,115
65 諸支出金		7,950
	5 諸費	7,950
70 予備費		400,000
	5 予備費	400,000
歳 出 合 計		328,600,000

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年割額
10 総務費	5 総務管理費	ア ー ト ラ ボ は し も と 再 整 備 事 業	千円 365,618	5	千円 183,000
				6	182,618
40 土木費	5 道路橋りょう費	県道46号(相模原茅ヶ崎) 道 路 災 害 防 除 事 業	226,732	5	107,635
				6	119,097
45 消防費	5 消防費	南 消 防 署 改 修 事 業	873,851	5	492,498
				6	381,353

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
相模原市社会福祉協議会事業 資金融資に対する損失補償	令和5年度から 令和6年度まで	千円 借入金307,000千円 及びこの利子(遅延利子を含む。)
東京2020・さがみはら プロジェクト推進事業	令和5年度	0
	令和6年度	26,815
情報システム標準化事業	令和5年度から 令和7年度まで	313,280
課 税 事 務 費	令和5年度から 令和7年度まで	101,639
徴 収 事 務 費	令和5年度から 令和7年度まで	80,694
施 設 管 理 事 務 費 (北市民健康文化センター)	令和5年度から 令和6年度まで	38,550
自 立 支 援 推 進 事 業	令和5年度から 令和7年度まで	525,456
地 域 児 童 精 神 科 医 療 寄 附 講 座 開 設 事 業	令和5年度から 令和7年度まで	75,000
就 労 支 援 ・ 職 業 紹 介 事 業	令和5年度から 令和8年度まで	540,562
イノベーション創出促進事業	令和5年度から 令和7年度まで	72,800
相模原駅周辺まちづくり推進事業	令和5年度から 令和6年度まで	109,577
生 活 交 通 確 保 対 策 補 助 金	令和5年度から 令和6年度まで	182,811

事 項	期 間	限 度 額
乗 合 タ ク シ ー 等 運 行 事 業	令和5年度から 令和8年度まで	千円 70,644
県道52号(相模原町田) 道路改良事業 (令和5年度設定分)	令和5年度	0
	令和6年度から 令和10年度まで	4,753,886
児 童 健 康 診 断 経 費	令和5年度	0
	令和6年度	10,721
生 徒 健 康 診 断 経 費	令和5年度	0
	令和6年度	5,382
中学校給食全員喫食推進事業	令和5年度から 令和6年度まで	74,830
プラネタリウム事業経費	令和5年度	0
	令和6年度から 令和7年度まで	500,000

第4表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
(総務債) 文化施設整備費 防災対策整備費 ふれあい広場整備費 総務管理費 まちづくりセンター等整備費 市民健康文化センター整備費	千円 361,800 30,800 13,500 27,800 111,500 8,900	借入先 ・財務省 ・その他 借入方法 ・普通貸借 ・証券発行 借入時期 令和5年度とする。 ただし、事業の進捗等により翌年度以降に繰り越して借り入れることができる。	年 5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、市財政の都合により繰上償還又は償還期限の短縮若しくは本議決の範囲内で未償還額を借換えすることができる。
(民生債) 障害者福祉施設整備費 保育所整備費 児童厚生施設整備事業費 児童相談所整備費	 27,600 277,500 144,300 18,400			
(衛生債) 医療施設等整備費 衛生施設整備費 斎場整備事業費 塵芥処理施設建設費	 7,600 6,700 73,000 270,200			
(農林水産業債) 林道施設整備費	 108,700			
(商工債) 観光施設整備費 産業会館整備費	 23,800 223,900			
(土木債) 道路整備費 河川整備費 公園整備費 緑地保全事業費 街路整備費 住宅建設費	 2,540,200 232,700 648,800 82,000 1,351,800 240,900			
(消防債) 消防施設整備費	 1,943,300			
(教育債) 小学校整備費 中学校整備費 公民館建設費 博物館整備費	 1,300,300 258,600 440,500 232,900			
(災害復旧債) 災害復旧費	 840,000			
(臨時財政対策債) 臨時財政対策	 7,800,000			
(国の予算等貸付金債) 災害援護事業費	 800	借入先 ・内閣府 借入方法 ・普通貸借 借入時期 令和5年度とする。	無利子	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に定めるところによる。
計	19,648,800			

一 般 会 計 予 算 に 関 す る 説 明 書

令和 5 年度相模原市一般会計予算を提出するに当たり、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 1 条第 2 項の規定により、当該予算に関する説明書をここに提出する。

令和 5 年 2 月 1 0 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

歳 入			頁
5	市 税		28
10	地 方 譲 与 税		34
13	利 子 割 交 付 金		36
16	配 当 割 交 付 金		36
19	株式等譲渡所得割交付金		36
20	分離課税所得割交付金		36
21	法 人 事 業 税 交 付 金		36
22	地 方 消 費 税 交 付 金		38
25	ゴルフ場利用税交付金		38
31	環 境 性 能 割 交 付 金		38
32	軽油引取税交付金		38
34	国 有 提 供 施 設 等 所在市町村助成交付金		38
37	地 方 特 例 交 付 金		40
40	地 方 交 付 税		40
43	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		40
46	分 担 金 及 び 負 担 金		40
50	使 用 料 及 び 手 数 料		42
55	国 庫 支 出 金		54
60	県 支 出 金		68
65	財 産 収 入		76
70	寄 附 金		78
75	繰 入 金		80
80	繰 越 金		84
85	諸 収 入		84
90	市 債		96

歳 出			頁
5	議 会 費		108
10	総 務 費		108
15	民 生 費		136
20	衛 生 費		152
25	労 働 費		164
30	農 林 水 産 業 費		166
35	商 工 費		170
40	土 木 費		174
45	消 防 費		188
50	教 育 費		190
55	災 害 復 旧 費		206
60	公 債 費		208
65	諸 支 出 金		208
70	予 備 費		210

1 総括
(歳入)

款	本年度予算額	
	金額	構成比
	千円	%
5 市税	134,300,000	40.9
1 0 地方譲与税	1,713,000	0.5
1 3 利子割交付金	40,000	0.0
1 6 配当割交付金	900,000	0.3
1 9 株式等譲渡所得割交付金	680,000	0.2
2 0 分離課税所得割交付金	120,000	0.0
2 1 法人事業税交付金	1,100,000	0.3
2 2 地方消費税交付金	16,500,000	5.0
2 5 ゴルフ場利用税交付金	150,000	0.0
3 1 環境性能割交付金	500,000	0.2
3 2 軽油引取税交付金	3,100,000	0.9
3 4 国有提供施設等所在市町村助成交付金	1,342,000	0.4
3 7 地方特例交付金	940,000	0.3
4 0 地方交付税	24,200,000	7.4
4 3 交通安全対策特別交付金	210,000	0.1
4 6 分担金及び負担金	821,355	0.3
5 0 使用料及び手数料	4,916,460	1.5
5 5 国庫支出金	66,068,721	20.1
6 0 県支出金	21,833,436	6.6
6 5 財産収入	269,769	0.1
7 0 寄附金	579,500	0.2
7 5 繰入金	9,858,157	3.0
8 0 繰越金	2,000,000	0.6
8 5 諸収入	16,808,802	5.1
9 0 市債	19,648,800	6.0
歳 入 合 計	328,600,000	100.0

前年度予算額		比較		本年度財源区分	
金額	構成比	金額	伸率	特定財源	一般財源
千円	%	千円	%	千円	千円
130,700,000	42.0	3,600,000	2.8	0	134,300,000
1,713,000	0.6	0	0.0	0	1,713,000
60,000	0.0	△20,000	△ 33.3	0	40,000
600,000	0.2	300,000	50.0	0	900,000
600,000	0.2	80,000	13.3	0	680,000
120,000	0.0	0	0.0	0	120,000
900,000	0.3	200,000	22.2	0	1,100,000
15,000,000	4.8	1,500,000	10.0	0	16,500,000
150,000	0.1	0	0.0	0	150,000
650,000	0.2	△150,000	△ 23.1	0	500,000
3,100,000	1.0	0	0.0	0	3,100,000
1,301,881	0.4	40,119	3.1	0	1,342,000
948,600	0.3	△8,600	△ 0.9	0	940,000
19,000,000	6.1	5,200,000	27.4	0	24,200,000
210,000	0.1	0	0.0	0	210,000
822,635	0.3	△1,280	△ 0.2	821,355	0
5,460,039	1.8	△543,579	△ 10.0	4,048,362	868,098
67,938,430	21.8	△1,869,709	△ 2.8	66,068,721	0
19,536,077	6.3	2,297,359	11.8	21,818,973	14,463
206,088	0.1	63,681	30.9	207,149	62,620
368,700	0.1	210,800	57.2	579,500	0
4,809,389	1.5	5,048,768	105.0	3,764,670	6,093,487
2,000,000	0.6	0	0.0	0	2,000,000
11,341,261	3.6	5,467,541	48.2	15,499,546	1,309,256
23,663,900	7.6	△4,015,100	△ 17.0	11,848,800	7,800,000
311,200,000	100.0	17,400,000	5.6	124,657,076	203,942,924

(歳 出)

款	本 年 度 予 算 額		前 年 度 予 算 額	
	金 額	構成比	金 額	構成比
	千円	%	千円	%
5 議会費	981,214	0.3	976,960	0.3
1 0 総務費	29,312,179	8.9	26,599,671	8.5
1 5 民生費	140,339,212	42.7	136,493,125	43.9
2 0 衛生費	30,200,552	9.2	32,226,272	10.4
2 5 労働費	402,065	0.1	338,156	0.1
3 0 農林水産業費	982,785	0.3	863,222	0.3
3 5 商工費	11,947,788	3.7	9,027,109	2.9
4 0 土木費	26,756,291	8.2	22,622,934	7.3
4 5 消防費	10,196,526	3.1	9,104,334	2.9
5 0 教育費	49,673,115	15.1	44,697,049	14.4
5 5 災害復旧費	1,006,208	0.3	1,011,296	0.3
6 0 公債費	26,394,115	8.0	26,831,578	8.6
6 5 諸支出金	7,950	0.0	8,294	0.0
7 0 予備費	400,000	0.1	400,000	0.1
歳 出 合 計	328,600,000	100.0	311,200,000	100.0

比 較		本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源			一 般 財 源
		国県支出金	地 方 債	そ の 他	
金 額	伸率	千円	千円	千円	千円
4,254	0.4	538	0	30	980,646
2,712,508	10.2	2,375,917	554,300	1,537,166	24,844,796
3,846,087	2.8	70,816,521	468,600	2,420,972	66,633,119
△2,025,720	△ 6.3	4,804,294	357,500	4,012,436	21,026,322
63,909	18.9	40,048	0	133,699	228,318
119,563	13.9	152,986	108,700	2,193	718,906
2,920,679	32.4	51,350	247,700	9,893,817	1,754,921
4,133,357	18.3	2,008,146	5,096,400	4,450,982	15,200,763
1,092,192	12.0	165,772	1,943,300	66,226	8,021,228
4,976,066	11.1	7,467,984	2,232,300	2,132,074	37,840,757
△5,088	△ 0.5	4,138	840,000	0	162,070
△437,463	△ 1.6	0	0	270,987	26,123,128
△344	△ 4.1	0	0	0	7,950
0	0.0	0	0	0	400,000
17,400,000	5.6	87,887,694	11,848,800	24,920,582	203,942,924

(性質別経費内訳表)								
款		5 議会費	1 0 総務費	1 5 民生費	2 0 衛生費	2 5 労働費	3 0 農林水 産業費	3 5 商工費
消 費 的 経 費	人件費	839,922	12,368,154	12,133,642	5,222,016	60,383	440,662	412,763
	物件費	82,559	10,411,311	4,531,211	16,116,827	167,506	83,787	366,952
	補 助 費 等	58,733	4,070,127	10,213,809	2,010,074	64,176	189,308	715,527
	維 持 補修費		353,909	193,724	1,289,523		83,648	29,700
	扶助費		285,000	96,063,406	4,495,931			
	小 計	981,214	27,488,501	123,135,792	29,134,371	292,065	797,405	1,524,942
投 資 的 経 費	補 助 事 業		59,476	211,694	138,608		21,750	15,851
	単 独 事 業		602,807	769,006	816,953		163,630	555,541
	小 計		662,283	980,700	955,561		185,380	571,392
その他			1,161,395	16,222,720	110,620	110,000		9,851,454
予備費								
合 計		981,214	29,312,179	140,339,212	30,200,552	402,065	982,785	11,947,788

(単位：千円)								
4 0 土木費	4 5 消防費	5 0 教育費	5 5 災害復 旧費	6 0 公債費	6 5 諸支出 金	7 0 予備費	合計	構 成 比 %
3,532,813	6,429,093	33,865,440					75,304,888	22.9
3,736,750	989,907	10,890,732		84,004			47,461,546	14.5
493,918	147,167	605,477			7,950		18,576,266	5.7
2,015,542	35,918	404,973					4,406,937	1.3
		998,302					101,842,639	31.0
9,779,023	7,602,085	46,764,924		84,004	7,950		247,592,276	75.4
3,158,098	83,877		6,208				3,695,562	1.1
5,915,334	2,510,564	2,390,087	1,000,000				14,723,922	4.5
9,073,432	2,594,441	2,390,087	1,006,208				18,419,484	5.6
7,903,836		518,104		26,310,111			62,188,240	18.9
						400,000	400,000	0.1
26,756,291	10,196,526	49,673,115	1,006,208	26,394,115	7,950	400,000	328,600,000	100.0

歳

入

2 歳 入

款 5 市税 134,300,000千円

項 5 市民税 67,400,468千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
5 個人	千円 62,307,250	千円 60,851,671	千円 1,455,579
10 法人	5,093,218	4,540,430	552,788
計	67,400,468	65,392,101	2,008,367

款 5 市税

項 1 0 固定資産税 48,044,103千円

5 固定資産税	46,950,601	46,021,510	929,091

節		説 明	
区 分	金 額		
5 現年課税分	千円 61,683,702	1 現年課税分 均等割 納税義務者数（均等割を納める者） 税率 うち防災・減災事業のための税制措置分 調定見込額 徴収率見込 所得割 課税標準 税率 調定見込額 徴収率見込	千円 61,683,702 1,319,005 381,513 3,500 500 1,335,296 98.78 60,364,697 799,587,827 8%・3.2～7.2 61,110,242 98.78%
10 滞納繰越分	623,548	1 滞納繰越分 調定見込額 徴収率見込	623,548 1,811,587 34.42%
5 現年課税分	5,086,658	1 現年課税分 均等割 納税義務者数 税率 調定見込額 徴収率見込 法人税割 税率 調定見込額 徴収率見込	5,086,658 1,720,046 16,442 3,000,000 1,750,000 410,000 400,000 160,000 150,000 130,000 120,000 50,000 1,729,211 99.47 3,366,612 8.4 7.2 6.0 3,384,550 99.47%
10 滞納繰越分	6,560	1 滞納繰越分 調定見込額 徴収率見込	6,560 28,265 23.21%

5 現年課税分	46,785,322	1 現年課税分 土地 課税標準 税率 調定見込額 徴収率見込	46,785,322 19,393,299 1,393,176,786 1.4 19,504,475 99.43%

款 5 市税
項 1 0 固定資産税

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
	千円	千円	千円
(固定資産税)			
10 国有資産等所在市町村交付金	1,093,502	1,051,798	41,704
計	48,044,103	47,073,308	970,795

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
		家屋 課税標準 税率 調定見込額 徴収率見込 償却資産 課税標準 税率 調定見込額 徴収率見込	20,539,133千円 1,475,491,215千円 1.4% 20,656,877千円 99.43% 6,852,890千円 490,571,429千円 1.4% 6,868,000千円 99.78%
10 滞納繰越分	165,279	1 滞納繰越分 調定見込額 徴収率見込	165,279 480,182千円 34.42%
5 国有資産等所在市町村交付金	1,093,502	1 交付金 算定標準 算定率 調定見込額 徴収率見込	1,093,502 78,107,286千円 1.4% 1,093,502千円 100%

款 5 市税
項 1 5 軽自動車税 1,239,914千円

10 環境性能割	83,500	101,880	△18,380
15 種別割	1,156,414	1,127,350	29,064

5 現年課税分	83,500	1 現年課税分 税率 調定見込額 徴収率見込	83,500 0.5%・1.0%・2.0% 83,500千円 100%
5 現年課税分	1,143,711	1 現年課税分 原動機付自転車 課税台数 税率 調定見込額 徴収率見込 小型特殊自動車 課税台数 税率 調定見込額 徴収率見込 軽自動車 課税台数 税率 調定見込額 徴収率見込 二輪の小型自動車 課税台数 税率 調定見込額 徴収率見込	1,143,711 86,321千円 40,861台 500円～3,700円 87,823千円 98.29% 7,938千円 2,328台 2,000円・5,900円 8,076千円 98.29% 989,354千円 117,016台 1,000円～12,900円 1,006,566千円 98.29% 60,098千円 10,234台 1,000円・6,000円 61,144千円 98.29%

款 5 市税
 項 1 5 軽自動車税

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
	千円	千円	千円
(種別割)			
計	1,239,914	1,229,230	10,684

款 5 市税
 項 2 0 市たばこ税 4,810,519千円

5 市たばこ税	4,810,519	4,428,088	382,431
計	4,810,519	4,428,088	382,431

款 5 市税
 項 3 0 事業所税 3,126,365千円

5 事業所税	3,126,365	3,119,367	6,998
計	3,126,365	3,119,367	6,998

款 5 市税
 項 3 5 都市計画税 9,678,631千円

5 都市計画税	9,678,631	9,457,906	220,725

節		明 説	
区 分	金 額		
10 滞納繰越分	千円 12,703	1 滞納繰越分 調定見込額 徴収率見込	千円 12,703 52,105千円 24.38%

5 現年課税分	4,810,519	1 現年課税分 課税標準 税率 調定見込額 徴収率見込	4,810,519 734,206千本 6,552円／1,000本 4,810,519千円 100%

5 現年課税分	3,117,990	1 現年課税分 資産割 課税標準 税率 調定見込額 徴収率見込 従業者割 課税標準 税率 調定見込額 徴収率見込	3,117,990 2,697,901千円 4,510,937㎡ 600円／㎡ 2,706,562千円 99.68% 420,089千円 168,575,200千円 0.25% 421,438千円 99.68%
10 滞納繰越分	8,375	1 滞納繰越分 調定見込額 徴収率見込	8,375 19,540千円 42.86%

5 現年課税分	9,639,261	1 現年課税分 土地 課税標準 税率 調定見込額 徴収率見込	9,639,261 5,397,947千円 1,809,630,667千円 0.3% 5,428,892千円 99.43%

款 5 市税
項 3 5 都市計画税

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
	千円	千円	千円
(都市計画税)			
計	9,678,631	9,457,906	220,725

款 1 0 地方譲与税 1,713,000千円
項 7 地方揮発油譲与税 660,000千円

5 地方揮発油譲与税	660,000	660,000	0
計	660,000	660,000	0

款 1 0 地方譲与税
項 1 0 自動車重量譲与税 940,000千円

5 自動車重量譲与税	940,000	940,000	0
計	940,000	940,000	0

款 1 0 地方譲与税
項 1 7 森林環境譲与税 96,000千円

5 森林環境譲与税	96,000	96,000	0
計	96,000	96,000	0

款 1 0 地方譲与税
項 2 0 石油ガス譲与税 17,000千円

5 石油ガス譲与税	17,000	17,000	0
計	17,000	17,000	0

節		明	
区 分	金 額		
	千円	家屋 課税標準 税率 調定見込額 徴収率見込	千円 4,241,314 1,421,876,000 0.3% 4,265,628 99.43%
10 滞納繰越分	39,370	1 滞納繰越分 調定見込額 徴収率見込	39,370 113,492 34.69%

5 地方揮発油譲与税	660,000	1 地方揮発油譲与税	660,000

5 自動車重量譲与税	940,000	1 自動車重量譲与税	940,000

5 森林環境譲与税	96,000	1 森林環境譲与税	96,000

5 石油ガス譲与税	17,000	1 石油ガス譲与税	17,000

款 1 3 利子割交付金 40,000千円
項 5 利子割交付金 40,000千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
5 利子割交付金	千円 40,000	千円 60,000	千円 △20,000
計	40,000	60,000	△20,000

款 1 6 配当割交付金 900,000千円
項 5 配当割交付金 900,000千円

5 配当割交付金	900,000	600,000	300,000
計	900,000	600,000	300,000

款 1 9 株式等譲渡所得割交付金 680,000千円
項 5 株式等譲渡所得割交付金 680,000千円

5 株式等譲渡所得割交付金	680,000	600,000	80,000
計	680,000	600,000	80,000

款 2 0 分離課税所得割交付金 120,000千円
項 5 分離課税所得割交付金 120,000千円

5 分離課税所得割交付金	120,000	120,000	0
計	120,000	120,000	0

款 2 1 法人事業税交付金 1,100,000千円
項 5 法人事業税交付金 1,100,000千円

5 法人事業税交付金	1,100,000	900,000	200,000
計	1,100,000	900,000	200,000

節		説 明	
区 分	金 額		
5 利子割交付金	千円 40,000	1 利子割交付金	千円 40,000

5 配当割交付金	900,000	1 配当割交付金	900,000

5 株式等譲渡所得割交付金	680,000	1 株式等譲渡所得割交付金	680,000

5 分離課税所得割交付金	120,000	1 分離課税所得割交付金	120,000

5 法人事業税交付金	1,100,000	1 法人事業税交付金	1,100,000

款 2 2 地方消費税交付金 16,500,000千円
 項 5 地方消費税交付金 16,500,000千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
5 地方消費税交付金	千円 16,500,000	千円 15,000,000	千円 1,500,000
計	16,500,000	15,000,000	1,500,000

款 2 5 ゴルフ場利用税交付金 150,000千円
 項 5 ゴルフ場利用税交付金 150,000千円

5 ゴルフ場利用税交付金	150,000	150,000	0
計	150,000	150,000	0

款 3 1 環境性能割交付金 500,000千円
 項 5 環境性能割交付金 500,000千円

5 環境性能割交付金	500,000	650,000	△150,000
計	500,000	650,000	△150,000

款 3 2 軽油引取税交付金 3,100,000千円
 項 5 軽油引取税交付金 3,100,000千円

5 軽油引取税交付金	3,100,000	3,100,000	0
計	3,100,000	3,100,000	0

款 3 4 国有提供施設等所在市町村助成交付金 1,342,000千円
 項 5 国有提供施設等所在市町村助成交付金 1,342,000千円

5 国有提供施設等所在市町村助成交付金	1,342,000	1,301,881	40,119
計	1,342,000	1,301,881	40,119

節		説 明	
区 分	金 額		
5 地方消費税交付金	千円 16,500,000	1 地方消費税交付金	千円 16,500,000

5 ゴルフ場利用税交付金	150,000	1 ゴルフ場利用税交付金	150,000

5 環境性能割交付金	500,000	1 環境性能割交付金	500,000

5 軽油引取税交付金	3,100,000	1 軽油引取税交付金	3,100,000

5 国有提供施設等所在市町村助成交付金	1,224,000	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	1,224,000
10 施設等所在市町村調整交付金	118,000	1 施設等所在市町村調整交付金	118,000

款 2 2 地方消費税交付金 款 2 5 ゴルフ場利用税交付金 款 3 1 環境性能割交付金
 款 3 2 軽油引取税交付金 款 3 4 国有提供施設等所在市町村助成交付金

款 3 7 地方特例交付金 940,000千円
 項 5 地方特例交付金 910,000千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
5 地方特例交付金	千円 910,000	千円 930,000	千円 △20,000
計	910,000	930,000	△20,000

款 3 7 地方特例交付金
 項 2 0 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 30,000千円

5 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	30,000	18,600	11,400
計	30,000	18,600	11,400

款 4 0 地方交付税 24,200,000千円
 項 5 地方交付税 24,200,000千円

5 地方交付税	24,200,000	19,000,000	5,200,000
計	24,200,000	19,000,000	5,200,000

款 4 3 交通安全対策特別交付金 210,000千円
 項 5 交通安全対策特別交付金 210,000千円

5 交通安全対策特別交付金	210,000	210,000	0
計	210,000	210,000	0

款 4 6 分担金及び負担金 821,355千円
 項 5 負担金 821,355千円

5 民生費負担金	807,159	810,033	△2,874

節		説 明
区 分	金 額	
5 地方特例交付金	千円 910,000	1 地方特例交付金 千円 910,000

5 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	30,000	1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 30,000

5 地方交付税	24,200,000	1 普通交付税 23,300,000 2 特別交付税 900,000

5 交通安全対策特別交付金	210,000	1 交通安全対策特別交付金 210,000

5 社会福祉費負担金	19,190	1 老人福祉費負担金 19,190
10 児童福祉費負担金	787,969	1 保育料 781,203 私立保育所保育料 781,180千円 公立保育所保育料 23千円 2 助産施設母子生活支援施設入所者負担金 166 3 児童保護措置費入所者負担金 6,600

款 3 7 地方特例交付金 款 4 0 地方交付税 款 4 3 交通安全対策特別交付金
 款 4 6 分担金及び負担金

款 4 6 分担金及び負担金
項 5 負担金

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
10 衛生費負担金	千円 6,297	千円 6,178	千円 119
45 教育費負担金	7,899	6,424	1,475
計	821,355	822,635	△1,280

款 5 0 使用料及び手数料 4,916,460千円
項 5 使用料 2,806,747千円

5 総務使用料	94,433	113,980	△19,547
10 民生使用料	582,981	587,012	△4,031

節		説 明	
区 分	金 額		
5 保健衛生費負担金	千円 6,297	1 予防接種費他市負担金	千円 6,297
5 教育費負担金	7,899	1 中学校夜間学級応分負担金	7,899

5 財産使用料	15,711	1 土地使用料 2 建物使用料	3,207 12,504
10 男女共同参画推進センター使用料	9,224	1 男女共同参画推進センター使用料	9,224
15 相模原市民ギャラリー使用料	11,837	1 相模原市民ギャラリー使用料	11,837
45 地域センター使用料	2,340	1 地域センター使用料	2,340
50 相模原球場使用料	15,370	1 相模原球場使用料	15,370
51 体育館使用料	4,070	1 市体育館使用料	4,070
52 グラウンド等使用料	31,227	1 グラウンド等使用料	31,227
53 学校屋外運動場照明設備使用料	4,530	1 学校屋外運動場照明設備使用料	4,530
54 学校体育施設使用料	124	1 学校体育施設使用料	124
5 財産使用料	1,335	1 土地使用料 2 建物使用料	1,068 267
13 保育所使用料	231,568	1 公立保育所使用料 公立保育所使用料 公立保育所延長使用料 2 公立認定こども園使用料 3 公立認定こども園バス使用料	222,758 210,986千円 11,772千円 8,414 396
15 児童クラブ育成料	321,469	1 児童クラブ育成料	321,469

款 5 0 使用料及び手数料
項 5 使用料

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
(民生使用料)	千円	千円	千円
15 衛生使用料	112, 537	108, 868	3, 669
20 労働使用料	2, 265	2, 265	0
25 農林水産業使用料	574	574	0
30 商工使用料	4, 758	4, 477	281
35 土木使用料	1, 823, 938	2, 281, 634	△457, 696

節		説 明	
区 分	金 額		
17 青少年学習センター使用料	千円 3, 441	1 青少年学習センター使用料	千円 3, 441
20 療育センター使用料	25, 168	1 療育センター使用料	25, 168
5 財産使用料	21, 656	1 土地使用料 2 建物使用料	768 20, 888
8 精神保健福祉センター使用料	69	1 精神保健福祉センター使用料 2 セカンドオピニオン外来使用料 3 不安・強迫性障害相談使用料	17 12 40
15 斎場使用料	90, 812	1 斎場使用料	90, 812
5 財産使用料	2, 265	1 建物使用料	2, 265
5 財産使用料	109	1 土地使用料 2 建物使用料	95 14
10 水路占用料	272	1 土地占用料	272
14 藤野農村環境改善センター使用料	193	1 藤野農村環境改善センター使用料	193
5 財産使用料	4, 758	1 土地使用料 2 建物使用料	72 4, 686
5 財産使用料	26, 573	1 土地使用料 2 建物使用料	13, 903 12, 670
10 道路及び附属物占用料	632, 463	1 道路占用料	632, 463
15 河川占用料	12, 078	1 土地占用料	12, 078
18 猟区入猟承認料	825	1 鳥屋猟区入猟承認料	825
20 有料自転車駐車場駐車料	46, 285	1 有料自転車駐車場駐車料	46, 285
25 公園使用料	151, 347	1 相模原麻溝公園使用料 グラウンド スポーツ広場 2 鹿沼公園使用料 テニス場 野球場 3 相模台公園使用料 テニス場 野球場 4 横山公園使用料 テニス場 野球場 5 淵野辺公園使用料 テニス場 少年野球・ソフトボール場	3, 320 4 3 1千円 2, 8 8 9千円 9, 410 7, 7 9 1千円 1, 6 1 9千円 5, 160 3, 7 0 1千円 1, 4 5 9千円 23, 680 1 6, 7 7 6千円 6, 9 0 4千円 39, 530 3 7, 9 5 7千円 1, 5 7 3千円

款 5 0 使用料及び手数料
項 5 使用料

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
(土木使用料)	千円	千円	千円
40 消防使用料	1,396	980	416
45 教育使用料	183,865	187,421	△3,556
計	2,806,747	3,287,211	△480,464

節		明 説	
区 分	金 額		
	千円		千円
		6 古淵鶴野森公園使用料 屋外水泳プール	2,530 2, 5 3 0 千円
		7 津久井又野公園使用料 テニス場 多目的グラウンド	6,410 3, 6 4 1 千円 2, 7 6 9 千円
		8 相模湖林間公園使用料 テニス場 野球場 ゲートボール場	10,690 6, 6 8 9 千円 3, 9 5 6 千円 4 5 千円
		9 相模原スポーツ・レクリエーションパーク使用料 グラウンド 野球場	11,737 1 0, 3 0 4 千円 1, 4 3 3 千円
		10 その他公園使用料	8,083
		11 スポーツ広場使用料	30,797
30 霊園使用料	83,757	1 峰山霊園管理料	45,721
		2 峰山霊園墓所使用料	20,512
		3 柴胡が原霊園管理料	3,124
		4 柴胡が原霊園墓所使用料	14,400
35 住宅使用料	870,610	1 現年度分	860,800
		市営住宅分	
		総戸数	2, 5 1 4 戸
		借上型市営住宅分	
		総戸数	3 0 1 戸
		駐車場使用料	
		総戸数	1, 4 0 4 台
		2 過年度分	9,810
5 財産使用料	1,396	1 土地使用料	1,096
		2 建物使用料	300
5 財産使用料	82,563	1 土地使用料	81,572
		2 建物使用料	991
8 幼稚園使用料	2	1 幼稚園保育料	1
		2 幼稚園バス利用料	1
15 博物館観覧料	15,700	1 博物館観覧料	15,700
35 自然の村使用料	5,800	1 相模川自然の村野外体験教室使用料	5,800
40 ふるさと自然体験教室使用料	1,400	1 ふるさと自然体験教室使用料	1,400
50 総合学習センター使用料	7,000	1 総合学習センター使用料	7,000
65 津久井生涯学習センター使用料	1,400	1 津久井生涯学習センター使用料	1,400
70 公民館使用料	70,000	1 公民館使用料	70,000

款 5 0 使用料及び手数料
 項 1 0 手数料 2, 109, 713千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
5 総務手数料	千円 235, 344	千円 246, 970	千円 △11, 626
10 民生手数料	5	5	0
15 衛生手数料	1, 824, 432	1, 876, 646	△52, 214

節		説 明
区 分	金 額	
5 証明閲覧謄本手数料	千円 231, 504	千円 1 市民税関係証明手数料 16, 161 1 件 2 5 0 円・3 0 0 円 2 固定資産関係証明手数料 15, 820 1 件 3 0 0 円・1, 3 0 0 円 3 納税証明手数料 3, 632 1 件 2 5 0 円・3 0 0 円 4 市有地境界証明手数料 2 1 件 3 0 0 円 5 印鑑証明手数料 50, 100 1 件 2 5 0 円・3 0 0 円 6 戸籍関係証明手数料 50, 775 1 件 4 0 0 円・4 5 0 円～1, 4 0 0 円 7 住民票関係証明手数料 94, 989 1 件 2 5 0 円・3 0 0 円 8 認可地縁団体告示事項等証明手数料 25 1 件 3 0 0 円
10 自動車臨時運行許可申請手数料	2, 235	1 自動車臨時運行許可申請手数料 2, 235 1 件 7 5 0 円
30 匿名加工情報作成手数料	1, 605	1 匿名加工情報作成手数料 1, 605
5 証明閲覧謄本手数料	5	1 市有地境界証明手数料 1 1 件 3 0 0 円 2 社会福祉法人等証明手数料 1 1 件 3 0 0 円 3 保育料納入証明手数料 3 1 件 3 0 0 円
5 証明閲覧謄本手数料	94	1 市有地境界証明手数料 6 1 件 3 0 0 円 2 履行証明等手数料 87 1 件 3 0 0 円 3 浄化槽保守点検業者登録証明等手数料 1 1 件 3 0 0 円
7 市立診療所手数料	290	1 市立診療所診断書等交付手数料 290 1 件 1 5 0 円～4, 2 0 0 円
10 保健所・保健センター手数料	47, 412	1 歯科健康診査等手数料 2, 349 2 衛生検査手数料 214 3 医事関係許可申請手数料 3, 761 1 件 7, 8 0 0 円～7 8, 0 0 0 円 4 薬事関係許可申請等手数料 3, 957 1 件 2, 0 0 0 円～2 9, 0 0 0 円 5 食品衛生関係営業許可申請等手数料 16, 765 1 件 8 7 0 円～2 1, 0 0 0 円 6 環境衛生関係営業許可申請等手数料 1, 667 1 件 8, 3 9 0 円～4 5, 0 0 0 円 7 畜犬登録等手数料 17, 003 1 件 3 4 0 円～ 3, 0 0 0 円 8 動物愛護関係申請手数料 1, 696 1 件 1, 0 0 0 円～1 5, 0 0 0 円

款 5 0 使用料及び手数料
項 1 0 手数料

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
(衛生手数料)	千円	千円	千円
20 農林水産業手数料	216	216	0
30 土木手数料	37,381	37,875	△494

節		明 説	
区 分	金 額		
12 精神保健福祉センター手数料	千円 7	1 精神保健福祉センター診断書等交付手数料 1 件 1, 0 5 0 円～ 1, 5 7 5 円	千円 7
15 一般廃棄物処理業許可等申請手数料	658	1 一般廃棄物処理業許可等申請手数料 1 件 2, 0 0 0 円～1 0, 0 0 0 円	658
20 一般廃棄物処理手数料	1,773,892	1 ごみ処理手数料（定期） 2 ごみ処理手数料（随時） 3 粗大ごみ処理手数料（戸別） 4 粗大ごみ処理手数料 5 し尿処理手数料 6 浄化槽汚泥処理手数料	1,308,272 155,561 92,867 160,086 22,006 35,100
25 産業廃棄物処理業許可等申請手数料	1,440	1 産業廃棄物処理業許可等申請手数料 1 件 7 1, 0 0 0 円～9 5, 0 0 0 円	1,440
30 浄化槽保守点検業者登録手数料	256	1 浄化槽保守点検業者登録手数料 1 件 3 2, 0 0 0 円	256
35 自動車リサイクル法許可等申請手数料	152	1 自動車リサイクル法登録申請手数料 1 件 4, 0 0 0 円 2 自動車リサイクル法許可申請手数料 1 件 8 4, 0 0 0 円	68 84
40 ペット霊園設置許可等申請手数料	32	1 ペット霊園設置許可等申請手数料 1 件 3 2, 0 0 0 円	32
45 土砂等の埋立て等許可申請手数料	114	1 土砂等の埋立て等許可申請手数料 1 件 2 3, 0 0 0 円～4 8, 0 0 0 円	114
50 岩石及び砂利採取計画等認可申請手数料	85	1 岩石採取計画等認可申請手数料 1 件 5 2, 0 0 0 円 2 砂利採取計画等認可申請手数料 1 件 3 3, 9 0 0 円	52 33
5 証明閲覧謄本手数料	216	1 市有地境界等証明手数料 1 件 3 0 0 円 2 農地転用受理済等証明手数料 1 件 3 0 0 円 3 農業振興地域（農用地）指定証明手数料 1 件 3 0 0 円	2 195 19
5 証明閲覧謄本手数料	2,184	1 境界等証明手数料 1 件 3 0 0 円 2 都市計画法等に基づく証明手数料 1 件 3 0 0 円 3 道路位置指定証明手数料 1 件 3 0 0 円 4 建築確認済証明手数料 1 件 3 0 0 円 5 家賃等証明手数料 1 件 3 0 0 円	324 31 9 1,725 1

款 5 0 使用料及び手数料
項 1 0 手数料

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
	千円	千円	千円
(土木手数料)			

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
		6 墓所使用許可証再交付等手数料 1 件 3 0 0 円	90
		7 地籍調査成果証明手数料 1 件 3 0 0 円	4
10 開発行為許可申請手数料	9,343	1 開発行為許可申請手数料 1 件 8, 6 0 0 円～8 7 0, 0 0 0 円	7,756
		2 建築許可等申請手数料 1 件 4 7 0 円・6, 9 0 0 円～9 7, 0 0 0 円	1,587
15 屋外広告物許可申請手数料	11,000	1 屋外広告物許可申請手数料	11,000
17 屋外広告業登録申請手数料	10	1 屋外広告業登録申請手数料	10
20 建築指導申請手数料	8,841	1 建築確認申請手数料 1 件 5, 0 0 0 円～9 0 0, 0 0 0 円	2,436
		2 建築等許可申請手数料 1 件 2 7, 0 0 0 円～1 6 0, 0 0 0 円	5,785
		3 建築物等仮使用認定申請手数料 1 件 1 2 0, 0 0 0 円	120
		4 道路位置指定申請手数料 1 件 5 0, 0 0 0 円	500
22 マンション管理計画認定申請手数料	18	1 マンション管理計画認定申請手数料	18
23 長期優良住宅認定申請手数料	5,103	1 長期優良住宅認定申請手数料 1 件 1, 7 0 0 円～1 2, 0 0 0 円	5,103
24 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	147	1 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 1 件 2, 4 5 0 円～9 0 0, 0 0 0 円	147
25 優良宅地住宅等認定申請手数料	208	1 優良住宅等関係申請手数料 1 件 3 5, 0 0 0 円	35
		2 優良宅地認定申請手数料 1 件 8 6, 0 0 0 円～8 7 0, 0 0 0 円	86
		3 特定の民間再開発事業認定申請手数料 1 件 3 1, 0 0 0 円	31
		4 特定民間再開発事業認定申請手数料 1 件 3 2, 0 0 0 円	32
		5 地区外転出事情認定申請手数料 1 件 2 4, 0 0 0 円	24
26 建築物省エネ法申請手数料	224	1 建築物エネルギー消費性能認定申請手数料 1 件 2, 3 5 0 円～8 7 0, 0 0 0 円	4
		2 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 1 件 1 3, 0 0 0 円～8 7 0, 0 0 0 円	220
27 特殊車両通行許可申請手数料	300	1 特殊車両通行許可申請手数料 1 件 2 0 0 円	300

款 5 0 使用料及び手数料
項 1 0 手数料

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
	千円	千円	千円
(土木手数料)			
35 消防手数料	12, 334	11, 115	1, 219
40 教育手数料	1	1	0
計	2, 109, 713	2, 172, 828	△63, 115

款 5 5 国庫支出金 66, 068, 721千円
項 5 国庫負担金 59, 489, 508千円

5 民生費国庫負担金	50, 220, 690	49, 103, 893	1, 116, 797

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
30 鳥獣飼養許可等申請手数料	3	1 鳥獣飼養許可等申請手数料 1 件 3, 4 0 0 円	3
5 証明閲覧謄本手数料	19	1 防火管理者資格証明手数料 2 防災管理者資格証明手数料 3 販売事業者登録簿謄本交付等手数料	15 3 1
10 危険物設置及び検査手数料	9, 300	1 危険物設置手数料 2 危険物検査手数料	4, 200 5, 100
15 火薬類許可及び検査手数料	533	1 火薬類許可手数料 2 火薬類検査手数料	116 417
20 高压ガス許可及び検査手数料	917	1 高压ガス許可手数料 2 高压ガス検査手数料	338 579
25 液化石油ガス登録等及び検査手数料	1, 565	1 液化石油ガス登録等手数料 2 液化石油ガス検査手数料	1, 564 1
5 証明閲覧謄本手数料	1	1 市有地境界証明手数料	1

5 社会福祉費負担金	9, 884, 873	1 保険基盤安定負担金 負担率 1／2	621, 000
		2 身体障害者福祉費負担金 負担率 1／2	7, 703
		3 特別障害者手当等給付費負担金 負担率 3／4	174, 804
		4 障害児者自立支援給付費負担金 負担率 1／2	8, 736, 952
		5 中国残留邦人等生活支援事業負担金 負担率 1 0／1 0・3／4	78, 410
		6 介護保険低所得者保険料軽減負担金 負担率 1／2	266, 004
10 児童福祉費負担金	21, 400, 093	1 児童福祉費負担金 負担率 1／2	90, 508
		2 施設型給付費等負担金 負担率 1／2	10, 390, 617
		3 児童保護措置費負担金 負担率 1／2	3, 287, 745
		4 児童扶養手当負担金 負担率 1／3	771, 660
		5 児童手当負担金 負担率 3 7／4 5・4／6	6, 859, 563

款 5 5 国庫支出金
項 5 国庫負担金

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
	千円	千円	千円
(民生費国庫負担金)			
10 衛生費国庫負担金	2,374,818	3,447,483	△1,072,665
15 教育費国庫負担金	6,894,000	6,863,515	30,485
計	59,489,508	59,414,891	74,617

款 5 5 国庫支出金
項 1 0 国庫補助金 6,350,432千円

5 総務費国庫補助金	1,225,262	1,558,404	△333,142

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
15 生活保護費負担金	18,635,724	1 生活保護費負担金 負担率 3／4 2 生活困窮者自立支援事業費等負担金 負担率 3／4	18,447,447 188,277
30 災害救助費負担金	300,000	1 災害救助費負担金 負担率 1／2	300,000
5 保健衛生費負担金	2,374,818	1 未熟児養育医療負担金 負担率 1／2 2 育成医療負担金 負担率 1／2 3 結核対策費負担金 負担率 3／4 4 結核児童療育給付費負担金 負担率 1／2 5 小児慢性特定疾病医療負担金 負担率 1／2 6 小児慢性特定疾病自立支援負担金 負担率 1／2 7 感染症予防費負担金 負担率 3／4・1／2 8 感染症発生動向調査事業費負担金 負担率 1／2 9 精神障害者措置入院費負担金 負担率 3／4 10 精神通院医療負担金 負担率 1／2 11 難病医療費等負担金 負担率 1／2	22,856 2,700 11,437 27 81,000 284 337,271 269,641 38,418 914,150 697,034
5 小学校費負担金	4,343,220	1 小学校義務教育費国庫負担金 負担率 1／3	4,343,220
10 中学校費負担金	2,550,780	1 中学校義務教育費国庫負担金 負担率 1／3	2,550,780

5 総務管理費補助金	607,693	1 特定防衛施設周辺整備調整交付金 2 外国人受入環境整備交付金 補助率 1／2 3 社会保障・税番号制度補助金 補助率 1 0／1 0 4 デジタル基盤改革支援補助金 補助率 1 0／1 0 5 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 6 地方創生推進交付金 補助率 1／2 7 地域少子化対策重点推進交付金 補助率 1／2	80,000 6,400 17,582 154,113 234,708 94,890 20,000

款 5 5 国庫支出金
 項 1 0 国庫補助金

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
	千円	千円	千円
(総務費国庫補助金)			
10 民生費国庫補助金	2,153,534	2,704,292	△550,758

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
30 防災対策費補助金	1,978	1 防災対策普及啓発推進事業補助金 補助率 1／2	1,978
45 市民生活費補助金	615,591	1 個人番号カード交付事務費補助金 補助率 1 0／1 0 2 外国人受入環境整備交付金 補助率 1／2 3 個人番号カード利用環境整備費補助金 補助率 1 0／1 0	535,534 2,302 77,755
5 社会福祉費補助金	733,858	1 婦人保護事業費補助金 補助率 1／2 2 生活困窮者自立支援事業費等補助金 補助率 1 0／1 0・1／2 3 障害者福祉費補助金 補助率 2／3・1／2 4 地域生活支援事業費等補助金 補助率 1／2 5 認知症総合対策事業補助金 補助率 1／2 6 老人クラブ育成費補助金 補助率 1／2・1／3 7 地域介護・福祉空間整備推進交付金 補助率 1 0／1 0	14,000 26,283 105,262 550,803 6,352 4,874 26,284
10 児童福祉費補助金	1,214,861	1 保育対策総合支援事業費補助金 補助率 2／3・1／2・1／3 2 教育支援体制整備事業費交付金 補助率 1／2 3 一時保育促進事業補助金 補助率 1／3 4 利用者支援事業補助金 補助率 2／3 5 延長保育事業補助金 補助率 1／3 6 病児保育事業補助金 補助率 1／3 7 新規参入施設巡回支援事業補助金 補助率 1／3 8 多様な集団活動利用支援事業補助金 補助率 1／3 9 実費徴収補足給付事業補助金 補助率 1／3 10 子どものための教育・保育給付費補助金 補助率 1／2 11 地域子育て支援拠点事業補助金 補助率 1／3 12 防音事業関連維持事業補助金 補助率 2／3・5. 5／1 0 13 職員の資質向上・人材確保等研修事業補助金 補助率 1／2 14 子育て支援員研修事業補助金 補助率 1／2 15 児童虐待防止対策事業補助金 補助率 2／3・1／2 16 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業補助金 補助率 1／3 17 ファミリー・サポート・センター事業補助金 補助率 1／3	171,895 255 97,365 36,146 51,399 11,993 2,666 2,640 2,260 8,381 21,746 498 15,714 932 96,960 505 7,879

款 5 5 国庫支出金
 項 1 0 国庫補助金

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
	千円	千円	千円
(民生費国庫補助金)			
15 衛生費国庫補助金	575, 805	1, 986, 618	△1, 410, 813

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		18 ひとり親家庭等自立支援事業補助金 補助率 3／4・1／2 59, 097
		19 ひとり親家庭等日常生活支援事業補助金 補助率 1／2 378
		20 ひとり親家庭等生活向上事業補助金 補助率 1／2 19, 874
		21 地域子供の未来応援交付金 補助率 2／3 3, 999
		22 社会的養護自立支援事業補助金 補助率 1／2 12, 936
		23 母子・父子自立支援プログラム策定事業補助金 補助率 1 0／1 0 300
		24 子育て短期支援事業補助金 補助率 1／3 1, 945
		25 養育支援訪問事業補助金 補助率 1／3 1, 101
		26 放課後子ども教室事業補助金 補助率 1／3 7, 828
		27 児童クラブ運営費補助金 補助率 1／3 376, 885
		28 児童クラブ整備費補助金 補助率 1／3 12, 488
		29 こどもセンター活動事業費補助金 補助率 1／3 188, 796
20 生活保護費補助金	204, 815	1 生活困窮者自立支援事業費等補助金 補助率 3／4・2／3・1／2 190, 487
		2 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 補助率 1 0／1 0 14, 328
5 保健衛生費補助金	459, 876	1 健康増進事業費補助金 補助率 1／3 21, 303
		2 地域・職域連携推進事業補助金 補助率 1／2 155
		3 健康的な生活習慣づくり重点化事業補助金 補助率 1／2 93
		4 がん検診推進事業補助金 補助率 1／2 13, 213
		5 母子保健衛生費補助金 補助率 1／2 42, 214
		6 乳児家庭全戸訪問事業補助金 補助率 1／3 8, 165
		7 出産・子育て応援交付金 補助率 2／3・1／2 320, 746
		8 妊産婦総合対策事業補助金 補助率 1／2 9, 940
		9 口腔保健推進事業補助金 補助率 1／2 776
		10 小児慢性特定疾病対策総合支援事業補助金 補助率 1／2 1, 185
		11 保健衛生施設等設備整備費補助金 100
		12 結核対策費補助金 補助率 1 0／1 0・1／2 1, 683
		13 感染症予防体制整備事業補助金 補助率 1／2 50
		14 慢性腎臓病特別対策事業補助金 補助率 1／2 126

款 5 5 国庫支出金
 項 1 0 国庫補助金

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
	千円	千円	千円
(衛生費国庫補助金)			
20 労働費国庫補助金	6,600	6,600	0
35 土木費国庫補助金	1,911,736	1,735,975	175,761

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
		15 エイズ対策促進事業補助金 補助率 1／2	697
		16 性感染症検査等事業補助金 補助率 1／2	1,721
		17 B型・C型肝炎ウイルス検査事業補助金 補助率 1／2	801
		18 風しん抗体検査事業補助金 補助率 1／2	17,162
		19 難病特別対策推進事業等補助金 補助率 1／2	9,332
		20 精神保健対策費補助金 補助率 1／2	9,922
		21 自殺対策費補助金 補助率 1／2	312
		22 医療施設運営費等補助金 補助率 1／2	180
10 清掃費補助金	15,075	1 一般廃棄物最終処分場整備事業補助金 補助率 1／3	15,075
15 環境保全費補助金	100,854	1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 補助率 2／3・1／2	99,307
		2 浄化槽整備事業費交付金 補助率 1／3	1,547
5 労働費補助金	6,600	1 地域就職氷河期世代支援加速化交付金 補助率 3／4	6,600
10 道路維持費補助金	364,147	1 道路維持事業補助金 補助率 5．5／10・1／2	364,147
15 道路新設改良費補助金	76,557	1 道路舗装整備事業補助金 補助率 1／2	11,300
		2 道路改良事業補助金 補助率 7．5／10・5．5／10・1／2	65,257
17 橋りょう維持費補助金	268,374	1 橋りょう維持事業補助金 補助率 5．5／10・1／2	268,374
20 河川改修費補助金	6,000	1 一級河川鳩川・道保川改修事業補助金 補助率 1／3	6,000
25 都市計画総務費補助金	62,107	1 都市空間情報デジタル基盤構築支援事業補助金 補助率 1／2	49,747
		2 総合都市交通計画策定事業補助金 補助率 1／3	5,340
		3 宅地造成等工事規制区域等基礎調査補助金 補助率 1／2	7,020
27 建築指導費補助金	36,134	1 耐震改修等事業補助金 補助率 1／2・1／3・2／5	36,134
30 みどり対策費補助金	111,440	1 緑地保全事業補助金 補助率 5．5／10	111,440

款 5 5 国庫支出金
 項 1 0 国庫補助金

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
	千円	千円	千円
(土木費国庫補助金)			
40 消防費国庫補助金	83, 892	0	83, 892
45 教育費国庫補助金	389, 465	294, 805	94, 660

節		明 説	
区 分	金 額		
	千円		千円
45 街路事業費補助金	515, 627	1 都市計画道路等整備事業補助金 補助率 5 . 5 / 1 0 ・ 1 / 2	515, 627
55 公園整備費補助金	315, 475	1 相模原スポーツ・レクリエーションパーク整備事業補助金 補助率 1 / 2	263, 975
		2 公園施設長寿命化実施事業補助金 補助率 1 / 2	51, 500
60 住宅管理費補助金	155, 875	1 市営住宅ストック総合改善事業補助金 補助率 1 / 2	155, 385
		2 民間住宅施策推進補助金 補助率 4 . 5 / 1 0 ・ 1 / 2	490
5 消防費補助金	83, 892	1 消防施設整備事業補助金 補助率 1 / 2	64, 119
		2 防衛施設周辺消防施設整備補助金 補助率 2 / 3	19, 758
		3 国際消防救助隊員ワクチン接種補助金	15
3 教育総務費補助金	255, 007	1 スクールカウンセラー等活用事業補助金 補助率 1 / 3	111, 252
		2 スクールソーシャルワーカー活用事業補助金 補助率 1 / 3	18, 201
		3 理科教育設備整備費等補助金 補助率 1 / 3	7, 954
		4 教育支援体制整備事業費補助金 補助率 1 / 3	114, 761
		5 地方スポーツ振興費補助金 補助率 1 / 3	1, 612
		6 体験活動推進事業補助金 補助率 1 / 3	514
		7 防犯ブザー購入経費補助金 補助率 1 / 3	713
15 小学校管理費補助金	10, 885	1 理科教育費補助金 補助率 1 / 2	1, 750
		2 学校情報教育推進事業補助金 補助率 1 / 3	9, 135
20 小学校保健費補助金	52, 874	1 学校保健特別対策事業費補助金 補助率 1 / 2	52, 874
25 小学校教育振興費補助金	17, 791	1 要保護児童生徒援助費補助金 補助率 1 / 2	1, 343
		2 特別支援教育就学奨励費補助金 補助率 1 / 2	16, 448
35 中学校管理費補助金	5, 378	1 理科教育費補助金 補助率 1 / 2	875
		2 学校情報教育推進事業補助金 補助率 1 / 3	4, 503
37 中学校保健費補助金	25, 649	1 学校保健特別対策事業費補助金 補助率 1 / 2	25, 649
40 中学校教育振興費補助金	12, 833	1 要保護児童生徒援助費補助金 補助率 1 / 2	3, 424

款 5 5 国庫支出金
項 1 0 国庫補助金

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
	千円	千円	千円
(教育費国庫補助金)			
50 災害復旧費国庫補助金	4, 138	2, 072	2, 066
計	6, 350, 432	8, 288, 766	△1, 938, 334

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		2 特別支援教育就学奨励費補助金 補助率 1／2 9, 352
		3 被災児童生徒等就学支援事業費補助金 補助率 1 0／1 0 57
50 社会教育費補助金	9, 048	1 文化芸術振興費補助金 2, 143 2 埋蔵文化財緊急調査費補助金 5, 835 補助率 1／2 3 家庭教育啓発費補助金 1, 070 補助率 1／3
15 公立諸学校建物等災害復旧費補助金	4, 138	1 公立諸学校建物等災害復旧費補助金 4, 138 補助率 2／3

款 5 5 国庫支出金
項 1 5 国庫委託金 228, 781千円

5 総務費国庫委託金	11, 749	11, 680	69
10 民生費国庫委託金	192, 079	195, 202	△3, 123
15 衛生費国庫委託金	7, 374	10, 032	△2, 658
45 教育費国庫委託金	17, 579	17, 859	△280
計	228, 781	234, 773	△5, 992

5 総務管理費委託金	3, 115	1 施設区域提供事務委託金 450 2 地方公共団体消費状況等調査委託金 373 3 地方公務員給与実態調査事務委託金 400 4 人権啓発活動委託金 1, 892
13 市民生活費委託金	8, 634	1 人口動態調査委託金 4, 200 2 中長期在留者住居地届出等事務委託金 4, 360 3 自衛官募集事務委託金 74
5 社会福祉費委託金	176, 859	1 福祉統計調査委託金 1, 223 2 遺族及留守家族等援護費事務委託金 3, 803 3 特別児童扶養手当事務委託金 7, 865 4 国民年金事務委託金 157, 812 5 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金 3, 228 6 障害者学習支援実践研究委託金 2, 928
12 生活保護費委託金	15, 220	1 生活保護指導監査委託金 15, 220
5 保健衛生費委託金	7, 374	1 国民健康・栄養調査委託金 1, 597 2 環境保健サーベイランス調査委託金 1, 481 3 保健衛生統計調査委託金 4, 296
5 教育総務費委託金	17, 579	1 在外教育施設派遣教員委託金 17, 579

款 6 0 県支出金 21, 833, 436千円
項 5 県負担金 14, 636, 244千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
5 民生費県負担金	千円 14, 623, 466	千円 14, 107, 673	千円 515, 793
10 衛生費県負担金	12, 778	12, 281	497
計	14, 636, 244	14, 119, 954	516, 290

款 6 0 県支出金
項 1 0 県補助金 5, 796, 672千円

5 総務費県補助金	111, 144	82, 507	28, 637
10 民生費県補助金	3, 660, 477	2, 454, 550	1, 205, 927

節		説 明
区 分	金 額	
5 社会福祉費負担金	千円 7, 431, 363	千円 2, 812 1, 840, 500 4, 368, 476 1, 086, 573 133, 002
10 児童福祉費負担金	7, 192, 103	4, 487, 153 1, 501, 081 1, 203, 869
5 保健衛生費負担金	12, 778	11, 428 1, 350

15 総務管理費補助金	59, 835	44, 300 14, 463 1, 072
40 市町村地域防災力強化事業費補助金	42, 150	42, 150
60 消費生活対策費補助金	9, 159	9, 159
10 社会福祉総務費補助金	250	250
12 障害者福祉費補助金	275, 392	275, 392
15 身体障害者福祉費補助金	334, 701	334, 701
25 老人福祉費補助金	1, 067, 540	666 284, 160

款 6 0 県支出金
項 1 0 県補助金

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
	千円	千円	千円
(民生費県補助金)			

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
		3 施設開設準備経費支援事業補助金 補助率 1 0 / 1 0	362, 090
		4 特別養護老人ホーム改修支援事業補助金 補助率 1 0 / 1 0	12, 308
		5 認知症医療支援事業費補助金 補助率 1 0 / 1 0	1, 682
		6 介護未経験者参入促進事業費補助金 補助率 3 / 4	10, 411
		7 介護職員の宿舍施設整備事業費補助金 補助率 1 0 / 1 0	60, 000
		8 介護サービス提供体制確保事業費補助金 補助率 1 0 / 1 0	336, 223
30 児童福祉総務 費補助金	379, 737	1 小児医療費補助金 補助率 1 / 4	379, 737
31 安心こども交 付金事業費補 助金	17, 843	1 幼児教育・保育無償化実施円滑化事業補助金 補助率 1 0 / 1 0	3, 145
		2 新たな子育て家庭支援事業補助金 補助率 3 / 4 ・ 2 / 3	14, 698
34 地域子ども・ 子育て支援事 業費補助金	788, 700	1 利用者支援事業補助金 補助率 1 / 6	9, 032
		2 地域子育て支援拠点事業補助金 補助率 1 / 3	21, 746
		3 養育支援訪問事業補助金 補助率 1 / 3	1, 101
		4 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業補助金 補助率 1 / 3	505
		5 子育て短期支援事業補助金 補助率 1 / 3	1, 945
		6 ファミリー・サポート・センター事業補助金 補助率 1 / 3	7, 879
		7 一時預かり事業補助金 補助率 1 / 3	97, 365
		8 延長保育事業補助金 補助率 1 / 3	51, 399
		9 病児保育事業補助金 補助率 1 / 3	11, 993
		10 児童クラブ運営費補助金 補助率 1 / 3	376, 885
		11 こどもセンター活動事業費補助金 補助率 1 / 3	188, 796
		12 新規参入施設巡回支援事業補助金 補助率 1 / 3	2, 666
		13 多様な集団活動利用支援事業補助金 補助率 1 / 3	2, 640
		14 実費徴収補足給付事業補助金 補助率 1 / 3	2, 260
		15 児童クラブ整備費補助金 補助率 1 / 3	12, 488
35 母子福祉費補 助金	110, 778	1 ひとり親家庭等医療費補助金 補助率 1 / 3	110, 778
36 子どものため の教育・保育 給付費補助金	561, 576	1 施設型給付費等補助金 補助率 1 / 2	561, 576

款 6 0 県支出金
項 1 0 県補助金

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
	千円	千円	千円
(民生費県補助金)			
15 衛生費県補助金	1,752,722	1,039,364	713,358
25 農林水産業費県補助金	152,035	126,940	25,095

節		説 明	
区 分	金 額		
38 新たな子育て 家庭支援基盤 整備事業費補 助金	千円 122,296	1 児童相談所一時保護所等整備事業補助金 補助率 9／10	千円 122,296
40 保育所費補助 金	336	1 民間保育所借入償還金補助金 補助率 1／2	336
43 市町村事業推 進交付金	1,328	1 青少年行政推進事業交付金 補助率 1／2	1,328
13 水源環境保全 ・再生市町村 特別交付金	6,474	1 合併処理浄化槽設置補助事業交付金 補助率 1／2・1／6	6,474
15 保健衛生費補 助金	112,981	1 救急医療対策費補助金 補助率 2／3・1／2 2 産科医師分娩手当補助金 補助率 1／3 3 予防接種健康被害救済費補助金 補助率 3／4 4 特定不妊治療費助成事業臨時交付金 補助率 1／2 5 骨髓移植等予防接種再接種事業費補助金 補助率 1／2 6 骨髓ドナー支援事業費補助金 補助率 1／2 7 風しん予防接種事業補助金 補助率 1／3 8 地域自殺対策強化交付金事業補助金 補助率 10／10・2／3・1／2 9 出産・子育て応援交付金 補助率 1／4・1／6	12,105 4,653 247 6,300 61 735 1,541 6,239 81,100
19 地域子ども・ 子育て支援事 業費補助金	8,165	1 乳児家庭全戸訪問事業補助金 補助率 1／3	8,165
35 新型コロナウ イルス感染症 緊急包括支援 交付金	1,625,102	1 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金	1,625,102
5 農業委員会費 補助金	4,538	1 農業委員会交付金 補助率 10／10 2 農地利用最適化交付金 補助率 10／10	3,716 822
7 農業総務費補 助金	882	1 農地集積・集約化対策推進交付金（機構集積支援事業） 補助率 10／10 2 国有農地等管理处分事業事務取扱交付金 補助率 10／10	492 390
10 農業振興費補 助金	50,370	1 有害鳥獣等被害対策事業補助金 補助率 1／2・1／3 2 農業後継者・担い手確保対策事業補助金 補助率 10／10 3 環境保全型農業直接支援対策事業費補助金 補助率 3／4	210 44,640 420

款 6 0 県支出金
項 1 0 県補助金

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
(農林水産業費県補助金)	千円	千円	千円
35 土木費県補助金	59,025	70,354	△11,329
40 消防費県補助金	61,269	57,465	3,804
○ 教育費県補助金	0	3,647	△3,647
計	5,796,672	3,834,827	1,961,845

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
		4 経営体育成支援事業補助金 補助率 10/10	3,000
		5 みどりの食料システム戦略推進交付金	2,100
13 水源環境保全・再生市町村特別交付金	19,369	1 地域水源林整備事業交付金 補助率 10/10	19,369
30 林業総務費補助金	45,777	1 水源の森林づくり事業補助金 補助率 10/10・8/10	45,777
40 市町村事業推進交付金	30,409	1 農とみどりの整備事業交付金 補助率 1/2	9,000
		2 鳥獣保護管理対策事業交付金 補助率 1/2	21,409
45 森林整備地域活動支援交付金	690	1 森林整備地域活動支援交付金	690
8 社会基盤整備臨時交付金	30,873	1 社会基盤整備臨時交付金 補助率 1/3	30,873
10 市町村地域防災力強化事業費補助金	4,300	1 既存住宅等耐震化促進事業補助金 補助率 1/2・1/3	4,300
13 水源環境保全・再生市町村特別交付金	8,847	1 地域水源林保全再生事業交付金 2 一級河川鳩川・道保川改修事業交付金 3 準用河川姥川改修事業交付金	847 3,820 4,180
15 河川費補助金	6,000	1 一級河川鳩川・道保川改修事業補助金 補助率 1/3	6,000
20 都市計画費補助金	6,815	1 里地里山保全等促進事業補助金 補助率 1/3	732
		2 要安全確認計画記載建築物耐震補助制度補助金 補助率 1/9	6,083
30 地籍調査事業費補助金	2,190	1 地籍調査事業費補助金 補助率 3/4	2,190
25 市町村地域防災力強化事業費補助金	61,269	1 市町村地域防災力強化事業費補助金 補助率 1/2・1/3	61,269

款 6 0 県支出金
項 1 5 県委託金 1,400,520千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
5 総務費県委託金	千円 1,395,074	千円 1,562,943	千円 △167,869
15 衛生費県委託金	380	484	△104
23 商工費県委託金	5,066	5,039	27
○ 土木費県委託金	0	12,830	△12,830
計	1,400,520	1,581,296	△180,776

款 6 5 財産収入 269,769千円
項 5 財産運用収入 262,726千円

5 財産貸付収入	225,564	107,274	118,290
10 利子及び配当金	37,162	31,406	5,756

節		説 明	
区 分	金 額		
5 総務管理費委託金	千円 386	1 騒音調査委託金	千円 386
10 徴税費委託金	1,212,308	1 県税徴収取扱委託金	1,212,308
15 選挙費委託金	147,088	1 在外選挙人名簿登録事務委託金 2 統一地方選挙委託金	1,092 145,996
20 統計調査費委託金	35,292	1 統計調査委託金	35,292
5 保健衛生費県委託金	380	1 肝疾患医療給付事業事務委託金 2 予防接種後健康調査事務委託金 3 被爆者等援護事業經由事務委託金	30 330 20
5 ふるさと観光費委託金	5,066	1 東海自然歩道管理委託金 2 首都圏自然歩道管理委託金	4,046 1,020

5 土地貸付収入	208,614	1 土地貸付収入	208,614
10 建物貸付収入	16,950	1 旧モーターボート競走組合事務所貸付収入 2 市民・大学交流センター貸付収入 3 青野原オートキャンプ場貸付収入 4 陣馬山山の家貸付収入 5 本庁舎貸付収入 6 南区合同庁舎貸付収入 7 南保健福祉センター貸付収入 8 緑区合同庁舎貸付収入 9 バス待合所貸付収入 10 公民館貸付収入 11 文化財施設貸付収入 12 図書館貸付収入	768 682 159 21 10,654 897 33 1,746 836 560 84 510
5 利子収入	37,158	1 財政調整基金 2 寄附金積立基金 3 まち・ひと・しごと創生基金 4 相模川ダム周辺地域振興基金 5 社会福祉基金 6 地球温暖化対策推進基金 7 青年起業家育成基金 8 産業集積促進基金 9 道志ダム関連地域環境整備基金 10 みどりのまちづくり基金 11 中道志川トラスト基金 12 市街地整備基金 13 都市交通施設整備基金 14 岩本育英奨学基金	20,000 194 1,200 426 622 600 52 50 17 700 50 5,766 2,300 42

款 6 5 財産収入
項 5 財産運用収入

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
	千円	千円	千円
(利子及び配当金)			
計	262, 726	138, 680	124, 046

款 6 5 財産収入
項 1 0 財産売払収入 7, 043千円

5 物品売払収入	4, 041	3, 928	113
15 不動産売払収入	3, 002	63, 480	△60, 478
計	7, 043	67, 408	△60, 365

款 7 0 寄附金 579, 500千円
項 5 寄附金 579, 500千円

5 総務費寄附金	551, 000	340, 200	210, 800
10 民生費寄附金	25, 000	25, 000	0
15 衛生費寄附金	1, 000	1, 000	0
25 商工費寄附金	400	400	0
30 土木費寄附金	1, 900	1, 900	0

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
		15 学校施設整備基金	462
		16 文化振興基金	159
		17 国際交流基金	133
		18 公共施設保全等基金	2, 658
		19 子ども・若者未来基金	520
		20 災害救助基金	7
		21 退職手当調整基金	1, 200
10 配当金	4	1 津久井湖観光株式会社出資配当金	4

5 物品売払収入	4, 041	1 統計書等 2 不用物品等	1, 550 2, 491
5 土地売払収入	3, 002	1 普通財産一般 2 廃道路敷地等	701 2, 301

2 文化振興費寄附金	100	1 文化振興基金寄附金	100
3 国際交流費寄附金	100	1 国際交流基金寄附金	100
4 総務費寄附金	550, 800	1 寄附金積立基金寄附金 2 まち・ひと・しごと創生寄附金	20, 000 530, 800
5 社会福祉総務費寄附金	15, 000	1 社会福祉基金寄附金	15, 000
15 児童福祉総務費寄附金	10, 000	1 子ども・若者未来基金寄附金	10, 000
5 環境保全費寄附金	1, 000	1 地球温暖化対策推進基金寄附金	1, 000
5 商工振興費寄附金	400	1 青年起業家育成基金寄附金	400
3 都市計画総務費寄附金	200	1 都市交通施設整備基金寄附金	200

款 7 0 寄附金
項 5 寄附金

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
	千円	千円	千円
(土木費寄附金)			
35 教育費寄附金	200	200	0
計	579, 500	368, 700	210, 800

款 7 5 繰入金 9, 858, 157千円
項 5 特別会計繰入金 112, 787千円

8 介護保険事業特別会計繰入金	72, 499	26, 954	45, 545
10 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計繰入金	40, 288	26, 367	13, 921
計	112, 787	53, 321	59, 466

款 7 5 繰入金
項 1 0 基金繰入金 9, 704, 595千円

10 財政調整基金繰入金	6, 053, 194	4, 097, 281	1, 955, 913
20 公共料金支払基金繰入金	1	1	0
25 用品調達基金繰入金	2	2	0
26 国際交流基金繰入金	10, 662	10, 823	△161
28 社会福祉基金繰入金	4, 000	4, 000	0
29 子ども・若者未来基金繰入金	52, 939	52, 509	430
35 市街地整備基金繰入金	3, 014, 507	0	3, 014, 507

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
5 みどり対策費寄附金	1, 700	1 緑地保全基金寄附金 2 みどりのまちづくり基金寄附金 3 中道志川トラスト基金寄附金	200 1, 000 500
5 教育総務費寄附金	200	1 岩本育英奨学基金寄附金	200

5 介護保険事業特別会計繰入金	72, 499	1 介護保険事業特別会計繰入金	72, 499
5 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計繰入金	40, 288	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計繰入金	40, 288

5 財政調整基金繰入金	6, 053, 194	1 財政調整基金繰入金	6, 053, 194
5 公共料金支払基金繰入金	1	1 公共料金支払基金繰入金	1
5 用品調達基金繰入金	2	1 基金運用収益 2 利子収入	1 1
5 国際交流基金繰入金	10, 662	1 国際交流基金繰入金	10, 662
5 社会福祉基金繰入金	4, 000	1 社会福祉基金繰入金	4, 000
5 子ども・若者未来基金繰入金	52, 939	1 子ども・若者未来基金繰入金	52, 939
5 市街地整備基金繰入金	3, 014, 507	1 市街地整備基金繰入金	3, 014, 507

款 7 5 繰入金
項 1 0 基金繰入金

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
38 地球温暖化対策推進基金繰入金	千円 51,823	千円 0	千円 51,823
40 青年起業家育成基金繰入金	33,573	20,250	13,323
43 道志ダム関連地域環境整備基金繰入金	1,094	1,094	0
45 緑地保全基金繰入金	1	1	0
48 中道志川トラスト基金繰入金	700	700	0
50 美術品等収集基金繰入金	1	1	0
51 文化振興基金繰入金	20,433	102,469	△82,036
55 岩本育英奨学基金繰入金	3,234	3,090	144
60 収入印紙購入基金繰入金	1	1	0
65 寄附金積立基金繰入金	32,588	16,003	16,585
66 まち・ひと・しごと創生基金繰入金	53,872	21,000	32,872
69 公共施設保全等基金繰入金	64,570	0	64,570
75 都市交通施設整備基金繰入金	7,400	10,350	△2,950
80 災害救助基金繰入金	300,000	300,000	0
○ みどりのまちづくり基金繰入金	0	67,115	△67,115
計	9,704,595	4,706,690	4,997,905

節		説 明	
区 分	金 額		
5 地球温暖化対策推進基金繰入金	千円 51,823	1 地球温暖化対策推進基金繰入金	千円 51,823
5 青年起業家育成基金繰入金	33,573	1 青年起業家育成基金繰入金	33,573
5 道志ダム関連地域環境整備基金繰入金	1,094	1 道志ダム関連地域環境整備基金繰入金	1,094
5 緑地保全基金繰入金	1	1 緑地保全基金繰入金	1
5 中道志川トラスト基金繰入金	700	1 中道志川トラスト基金繰入金	700
5 美術品等収集基金繰入金	1	1 美術品等収集基金繰入金	1
5 文化振興基金繰入金	20,433	1 文化振興基金繰入金	20,433
5 岩本育英奨学基金繰入金	3,234	1 岩本育英奨学基金繰入金	3,234
5 収入印紙購入基金繰入金	1	1 収入印紙購入基金繰入金	1
5 寄附金積立基金繰入金	32,588	1 寄附金積立基金繰入金	32,588
5 まち・ひと・しごと創生基金繰入金	53,872	1 まち・ひと・しごと創生基金繰入金	53,872
5 公共施設保全等基金繰入金	64,570	1 公共施設保全等基金繰入金	64,570
5 都市交通施設整備基金繰入金	7,400	1 都市交通施設整備基金繰入金	7,400
5 災害救助基金繰入金	300,000	1 災害救助基金繰入金	300,000

款 7 5 繰入金
 項 1 5 財産区繰入金 40,775千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
10 中野財産区繰入金	千円 3,230	千円 6,980	千円 △3,750
15 串川財産区繰入金	7,594	10,886	△3,292
20 鳥屋財産区繰入金	11,060	11,330	△270
25 青野原財産区繰入金	4,118	4,584	△466
30 青根財産区繰入金	7,030	7,060	△30
35 吉野財産区繰入金	650	650	0
45 澤井財産区繰入金	200	50	150
50 牧野財産区繰入金	4,233	5,178	△945
55 日連財産区繰入金	980	980	0
60 名倉財産区繰入金	1,680	1,680	0
計	40,775	49,378	△8,603

款 8 0 繰越金 2,000,000千円
 項 5 繰越金 2,000,000千円

5 繰越金	2,000,000	2,000,000	0
計	2,000,000	2,000,000	0

款 8 5 諸収入 16,808,802千円
 項 5 延滞金加算金及び過料 149,127千円

5 延滞金及び加算金収入	149,127	229,070	△79,943
計	149,127	229,070	△79,943

節		説 明	
区 分	金 額		
5 中野財産区繰入金	千円 3,230	1 地域振興助成事業充当繰入金	千円 3,230
5 串川財産区繰入金	7,594	1 地域振興助成事業充当繰入金 2 自治会集会所建設等事業充当繰入金	7,400 194
5 鳥屋財産区繰入金	11,060	1 地域振興助成事業充当繰入金	11,060
5 青野原財産区繰入金	4,118	1 地域振興助成事業充当繰入金 2 神之川林道開設改良事業補助金充当繰入金	4,088 30
5 青根財産区繰入金	7,030	1 地域振興助成事業充当繰入金 2 神之川林道開設改良事業補助金充当繰入金	7,000 30
5 吉野財産区繰入金	650	1 地域振興助成事業充当繰入金	650
5 澤井財産区繰入金	200	1 地域振興助成事業充当繰入金	200
5 牧野財産区繰入金	4,233	1 地域振興助成事業充当繰入金 2 神之川林道開設改良事業補助金充当繰入金	4,203 30
5 日連財産区繰入金	980	1 地域振興助成事業充当繰入金	980
5 名倉財産区繰入金	1,680	1 地域振興助成事業充当繰入金	1,680

5 繰越金	2,000,000	1 前年度剰余金	2,000,000

5 延滞金	149,127	1 市税延滞金 2 税外収入延滞金	149,000 127

款 8 5 諸収入
 項 1 0 市預金利子 250千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
5 市預金利子	千円 250	千円 150	千円 100
計	250	150	100

款 8 5 諸収入
 項 1 5 貸付金元利収入 9,989,823千円

10 シルバー人材センター貸付金元金収入	22,000	22,000	0
30 看護師等修学資金貸付金元金収入	4,940	5,040	△100
37 災害援護資金貸付金元金収入	349	0	349
40 勤労者生活資金融資預託金元金収入	110,000	110,000	0
50 中小企業融資預託金元金収入	9,742,800	6,511,566	3,231,234
56 企業立地特別融資預託金元金収入	105,563	146,862	△41,299
60 奨学金貸付金元金収入	851	1,359	△508
75 既存木造住宅耐震改修融資預託金元金収入	3,320	3,320	0
計	9,989,823	6,800,147	3,189,676

款 8 5 諸収入
 項 2 2 収益事業収入 1,100,000千円

5 宝くじ収入	1,100,000	1,000,000	100,000
計	1,100,000	1,000,000	100,000

節		説 明	
区 分	金 額		
5 市預金利子	千円 250	1 市預金利子	千円 250

5 シルバー人材センター貸付金元金収入	22,000	1 シルバー人材センター貸付金元金収入	22,000
5 看護師等修学資金貸付金元金収入	4,940	1 看護師等修学資金貸付金元金収入	4,940
5 災害援護資金貸付金元金収入	349	1 災害援護資金貸付金元金収入	349
5 勤労者生活資金融資預託金元金収入	110,000	1 勤労者生活資金融資預託金元金収入	110,000
5 中小企業融資預託金元金収入	9,742,800	1 中小企業融資預託金元金収入	9,742,800
5 企業立地特別融資預託金元金収入	105,563	1 企業立地特別融資預託金元金収入	105,563
5 奨学金貸付金元金収入	851	1 奨学金貸付金元金収入	851
5 既存木造住宅耐震改修融資預託金元金収入	3,320	1 既存木造住宅耐震改修融資預託金元金収入	3,320

5 宝くじ収入	1,100,000	1 宝くじ収入	1,100,000

款 8 5 諸収入
項 2 5 雑入 5,569,602千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
10 弁償金	千円 375	千円 144	千円 231
15 雑入	5,569,227	3,311,750	2,257,477

節		説 明	
区 分	金 額		
5 弁償金	千円 375	1 標識亡失弁償金 2 図書等亡失弁償金 3 車両弁償金	千円 20 124 231
3 議会費雑入	30	1 労働保険被保険者負担金	30
6 総務管理費雑入	145,004	1 電話使用料 2 公衆電話使用料 3 滞納処分収入 4 本庁舎光熱水費等収入 5 労働保険被保険者負担金 6 国際交流ラウンジ複写費用 7 スポーツ施設自動販売機等光熱水費実費負担金 8 公文書館複写費用 9 行政資料コーナー複写費用 10 文化会館ネーミングライツ収入 11 委託事業施設等貸付収入 12 職員会館敷地内緑地ネーミングライツ収入 13 保険金収入 14 広告掲載料 15 利用料金施設回数利用券販売収入 16 旧牧郷小学校光熱水費等実費負担金 17 職員会館光熱水費実費負担金 18 火災保険料実費負担金 19 公営企業会計負担金 20 特別会計負担金 21 キャラクター関連グッズ販売収入 22 スポーツ施設ネーミングライツ収入 23 スポーツ振興くじ助成金 24 太陽光発電電力売払収入 25 自治法派遣職員負担金 26 宿舍使用料 27 市町村振興協会研修受講助成金 28 公益的法人等職員研修参加負担金 29 優秀映画鑑賞推進事業入場料収入 30 ダム・発電所地域振興事業補助金	20 35 105 3,407 4,896 20 189 10 992 15,000 956 40 3,000 14,436 3,200 413 1,773 70 52,277 428 60 22,300 4,884 400 11,741 165 600 245 570 2,772
9 徴税費雑入	7,676	1 公図複写費用 2 滞納処分収入 3 委託事業施設等貸付収入 4 労働保険被保険者負担金	65 6,812 140 659
12 文化会館費雑入	6	1 文化会館ラウンジ貸付業者電気料等収入	6
13 市民生活費雑入	22,201	1 公衆電話使用料 2 労働保険被保険者負担金 3 まちづくりセンター等自動販売機光熱水費実費負担金 4 まちづくりセンター光熱水費等実費負担金 5 緑区合同庁舎光熱水費等実費負担金 6 南区合同庁舎光熱水費等実費負担金 7 総合事務所光熱水費等収入 8 シティ・プラザはしもと光熱水費等収入 9 地域センター自動販売機光熱水費実費負担金 10 北市民健康文化センターネーミングライツ収入 11 広域証明事務受託料 12 太陽光発電電力売払収入 13 ふれあい広場光熱水費等実費負担金	53 4,575 615 4,267 5,000 607 3,784 88 95 1,000 144 140 50

款 8 5 諸収入
項 2 5 雑入

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
	千円	千円	千円
(雑入)			

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		14 旧モーターボート競走組合事務所光熱水費等収入 1,391
		15 旧青根中学校光熱水費収入 2
		16 廃校施設等光熱水費実費負担金 37
		17 総合事務所複写費用 23
		18 地域センター複写費用 10
		19 収入印紙売りさばき手数料 320
15 社会福祉費雑入	217,024	1 電話使用料 19
		2 あじさい会館光熱水費実費負担金 4,810
		3 高齢者能力活用施設光熱水費実費負担金 299
		4 労働保険被保険者負担金 889
		5 高額療養費返還金 147,325
		6 医療助成費損害賠償金 100
		7 広域連合派遣職員負担金 105
		8 広告掲載料 546
		9 障害者扶養共済掛金収入 17,377
		10 障害者扶養共済保険金等 26,680
		11 肢体不自由児施設診療報酬負担金 172
		12 長寿・健康増進事業補助金 15,155
		13 陽光園給食費負担金 258
		14 陽光園自動販売機光熱水費実費負担金 17
		15 行旅死亡人取扱経費遺族等負担金 506
		16 南保健福祉センター光熱水費実費負担金 2,488
		17 津久井地域福祉センター自動販売機光熱水費実費負担金 31
		18 委託事業施設等貸付収入 247
16 国民年金費雑入	266	1 労働保険被保険者負担金 266
18 児童福祉費雑入	156,608	1 労働保険被保険者負担金 7,181
		2 太陽光発電電力売払収入 2
		3 高額療養費返還金 4,818
		4 医療助成費損害賠償金 200
		5 一時保育負担金 5,807
		6 公立保育所給食費負担金 124,255
		7 公立保育所管外受託保育費 11,109
		8 青少年学習センター簡易印刷機使用実費負担金 20
		9 青少年学習センター自動販売機光熱水費実費負担金 48
		10 児童相談所自動販売機光熱水費実費負担金 30
		11 一時保護所給食費負担金 3,138
21 生活保護費雑入	215,696	1 生活保護法第63条等返還金 215,000
		2 労働保険被保険者負担金 696
27 保健衛生費雑入	699,270	1 図書等複写費用 24
		2 広域医療事業負担金 3,302
		3 急病診療事業収入 343,342
		4 結核児童療育給付自己負担金 18
		5 保健医療系学生実習費 290
		6 総合保健医療センター複写費用 100
		7 総合保健医療センター光熱水費等実費負担金 21,986
		8 津久井保健センター光熱水費等実費負担金 59
		9 衛生研究所光熱水費等実費負担金 100
		10 労働保険被保険者負担金 881
		11 未熟児養育医療費自己負担金 11,788
		12 ME－BYO普及啓発等負担金 250
		13 後期高齢者保健事業広域連合負担金 305,798
		14 後期高齢者医療制度事業補助金 142

款 8 5 諸収入
 項 2 5 雑入

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
	千円	千円	千円
(雑入)			

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
		15 高齢者保健事業・介護予防一体的の実施事業広域連合負担金	11,123
		16 精神保健福祉センター診療報酬負担金	39
		17 食生活改善推進員養成講座受講者負担金	28
30 清掃費雑入	1,325,827	1 労働保険被保険者負担金	1,147
		2 清掃事業所等光熱水費実費負担金	698
		3 ペットボトル等再商品化拠出金	118,700
		4 資源売払収入	517,173
		5 有価資源物売払収入	12,055
		6 清掃工場電力売払収入	671,666
		7 不法投棄対策事業等助成金	4,339
		8 広告掲載料	48
		9 キャラクター関連グッズ販売収入	1
33 環境保全費雑入	12,507	1 メガソーラー事業関連収入	5,300
		2 労働保険被保険者負担金	9
		3 環境保全促進事業助成金	6,000
		4 広告掲載料	98
		5 急速充電器使用料	1,100
36 労働諸費雑入	15	1 労働保険被保険者負担金	15
39 農業費雑入	470	1 農業者年金業務受託手数料	374
		2 労働保険被保険者負担金	66
		3 農地中間管理機構協力金	30
40 林業費雑入	1	1 分収林収益	1
42 商工費雑入	2,974	1 公衆電話使用料	20
		2 労働保険被保険者負担金	15
		3 相模湖ふれあいパーク光熱水費実費負担金	20
		4 城山湖散策施設光熱水費等実費負担金	265
		5 小原の郷自動販売機光熱水費実費負担金	82
		6 道志ダム砂利浚渫補償金	2,572
45 道路橋りょう費雑入	204,011	1 道路復旧費負担金	55,000
		2 道路台帳図等複写費用	2,170
		3 労働保険被保険者負担金	202
		4 公営企業会計負担金	25,644
		5 道路施設光熱水費実費負担金	785
		6 市道上青根上野田釜立道路整備事業負担金	118,710
		7 道路構造物損傷負担金	1,200
		8 歩道橋ネーミングライツ収入	300
48 都市計画費雑入	567,767	1 リニア中央新幹線地方協力受託収入	306,697
		2 建築計画概要書等複写費用	380
		3 労働保険被保険者負担金	183
		4 公営企業会計負担金	5,730
		5 指定管理者納付金（市営自転車駐車場）	49,274
		6 相模川ふれあい科学館ネーミングライツ収入	500
		7 放置自転車等移動費用	1,620
		8 資源売払収入	792
		9 広告掲載料	2,160
		10 都市計画道路宮上横山線道路改良事業負担金	200,000
		11 駅周辺施設光熱水費実費負担金	393
		12 その他都市計画費雑入	38

款 8 5 諸収入
 項 2 5 雑入

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
	千円	千円	千円
(雑入)			

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
51 公園費雑入	80	1 公園施設光熱水費実費負担金 2 労働保険被保険者負担金	59 21
54 住宅費雑入	1,242	1 市営住宅敷金運用利益金 2 市営住宅明渡請求損害賠償金 3 違約金 4 その他住宅費雑入	100 1 1 1,140
57 消防費雑入	53,250	1 労働保険被保険者負担金 2 県消防学校派遣教官給与費負担金 3 消防署・分署光熱水費実費負担金 4 消防団員退職報償金収入 5 保険金収入 6 気象観測所委託謝金 7 消防広域応援負担金 8 中央高速道路救急業務支弁金 9 相武台分署基地局負担金 10 太陽光発電電力売払収入	435 7,971 1,431 30,054 10,319 27 10 1,080 1,850 73
60 教育総務費雑入	1,918,786	1 労働保険被保険者負担金 2 学校給食関係者研修事業助成金 3 さがみ風っ子教師塾事業受講者負担金 4 青少年相談センター自動販売機光熱水費実費負担金 5 学校給食センター自動販売機光熱水費実費負担金 6 学校給食費負担金 7 学校給食費余剰金	10,501 35 500 120 30 1,900,000 7,600
63 小学校費雑入	334	1 電話使用料 2 公衆電話使用料 3 労働保険被保険者負担金 4 騒音等常時測定装置設置経費 5 小学校太陽光発電電力売払収入 6 小学校光熱水費実費負担金	1 1 270 48 3 11
66 中学校費雑入	97	1 電話使用料 2 公衆電話使用料 3 労働保険被保険者負担金	1 51 45
69 社会教育費雑入	12,758	1 公衆電話使用料 2 労働保険被保険者負担金 3 図書等複写費用 4 生涯学習センター講座事業受講者負担金 5 市民大学等受講者負担金 6 津久井生涯学習センター自動販売機光熱水費実費負担金 7 文化財施設自動販売機設置光熱水費実費負担金 8 図書館自動販売機光熱水費実費負担金 9 図書館広告掲載料 10 博物館喫茶室ミュージアムショップ光熱水費実費負担金 11 公民館自動販売機光熱水費実費負担金 12 公民館光熱水費実費負担金 13 総合学習センター自動販売機光熱水費実費負担金 14 公民館簡易印刷機使用実費負担金	23 1,549 1,080 60 2,356 100 102 115 240 476 1,483 4 170 5,000
74 監査費雑入	30	1 労働保険被保険者負担金	30
75 雑入	5,297	1 前渡金等預金利子収入 2 遺失物満期失効収入 3 自動車損害共済保険等解約返戻金（過年度分）	9 47 80

款 8 5 諸収入
 項 2 5 雑入

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
	千円	千円	千円
(雑入)			
計	5, 569, 602	3, 311, 894	2, 257, 708

款 9 0 市債 19, 648, 800千円
 項 5 市債 19, 648, 800千円

5 総務債	554, 300	466, 100	88, 200
10 民生債	467, 800	686, 100	△218, 300
15 衛生債	357, 500	433, 000	△75, 500

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		4 公共補償費 5, 000 5 過誤納還付金等返還金（過年度分） 1 6 その他の収入 160

3 文化施設整備債	361, 800	1 一般事業債 アートラボはしもと再整備事業	361, 800
5 防災対策整備債	30, 800	1 緊急防災・減災事業債 防災情報通信事業 1, 000 2 防災対策事業債 急傾斜地崩壊対策事業 29, 800	
7 ふれあい広場整備債	13, 500	1 一般事業債 ふれあい広場整備費	13, 500
10 総務管理債	27, 800	1 脱炭素化推進事業債 本庁舎等改修費	27, 800
25 まちづくりセンター等整備債	111, 500	1 一般事業債 まちづくりセンター等改修事業 24, 800 2 公共施設等適正管理推進事業債 城山総合事務所周辺公共施設再編整備事業 70, 600 3 緊急防災・減災事業債 篠原の里センター防災対策事業 16, 100	
40 市民健康文化センター整備債	8, 900	1 脱炭素化推進事業債 施設管理事務費	8, 900
12 障害者福祉施設整備債	27, 600	1 社会福祉施設整備事業債 障害福祉施設等施設整備事業 17, 900 2 公共施設等適正管理推進事業債 城山障害者デイサービスセンターつくしの家解体経費 9, 700	
20 保育所整備債	277, 500	1 公共施設等適正管理推進事業債 保育所園舎改修等事業	277, 500
25 児童厚生施設整備事業債	144, 300	1 公共施設等適正管理推進事業債 児童厚生施設整備改修事業	144, 300
40 児童相談所整備債	18, 400	1 一般補助施設整備等事業債 児童相談所整備事業	18, 400
5 医療施設等整備債	7, 600	1 公共施設等適正管理推進事業債 津久井地域診療所解体経費	7, 600
10 衛生施設整備債	6, 700	1 脱炭素化推進事業債 公衆トイレ整備事業	6, 700

款 9 0 市債
項 5 市債

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
(衛生債)	千円	千円	千円
20 農林水産業債	108,700	0	108,700
25 商工債	247,700	361,500	△113,800
30 土木債	5,096,400	3,608,000	1,488,400

[illegible]

款 9 0 市債
 項 5 市債

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
	千円	千円	千円
（土木債）			
35 消防債	1,943,300	1,318,200	625,100
40 教育債	2,232,300	1,044,500	1,187,800

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
		2 公共施設等適正管理推進事業債 公園施設長寿命化実施事業	79,200
		3 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 公園施設長寿命化実施事業 相模原スポーツ・レクリエーションパーク整備事業	283,800
25 緑地保全事業債	82,000	1 公共事業等債 緑地保全用地購入事業	82,000
30 街路整備債	1,351,800	1 公共事業等債 リニアまちづくり関連推進事業 都市計画道路整備事業 県道５２号（相模原町田）道路改良事業 都市計画道路宮上横山線道路改良事業	418,500
		2 地方道路等整備事業債 都市計画道路整備事業 県道５２号（相模原町田）道路改良事業 都市計画道路宮上横山線道路改良事業	933,300
40 住宅建設債	240,900	1 公営住宅建設事業債 市営住宅ストック総合改善事業	240,900
5 消防施設整備債	1,943,300	1 緊急防災・減災事業債 消防活動費 消防救急デジタル無線整備事業 消防団車両購入費 （仮称）下溝防災消防訓練場再整備事業 消防団詰所・車庫整備費	553,200
		2 一般事業債 津久井消防署整備事業 消防庁舎改修事業 南消防署改修事業	1,126,100
		3 一般補助施設整備等事業債 消防車両購入費	205,200
		4 防災対策事業債 消防車両購入費 消防水利整備費	58,800
5 小学校整備債	1,300,300	1 学校教育施設等整備事業債 その他整備事業	18,900
		2 緊急防災・減災事業債 トイレ整備事業 その他整備事業 小学校工事設計等委託 谷口小学校校舎増改築事業	1,281,400
10 中学校整備債	258,600	1 学校教育施設等整備事業債 その他整備事業	22,300
		2 緊急防災・減災事業債 トイレ整備事業 中学校工事設計等委託	236,300
20 公民館建設債	440,500	1 公共施設等適正管理推進事業債 星が丘公民館長寿命化改修事業	440,500
35 博物館整備債	232,900	1 公共施設等適正管理推進事業債 博物館施設整備事業費	232,900

款 9 0 市債
項 5 市債

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
43 災害復旧事業債	千円 840,000	千円 845,700	千円 △5,700
50 臨時財政対策債	7,800,000	14,900,000	△7,100,000
53 国の予算等貸付金債	800	800	0
計	19,648,800	23,663,900	△4,015,100

節		説 明	
区 分	金 額		
15 公共土木施設 災害復旧債	千円 840,000	1 一般単独災害復旧事業債 公共土木施設災害復旧費	千円 840,000
5 臨時財政対策 債	7,800,000	1 臨時財政対策債	7,800,000
5 災害援護事業 債	800	1 災害援護資金貸付金債 災害援護事業	800

歳

出

3 歳 出
款 5 議会費 981,214千円
項 5 議会費 981,214千円

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 議会費	千円 981,214	千円 976,960	千円 4,254	千円 538 国庫支出金 359 県支出金 179	千円	千円 30 諸収入	千円 980,646
計	981,214	976,960	4,254	538	0	30	980,646

款 1 0 総務費 29,312,179千円
項 5 総務管理費 18,727,232千円

5 一般管理費	3,839,921	3,652,827	187,094	169,923 国庫支出金 169,720 県支出金 203		25,891 財産収入 10 諸収入 25,881	3,644,107

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	千円 371,023	千円 議員及び職員の人件費並びに議会活動に要する経費 1 職員給与費 215,760 2 議員報酬等経費 624,162 3 さがみはら市議会だより発行費 16,428 4 国際交流事業 3,353 5 議会事務運営費 121,511
2 給料	97,220	
3 職員手当等	227,199	
4 共済費	144,480	
7 報償費	300	
8 旅費	11,547	
9 交際費	800	
10 需用費	16,123	
11 役務費	345	
12 委託料	29,828	
13 使用料及び賃借料	13,619	
17 備品購入費	10,297	
18 負担金、補助及び交付金	58,433	

1 報酬	66,653	職員の人件費並びに事務管理及び一般管理事務に要する経費 1 職員給与費 3,647,946 2 防災対策事業 1,156 (1)被災地支援職員派遣経費 1,156 3 特別職報酬等審議会経費 257 4 労働報酬等審議会経費 237 5 入札監視委員会経費 268 6 顧問弁護士経費 7,739 7 行政不服審査制度運営費 535 8 ハラスメント対策事業費 1,170 9 債権管理事務経費 7,114 10 電子入札システム共同運営事業費 35,911 11 庁用自動車事務運営費 5,318 12 庁用自動車維持管理費 109,819 13 公共用地先行取得事業特別会計繰出金 10,000 14 一般事務費 12,451
2 給料	1,605,120	
3 職員手当等	1,363,007	
4 共済費	611,502	
7 報償費	285	
8 旅費	5,701	
9 交際費	685	
10 需用費	30,183	
11 役務費	4,793	
12 委託料	30,039	

款 1 0 総務費
項 5 総務管理費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
(一般管理費)							
10 人事管理費	3,717,956	4,118,708	△400,752	12,774 国庫支出金 10,368 県支出金 2,406		79,315 使用料及び 手数料 70,213 財産収入 800 諸収入 8,302	3,625,867
20 表彰費	4,056	4,059	△3				4,056
25 文書費	307,507	303,660	3,847			4,308 使用料及び 手数料 1,605 財産収入 1 諸収入 2,702	303,199

節		説 明
区 分	金 額	
13 使用料及び賃借料	千円 73,184	千円
17 備品購入費	621	
18 負担金、補助及び交付金	38,095	
26 公課費	53	
27 繰出金	10,000	
1 報酬	654,861	職員の人件費、職員の育成、福利厚生等に要する経費
3 職員手当等	1,774,355	
4 共済費	132,273	
5 災害補償費	1,000	
7 報償費	8,541	
8 旅費	39,264	
10 需用費	38,760	
11 役務費	19,050	
12 委託料	172,186	
13 使用料及び賃借料	23,315	
17 備品購入費	1,869	
18 負担金、補助及び交付金	32,682	
24 積立金	819,800	
1 報酬	177	表彰事務に要する経費
7 報償費	51	
10 需用費	3,669	
13 使用料及び賃借料	159	
1 報酬	1,790	公文書の公開及び個人情報の保護並びに文書管理事務に要する経費
7 報償費	386	
8 旅費	228	
10 需用費	34,822	
11 役務費	148,141	
		1 統合文書・財務会計システム開発等経費（債務負担行為）59,171 2 情報公開・個人情報保護制度等運営費 4,313 3 例規集等管理更新費 4,521 4 歴史的公文書保存等経費 2,232 5 公文書館運営費 1,395 6 浄書・印刷・複写経費 43,211 7 郵送・搬送経費 169,885 8 一般事務費 22,779

款 1 0 総務費
項 5 総務管理費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(文書費)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
30 広報費	528,188	431,552	96,636	3,320 国庫支出金 2,214 県支出金 1,106		284,788 財産収入 4 寄附金 270,465 繰入金 3 諸収入 14,316	240,080
40 財政管理費	129,901	110,360	19,541	373 国庫支出金		20,000 財産収入	109,528
45 会計管理費	59,711	60,041	△330			1,018 諸収入	58,693

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	千円 97,526	千円
13 使用料及び賃借料	24,179	
17 備品購入費	383	
18 負担金、補助及び交付金	52	
7 報償費	473	広報及び市政の普及・啓発に要する経費
8 旅費	648	1 広報紙等発行費 158,587 (1) 広報さがみはら 154,156
10 需用費	49,530	(2) 声の広報さがみはら 2,540 (3) 点字版広報さがみはら 1,891
11 役務費	77,072	2 視聴覚広報費 31,305 (1) ラジオ・テレビ広報 13,242 (2) インターネット広報 17,060 (3) 新聞等広告費 1,003
12 委託料	381,419	3 シティプロモーション推進事業 309,668 (1) シティプロモーション推進事業 13,347 (2) 情報発信推進事業 25,856 (3) ふるさと納税運営経費 270,465
13 使用料及び賃借料	8,718	4 シビックプライド向上事業 7,298
17 備品購入費	300	5 協働事業提案制度事業 650 (1) 「シビックプライド向上ゲーム」開発事業 650
18 負担金、補助及び交付金	10,028	6 広報事務運営費 14,722 7 銀河連邦サガミハラ共和国事業 5,958
8 旅費	180	財政管理に要する経費
10 需用費	9,118	1 財政調整基金積立金 20,000
11 役務費	3,880	2 財務事務運営費 50,730 3 統合文書・財務会計システム開発等経費（債務負担行為） 59,171
12 委託料	78,866	
13 使用料及び賃借料	15,490	
17 備品購入費	400	
18 負担金、補助及び交付金	1,967	
24 積立金	20,000	
8 旅費	374	会計管理事務に要する経費
10 需用費	5,505	1 会計事務運営費 59,711
11 役務費	14,785	
12 委託料	32,748	
13 使用料及び賃借料	237	

款 1 0 総務費
項 5 総務管理費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
(会計管理費)							
50 財産管理費	770,729	564,399	206,330		市債 27,800	12,685 財産収入 2,658 諸収入 10,027	730,244
55 企画費	368,140	334,140	34,000	750 国庫支出金 500 県支出金 250		271,782 財産収入 1,447 寄附金 264,335 繰入金 6,000	95,608
60 男女共同参画費	42,051	41,341	710	2,371 国庫支出金		9,713 使用料及び 手数料 9,224 財産収入 10 繰入金 479	29,967

節		説 明
区 分	金 額	
17 備品購入費	千円 300	千円
18 負担金、補助及び交付金	5,762	
1 報酬	252	財産の維持管理等に要する経費
7 報償費	30	1 不動産評価委員会経費 255
8 旅費	372	2 本庁舎等維持管理費 581,904
10 需用費	420,418	3 本庁舎等維持補修費 91,384
11 役務費	73,067	4 本庁舎等改修費 30,916
12 委託料	254,124	5 市有財産維持管理費 31,342
13 使用料及び賃借料	12,405	6 公共施設保全等基金積立金 2,658
17 備品購入費	6,732	7 一般事務費 32,270
18 負担金、補助及び交付金	671	
24 積立金	2,658	
1 報酬	2,096	総合企画調整に要する経費
7 報償費	2,300	1 総合計画推進経費 7,326
8 旅費	2,213	2 都市経営推進事業 1,523
10 需用費	4,380	3 S D G s 推進事業 22,498
11 役務費	1,456	4 公共施設マネジメント推進経費 5,440
12 委託料	28,042	5 地方分権・都市間連携推進経費 4,830
13 使用料及び賃借料	7,604	6 東京 2 0 2 0 ・さがみはらプロジェクト推進事業 50,199
17 備品購入費	502	(1)東京 2 0 2 0 ・さがみはらプロジェクト推進事業 7,441
18 負担金、補助及び交付金	54,818	(2)東京 2 0 2 0 ・さがみはらプロジェクト推進事業（債務負担行為） 26,815
24 積立金	264,729	(3)東京 2 0 2 0 ・さがみはらプロジェクト推進事業（ツーリズム） 7,860
1 報酬	703	(4)東京 2 0 2 0 ・さがみはらプロジェクト推進事業（T O J ） 8,083
7 報償費	802	7 東京事務所運営費 7,330
8 旅費	644	8 寄附金積立基金積立金 20,194
10 需用費	4,421	9 まち・ひと・しごと創生基金積立金 244,535
11 役務費	6	10 一般事務費 4,265
1 報酬	703	男女共同参画の推進及び人権啓発に要する経費
7 報償費	802	1 男女共同参画政策経費 1,386
8 旅費	644	2 男女共同参画啓発経費 2,753
10 需用費	4,421	3 男女共同参画推進センター施設管理運営費 30,949
11 役務費	6	(1)施設管理事務費 3,695
		(2)指定管理経費（債務負担行為） 27,254
		4 人権啓発経費 6,690
		5 一般事務費 273

款 1 0 総務費
項 5 総務管理費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
(男女共同参画費)							
63 スポーツ推進費	231, 808	324, 929	△93, 121	2, 470 国庫支出金 1, 647 県支出金 823		5, 892 繰入金 350 諸収入 5, 542	223, 446
64 スポーツ施設費	1, 357, 323	1, 402, 663	△45, 340	59, 476 国庫支出金		232, 915 使用料及び手数料 197, 649 繰入金 12, 364 諸収入 22, 902	1, 064, 932
65 文化振興費	1, 525, 438	1, 268, 502	256, 936	9, 201 国庫支出金	361, 800 市債	248, 618 使用料及び手数料 11, 837	905, 819

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
12 委託料	30, 258	
13 使用料及び賃借料	2, 177	
18 負担金、補助及び交付金	3, 040	
1 報酬	15, 584	スポーツ事業の実施、スポーツ団体の育成等に要する経費
7 報償費	9, 787	1 スポーツ推進審議会経費 408
8 旅費	1, 416	2 スポーツ推進委員活動推進費 18, 138
10 需用費	5, 061	3 学校体育施設等開放事業 12, 027
11 役務費	1, 674	(1)学校体育施設等開放経費 5, 700
12 委託料	122, 804	(2)学校屋外運動場夜間開放経費 6, 327
13 使用料及び賃借料	1, 824	4 各種スポーツ大会出場奨励事業 3, 397
17 備品購入費	300	5 各種スポーツ大会等実施事業 78, 157
18 負担金、補助及び交付金	73, 358	6 地域スポーツ活動費 4, 586
10 需用費	60, 776	7 (公財)相模原市スポーツ協会補助金 67, 081
11 役務費	1, 025	8 ホームタウンチーム連携・支援事業 2, 537
12 委託料	1, 125, 931	9 障害者スポーツ大会等活動支援事業 15, 674
13 使用料及び賃借料	18, 755	10 高齢者スポーツ大会等活動支援事業 24, 876
14 工事請負費	131, 417	(1)全国健康福祉祭事業 24, 876
17 備品購入費	12, 675	11 障害者スポーツ理解促進事業 1, 500
18 負担金、補助及び交付金	104	12 一般事務費 3, 427
21 補償、補填及び賠償金	6, 600	
26 公課費	40	
1 報酬	328	競技場、野球場、テニスコート、水泳プール等スポーツ施設の運営及び維持管理に要する経費
7 報償費	934	1 相模原麻溝公園競技場等施設管理運営費 124, 919
		(1)施設管理事務費 5, 970
		(2)指定管理経費 (債務負担行為) 118, 949
		2 淵野辺・相模台・古淵鵜野森公園・相模原球場等施設管理運営費 304, 203
		(1)指定管理経費 (債務負担行為) 304, 203
		3 横山・鹿沼・小山公園運動施設管理運営費 98, 604
		(1)指定管理経費 (債務負担行為) 98, 604
		4 津久井地域運動施設管理運営費 93, 486
		(1)施設管理事務費 101
		(2)指定管理経費 (債務負担行為) 93, 385
		5 総合体育館・北総合体育館・市体育館施設管理運営費 192, 699
		(1)指定管理経費 (債務負担行為) 192, 699
		6 総合水泳場施設管理運営費 274, 401
		(1)指定管理経費 (債務負担行為) 274, 401
		7 スポーツ広場等維持管理費 38, 954
		8 スポーツ施設等維持補修費 67, 646
		9 スポーツ施設等改修事業 157, 615
		(1)相模原麻溝公園競技場等改修事業 145, 251
		(2)総合水泳場改修事業 12, 364
		10 アーバンスポーツ施設整備事業 4, 796
1 報酬	328	文化行政の推進、文化施設の運営及び維持管理等に要する経費
7 報償費	934	1 市民文化創造事業 69, 681
		(1)文化行政推進費 5, 374

款 1 0 総務費
項 5 総務管理費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(文化振興費)	千円	千円	千円	千円	千円	千円 財産収入 161,209 寄附金 100 繰入金 58,956 諸収入 16,516	千円
68 国際交流費	34,486	39,096	△4,610	3,172 国庫支出金 2,100 県支出金 1,072		10,915 財産収入 133 寄附金 100 繰入金 10,662 諸収入 20	20,399
70 渉外費	12,717	10,976	1,741	645 国庫支出金 450 県支出金 195			12,072

節		説 明
区 分	金 額	
8 旅費	千円 500	千円 (2)文化団体育成費 1,618 (3)市民文化祭経費 6,643 (4)文化芸術発表・交流活動支援事業費 4,063 (5)ふるさと文化振興事業費 5,220 (6)文化振興基金積立金 44,090 (7)アトラボはしもと事業費 2,673
10 需用費	25,874	2 文化鑑賞推進事業 31,180 3 文化芸術情報発信事業 691
11 役務費	1,599	4 相模原市民文化財団経費 71,016 5 文化施設等管理運営費 768,275
12 委託料	580,555	(1)施設管理事務費 168,918 (2)指定管理経費（債務負担行為） 495,431 (3)市民ギャラリー 100,570 (4)アトラボはしもと 3,356
13 使用料及び賃借料	105,960	6 文化施設維持補修費 42,010 7 文化施設改修事業費 38,522 8 津久井合唱館施設管理運営費 717 (1)指定管理経費（債務負担行為） 717
14 工事請負費	183,000	9 アトラボはしもと再整備事業 320,000 10 アトラボはしもと再整備事業（継続費） 183,000 11 一般事務費 346
17 備品購入費	1,626	
18 負担金、補助及び交付金	580,971	
24 積立金	44,090	
27 繰出金	1	
7 報償費	405	国際交流及び平和思想普及啓発事業に要する経費
8 旅費	198	1 国際交流事業 16,833 2 国際交流ラウンジ事業 15,418 3 国際交流基金積立金 100 4 平和思想普及啓発事業 1,943 5 一般事務費 192
10 需用費	655	
11 役務費	644	
12 委託料	13,002	
13 使用料及び賃借料	9,268	
18 負担金、補助及び交付金	10,214	
24 積立金	100	
8 旅費	117	基地対策に要する経費
10 需用費	536	1 基地対策事業 12,717
11 役務費	826	
12 委託料	1,990	
13 使用料及び賃借料	8,008	
18 負担金、補助及び交付金	1,240	

款 1 0 総務費
 項 5 総務管理費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
75 情報システム費	千円 2,713,424	千円 2,508,251	千円 205,173	千円 191,983 国庫支出金 191,665 県支出金 318	千円	千円 20,533 使用料及び 手数料 122 諸収入 20,411	千円 2,500,908
76 防災対策費	530,876	294,207	236,669	42,128 国庫支出金 1,978 県支出金 40,150	市債 30,800	5,507 財産収入 7 諸収入 5,500	452,441
80 諸費	2,553,000	553,000	2,000,000			3,000 諸収入	2,550,000
計	18,727,232	16,022,711	2,704,521	498,586	420,400	1,236,880	16,571,366

節		説 明
区 分	金 額	
8 旅費	千円 91	千円 地域情報化及び行政事務情報化に要する経費
10 需用費	72,409	1 情報システム業務費 2,711,419 （ 1）行政事務情報化経費 1,218,482 （ 2）基幹システム最適化事業（債務負担行為・平成26年度設定分） 413,201
11 役務費	197,312	（ 3）基幹システム最適化事業（債務負担行為・平成27年度設定分） 635,813
12 委託料	1,869,781	（ 4）基幹システム最適化事業（債務負担行為・平成28年度設定分） 256,661
13 使用料及び賃借料	550,259	（ 5）地域情報化経費 18,497 （ 6）さがみはらネットワークシステム経費（債務負担行為） 14,652
17 備品購入費	2,984	（ 7）情報システム標準化事業（債務負担行為） 133,320 （ 8）情報システム標準化事業 20,793
18 負担金、補助及び交付金	20,588	2 一般事務費 2,005
1 報酬	252	防災及び災害対策に要する経費
7 報償費	582	1 防災計画等策定事業 620
8 旅費	802	2 防災対策推進事業 205,522 （ 1）防災訓練実施事業 194,538 （ 2）防災対策普及啓発推進事業 10,984
10 需用費	154,152	3 自主防災組織等活動支援事業 30,527 （ 1）自主防災組織等活動支援事業 25,101 （ 2）自主防災組織等編成・訓練支援事業 5,426
11 役務費	13,609	4 防災設備等整備事業 291,273 （ 1）避難場所等整備事業 48,043 （ 2）防災資機材整備事業 60,717 （ 3）防災情報通信事業 152,663 （ 4）急傾斜地崩壊対策事業 29,850
12 委託料	260,959	5 災害救助基金積立金 7
13 使用料及び賃借料	14,363	6 一般事務費 2,927
14 工事請負費	10,000	
17 備品購入費	13,877	
18 負担金、補助及び交付金	62,170	
24 積立金	7	
26 公課費	103	
21 補償、補填及び賠償金	3,000	各種収入金の還付、自動車事故の賠償等に要する経費
22 償還金、利子及び割引料	2,550,000	1 市税過誤納還付金 450,000 2 精算返還金及び市税外過誤納還付金 2,100,000 3 自動車事故損害賠償金 3,000

款 1 0 総務費
項 1 0 徴税費 2,491,913千円

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 税務総務費	千円 1,862,987	千円 1,907,593	千円 △44,606	千円 1,212,308 県支出金	千円	千円 36,437 使用料及び 手数料 35,613 繰入金 100 諸収入 724	千円 614,242
10 賦課徴収費	628,926	680,517	△51,591			7,477 諸収入	621,449
計	2,491,913	2,588,110	△96,197	1,212,308	0	43,914	1,235,691

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	千円 44,973	職員の人件費及び税務管理事務に要する経費 1 職員給与費 1,813,156 2 固定資産評価審査委員会経費 451 3 一般事務費 49,380
2 給料	821,560	
3 職員手当等	643,521	
4 共済費	301,233	
8 旅費	2,624	
10 需用費	4,511	
11 役務費	153	
12 委託料	496	
13 使用料及び賃借料	1,454	
18 負担金、補助及び交付金	42,462	
8 旅費	324	市税の賦課及び徴収に要する経費 1 税務事務関連委託 86,376 （ 1）航空写真撮影委託 18,656 （ 2）土地使用図等修正業務委託 33,968 （ 3）固定資産評価システム業務委託 33,752 2 課税事務費 295,130 （ 1）課税事務費 267,491 （ 2）課税事務費（債務負担行為） 27,639 3 徴収事務費 247,420 （ 1）徴収事務費 237,554 （ 2）徴収事務費（債務負担行為） 9,866
10 需用費	20,692	
11 役務費	175,180	
12 委託料	408,885	
13 使用料及び賃借料	16,361	
17 備品購入費	533	
18 負担金、補助及び交付金	6,951	

款 1 0 総務費
項 1 3 市民生活費 7,078,352千円

5 市民生活総務費	6,002,558	6,077,810	△75,252	198,802 国庫支出金 194,265 県支出金 4,537	133,900 市債	243,114 使用料及び 手数料 167,956 財産収入 4,372 繰入金 45,177 諸収入 25,609	5,426,742

1 報酬	453,800	職員の人件費、地域振興等に要する経費 1 職員給与費 4,077,913 2 防災対策事業 1,046 （ 1）防災資機材整備費 1,046 3 地域市民まつり助成費 6,600 4 自治会活動助成事業 162,246 （ 1）自治会活動推進奨励金 136,030 （ 2）自治会連合会補助金 26,083 （ 3）自治会活動功労者表彰費 133 5 自治会集会所建設等助成事業 25,160 （ 1）自治会集会所建設費等補助金 25,160 6 自治会集会所賃借料助成事業 34
2 給料	1,670,360	
3 職員手当等	1,283,033	
4 共済費	645,518	
7 報償費	139,883	
8 旅費	27,183	
10 需用費	356,282	

款 1 0 総務費
項 1 3 市民生活費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
(市民生活 総務費)							
10 区政推進費	102,209	91,225	10,984	11,750 国庫支出金		11,750 繰入金	78,709

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
11 役務費	27,844	7 自治会掲示板活用促進事業 3,360
12 委託料	859,044	8 地域振興助成事業 41,091
13 使用料及び賃借料	197,397	9 ふれあい広場事業 47,407
14 工事請負費	138,049	(1)ふれあい広場維持管理費 9,170
17 備品購入費	3,724	(2)ふれあい広場維持補修費 20,142
18 負担金、補助及び交付金	200,403	(3)ふれあい広場整備費 18,095
26 公課費	38	10 市民健康文化センター施設管理運営費 382,677
		(1)施設管理事務費 67,907
		(2)市民健康文化センター指定管理経費（債務負担行為） 147,844
		(3)北市民健康文化センター指定管理経費（債務負担行為） 166,926
		11 市民協働推進事業 32,735
		(1)さがみはら市民活動サポートセンター経費 28,726
		(2)協働事業提案制度経費 427
		(3)市民・行政協働運営型市民ファンド運営事業 929
		(4)地域コミュニケーション活性化事業 1,800
		(5)市民協働推進基本計画推進経費 853
		12 特定非営利活動法人設立認証等経費 235
		13 市民活動サポート事業 5,722
		14 大学地域連携事業 1,000
		15 市民・大学交流センター施設管理運営費 155,712
		(1)施設管理事務費 119,483
		(2)指定管理経費（債務負担行為） 36,229
		16 市民相談事業 11,642
		17 まちづくりセンター等維持管理費 776,337
		(1)まちづくりセンター等維持管理費 339,916
		(2)緑区合同庁舎維持管理費 203,925
		(3)南区合同庁舎維持管理費 143,303
		(4)シティ・プラザはしもと維持管理費 88,310
		(5)連絡所維持管理費 883
		18 まちづくりセンター等維持補修費 29,016
		19 まちづくりセンター等改修事業 33,154
		20 地域センター管理運営費 34,476
		21 パスポートセンター管理運営費 44,541
		22 城山総合事務所周辺公共施設再編整備事業 88,772
		23 津久井総合事務所周辺公共施設再編整備事業 5,599
		24 篠原の里センター防災対策事業 16,335
		25 一般事務費 19,748
1 報酬	4,473	区の特性を生かしたまちづくりの推進に要する経費
7 報償費	248	1 区政推進事業 92,342
8 旅費	162	(1)区別基本計画推進事業 42,764
10 需用費	2,241	(2)区の魅力づくり事業 10,067
11 役務費	1,023	(3)魅力発信事業 1,911
12 委託料	48,119	(4)地域活性化事業交付金 37,600
13 使用料及び賃借料	568	2 協働まちづくり推進費 5,976
17 備品購入費	104	(1)区民会議運営経費 4,887
18 負担金、補助及び交付金	45,271	(2)まちづくり会議運営経費 840
		(3)地域活力推進経費 249
		3 協働事業提案制度事業 3,891
		(1)移住・定住促進事業 3,891

款 1 0 総務費

項 1 3 市民生活費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
15 広聴費	千円 123,009	千円 122,515	千円 494	千円	千円	千円 2 財産収入	千円 123,007
20 消費生活対策費	17,917	15,823	2,094	8,769 県支出金			9,148
25 戸籍住民基本台帳費	467,896	470,102	△2,206	263,728 国庫支出金		169 諸収入	203,999

節		説 明
区 分	金 額	
7 報償費	千円 258	広聴活動に要する経費 1 世論調査等広聴費 （ 1）市政世論調査 （ 2）市政モニター 2 市民の声等広聴費 3 コールセンター運営経費 4 一般事務費
8 旅費	28	
10 需用費	242	
11 役務費	50	
12 委託料	121,664	
13 使用料及び賃借料	624	
17 備品購入費	143	
1 報酬	656	消費生活対策に要する経費 1 消費者啓発事業 （ 1）くらしの情報提供事業 （ 2）消費生活展経費 （ 3）消費者啓発講座・学習会事業 2 消費者保護事業 （ 1）消費生活相談員経費 （ 2）消費者被害救済貸付金事業 3 消費生活推進事業 （ 1）消費生活審議会経費 4 消費者行政強化事業 5 計量検査等事業費 6 一般事務費
7 報償費	190	
8 旅費	551	
10 需用費	2,808	
11 役務費	10	
12 委託料	13,430	
13 使用料及び賃借料	106	
18 負担金、補助及び交付金	156	
20 貸付金	10	
1 報酬	1,449	戸籍・住民基本台帳事務に要する経費 1 戸籍住民事務運営費
7 報償費	20	
8 旅費	405	
10 需用費	23,948	
11 役務費	11,960	
12 委託料	379,605	
13 使用料及び賃借料	28,185	
17 備品購入費	14,457	
18 負担金、補助及び交付金	7,867	

款 1 0 総務費

項 1 3 市民生活費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
30 住居表示整理費	千円 949	千円 954	千円 △5	千円	千円	千円 5 財産収入	千円 944
35 防犯交通安全対策費	363,814	299,665	64,149	2,000 県支出金		983 繰入金	360,831
計	7,078,352	7,078,094	258	485,049	133,900	256,023	6,203,380

節		説 明
区 分	金 額	
8 旅費	千円 4	住居表示事務に要する経費 1 住居表示事務運営費
10 需用費	943	
18 負担金、補助及び交付金	2	
7 報償費	164	防犯及び交通安全活動に要する経費 1 安全・安心まちづくり推進協議会補助金 2 安全・安心まちづくり啓発推進事業 3 L E D防犯灯・街区表示板整備管理事業 （ 1）L E D防犯灯整備管理事業（債務負担行為） （ 2）街区表示板整備管理事業（債務負担行為） 4 防犯灯維持管理事業 5 防犯灯助成費 （ 1）防犯灯維持管理費補助金 （ 2）防犯灯設置費補助金 6 防犯交通安全対策事業 7 地域防犯活動支援事業 8 防犯協会補助金 9 交通安全団体補助金 10 路上喫煙防止対策事業 11 暴力団排除啓発等事業 12 落書き防止対策事業 13 犯罪被害者等支援事業 14 一般事務費
8 旅費	1,142	
10 需用費	176,784	
11 役務費	201	
12 委託料	147,091	
13 使用料及び賃借料	10	
17 備品購入費	220	
18 負担金、補助及び交付金	38,185	
26 公課費	17	

款 1 0 総務費

項 1 5 選挙費 598,825千円

5 選挙管理委員会費	111,769	108,200	3,569	1,092 県支出金			110,677

1 報酬	10,850	職員の人件費、委員会運営等に要する経費 1 職員給与費 2 選挙管理委員会運営費
2 給料	43,060	
3 職員手当等	33,100	
4 共済費	16,590	
7 報償費	60	
8 旅費	757	
9 交際費	85	
10 需用費	1,888	
11 役務費	1,157	
12 委託料	2,539	
13 使用料及び賃借料	1,204	

款 1 0 総務費
項 1 5 選挙費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(選挙管理 委員会費)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
10 選挙啓発費	3,696	3,659	37				3,696
13 統一地方選挙費	483,360	132,208	351,152	145,996 県支出金			337,364
○ 参議院議員 通常選挙費	0	266,695	△266,695				
計	598,825	510,762	88,063	147,088	0	0	451,737

節		説 明
区 分	金 額	
17 備品購入費	千円 329	千円
18 負担金、補助 及び交付金	150	
7 報償費	35	選挙の常時啓発に要する経費 1 選挙啓発経費
8 旅費	184	
10 需用費	1,547	
11 役務費	80	
12 委託料	1,450	
18 負担金、補助 及び交付金	400	
1 報酬	39,407	統一地方選挙の執行に要する経費 1 職員給与費 2 統一地方選挙経費 （ 1）投票事務費 （ 2）開票事務費 （ 3）選挙啓発費 （ 4）一般事務費 （ 5）統一地方選挙経費（債務負担行為）
3 職員手当等	62,110	
4 共済費	50	
7 報償費	140	
8 旅費	1,988	
10 需用費	11,886	
11 役務費	3,017	
12 委託料	226,656	
13 使用料及び賃 借料	13,441	
18 負担金、補助 及び交付金	124,665	

款 1 0 総務費
項 2 0 統計調査費 86,409千円

5 統計調査総 務費	54,329	66,103	△11,774	806 県支出金		20 財産収入	53,503

2 給料	21,130	職員の人件費及び統計事務に要する経費 1 職員給与費 2 統計調査員経費 3 統計書等刊行物発行費 4 一般事務費
3 職員手当等	16,360	
4 共済費	9,120	
7 報償費	20	

款 1 0 総務費
項 2 0 統計調査費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(統計調査 総務費)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
10 統計調査費	32,080	9,721	22,359	32,080 県支出金			
計	86,409	75,824	10,585	32,886	0	20	53,503

節		説 明
区 分	金 額	
8 旅費	千円 252	千円
10 需用費	796	
11 役務費	203	
12 委託料	6,332	
13 使用料及び賃 借料	104	
18 負担金、補助 及び交付金	12	
1 報酬	28,385	各種の統計調査に要する経費
7 報償費	152	
8 旅費	90	
10 需用費	700	
11 役務費	2,052	
12 委託料	626	
13 使用料及び賃 借料	75	

1 国委託統計調査費

(1)国勢調査

(2)学校基本調査

(3)住宅・土地統計調査

(4)農林業センサス

(5)経済センサス調査区管理経費

32,080

4

50

32,000

14

12

款 1 0 総務費
項 2 5 人事委員会費 136,624千円

5 人事委員会 費	136,624	136,024	600			298 諸収入	136,326

1 報酬	2,486	職員の人件費、委員会運営等に要する経費
2 給料	43,650	
3 職員手当等	34,830	
4 共済費	17,510	
7 報償費	70	
8 旅費	540	
9 交際費	2	
10 需用費	937	
11 役務費	62	
12 委託料	15,021	

1 職員給与費

2 人事委員会運営費

95,990

40,634

款 1 0 総務費
項 2 5 人事委員会費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(人事委員会費)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	136,624	136,024	600	0	0	298	136,326

節		説 明
区 分	金 額	
13 使用料及び賃借料	千円 19,063	千円
17 備品購入費	16	
18 負担金、補助及び交付金	2,437	

款 1 0 総務費
項 3 0 監査費 192,824千円

5 監査委員費	177,509	172,813	4,696			諸収入 30	177,479
10 外部監査費	15,315	15,333	△18			財産収入 1	15,314
計	192,824	188,146	4,678	0	0	31	192,793

1 報酬	3,237	職員の人件費及び監査事務に要する経費 1 職員給与費 170,750 2 監査委員費 4,026 3 一般事務費 2,733
2 給料	82,910	
3 職員手当等	57,900	
4 共済費	29,940	
7 報償費	675	
8 旅費	831	
9 交際費	20	
10 需用費	1,505	
11 役務費	10	
12 委託料	88	
17 備品購入費	20	
18 負担金、補助及び交付金	373	
8 旅費	5	外部監査事務に要する経費 1 外部監査経費 15,315
10 需用費	4	
12 委託料	15,306	

款 1 5 民生費 140,339,212千円
 項 5 社会福祉費 53,855,088千円

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 社会福祉総務費	千円 20,023,112	千円 19,744,152	千円 278,960	千円 4,094,279 国庫支出金 1,026,805 県支出金 3,067,474	千円 800 市債	千円 45,971 使用料及び 手数料 18,347 財産収入 622 寄附金 15,000 繰入金 4,000 諸収入 8,002	千円 15,882,062
10 国民年金費	135,090	136,429	△1,339	134,824 国庫支出金		266 諸収入	

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
1 報酬	235,206	職員の人件費、社会福祉事業活動等に要する経費
2 給料	1,223,750	
3 職員手当等	991,351	
4 共済費	464,597	
7 報償費	1,881	
8 旅費	7,693	
10 需用費	58,413	
11 役務費	5,317	
12 委託料	128,004	
13 使用料及び賃借料	3,757	
17 備品購入費	513	
18 負担金、補助及び交付金	604,296	
19 扶助費	113,134	
20 貸付金	1,200	
24 積立金	15,000	
27 繰出金	16,169,000	
1 報酬	40,127	職員の人件費及び国民年金事務に要する経費
2 給料	32,300	

款 15 民生費
項 5 社会福祉費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(国民年金費)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
12 障害者福祉費	24,728,855	23,512,150	1,216,705	14,444,320 国庫支出金 9,500,664 県支出金 4,943,656	27,600 市債	192,179 諸収入	10,064,756

節		説	明
区 分	金 額		
3 職員手当等	千円 36,324		千円
4 共済費	21,232		
8 旅費	2,958		
10 需用費	1,701		
11 役務費	268		
13 使用料及び賃借料	84		
17 備品購入費	86		
18 負担金、補助及び交付金	10		
1 報酬	12,606	障害児者に対する給付、援護等に要する経費	
7 報償費	15,387	1 障害児者自立支援給付	18,422,424
8 旅費	1,334	(1) 障害児者介護給付費等	16,889,285
10 需用費	10,589	(2) 身体障害児者補装具費	193,710
11 役務費	78,031	(3) 自立支援医療給付（更生医療）	1,101,650
12 委託料	371,495	(4) 計画相談支援給付費・地域相談支援給付費	167,403
13 使用料及び賃借料	5,468	(5) 障害者自立支援制度経費	70,376
14 工事請負費	10,802	2 共生社会推進事業	9,211
17 備品購入費	2,387	(1) 障害者理解促進事業	8,315
18 負担金、補助及び交付金	429,917	(2) 障害者虐待防止事業	463
19 扶助費	23,790,814	(3) 障害者差別解消推進事業	433
26 公課費	25	3 地域生活支援事業	1,028,893
		(1) ガイドヘルプサービス給付費	525,929
		(2) 身体障害者福祉車両等運行事業	6,250
		(3) 障害児者日常生活用具費	177,382
		(4) 障害児者入浴サービス事業	32,695
		(5) 全身性障害者等入院時コミュニケーション支援事業	250
		(6) 手話通訳・要約筆記者設置・派遣等事業	13,998
		(7) 盲ろう者・失語症者意思疎通支援事業	3,597
		(8) ことばの道案内提供事業	378
		(9) 自動車運転免許・改造費助成事業	2,880
		(10) 障害福祉相談事業	91,812
		(11) 日中一時支援事業	65,787
		(12) 障害者地域活動支援センター事業	40,284
		(13) 精神障害者地域活動支援センター事業等	67,651
		4 障害者施策推進協議会運営費	1,204
		5 障害児者援護等事業	3,296,248
		(1) 住宅設備改善費助成	29,040
		(2) 自動車燃料費助成	109,999
		(3) 福祉タクシー利用料助成	369,998
		(4) 障害者施設通所交通費助成	79,568
		(5) 福祉バス提供事業	8,995
		(6) 身体障害者手帳等交付経費	5,237
		(7) 重度障害者医療費助成	2,621,845
		(8) 重症心身障害児者訪問看護事業	4,254
		(9) 障害者扶養共済制度経費	67,312
		6 障害者福祉手当等支給事業	1,516,471
		(1) 市重度障害者等福祉手当	1,281,147
		(2) 特別障害者等福祉手当	233,073

款 1 5 民生費
 項 5 社会福祉費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
(障害者福祉費)							
20 老人福祉費	8,341,381	7,099,599	1,241,782	1,110,104 国庫支出金 42,546 県支出金 1,067,558		127,398 分担金及び 負担金 19,190 繰入金 70,039 諸収入 38,169	7,103,879

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		(3)特別児童扶養手当 (4)在日外国人障害者等福祉給付金支給事業 7 障害者福祉団体支援事業 8 障害者施設設置運営等対策事業 (1)障害福祉サービス事業所移行促進事業 (2)障害者福祉施設運営費補助金 (3)障害福祉施設等施設整備事業 (4)障害児者施設建設資金借入償還金補助金 (5)要医療ケア障害児在宅支援事業 (6)障害者福祉施設賠償責任保険負担金 9 障害者更生相談所運営費 10 けやき体育館施設管理運営費 (1)指定管理経費（債務負担行為） 11 津久井障害者地域活動支援センター施設管理運営費 (1)指定管理経費（債務負担行為） 12 南障害者地域活動支援センター施設管理運営費 (1)指定管理経費（債務負担行為） 13 緑第一障害者地域活動支援センター施設管理運営費 (1)指定管理経費（債務負担行為） 14 城山障害者デイサービスセンターつくしの家解体経費 15 視覚障害者情報センター運営費 16 一般事務費
1 報酬	196	高齢者の生きがい対策並びに高齢者に対する給付及び援護に要する経費
7 報償費	9,297	1 後期高齢者医療広域連合負担金
8 旅費	327	2 高齢者入所判定委員会運営費
10 需用費	12,497	3 高齢者保健福祉計画推進事業
11 役務費	9,022	4 介護円滑実施特別対策事業
12 委託料	272,240	5 介護サービス適正実施指導事業
13 使用料及び賃借料	5,300	6 介護人材確保定着育成事業
17 備品購入費	300	7 高齢者等移動支援事業
18 負担金、補助及び交付金	7,818,894	8 高齢者生きがい対策事業 (1)高齢者地域活動支援事業
19 扶助費	191,308	9 シルバー人材センター運営支援事業
20 貸付金	22,000	10 老人クラブ連合会運営支援事業
		11 市立デイサービスセンター維持管理費
		12 福祉施策紹介冊子作成費
		13 敬老事業 (1)敬老事業補助金
		(2)敬老訪問等経費
		14 高齢者能力活用施設運営事業
		15 新磯ふれあいセンター施設管理運営費 (1)施設管理事務費
		(2)指定管理経費（債務負担行為）
		16 東林ふれあいセンター施設管理運営費 (1)施設管理事務費
		(2)指定管理経費（債務負担行為）
		17 津久井地域福祉センター管理運営事業
		18 さがみ湖リフレッシュセンター施設管理運営費 (1)施設管理事務費
		(2)指定管理経費（債務負担行為）
		19 認知症総合対策事業
		20 地域支援事業補完事業 (1)緊急一時入所事業
		(2)ねたきり高齢者等おむつ支給事業
		(3)寝具乾燥消毒事業
		(4)ねたきり高齢者等移送サービス利用助成事業

款 1 5 民生費
 項 5 社会福祉費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(老人福祉費)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25 老人福祉センター費	111,391	105,991	5,400				111,391
30 療育センター費	125,150	106,352	18,798	18,111 国庫支出金 13,050 県支出金 5,061		7,269 使用料及び 手数料 6,822 諸収入 447	99,770
35 市民福祉会館費	108,206	122,785	△14,579			4,891 繰入金 81 諸収入 4,810	103,315

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		(5)ねたきり高齢者出張理美容サービス助成事業 4,949 (6)緊急通報システム運営事業 7,319 (7)はり、きゅう、マッサージ施術料助成事業 56,044 (8)介護予防把握補完事業 5,514 (9)介護予防普及啓発補完事業 56,385 21 老人ホーム入所措置費 96,408 22 在日外国人高齢者等福祉給付金支給事業 240 23 特別養護老人ホーム等建設費補助金 231,360 (1)地域密着型サービス等整備費補助金 231,360 24 特別養護老人ホーム等改修費補助金 151,392 25 特別養護老人ホーム建設費借入償還金補助金 21,284 26 軽費老人ホーム事務費補助金 136,880 27 高齢者福祉施設運営費補助金 718,532 (1)高齢者福祉施設運営費補助金 356,442 (2)施設開設準備経費支援事業補助金 362,090 28 施設入所高齢者福祉給付金支給事業 1,428 29 高齢者訪問指導事業 587 30 一般事務費 1,258
7 報償費	40	浜松園及び若竹園の運営及び維持管理に要する経費 1 老人福祉センター施設管理運営費 111,391 (1)施設管理事務費 7,306 (2)指定管理経費（債務負担行為） 104,085
12 委託料	109,701	
13 使用料及び賃借料	1,450	
17 備品購入費	200	
1 報酬	4,731	陽光園の運営及び維持管理並びに光が丘地区公共施設再編に要する経費 1 陽光園運営費 45,859 (1)医療型児童発達支援センター 6,005 (2)療育相談室 4,691 (3)共通運営費 15,586 (4)発達障害者支援センター 19,577 2 陽光園維持管理費 60,559 3 療育センター再整備事業 18,732
7 報償費	1,743	
8 旅費	882	
10 需用費	45,635	
11 役務費	2,286	
12 委託料	66,194	
13 使用料及び賃借料	2,077	
17 備品購入費	1,249	
18 負担金、補助及び交付金	343	
26 公課費	10	
7 報償費	180	あじさい会館の維持管理に要する経費 1 あじさい会館施設管理運営費 108,206 (1)施設管理事務費 15,371 (2)指定管理経費（債務負担行為） 92,835
10 需用費	14,287	
12 委託料	93,336	
13 使用料及び賃借料	22	

款 1 5 民生費
 項 5 社会福祉費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(市民福祉会館費)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
40 障害者支援センター費	281, 903	281, 309	594	74, 317 国庫支出金 49, 545 県支出金 24, 772			207, 586
計	53, 855, 088	51, 108, 767	2, 746, 321	19, 875, 955	28, 400	377, 974	33, 572, 759

款 1 5 民生費
 項 1 0 児童福祉費 59, 171, 428千円

5 児童福祉総務費	22, 500, 131	21, 939, 299	560, 832	13, 714, 630 国庫支出金 10, 455, 024 県支出金 3, 259, 606	市債 18, 400	38, 339 分担金及び負担金 6, 766 使用料及び手数料 3 財産収入 520 寄附金 15, 000 繰入金 8, 704 諸収入 7, 346	8, 728, 762

節		説 明
区 分	金 額	
17 備品購入費	千円 381	千円
12 委託料	242, 692	障害者支援センター松が丘園の運営及び維持管理並びに社会福祉事業団の運営に要する経費 1 障害者支援センター松が丘園施設管理運営費 (1)施設管理事務費 (2)指定管理経費（債務負担行為） 2 社会福祉事業団経費
13 使用料及び賃借料	218	
18 負担金、補助及び交付金	38, 993	

1 報酬	183, 977	職員の人件費及び児童に係る各種手当・給付、児童福祉事業活動等に要する経費 1 職員給与費 2 防災対策事業 (1)保育所施設運営費 3 子ども・子育て支援事業計画推進事業 4 子ども・若者未来基金積立金 5 子育て広場事業 6 地域子育て支援活動促進事業 7 子育て応援情報配信事業 8 子育て支援員研修事業 9 こども家庭相談経費 10 児童手当・特例給付 11 保育専門相談事業 12 認定保育室補助金 13 さがみはら休日一時保育事業 14 助産施設母子生活支援施設入所委託 15 子どもの権利推進事業 16 児童虐待防止事業 17 育児支援家庭訪問事業 18 コミュニティ保育促進事業 19 小児医療費助成事業 20 児童福祉関係団体補助金 21 ファミリー・サポート・センター事業 22 子育て短期支援事業 23 子育て支援普及啓発事業 24 子育て世帯訪問支援事業 25 児童福祉事務運営費 (1)児童手当事務費 (2)入所児童災害見舞金 (3)児童福祉事務運営費 (4)就労支援・職業紹介事業（債務負担行為） 26 児童養護施設等運営費補助金 (1)児童養護施設等運営費補助金 (2)小規模住居型児童養育事業補助金 (3)児童自立生活援助事業補助金
2 給料	996, 910	
3 職員手当等	894, 984	
4 共済費	406, 657	
7 報償費	14, 143	
8 旅費	12, 817	
10 需用費	65, 260	
11 役務費	84, 414	
12 委託料	7, 174, 586	
13 使用料及び賃借料	37, 109	
14 工事請負費	124, 663	
17 備品購入費	10, 675	
18 負担金、補助及び交付金	369, 551	
19 扶助費	12, 108, 865	
24 積立金	15, 520	

款 1 5 民生費
 項 1 0 児童福祉費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
（児童福祉 総務費）							
10 母子福祉費	2, 804, 437	2, 778, 105	26, 332	960, 287 国庫支出金 849, 509 県支出金 110, 778		2, 146 諸収入	1, 842, 004
15 教育保育施設費	26, 233, 574	25, 784, 629	448, 945	15, 836, 251 国庫支出金 10, 694, 773 県支出金 5, 141, 478		781, 180 分担金及び 負担金	9, 616, 143
20 公立保育所費	4, 530, 714	4, 359, 891	170, 823	101, 069 国庫支出金 61, 370 県支出金 39, 699	277, 500 市債	373, 989 分担金及び 負担金 23 使用料及び 手数料 231, 571 諸収入 142, 395	3, 778, 156

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		27 児童養護施設建設費借入償還金補助金 19, 112 28 里親制度推進事業 53, 449 (1) 里親制度推進事業 2, 379 (2) 里親制度推進事業（債務負担行為） 51, 070 29 児童相談所運営費 192, 882 (1) 児童相談所運営費 93, 030 (2) 一時保護所運営費 99, 852 30 児童相談所機能強化事業 8, 586 31 児童相談所整備事業 143, 612 (1) 児童相談所整備事業 132, 645 (2) 児童相談所整備事業（債務負担行為） 10, 967 32 児童保護措置費 1, 376, 009 33 社会的養護自立支援事業 35, 994 34 障害児施設措置費・給付費 5, 176, 157
7 報償費	40	母子・父子家庭の援護等に要する経費
8 旅費	15	
10 需用費	483	
11 役務費	8, 090	
12 委託料	57, 312	
18 負担金、補助及び交付金	72, 992	
19 扶助費	2, 665, 505	
12 委託料	10, 153, 053	児童の教育・保育及び施設への助成に要する経費
18 負担金、補助及び交付金	767, 674	
19 扶助費	15, 312, 847	
1 報酬	458, 693	
2 給料	1, 478, 750	
3 職員手当等	996, 917	
4 共済費	534, 174	
8 旅費	8, 015	
		1 教育・保育施設等給付費 22, 041, 887 (1) 施設型給付費 19, 617, 835 (2) 地域型保育給付費 1, 723, 827 (3) 施設等利用費 700, 225 2 教育・保育施設等助成費 4, 191, 687 (1) 教育・保育施設運営助成 2, 969, 550 (2) 地域型保育事業運営助成 107, 900 (3) 支援保育推進事業 465, 374 (4) 施設整備費補助金 32, 969 (5) 借入償還金補助金 30, 703 (6) 施設賃借料補助金 260, 348 (7) 一時保育促進事業補助金 33, 021 (8) 時間延長型保育事業補助金 225, 526 (9) 病児・病後児保育事業 46, 359 (10) 産休等代替職員雇用費補助金 5, 237 (11) 実費徴収補足給付事業 6, 780 (12) 多様な集団活動利用支援事業 7, 920
1 報酬	458, 693	職員の人件費並びに公立保育園等の運営及び維持管理に要する経費
2 給料	1, 478, 750	
3 職員手当等	996, 917	
4 共済費	534, 174	
8 旅費	8, 015	

款 1 5 民生費
 項 1 0 児童福祉費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
(公立保育所費)							
25 児童育成費	2,998,534	2,974,032	24,502	1,181,462 国庫支出金 610,246 県支出金 571,216	144,300 市債	326,120 使用料及び 手数料 321,469 諸収入 4,651	1,346,652
30 青少年育成費	104,038	92,155	11,883	7,246 国庫支出金 5,918 県支出金 1,328		5,428 使用料及び 手数料 3,441 繰入金 1,919 諸収入 68	91,364

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
10 需用費	524,706	
11 役務費	9,885	
12 委託料	154,656	
13 使用料及び賃借料	32,433	
14 工事請負費	285,945	
17 備品購入費	42,196	
18 負担金、補助及び交付金	4,344	
1 報酬	1,465,527	職員の人件費並びに児童の健全育成活動及び児童厚生施設の設置・運営等に要する経費
3 職員手当等	198,152	
4 共済費	114,779	
7 報償費	904	
8 旅費	19,593	
10 需用費	206,291	
11 役務費	22,970	
12 委託料	318,124	
13 使用料及び賃借料	106,415	
14 工事請負費	160,358	
17 備品購入費	18,262	
18 負担金、補助及び交付金	367,159	
1 報酬	14,508	
7 報償費	1,327	
8 旅費	180	
10 需用費	18,106	
11 役務費	1,731	
12 委託料	48,477	
13 使用料及び賃借料	11,043	
17 備品購入費	99	
		1 職員給与費1,796,821
		2 児童遊園維持管理費4,235
		3 子どもの広場助成事業5,356
		4 児童館管理運営費89,342
		（ 1）児童館運営費9,009
		（ 2）児童館維持管理費80,333
		5 放課後子ども教室事業2,701
		（ 1）放課後子ども教室事業運営費2,701
		6 放課後児童健全育成事業573,594
		（ 1）児童クラブ運営費120,804
		（ 2）児童クラブ維持管理費51,492
		（ 3）民間児童クラブ運営費補助金360,892
		（ 4）児童クラブ整備費40,406
		7 児童厚生施設維持補修費54,394
		8 児童厚生施設整備改修事業161,309
		9 こどもセンター運営費148,363
		10 こどもセンター維持管理費152,770
		11 一般事務費9,649
1 報酬	14,508	青少年の健全育成活動並びに青少年学習センターの運営及び維持管理に要する経費
7 報償費	1,327	
8 旅費	180	
10 需用費	18,106	
11 役務費	1,731	
12 委託料	48,477	
13 使用料及び賃借料	11,043	
17 備品購入費	99	
		1 青少年問題協議会等経費540
		2 青少年健全育成環境づくり事業3,330
		3 青少年指導委員活動推進費14,611
		4 青少年関係団体補助金4,064
		5 はたちのつどい開催費17,908
		6 冒険遊び場事業4,500
		（ 1）プレイリーダー養成事業4,500
		7 子どもの遊び場事業3,838
		8 青少年学習センター活動費14,239
		（ 1）青少年活動推進費650
		（ 2）子ども会育成費4,616
		（ 3）鼓笛バンド育成費1,116
		（ 4）親子ふれあいの広場経費2,185

款 1 5 民生費
 項 1 0 児童福祉費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(青少年育成費)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	59,171,428	57,928,111	1,243,317	31,800,945	440,200	1,527,202	25,403,081

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金、補助及び交付金	千円 8,567	(5)ミライミツケルプロジェクト経費 861 (6)さがみはら青少年チャレンジ応援事業 1,211 (7)青少年音楽祭事業 3,600 9 青少年学習センター維持管理費 29,626 10 青少年学習センター維持補修費 3,000 11 子ども若者育成支援推進事業 7,548 12 協働事業提案制度事業 685 (1)食の支援による子ども・子育て等協働提案事業 685 13 一般事務費 149

款 1 5 民生費
 項 1 5 生活保護費 26,662,696千円

5 生活保護総務費	1,846,305	2,134,734	△288,429	392,174 国庫支出金		繰入金 100 諸収入 696	796 1,453,335
10 扶助費	24,816,391	24,671,346	145,045	18,447,447 国庫支出金		215,000 諸収入	6,153,944

1 報酬	89,387	生活保護法及び生活困窮者自立支援法施行に伴う職員の人件費、事務費、適正実施、自立支援施策等に要する経費
2 給料	548,870	
3 職員手当等	468,460	
4 共済費	220,477	
7 報償費	645	
8 旅費	7,143	
10 需用費	9,911	
11 役務費	34,191	
12 委託料	336,987	
13 使用料及び賃借料	678	
17 備品購入費	4,756	
18 負担金、補助及び交付金	11,148	
19 扶助費	113,652	
19 扶助費	24,816,391	
1 生活保護費		24,816,391
生活扶助費		8,056,404千円
住宅扶助費		5,012,646千円
教育扶助費		97,844千円
介護扶助費		811,684千円
医療扶助費		10,596,731千円
出産扶助費		4,615千円
生業扶助費		62,231千円
葬祭扶助費		102,068千円

款 1 5 民生費
項 1 5 生活保護費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(扶助費)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	26,662,696	26,806,080	△143,384	18,839,621	0	215,796	7,607,279

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		施設事務費 4 9, 8 9 9千円 就労自立給付金 9, 5 2 4千円 進学準備給付金 7, 9 5 0千円 被保護世帯等特別援護費 4, 7 9 5千円

款 1 5 民生費
項 3 0 災害救助費 650,000千円

5 救助費	650,000	650,167	△167	300,000 国庫支出金		300,000 繰入金	50,000
計	650,000	650,167	△167	300,000	0	300,000	50,000

12 委託料	650,000	災害救助に要する経費
		1 救助費 650,000

款 2 0 衛生費 30,200,552千円
項 5 保健衛生費 18,498,597千円

5 保健衛生総務費	5,843,457	5,664,648	178,809	130,620 国庫支出金 60,620 県支出金 70,000	市債 7,600	430,657 使用料及び 手数料 46,033 繰入金 2,900 諸収入 381,724	5,274,580

1 報酬	147,209	職員の人件費並びに保健医療及び保健衛生活動に要する経費
2 給料	1,025,050	1 職員給与費 2,403,624 2 防災対策事業 15,616
3 職員手当等	834,297	(1)災害時医療救護体制整備事業 15,616 3 地域保健医療審議会経費 1,527 4 病床整備に関する検討委員会経費 189 5 地域保健医療計画等推進経費 968
4 共済費	394,011	6 健康危機管理経費 2,564 7 保健衛生功労者表彰費 101
7 報償費	2,682	8 急病診療事業 2,223,792 (1)初期救急医療体制確保事業 1,270,630 (2)二次救急医療体制確保事業 884,699 (3)救急医療情報センター運営事業 68,463
8 旅費	9,942	9 地域医療事業 254,435 (1)相模原口腔保健センター歯科診療事業 90,780 (2)保健衛生思想啓発普及事業 6,443 (3)地域医療協力事業補助金 142,642 (4)津久井地域診療所維持管理費 195 (5)津久井地域診療所解体経費 11,640 (6)相模原市医療対策協議会経費 560 (7)中山間地域の医療の在り方検討事業 2,175
10 需用費	182,547	10 相模原赤十字病院建設費借入償還金補助金（債務負担行為） 232,217
11 役務費	3,168	11 看護職員確保対策事業 162,845 (1)「看護の心」啓発普及事業 500 (2)院内保育施設運営費補助金 11,177 (3)ナースセンター運営費補助金 1,226 (4)看護師等修学資金貸付事業 25,920 (5)相模原看護専門学校運営費補助金 115,400 (6)看護職員養成施設維持管理費 7,922 (7)潜在看護師確保事業 700
12 委託料	2,247,445	
13 使用料及び賃借料	9,486	
14 工事請負費	8,500	
17 備品購入費	3,598	
18 負担金、補助及び交付金	846,452	
20 貸付金	103,720	
25 寄附金	25,350	

款 2 0 衛生費

項 5 保健衛生費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
(保健衛生 総務費)							
10 成人保健費	2,261,754	2,235,460	26,294	34,585 国庫支出金		305,913 使用料及び 手数料 60 諸収入 305,853	1,921,256
15 母子保健費	1,382,897	1,131,966	250,931	574,719 国庫支出金 476,851 県支出金 97,868		11,788 諸収入	796,390

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		12 総合診療医確保対策事業 103,251 （ 1）地域医療医師修学資金貸付事業 77,901 （ 2）地域医療寄附講座開設事業（債務負担行為） 25,350 13 市民健康づくり運動推進事業 7,987 （ 1）市民健康づくり運動推進経費 5,032 （ 2）楽しむ健康づくり推進事業 2,955 14 健康づくり対策事業 6,096 （ 1）健康づくり施策推進事業 5,786 （ 2）地域・職域連携事業 310 15 献血等推進事業 1,520 16 口腔衛生事業費 5,308 17 栄養改善事業費 1,542 18 食育推進事業 778 19 医事・薬事等指導費 503 （ 1）病院・診療所等指導費 341 （ 2）薬事指導費 70 （ 3）薬物乱用防止対策費 92 20 保健衛生統計調査費 2,439 21 国民健康・栄養調査等経費 1,597 22 総合保健医療センター維持管理費 325,668 23 津久井保健センター維持管理費 10,177 24 市立診療所施設管理運営費 67,356 （ 1）施設管理事務費 2,650 （ 2）指定管理経費（債務負担行為） 64,706 25 総合保健医療センター維持補修費 6,500 26 一般事務費 4,857
7 報償費	19,770	健康増進法等に基づく保健事業等に要する経費
8 旅費	21	1 健康教育事業 453 2 運動習慣支援事業 2,571 3 健康相談事業 1,598 4 成人健康診査事業 1,842,965 （ 1）がん施設検診事業 1,691,556 （ 2）がん集団検診事業 53,501 （ 3）がん精密検査事業 20,393 （ 4）成人歯科健康診査事業 22,951 （ 5）肝炎ウイルス検診事業 37,023 （ 6）確定診断検査事業 4,465 （ 7）生活保護制度利用者等健康診査事業 13,076 5 がん患者サポート事業 7,630 6 訪問指導事業 296 7 骨粗しょう症予防事業 1,200 8 生活習慣病対策事業 2,561 9 後期高齢者保健事業 402,480
10 需用費	16,398	
11 役務費	25,840	
12 委託料	2,189,139	
13 使用料及び賃借料	1,852	
17 備品購入費	1,262	
18 負担金、補助及び交付金	7,472	
1 報酬	15,251	母子保健事業等に要する経費
7 報償費	650	1 母子健康手帳交付事業 5,064 2 母子健康教育事業 894 3 妊婦健康診査事業 346,350 4 産前・産後支援事業 566,656 （ 1）産前・産後支援事業 96,487 （ 2）出産・子育て応援事業 470,169 5 乳幼児健康診査事業 197,909 （ 1）4 か月児健康診査事業 8,508 （ 2）8 か月児健康診査事業 44,176
8 旅費	187	
10 需用費	8,693	
11 役務費	8,830	
12 委託料	602,590	

款 2 0 衛生費
項 5 保健衛生費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(母子保健費)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
20 保健予防費	6,342,837	9,167,448	△2,824,611	2,953,668 国庫支出金 1,354,964 県支出金 1,598,704		6,315 分担金及び 負担金 6,297 諸収入 18	3,382,854
25 精神保健福祉費	2,044,813	1,963,084	81,729	973,620 国庫支出金 966,150 県支出金 7,470		115 使用料及び 手数料 76 諸収入 39	1,071,078

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
13 使用料及び賃借料	2,131	(3) 1 歳児健康診査事業 44,013 (4) 1 歳 6 か月児健康診査事業 55,601 (5) 2 歳 6 か月児歯科健康診査事業 11,819 (6) 3 歳 6 か月児健康診査事業 15,965 (7) 乳幼児経過検診事業 699 (8) 新生児聴覚検査事業 17,128
17 備品購入費	1,130	6 こんにちは赤ちゃん事業 477 7 母子保健事業 8,764 8 慢性疾患児保健指導事業 30 9 不妊・不育専門相談等事業 1,073 10 特定不妊治療費助成事業 12,612 11 未熟児養育事業 57,548 12 自立支援医療給付（育成医療） 5,429 13 小児慢性特定疾病医療事業 164,332 14 先天性代謝異常等検査事業 15,759
18 負担金、補助及び交付金	12,780	
19 扶助費	730,655	
1 報酬	9,506	結核・感染症及び難病等の保健予防に要する経費
7 報償費	3,982	1 結核対策事業 27,350 (1) 定期健康診断事業 6,099 (2) 定期外健康診断事業費 2,908 (3) 結核医療扶助費 17,498 (4) 結核患者管理指導費 771 (5) 結核児童療育給付事業 74
8 旅費	730	2 感染症診査協議会経費 4,881 3 感染症予防対策事業 2,050,632 4 感染症発生動向調査事業 528,383 5 性感染症対策事業 4,810 (1) エイズ予防対策事業 1,367 (2) エイズ検査・相談事業 1,983 (3) 性感染症検査・相談事業 1,460
10 需用費	34,343	6 B 型・C 型肝炎ウイルス検査事業 1,233 7 予防接種事業 2,272,739 (1) 個別予防接種事業 2,272,739 8 難病対策事業 1,442,634 (1) 難病患者地域支援対策推進事業 1,277 (2) 療養生活環境整備事業 7,433 (3) 難病患者医療費給付事業 1,433,924
11 役務費	47,024	9 被爆者医療費等助成事業 9,924 10 一般事務費 251
12 委託料	3,253,715	
13 使用料及び賃借料	23,469	
18 負担金、補助及び交付金	1,089,493	
19 扶助費	1,880,476	
26 公課費	99	
1 報酬	8,201	精神保健福祉事業等に要する経費
7 報償費	14,074	1 精神保健相談指導等事業 28,025 (1) 精神保健相談・訪問指導事業 5,595 (2) 精神保健集団指導活動事業 322 (3) 精神保健普及啓発・地域支援事業 950 (4) 精神障害者社会参加促進事業 3,013 (5) ひきこもり地域支援センター事業 1,447 (6) 自殺総合対策事業 16,698
8 旅費	2,058	2 精神障害者医療援護事業 1,979,724 (1) 精神障害者入院措置事業 50,020 (2) 精神科救急医療診察移送事業 10,451 (3) 精神科救急医療受入体制等整備事業 64,091 (4) 精神科病院指導等事業 279 (5) 精神科病院入院援護事業 6,675 (6) 自立支援医療給付（精神通院医療） 1,848,208
10 需用費	8,140	
11 役務費	21,211	
12 委託料	66,068	
13 使用料及び賃借料	7,092	
17 備品購入費	120	

款 2 0 衛生費

項 5 保健衛生費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(精神保健 福祉費)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
30 生活衛生費	66,689	60,570	6,119			1,806 使用料及び 手数料 1,696 繰入金 110	64,883
35 衛生研究所 費	130,734	157,664	△26,930	16,885 国庫支出金 15,906 県支出金 979		100 諸収入	113,749
40 斎場費	425,416	403,101	22,315		73,000 市債	90,994 使用料及び 手数料 90,812 財産収入 182	261,422
計	18,498,597	20,783,941	△2,285,344	4,684,097	80,600	847,688	12,886,212

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金、補助 及び交付金	千円 8,049	3 審議会等運営費 （ 1）精神医療審査会経費 （ 2）精神保健福祉審議会経費 4 地域児童精神科医療寄附講座開設事業（債務負担行為） 5 一般事務費
19 扶助費	1,884,800	
25 寄附金	25,000	
1 報酬	379	生活衛生事業及び動物愛護事業に要する経費
7 報償費	911	
8 旅費	664	1 食の安全・安心確保対策事業 2 環境衛生事業 3 墓地等紛争調停委員会経費 4 動物愛護事業 5 一般事務費
10 需用費	10,537	
11 役務費	3,612	
12 委託料	36,396	
13 使用料及び賃 借料	3,553	
17 備品購入費	1,108	
18 負担金、補助 及び交付金	9,529	
8 旅費	348	衛生に係る検査及び調査研究、衛生研究所の管理運営等に要する経費
10 需用費	62,489	
11 役務費	585	1 衛生検査研究費 2 衛生研究所維持管理費 3 一般事務費
12 委託料	16,084	
13 使用料及び賃 借料	43,053	
17 備品購入費	8,056	
18 負担金、補助 及び交付金	119	
7 報償費	69	市営斎場の運営、維持管理及び（仮称）新斎場整備事業に要する経費
8 旅費	156	
10 需用費	61,996	1 施設管理運営費 （ 1）施設管理事務費 （ 2）指定管理経費（債務負担行為） 2 施設維持補修費 3 施設改修事業費 4 一般事務費
12 委託料	282,066	
14 工事請負費	81,114	
18 負担金、補助 及び交付金	15	

款 2 0 衛生費
 項 1 0 清掃費 11,012,979千円

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 清掃総務費	千円 5,179,752	千円 5,033,307	千円 146,445	千円 215 県支出金	千円 6,700 市債	千円 609,344 使用料及び 手数料 2,256 財産収入 700 諸収入 606,388	千円 4,563,493
10 塵芥処理費	4,958,101	4,441,286	516,815			2,436,126 使用料及び 手数料 1,716,786 諸収入 719,340	2,521,975

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
1 報酬	67,234	職員の人件費及び美化、資源回収活動等に要する経費
2 給料	1,121,290	
3 職員手当等	857,339	
4 共済費	412,004	
7 報償費	24,471	
8 旅費	4,060	
10 需用費	35,892	
11 役務費	683	
12 委託料	2,634,401	
13 使用料及び賃借料	1,396	
14 工事請負費	7,502	
17 備品購入費	240	
18 負担金、補助及び交付金	11,376	
26 公課費	1,864	
8 旅費	500	ごみの収集処分及び施設の運営、維持管理に要する経費
10 需用費	2,075,407	
11 役務費	19,705	
12 委託料	2,778,450	
13 使用料及び賃借料	25,219	
15 原材料費	180	
17 備品購入費	54,951	
18 負担金、補助及び交付金	1,906	
26 公課費	1,783	

款 2 0 衛生費
項 1 0 清掃費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
15 し尿処理費	千円 324, 176	千円 320, 283	千円 3, 893	千円	千円	千円 57, 206 使用料及び 手数料 57, 106 諸収入 100	千円 266, 970
20 塵芥処理施設建設費	550, 950	571, 326	△20, 376	15, 075 国庫支出金	270, 200 市債		265, 675
計	11, 012, 979	10, 366, 202	646, 777	15, 290	276, 900	3, 102, 676	7, 618, 113

款 2 0 衛生費
項 1 5 環境保全費 688, 976千円

5 環境保全費	688, 976	1, 076, 129	△387, 153	104, 907 国庫支出金 90, 287 県支出金 14, 620		62, 072 使用料及び 手数料 455 財産収入 610 寄附金 1, 000 繰入金 48, 150 諸収入 11, 857	521, 997

節		説 明
区 分	金 額	
8 旅費	千円 37	し尿の収集処分及び施設の運営、維持管理に要する経費
10 需用費	78, 572	1 し尿処理手数料徴収経費 3, 866
11 役務費	3, 477	2 施設運営費 16, 562
12 委託料	127, 372	3 施設維持管理費 139, 659
13 使用料及び賃借料	2, 803	4 施設維持補修費 3, 000
17 備品購入費	23, 733	5 し尿収集車両維持管理費 13, 686
18 負担金、補助及び交付金	87, 635	6 し尿収集車両購入費 23, 582
26 公課費	547	7 し尿収集業務経費 28, 504
10 需用費	158, 070	8 浄化槽清掃助成事業 88, 360
12 委託料	240, 205	9 津久井クリーンセンター再整備関連事業 4, 729
14 工事請負費	152, 675	(1) 津久井クリーンセンター旧施設解体事業 4, 729
		10 一般事務費 2, 228
		ごみ処理施設等の整備に要する経費
		1 南清掃工場改良事業 312, 090
		(1) 南清掃工場設備等改良事業 312, 090
		2 北清掃工場改良事業 62, 920
		(1) 北清掃工場設備等改良事業 62, 920
		3 一般廃棄物最終処分場整備事業 114, 983
		(1) 一般廃棄物最終処分場第 2 期整備地高上事業 114, 983
		4 一般廃棄物最終処分場第 2 期整備地高上事業（継続費） 60, 957

1 報酬	4, 329	職員の人件費並びに環境保全啓発、環境監視及び公害防止指導対策に要する経費
2 給料	152, 400	
3 職員手当等	117, 490	
4 共済費	56, 026	
7 報償費	110	
8 旅費	966	
10 需用費	11, 563	
11 役務費	218	
12 委託料	112, 025	
		1 職員給与費 327, 787
		2 防災対策事業 172
		(1) 環境等調査測定費 172
		3 環境審議会経費 1, 160
		4 地球温暖化対策推進事業 24, 198
		(1) 地球温暖化対策推進会議経費 535
		(2) 地球温暖化対策普及啓発事業 10, 740
		(3) 地球温暖化対策地域協議会補助金 3, 900
		(4) 地球温暖化対策推進基金積立金 6, 900
		(5) 分散型電源確保対策事業 2, 123
		5 再生可能エネルギー利用設備等設置促進事業 101, 440
		(1) 再生可能エネルギー等利用設備設置促進事業 60, 240
		(2) 住宅用スマートエネルギー設備導入奨励事業 41, 200
		6 次世代クリーンエネルギー自動車等普及促進事業 9, 356
		(1) 次世代クリーンエネルギー自動車等導入経費 1, 106
		(2) 次世代クリーンエネルギー自動車等購入奨励事業 8, 250

款 2 0 衛生費
項 1 5 環境保全費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(環境保全費)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	688,976	1,076,129	△387,153	104,907	0	62,072	521,997

款 2 5 労働費 402,065千円
項 5 労働諸費 402,065千円

5 労働諸費	402,065	338,156	63,909	40,048		133,699	228,318
				国庫支出金		寄附金 10,000 繰入金 13,684 諸収入 110,015	
計	402,065	338,156	63,909	40,048	0	133,699	228,318

節		説 明
区 分	金 額	
13 使用料及び賃借料	千円 5,591	7 中小規模事業者省エネルギー対策等推進事業 83,863 8 環境情報センター施設管理運営費 28,068 （ 1）施設管理事務費 2,634 （ 2）指定管理経費（債務負担行為） 25,434 9 環境保全啓発費 2,350 10 環境保全推進費 5,650 （ 1）環境指導啓発費 5,650 11 環境影響評価制度経費 1,078 12 環境監視測定費 59,639 （ 1）環境等調査測定費 59,639 13 常時監視測定局管理運営費 29,879 14 合併処理浄化槽設置補助事業 10,403 15 土砂等の埋立て等対策推進事業 656 16 一般事務費 3,277
17 備品購入費	11,632	
18 負担金、補助及び交付金	209,726	
24 積立金	6,900	

1 報酬	2,448	職員の人件費、勤労者福祉対策事業等に要する経費	
2 給料	26,600	1 職員給与費	60,484
3 職員手当等	22,470	2 雇用対策事業	82,502
4 共済費	8,865	(1) 就労支援・職業紹介事業	17,753
7 報償費	996	(2) 就労支援・職業紹介事業（債務負担行為）	23,763
8 旅費	261	(3) 若年無業者・フリーター就労支援事業	1,200
10 需用費	1,123	(4) 障害者雇用特例子会社設立支援事業	120
11 役務費	650	(5) 職業相談・面接会等経費	9,000
12 委託料	164,833	(6) 学生・新卒未就職者等就労支援事業	24,876
13 使用料及び賃借料	493	(7) 多様な働き方促進事業	5,790
17 備品購入費	146	3 技能功労者表彰費	560
18 負担金、補助及び交付金	63,180	4 勤労者福祉事業	149,426
20 貸付金	110,000	(1) 勤労者生活資金融資預託金	110,000
		(2) 勤労者住宅資金利子補給金	5,400
		(3) 中小企業退職金等共済掛金補助金	7,560
		(4) 仕事と家庭両立支援事業	26,466
		5 勤労者総合福祉センター施設管理運営費	73,760
		(1) 施設管理事務費	15,634
		(2) 指定管理経費（債務負担行為）	58,126
		6 各種労働関係団体補助金	2,110
		7 勤労者福祉サービスセンター補助金	32,700
		8 一般事務費	523

款 3 0 農林水産業費 982,785千円
項 5 農業費 571,328千円

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 農業委員会費	千円 21,603	千円 21,400	千円 203	千円 822 県支出金	千円	千円	千円 20,781
10 農業総務費	314,974	329,301	△14,327	8,461 県支出金		878 使用料及び 手数料 408 諸収入 470	305,635
15 農業振興費	135,235	137,860	△2,625	67,742 県支出金			67,493

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	千円 20,424	委員会の運営に要する経費 1 農業委員会運営費
8 旅費	50	
9 交際費	5	
10 需用費	290	
11 役務費	434	
13 使用料及び賃借料	322	
18 負担金、補助及び交付金	78	
1 報酬	1,414	職員の人件費、管理事務等に要する経費
2 給料	140,580	
3 職員手当等	105,850	
4 共済費	56,489	
8 旅費	646	
10 需用費	3,953	
11 役務費	161	
12 委託料	2,503	
13 使用料及び賃借料	2,763	
18 負担金、補助及び交付金	615	
7 報償費	289	農業の育成振興対策、農業団体の助成等に要する経費
8 旅費	20	
10 需用費	1,683	
11 役務費	300	
12 委託料	3,557	
13 使用料及び賃借料	520	
15 原材料費	100	
18 負担金、補助及び交付金	128,766	
1 営農センター助成事業	2,690	
2 認定農業者育成事業	24,740	
3 農産物振興対策事業	4,935	
4 営農対策事業	43,308	
(1) 営農対策推進事業	287	
(2) 有害鳥獣駆除等対策事業	42,956	
(3) 食育推進事業	65	
5 農業後継者・担い手確保対策事業	48,576	
6 地場農産物ブランド化促進事業	2,300	
7 農産物流通対策事業	540	
8 環境保全型農業推進事業	3,637	
9 都市農業ふれあい事業	1,785	
10 市民農園整備推進事業	426	
11 農業振興施設管理事業	705	
12 協働事業提案制度事業	743	
(1) 野生鳥獣被害対策・生物多様性理解促進事業	743	
13 農業委員会広報紙発行費	850	

款 3 0 農林水産業費
項 5 農業費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
20 畜産業費	千円 26,445	千円 34,100	千円 △7,655	千円	千円	千円	千円 26,445
25 農地費	73,071	69,193	3,878	9,000 県支出金			64,071
計	571,328	591,854	△20,526	86,025	0	878	484,425

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金、補助及び交付金	千円 26,445	畜産業の育成振興対策に要する経費 1 畜産振興対策事業 26,445
10 需用費	10,297	農道等の農業基盤整備等に要する経費
11 役務費	98	1 農道等維持管理費 24,224
12 委託料	31,618	2 農道等維持補修費 12,150
13 使用料及び賃借料	39	3 農道等整備事業 35,097
14 工事請負費	24,100	(1)農道等整備事業 18,157
15 原材料費	30	(2)金原地区土地改良事業基本構想策定経費 16,940
18 負担金、補助及び交付金	6,889	4 各種農業団体補助金 1,326
		5 一般事務費 274

款 3 0 農林水産業費
項 1 0 林業費 411,457千円

5 林業総務費	231,913	223,408	8,505	66,961 国庫支出金 1,125 県支出金 65,836		1,225 繰入金	163,727
10 林業振興費	179,544	47,960	131,584		108,700 市債	90 繰入金	70,754

1 報酬	265	森林の保全等に要する経費
2 給料	53,210	1 職員給与費 115,640
3 職員手当等	42,960	2 水源の森林づくり事業 55,059
4 共済費	19,470	3 さがみはら森林ビジョン推進事業 17,325
7 報償費	260	(1)さがみはら森林ビジョン推進事業 960
8 旅費	108	(2)さがみはら津久井産材普及啓発事業 15,365
10 需用費	639	(3)新たな森林ビジネス機会創出事業 1,000
11 役務費	321	4 市有林施業管理事業 25,015
12 委託料	43,713	(1)市有林施業管理事業 25,015
17 備品購入費	301	5 地域水源林整備事業 1,712
18 負担金、補助及び交付金	70,657	6 私有林整備促進事業 12,230
26 公課費	9	7 協働事業提案制度事業 2,682
10 需用費	17,913	(1)里山林の活用と保全・再生モデル検討事業 2,682
11 役務費	100	8 中山間地域対策事業 2,250
		(1)森林体験事業 2,250

款 3 0 農林水産業費
項 1 0 林業費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(林業振興費)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	411, 457	271, 368	140, 089	66, 961	108, 700	1, 315	234, 481

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	千円 33, 868	千円
14 工事請負費	126, 779	
15 原材料費	100	
18 負担金、補助及び交付金	784	

款 3 5 商工費 11, 947, 788千円
項 5 商工費 11, 947, 788千円

5 商工総務費	414, 116	410, 951	3, 165	1, 921 県支出金		16 財産収入 1 諸収入 15	412, 179
10 商工振興費	11, 127, 843	7, 855, 508	3, 272, 335	29, 446 国庫支出金	223, 900 市債	9, 884, 883 財産収入 102 寄附金 400 繰入金 36, 018 諸収入 9, 848, 363	989, 614

1 報酬	177	職員の人件費及び管理事務に要する経費 1 職員給与費 2 大規模小売店舗立地審議会経費 3 一般事務費	
2 給料	185, 190		411, 980
3 職員手当等	154, 230		256
4 共済費	72, 560		1, 880
8 旅費	354		
10 需用費	1, 497		
11 役務費	66		
13 使用料及び賃借料	42		
1 報酬	265	商工業の育成振興対策、中小企業の助成等に要する経費 1 中心市街地活性化事業 （ 1）中心市街地活性化推進事業 2 商店街振興支援事業 （ 1）商店街環境整備事業補助金 （ 2）商店街にぎわいづくり支援事業補助金 （ 3）アドバイザー派遣事業 3 商業・工業団体育成事業 （ 1）商工団体等補助金 4 新事業創出促進事業 （ 1）イノベーション創出促進事業 （ 2）イノベーション創出促進事業（債務負担行為） （ 3）起業家創出事業 （ 4）創業支援事業 （ 5）広域連携支援事業 （ 6）トライアル発注認定事業 （ 7）子ども・青年アントレプレナー体験事業 5 青年起業家育成基金積立金 6 銀河連邦経済交流促進事業 7 工業集積促進事業 （ 1）企業誘致等推進事業 （ 2）産業集積促進基金積立金	
7 報償費	33, 829		3, 203
8 旅費	1, 160		3, 203
10 需用費	5, 318		40, 327
11 役務費	185		31, 750
12 委託料	212, 982		7, 497
13 使用料及び賃借料	1, 563		1, 080
14 工事請負費	248, 842		52, 799
17 備品購入費	820		52, 799
18 負担金、補助及び交付金	774, 014		91, 453
20 貸付金	9, 848, 363		29, 176
			21, 000
			33, 123
			1, 880
			1, 000
			3, 074
			2, 200
			452
			670
			419, 354
			419, 304
			50

款 3 5 商工費
 項 5 商工費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
(商工振興費)							
15 ふるさと観光費	312,673	677,130	△364,457	19,983 国庫支出金 14,917 県支出金 5,066	23,800 市債	8,898 財産収入 55 繰入金 4,730 諸収入 4,113	259,992
20 自然の村費	93,156	83,520	9,636			20 諸収入	93,136

節		説 明
区 分	金 額	
24 積立金	千円 502	千円 8 中小企業経営安定対策事業 10,047,608 9 中小企業経営革新支援事業 80,209 （ 1）中小企業研究開発支援事業 52,893 （ 2）中小企業技術者育成支援事業 500 （ 3）ものづくり企業総合支援事業 13,000 （ 4）海外展開支援事業 1,500 （ 5）中小企業事業承継支援事業 4,076 （ 6）D X促進支援事業 8,240 10 相模原市産業振興財団補助金 70,630 11 産業会館施設管理運営費 70,463 （ 1）施設管理事務費 2,838 （ 2）指定管理経費（債務負担行為） 67,625 12 産業会館改修事業 248,842 13 一般事務費 1,833
1 報酬	341	観光事業の助成、市民まつりの開催等に要する経費
7 報償費	342	
8 旅費	197	
10 需用費	6,191	
11 役務費	1,058	
12 委託料	107,721	
13 使用料及び賃借料	12,665	
14 工事請負費	1,760	
18 負担金、補助及び交付金	179,809	
24 積立金	2,589	
7 報償費	120	
10 需用費	14,804	
11 役務費	13	
		1 潤水都市さがみはらフェスタ開催経費 3,000 2 さがみはらスイーツフェスティバル開催経費 2,000 3 市民まつり開催経費 29,895 4 観光振興審議会経費 366 5 観光宣伝事業費 11,032 （ 1）観光宣伝事業費 2,837 （ 2）観光案内所等運営事業 8,195 6 魅力創出・発信事業 14,700 7 キャンプ場管理運営費 15,329 8 観光施設維持管理費 32,181 9 観光施設整備事業 42,389 （ 1）観光施設整備事業 26,510 （ 2）木質バイオマスボイラー設備導入事業 15,879 10 観光事業補助金 26,656 11 地域活性化イベント事業補助金 9,039 12 観光協会助成事業 79,911 13 観光人材育成事業 183 14 協働事業提案制度事業 1,815 （ 1）城山エリア e－b i k e ツアー造成事業 1,815 15 相模の大風センター施設管理運営費 1,932 （ 1）指定管理経費（債務負担行為） 1,932 16 相模湖ふれあいパーク施設管理運営費 7,181 （ 1）施設管理事務費 739 （ 2）指定管理経費（債務負担行為） 6,442 17 水源地域活性化推進事業 400 18 緑の休暇村センター維持管理費 1,851 19 ダム対策事務諸経費 6,501 20 相模湖記念館運営事業費 10,659 21 小原の郷管理運営費 1,030 22 やまなみ温泉管理運営費 502 23 東海首都圏自然歩道管理費 5,076 （ 1）東海自然歩道管理費 4,056 （ 2）首都圏自然歩道管理費 1,020 24 新相模原市観光振興計画推進事業 5,799 （ 1）地域別計画推進事業費 5,799 25 道志ダム関連地域環境整備基金積立金 2,589 26 一般事務費 657
		施設の管理運営に要する経費
		1 相模川自然の村施設管理運営費 93,156 （ 1）施設管理事務費 22,937 （ 2）指定管理経費（債務負担行為） 70,219

款 3 5 商工費
項 5 商工費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(自然の村費)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	11,947,788	9,027,109	2,920,679	51,350	247,700	9,893,817	1,754,921

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	千円 78,132	千円
13 使用料及び賃借料	87	

款 4 0 土木費 26,756,291千円
項 5 道路橋りょう費 9,042,942千円

5 道路橋りょう総務費	1,972,952	1,958,001	14,951	5,057 県支出金		2,990 使用料及び 手数料 618 諸収入 2,372	1,964,905
10 道路維持費	4,317,893	3,622,484	695,409	361,907 国庫支出金	1,409,200 市債	15,145 使用料及び 手数料 1,100 諸収入 14,045	2,531,641

1 報酬	3,639	職員の人件費及び道路管理事務に要する経費 1 職員給与費 1,217,290 2 道路管理業務委託 78,271 （ 1）道路境界整備事業 35,001 （ 2）国有財産取得事業 300 （ 3）道路情報管理システム業務委託 42,970 3 道路境界確定事業 76,102 （ 1）道路境界確定事業 53,822 （ 2）道路境界確定事業（債務負担行為） 22,280 4 廃道路敷等測量委託 5,800 5 道路占用許可事務費 3,223 6 地籍調査事業 3,905 7 自動車駐車場事業特別会計繰出金 563,000 8 一般事務費 25,361
2 給料	558,780	
3 職員手当等	432,202	
4 共済費	222,508	
7 報償費	60	
8 旅費	1,700	
10 需用費	16,076	
11 役務費	4,144	
12 委託料	156,379	
13 使用料及び賃借料	3,043	
17 備品購入費	810	
18 負担金、補助及び交付金	10,611	
27 繰出金	563,000	
7 報償費	2,583	道路の維持管理及び道路の安全対策に要する経費 1 道路維持管理経費 3,913,403 （ 1）道路維持補修費 537,764 （ 2）道路維持補修費（債務負担行為） 83,000 （ 3）道路維持管理費 1,324,133 （ 4）道路維持管理計画事業 1,409,945 （ 5）道路維持管理計画事業（債務負担行為） 378,560 （ 6）道路維持管理計画事業（災害防除） 180,001 2 交通安全施設整備事業 234,851 （ 1）交通安全施設整備事業 211,885 （ 2）交通安全施設整備事業（債務負担行為） 7,000 （ 3）交通安全施設整備事業（自転車通行環境） 15,966 3 既設道路照明灯ＬＥＤ化事業 62,004 （ 1）既設道路照明灯ＬＥＤ化事業（債務負担行為） 62,004
10 需用費	420,611	
11 役務費	21,631	
12 委託料	1,787,243	
13 使用料及び賃借料	3,539	
14 工事請負費	2,031,188	
15 原材料費	13,850	

款 4 0 土木費
 項 5 道路橋りょう費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
(道路維持費)							
15 道路新設改良費	2,046,188	1,761,362	284,826	80,348 国庫支出金 78,797 県支出金 1,551	909,200 市債	132,594 諸収入	924,046
20 橋りょう維持費	705,909	713,787	△7,878	268,374 国庫支出金	221,800 市債		215,735
計	9,042,942	8,055,634	987,308	715,686	2,540,200	150,729	5,636,327

款 4 0 土木費
 項 1 0 河川費 521,551千円

5 河川管理費	312,699	277,211	35,488	35 県支出金	89,600 市債	3 使用料及び手数料	223,061

節		説 明
区 分	金 額	
17 備品購入費	千円 8,528	4 県道 4 6 号（相模原茅ヶ崎）道路災害防除事業（継続費） 千円 107,635
18 負担金、補助及び交付金	28,029	
26 公課費	691	
10 需用費	330	道路の新設、舗装、改良等に要する経費 1 道路改良事業 （ 1）道路改良事業（計画指定） （ 2）道路改良事業（箇所指定） （ 3）道路改良事業（事業指定） （ 4）道路改良事業（市内一円） 2 市道文京大野整備事業（債務負担行為） 3 狭あい道路等整備事業 （ 1）狭あい道路等整備事業 （ 2）狭あい道路等整備事業（債務負担行為） 4 県道路整備償還金負担金（債務負担行為） 5 国直轄事業負担金
11 役務費	815	
12 委託料	215,160	
13 使用料及び賃借料	500	
14 工事請負費	725,332	
16 公有財産購入費	16,249	
18 負担金、補助及び交付金	1,049,632	
21 補償、補填及び賠償金	38,170	
10 需用費	12,910	
12 委託料	473,344	
14 工事請負費	214,655	橋りょうの維持補修に要する経費 1 橋りょう維持補修費 2 橋りょう長寿命化事業 3 矢淵陸橋橋りょう修繕事業（継続費）
18 負担金、補助及び交付金	5,000	

2 給料	38,500	職員の人件費及び河川の維持管理に要する経費 1 職員給与費 2 河川維持管理費 3 河川維持補修費 （ 1）河川維持補修費 （ 2）河川維持補修費（債務負担行為） 4 緊急浚渫推進事業 5 一般事務費
3 職員手当等	36,590	
4 共済費	18,520	
7 報償費	371	
8 旅費	474	
10 需用費	20,520	
11 役務費	1,132	

款 4 0 土木費
項 1 0 河川費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(河川管理費)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
10 河川改修費	208,852	194,123	14,729	20,000 国庫支出金 6,000 県支出金 14,000	143,100 市債		45,752
計	521,551	471,334	50,217	20,035	232,700	3	268,813

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	千円 179,611	千円
13 使用料及び賃借料	142	
14 工事請負費	15,300	
16 公有財産購入費	200	
17 備品購入費	700	
18 負担金、補助及び交付金	629	
26 公課費	10	
12 委託料	40,755	河川の改修に要する経費
14 工事請負費	167,097	
21 補償、補填及び賠償金	1,000	
		1 一級河川鳩川・道保川改修事業 45,375
		2 準用河川鳩川改修事業 7,840
		3 準用河川姥川改修事業 149,637
		(1)準用河川姥川改修事業 101,637
		(2)準用河川姥川改修事業（河床整備） 48,000
		4 一般事務費 6,000

款 4 0 土木費
項 1 5 都市計画費 13,897,645千円

5 都市計画総務費	10,795,395	7,966,237	2,829,158	104,781 国庫支出金 92,773 県支出金 12,008	22,200 市債	3,367,691 使用料及び手数料 26,806 財産収入 3,337 寄附金 200 繰入金 3,021,907 諸収入 315,441	7,300,723

1 報酬	23,393	職員の人件費及び都市計画事務に要する経費
2 給料	859,520	
3 職員手当等	709,726	
4 共済費	328,353	
7 報償費	1,320	
8 旅費	7,524	
10 需用費	74,550	
11 役務費	16,398	
12 委託料	999,345	
13 使用料及び賃借料	20,953	
17 備品購入費	767	
		1 職員給与費 1,918,259
		2 防災対策事業 17,578
		(1)宅地造成等工事規制区域等指定経費 17,578
		3 都市計画審議会経費 1,913
		4 開発審査会経費 510
		5 土地利用審査会経費 138
		6 開発審査事務運営費 2,104
		7 麻溝台・新磯野地区整備推進事業 256
		8 当麻地区整備促進事業 7,997
		9 鶴野森地区整備促進事業 1,859
		10 地理情報システム経費 3,248
		11 民間住宅施策推進事業 46,246
		(1)民間住宅施策推進事業 43,012
		(2)空家等対策推進事業 1,724
		(3)災害時住宅復旧事業 1,510
		12 都市計画基本図等作成委託 100,595
		13 区域区分界等調査測量委託 41,774
		(1)区域区分界等調査測量委託 10,504
		(2)土地利用等見直し検討事業 31,270
		14 街づくり活動推進事業 296
		15 都市計画策定関連事業 9,647
		(1)都市計画基礎調査 9,647

款 4 0 土木費
項 1 5 都市計画費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(都市計画 総務費)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
10 建築指導費	105,802	80,167	25,635	46,517 国庫支出金 36,134 県支出金 10,383		13,432 使用料及び 手数料 9,732 諸収入 3,700	45,853

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金、補助 及び交付金	千円 423,546	16 景観形成推進事業 （ 1）都市デザイン推進事業 （ 2）屋外広告物適正化推進事業
24 積立金	2,500	17 広域交流拠点推進事業 （ 1）リニアまちづくり関連推進事業 （ 2）リニア中央新幹線関連対策事業 （ 3）リニア中央新幹線地方協力事業 （ 4）相模原駅周辺まちづくり推進事業 （ 5）相模原駅周辺まちづくり推進事業（債務負担行為）
27 繰出金	7,327,500	18 都市交通施設整備基金積立金 19 鉄道対策事業 （ 1）相模線複線化等促進事業 （ 2）鉄道輸送力増強促進団体経費 （ 3）小田急多摩線延伸促進事業 （ 4）鉄道駅ホームドア等整備事業補助金（債務負担行為） 20 バス対策事業 （ 1）バス交通対策推進事業 （ 2）バス交通関連施設維持管理費 21 バス路線維持確保対策事業 （ 1）生活交通確保事業 （ 2）生活交通確保対策補助金（債務負担行為） 22 コミュニティ交通対策事業 （ 1）コミュニティバス運行事業 （ 2）乗合タクシー等運行事業 （ 3）乗合タクシー等運行事業（債務負担行為） 23 総合交通計画関連事業 （ 1）総合交通計画関連事業 （ 2）交通需要マネジメント推進事業 （ 3）グリーンスローモビリティ運行支援事業 24 駅舎自由通路等維持管理費 25 駅周辺施設維持管理費 26 駅周辺施設維持補修費 27 相模大野駅周辺まちづくり事業 28 公共工事積算事務電算処理経費 29 公共工事電子納品事務処理経費 30 下水道事業会計繰出金 31 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別会計繰出金 32 簡易水道事業会計繰出金 33 一般事務費
1 報酬	743	建築指導事務に要する経費
7 報償費	740	1 建築審査会経費 2 ホテル等建築審議会経費 3 建築紛争調整経費
8 旅費	1,061	4 既存建築物等総合防災対策事業 （ 1）既存建築物等総合防災対策事業 （ 2）既存住宅・建築物耐震化促進事業 （ 3）宅地防災対策工事助成金
10 需用費	2,985	5 既存建築物等総合安全対策事業 6 マンション管理対策推進事業
11 役務費	520	7 建築・住まい政策事務運営費
12 委託料	19,926	8 建築審査事務運営費
13 使用料及び賃 借料	1,354	

款 4 0 土木費
項 1 5 都市計画費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(建築指導費)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
15 みどり対策費	599,311	677,564	△78,253	117,056 国庫支出金 111,440 県支出金 5,616	82,000 市債	4,774 使用料及び 手数料 1,116 財産収入 758 寄附金 1,700 繰入金 700 諸収入 500	395,481
20 市街地開発費	5,766	588	5,178			5,766 財産収入	
30 自転車対策費	189,508	572,282	△382,774			96,909 使用料及び 手数料 45,185 諸収入 51,724	92,599

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金、補助及び交付金	千円 75,153	千円
20 貸付金	3,320	
1 報酬	404	緑地の保全、都市緑化の推進、水辺環境の保全等及び相模川ふれあい科学館の運営等に要する経費 1 水とみどりの基本計画策定等事業 6,000 2 生物多様性さがみはら戦略推進事業 320 3 緑地保全活用事業 23,531 （ 1）森づくりパートナーシップ推進事業 207 （ 2）水辺環境保全等促進事業 1,030 （ 3）木もれびの森づくり事業 2,709 （ 4）市民ふれあいの森づくり事業 1,620 （ 5）保存樹林・樹木保全事業 17,765 （ 6）緑地保全基金繰出金 200 4 みどりのまちづくり事業 48,840 （ 1）都市緑化啓発事業 190 （ 2）みどりのまちづくり基金積立金 1,000 （ 3）（公財）相模原市まち・みどり公社補助金（緑化推進分） 47,650 5 緑地等維持管理費 181,499 （ 1）緑地等維持管理費 174,499 （ 2）緑地林縁樹木等維持管理費 7,000 6 緑地保全用地購入事業 202,799 7 里地里山保全等促進事業 1,152 8 地域水源林保全・再生事業 882 9 相模川保全活用事業 5,615 （ 1）相模川沿岸施設等活用事業 4,045 （ 2）相模川を愛する会補助金 320 （ 3）中道志川トラスト基金積立金 550 （ 4）中道志川トラスト協会補助金 700 10 相模川ふれあい科学館施設管理運営費 116,408 （ 1）施設管理事務費 33,839 （ 2）指定管理経費（債務負担行為） 82,569 11 野生鳥獣保護管理事業 10,618 （ 1）野生鳥獣保護管理事業 9,046 （ 2）鳥屋狹区運営事業 1,572 12 一般事務費 1,647
7 報償費	4,704	
8 旅費	182	
10 需用費	34,130	
11 役務費	2,462	
12 委託料	278,954	
13 使用料及び賃借料	3,709	
15 原材料費	117	
16 公有財産購入費	202,669	
18 負担金、補助及び交付金	70,230	
24 積立金	1,550	
27 繰出金	200	
24 積立金	5,766	
市街地開発事業に要する経費		
1 市街地整備基金積立金 5,766		
7 報償費	30	自転車駐車場の整備・運営、放置自転車対策等に要する経費 1 放置自転車対策事業 60,813 2 有料自転車駐車場維持管理費 73,971 3 有料自転車駐車場維持補修費 24,345 4 無料自転車駐車場維持管理費 30,379
10 需用費	28,453	
11 役務費	3,197	
12 委託料	60,310	
13 使用料及び賃借料	54,928	
14 工事請負費	16,643	

款 4 0 土木費
項 1 5 都市計画費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(自転車対策費)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
35 街路事業費	2, 201, 863	1, 809, 109	392, 754	514, 773 国庫支出金 485, 451 県支出金 29, 322	1, 329, 600 市債	205, 730 諸収入	151, 760
計	13, 897, 645	11, 105, 947	2, 791, 698	783, 127	1, 433, 800	3, 694, 302	7, 986, 416

款 4 0 土木費
項 2 0 公園費 2,214,153千円

5 公園管理費	1,253,492	1,441,812	△188,320	69,938 国庫支出金	139,100 市債	75,486 使用料及び 手数料 53,746 繰入金 21,660 諸収入 80	968,968

節		説 明
区 分	金 額	
17 備品購入費	千円 250	
18 負担金、補助 及び交付金	25,697	
12 委託料	701,880	
13 使用料及び賃 借料	4,800	都市計画道路及び駅前広場の整備に要する経費
14 工事請負費	1,330,700	1 都市計画道路等整備事業 (1)都市計画道路整備事業（計画指定） (2)都市計画道路整備事業（市内一円）
16 公有財産購入 費	69,623	2 県道 5 2 号（相模原町田）道路改良事業（債務負担行為） 3 都市計画道路宮上横山線道路改良事業（継続費）
18 負担金、補助 及び交付金	38,960	
21 補償、補填及 び賠償金	55,900	

1 報酬	3,511	職員の人件費及び都市公園等の維持管理に要する経費	
2 給料	83,990	1 職員給与費	193,748
3 職員手当等	71,313	2 相模原北・道保川・相模原麻溝・相模大野中央公園施設管理運営費	188,203
4 共済費	34,777	(1) 指定管理経費（債務負担行為）	188,203
7 報償費	19,762	3 横山公園・鹿沼公園・小山公園施設管理運営費	52,434
8 旅費	496	(1) 指定管理経費（債務負担行為）	52,434
10 需用費	117,530	4 淵野辺公園・相模台公園・古淵鶴野森公園施設管理運営費	25,270
11 役務費	5,201	(1) 指定管理経費（債務負担行為）	25,270
12 委託料	702,593	5 相模原麻溝公園動物広場施設管理運営費	84,835
13 使用料及び賃借料	1,675	(1) 指定管理経費（債務負担行為）	84,835
14 工事請負費	210,036	6 峰山霊園・柴胡が原霊園施設管理運営費	60,715
17 備品購入費	350	(1) 指定管理経費（債務負担行為）	60,715
18 負担金、補助及び交付金	2,258	7 津久井又野公園・相模湖林間公園施設管理運営費	17,963
		(1) 指定管理経費（債務負担行為）	17,963
		8 公園等維持管理費	293,588
		9 公園等維持補修費	8,154
		10 パークマネジメントプラン推進事業	284,604
		(1) 公園施設長寿命化実施事業	284,604
		11 少子化対策公園改修事業	40,098
		12 一般事務費	3,880

款 4 0 土木費
項 2 0 公園費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 公園整備費	千円 960,661	千円 382,119	千円 578,542	千円 263,975 国庫支出金	千円 509,700 市債	千円	千円 186,986
計	2,214,153	1,823,931	390,222	333,913	648,800	75,486	1,155,954

節		説 明
区 分	金 額	
11 役務費	千円 36	都市公園等の整備に要する経費 1 相模総合補給廠共同使用区域整備事業 （ 1）相模原スポーツ・レクリエーションパーク整備事業 2 街区公園等整備事業 3 峰山霊園整備事業
12 委託料	51,528	
13 使用料及び賃借料	8,737	
14 工事請負費	881,814	
17 備品購入費	4,000	
18 負担金、補助及び交付金	14,546	

款 4 0 土木費
項 2 5 住宅費 1,080,000千円

5 住宅管理費	1,080,000	1,166,088	△86,088	155,385 国庫支出金	240,900 市債	530,462 使用料及び手数料 529,220 諸収入 1,242	153,253
計	1,080,000	1,166,088	△86,088	155,385	240,900	530,462	153,253

1 報酬	454	職員の人件費及び市営住宅の維持管理等に要する経費 1 職員給与費 2 住宅審議会経費 3 市営住宅施設運営費 （ 1）市営住宅施設管理事務費 （ 2）借上型市営住宅施設管理事務費 （ 3）指定管理経費（債務負担行為） 4 市営住宅ストック総合改善事業 5 市営住宅維持補修費 6 住宅事務運営費
2 給料	48,810	
3 職員手当等	37,530	
4 共済費	19,550	
7 報償費	120	
8 旅費	555	
10 需用費	36,364	
11 役務費	1,890	
12 委託料	265,326	
13 使用料及び賃借料	254,616	
14 工事請負費	399,927	
17 備品購入費	100	
18 負担金、補助及び交付金	11,058	
21 補償、補填及び賠償金	3,700	

款 4 5 消防費 10, 196, 526千円
 項 5 消防費 10, 196, 526千円

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 常備消防費	千円 7, 551, 999	千円 7, 207, 867	千円 344, 132	千円 121, 056 国庫支出金 90, 292 県支出金 30, 764	千円 231, 900 市債	千円 25, 793 使用料及び 手数料 12, 334 財産収入 590 諸収入 12, 869	千円 7, 173, 250
10 非常備消防費	429, 533	510, 827	△81, 294	30, 592 県支出金	108, 000 市債	40, 433 繰入金 135 諸収入 40, 298	250, 508

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
2 給料	2, 901, 850	職員の人件費並びに常備消防活動及び消防庁舎の維持管理に要する経費 1 職員給与費 6, 233, 860 2 消防職員研修費 30, 324 3 消防職員貸与被服購入費 51, 024 4 常備消防活動費 77, 067 (1)消防活動費 31, 370 (2)救急活動費 33, 798 (3)救助活動費 6, 399 (4)出初め式開催費 5, 500 5 消防庁舎維持管理費 212, 758 6 通信施設維持管理費 365, 775 7 消防車両維持管理費 106, 540 8 消防車両購入費 392, 619 9 応急手当普及啓発費 7, 705 10 火災予防事業費 23, 358 (1)火災予防事業費 4, 719 (2)火災原因調査事業費 9, 146 (3)火災予防ＤＸ推進事業費 9, 493 11 危険物保安事業費 957 12 相模原市防災協会補助金 14, 700 13 救急高度化推進事業 9, 730 14 消防救急デジタル無線整備事業 12, 266 15 一般事務費 13, 316
3 職員手当等	2, 271, 760	
4 共済費	1, 060, 250	
7 報償費	120	
8 旅費	6, 413	
9 交際費	35	
10 需用費	327, 530	
11 役務費	58, 769	
12 委託料	310, 395	
13 使用料及び賃借料	142, 773	
17 備品購入費	411, 425	
18 負担金、補助及び交付金	56, 981	
21 補償、補填及び賠償金	75	
26 公課費	3, 623	
1 報酬	146, 368	消防団活動に要する経費 1 消防団長等報酬 146, 368 2 消防団員貸与被服購入費 6, 000 3 消防団活動費 1, 221 4 消防団福利費 78, 919 (1)退職報償金等掛金 38, 621 (2)その他福利費 40, 298 5 消防団運営交付金 10, 359 6 消防団共済組合補助金 4, 242 7 消防団車両維持管理費 17, 478 8 消防団車両購入費 139, 136 9 消防団詰所・車庫維持管理費 14, 106 10 消防団通信機器維持管理費 3, 382 11 一般事務費 8, 322
4 共済費	38, 621	
5 災害補償費	10, 244	
7 報償費	30, 054	
8 旅費	100	
10 需用費	32, 271	
11 役務費	3, 752	
12 委託料	704	
13 使用料及び賃借料	5, 195	
17 備品購入費	138, 620	
18 負担金、補助及び交付金	21, 450	
26 公課費	2, 154	

款 5 0 教育費
 項 5 教育総務費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
(事務局費)							
15 教育指導費	927, 196	684, 472	242, 724	59, 388 国庫支出金		3, 985 分担金及び 負担金 1, 115 財産収入 70 寄附金 1, 000 繰入金 1, 300 諸収入 500	863, 823
20 学校給食センター費	277, 488	237, 136	40, 352			30 諸収入	277, 458

節		説 明
区 分	金 額	
17 備品購入費	千円 983	千円
18 負担金、補助及び交付金	15, 902	
19 扶助費	91, 574	
24 積立金	518, 104	
26 公課費	51	
1 報酬	1, 019	教育活動の推進・維持等に要する経費
7 報償費	18, 345	
8 旅費	4, 395	
10 需用費	184, 474	
11 役務費	72, 769	
12 委託料	564, 370	
13 使用料及び賃借料	35, 692	
17 備品購入費	6, 620	
18 負担金、補助及び交付金	39, 512	
7 報償費	72	学校給食の調理及び配送、施設の維持管理等に要する経費
8 旅費	100	
10 需用費	114, 163	
		1 施設運営費 188, 662
		（ 1）上溝学校給食センター 46, 123
		（ 2）城山学校給食センター 54, 092
		（ 3）津久井学校給食センター 88, 447

款 5 0 教育費
項 5 教育総務費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(学校給食センター費)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25 青少年相談センター費	38,473	27,366	11,107			120 諸収入	38,353
30 野外体験教室費	177,103	230,903	△53,800	514 国庫支出金		13,354 使用料及び手数料 7,200 繰入金 6,154	163,235
計	9,792,757	7,697,406	2,095,351	268,083	0	1,983,311	7,541,363

節		説 明
区 分	金 額	
11 役務費	千円 2,076	2 配送委託費 47,734 （ 1）上溝学校給食センター 15,717 （ 2）城山学校給食センター 14,969 （ 3）津久井学校給食センター 17,048
12 委託料	142,208	3 受入校経費 4,857 （ 1）上溝学校給食センター 1,502 （ 2）城山学校給食センター 2,576 （ 3）津久井学校給食センター 779
13 使用料及び賃借料	932	4 施設維持管理費 22,958 （ 1）上溝学校給食センター 8,947 （ 2）城山学校給食センター 4,561 （ 3）津久井学校給食センター 9,450
17 備品購入費	17,937	5 施設維持補修費 11,916 （ 1）上溝学校給食センター 4,239 （ 2）城山学校給食センター 4,940 （ 3）津久井学校給食センター 2,737 6 一般事務費 1,361
1 報酬	1,242	各種教育相談等に要する経費
7 報償費	1,225	1 青少年・教育相談事業 8,349 （ 1）青少年・教育相談事業 7,376 （ 2）青少年・教育相談事業研修費 973
8 旅費	2,213	2 ヤングテレホン事業 198
10 需用費	16,101	3 青少年相談センター運営協議会経費 86
11 役務費	10,207	4 相談指導教室事業 1,533
12 委託料	5,388	5 施設維持管理費 12,534
13 使用料及び賃借料	1,897	6 施設維持補修費 7,653
17 備品購入費	200	7 就学指導・相談事業 4,520 （ 1）支援教育指導事業 1,244 （ 2）就学指導事業 3,276 8 一般事務費 3,600
7 報償費	2,738	施設の運営及び維持管理に要する経費
8 旅費	220	1 野外体験教室活動費 31,512 （ 1）相模川ビレッジ若あゆ 21,349 （ 2）ふじの体験の森やませみ 10,163
10 需用費	13,455	2 野外体験教室管理運営費 42,393 （ 1）相模川ビレッジ若あゆ 6,948 （ 2）ふじの体験の森やませみ 35,445
11 役務費	1,468	3 相模川自然の村野外体験教室施設管理運営費 93,714 （ 1）指定管理経費（債務負担行為） 93,714
12 委託料	126,680	4 野外体験教室環境整備事業 8,732 （ 1）相模川ビレッジ若あゆ 2,000 （ 2）天体望遠鏡制御装置更新事業 6,732
13 使用料及び賃借料	32,270	5 一般事務費 752
17 備品購入費	104	
18 負担金、補助及び交付金	168	

款 5 0 教育費
項 1 0 小学校費 23,379,798千円

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 学校管理費	千円 19,628,385	千円 18,598,213	千円 1,030,172	千円 4,416,587 国庫支出金	千円	千円 15,138 使用料及び 手数料 1,285 繰入金 10,723 諸収入 3,130	千円 15,196,660
10 学校保健費	1,971,737	1,743,558	228,179	52,425 国庫支出金			1,919,312
15 教育振興費	454,693	455,753	△1,060	17,791 国庫支出金			436,902

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	千円 39,602	千円 職員の人件費及び小学校の管理運営、校舎の維持補修等に要する経費
2 給料	8,472,940	
3 職員手当等	5,359,282	
4 共済費	3,000,154	
7 報償費	19,958	
8 旅費	33,057	
10 需用費	1,515,459	
11 役務費	24,398	
12 委託料	402,015	
13 使用料及び賃借料	555,854	
15 原材料費	14,145	
17 備品購入費	191,371	
18 負担金、補助及び交付金	150	
1 報酬	139,663	児童の健康診断、学校の環境衛生等に要する経費
7 報償費	423	
10 需用費	263,009	
11 役務費	11,015	
12 委託料	1,479,911	
13 使用料及び賃借料	3,160	
17 備品購入費	42,156	
18 負担金、補助及び交付金	32,200	
19 扶助費	200	
10 需用費	130	児童の校外活動及び就学援助に要する経費
11 役務費	53	
12 委託料	8,600	
13 使用料及び賃借料	23,788	
17 備品購入費	400	

款 5 0 教育費
 項 1 0 小学校費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(教育振興費)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
20 学校建設費	1, 324, 983	769, 491	555, 492		1, 300, 300 市債		24, 683
計	23, 379, 798	21, 567, 015	1, 812, 783	4, 486, 803	1, 300, 300	15, 138	17, 577, 557

款 5 0 教育費
 項 1 5 中学校費 12,146,422千円

5 学校管理費	10,924,209	10,698,665	225,544	2,577,080 国庫支出金		17,947 分担金及び 負担金 1,425 使用料及び 手数料 3,369 繰入金 10,538 諸収入 2,615	8,329,182

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金、補助及び交付金	千円 425	千円
19 扶助費	421,297	
11 役務費	202	小学校校舎等の整備に要する経費
12 委託料	246,012	
14 工事請負費	1,078,769	
		1 小学校校舎等整備事業 758,214 (1)給食室整備事業 13,563 (2)トイレ整備事業 121,900 (3)その他整備事業 622,751 2 小学校工事設計等委託 221,249 (1)小学校工事設計等委託 160,100 (2)小学校工事設計等委託 (債務負担行為) 61,149 3 谷口小学校校舎増改築事業 (継続費) 345,520

1 報酬	19,522	職員の人件費及び中学校の管理運営、校舎の維持補修等に要する経費
2 給料	4,745,720	
3 職員手当等	3,125,116	
4 共済費	1,692,666	
7 報償費	4,058	
8 旅費	43,815	
10 需用費	725,685	
11 役務費	13,878	
12 委託料	224,807	
13 使用料及び賃借料	214,850	
15 原材料費	10,660	
17 備品購入費	103,387	
18 負担金、補助及び交付金	5	
26 公課費	40	
		1 職員給与費 9,584,354 2 図書整理員経費 31 3 中学校維持管理費 711,710 4 中学校校舎等維持補修費 92,737 5 中学校運営費 156,862 6 中学校教材等整備事業 104,513 7 中学校教科書等購入費 810 8 学校情報教育推進事業 230,738 9 一般事務費 42,454

款 5 0 教育費
項 1 5 中学校費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 学校保健費	千円 618,981	千円 565,771	千円 53,210	千円 25,875 国庫支出金	千円	千円 753 分担金及び 負担金	千円 592,353
15 教育振興費	303,479	281,588	21,891	12,833 国庫支出金		120 分担金及び 負担金	290,526
20 学校建設費	299,753	202,912	96,841		258,600 市債		41,153
計	12,146,422	11,748,936	397,486	2,615,788	258,600	18,820	9,253,214

款 5 0 教育費
項 1 8 幼稚園費 382,831千円

5 幼稚園費	382,831	488,226	△105,395	87,376 国庫支出金 44,088 県支出金 43,288		200 繰入金	295,255

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	千円 68,173	生徒の健康診断、学校の環境衛生等に要する経費
7 報償費	450	1 学校医等報酬 67,719
8 旅費	72	2 生徒健康診断経費 29,837
10 需用費	16,527	(1)生徒健康診断経費 24,174
11 役務費	3,670	(2)生徒健康診断経費（債務負担行為） 5,533
12 委託料	507,042	(3)結核予防経費 130
13 使用料及び賃借料	2,170	3 学校環境衛生経費 36,240
17 備品購入費	4,945	4 保健室管理運営費 10,295
18 負担金、補助及び交付金	15,832	5 生徒学校安全管理経費 19,415
19 扶助費	100	(1)災害共済負担金等経費 18,090
11 役務費	53	(2)自動体外式除細動器配備経費 1,325
12 委託料	7,676	6 中学校完全給食推進事業 454,277
13 使用料及び賃借料	469	(1)中学校完全給食推進事業 4,759
18 負担金、補助及び交付金	150	(2)中学校完全給食推進事業（債務負担行為・令和2年度設定分） 14,144
19 扶助費	295,131	(3)中学校完全給食推進事業（債務負担行為・令和3年度設定分） 379,395
12 委託料	117,153	(4)中学校給食全員喫食推進事業 16,203
14 工事請負費	182,600	(5)中学校給食全員喫食推進事業（債務負担行為） 39,776
		7 一般事務費 1,198
		生徒の校外活動及び就学援助に要する経費
		1 校外活動費 8,295
		2 要保護及び準要保護生徒就学援助費 276,479
		3 特別支援学級生徒就学奨励費 18,705
		中学校校舎等の整備に要する経費
		1 中学校校舎等整備事業 205,153
		(1)給食配膳室整備事業 22,553
		(2)トイレ整備事業 152,800
		(3)その他整備事業 29,800
		2 中学校工事設計等委託 94,600

2 給料	12,170	職員の人件費及び幼稚園の維持管理等に要する経費
3 職員手当等	13,430	
4 共済費	6,460	
8 旅費	197	
10 需用費	87	
		1 職員給与費 32,060
		2 私立幼稚園教育振興補助金 9,560
		3 私立幼稚園運営助成事業 276,278
		4 私立幼稚園支援保育事業補助金 64,716
		5 一般事務費 217

款 5 0 教育費
項 1 8 幼稚園費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(幼稚園費)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	382, 831	488, 226	△105, 395	87, 376	0	200	295, 255

節		説 明
区 分	金 額	
11 役務費	千円 616	千円
18 負担金、補助及び交付金	349, 871	

款 5 0 教育費
項 2 0 社会教育費 3, 971, 307千円

5 社会教育総務費	1, 874, 710	1, 852, 158	22, 552	1, 656 国庫支出金 1, 070 県支出金 586		12, 740 使用料及び 手数料 8, 400 財産収入 5 諸収入 4, 335	1, 860, 314
18 文化財保護費	54, 468	100, 693	△46, 225	7, 978 国庫支出金		228 財産収入 126 諸収入 102	46, 262

1 報酬	309, 383	職員の人件費及び生涯学習・社会教育活動に要する経費
2 給料	707, 340	
3 職員手当等	493, 482	
4 共済費	240, 947	
7 報償費	1, 544	
8 旅費	8, 732	
10 需用費	67, 701	
11 役務費	1, 538	
12 委託料	35, 529	
13 使用料及び賃借料	1, 228	
17 備品購入費	200	
18 負担金、補助及び交付金	7, 086	
1 報酬	454	文化財保護活動、遺跡保存整備等に要する経費
7 報償費	357	
8 旅費	268	
10 需用費	5, 032	
11 役務費	511	
12 委託料	42, 494	
13 使用料及び賃借料	1, 840	
17 備品購入費	431	
18 負担金、補助及び交付金	3, 081	

1 職員給与費	1, 757, 970
2 社会教育委員経費	2, 008
3 家庭教育啓発費	2, 317
（ 1）家庭教育啓発費	1, 437
（ 2）発達サポート講座事業	880
4 地域学校協働活動推進事業	895
5 団体育成費	320
（ 1）P T A 育成費	240
（ 2）地域婦人団体育成費	80
6 社会教育関係団体事務室利用者協議会補助金	4, 920
7 尾崎行雄を全国に発信する会補助金	1, 550
8 生涯学習センター費	53, 095
（ 1）市民大学等実施経費	14, 256
（ 2）学習活動支援事業	158
（ 3）市民講座支援事業	100
（ 4）総合学習センター維持管理費	38, 581
9 津久井生涯学習センター管理運営費	8, 486
（ 1）津久井生涯学習センター管理運営費	8, 453
（ 2）津久井生涯学習センター管理運営費（債務負担行為）	33
10 生涯学習施設維持補修費	37, 461
11 一般事務費	5, 688

1 文化財保護審議会経費	475
2 文化財保護管理費	32, 076
3 文化財調査事業	14, 407
4 文化財普及事業	7, 324
（ 1）文化財普及事業	1, 954
（ 2）文化財保存活用事業	5, 370
5 一般事務費	186

款 5 0 教育費
 項 2 0 社会教育費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
25 公民館費	千円 847,092	千円 357,020	千円 490,072	千円 300 国庫支出金	千円 440,500 市債	千円 77,469 使用料及び 手数料 70,000 財産収入 560 繰入金 300 諸収入 6,609	千円 328,823
30 図書館費	644,288	643,805	483			6,915 財産収入 510 繰入金 5,075 諸収入 1,330	637,373
35 視聴覚ライ ブラリー費	3,094	2,618	476				3,094

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	千円 23,352	施設の運営及び維持管理に要する経費
7 報償費	3,299	1 公民館館長等経費 23,694
8 旅費	1,473	2 公民館運営協議会等経費 3,591
10 需用費	145,804	3 公民館活動費 36,719
11 役務費	11,726	4 施設維持管理費 216,155
12 委託料	123,248	(1)公民館分 215,274
13 使用料及び賃 借料	18,333	(2)公民館分（債務負担行為） 881
14 工事請負費	492,654	5 施設維持補修費 29,681
17 備品購入費	23,455	6 公民館整備事業 523,654
18 負担金、補助 及び交付金	3,748	(1)星が丘公民館長寿命化改修事業 31,000
1 報酬	404	(2)星が丘公民館長寿命化改修事業（債務負担行為） 492,654
7 報償費	208	7 一般事務費 13,598
8 旅費	323	施設の運営及び維持管理に要する経費
10 需用費	44,950	1 図書館協議会経費 416
11 役務費	3,228	2 図書資料充実経費 64,574
12 委託料	436,625	(1)図書館 24,076
13 使用料及び賃 借料	49,000	(2)相模大野図書館 19,987
17 備品購入費	44,282	(3)橋本図書館 20,511
18 負担金、補助 及び交付金	65,259	3 読書活動推進事業 9,528
26 公課費	9	(1)図書館 9,528
7 報償費	23	4 図書館サー ビス経費 6,307
8 旅費	3	(1)図書館 2,113
10 需用費	172	(2)相模大野図書館 2,088
11 役務費	10	(3)橋本図書館 2,106
		5 施設運営費 371,725
		(1)図書館 149,439
		(2)相模大野図書館 103,231
		(3)橋本図書館 119,055
		6 図書館システム経費 44,994
		7 施設維持管理費 142,960
		(1)図書館 54,047
		(2)相模大野図書館 21,338
		(3)橋本図書館 67,575
		8 子どもの読書活動推進経費 1,146
		(1)図書館 1,146
		9 一般事務費 2,638
7 報償費	23	施設の運営に要する経費
8 旅費	3	1 施設運営費 3,069
10 需用費	172	2 視聴覚ライブラリー自主事業費 25
11 役務費	10	

款 5 0 教育費
 項 2 0 社会教育費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(視聴覚ライブラリー費)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
45 博物館費	547,655	239,172	308,483		232,900 市債	17,253 使用料及び 手数料 15,700 財産収入 1,047 諸収入 506	297,502
計	3,971,307	3,195,466	775,841	9,934	673,400	114,605	3,173,368

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	千円 2,707	施設の運営及び維持管理に要する経費
13 使用料及び賃借料	35	
17 備品購入費	144	
1 報酬	265	施設の運営及び維持管理に要する経費 1 博物館協議会経費 290 2 施設運営費 47,119 (1)資料収集保存経費 5,086 (2)資料調査研究経費 924 (3)展示・教育普及事業経費 3,295 (4)プラネタリウム事業経費 37,452 (5)その他運営費 362 3 施設維持管理費 239,539 4 博物館施設整備事業費 259,049 5 市史関連事業 23 6 一般事務費 1,635
7 報償費	3,558	
8 旅費	193	
10 需用費	98,152	
11 役務費	855	
12 委託料	179,504	
13 使用料及び賃借料	10,972	
14 工事請負費	253,473	
17 備品購入費	150	
18 負担金、補助及び交付金	533	

款 5 5 災害復旧費 1,006,208千円
 項 2 災害復旧費 1,006,208千円

5 厚生労働施設災害復旧費	5,000	5,000	0				5,000
10 農林水産施設災害復旧費	50,000	50,000	0				50,000
15 公共土木施設災害復旧費	920,000	928,186	△8,186		840,000 市債		80,000
20 文教施設災害復旧費	26,208	23,110	3,098	4,138 国庫支出金			22,070

10 需用費	3,000	災害による厚生労働施設に対する被害の復旧に要する経費
14 工事請負費	2,000	
		1 厚生労働施設災害復旧費 5,000
10 需用費	10,000	災害による農林水産施設に対する被害の復旧に要する経費
12 委託料	10,000	
14 工事請負費	30,000	
		1 農林水産施設災害復旧費 50,000
10 需用費	20,000	災害による公共土木施設に対する被害の復旧に要する経費
12 委託料	60,000	
14 工事請負費	840,000	
		1 公共土木施設災害復旧費 920,000
10 需用費	10,000	災害による文教施設に対する被害の復旧に要する経費
13 使用料及び賃借料	6,208	
14 工事請負費	10,000	
		1 文教施設災害復旧費 26,208

款 5 5 災害復旧費
項 2 災害復旧費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
25 その他公共 施設災害復 旧費	千円 5,000	千円 5,000	千円 0	千円	千円	千円	千円 5,000
計	1,006,208	1,011,296	△5,088	4,138	840,000	0	162,070

款 6 0 公債費 26,394,115千円
項 5 公債費 26,394,115千円

5 元金	20,439,338	21,292,842	△853,504			243,945 使用料及び 手数料	20,195,393
10 利子	1,393,000	1,399,262	△6,262			27,042 使用料及び 手数料	1,365,958
15 公債諸費	84,004	83,921	83				84,004
20 基金積立金	4,477,773	4,055,553	422,220				4,477,773
計	26,394,115	26,831,578	△437,463	0	0	270,987	26,123,128

款 6 5 諸支出金 7,950千円
項 5 諸費 7,950千円

5 雑支出	7,950	8,294	△344				7,950
計	7,950	8,294	△344	0	0	0	7,950

節		説 明
区 分	金 額	
14 工事請負費	千円 5,000	災害によるその他公共施設に対する被害の復旧に要する経費 1 その他公共施設災害復旧費

27 繰出金	20,439,338	市債の元金償還に要する経費 1 公債管理特別会計繰出金	20,439,338
22 償還金、利子及び割引料	75,000	市債及び一時借入金の利子の支払に要する経費 1 公債管理特別会計繰出金	1,318,000
27 繰出金	1,318,000	2 一時借入金利子	75,000
27 繰出金	84,004	市債の借入れ及び償還事務に要する経費 1 公債管理特別会計繰出金	84,004
27 繰出金	4,477,773	減債基金の積立てに要する経費 1 公債管理特別会計繰出金	4,477,773

18 負担金、補助及び交付金	7,950	団体に対する負担に要する経費 1 市民ロビー相模大野負担金	7,950

款 7 0 予備費 400, 000千円
項 5 予備費 400, 000千円

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 予備費	千円 400, 000	千円 400, 000	千円 0	千円	千円	千円	千円 400, 000
計	400, 000	400, 000	0	0	0	0	400, 000

節		説 明
区 分	金 額	
95 予備費	千円 400, 000	千円 予算外の支出等に充てるための経費 1 予備費 400, 000

給 与 費					
1 特 別 職					
区 分		職 員 数 (人)	給 与		
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	[年間支給率] 期 末 手 当 (千円)
本 年 度	長 等	6	—	64,848	[3.25月分] 28,000
	議 員	46	371,023	—	[3.30月分] 147,079
	その他の 特 別 職	6,655	732,242	—	—
	計	6,707	1,103,265	64,848	175,079
前 年 度	長 等	6	—	64,848	[3.20月分] 27,569
	議 員	45	363,630	—	[3.25月分] 142,799
	その他の 特 別 職	6,711	713,377	—	—
	計	6,762	1,077,007	64,848	170,368
比 較	長 等	0	—	0	431
	議 員	1	7,393	—	4,280
	その他の 特 別 職	△ 56	18,865	—	—
	計	△ 55	26,258	0	4,711

その他の手当は、通勤手当及び退職手当である。

明細書					
費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
地域手当 (千円)	その他の 手 当 (千円)	計 (千円)			
7,782	49,282	149,912	15,042	164,954	
—	—	518,102	106,060	624,162	
—	—	732,242	0	732,242	
7,782	49,282	1,400,256	121,102	1,521,358	
7,782	6,098	106,297	14,996	121,293	
—	—	506,429	108,404	614,833	
—	—	713,377	0	713,377	
7,782	6,098	1,326,103	123,400	1,449,503	
0	43,184	43,615	46	43,661	
—	—	11,673	△ 2,344	9,329	
—	—	18,865	0	18,865	
0	43,184	74,153	△ 2,298	71,855	

2 一 般 職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
本 年 度	(8, 046) 7, 722	6, 041, 811	30, 839, 382	25, 084, 067
前 年 度	(7, 854) 7, 722	5, 613, 178	30, 785, 372	26, 761, 280
比 較	(192) 0	428, 633	54, 010	△ 1, 677, 213

() 内は、短時間勤務職員数（外数）である。

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	初 任 給 調整手当 (千円)	通勤手当 (千円)
	本年度	787, 322	3, 845, 472	22, 660	598, 441
	前年度	776, 430	3, 854, 538	26, 490	606, 491
	比 較	10, 892	△ 9, 066	△ 3, 830	△ 8, 050

職員手当 の 内 訳	区 分	特殊勤務 手 当 (千円)	休日勤務 手 当 (千円)	夜間勤務 手 当 (千円)	住居手当 (千円)
	本年度	222, 091	125, 240	28, 600	600, 798
	前年度	214, 710	127, 240	28, 600	605, 300
	比 較	7, 381	△ 2, 000	0	△ 4, 502

費	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
計 (千円)			
61, 965, 260	11, 747, 486	73, 712, 746	
63, 159, 830	11, 483, 077	74, 642, 907	
△ 1, 194, 570	264, 409	△ 930, 161	

単身赴任 手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
360	8, 006, 560	6, 222, 908	499, 633	1, 865, 197	0
1, 010	7, 909, 550	5, 708, 250	651, 710	1, 915, 280	0
△ 650	97, 010	514, 658	△ 152, 077	△ 50, 083	0

へき地手当 (千円)	へき地手当に 準 ず る 手 当 (千円)	義務教育等教員 特 別 手 当 (千円)	退職手当 (千円)	管理職員特 別勤務手当 (千円)	災害派遣 手 当 (千円)
0	0	179, 586	2, 067, 145	12, 054	0
0	0	179, 150	4, 143, 911	12, 620	0
0	0	436	△ 2, 076, 766	△ 566	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
本 年 度	(488) 7,722	—	30,839,382	24,294,876
前 年 度	(511) 7,722	—	30,785,372	26,012,321
比 較	(△ 23) 0	—	54,010	△ 1,717,445

() 内は、短時間勤務職員数(外数)である。

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	初 任 給 調整手当 (千円)	通勤手当 (千円)
	本年度	787,322	3,845,472	22,660	598,441
	前年度	776,430	3,854,538	26,490	606,491
	比 較	10,892	△ 9,066	△ 3,830	△ 8,050

職員手当 の 内 訳	区 分	特殊勤務 手 当 (千円)	休日勤務 手 当 (千円)	夜間勤務 手 当 (千円)	住居手当 (千円)
	本年度	222,091	125,240	28,600	600,798
	前年度	214,710	127,240	28,600	605,300
	比 較	7,381	△ 2,000	0	△ 4,502

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
本 年 度	7,558	6,041,811	—	789,191
前 年 度	7,343	5,613,178	—	748,959
比 較	215	428,633	—	40,232

職員数は、全て短時間勤務職員数である。

職員手当は、期末手当である。

費	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
計 (千円)			
55,134,258	11,156,788	66,291,046	
56,797,693	10,926,014	67,723,707	
△ 1,663,435	230,774	△ 1,432,661	

単身赴任 手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
360	7,217,369	6,222,908	499,633	1,865,197	0
1,010	7,160,591	5,708,250	651,710	1,915,280	0
△ 650	56,778	514,658	△ 152,077	△ 50,083	0

へき地手当 (千円)	へき地手当に 準 ず る 手 当 (千円)	義務教育等教員 特 別 手 当 (千円)	退職手当 (千円)	管理職員特 別勤務手当 (千円)	災害派遣 手 当 (千円)
0	0	179,586	2,067,145	12,054	0
0	0	179,150	4,143,911	12,620	0
0	0	436	△ 2,076,766	△ 566	0

費	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
計 (千円)			
6,831,002	590,698	7,421,700	
6,362,137	557,063	6,919,200	
468,865	33,635	502,500	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	
給 料	54,010	昇給に伴う増額分	492,239
		給与改定に伴う増額分	79,533
		その他の増減分	△ 517,762
職 員 手 当	△ 1,717,445	昇給に伴う増額分	273,820
		給与改定に伴う増額分	37,182
		制度改正に伴う増額分	312,457
		定年引上げによる退職手当の減額分	△ 2,076,766
		その他の増減分	△ 264,138

会計年度任用職員を除く。

説 明		備 考
		給料改定実施時期 令和4年4月1日
		職員構成の変動等に伴う増減
		昇給に伴うはね返し分
		給料改定に伴うはね返し分
勤勉手当改正分	312,457	制度改正実施時期 令和4年12月1日
退職手当	△ 2,076,766	定年の段階的な引上げに伴う定年退職者数の減
扶 養 手 当	10,892	職員構成の変動等に伴う増減
地 域 手 当	△ 77,731	
初 任 給 調 整 手 当	△ 3,830	
通 勤 手 当	△ 8,050	
単 身 赴 任 手 当	△ 650	
期 末 手 当	△ 77,739	
勤 勉 手 当	98,922	
管 理 職 手 当	△ 152,077	
時 間 外 勤 務 手 当	△ 50,383	
特 殊 勤 務 手 当	7,381	
休 日 勤 務 手 当	△ 2,000	
住 居 手 当	△ 4,502	
義務教育等教員特別手当	△ 3,805	
管理職員特別勤務手当	△ 566	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		行 政 職 給 料 表 (1)	行 政 職 給 料 表 (2)	消 防 職 給 料 表	医 療 職 給 料 表	教 育 職 給 料 表	学校事務職 給 料 表
令和5年 1月1日現在	平均給料 月 額	306,593円	304,207円	314,127円	492,611円	338,329円	275,972円
	平均給与 月 額	366,117円	356,403円	382,968円	749,834円	399,696円	327,854円
	平均年齢	40歳 8月	54歳 1月	38歳 3月	53歳 0月	40歳 0月	39歳 2月
令和4年 1月1日現在	平均給料 月 額	305,847円	306,977円	313,078円	480,689円	336,677円	266,524円
	平均給与 月 額	365,226円	359,878円	379,890円	770,221円	397,612円	317,522円
	平均年齢	40歳 5月	53歳 8月	38歳 0月	49歳 8月	40歳 0月	39歳 10月

短時間勤務職員及び臨時的任用職員を除く。
平均給与月額^①の給与は、給料に扶養手当、地域手当、初任給調整手当、通勤手当及び住居手当を加えたものである。

イ 初任給

区分	行 政 職 給 料 表 (1)	行 政 職 給 料 表 (2)	消 防 職 給 料 表	医 療 職 給 料 表	教 育 職 給 料 表	学校事務職 給 料 表	国の制度
							一般行政職
高校卒	157,000円	148,800円	176,000円	—	—	157,000円	一般職 154,600円
大学卒	188,100円	—	212,600円	大学6卒 253,600円	212,400円	188,100円	総合職 198,500円 一般職 185,200円

行政職給料表（2）の初任給額は、技能職員（1）（環境整備員等）が採用された場合である。

ウ 級別職員数（令和5年1月1日現在）

区 分	行 政 職 給 料 表 (1)		行 政 職 給 料 表 (2)		消 防 職 給 料 表		医療職給料表		教育職給料表		学 校 事 務 職 給 料 表	
級	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
9 級	(0) 16	(0.0) 0.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8 級	(0) 24	(0.0) 0.7	—	—	(0) 2	(0.0) 0.3	—	—	—	—	—	—
7 級	(1) 69	(0.3) 2.0	—	—	(0) 9	(0.0) 1.2	—	—	—	—	—	—
6 級	(8) 306	(2.3) 8.8	—	—	(1) 59	(3.2) 8.0	—	—	—	—	—	—
5 級	(0) 457	(0.0) 13.2	(0) 119	(0.0) 39.7	(0) 108	(0.0) 14.6	—	—	(0) 106	(0.0) 3.8	(0) 7	(0.0) 6.5
4 級	(6) 769	(1.7) 22.1	(76) 137	(89.4) 45.6	(0) 178	(0.0) 24.1	(0) 1	(0.0) 11.2	(0) 110	(0.0) 4.0	(0) 13	(0.0) 12.0
3 級	(141) 983	(40.5) 28.3	(4) 14	(4.7) 4.7	(27) 142	(87.1) 19.2	(0) 4	(0.0) 44.4	(0) 357	(0.0) 12.9	(0) 56	(0.0) 51.9
2 級	(2) 455	(0.6) 13.1	(5) 13	(5.9) 4.3	(0) 146	(0.0) 19.8	(0) 4	(0.0) 44.4	(23) 2,188	(100) 79.3	(0) 23	(0.0) 21.3
1 級	(190) 394	(54.6) 11.3	(0) 17	(0.0) 5.7	(3) 95	(9.7) 12.8	(0) 0	(0.0) 0.0	(0) 0	(0.0) 0.0	(0) 9	(0.0) 8.3
計	(348) 3,473	(100) 100	(85) 300	(100) 100	(31) 739	(100) 100	(0) 9	(0.0) 100	(23) 2,761	(100) 100	(0) 108	(0.0) 100

（ ）内は、短時間勤務職員数（外数）である。

（級別の基準となるべき職務内容）

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
行 政 職 給料表(1)	主事	経験を必要とする業務を行う主事	主任	主査	副主幹	課長	参事	部長	局長
行 政 職 給料表(2)	技能職員	相当の技能又は経験が必要とする技能職員	高度の技能又は経験が必要とする技能職員	技能主任	技能主査	—	—	—	—
消 防 職 給 料 表	消防士	副主任	主任	主査	副主幹	課長	参事	部長	—
医 療 職 給 料 表	医師 歯科医師	主査	課長	部長	—	—	—	—	—
教 育 職 給 料 表	助教諭	教諭	主幹教諭	副校長	校長	—	—	—	—
学校事務職 給 料 表	事務主事	高度の知識又は経験が必要とする事務主事	主任事務主事	事務主査	総括事務主査	—	—	—	—

エ 昇給

区 分		合 計	内 訳						
			行 政 職 給 料 表 (1)	行 政 職 給 料 表 (2)	消 防 職 給 料 表	医 療 職 給 料 表	教 育 職 給 料 表	学 校 事 務 職 給 料 表	
本 年 度	職 員 数 (A)	7,721 人	3,508 人	300 人	742 人	9 人	3,032 人	130 人	
	昇給に係る 職 員 数 (B)	6,080 人	2,960 人	143 人	664 人	6 人	2,222 人	85 人	
	号給数別 内 訳	2号給	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	
		4号給	4,639 人	2,288 人	67 人	524 人	5 人	1,688 人	67 人
		6号給	1,161 人	577 人	0 人	131 人	1 人	435 人	17 人
		8号給	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	
		他号給	280 人	95 人	76 人	9 人	99 人	1 人	
	比 率 (B) ／ (A)		78.7 %	84.4 %	47.7 %	89.5 %	66.7 %	73.3 %	65.4 %
前 年 度	職 員 数 (A)	7,721 人	3,497 人	311 人	750 人	9 人	3,024 人	130 人	
	昇給に係る 職 員 数 (B)	6,154 人	2,994 人	162 人	680 人	7 人	2,227 人	84 人	
	号給数別 内 訳	2号給	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	
		4号給	4,707 人	2,322 人	79 人	536 人	6 人	1,698 人	66 人
		6号給	1,163 人	575 人	0 人	134 人	1 人	436 人	17 人
		8号給	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	
		他号給	284 人	97 人	83 人	10 人	93 人	1 人	
	比 率 (B) ／ (A)		79.7 %	85.6 %	52.1 %	90.7 %	77.8 %	73.6 %	64.6 %

他号給とは、1号給、3号給及び5号給である。

オ 期末手当及び勤勉手当

区 分		支給期別支給率（月分）		支給率計 （月分）	職制上の段階、 職務の級等による 加算措置
		6 月	1 2 月		
相模原市	本年度	(1.150) 2.200	(1.150) 2.200	(2.30) 4.40	有
	前年度	(1.125) 2.150	(1.175) 2.250	(2.30) 4.40	有
国	本年度	(1.150) 2.200	(1.150) 2.200	(2.30) 4.40	有

（ ）内は、再任用職員の支給率である。
会計年度任用職員を除く。

カ 定年退職等に係る退職手当

区 分	支給率（月分）				その他の 加算措置等
	2 0 年 勤続の者	2 5 年 勤続の者	3 5 年 勤続の者	最高限度	
相模原市	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置（2% ～20%加算）
国	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置（2% ～45%加算）

キ 地域手当

区 分	相 模 原 市	国	
支給対象地域	全地域	神奈川県内における国の支給率	
		横浜市、川崎市、厚木市	16%
		鎌倉市、逗子市	15%
支給率	12 %	相模原市、藤沢市、海老名市、座間市	12%
		横須賀市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、大和市、伊勢原市	10%
		三浦市、秦野市、綾瀬市 葉山町、大磯町、二宮町	6%
支給対象職員数	7,722 人		

ケ その他の手当

区 分		相 模 原 市	国
扶 養 手 当	配 偶 者	月額 6,500 円	月額 6,500 円
	配 偶 者 以 外 の 扶 養 親 族	子 10,000 円 父母等 6,500 円	子 10,000 円 父母等 6,500 円
	扶養親族のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子等がいる場合	1人につき 5,000 円加算	1人につき 5,000 円加算
初 任 給 調 整 手 当		251,200 円を限度	251,200 円を限度
通 勤 手 当		55,000 円を限度	55,000 円を限度
住 居 手 当		28,000 円を限度	28,000 円を限度

国の扶養手当の金額は、行政職俸給表（一）8級以上を除く。

ク 特殊勤務手当

区 分	全職員	内 訳					
		行 政 職 給料表(1)	行 政 職 給料表(2)	消 防 職 給 料 表	医 療 職 給 料 表	教 育 職 給 料 表	学 校 事 務 職 給 料 表
給料総額に対する比率	0.7 %	0.4 %	1.7 %	0.2 %	0.8 %	1.0 %	－ %
支給対象職員の比率 (令和5年1月1日現在)	49.5 %	18.7 %	50.5 %	44.2 %	22.2 %	92.5 %	－ %
代表的な特殊勤務手当 の 名 称	清掃業務従事手当 社会福祉業務従事手当 救急業務従事手当 市税事務従事手当 教員特殊業務手当						

継続費についての令和３年度末までの支出額、
見込み及び令和５年度以降の支出予定額

款	項	事業名	全 体 計 画					
			年度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一 財 般 源
国 県 支出金	地方債	その他						
10 総務費	5 総務管理費	アートラボはしもと再整備事業	5	千円 183,000	千円 0	千円 131,300	千円 51,700	千円 0
			6	182,618	0	131,300	51,318	0
			計	365,618	0	262,600	103,018	0
20 衛生費	10 清掃費	一般廃棄物 最終処分場 第2期上 乗分整事業 場整備業	4	63,376	3,955	45,700	0	13,721
			5	60,957	0	45,700	0	15,257
			計	124,333	3,955	91,400	0	28,978
40 土木費	道路橋りょう費	矢淵陸橋橋りょう 修繕事業	4	173,000	61,710	100,100	0	11,190
			5	91,000	32,769	52,300	0	5,931
			計	264,000	94,479	152,400	0	17,121
		県道46号 (相模原茅ヶ崎) 道路災害防除事業	5	107,635	37,499	27,600	0	42,536
			6	119,097	43,279	31,800	0	44,018
			計	226,732	80,778	59,400	0	86,554
	15 都市計画費	都市計画道路 宮上横山線 道路改良事業	4	397,000	59,550	124,600	198,500	14,350
			5	300,000	45,000	94,500	150,000	10,500
			計	697,000	104,550	219,100	348,500	24,850
45 消防費	5 消防費	津久井消防署 整備事業	3	91,211	0	68,400	0	22,811
			4	830,502	0	622,800	0	207,702
			5	870,176	0	652,600	0	217,576
			計	1,791,889	0	1,343,800	0	448,089
		消防庁舎改修事業	4	17	0	0	0	17
			5	39,511	0	29,600	0	9,911
			計	39,528	0	29,600	0	9,928

令和４年度末までの支出額又は支出額の
並びに事業の進行状況等に関する調書

令和３年度末 までの 支出額	令和４年度末 までの 支出（見込）額	令和５年度 の 支 出 予 定 額	令和５年度末 までの 支 出 予 定 額	令和６年度 以降 の 支 出 予 定 額	継続費の総額 に対する率 進捗率
千円 －	千円 －	千円 183,000	千円 183,000	千円 －	% 50.1
－	－	－	－	182,618	49.9
－	－	183,000	183,000	182,618	100.0
－	63,376	－	63,376	－	51.0
－	－	60,957	60,957	－	49.0
－	63,376	60,957	124,333	－	100.0
－	173,000	－	173,000	－	65.5
－	－	91,000	91,000	－	34.5
－	173,000	91,000	264,000	－	100.0
－	－	107,635	107,635	－	47.5
－	－	－	－	119,097	52.5
－	－	107,635	107,635	119,097	100.0
－	397,000	－	397,000	－	57.0
－	－	300,000	300,000	－	43.0
－	397,000	300,000	697,000	－	100.0
23,518	91,211	－	91,211	－	5.1
－	830,502	－	830,502	－	46.3
－	－	870,176	870,176	－	48.6
23,518	921,713	870,176	1,791,889	－	100.0
－	17	－	17	－	0.0
－	－	39,511	39,511	－	100.0
－	17	39,511	39,528	－	100.0

款	項	事 業 名	全 体 計 画					
			年度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支出金	地方債	その他		
(消防費)	(消防費)	南 消 防 署 改 修 事 業		千円	千円	千円	千円	千円
			5	492,498	0	369,300	0	123,198
			6	381,353	0	286,000	0	95,353
			計	873,851	0	655,300	0	218,551
50 教育費	10 小学校費	谷 口 小 学 校 校 舎 増 改 築 事 業	4	0	0	0	0	0
			5	345,520	0	344,900	0	620
			6	816,980	0	816,300	0	680
			計	1,162,500	0	1,161,200	0	1,300

令和3年度末 ま で の 支 出 額	令和4年度末 ま で の 支 出（見込）額	令和5年度 支 出 予 定 額	令和5年度末 ま で の 支 出 予 定 額	令和6年度 以 降 の 支 出 予 定 額	継続費の総額 に 対 す る 進 捗 率
千円	千円	千円	千円	千円	%
-	-	492,498	492,498	-	56.4
-	-	-	-	381,353	43.6
-	-	492,498	492,498	381,353	100.0
-	-	-	-	-	0.0
-	-	345,520	345,520	-	29.7
-	-	-	-	816,980	70.3
-	-	345,520	345,520	816,980	100.0

債務負担行為で令和 6 年度以降にわたる
支出額及び支出額の見込み及び令和 5

事 項	限 度 額	令和 4 年 度 末 ま で の 額	
		期 間	金 額
相模原市社会福祉協議会事業 資金融資に対する損失補償	借入金 307,000千円 及びこの利子 (遅延利子を含む。)		
相模原市まち・みどり公社事業 資金融資に対する損失補償 (自転車駐車場用地購入分)	借入金 190,352千円 及びこの利子 (遅延利子を含む。)	2	
自 転 車 駐 車 場 用 地 購 入 事 業	自転車駐車場用地の 購入に要する経費 190,352千円 及びこの利子 (遅延利子を含む。)	2	
相模原麻溝公園競技場、 相模原麻溝公園第2競技場、 相模原麻溝公園スポーツ広場、 相模原麻溝公園グラウンド 指 定 管 理 経 費	637,260	2	118,769
津久井又野公園、 相模湖林間公園、 小倉テニスコート、 小倉プール、 小倉グラウンド、 ふじのマレットゴルフ場 指 定 管 理 経 費	870,350	2	113,348
市民・大学交流センター 指 定 管 理 経 費	181,145	2	36,229
南障害者地域活動支援センター 指 定 管 理 経 費	160,135	1	0
東林ふれあいセンター 指 定 管 理 経 費	187,500	2	37,500
老人福祉センター溪松園、 老人福祉センター若竹園 指 定 管 理 経 費	520,425	2	104,085

ものについての令和 4 年度末までの
年度以降の支出予定額等に関する調書

令和 5 年 度 以 降 の 額		左 の 財 源 内 訳		
		特 定 財 源		
期 間	金 額	国県支出金	地 方 債	そ の 他
2	社会福祉協議会が借入金を 返済しない場合における 借入金及び利子 (遅延利子を含む。)			
5	まち・みどり公社が借入金を 返済しない場合における 借入金及び利子 (遅延利子を含む。)			
5	先行取得公共用地の 購入に要する経費 190,352千円 及びこの利子 (遅延利子を含む。)			
4	518,491	0	0	55,485
4	757,002	0	0	412,179
4	144,916	0	0	0
5	160,135	22,500	0	0
4	150,000	0	0	0
4	416,340	0	0	0

一般会計

事 項	限 度 額	令和4年度末までの額	
		支 出 期 間	金 額
市立診療所指定管理経費	千円 327,120	3	千円 125,023
斎場指定管理経費	1,410,520	1	0
環境情報センター 指定管理経費	127,170	2	25,434
相模湖ふれあいパーク 指定管理経費	19,326	2	6,442
職員総合情報システム運用経費	572,358	1	0
統合文書管理・財務会計オンライン システム開発等経費	630,000	4	259,770
東京2020・さがみはら プロジェクト推進事業	26,815		
基幹システム最適化事業 (平成26年度設定分)	4,147,200	7	2,562,010
基幹システム最適化事業 (平成27年度設定分)	9,156,000	8	3,887,182
基幹システム最適化事業 (平成28年度設定分)	2,758,663	7	1,255,306

令和5年度以降の 支出金	左の財源内訳	一般財源			
		特定財源	一般財源		
期 間	金 額	国県支出金	地 方 債	そ の 他	千円
3	千円 202,097	千円 0	千円 0	千円 0	千円 202,097
5	1,410,520	0	0	434,364	976,156
4	101,736	0	0	0	101,736
2	12,884	0	0	40	12,844
6	572,358	0	0	0	572,358
3	370,230	0	0	0	370,230
2	26,815	0	0	0	26,815
4	1,585,190	64,868	0	0	1,520,322
5	5,268,818	33,327	0	0	5,235,491
5	1,503,357	0	0	0	1,503,357

事 項	限 度 額	令和4年度末までの額	
		期 間	金 額
さがみはらネットワーク費 システム経費	125,787千円	4	65,976千円
情報システム標準化事業	313,280		
課 税 事 務 費	101,639		
徴 収 事 務 費	80,694		
施設管理事務費 （北市民健康文化センター）	38,550		
LED防犯灯・街区表示板 整備管理事業	1,400,000	8	830,578
里 親 制 度 推 進 事 業	146,914	1	8,810
自 立 支 援 推 進 事 業	525,456		
相模原赤十字病院建設費金 借入償還金補助金	借入金 3,655,742千円 及びこの利子	13	借入金 2,945,800千円 及びこの利子
地域医療寄附講座開設事業	76,050	1	25,350

令 支 期 間	和 5 出 予 定 降 の 額	左 の 財 源 内			訳
		特 定 財 源			
	金 額	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円
2	59,811	0	0	0	59,811
3	313,280	313,280	0	0	0
3	101,639	0	0	0	101,639
3	80,694	0	0	0	80,694
2	38,550	0	0	0	38,550
4	569,422	0	0	0	569,422
3	138,104	84,815	0	0	53,289
3	525,456	262,723	0	0	262,733
4	借入金 709,942千円 及びこの利子				全 額
2	50,700	0	0	0	50,700

一般会計

事 項	限 度 額	令和4年度末までの額	
		期 間	金 額
地域児童精神科医療 寄附講座開設事業	75,000		
資源分別回収事業	6,078,064	7	3,337,022
容器包装プラ中間処理事業	1,446,130	1	468,184
就労支援・職業紹介事業	540,562		
イノベーション創出促進事業	72,800		
既設道路照明灯ＬＥＤ化事業	624,730	6	272,815
国 県 道 に 係 る 県 債 償 還 金 負 担 金	19,933,563	11	5,315,619
相模原駅周辺まちづくり推進事業	109,577		
鉄 道 駅 ホ ー ム ド ア 等 整 備 事 業 補 助 金	115,275	1	0
生 活 交 通 確 保 対 策 補 助 金	182,811		

令和5年度以降の額	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源	一 般 財 源		
期 間	金 額	国県支出金	地 方 債	そ の 他
3	75,000	0	0	0
2	2,741,042	0	0	1,446,147
2	977,946	0	0	215,522
4	540,562	276,933	0	0
3	72,800	36,400	0	0
6	351,915	0	0	0
20	14,617,944	0	0	0
2	109,577	0	0	0
2	115,275	0	0	0
2	182,811	0	0	0

事 項	限 度 額	令和4年度末までの額	
		期 間	金 額
乗 合 タ ク シ ー 等 運 行 事 業	70,644		
県 道 5 2 号（相 模 原 町 田） 道 路 改 良 事 業 （ 令 和 5 年 度 設 定 分 ）	4,753,886		
児 童 健 康 診 断 経 費	10,721		
生 徒 健 康 診 断 経 費	5,382		
中 学 校 完 全 給 食 推 進 事 業 （ 令 和 2 年 度 設 定 分 ）	232,148	3	41,228
中 学 校 完 全 給 食 推 進 事 業 （ 令 和 3 年 度 設 定 分 ）	2,167,750	2	475,118
中 学 校 給 食 全 員 喫 食 推 進 事 業	74,830		
プ ラ ネ タ リ ウ ム 事 業 経 費	500,000		

令和5年度以降の額	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源	一 般 財 源		
期 間	金 額	国県支出金	地 方 債	そ の 他
4	70,644	0	0	0
6	4,753,886	1,307,000	2,954,000	0
2	10,721	0	0	0
2	5,382	0	0	0
4	190,920	0	0	0
4	1,692,632	0	0	0
2	74,830	0	0	0
3	500,000	245,000	220,400	10,000

地方債の令和３年度末における
及び令和５年度末における

区 分	令和３年度末	令和４年度末
	現 在 高	現 在 高 見 込 額
	千円	千円
1 普 通 債	(110,338,221) 113,619,313	(105,131,132) 107,700,662
(１) 総 務	(2,981,297) 3,005,076	(2,770,878) 2,818,437
(２) 民 生	7,424,372	6,563,354
(３) 衛 生	9,016,542	7,791,573
(４) 労 働	158,800	158,800
(５) 農 林 水 産 業	12,625	10,100
(６) 商 工	65,625	439,225
(７) 土 木	(62,391,559) 65,648,872	(57,625,072) 60,147,043
(８) 消 防	3,457,014	4,404,535
(９) 教 育	24,830,387	25,367,595
2 災 害 復 旧 債	3,980,150	4,716,062
(１) 農 林 水 産 業	18,100	16,687
(２) 土 木	3,936,000	4,588,775
(３) 教 育	26,050	110,600
3 そ の 他	(155,045,114) 167,041,729	(153,727,160) 167,157,490
(１) 減 税 補 填 債	1,150,891	750,254
(２) 臨 時 財 政 対 策 債	(152,753,347) 164,749,962	(151,919,848) 165,350,178
(３) 国の予算等貸付金債	1,000	1,800
(４) 減 収 補 填 債	1,139,876	1,055,258
合 計	(269,363,485) 284,641,192	(263,574,354) 279,574,214

() は、市場公募地方債発行に伴う満期一括償還に係る積立てと取崩しを反映した額。
元金償還見込額には、市場公募地方債発行に伴う満期一括償還に係る積立てを取り崩す額を

現在高並びに令和４年度末
現在高の見込みに関する調書

令和５年度中の増減見込み		令和５年度末
令和５年度中 起債見込額	令和５年度中 元金償還見込額	現 在 高 見 込 額
千円	千円	千円
11,008,000	(13,534,878) 13,888,676	(102,604,254) 104,819,986
554,300	(357,764) 327,583	(2,967,414) 3,045,154
467,800	(1,616,710) 1,604,839	(5,414,444) 5,426,315
357,500	(1,399,271) 1,394,533	(6,749,802) 6,754,540
0	1,737	157,063
108,700	2,525	116,275
247,700	(13,181) 8,900	(673,744) 678,025
5,096,400	(6,229,324) 6,721,288	(56,492,148) 58,522,155
1,943,300	(596,432) 579,350	(5,751,403) 5,768,485
2,232,300	(3,317,934) 3,247,921	(24,281,961) 24,351,974
840,000	(402,498) 391,563	(5,153,564) 5,164,499
0	1,800	14,887
840,000	(396,469) 386,463	(5,032,306) 5,042,312
0	(4,229) 3,300	(106,371) 107,300
7,800,800	(10,979,735) 9,492,499	(150,548,225) 165,465,791
0	313,200	437,054
7,800,000	(10,524,003) 9,036,767	(149,195,845) 164,113,411
800	47	2,553
0	142,485	912,773
19,648,800	(24,917,111) 23,772,738	(258,306,043) 275,450,276

含む。

令和5年度相模原市
特別会計
公営企業会計
予算書
及び予算に関する説明書

特別会計総括表

(単位：千円)

会 計 名	令和5年度 当初予算額	令和4年度 当初予算額	比較増減	頁
国 民 健 康 保 険 事 業	72,879,000	71,797,000	1,082,000	3
事 業 勘 定	72,640,000	71,564,000	1,076,000	
直 営 診 療 勘 定	239,000	233,000	6,000	
介 護 保 険 事 業	60,141,000	58,944,000	1,197,000	77
母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業	290,000	250,000	40,000	125
後 期 高 齢 者 医 療 事 業	10,904,000	10,708,000	196,000	141
自 動 車 駐 車 場 事 業	1,080,000	1,400,000	△ 320,000	169
麻 溝 台 ・ 新 磯 野 第 一 整 備 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業	3,266,000	759,000	2,507,000	185
公 共 用 地 先 行 取 得 事 業	2,957,000	3,345,000	△ 388,000	219
財 産 区	89,800	223,000	△ 133,200	235
公 債 管 理	53,047,000	53,993,000	△ 946,000	263
合 計	204,653,800	201,419,000	3,234,800	

公営企業会計総括表

(単位：千円)

会 計 名	令和5年度 当初予算額	令和4年度 当初予算額	比較増減	頁
簡 易 水 道 事 業	581,563	520,413	61,150	281
下 水 道 事 業	31,369,291	31,175,841	193,450	329
合 計	31,950,854	31,696,254	254,600	

令和5年度相模原市
国民健康保険事業特別会計予算

令和 5 年度相模原市国民健康保険事業特別会計予算

令和 5 年度相模原市国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7 2, 6 4 0, 0 0 0 千円、直営診療勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 3 9, 0 0 0 千円と定める。

2 事業勘定及び直営診療勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 5 年 2 月 1 0 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

第1表 歳入歳出予算（事業勘定）

款	項	金額
5 国民健康保険税		千円 14,896,000
	5 国民健康保険税	14,896,000
10 使用料及び手数料		100
	5 手数料	100
25 県支出金		50,131,000
	10 県補助金	50,131,000
32 財産収入		3,000
	5 財産運用収入	3,000
35 繰入金		6,987,000
	5 一般会計繰入金	5,310,000
	10 基金繰入金	1,677,000
40 繰越金		160,000
	5 繰越金	160,000
45 諸収入		462,900
	5 延滞金及び過料	352,000
	15 雑入	110,900
歳入合計		72,640,000

款	項	金額
5 総務費		千円 780,000
	5 総務管理費	551,454
	10 徴税費	227,881
	15 運営協議会費	665
10 保険給付費		49,664,000
	5 療養諸費	43,017,100
	10 高額療養費	6,310,600
	15 移送費	600
	20 出産育児諸費	250,700
	25 葬祭諸費	60,000
	30 傷病手当諸費	25,000
22 国民健康保険事業費納付金		21,273,000
	5 医療給付費分	14,303,300
	10 後期高齢者支援金等分	5,128,700
	15 介護納付金分	1,841,000
25 共同事業拠出金		100
	5 共同事業拠出金	100
30 保健事業費		725,935
	2 特定健康診査等事業費	545,066
	5 保健事業費	180,869
32 基金積立金		3,000
	5 基金積立金	3,000
40 諸支出金		183,965
	5 償還金及び還付加算金	162,500
	15 繰出金	21,465
45 予備費		10,000
	5 予備費	10,000
歳出合計		72,640,000

第1表 歳入歳出予算（直営診療勘定）

歳 入

款	項	金 額
5 診療収入		千円 147,496
	5 外来収入	116,656
	10 その他の診療収入	30,840
10 使用料及び手数料		894
	3 使用料	204
	5 手数料	690
20 繰入金		81,465
	5 他会計繰入金	60,000
	10 事業勘定繰入金	21,465
25 繰越金		3,000
	5 繰越金	3,000
30 諸収入		6,145
	7 受託事業収入	5,145
	10 雑入	1,000
歳 入 合 計		239,000

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		千円 169,372
	5 施設管理費	169,372
10 医業費		64,148
	5 医業費	64,148
20 公債費		3,880
	5 公債費	3,880
28 諸支出金		100
	5 償還金及び還付加算金	100
30 予備費		1,500
	5 予備費	1,500
歳 出 合 計		239,000

第2表 債務負担行為（事業勘定）

事 項	期 間	限 度 額
賦 課 徴 収 金 事 務 費	令和5年度から 令和7年度まで	千円 61,159

国 民 健 康 保 険 事 業
特 別 会 計 予 算 に 関 す る 説 明 書

令和５年度相模原市国民健康保険事業特別会計予算を提出するに当たり、地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第２１１条第２項の規定により、当該予算に関する説明書をここに提出する。

令和５年２月１０日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計
(事 業 勘 定)

款 5 国民健康保険税
項 5 国民健康保険税

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
10 退職被保険者等国民健康保険税	千円 2,000	千円 3,000	千円 △1,000
計	14,896,000	14,665,000	231,000

款 1 0 使用料及び手数料 100千円
項 5 手数料 100千円

5 総務手数料	100	0	100
計	100	0	100

款 2 5 県支出金 50,131,000千円
項 1 0 県補助金 50,131,000千円

11 保険給付費等交付金	50,131,000	50,203,000	△72,000
計	50,131,000	50,203,000	△72,000

款 3 2 財産収入 3,000千円
項 5 財産運用収入 3,000千円

5 利子及び配当金	3,000	3,000	0
計	3,000	3,000	0

款 3 5 繰入金 6,987,000千円
項 5 一般会計繰入金 5,310,000千円

5 一般会計繰入金	5,310,000	5,262,000	48,000

節		説 明	
区 分	金 額		
10 滞納繰越分	千円 2,000	1 医療給付費分滞納繰越分 調定見込額 徴収率見込	千円 1,300 3,837千円 33.88%
		2 後期高齢者支援金分滞納繰越分 調定見込額 徴収率見込	400 1,181千円 33.88%
		3 介護納付金分滞納繰越分 調定見込額 徴収率見込	300 885千円 33.88%

5 証明手数料	100	1 証明手数料	100

5 普通交付金	49,198,200	1 普通交付金	49,198,200
10 特別交付金	932,800	1 保険者努力支援制度分	261,000
		2 特別調整交付金分	201,800
		3 都道府県繰入金分	360,000
		4 特定健康診査等負担金分	110,000

5 利子収入	3,000	1 国民健康保険財政調整基金	3,000

10 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）	2,040,000	1 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）	2,040,000

款 3 5 繰入金
 項 5 一般会計繰入金

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
	千円	千円	千円
(一般会計繰入金)			
計	5,310,000	5,262,000	48,000

款 3 5 繰入金
 項 1 0 基金繰入金 1,677,000千円

5 基金繰入金	1,677,000	880,000	797,000
計	1,677,000	880,000	797,000

款 4 0 繰越金 160,000千円
 項 5 繰越金 160,000千円

5 繰越金	160,000	160,000	0
計	160,000	160,000	0

款 4 5 諸収入 462,900千円
 項 5 延滞金及び過料 352,000千円

5 一般被保険者延滞金	350,000	270,000	80,000
10 退職被保険者等延滞金	2,000	2,000	0
計	352,000	272,000	80,000

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
15 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	1,198,000	1 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	1,198,000
17 未就学児均等割保険税繰入金	44,000	1 未就学児均等割保険税繰入金	44,000
20 職員給与費等繰入金	750,000	1 職員給与費等繰入金	750,000
25 出産育児一時金繰入金	167,000	1 出産育児一時金繰入金	167,000
30 財政安定化支援事業繰入金	144,000	1 財政安定化支援事業繰入金	144,000
35 その他一般会計繰入金	967,000	1 その他一般会計繰入金	967,000

5 国民健康保険財政調整基金繰入金	1,677,000	1 国民健康保険財政調整基金繰入金	1,677,000

5 繰越金	160,000	1 前年度剰余金	160,000

5 一般被保険者延滞金	350,000	1 国民健康保険税延滞金	350,000
5 退職被保険者等延滞金	2,000	1 国民健康保険税延滞金	2,000

款 4 5 諸収入
項 1 5 雑入 110,900千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
5 一般被保険者第三者納付金	千円 70,000	千円 70,000	千円 0
10 退職被保険者等第三者納付金	100	100	0
15 一般被保険者返納金	40,000	40,000	0
20 退職被保険者等返納金	100	100	0
35 雑入	700	8,800	△8,100
計	110,900	119,000	△8,100

節		説 明	
区 分	金 額		
5 一般被保険者 保険給付費賠償金	千円 70,000	1 一般被保険者保険給付費賠償金	千円 70,000
5 退職被保険者 等保険給付費賠償金	100	1 退職被保険者等保険給付費賠償金	100
5 一般被保険者 保険給付費返納金	40,000	1 一般被保険者保険給付費返納金	40,000
5 退職被保険者 等保険給付費返納金	100	1 退職被保険者等保険給付費返納金	100
5 雑入	700	1 前渡金等預金利子収入 2 労働保険被保険者負担金 3 診療報酬明細書等複写費用 4 指定公費負担医療立替収入 5 委託事業施設等貸付収入	1 265 234 100 100

歳 出
款 5 総務費 780,000千円
項 5 総務管理費 551,454千円

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 一般管理費	千円 546,007	千円 527,951	千円 18,056	千円	千円	千円 522 諸収入	千円 545,485
10 国保団体連 合会負担金	5,447	5,620	△173				5,447
計	551,454	533,571	17,883	0	0	522	550,932

款 5 総務費
項 1 0 徴税費 227,881千円

5 賦課徴収費	227,881	242,519	△14,638			15 諸収入	227,866
計	227,881	242,519	△14,638	0	0	15	227,866

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	千円 27,573	職員の人件費及び一般管理事務に要する経費 1 職員給与費 253,599 2 一般事務費 292,408
2 給料	92,140	
3 職員手当等	90,943	
4 共済費	41,271	
8 旅費	1,839	
10 需用費	8,254	
11 役務費	8,003	
12 委託料	268,966	
13 使用料及び賃 借料	2,339	
17 備品購入費	106	
18 負担金、補助 及び交付金	4,573	
18 負担金、補助 及び交付金	5,447	国民健康保険団体連合会の負担に要する経費 1 国民健康保険団体連合会負担金 5,447

2 給料	46,170	職員の人件費並びに国民健康保険税の賦課及び徴収に要する経費 1 職員給与費 107,370 2 賦課徴収金事務費 120,511 （ 1）賦課徴収金事務費 115,368 （ 2）賦課徴収金事務費（債務負担行為） 5,143
3 職員手当等	44,000	
4 共済費	17,200	
8 旅費	54	
10 需用費	425	
11 役務費	62,423	
12 委託料	57,440	
13 使用料及び賃 借料	169	

款 5 総務費
項 1 5 運営協議会費 665千円

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 運営協議会費	千円 665	千円 675	千円 △10	千円	千円	千円	千円 665
計	665	675	△10	0	0	0	665

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	千円 630	国民健康保険運営協議会の運営に要する経費 1 運営協議会経費
8 旅費	5	
10 需用費	10	
13 使用料及び賃借料	20	

款 1 0 保険給付費 49,664,000千円
項 5 療養諸費 43,017,100千円

5 一般被保険者療養給付費	42,300,000	42,300,000	0	42,300,000 県支出金			
10 退職被保険者等療養給付費	1,500	5,000	△3,500	1,500 県支出金			
15 一般被保険者療養費	555,100	600,200	△45,100	555,000 県支出金		100 諸収入	
20 退職被保険者等療養費	500	700	△200	500 県支出金			
25 審査手数料	160,000	165,000	△5,000	160,000 県支出金			
計	43,017,100	43,070,900	△53,800	43,017,000	0	100	0

18 負担金、補助及び交付金	42,300,000	一般被保険者の療養の給付に要する経費 1 一般被保険者療養給付費	42,300,000
18 負担金、補助及び交付金	1,500	退職被保険者等の療養の給付に要する経費 1 退職被保険者等療養給付費	1,500
18 負担金、補助及び交付金	555,100	一般被保険者の療養費の支給等に要する経費 1 一般被保険者療養費 2 指定公費負担医療立替金	555,000 100
18 負担金、補助及び交付金	500	退職被保険者等の療養費の支給に要する経費 1 退職被保険者等療養費	500
11 役務費	160,000	診療報酬明細書の審査に要する経費 1 診療報酬審査支払手数料	160,000

款 1 0 保険給付費
項 1 0 高額療養費 6,310,600千円

5 一般被保険者高額療養費	6,300,000	6,300,000	0	6,170,000 県支出金			130,000
10 退職被保険者等高額療養費	500	2,000	△1,500	500 県支出金			

18 負担金、補助及び交付金	6,300,000	一般被保険者の高額療養費の支給に要する経費 1 一般被保険者高額療養費	6,300,000
18 負担金、補助及び交付金	500	退職被保険者等の高額療養費の支給に要する経費 1 退職被保険者等高額療養費	500

款 １０ 保険給付費
項 １０ 高額療養費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
15 一般被保険者高額介護合算療養費	千円 10,000	千円 9,000	千円 1,000	千円 10,000 県支出金	千円	千円	千円
20 退職被保険者等高額介護合算療養費	100	200	△100	100 県支出金			
計	6,310,600	6,311,200	△600	6,180,600	0	0	130,000

款 １０ 保険給付費
項 １５ 移送費 600千円

5 一般被保険者移送費	500	1,000	△500	500 県支出金			
10 退職被保険者等移送費	100	100	0	100 県支出金			
計	600	1,100	△500	600	0	0	0

款 １０ 保険給付費
項 ２０ 出産育児諸費 250,700千円

5 出産育児一時金	250,500	243,600	6,900				250,500
10 支払手数料	200	200	0				200
計	250,700	243,800	6,900	0	0	0	250,700

款 １０ 保険給付費
項 ２５ 葬祭諸費 60,000千円

5 葬祭費	60,000	55,000	5,000				60,000
計	60,000	55,000	5,000	0	0	0	60,000

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金、補助及び交付金	千円 10,000	一般被保険者の高額介護合算療養費の支給に要する経費 1 一般被保険者高額介護合算療養費 10,000
18 負担金、補助及び交付金	100	退職被保険者等の高額介護合算療養費の支給に要する経費 1 退職被保険者等高額介護合算療養費 100

18 負担金、補助及び交付金	500	一般被保険者の移送費の支給に要する経費 1 一般被保険者移送費 500
18 負担金、補助及び交付金	100	退職被保険者等の移送費の支給に要する経費 1 退職被保険者等移送費 100

18 負担金、補助及び交付金	250,500	出産育児一時金の支給に要する経費 1 出産育児一時金 250,500
11 役務費	200	出産育児一時金の支払に要する経費 1 出産育児一時金支払手数料 200

18 負担金、補助及び交付金	60,000	葬祭費の支給に要する経費 1 葬祭費 60,000

款 １ ０ 保険給付費
項 ３ ０ 傷病手当諸費 25,000千円

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
５ 傷病手当金	千円 25,000	千円 8,000	千円 17,000	千円 25,000 県支出金	千円	千円	千円
計	25,000	8,000	17,000	25,000	0	0	0

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金、補助及び交付金	千円 25,000	傷病手当金の支給に要する経費 １ 傷病手当金 25,000

款 ２ ２ 国民健康保険事業費納付金 21,273,000千円
項 ５ 医療給付費分 14,303,300千円

５ 一般被保険者医療給付費分	14,302,300	13,607,000	695,300			2,148,000 繰入金	12,154,300
10 退職被保険者等医療給付費分	1,000	1,500	△500				1,000
計	14,303,300	13,608,500	694,800	0	0	2,148,000	12,155,300

18 負担金、補助及び交付金	14,302,300	一般被保険者の医療給付費分の国民健康保険事業費納付金に要する経費 １ 一般被保険者医療給付費 14,302,300
18 負担金、補助及び交付金	1,000	退職被保険者等の医療給付費分の国民健康保険事業費納付金に要する経費 １ 退職被保険者等医療給付費 1,000

款 ２ ２ 国民健康保険事業費納付金
項 １ ０ 後期高齢者支援金等分 5,128,700千円

５ 一般被保険者後期高齢者支援金等分	5,128,400	4,676,000	452,400			810,000 繰入金	4,318,400
10 退職被保険者等後期高齢者支援金等分	300	500	△200				300
計	5,128,700	4,676,500	452,200	0	0	810,000	4,318,700

18 負担金、補助及び交付金	5,128,400	一般被保険者の後期高齢者支援金等分の国民健康保険事業費納付金に要する経費 １ 一般被保険者後期高齢者支援金等分 5,128,400
18 負担金、補助及び交付金	300	退職被保険者等の後期高齢者支援金等分の国民健康保険事業費納付金に要する経費 １ 退職被保険者等後期高齢者支援金等分 300

款 ２ ２ 国民健康保険事業費納付金
項 １ ５ 介護納付金分 1,841,000千円

５ 介護納付金分	1,841,000	1,906,000	△65,000			280,000 繰入金	1,561,000
計	1,841,000	1,906,000	△65,000	0	0	280,000	1,561,000

18 負担金、補助及び交付金	1,841,000	介護納付金分の国民健康保険事業費納付金に要する経費 １ 介護納付金分 1,841,000

款 2 5 共同事業拠出金 100千円
 項 5 共同事業拠出金 100千円

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 その他共同 事業拠出金	千円 100	千円 100	千円 0	千円	千円	千円	千円 100
計	100	100	0	0	0	0	100

款 3 0 保健事業費 725,935千円
 項 2 特定健康診査等事業費 545,066千円

5 特定健康診 査等事業費	545,066	505,436	39,630	110,000 県支出金		53 諸収入	435,013
計	545,066	505,436	39,630	110,000	0	53	435,013

款 3 0 保健事業費
 項 5 保健事業費 180,869千円

5 保健衛生普 及費	180,869	207,739	△26,870			9 諸収入	180,860
計	180,869	207,739	△26,870	0	0	9	180,860

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金、補助 及び交付金	千円 100	退職者医療共同事業拠出金に要する経費 1 退職者医療共同事業拠出金
		100

1 報酬	8,742	職員の人件費並びに特定健康診査及び特定保健指導に要する経費 1 職員給与費 2 特定健康診査事業費 3 一般事務費
3 職員手当等	1,482	
4 共済費	894	
7 報償費	252	
8 旅費	575	
10 需用費	5,358	
11 役務費	5,577	
12 委託料	521,380	
13 使用料及び賃 借料	85	
17 備品購入費	143	
18 負担金、補助 及び交付金	578	

1 報酬	1,601	職員の人件費及び健康診査、人間ドック等助成事業等に要する経費 1 職員給与費 2 健康診査等事業費 3 人間ドック等助成事業費 4 その他事業費
3 職員手当等	269	
4 共済費	215	
8 旅費	81	
10 需用費	1,398	
11 役務費	15,524	
12 委託料	161,781	

給与費

明細書（事業勘定）

1 特別職

区 分		職 員 数 (人)	給 与		
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	[年間支給率] 期 末 手 当 (千円)
本 年 度	委 員 等	12	630	－	－
前 年 度	委 員 等	12	630	－	－
比 較		0	0	－	－

費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
地域手当 (千円)	その他の 手 当 (千円)	計 (千円)			
－	－	630	0	630	
－	－	630	0	630	
－	－	0	0	0	

2 一 般 職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
本 年 度	(49) 36	37,916	138,310	136,694
前 年 度	(50) 37	36,665	143,040	138,071
比 較	(△ 1) △ 1	1,251	△ 4,730	△ 1,377

() 内は、短時間勤務職員数（外数）である。

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	初 任 給 調整手当 (千円)	通勤手当 (千円)
	本年度	5,390	18,970	0	3,630
	前年度	5,780	19,360	0	3,470
	比 較	△ 390	△ 390	0	160

職員手当 の 内 訳	区 分	特殊勤務 手 当 (千円)	休日勤務 手 当 (千円)	夜間勤務 手 当 (千円)	住居手当 (千円)
	本年度	120	400	0	2,610
	前年度	20	300	0	3,070
	比 較	100	100	0	△ 460

費	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
計 (千円)			
312,920	59,580	372,500	
317,776	64,224	382,000	
△ 4,856	△ 4,644	△ 9,500	

単身赴任 手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
0	42,054	27,620	2,650	33,150	0
0	43,031	25,760	3,380	33,800	0
0	△ 977	1,860	△ 730	△ 650	0

退職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	災害派遣 手 当 (千円)
0	100	0
0	100	0
0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
本 年 度	(2) 36	－	138,310	129,430
前 年 度	(3) 37	－	143,040	130,900
比 較	(△ 1) △ 1	－	△ 4,730	△ 1,470

() 内は、短時間勤務職員数（外数）である。

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	初 任 給 調整手当 (千円)	通勤手当 (千円)
	本年度	5,390	18,970	0	3,630
	前年度	5,780	19,360	0	3,470
	比 較	△ 390	△ 390	0	160

職員手当 の 内 訳	区 分	特殊勤務 手 当 (千円)	休日勤務 手 当 (千円)	夜間勤務 手 当 (千円)	住居手当 (千円)
	本年度	120	400	0	2,610
	前年度	20	300	0	3,070
	比 較	100	100	0	△ 460

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
本 年 度	47	37,916	－	7,264
前 年 度	47	36,665	－	7,171
比 較	0	1,251	－	93

職員数は、全て短時間勤務職員数である。

職員手当は、期末手当である。

費	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
計 (千円)			
267,740	53,260	321,000	
273,940	58,060	332,000	
△ 6,200	△ 4,800	△ 11,000	

単身赴任 手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
0	34,790	27,620	2,650	33,150	0
0	35,860	25,760	3,380	33,800	0
0	△ 1,070	1,860	△ 730	△ 650	0

退職手当 (千円)	管理職員特 別勤務手当 (千円)	災害派遣 手 当 (千円)
0	100	0
0	100	0
0	0	0

費	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
計 (千円)			
45,180	6,320	51,500	
43,836	6,164	50,000	
1,344	156	1,500	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	
給 料	△ 4,730	昇給に伴う増額分	2,200
		給与改定に伴う増額分	584
		その他の増減分	△ 7,514
職 員 手 当	△ 1,470	昇給に伴う増額分	1,212
		給与改定に伴う増額分	321
		制度改正に伴う増額分	1,398
		その他の増減分	△ 4,401

会計年度任用職員を除く。

説 明	備 考
	給料改定実施時期 令和4年4月1日
	職員構成の変動等に伴う増減
	昇給に伴うはね返し分
	給料改定に伴うはね返し分
勤勉手当改正分	1,398
	制度改正実施時期 令和4年12月1日
扶 養 手 当 地 域 手 当 通 勤 手 当 期 末 手 当 勤 勉 手 当 管 理 職 手 当 時 間 外 勤 務 手 当 特 殊 勤 務 手 当 休 日 勤 務 手 当 住 居 手 当	△ 390 △ 724 160 △ 1,724 △ 83 △ 730 △ 650 100 100 △ 460
	職員構成の変動等に伴う増減

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		行政職給料表（1）
令和5年1月1日現在	平均給料月額	282,122 円
	平均給与月額	343,819 円
	平均年齢	37 歳 0 月
令和4年1月1日現在	平均給料月額	273,278 円
	平均給与月額	328,480 円
	平均年齢	35 歳 9 月

短時間勤務職員及び臨時的任用職員を除く。
平均給与月額 of 給与は、給料に扶養手当、地域手当、通勤手当及び住居手当を加えたものである。

イ 初任給

区 分	行政職給料表（1）	国の制度	
		一般行政職	
高校卒	157,000 円	一般職	154,600 円
大学卒	188,100 円	総合職 一般職	198,500 円 185,200 円

ウ 級別職員数（令和5年1月1日現在）

区 分	行政職給料表（1）	
	職員数 （人）	構 成 比 （％）
級	(0)	(0.0)
9 級	0	0.0
8 級	(0)	(0.0)
7 級	0	0.0
6 級	(0)	(0.0)
5 級	2	5.6
4 級	(0)	(0.0)
3 級	8	22.2
2 級	(3)	(100.0)
1 級	8	22.2
計	(0)	(0.0)
	36	100.0

（ ）内は、短時間勤務職員数（外数）である。

（級別の基準となるべき職務内容）

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
行政職 給料表(1)	主事	経験を必要とする業務を行う主事	主任	主査	副主幹	課長	参事	部長	局長

エ 昇給

区 分		行 政 職 給 料 表 (1)	
本 年 度	職 員 数 (A)		36 人
	昇給に係る職員数 (B)		33 人
	号 給 数 別 内 訳	2号給	0 人
		4号給	26 人
		6号給	7 人
		8号給	0 人
		他号給	0 人
	比 率 (B) ／ (A)		91.7 %
前 年 度	職 員 数 (A)		37 人
	昇給に係る職員数 (B)		34 人
	号 給 数 別 内 訳	2号給	0 人
		4号給	27 人
		6号給	7 人
		8号給	0 人
		他号給	0 人
	比 率 (B) ／ (A)		91.9 %

オ 期末手当及び勤勉手当

区 分		支給期別支給率（月分）		支給率計 （月分）	職制上の段階、 職務の級等による 加算措置
		6 月	1 2 月		
相模原市	本年度	(1. 150) 2. 200	(1. 150) 2. 200	(2. 30) 4. 40	有
	前年度	(1. 125) 2. 150	(1. 175) 2. 250	(2. 30) 4. 40	有
国	本年度	(1. 150) 2. 200	(1. 150) 2. 200	(2. 30) 4. 40	有

（ ）内は、再任用職員の支給率である。
会計年度任用職員を除く。

カ 地域手当

区 分	相 模 原 市	国
支給対象地域	全地域	神奈川県内における国の支給率 横浜市、川崎市、厚木市 16% 鎌倉市、逗子市 15% 相模原市、藤沢市、海老名市、座間市 12% 横須賀市、平塚市、小田原市、 茅ヶ崎市、大和市、伊勢原市 10% 三浦市、秦野市、綾瀬市 葉山町、大磯町、二宮町 6%
支給率	12 %	
支給対象職員数	36 人	

キ その他の手当

区 分		相 模 原 市	国
扶 養 手 当	配 偶 者	月額 6,500 円	月額 6,500 円
	配 偶 者 以 外 の 扶 養 親 族	子 10,000 円 父母等 6,500 円	子 10,000 円 父母等 6,500 円
	扶養親族のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子等がいる場合	1人につき 5,000 円加算	1人につき 5,000 円加算
通 勤 手 当		55,000 円を限度	55,000 円を限度
住 居 手 当		28,000 円を限度	28,000 円を限度

国の扶養手当の金額は、行政職俸給表（一）8級以上を除く。

債務負担行為で令和 6 年度以降にわたる
支出額及び支出額の見込み及び令和 5

事 項	限 度 額	令和 4 年 度 末 ま で の 額	
		期 間	金 額
賦 課 徴 収 金 事 務 費	61,159		

ものについての令和 4 年度末までの
年度以降の支出予定額等に関する調書（事業勘定）

令和 5 年 度 以 降 の		左 の 財 源 内 訳		
支 出 予 定 額		特 定 財 源		
期 間	金 額	国県支出金	地 方 債	そ の 他
3	61,159	0	0	0

国民健康保険事業特別会計
(直 営 診 療 勘 定)

歳入歳出予算

歳入

款 5 診療収入 147,496千円

項 5 外来収入 116,656千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
	千円	千円	千円
5 国民健康保険診療報酬収入	23,700	23,900	△200
10 社会保険診療報酬収入	20,500	20,100	400
13 後期高齢者診療報酬収入	52,900	56,100	△3,200
20 一部負担金収入	19,350	20,300	△950
25 その他の診療報酬収入	206	330	△124
計	116,656	120,730	△4,074

款 5 診療収入

項 1 0 その他の診療収入 30,840千円

5 諸検査等収入	30,840	29,370	1,470
計	30,840	29,370	1,470

款 1 0 使用料及び手数料 894千円

項 3 使用料 204千円

5 診療所使用料	204	199	5
計	204	199	5

款 1 0 使用料及び手数料

項 5 手数料 690千円

5 文書料	690	629	61
計	690	629	61

事項別明細書

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
5 現年分	23,700	1 国民健康保険診療報酬収入	23,700
5 現年分	20,500	1 社会保険診療報酬収入	20,500
5 現年分	52,900	1 後期高齢者診療報酬収入	52,900
5 現年分	19,350	1 一部負担金収入	19,350
5 現年分	206	1 自由診療等報酬収入	206

5 現年分	30,840	1 健康診断料等 2 健康診断料等（随時）	22,350 8,490

5 往診車使用料	200	1 往診車使用料	200
10 財産使用料	4	1 建物使用料	4

5 診断書料	610	1 診断書料 2 診断書料等（随時）	410 200
10 証明書料	80	1 証明書料	80

款 2 0 繰入金 81,465千円
 項 5 他会計繰入金 60,000千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
5 一般会計繰入金	千円 60,000	千円 56,000	千円 4,000
計	60,000	56,000	4,000

款 2 0 繰入金
 項 1 0 事業勘定繰入金 21,465千円

5 事業勘定繰入金	21,465	16,460	5,005
計	21,465	16,460	5,005

款 2 5 繰越金 3,000千円
 項 5 繰越金 3,000千円

5 繰越金	3,000	3,000	0
計	3,000	3,000	0

款 3 0 諸収入 6,145千円
 項 7 受託事業収入 5,145千円

5 特定健康診査等受託料	5,145	4,369	776
計	5,145	4,369	776

款 3 0 諸収入
 項 1 0 雑入 1,000千円

5 雑入	1,000	2,243	△1,243
計	1,000	2,243	△1,243

節		説 明
区 分	金 額	
5 一般会計繰入金	千円 60,000	1 一般会計繰入金 千円 60,000

5 事業勘定繰入金	21,465	1 事業勘定繰入金 21,465

5 繰越金	3,000	1 前年度剰余金 3,000

5 市町村国保分	2,970	1 市町村国保分 2,860 2 市町村国保分（随時） 110
10 市町村国保以外分	2,175	1 市町村国保以外分 2,150 2 市町村国保以外分（随時） 25

5 雑入	1,000	1 電話使用料 3 2 労働保険被保険者負担金 102 3 夜間急病診療受託料 630 4 受益者実費負担金収入 265

歳 出
款 5 総務費 169,372千円
項 5 施設管理費 169,372千円

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 一般管理費	千円 169,372	千円 163,712	千円 5,660	千円	千円	千円 21,256 繰入金 21,154 諸収入 102	千円 148,116
計	169,372	163,712	5,660	0	0	21,256	148,116

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	千円 17,132	職員の人件費及び一般管理事務に要する経費 1 職員給与費 107,264 2 施設運営費 11,895 3 一般事務費 50,213
2 給料	31,540	
3 職員手当等	42,394	
4 共済費	15,834	
8 旅費	484	
10 需用費	7,951	
11 役務費	2,037	
12 委託料	47,084	
13 使用料及び賃借料	3,196	
17 備品購入費	600	
18 負担金、補助及び交付金	1,120	

款 1 0 医業費 64,148千円
項 5 医業費 64,148千円

5 医療用機械器具費	9,484	9,413	71			311 繰入金	9,173
10 医療用消耗器材費	5,250	5,275	△25				5,250
15 医薬品衛生材料費	40,100	39,758	342				40,100
20 検査手数料	9,314	9,335	△21				9,314
計	64,148	63,781	367	0	0	311	63,837

10 需用費	550	医療用の機械器具に要する経費 1 医療用機械器具費 9,484
12 委託料	4,781	
13 使用料及び賃借料	1,762	
17 備品購入費	2,391	
10 需用費	5,250	医療用の消耗器材に要する経費 1 医療用消耗器材費 5,250
10 需用費	40,100	医薬品の購入に要する経費 1 医薬品衛生材料費 40,100
11 役務費	9,314	医療検査等に要する経費 1 医業諸経費 9,314

款 2 0 公債費 3,880千円
 項 5 公債費 3,880千円

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 元金	千円 3,511	千円 3,472	千円 39	千円	千円	千円	千円 3,511
10 利子	369	435	△66				369
計	3,880	3,907	△27	0	0	0	3,880

款 2 8 諸支出金 100千円
 項 5 償還金及び還付加算金 100千円

5 償還金及び 還付加算金	100	100	0				100
計	100	100	0	0	0	0	100

款 3 0 予備費 1,500千円
 項 5 予備費 1,500千円

5 予備費	1,500	1,500	0				1,500
計	1,500	1,500	0	0	0	0	1,500

節		説 明
区 分	金 額	
27 繰出金	千円 3,511	市債の元金償還に要する経費 1 公債管理特別会計繰出金 3,511
27 繰出金	369	市債の利子の支払に要する経費 1 公債管理特別会計繰出金 369

22 償還金、利子 及び割引料	100	診療報酬の還付に要する経費 1 診療報酬還付金 100

95 予備費	1,500	予算外の支出等に充てるための経費 1 予備費 1,500

給 与 費

一 般 職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
本 年 度	(11) 6	17,132	31,540	42,394
前 年 度	(11) 6	17,392	31,200	40,336
比 較	(0) 0	△ 260	340	2,058

() 内は、短時間勤務職員数（外数）である。

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	初 任 給 調整手当 (千円)	通勤手当 (千円)
	本年度	340	4,840	0	420
	前年度	1,510	4,130	0	420
	比 較	△ 1,170	710	0	0

職員手当 の 内 訳	区 分	特殊勤務 手 当 (千円)	休日勤務 手 当 (千円)	夜間勤務 手 当 (千円)	住居手当 (千円)
	本年度	13,650	100	0	0
	前年度	13,050	100	0	0
	比 較	600	0	0	0

明 細 書 （ 直 営 診 療 勘 定 ）

費	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
計 (千円)			
91,066	15,834	106,900	
88,928	17,472	106,400	
2,138	△ 1,638	500	

単身赴任 手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
0	10,934	6,910	2,900	2,250	0
0	9,476	6,450	2,900	2,250	0
0	1,458	460	0	0	0

退職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	災害派遣 手 当 (千円)
0	50	0
0	50	0
0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
本 年 度	(0) 6	－	31,540	39,430
前 年 度	(0) 6	－	31,200	38,800
比 較	(0) 0	－	340	630

() 内は、短時間勤務職員数（外数）である。

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	初 任 給 調整手当 (千円)	通勤手当 (千円)
	本年度	340	4,840	0	420
	前年度	1,510	4,130	0	420
	比 較	△ 1,170	710	0	0

職員手当 の 内 訳	区 分	特殊勤務 手 当 (千円)	休日勤務 手 当 (千円)	夜間勤務 手 当 (千円)	住居手当 (千円)
	本年度	13,650	100	0	0
	前年度	13,050	100	0	0
	比 較	600	0	0	0

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
本 年 度	11	17,132	－	2,964
前 年 度	11	17,392	－	1,536
比 較	0	△ 260	－	1,428

職員数は、全て短時間勤務職員数である。

職員手当は、期末手当である。

費	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
計 (千円)			
70,970	14,030	85,000	
70,000	15,000	85,000	
970	△ 970	0	

単身赴任 手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
0	7,970	6,910	2,900	2,250	0
0	7,940	6,450	2,900	2,250	0
0	30	460	0	0	0

退職手当 (千円)	管理職員特 別勤務手当 (千円)	災害派遣 手 当 (千円)
0	50	0
0	50	0
0	0	0

費	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
計 (千円)			
20,096	1,804	21,900	
18,928	2,472	21,400	
1,168	△ 668	500	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	
給 料	340	昇給に伴う増額分	80
		その他の増減分	260
職 員 手 当	630	昇給に伴う増額分	45
		制度改正に伴う増額分	329
		その他の増減分	256

会計年度任用職員を除く。

説 明	備 考
	職員構成の変動等に伴う増減
	昇給に伴うはね返し分
勤勉手当改正分329	制度改正実施時期 令和4年12月1日
扶 養 手 当△ 1,170 地 域 手 当700 期 末 手 当11 勤 勉 手 当115 特 殊 勤 務 手 当600	職員構成の変動等に伴う増減

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		行政職給料表（1）	医療職給料表
令和5年 1月1日現在	平均給料月額	345,633 円	524,700 円
	平均給与月額	400,776 円	605,511 円
	平均年齢	53 歳 8 月	70 歳 0 月
令和4年 1月1日現在	平均給料月額	336,267 円	524,700 円
	平均給与月額	390,285 円	611,111 円
	平均年齢	52 歳 8 月	69 歳 0 月

短時間勤務職員及び臨時的任用職員を除く。

平均給与月額の給与は、給料に扶養手当、地域手当、通勤手当及び住居手当を加えたものである。

イ 初任給

区 分	行政職給料表（1）	医療職給料表	国の制度
			一般行政職
高校卒	157,000 円	—	一般職 154,600 円
大学卒	188,100 円	大学6卒 253,600 円	総合職 198,500 円 一般職 185,200 円

ウ 級別職員数（令和5年1月1日現在）

区 分	行政職給料表（1）		医療職給料表	
	職員数 （人）	構成比 （％）	職員数 （人）	構成比 （％）
9 級	(0) 0	(0.0) 0.0	—	—
8 級	(0) 0	(0.0) 0.0	—	—
7 級	(0) 0	(0.0) 0.0	—	—
6 級	(0) 0	(0.0) 0.0	—	—
5 級	(0) 0	(0.0) 0.0	—	—
4 級	(0) 2	(0.0) 66.7	(0) 0	(0.0) 0.0
3 級	(0) 1	(0.0) 33.3	(0) 3	(0.0) 100.0
2 級	(0) 0	(0.0) 0.0	(0) 0	(0.0) 0.0
1 級	(0) 0	(0.0) 0.0	(0) 0	(0.0) 0.0
計	(0) 3	(0.0) 100.0	(0) 3	(0.0) 100.0

（ ）内は、短時間勤務職員数（外数）である。

（級別の基準となるべき職務内容）

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
行政職 給料表(1)	主事	経験を必要とする業務を行う主事	主任	主査	副主幹	課長	参事	部長	局長
医療職 給料表	医師 歯科医師	主査	課長	部長	—	—	—	—	—

エ 昇給

区 分		合 計	内 訳	
			行 政 職 給料表 (1)	医 療 職 給 料 表
本 年 度	職 員 数 (A)	6 人	3 人	3 人
	昇給に係る 職 員 数 (B)	4 人	1 人	3 人
	号給数別内訳	2号給	0 人	0 人
		4号給	1 人	0 人
		6号給	0 人	0 人
		8号給	0 人	0 人
		他号給	0 人	3 人
	比 率 (B) ／ (A)		66.7 %	100.0 %
前 年 度	職 員 数 (A)	6 人	3 人	3 人
	昇給に係る 職 員 数 (B)	5 人	2 人	3 人
	号給数別内訳	2号給	0 人	0 人
		4号給	2 人	0 人
		6号給	0 人	0 人
		8号給	0 人	0 人
		他号給	3 人	3 人
	比 率 (B) ／ (A)		83.3 %	100.0 %

他号給とは、1号給である。

オ 期末手当及び勤勉手当

区 分		支給期別支給率（月分）		支給率計 （月分）	職制上の段階、 職務の級等による 加算措置
		6 月	1 2 月		
相模原市	本年度	(1. 150) 2. 200	(1. 150) 2. 200	(2. 30) 4. 40	有
	前年度	(1. 125) 2. 150	(1. 175) 2. 250	(2. 30) 4. 40	有
国	本年度	(1. 150) 2. 200	(1. 150) 2. 200	(2. 30) 4. 40	有

（ ）内は、再任用職員の支給率である。
会計年度任用職員を除く。

カ 地域手当

区 分	相 模 原 市	国
支給対象地域	全地域	神奈川県内における国の支給率 横浜市、川崎市、厚木市 16% 鎌倉市、逗子市 15% 相模原市、藤沢市、海老名市、座間市 12% 横須賀市、平塚市、小田原市、 茅ヶ崎市、大和市、伊勢原市 10% 三浦市、秦野市、綾瀬市 葉山町、大磯町、二宮町 6%
支給率	12 %	
支給対象職員数	6 人	

キ 特殊勤務手当

区 分	全 職 員	内 訳	
		行政職給料表(1)	医療職給料表
給料総額に対する比率	43.3 %	48.5 %	39.9 %
支給対象職員の比率 (令和5年1月1日現在)	100.0 %	100.0 %	100.0 %
代表的な特殊勤務手当の名称	国民健康保険診療所業務従事手当		

ク その他の手当

区 分		相 模 原 市	国
扶 養 手 当	配 偶 者	月額 6,500 円	月額 6,500 円
	配 偶 者 以 外 の 扶 養 親 族	子 10,000 円 父母等 6,500 円	子 10,000 円 父母等 6,500 円
	扶養親族のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子等がいる場合	1人につき 5,000 円加算	1人につき 5,000 円加算
通 勤 手 当		55,000 円を限度	55,000 円を限度
住 居 手 当		28,000 円を限度	28,000 円を限度

国の扶養手当の金額は、行政職俸給表（一）8級以上を除く。

地方債の令和3年度末における
及び令和5年度末における

区 分	令和3年度末	令和4年度末
	現 在 高	現 在 高 見 込 額
	千円	千円
病 院 建 設 債	24,478	21,006

現在高並びに令和4年度末
現在高の見込みに関する調書（直営診療勘定）

令和5年度中の増減見込み		令和5年度末 現 在 高 見 込 額
令和5年度中 起債見込額	令和5年度中 元金償還見込額	
千円	千円	千円
0	3,511	17,495

令和5年度相模原市
介護保険事業特別会計予算

令和 5 年度相模原市介護保険事業特別会計予算

令和 5 年度相模原市介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6 0 , 1 4 1 , 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 5 年 2 月 1 0 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
5 保険料		千円 13,154,567
	5 介護保険料	13,154,567
10 使用料及び手数料		19,502
	10 手数料	19,502
15 国庫支出金		12,595,720
	5 国庫負担金	10,063,437
	10 国庫補助金	2,532,283
20 支払基金交付金		15,543,377
	5 支払基金交付金	15,543,377
25 県支出金		8,492,072
	5 県負担金	7,989,419
	7 県補助金	502,653
30 財産収入		5,563
	5 財産運用収入	5,563
40 繰入金		10,328,000
	5 一般会計繰入金	9,128,000
	10 基金繰入金	1,200,000
50 諸収入		2,199
	5 延滞金及び過料	200
	15 雑入	1,999
歳 入 合 計		60,141,000

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		千円 1,194,934
	5 総務管理費	425,358
	10 徴収費	89,508
	15 介護認定審査会費	664,550
	20 介護サービス情報公表・調査費	15,518
10 保険給付費		55,547,242
	5 介護サービス等諸費	53,847,556
	10 高額介護サービス等費	1,699,686
20 地域支援事業費		3,293,865
	5 地域支援事業費	3,293,865
25 基金積立金		5,563
	5 基金積立金	5,563
35 諸支出金		98,396
	5 償還金及び還付加算金	25,897
	15 繰出金	72,499
45 予備費		1,000
	5 予備費	1,000
歳 出 合 計		60,141,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
賦 課 徴 収 事 務 費	令和5年度から 令和7年度まで	千円 71,621

介護保険事業
特別会計予算に関する説明書

令和５年度相模原市介護保険事業特別会計予算を提出するに当たり、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１１条第２項の規定により、当該予算に関する説明書をここに提出する。

令和５年２月１０日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

歳 入 歳 出 予 算			
歳 入			
款 5	保険料	13,154,567千円	
項 5	介護保険料	13,154,567千円	

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
	千円	千円	千円
5 第1号被保険者保険料	13,154,567	12,879,259	275,308
計	13,154,567	12,879,259	275,308

款 1 0	使用料及び手数料	19,502千円
項 1 0	手数料	19,502千円

5 総務手数料	19,502	17,492	2,010
計	19,502	17,492	2,010

款 1 5	国庫支出金	12,595,720千円
項 5	国庫負担金	10,063,437千円

5 介護給付費負担金	10,063,437	9,838,597	224,840
計	10,063,437	9,838,597	224,840

事 項 別 明 細 書

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
5 現年度分	13,144,567	1 現年度分	13,144,567
		65歳以上の納付義務者数	189,845人
		年額保険料	21,600円
		第1段階	36,000円
		第2段階	50,400円
		第3段階	57,600円
		第4段階	72,000円
		第5段階	79,200円
		第6段階	90,000円
		第7段階	108,000円
		第8段階	122,400円
		第9段階	144,000円
		第10段階	165,600円
		第11段階	13,277,340千円
		調定見込額	99.00%
		徴収率見込	
10 滞納繰越分	10,000	1 滞納繰越分	10,000
		調定見込額	62,500千円
		徴収率見込	16.00%

5 証明手数料	1	1 証明手数料	1
		1件	300円
10 介護保険事業者指定等審査手数料	4,628	1 介護保険事業者指定等審査手数料	4,628
		1件	10,000円～63,000円
15 介護サービス情報公表・調査手数料	14,873	1 介護サービス情報公表・調査手数料	14,873
		公表手数料 1件	5,000円・6,000円
		調査手数料 1件	20,000円～25,000円

5 現年度分	10,063,437	1 現年度分	10,063,437

款 1 5 国庫支出金
 項 1 0 国庫補助金 2,532,283千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
	千円	千円	千円
5 調整交付金	1,416,174	1,122,517	293,657
15 介護保険事業費補助金	35,356	48	35,308
20 地域支援事業交付金	886,688	878,943	7,745
25 保険者機能強化推進交付金	103,805	108,141	△4,336
30 介護保険保険者努力支援交付金	90,260	114,627	△24,367
計	2,532,283	2,224,276	308,007

款 2 0 支払基金交付金 15,543,377千円
 項 5 支払基金交付金 15,543,377千円

5 介護給付費交付金	14,997,755	14,703,190	294,565
10 地域支援事業支援交付金	545,622	526,940	18,682
計	15,543,377	15,230,130	313,247

款 2 5 県支出金 8,492,072千円
 項 5 県負担金 7,989,419千円

5 介護給付費負担金	7,989,419	7,859,690	129,729
計	7,989,419	7,859,690	129,729

款 2 5 県支出金
 項 7 県補助金 502,653千円

5 地域支援事業交付金	493,864	488,264	5,600
10 地域支援事業補助金	8,789	8,789	0
計	502,653	497,053	5,600

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
5 調整交付金	1,416,174	1 調整交付金	1,416,174
5 介護保険事業費補助金	35,356	1 介護保険事業費補助金 補助率 1／2	35,356
5 現年度分	886,688	1 現年度分	886,688
5 保険者機能強化推進交付金	103,805	1 保険者機能強化推進交付金	103,805
5 介護保険保険者努力支援交付金	90,260	1 介護保険保険者努力支援交付金	90,260

5 現年度分	14,997,755	1 現年度分	14,997,755
5 現年度分	545,622	1 現年度分	545,622

5 現年度分	7,989,419	1 現年度分	7,989,419

5 現年度分	493,864	1 現年度分	493,864
5 地域支援事業補助金	8,789	1 市民後見人養成事業補助金 補助率 1 0／1 0	8,789

款 3 0 財産収入 5,563千円
 項 5 財産運用収入 5,563千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
5 利子及び配当金	千円 5,563	千円 6,772	千円 △1,209
計	5,563	6,772	△1,209

款 4 0 繰入金 10,328,000千円
 項 5 一般会計繰入金 9,128,000千円

5 一般会計繰入金	9,128,000	8,989,000	139,000
計	9,128,000	8,989,000	139,000

款 4 0 繰入金
 項 1 0 基金繰入金 1,200,000千円

5 基金繰入金	1,200,000	1,400,000	△200,000
計	1,200,000	1,400,000	△200,000

款 5 0 諸収入 2,199千円
 項 5 延滞金及び過料 200千円

5 延滞金	200	200	0
計	200	200	0

節		説 明	
区 分	金 額		
5 利子収入	千円 5,563	1 介護保険給付費等支払準備基金	千円 5,563

5 介護給付費繰入金	6,943,406	1 現年度分	6,943,406
7 地域支援事業繰入金	493,864	1 現年度分	493,864
9 低所得者保険料軽減繰入金	532,008	1 現年度分	532,008
10 その他一般会計繰入金	1,158,722	1 職員給与費等繰入金 2 事務費繰入金 3 地域支援事業市単独分繰入金	460,608 688,042 10,072

10 介護保険給付費等支払準備基金繰入金	1,200,000	1 介護保険給付費等支払準備基金繰入金	1,200,000

5 第1号被保険者保険料延滞金	200	1 介護保険料延滞金	200

款 5 0 諸収入
 項 1 5 雑入 1,999千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
5 雑入	千円 1,999	千円 1,531	千円 468
計	1,999	1,531	468

節		説 明	
区 分	金 額		
20 雑入	千円 1,999	1 労働保険被保険者負担金 2 生活援助員派遣負担金 3 委託事業施設等貸付収入	千円 769 528 702

歳 出
款 5 総務費 1,194,934千円
項 5 総務管理費 425,358千円

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 一般管理費	千円 425,358	千円 364,693	千円 60,665	千円 35,000 国庫支出金	千円	千円 4,741 使用料及び 手数料 4,628 諸収入 113	千円 385,617
計	425,358	364,693	60,665	35,000	0	4,741	385,617

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	千円 17,986	職員の人件費及び一般管理事務に要する経費 1 職員給与費 292,876 2 一般事務費 132,482
2 給料	114,680	
3 職員手当等	109,183	
4 共済費	49,936	
7 報償費	191	
8 旅費	1,323	
10 需用費	4,775	
11 役務費	13,730	
12 委託料	107,562	
13 使用料及び賃借料	528	
18 負担金、補助及び交付金	5,464	

款 5 総務費
項 1 0 徴収費 89,508千円

5 賦課徴収費	89,508	88,542	966				89,508
計	89,508	88,542	966	0	0	0	89,508

8 旅費	15	介護保険料の賦課及び徴収に要する経費 1 賦課徴収事務費 89,508 （ 1）賦課徴収事務費 86,291 （ 2）賦課徴収事務費（債務負担行為） 3,217
10 需用費	3,791	
11 役務費	37,104	
12 委託料	48,104	
18 負担金、補助及び交付金	494	

款 5 総務費
項 1 5 介護認定審査会費 664,550千円

5 介護認定審査会費	72,235	79,113	△6,878	16 国庫支出金			72,219

1 報酬	69,087	介護認定審査会の運営に要する経費 1 介護認定審査会経費 72,235
8 旅費	20	
11 役務費	2,624	
13 使用料及び賃借料	504	

款 5 総務費
 項 1 5 介護認定審査会費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 認定調査等費	千円 592,315	千円 647,892	千円 △55,577	千円 69 国庫支出金	千円	千円 1,009 諸収入	千円 591,237
計	664,550	727,005	△62,455	85	0	1,009	663,456

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	千円 47,314	千円 職員の人件費及び要介護認定事務に要する経費 1 職員給与費 175,725 2 要介護認定事務費 416,590
2 給料	53,390	
3 職員手当等	51,962	
4 共済費	21,209	
8 旅費	1,994	
10 需用費	6,970	
11 役務費	155,762	
12 委託料	252,339	
13 使用料及び賃借料	1,186	
17 備品購入費	189	

款 5 総務費
 項 2 0 介護サービス情報公表・調査費 15,518千円

5 介護サービス情報公表・調査費	15,518	14,001	1,517	271 国庫支出金		14,874 使用料及び手数料 14,873 諸収入 1	373
計	15,518	14,001	1,517	271	0	14,874	373

1 報酬	79	職員の人件費及び介護サービス情報の公表等に要する経費 1 職員給与費 102 2 介護サービス情報公表・調査事務費 15,416
3 職員手当等	16	
4 共済費	2	
8 旅費	5	
12 委託料	15,246	
18 負担金、補助及び交付金	170	

款 1 0 保険給付費 55,547,242千円
 項 5 介護サービス等諸費 53,847,556千円

5 居宅介護サービス等給付費	32,126,213	30,799,014	1,327,199	11,231,326 国庫支出金 7,036,983 県支出金 4,194,343		20,894,887 保険料 7,220,439 支払基金交付金 8,674,078 繰入金 5,000,370	

18 負担金、補助及び交付金	32,126,213	要介護者に対する居宅介護サービス等に要する経費 1 居宅介護サービス給付費 22,647,055 2 地域密着型介護サービス給付費 9,479,158

款 １０　保険給付費
項　　５　介護サービス等諸費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 介護予防サ ービス給付 費	千円 1,046,778	千円 1,095,038	千円 △48,260	千円 365,954 国庫支出金 222,434 県支出金 143,520	千円	千円 680,824 保険料 235,264 支払基金交 付金 282,630 繰入金 162,930	千円
15 施設介護サ ービス等給 付費	16,293,110	16,393,022	△99,912	5,696,072 国庫支出金 2,844,778 県支出金 2,851,294		10,597,038 保険料 3,661,913 支払基金交 付金 4,399,140 繰入金 2,535,985	
20 福祉用具購 入費	85,851	80,060	5,791	30,013 国庫支出金 19,282 県支出金 10,731		55,838 保険料 19,296 支払基金交 付金 23,180 繰入金 13,362	
25 住宅改修費	224,369	212,835	11,534	78,440 国庫支出金 50,393 県支出金 28,047		145,929 保険料 50,428 支払基金交 付金 60,579 繰入金 34,922	
30 居宅介護サ ービス計画 等給付費	3,113,856	2,996,116	117,740	1,088,603 国庫支出金 699,371 県支出金 389,232		2,025,253 保険料 699,846 支払基金交 付金 840,741 繰入金 484,666	
60 審査支払手 数料	47,160	45,416	1,744	16,487 国庫支出金 10,380 県支出金 6,107		30,673 保険料 10,599 支払基金交 付金 12,733 繰入金 7,341	

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金、補助 及び交付金	千円 1,046,778	千円 要支援者に対する介護予防サービス等に要する経費 1 介護予防サー ビス給付費 990,364 2 地域密着型介護予防サービス給付費 56,414
18 負担金、補助 及び交付金	16,293,110	要介護者に対する施設介護サービス等に要する経費 1 施設介護サー ビス等給付費 16,293,110
18 負担金、補助 及び交付金	85,851	要介護者及び要支援者に対する福祉用具購入費の支給に要する経費 1 居宅介護福祉用具購入費 66,912 2 介護予防福祉用具購入費 18,939
18 負担金、補助 及び交付金	224,369	要介護者及び要支援者に対する住宅改修費の支給に要する経費 1 居宅介護住宅改修費 137,316 2 介護予防住宅改修費 87,053
18 負担金、補助 及び交付金	3,113,856	要介護者及び要支援者に対する介護サービス計画費等の支給に要する経費 1 居宅介護サー ビス計画給付費 2,883,346 2 介護予防サー ビス計画給付費 230,510
11 役務費	47,160	介護報酬請求書の審査及び支払に要する経費 1 介護報酬審査支払手数料 47,160

款 １０ 保険給付費
 項 ５ 介護サービス等諸費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
65 特定入所者 介護サービス等費	千円 910,219	千円 1,059,233	千円 △149,014	千円 318,213 国庫支出金 164,528 県支出金 153,685	千円	千円 592,006 保険料 204,574 支払基金交付金 245,759 繰入金 141,673	千円
計	53,847,556	52,680,734	1,166,822	18,825,108	0	35,022,448	0

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金、補助 及び交付金	千円 910,219	千円 介護保険施設を利用した際の食費等の負担軽減に要する経費 1 特定入所者介護サービス費 909,845 2 特定入所者介護予防サービス費 374

款 １０ 保険給付費
 項 １０ 高額介護サービス等費 1,699,686千円

5 高額介護サ ービス等費	1,437,374	1,493,574	△56,200	502,506 国庫支出金 322,834 県支出金 179,672		934,868 保険料 323,054 支払基金交 付金 388,090 繰入金 223,724	
10 高額医療合 算介護サー ビス等費	262,312	281,951	△19,639	91,704 国庫支出金 58,916 県支出金 32,788		170,608 保険料 58,955 支払基金交 付金 70,825 繰入金 40,828	
計	1,699,686	1,775,525	△75,839	594,210	0	1,105,476	0

18 負担金、補助 及び交付金	1,437,374	要介護者及び要支援者に対する高額介護サービス費等の支給に要する経費 1 高額介護サービス費 1,435,505 2 高額介護予防サービス費 1,869
18 負担金、補助 及び交付金	262,312	要介護者及び要支援者に対する高額医療合算介護サービス費等の支給に要する 経費 1 高額医療合算介護サービス費 260,373 2 高額医療合算介護予防サービス費 1,939

款 ２０ 地域支援事業費 3,293,865千円
 項 ５ 地域支援事業費 3,293,865千円

2 介護予防・ 生活支援サ ービス事業 費	1,709,107	1,640,321	68,786	724,005 国庫支出金 508,966 県支出金 215,039		982,262 保険料 299,953 支払基金交 付金 453,664 繰入金 228,638 諸収入 7	2,840

1 報酬	1,227	職員の人件費及び要支援者等に対する介護予防・生活支援サービス等に要する 経費 1 職員給与費 1,502 2 介護予防・生活支援サービス事業費 1,541,993 3 介護予防ケアマネジメント事業費 165,612
3 職員手当等	111	
4 共済費	94	
7 報償費	30	
8 旅費	80	
10 需用費	253	
11 役務費	1,491	

款 2 0 地域支援事業費
 項 5 地域支援事業費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(介護予防・生活支援サービス事業費)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 一般介護予防事業費	102,616	100,514	2,102	35,810 国庫支出金 23,006 県支出金 12,804		66,806 保険料 25,027 支払基金交付金 27,658 繰入金 13,938 諸収入 183	
6 審査支払手数料	5,331	5,978	△647	1,863 国庫支出金 1,197 県支出金 666		3,468 保険料 1,304 支払基金交付金 1,439 繰入金 725	
8 高額介護サービス等費	7,687	7,600	87	2,687 国庫支出金 1,726 県支出金 961		5,000 保険料 1,879 支払基金交付金 2,075 繰入金 1,046	
10 包括的支援事業・任意事業費	1,469,124	1,479,225	△10,101	796,254 国庫支出金 523,071 県支出金 273,183		665,638 保険料 325,036 支払基金交付金 60,786 繰入金 279,130 諸収入 686	7,232

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	千円 240,979	千円
13 使用料及び賃借料	88	
18 負担金、補助及び交付金	1,464,754	
1 報酬	29,429	職員の人件費及び高齢者の介護予防に要する経費 1 職員給与費 2 一般介護予防事業費 （ 1）介護予防把握事業 （ 2）介護予防普及啓発事業 （ 3）地域介護予防活動支援事業 （ 4）地域リハビリテーション活動支援事業
3 職員手当等	5,475	
4 共済費	5,145	
7 報償費	13,635	
8 旅費	2,026	
10 需用費	6,448	
11 役務費	2,412	
12 委託料	33,567	
13 使用料及び賃借料	729	
18 負担金、補助及び交付金	3,750	
11 役務費	5,331	介護予防・日常生活支援総合事業費請求書の審査、支払に要する経費 1 介護予防・日常生活支援総合事業費審査支払手数料
18 負担金、補助及び交付金	7,687	要支援者等に対する高額介護予防サービス費等の支給に要する経費 1 高額介護予防サービス費（介護予防・日常生活支援総合事業分） 2 高額医療合算介護予防サービス費（総合事業分）
1 報酬	26,164	職員の人件費及び地域包括支援センターの運営、高齢者の生活支援サービス等に要する経費 1 職員給与費 2 包括的支援事業費 （ 1）地域包括支援センター運営事業 （ 2）高齢者虐待防止対策事業 （ 3）認知症総合支援事業 （ 4）生活支援体制整備事業 （ 5）在宅医療・介護連携推進事業
2 給料	34,610	
3 職員手当等	31,991	
4 共済費	16,801	
7 報償費	7,101	
8 旅費	1,519	

款 2 0 地域支援事業費
項 5 地域支援事業費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(包括的支援事業・任意事業費)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	3, 293, 865	3, 233, 638	60, 227	1, 560, 619	0	1, 723, 174	10, 072

款 2 5 基金積立金 5,563千円
項 5 基金積立金 5,563千円

5 基金積立金	5, 563	6, 772	△1, 209			5, 563 財産収入	
計	5, 563	6, 772	△1, 209	0	0	5, 563	0

款 3 5 諸支出金 98,396千円
項 5 償還金及び還付加算金 25,897千円

5 償還金及び還付加算金	25, 897	25, 136	761				25, 897
計	25, 897	25, 136	761	0	0	0	25, 897

款 3 5 諸支出金
項 1 5 繰出金 72,499千円

5 一般会計繰出金	72, 499	26, 954	45, 545	72, 499 国庫支出金			
計	72, 499	26, 954	45, 545	72, 499	0	0	0

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	千円 5, 696	3 任意事業費 (1)介護給付等費用適正化事業 (2)介護家族支援事業 (3)高齢者・介護家族電話相談事業 (4)認知症高齢者地域支援事業 (5)成年後見制度利用支援事業 (6)あじさい住宅等緊急通報システム運営事業 (7)市民後見人養成・支援事業 (8)住宅改修相談事業 (9)生活援助員派遣事業 (10)介護サービス相談員派遣等事業
11 役務費	6, 927	
12 委託料	1, 274, 209	
13 使用料及び賃借料	24, 112	
18 負担金、補助及び交付金	415	
19 扶助費	39, 579	

24 積立金	5, 563	基金の積立てに要する経費 1 介護保険給付費等支払準備基金積立金
		5, 563

22 償還金、利子及び割引料	25, 897	介護保険料の還付及び国庫支出金等の返納に要する経費 1 介護保険料還付金及び還付加算金
		25, 897

27 繰出金	72, 499	一般会計への繰出しに要する経費 1 一般会計繰出金
		72, 499

款 4 5 予備費 1,000千円
 項 5 予備費 1,000千円

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 予備費	千円 1,000	千円 1,000	千円 0	千円	千円	千円	千円 1,000
計	1,000	1,000	0	0	0	0	1,000

節		説 明
区 分	金 額	
95 予備費	千円 1,000	千円 予算外の支出等に充てるための経費 1 予備費 1,000

給 与 費

1 特 別 職

区 分		職 員 数 (人)	給 与		
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	[年間支給率] 期 末 手 当 (千円)
本 年 度	委 員 等	182	69,611	－	－
前 年 度	委 員 等	180	76,837	－	－
比 較		2	△ 7,226	－	－

明 細 書

費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
地域手当 (千円)	その他の 手 当 (千円)	計 (千円)			
－	－	69,611	0	69,611	
－	－	76,837	0	76,837	
－	－	△ 7,226	0	△ 7,226	

2 一 般 職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
本 年 度	(144) 56	121,695	202,680	198,738
前 年 度	(146) 57	119,526	215,140	199,677
比 較	(△ 2) △ 1	2,169	△ 12,460	△ 939

() 内は、短時間勤務職員数（外数）である。

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	初 任 給 調整手当 (千円)	通勤手当 (千円)
	本年度	8,240	26,150	0	5,730
	前年度	7,400	27,060	0	5,690
	比 較	840	△ 910	0	40

職員手当 の 内 訳	区 分	特殊勤務 手 当 (千円)	休日勤務 手 当 (千円)	夜間勤務 手 当 (千円)	住居手当 (千円)
	本年度	100	300	0	6,410
	前年度	100	300	0	6,850
	比 較	0	0	0	△ 440

費	共 済 費	合 計	備 考
計 (千円)	(千円)	(千円)	
523,113	93,187	616,300	
534,343	98,857	633,200	
△ 11,230	△ 5,670	△ 16,900	

単身赴任 手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
0	74,458	42,230	960	34,060	0
0	76,247	40,910	960	34,060	0
0	△ 1,789	1,320	0	0	0

退職手当 (千円)	管理職員特 別勤務手当 (千円)	災害派遣 手 当 (千円)
0	100	0
0	100	0
0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
本 年 度	(1) 56	—	202, 680	175, 320
前 年 度	(3) 57	—	215, 140	176, 890
比 較	(△ 2) △ 1	—	△ 12, 460	△ 1, 570

() 内は、短時間勤務職員数（外数）である。

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	初 任 給 調整手当 (千円)	通勤手当 (千円)
	本年度	8, 240	26, 150	0	5, 730
	前年度	7, 400	27, 060	0	5, 690
	比 較	840	△ 910	0	40

職員手当 の 内 訳	区 分	特殊勤務 手 当 (千円)	休日勤務 手 当 (千円)	夜間勤務 手 当 (千円)	住居手当 (千円)
	本年度	100	300	0	6, 410
	前年度	100	300	0	6, 850
	比 較	0	0	0	△ 440

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
本 年 度	143	121, 695	—	23, 418
前 年 度	143	119, 526	—	22, 787
比 較	0	2, 169	—	631

職員数は、全て短時間勤務職員数である。

職員手当は、期末手当である。

費	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
計 (千円)			
378, 000	79, 000	457, 000	
392, 030	84, 970	477, 000	
△ 14, 030	△ 5, 970	△ 20, 000	

単身赴任 手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
0	51, 040	42, 230	960	34, 060	0
0	53, 460	40, 910	960	34, 060	0
0	△ 2, 420	1, 320	0	0	0

退職手当 (千円)	管理職員特 別勤務手当 (千円)	災害派遣 手 当 (千円)
0	100	0
0	100	0
0	0	0

費	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
計 (千円)			
145, 113	14, 187	159, 300	
142, 313	13, 887	156, 200	
2, 800	300	3, 100	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	
給 料	△ 12,460	昇給に伴う増額分	4,235
		給与改定に伴う増額分	703
		その他の増減分	△ 17,398
職 員 手 当	△ 1,570	昇給に伴う増額分	2,334
		給与改定に伴う増額分	387
		制度改正に伴う増額分	1,893
		その他の増減分	△ 6,184

会計年度任用職員を除く。

説 明	備 考
	給料改定実施時期 令和4年4月1日
	職員構成の変動等に伴う増減
	昇給に伴うはね返し分
	給料改定に伴うはね返し分
勤勉手当改正分 1,893	制度改正実施時期 令和4年12月1日
扶 養 手 当 840 地 域 手 当 △ 1,502 通 勤 手 当 40 期 末 手 当 △ 3,581 勤 勉 手 当 △ 1,541 住 居 手 当 △ 440	職員構成の変動等に伴う増減

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		行政職給料表（1）	行政職給料表（2）
令和5年 1月1日現在	平均給料月額	278,350 円	329,100 円
	平均給与月額	330,852 円	372,593 円
	平均年齢	36 歳 8 月	58 歳 0 月
令和4年 1月1日現在	平均給料月額	283,288 円	326,700 円
	平均給与月額	346,107 円	369,905 円
	平均年齢	37 歳 7 月	57 歳 0 月

短時間勤務職員及び臨時的任用職員を除く。
平均給与月額の給与は、給料に扶養手当、地域手当、通勤手当及び住居手当を加えたものである。

イ 初任給

区 分	行政職給料表（1）	行政職給料表（2）	国の制度
			一般行政職
高 校 卒	157,000 円	148,800 円	一般職 154,600 円
大 学 卒	188,100 円	—	総合職 198,500 円 一般職 185,200 円

ウ 級別職員数（令和5年1月1日現在）

区 分	行政職給料表（1）		行政職給料表（2）	
	職員数 （人）	構成比 （％）	職員数 （人）	構成比 （％）
9 級	(0) 0	(0.0) 0.0	—	—
8 級	(0) 0	(0.0) 0.0	—	—
7 級	(0) 1	(0.0) 1.9	—	—
6 級	(0) 1	(0.0) 1.9	—	—
5 級	(0) 5	(0.0) 9.6	(0) 1	(0.0) 50.0
4 級	(0) 9	(0.0) 17.3	(0) 1	(0.0) 50.0
3 級	(3) 21	(100.0) 40.4	(0) 0	(0.0) 0.0
2 級	(0) 4	(0.0) 7.7	(0) 0	(0.0) 0.0
1 級	(0) 11	(0.0) 21.2	(0) 0	(0.0) 0.0
計	(3) 52	(100.0) 100.0	(0) 2	(0.0) 100.0

（ ）内は、短時間勤務職員数（外数）である。

（級別の基準となるべき職務内容）

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
行 政 職 給料表(1)	主事	経験を必要とする業務を行う主事	主任	主査	副主幹	課長	参事	部長	局長
行 政 職 給料表(2)	技能職員	相当の技能又は経験を必要とする技能職員	高度の技能若しくは経験を必要とする技能職員	技能主任	技能主査	—	—	—	—

エ 昇給

区 分		合 計	内 訳	
			行 政 職 給料表 (1)	行 政 職 給料表 (2)
本 年 度	職 員 数 (A)	56 人	54 人	2 人
	昇給に係る 職 員 数 (B)	50 人	48 人	2 人
	号給数別内訳	2号給	0 人	0 人
		4号給	37 人	0 人
		6号給	9 人	0 人
		8号給	0 人	0 人
		他号給	4 人	2 人
	比 率 (B) ／ (A)		89.3 %	100.0 %
前 年 度	職 員 数 (A)	57 人	55 人	2 人
	昇給に係る 職 員 数 (B)	50 人	48 人	2 人
	号給数別内訳	2号給	0 人	0 人
		4号給	37 人	0 人
		6号給	9 人	0 人
		8号給	0 人	0 人
		他号給	4 人	2 人
	比 率 (B) ／ (A)		87.7 %	100.0 %

他号給とは、1号給及び3号給である。

オ 期末手当及び勤勉手当

区 分		支給期別支給率（月分）		支給率計 （月分）	職制上の段階、 職務の級等による 加算措置
		6 月	1 2 月		
相模原市	本年度	(1. 150) 2. 200	(1. 150) 2. 200	(2. 30) 4. 40	有
	前年度	(1. 125) 2. 150	(1. 175) 2. 250	(2. 30) 4. 40	有
国	本年度	(1. 150) 2. 200	(1. 150) 2. 200	(2. 30) 4. 40	有

（ ）内は、再任用職員の支給率である。
会計年度任用職員を除く。

カ 地域手当

区 分	相 模 原 市	国
支給対象地域	全地域	神奈川県内における国の支給率 横浜市、川崎市、厚木市 16% 鎌倉市、逗子市 15% 相模原市、藤沢市、海老名市、座間市 12% 横須賀市、平塚市、小田原市、 茅ヶ崎市、大和市、伊勢原市 10% 三浦市、秦野市、綾瀬市 葉山町、大磯町、二宮町 6%
支給率	12 %	
支給対象職員数	56 人	

キ 特殊勤務手当

区 分	全 職 員	内 訳	
		行政職給料表(1)	行政職給料表(2)
給料総額に対する比率	0.1 %	0.1 %	0.1 %
支給対象職員の比率 (令和5年1月1日現在)	42.1 %	40.0 %	100.0 %
代表的な特殊勤務手当の名称	市税外諸収入事務従事手当		

ク その他の手当

区 分		相 模 原 市	国
扶 養 手 当	配 偶 者	月額 6,500 円	月額 6,500 円
	配 偶 者 以 外 の 扶 養 親 族	子 10,000 円 父母等 6,500 円	子 10,000 円 父母等 6,500 円
	扶養親族のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子等がいる場合	1人につき 5,000 円加算	1人につき 5,000 円加算
通 勤 手 当		55,000 円を限度	55,000 円を限度
住 居 手 当		28,000 円を限度	28,000 円を限度

国の扶養手当の金額は、行政職俸給表（一）8級以上を除く。

債務負担行為で令和 6 年度以降にわたる
支出額及び支出額の見込み及び令和 5

事 項	限 度 額	令和 4 年 度 末 ま で の 額	
		期 間	金 額
賦 課 徴 収 事 務 費	71,621		

ものについての令和 4 年度末までの
年度以降の支出予定額等に関する調書

令和 5 年 度 以 降 の 額		左 の 財 源 内 訳		
期 間	金 額	特 定 財 源		
		国県支出金	地 方 債	そ の 他
3	71,621	0	0	0

令和5年度相模原市
母子父子寡婦福祉資金貸付事業
特別会計予算

令和 5 年度相模原市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和 5 年度相模原市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 9 0 , 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 1 0 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
5 繰入金		千円 3,000
	5 一般会計繰入金	3,000
10 繰越金		140,000
	5 繰越金	140,000
15 諸収入		147,000
	5 貸付金元利収入	146,425
	15 雑入	575
歳 入 合 計		290,000

歳 出

款	項	金 額
5 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		千円 153,715
	5 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	153,715
10 公債費		95,947
	5 公債費	95,947
15 諸支出金		40,338
	5 償還金及び還付加算金	50
	10 繰出金	40,288
歳 出 合 計		290,000

母子父子寡婦福祉資金貸付事業
特別会計予算に関する説明書

令和５年度相模原市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算を提出するに当たり、地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第２１１条第２項の規定により、当該予算に関する説明書をここに提出する。

令和５年２月１０日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

歳入歳出予算

歳入

款 5 繰入金 3,000千円

項 5 一般会計繰入金 3,000千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
5 一般会計繰入金	千円 3,000	千円 4,000	千円 △1,000
計	3,000	4,000	△1,000

款 1 0 繰越金 140,000千円

項 5 繰越金 140,000千円

5 繰越金	140,000	90,000	50,000
計	140,000	90,000	50,000

款 1 5 諸収入 147,000千円

項 5 貸付金元利収入 146,425千円

5 母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入	146,425	155,216	△8,791
計	146,425	155,216	△8,791

款 1 5 諸収入

項 1 5 雑入 575千円

5 雑入	575	784	△209
計	575	784	△209

事項別明細書

節		説 明	
区 分	金 額		
5 一般会計繰入金	千円 3,000	1 一般会計繰入金	千円 3,000

5 繰越金	140,000	1 前年度剰余金	140,000

5 母子福祉資金貸付金元利収入	140,128	1 母子福祉資金貸付金元金収入 2 母子福祉資金貸付金利子収入	139,916 212
7 父子福祉資金貸付金元利収入	3,351	1 父子福祉資金貸付金元金収入 2 父子福祉資金貸付金利子収入	3,350 1
10 寡婦福祉資金貸付金元利収入	2,946	1 寡婦福祉資金貸付金元金収入 2 寡婦福祉資金貸付金利子収入	2,911 35

5 雑入	575	1 違約金 2 母子父子寡婦福祉資金貸付金過払分返納金（過年度分）	565 10

歳 出

款 5 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費 153,715千円

項 5 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費 153,715千円

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 一般管理費	千円 3,813	千円 5,049	千円 △1,236	千円	千円	千円 813 諸収入	千円 3,000
10 母子父子寡婦福祉資金貸付金	149,902	155,742	△5,840			144,291 諸収入	5,611
計	153,715	160,791	△7,076	0	0	145,104	8,611

款 1 0 公債費 95,947千円

項 5 公債費 95,947千円

10 元金	95,947	62,792	33,155				95,947
計	95,947	62,792	33,155	0	0	0	95,947

款 1 5 諸支出金 40,338千円

項 5 償還金及び還付加算金 50千円

5 償還金及び還付加算金	50	50	0				50
計	50	50	0	0	0	0	50

款 1 5 諸支出金

項 1 0 繰出金 40,288千円

5 一般会計繰出金	40,288	26,367	13,921				40,288
計	40,288	26,367	13,921	0	0	0	40,288

節		説 明
区 分	金 額	
8 旅費	千円 10	一般管理事務に要する経費 1 一般事務費 千円 3,813
10 需用費	389	
11 役務費	1,273	
12 委託料	1,828	
13 使用料及び賃借料	313	
20 貸付金	149,902	母子父子寡婦に対する貸付けに要する経費 1 母子福祉資金貸付金 138,030 2 父子福祉資金貸付金 6,410 3 寡婦福祉資金貸付金 5,462

27 繰出金	95,947	市債の元金償還に要する経費 1 公債管理特別会計繰出金 95,947

22 償還金、利子及び割引料	50	貸付金元利収入の還付に要する経費 1 貸付金元利収入還付金 50

27 繰出金	40,288	一般会計への繰出しに要する経費 1 一般会計繰出金 40,288

地方債の令和3年度末における
及び令和5年度末における

区 分	令和3年度末	令和4年度末
	現 在 高	現 在 高 見 込 額
	千円	千円
母子父子寡婦福祉 資金貸付事業債	1,073,898	1,011,106

現在高並びに令和4年度末
現在高の見込みに関する調書

令和5年度中の増減見込み		令和5年度末 現 在 高 見 込 額
令和5年度中 起 債 見 込 額	令和5年度中 元金償還見込額	
千円	千円	千円
0	95,947	915,159

令和5年度相模原市
後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 5 年度相模原市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 5 年度相模原市後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 0 , 9 0 4 , 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 1 0 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
5 後期高齢者医療保険料		千円 9,108,904
	5 後期高齢者医療保険料	9,108,904
10 使用料及び手数料		10
	10 手数料	10
25 繰入金		1,668,000
	5 一般会計繰入金	1,668,000
30 繰越金		60,000
	5 繰越金	60,000
35 諸収入		67,086
	5 延滞金及び過料	1,000
	10 償還金及び還付加算金	30,000
	20 雑入	36,086
歳 入 合 計		10,904,000

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		千円 255,332
	5 総務管理費	255,332
10 分担金及び負担金		10,608,668
	5 広域連合負担金	10,608,668
15 諸支出金		30,000
	5 償還金及び還付加算金	30,000
20 予備費		10,000
	5 予備費	10,000
歳 出 合 計		10,904,000

後期高齢者医療事業特別会計
予算に関する説明書

令和５年度相模原市後期高齢者医療事業特別会計予算を提出するに当たり、地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第２１１条第２項の規定により、当該予算に関する説明書をここに提出する。

令和５年２月１０日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

歳入歳出予算

歳入

款 5 後期高齢者医療保険料 9,108,904千円

項 5 後期高齢者医療保険料 9,108,904千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
5 後期高齢者医療保険料	千円 9,108,904	千円 8,985,079	千円 123,825
計	9,108,904	8,985,079	123,825

款 1 0 使用料及び手数料 10千円

項 1 0 手数料 10千円

5 手数料	10	10	0
計	10	10	0

款 2 5 繰入金 1,668,000千円

項 5 一般会計繰入金 1,668,000千円

5 一般会計繰入金	1,668,000	1,596,000	72,000
計	1,668,000	1,596,000	72,000

款 3 0 繰越金 60,000千円

項 5 繰越金 60,000千円

5 繰越金	60,000	60,000	0
計	60,000	60,000	0

款 3 5 諸収入 67,086千円

項 5 延滞金及び過料 1,000千円

5 延滞金	1,000	1,000	0
計	1,000	1,000	0

事項別明細書

節		説 明	
区 分	金 額		
5 現年度分	千円 9,078,904	1 現年度分	千円 9,078,904
10 滞納繰越分	30,000	1 滞納繰越分	30,000

5 証明手数料	10	1 証明手数料	10

5 保険基盤安定繰入金	1,448,764	1 保険基盤安定繰入金	1,448,764
10 その他一般会計繰入金	219,236	1 事務費繰入金	219,236

5 繰越金	60,000	1 前年度剰余金	60,000

5 後期高齢者医療保険料延滞金	1,000	1 後期高齢者医療保険料延滞金	1,000

款 3 5 諸収入
 項 1 0 償還金及び還付加算金 30,000千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
5 償還金及び還付加算金	千円 30,000	千円 30,000	千円 0
計	30,000	30,000	0

款 3 5 諸収入
 項 2 0 雑入 36,086千円

5 雑入	36,086	35,911	175
計	36,086	35,911	175

節		説 明
区 分	金 額	
5 償還金及び還付加算金	千円 30,000	1 償還金及び還付加算金 千円 30,000

10 広域連合派遣職員負担金	36,000	1 広域連合派遣職員負担金 36,000
20 雑入	86	1 労働保険被保険者負担金 40 2 委託事業施設等貸付収入 46

歳 出
款 5 総務費 255,332千円
項 5 総務管理費 255,332千円

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 一般管理費	千円 255,332	千円 221,431	千円 33,901	千円	千円	千円 36,086 諸収入	千円 219,246
計	255,332	221,431	33,901	0	0	36,086	219,246

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	千円 1,596	職員の人件費及び一般管理事務に要する経費 1 職員給与費 131,398 2 一般事務費 123,934
2 給料	60,140	
3 職員手当等	45,980	
4 共済費	23,584	
8 旅費	155	
10 需用費	1,408	
11 役務費	25,816	
12 委託料	96,463	
18 負担金、補助及び交付金	190	

款 1 0 分担金及び負担金 10,608,668千円
項 5 広域連合負担金 10,608,668千円

5 広域連合負担金	10,608,668	10,446,569	162,099			9,109,904 後期高齢者医療保険料 9,108,904 諸収入 1,000	1,498,764
計	10,608,668	10,446,569	162,099	0	0	9,109,904	1,498,764

18 負担金、補助及び交付金	10,608,668	後期高齢者医療広域連合への保険料等の納付に要する経費 1 後期高齢者医療広域連合負担金 10,608,668

款 1 5 諸支出金 30,000千円
項 5 償還金及び還付加算金 30,000千円

5 償還金及び還付加算金	30,000	30,000	0			30,000 諸収入	
計	30,000	30,000	0	0	0	30,000	0

22 償還金、利子及び割引料	30,000	後期高齢者医療保険料の還付に要する経費 1 償還金及び還付加算金 30,000

款 2 0 予備費 10,000千円
 項 5 予備費 10,000千円

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 予備費	千円 10,000	千円 10,000	千円 0	千円	千円	千円	千円 10,000
計	10,000	10,000	0	0	0	0	10,000

節		説 明
区 分	金 額	
95 予備費	千円 10,000	千円 予算外の支出等に充てるための経費 1 予備費 10,000

給 与 費

一 般 職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
本 年 度	(3) 14	1,596	60,140	45,980
前 年 度	(4) 14	1,508	59,830	46,280
比 較	(△ 1) 0	88	310	△ 300

() 内は、短時間勤務職員数（外数）である。

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	初 任 給 調整手当 (千円)	通勤手当 (千円)
	本年度	1,590	7,180	0	1,630
	前年度	1,250	7,330	0	1,790
	比 較	340	△ 150	0	△ 160

職員手当 の 内 訳	区 分	特殊勤務 手 当 (千円)	休日勤務 手 当 (千円)	夜間勤務 手 当 (千円)	住居手当 (千円)
	本年度	0	100	0	780
	前年度	0	100	0	680
	比 較	0	0	0	100

明 細 書

費	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
計 (千円)			
107,716	23,584	131,300	
107,618	23,582	131,200	
98	2	100	

単身赴任 手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
0	14,310	12,010	0	8,280	0
0	14,960	11,210	1,450	7,410	0
0	△ 650	800	△ 1,450	870	0

退職手当 (千円)	管理職員特 別勤務手当 (千円)	災害派遣 手 当 (千円)
0	100	0
0	100	0
0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
本 年 度	(2) 14	—	60,140	45,670
前 年 度	(3) 14	—	59,830	45,900
比 較	(△ 1) 0	—	310	△ 230

() 内は、短時間勤務職員数（外数）である。

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	初 任 給 調整手当 (千円)	通勤手当 (千円)
	本年度	1,590	7,180	0	1,630
	前年度	1,250	7,330	0	1,790
	比 較	340	△ 150	0	△ 160

職員手当 の 内 訳	区 分	特殊勤務 手 当 (千円)	休日勤務 手 当 (千円)	夜間勤務 手 当 (千円)	住居手当 (千円)
	本年度	0	100	0	780
	前年度	0	100	0	680
	比 較	0	0	0	100

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
本 年 度	1	1,596	—	310
前 年 度	1	1,508	—	380
比 較	0	88	—	△ 70

職員数は、全て短時間勤務職員数である。

職員手当は、期末手当である。

費	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
計 (千円)			
105,810	23,190	129,000	
105,730	23,270	129,000	
80	△ 80	0	

単身赴任 手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
0	14,000	12,010	0	8,280	0
0	14,580	11,210	1,450	7,410	0
0	△ 580	800	△ 1,450	870	0

退職手当 (千円)	管理職員特 別勤務手当 (千円)	災害派遣 手 当 (千円)
0	100	0
0	100	0
0	0	0

費	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
計 (千円)			
1,906	394	2,300	
1,888	312	2,200	
18	82	100	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	
給 料	310	昇給に伴う増額分	715
		給与改定に伴う増額分	108
		その他の増減分	△ 513
職 員 手 当	△ 230	昇給に伴う増額分	394
		給与改定に伴う増額分	59
		制度改正に伴う増額分	599
		その他の増減分	△ 1,282

会計年度任用職員を除く。

説 明	備 考
	給料改定実施時期 令和4年4月1日
	職員構成の変動等に伴う増減
	昇給に伴うはね返し分
	給料改定に伴うはね返し分
勤勉手当改正分 599	制度改正実施時期 令和4年12月1日
扶 養 手 当 340 地 域 手 当 △ 249 通 勤 手 当 △ 160 期 末 手 当 △ 773 勤 勉 手 当 40 管 理 職 手 当 △ 1,450 時 間 外 勤 務 手 当 870 住 居 手 当 100	職員構成の変動等に伴う増減

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		行政職給料表（1）
令和５年１月１日 現在	平均給料月額	313,407 円
	平均給与月額	376,343 円
	平均年齢	42 歳 5 月
令和４年１月１日 現在	平均給料月額	303,721 円
	平均給与月額	367,180 円
	平均年齢	41 歳 2 月

短時間勤務職員及び臨時的任用職員を除く。
平均給与月額の給与は、給料に扶養手当、地域手当、通勤手当及び住居手当を加えたものである。

イ 初任給

区 分	行政職給料表（1）	国の制度	
		一般行政職	
高校卒	157,000 円	一般職	154,600 円
大学卒	188,100 円	総合職 一般職	198,500 円 185,200 円

ウ 級別職員数（令和５年１月１日現在）

区 分	行政職給料表（1）	
	職員数 (人)	構 成 比 (%)
9 級	(0) 0	(0.0) 0.0
8 級	(0) 0	(0.0) 0.0
7 級	(0) 0	(0.0) 0.0
6 級	(0) 1	(0.0) 6.7
5 級	(0) 3	(0.0) 20.0
4 級	(0) 3	(0.0) 20.0
3 級	(1) 6	(100.0) 39.9
2 級	(0) 1	(0.0) 6.7
1 級	(0) 1	(0.0) 6.7
計	(1) 15	(100.0) 100.0

（ ）内は、短時間勤務職員数（外数）である。

（級別の基準となるべき職務内容）

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
行政職 給料表(1)	主事	経験を必要とする業務を行う主事	主任	主査	副主幹	課長	参事	部長	局長

エ 昇給

区 分			行 政 職 給 料 表 (1)	
本 年 度	職 員 数 (A)		14	人
	昇給に係る職員数 (B)		12	人
	号 給 数 別 内 訳	2号給	0	人
		4号給	9	人
		6号給	2	人
		8号給	0	人
		他号給	1	人
	比 率 (B) / (A)		85.7	%
前 年 度	職 員 数 (A)		14	人
	昇給に係る職員数 (B)		12	人
	号 給 数 別 内 訳	2号給	0	人
		4号給	10	人
		6号給	2	人
		8号給	0	人
		他号給	0	人
	比 率 (B) / (A)		85.7	%

他号給とは、1号給である。

オ 期末手当及び勤勉手当

区 分		支給期別支給率（月分）		支給率計 （月分）	職制上の段階、 職務の級等による 加算措置
		6 月	1 2 月		
相模原市	本年度	(1. 150) 2. 200	(1. 150) 2. 200	(2. 30) 4. 40	有
	前年度	(1. 125) 2. 150	(1. 175) 2. 250	(2. 30) 4. 40	有
国	本年度	(1. 150) 2. 200	(1. 150) 2. 200	(2. 30) 4. 40	有

（ ）内は、再任用職員の支給率である。
会計年度任用職員を除く。

カ 地域手当

区 分	相 模 原 市	国
支給対象地域	全地域	神奈川県内における国の支給率 横浜市、川崎市、厚木市 16% 鎌倉市、逗子市 15% 相模原市、藤沢市、海老名市、座間市 12% 横須賀市、平塚市、小田原市、 茅ヶ崎市、大和市、伊勢原市 10% 三浦市、秦野市、綾瀬市 葉山町、大磯町、二宮町 6%
支給率	12 %	
支給対象職員数	14 人	

キ その他の手当

区 分		相 模 原 市	国
扶 養 手 当	配 偶 者	月額 6,500 円	月額 6,500 円
	配 偶 者 以 外 の 扶 養 親 族	子 10,000 円 父母等 6,500 円	子 10,000 円 父母等 6,500 円
	扶養親族のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子等がいる場合	1人につき 5,000 円加算	1人につき 5,000 円加算
通 勤 手 当		55,000 円を限度	55,000 円を限度
住 居 手 当		28,000 円を限度	28,000 円を限度

国の扶養手当の金額は、行政職俸給表（一）8級以上を除く。

令和5年度相模原市
自動車駐車場事業特別会計予算

令和 5 年度相模原市自動車駐車場事業特別会計予算

令和 5 年度相模原市自動車駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 0 8 0, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 5 年 2 月 1 0 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
5 駐車場事業収入		千円 700
	5 事業収入	700
15 財産収入		1,700
	5 財産運用収入	1,700
20 繰入金		563,000
	5 繰入金	563,000
25 繰越金		5,200
	5 繰越金	5,200
30 諸収入		430,000
	10 雑入	430,000
35 市債		79,400
	5 市債	79,400
歳 入 合 計		1,080,000

歳 出

款	項	金 額
5 駐車場事業費		千円 475,151
	5 駐車場管理費	475,151
10 公債費		603,849
	5 公債費	603,849
15 予備費		1,000
	5 予備費	1,000
歳 出 合 計		1,080,000

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
自 動 車 駐 車 場 建 設 事 業 費	千円 79,400	借入先 ・財務省 ・その他 借入方法 ・普通貸借 ・証券発行 借入時期 令和5年度 とする。 ただし、事 業の進捗等 により翌年 度以降に繰 り越して借 り入れるこ とができる。	年 5.0%以内 ただし、利率 見直し方式 で借り入れ る公的資金 について、 利率の見直 しを行った 後においては、 当該見直し 後の利率と する。	公的資金につ いては、その 融資条件に より、銀行そ の他の場合 には、その債 権者と協定 するところ による。 ただし、市財 政の都合によ り繰上償還 又は償還期 限の短縮若 しくは本議決 の範囲内で未 償還額を借換 えすることが できる。

自動車駐車場事業
特別会計予算に関する説明書

令和 5 年度相模原市自動車駐車場事業特別会計予算を提出するに当たり、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 1 条第 2 項の規定により、当該予算に関する説明書をここに提出する。

令和 5 年 2 月 1 0 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

歳入歳出予算

歳入

款 5 駐車場事業収入 700千円

項 5 事業収入 700千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
5 使用料	千円 700	千円 778, 534	千円 △777, 834
計	700	778, 534	△777, 834

款 1 5 財産収入 1, 700千円

項 5 財産運用収入 1, 700千円

5 財産貸付収入	1, 700	1, 666	34
計	1, 700	1, 666	34

款 2 0 繰入金 563, 000千円

項 5 繰入金 563, 000千円

5 一般会計繰入金	563, 000	580, 000	△17, 000
計	563, 000	580, 000	△17, 000

款 2 5 繰越金 5, 200千円

項 5 繰越金 5, 200千円

5 繰越金	5, 200	5, 000	200
計	5, 200	5, 000	200

款 3 0 諸収入 430, 000千円

項 1 0 雑入 430, 000千円

5 雑入	430, 000	0	430, 000
計	430, 000	0	430, 000

款 3 5 市債 79, 400千円

項 5 市債 79, 400千円

5 駐車場債	79, 400	34, 800	44, 600
計	79, 400	34, 800	44, 600

事項別明細書

節		説 明
区 分	金 額	
10 財産使用料	千円 700	1 建物使用料 千円 700

5 土地貸付収入	1, 700	1 土地貸付収入 1, 700

5 一般会計繰入金	563, 000	1 一般会計繰入金 563, 000

5 繰越金	5, 200	1 前年度剰余金 5, 200

5 雑入	430, 000	1 指定管理者納付金（市営自動車駐車場） 430, 000

5 駐車場建設債	79, 400	1 公営企業債 79, 400

歳 出
款 5 駐車場事業費 475,151千円
項 5 駐車場管理費 475,151千円

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 管理費	千円 475,151	千円 772,404	千円 △297,253	千円	千円 79,400 市債	千円 395,731 諸収入	千円 20
計	475,151	772,404	△297,253	0	79,400	395,731	20

節		説 明
区 分	金 額	
7 報償費	千円 141	施設の運営及び維持管理に要する経費 1 駐車場維持管理費 385,099 2 駐車場維持補修費 10,652 3 駐車場改修事業 79,400
8 旅費	30	
10 需用費	10,832	
11 役務費	537	
12 委託料	10,381	
13 使用料及び賃借料	30	
14 工事請負費	79,400	
17 備品購入費	300	
18 負担金、補助及び交付金	328,500	
26 公課費	45,000	

款 1 0 公債費 603,849千円
項 5 公債費 603,849千円

5 元金	551,397	566,103	△14,706				551,397
10 利子	52,452	60,493	△8,041			34,269 諸収入	18,183
計	603,849	626,596	△22,747	0	0	34,269	569,580

27 繰出金	551,397	市債の元金償還に要する経費 1 公債管理特別会計繰出金 551,397
27 繰出金	52,452	市債の利子の支払に要する経費 1 公債管理特別会計繰出金 52,452

款 1 5 予備費 1,000千円
項 5 予備費 1,000千円

5 予備費	1,000	1,000	0				1,000
計	1,000	1,000	0	0	0	0	1,000

95 予備費	1,000	予算外の支出等に充てるための経費 1 予備費 1,000

地方債の令和３年度末における
及び令和５年度末における

区 分	令和３年度末	令和４年度末
	現 在 高	現 在 高 見 込 額
	千円	千円
駐 車 場 建 設 債	4,612,191	4,080,888

現在高並びに令和４年度末
現在高の見込みに関する調書

令和５年度中の増減見込み		令和５年度末 現 在 高 見 込 額
令和５年度中 起 債 見 込 額	令和５年度中 元金償還見込額	
千円	千円	千円
79,400	551,397	3,608,891

令和5年度相模原市
麻溝台・新磯野第一整備地区
土地区画整理事業特別会計予算

令和 5 年度相模原市麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別
会計予算

令和 5 年度相模原市麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別会計の予
算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3, 2 6 6, 0 0 0 千円と定め
る。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」
による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 4 条の規定により債務を負担
する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」
による。

令和 5 年 2 月 1 0 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
10 繰入金		千円 3,265,965
	5 繰入金	3,265,965
20 使用料及び手数料		2
	10 手数料	2
85 諸収入		33
	5 雑入	33
歳 入 合 計		3,266,000

歳 出

款	項	金 額
5 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業費		千円 3,014,542
	5 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業費	3,014,542
10 公債費		251,158
	5 公債費	251,158
15 予備費		300
	5 予備費	300
歳 出 合 計		3,266,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
土地区画整理事業費 (令和5年度設定分)	令和5年度から 令和7年度まで	千円 3,095,727

麻溝台・新磯野第一整備地区
土地区画整理事業特別会計
予算に関する説明書

令和５年度相模原市麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別会計予算
を提出するに当たり、地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第２１１条第２項の規
定により、当該予算に関する説明書をここに提出する。

令和５年２月１０日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

歳入歳出予算

歳入

款 1 0 繰入金 3,265,965千円

項 5 繰入金 3,265,965千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
5 一般会計繰入金	千円 3,265,965	千円 758,967	千円 2,506,998
計	3,265,965	758,967	2,506,998

款 2 0 使用料及び手数料 2千円

項 1 0 手数料 2千円

5 手数料	2	1	1
計	2	1	1

款 8 5 諸収入 33千円

項 5 雑入 33千円

5 雑入	33	32	1
計	33	32	1

事項別明細書

節		説 明
区 分	金 額	
5 一般会計繰入金	千円 3,265,965	1 一般会計繰入金 千円 3,265,965

5 証明手数料	2	1 証明手数料 2

5 雑入	33	1 労働保険被保険者負担金 33

歳 出
款 5 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業費 3,014,542千円
項 5 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業費 3,014,542千円

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 総務費	千円 204,091	千円 202,537	千円 1,554	千円	千円	千円 35 使用料及び 手数料 2 諸収入 33	千円 204,056
10 土地区画整 理事業費	2,810,451	306,539	2,503,912				2,810,451
計	3,014,542	509,076	2,505,466	0	0	35	3,014,507

款 1 0 公債費 251,158千円
項 5 公債費 251,158千円

5 元金	249,366	247,503	1,863				249,366
10 利子	1,792	2,121	△329				1,792
計	251,158	249,624	1,534	0	0	0	251,158

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	千円 1,328	職員の人件費及び土地区画整理事務に要する経費 1 職員給与費 201,744 2 土地区画整理審議会経費 848 3 土地区画整理事務費 1,499
2 給料	90,580	
3 職員手当等	75,062	
4 共済費	35,486	
7 報償費	90	
8 旅費	219	
10 需用費	1,125	
13 使用料及び賃 借料	75	
17 備品購入費	60	
18 負担金、補助 及び交付金	66	
10 需用費	339	土地区画整理事業に要する経費 1 土地区画整理事業費 2,810,451 （ 1）土地区画整理事業費 608,717 （ 2）土地区画整理事業費（債務負担行為・令和4年度設定分） 19,613 （ 3）土地区画整理事業費（債務負担行為・令和5年度設定分） 2,182,121
11 役務費	641	
12 委託料	2,546,574	
13 使用料及び賃 借料	997	
21 補償、補填及 び賠償金	261,900	

27 繰出金	249,366	市債の元金償還に要する経費 1 公債管理特別会計繰出金 249,366
27 繰出金	1,792	市債の利子の支払に要する経費 1 公債管理特別会計繰出金 1,792

給 与 費

1 特 別 職

区 分		職 員 数 (人)	給 与		
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	[年間支給率] 期 末 手 当 (千円)
本 年 度	委 員 等	10	756	－	－
前 年 度	委 員 等	13	706	－	－
比 較		△ 3	50	－	－

明 細 書

費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
地域手当 (千円)	その他の 手 当 (千円)	計 (千円)			
－	－	756	0	756	
－	－	706	0	706	
－	－	50	0	50	

2 一 般 職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
本 年 度	(4) 20	572	90,580	75,062
前 年 度	(4) 18	536	87,800	75,337
比 較	(0) 2	36	2,780	△ 275

() 内は、短時間勤務職員数（外数）である。

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	初 任 給 調整手当 (千円)	通勤手当 (千円)
	本年度	3,190	11,350	0	1,840
	前年度	4,190	11,320	0	2,470
	比 較	△ 1,000	30	0	△ 630

職員手当 の 内 訳	区 分	特殊勤務 手 当 (千円)	休日勤務 手 当 (千円)	夜間勤務 手 当 (千円)	住居手当 (千円)
	本年度	20	500	0	1,740
	前年度	20	100	0	670
	比 較	0	400	0	1,070

費	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
計 (千円)			
166,214	35,486	201,700	
163,673	35,977	199,650	
2,541	△ 491	2,050	

単身赴任 手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
0	21,802	19,160	960	14,400	0
0	22,787	17,860	1,680	14,140	0
0	△ 985	1,300	△ 720	260	0

退職手当 (千円)	管理職員特 別勤務手当 (千円)	災害派遣 手 当 (千円)
0	100	0
0	100	0
0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
本 年 度	(2) 20	—	90,580	74,950
前 年 度	(2) 18	—	87,800	75,230
比 較	(0) 2	—	2,780	△ 280

() 内は、短時間勤務職員数（外数）である。

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	初 任 給 調整手当 (千円)	通勤手当 (千円)
	本年度	3,190	11,350	0	1,840
	前年度	4,190	11,320	0	2,470
	比 較	△ 1,000	30	0	△ 630

職員手当 の 内 訳	区 分	特殊勤務 手 当 (千円)	休日勤務 手 当 (千円)	夜間勤務 手 当 (千円)	住居手当 (千円)
	本年度	20	500	0	1,740
	前年度	20	100	0	670
	比 較	0	400	0	1,070

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
本 年 度	2	572	—	112
前 年 度	2	536	—	107
比 較	0	36	—	5

職員数は、全て短時間勤務職員数である。

職員手当は、期末手当である。

費	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
計 (千円)			
165,530	35,470	201,000	
163,030	35,970	199,000	
2,500	△ 500	2,000	

単身赴任 手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
0	21,690	19,160	960	14,400	0
0	22,680	17,860	1,680	14,140	0
0	△ 990	1,300	△ 720	260	0

退職手当 (千円)	管理職員特 別勤務手当 (千円)	災害派遣 手 当 (千円)
0	100	0
0	100	0
0	0	0

費	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
計 (千円)			
684	16	700	
643	7	650	
41	9	50	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	
給 料	2, 780	昇給に伴う増額分	1, 276
		給与改定に伴う増額分	36
		その他の増減分	1, 468
職 員 手 当	△ 280	昇給に伴う増額分	703
		給与改定に伴う増額分	19
		制度改正に伴う増額分	851
		その他の増減分	△ 1, 853

会計年度任用職員を除く。

説 明	備 考
	給料改定実施時期 令和4年4月1日
	職員構成の変動等に伴う増減
	昇給に伴うはね返し分
	給料改定に伴うはね返し分
勤勉手当改正分 851	制度改正実施時期 令和4年12月1日
扶 養 手 当 △ 1, 000 地 域 手 当 △ 127 通 勤 手 当 △ 630 期 末 手 当 △ 1, 298 勤 勉 手 当 192 管 理 職 手 当 △ 720 時 間 外 勤 務 手 当 260 休 日 勤 務 手 当 400 住 居 手 当 1, 070	職員構成の変動等に伴う増減

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		行政職給料表（1）
令和5年1月1日現在	平均給料月額	339,089 円
	平均給与月額	406,007 円
	平均年齢	43 歳 1 月
令和4年1月1日現在	平均給料月額	343,848 円
	平均給与月額	415,571 円
	平均年齢	43 歳 3 月

短時間勤務職員及び臨時的任用職員を除く。
平均給与月額の給与は、給料に扶養手当、地域手当、通勤手当及び住居手当を加えたものである。

イ 初任給

区 分	行政職給料表（1）	国の制度	
		一般行政職	
高校卒	157,000 円	一般職	154,600 円
大学卒	188,100 円	総合職 一般職	198,500 円 185,200 円

ウ 級別職員数（令和5年1月1日現在）

区 分	行政職給料表（1）	
級	職員数 (人)	構 成 比 (%)
9 級	(0) 0	(0.0) 0.0
8 級	(0) 0	(0.0) 0.0
7 級	(0) 1	(0.0) 5.3
6 級	(0) 0	(0.0) 0.0
5 級	(0) 7	(0.0) 36.8
4 級	(0) 5	(0.0) 26.3
3 級	(2) 6	(100.0) 31.6
2 級	(0) 0	(0.0) 0.0
1 級	(0) 0	(0.0) 0.0
計	(2) 19	(100.0) 100.0

（ ）内は、短時間勤務職員数（外数）である。

（級別の基準となるべき職務内容）

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
行政職 給料表(1)	主事	経験を必要とする業務を行う主事	主任	主査	副主幹	課長	参事	部長	局長

エ 昇給

区 分			行 政 職 給 料 表 (1)	
本 年 度	職 員 数 (A)		20	人
	昇給に係る職員数 (B)		19	人
	号 給 数 別 内 訳	2号給	0	人
		4号給	15	人
		6号給	4	人
		8号給	0	人
		他号給	0	人
	比 率 (B) / (A)		95.0	%
前 年 度	職 員 数 (A)		18	人
	昇給に係る職員数 (B)		17	人
	号 給 数 別 内 訳	2号給	0	人
		4号給	14	人
		6号給	3	人
		8号給	0	人
		他号給	0	人
	比 率 (B) / (A)		94.4	%

オ 期末手当及び勤勉手当

区 分		支給期別支給率（月分）		支給率計 （月分）	職制上の段階、 職務の級等による 加算措置
		6 月	1 2 月		
相模原市	本年度	(1. 150) 2. 200	(1. 150) 2. 200	(2. 30) 4. 40	有
	前年度	(1. 125) 2. 150	(1. 175) 2. 250	(2. 30) 4. 40	有
国	本年度	(1. 150) 2. 200	(1. 150) 2. 200	(2. 30) 4. 40	有

（ ）内は、再任用職員の支給率である。
会計年度任用職員を除く。

カ 地域手当

区 分	相 模 原 市	国
支給対象地域	全地域	神奈川県内における国の支給率 横浜市、川崎市、厚木市 16% 鎌倉市、逗子市 15% 相模原市、藤沢市、海老名市、座間市 12% 横須賀市、平塚市、小田原市、 茅ヶ崎市、大和市、伊勢原市 10% 三浦市、秦野市、綾瀬市 葉山町、大磯町、二宮町 6%
支給率	12 %	
支給対象職員数	20 人	

キ 特殊勤務手当

区 分	行政職給料表（1）
給料総額に対する比率	0.1 %
支給対象職員の比率 （令和 5 年 1 月 1 日現在）	95.2 %
代表的な特殊勤務手当の名称	災害応急対策業務従事手当

ク その他の手当

区 分		相 模 原 市	国
扶 養 手 当	配 偶 者	月額 6,500 円	月額 6,500 円
	配 偶 者 以 外 の 扶 養 親 族	子 10,000 円 父母等 6,500 円	子 10,000 円 父母等 6,500 円
	扶養親族のうちに満 1 5 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの子等がいる場合	1 人につき 5,000 円加算	1 人につき 5,000 円加算
通 勤 手 当		55,000 円を限度	55,000 円を限度
住 居 手 当		28,000 円を限度	28,000 円を限度

国の扶養手当の金額は、行政職俸給表（一） 8 級以上を除く。

債務負担行為で令和 6 年度以降にわたる
支出額及び支出額の見込み及び令和 5

事 項	限 度 額	令和 4 年 度 末 ま で の 額	
		期 間	金 額
土 地 区 画 整 理 事 業 費 (令 和 5 年 度 設 定 分)	千円 3, 095, 727		千円

ものについての令和 4 年度末までの
年度以降の支出予定額等に関する調書

令和 5 年 度 以 降 の		左 の 財 源 内 訳		
支 出 予 定 額		特 定 財 源		
期 間	金 額	国県支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円
3	3, 095, 727	0	0	0
				千円 3, 095, 727

地方債の令和3年度末における
及び令和5年度末における

区 分	令和3年度末	令和4年度末
	現 在 高	現 在 高 見 込 額
	千円	千円
土 地 区 画 整 理 債	1,682,820	1,435,317

現在高並びに令和4年度末
現在高の見込みに関する調書

令和5年度中の増減見込み		令和5年度末 現 在 高 見 込 額
令和5年度中 起 債 見 込 額	令和5年度中 元金償還見込額	
千円	千円	千円
0	249,366	1,185,951

令和5年度相模原市
公共用地先行取得事業特別会計予算

令和 5 年度相模原市公共用地先行取得事業特別会計予算

令和 5 年度相模原市公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2, 9 5 7, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 5 年 2 月 1 0 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
10 繰入金		千円 10,000
	5 繰入金	10,000
20 市債		2,947,000
	5 市債	2,947,000
歳 入 合 計		2,957,000

歳 出

款	項	金 額
10 公共用地先行取得事業費		千円 2,948,012
	5 公共用地先行取得事業費	2,948,012
15 公債費		8,988
	5 公債費	8,988
歳 出 合 計		2,957,000

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公 共 用 地 先 行 取 得 事 業 費	千円 2,947,000	借入先 ・財務省 ・その他 借入方法 ・普通貸借 ・証券発行 借入時期 令和5年度 とする。 ただし、事 業の進捗等 により翌年 度以降に繰 り越して借 り入れるこ とができる。	年 5.0%以内 ただし、利率 見直し方式で 借り入れる公 的資金につい て、利率の見 直しを行った 後においては 、当該見直し 後の利率とし る。	公的資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合には 、その債権者 と協定するこ とによる。 ただし、市財 政の都合によ り繰上償還又 は償還期限の 短縮若しくは 本議決の範囲 内で未償還額 を借換えるこ とができる。

公 共 用 地 先 行 取 得 事 業
特 別 会 計 予 算 に 関 す る 説 明 書

令和５年度相模原市公共用地先行取得事業特別会計予算を提出するに当たり、地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第２１１条第２項の規定により、当該予算に関する説明書をここに提出する。

令和５年２月１０日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

歳入歳出予算

歳入

款 1 0 繰入金 10,000千円

項 5 繰入金 10,000千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
5 一般会計繰入金	千円 10,000	千円 10,000	千円 0
計	10,000	10,000	0

款 2 0 市債 2,947,000千円

項 5 市債 2,947,000千円

5 公共用地先行取得事業債	2,947,000	3,335,000	△388,000
計	2,947,000	3,335,000	△388,000

事項別明細書

節		説 明
区 分	金 額	
5 一般会計繰入金	千円 10,000	1 一般会計繰入金 千円 10,000

5 公共用地先行取得等事業債	2,947,000	1 公共用地先行取得等事業債 2,947,000

歳 出

款 1 0 公共用地先行取得事業費 2,948,012千円

項 5 公共用地先行取得事業費 2,948,012千円

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 用地取得事業費	千円 2,948,012	千円 3,336,091	千円 △388,079	千円	千円 2,947,000 市債	千円	千円 1,012
計	2,948,012	3,336,091	△388,079	0	2,947,000	0	1,012

款 1 5 公債費 8,988千円

項 5 公債費 8,988千円

10 利子	8,988	8,909	79				8,988
計	8,988	8,909	79	0	0	0	8,988

節		説 明
区 分	金 額	
16 公有財産購入費	千円 761,367	公共用地の先行取得に要する経費 1 道路用地取得事業費 2,754,655 2 その他用地取得事業費 193,357
21 補償、補填及び賠償金	2,186,645	

27 繰出金	8,988	市債の利子の支払に要する経費 1 公債管理特別会計繰出金 8,988

地方債の令和３年度末における
及び令和５年度末における

区 分	令和３年度末	令和４年度末
	現 在 高	現 在 高 見 込 額
公共用地先行取得 事業債	千円 (3,339,542)	千円 (6,261,542)
	4,232,600	6,673,600

（ ）は、満期一括償還に係る積立てを反映した額。
元金償還見込額には、満期一括償還に係る積立てを取り崩す額を含む。

現在高並びに令和４年度末
現在高の見込みに関する調書

令和５年度中の増減見込み		令和５年度末 現 在 高 見 込 額
令和５年度中 起 債 見 込 額	令和５年度中 元金償還見込額	
千円 2,947,000	千円 (0) 413,000	千円 (9,208,542) 9,207,600

令和5年度相模原市
財産区特別会計予算

令和 5 年度相模原市財産区特別会計予算

令和 5 年度相模原市財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8 9 , 8 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 1 0 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
12 市支出金		千円 1,600
	5 市補助金	1,600
15 財産収入		51,595
	5 財産運用収入	51,595
20 繰入金		10,800
	5 基金繰入金	10,800
25 繰越金		25,805
	5 繰越金	25,805
歳 入 合 計		89,800

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		千円 48,362
	5 総務管理費	48,362
10 諸支出金		40,775
	5 繰出金	40,775
15 予備費		663
	5 予備費	663
歳 出 合 計		89,800

財 産 区 特 別 会 計
予 算 に 関 す る 説 明 書

令和５年度相模原市財産区特別会計予算を提出するに当たり、地方自治法(昭和
22年法律第67号)第211条第2項の規定により、当該予算に関する説明書をこ
ここに提出する。

令和５年２月１０日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

歳 入		歳 入 歳 出 予 算	
款 1 2	市支出金 1,600千円		
項 5	市補助金 1,600千円		

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
5 総務費市補助金	千円 1,600	千円 674	千円 926
計	1,600	674	926

款 1 5	財産収入 51,595千円
項 5	財産運用収入 51,595千円

5 財産貸付収入	49,760	209,835	△160,075
10 利子及び配当金	1,835	2,027	△192

事 項 別 明 細 書

節		説 明	
区 分	金 額		
15 串川財産区財産管理費市補助金	千円 1,600	1 地域水源林整備協力協約推進事業補助金	千円 1,600

5 三井財産区土地貸付収入	49	1 土地貸付収入 2 水源林整備用地貸付料	48 1
10 中野財産区土地貸付収入	2,177	1 土地貸付収入 2 水源林整備用地貸付料	713 1,464
15 串川財産区土地貸付収入	4,766	1 土地貸付収入 2 水源林整備用地貸付料	292 4,474
20 鳥屋財産区土地貸付収入	12,768	1 土地貸付収入 2 水源林整備用地貸付料	3,951 8,817
25 青野原財産区土地貸付収入	6,662	1 土地貸付収入 2 水源林整備用地貸付料	3,980 2,682
30 青根財産区土地貸付収入	11,799	1 土地貸付収入 2 水源林整備用地貸付料	18 11,781
35 吉野財産区土地貸付収入	2,420	1 土地貸付収入 2 水源林整備用地貸付料	3 2,417
40 小淵財産区土地貸付収入	112	1 水源林整備用地貸付料	112
45 澤井財産区土地貸付収入	347	1 土地貸付収入 2 水源林整備用地貸付料	6 341
50 牧野財産区土地貸付収入	6,999	1 土地貸付収入 2 水源林整備用地貸付料	6,799 200
51 牧野財産区建物貸付収入	75	1 建物貸付収入	75
55 日連財産区土地貸付収入	621	1 土地貸付収入 2 水源林整備用地貸付料	249 372
60 名倉財産区土地貸付収入	925	1 土地貸付収入 2 水源林整備用地貸付料	67 858
65 佐野川財産区土地貸付収入	40	1 土地貸付収入 2 水源林整備用地貸付料	29 11
5 三井財産区利子及び配当金	10	1 三井財産区運営基金利子収入	10

款 1 5 財產收入
項 5 財產運用收入

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
(利子及び配当金)	千円	千円	千円
計	51, 595	211, 862	△160, 267

款 2 0 繰入金 10,800千円
項 5 基金繰入金 10,800千円

5 基金繰入金	10,800	403	10,397

節		説	明
区 分	金 額		
10 中野財産区利子及び配当金	千円 35	1 中野財産区運営基金利子収入	千円 35
15 串川財産区利子及び配当金	500	1 串川財産区運営基金利子収入 2 串川財産区山林管理基金利子収入	300 200
20 鳥屋財産区利子及び配当金	819	1 鳥屋財産区運営基金利子収入 2 鳥屋財産区山林管理基金利子収入	700 119
25 青野原財産区利子及び配当金	94	1 青野原財産区運営基金利子収入 2 山梨信用金庫出資配当金	93 1
30 青根財産区利子及び配当金	163	1 青根財産区運営基金利子収入	163
35 吉野財産区利子及び配当金	31	1 吉野財産区運営基金利子収入	31
40 小淵財産区利子及び配当金	1	1 小淵財産区運営基金利子収入	1
45 澤井財産区利子及び配当金	14	1 澤井財産区運営基金利子収入	14
50 牧野財産区利子及び配当金	92	1 牧野財産区運営基金利子収入	92
55 日連財産区利子及び配当金	49	1 日連財産区運営基金利子収入	49
60 名倉財産区利子及び配当金	26	1 名倉財産区運営基金利子収入	26
65 佐野川財産区利子及び配当金	1	1 佐野川財産区運営基金利子収入	1

5	三井財産区運営基金繰入金	397	1	三井財産区運営基金繰入金	397
10	中野財産区運営基金繰入金	2,430	1	中野財産区運営基金繰入金	2,430
20	鳥屋財産区運営基金繰入金	7,763	1	鳥屋財産区運営基金繰入金	7,763

款 2 0 繰入金
項 5 基金繰入金

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
(基金繰入金)	千円	千円	千円
計	10,800	403	10,397

款 2 5 繰越金 25,805千円
項 5 繰越金 25,805千円

5 繰越金	25,805	10,061	15,744
計	25,805	10,061	15,744

節		説 明
区 分	金 額	
65 佐野川財産区運営基金繰入金	千円 210	1 佐野川財産区運営基金繰入金 千円 210

5 三井財産区繰越金	44	1 前年度剰余金 44
10 中野財産区繰越金	3,258	1 前年度剰余金 3,258
15 串川財産区繰越金	10,834	1 前年度剰余金 10,834
20 鳥屋財産区繰越金	1,250	1 前年度剰余金 1,250
25 青野原財産区繰越金	344	1 前年度剰余金 344
30 青根財産区繰越金	3,338	1 前年度剰余金 3,338
35 吉野財産区繰越金	252	1 前年度剰余金 252
40 小淵財産区繰越金	65	1 前年度剰余金 65
45 澤井財産区繰越金	629	1 前年度剰余金 629
50 牧野財産区繰越金	3,683	1 前年度剰余金 3,683
55 日連財産区繰越金	1,001	1 前年度剰余金 1,001
60 名倉財産区繰越金	1,092	1 前年度剰余金 1,092
65 佐野川財産区繰越金	15	1 前年度剰余金 15

歳 出

款 5 総務費 48,362千円

項 5 総務管理費 48,362千円

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 三井財産区 管理費	千円 490	千円 489	千円 1	千円	千円	千円 10 財産収入	千円 480
10 中野財産区 管理費	4,569	8,121	△3,552			35 財産収入	4,534
15 串川財産区 管理費	9,977	53,672	△43,695			2,100 市支出金 1,600 財産収入 500	7,877
20 鳥屋財産区 管理費	11,440	85,970	△74,530			819 財産収入	10,621
25 青野原財産 区管理費	2,979	3,342	△363			93 財産収入	2,886

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	千円 393	管理会の運営及び財産の維持管理等に要する経費
8 旅費	42	1 一般管理費 400 （ 1）三井財産区管理会経費 400
10 需用費	43	2 財産管理費 80 （ 1）山林管理費 80
11 役務費	2	3 基金積立金 10 （ 1）三井財産区運営基金積立金 10
24 積立金	10	
1 報酬	498	管理会の運営及び財産の維持管理等に要する経費
8 旅費	150	1 一般管理費 511 （ 1）中野財産区管理会経費 511
10 需用費	133	2 財産管理費 1,973 （ 1）山林管理費 1,973
11 役務費	3	3 基金積立金 2,085 （ 1）中野財産区運営基金積立金 2,085
18 負担金、補助 及び交付金	1,700	
24 積立金	2,085	
1 報酬	747	管理会の運営及び財産の維持管理等に要する経費
8 旅費	342	1 一般管理費 818 （ 1）串川財産区管理会経費 818
10 需用費	310	2 財産管理費 4,859 （ 1）山林管理費 4,859
11 役務費	10	3 基金積立金 4,300 （ 1）串川財産区運営基金積立金 4,300
12 委託料	3,668	
18 負担金、補助 及び交付金	600	
24 積立金	4,300	
1 報酬	747	管理会の運営及び財産の維持管理等に要する経費
8 旅費	198	1 一般管理費 783 （ 1）鳥屋財産区管理会経費 783
10 需用費	225	2 財産管理費 9,957 （ 1）山林管理費 9,957
11 役務費	570	3 基金積立金 700 （ 1）鳥屋財産区運営基金積立金 700
12 委託料	1,000	
14 工事請負費	1,000	
18 負担金、補助 及び交付金	7,000	
24 積立金	700	
1 報酬	747	管理会の運営及び財産の維持管理等に要する経費
8 旅費	154	1 一般管理費 781

款 5 総務費
項 5 総務管理費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
(青野原財産区管理費)							
30 青根財産区管理費	8,170	8,140	30			163 財産収入	8,007
35 吉野財産区管理費	2,032	2,071	△39			31 財産収入	2,001
40 小湊財産区管理費	164	167	△3			1 財産収入	163
45 澤井財産区管理費	736	320	416			14 財産収入	722
50 牧野財産区管理費	6,564	5,201	1,363			92 財産収入	6,472

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
10 需用費	280	(1)青野原財産区管理会経費 781
11 役務費	321	2 財産管理費 721 (1)山林管理費 721
24 積立金	1,477	3 基金積立金 1,477 (1)青野原財産区運営基金積立金 1,477
1 報酬	746	管理会の運営及び財産の維持管理等に要する経費
8 旅費	175	1 一般管理費 821 (1)青根財産区管理会経費 821
10 需用費	325	2 財産管理費 1,237 (1)山林管理費 1,237
11 役務費	12	3 基金積立金 6,112 (1)青根財産区運営基金積立金 6,112
12 委託料	300	
14 工事請負費	500	
24 積立金	6,112	
1 報酬	241	管理会の運営及び財産の維持管理等に要する経費
8 旅費	84	1 一般管理費 248 (1)吉野財産区管理会経費 248
10 需用費	74	2 財産管理費 154 (1)山林管理費 154
11 役務費	3	3 基金積立金 1,630 (1)吉野財産区運営基金積立金 1,630
24 積立金	1,630	
1 報酬	65	管理会の運営及び財産の維持管理等に要する経費
8 旅費	30	1 一般管理費 73 (1)小湊財産区管理会経費 73
10 需用費	15	2 財産管理費 40 (1)山林管理費 40
11 役務費	3	3 基金積立金 51 (1)小湊財産区運営基金積立金 51
24 積立金	51	
1 報酬	65	管理会の運営及び財産の維持管理等に要する経費
8 旅費	30	1 一般管理費 78 (1)澤井財産区管理会経費 78
10 需用費	60	2 財産管理費 80 (1)山林管理費 80
11 役務費	3	3 基金積立金 578 (1)澤井財産区運営基金積立金 578
24 積立金	578	
1 報酬	705	管理会の運営及び財産の維持管理等に要する経費
8 旅費	168	1 一般管理費 807 (1)牧野財産区管理会経費 807
10 需用費	68	2 財産管理費 726 (1)山林管理費 726
11 役務費	20	3 基金積立金 5,031 (1)牧野財産区運営基金積立金 5,031

款 5 総務費
 項 5 総務管理費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(牧野財産区管理費)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
55 日連財産区管理費	638	2,662	△2,024			財産収入 49	589
60 名倉財産区管理費	342	2,460	△2,118			財産収入 26	316
65 佐野川財産区管理費	261	263	△2			財産収入 1	260
計	48,362	172,878	△124,516	0	0	3,434	44,928

款 1 0 諸支出金 40,775千円
 項 5 繰出金 40,775千円

10 中野財産区繰出金	3,230	6,980	△3,750				3,230
15 串川財産区繰出金	7,594	10,886	△3,292				7,594
20 鳥屋財産区繰出金	11,060	11,330	△270				11,060

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	千円 502	千円
13 使用料及び賃借料	70	
24 積立金	5,031	
1 報酬	243	管理会の運営及び財産の維持管理等に要する経費 1 一般管理費 264 (1)日連財産区管理会経費 264 2 財産管理費 238 (1)山林管理費 238 3 基金積立金 136 (1)日連財産区運営基金積立金 136
8 旅費	168	
10 需用費	85	
11 役務費	6	
24 積立金	136	
1 報酬	175	管理会の運営及び財産の維持管理等に要する経費 1 一般管理費 200 (1)名倉財産区管理会経費 200 2 財産管理費 90 (1)山林管理費 90 3 基金積立金 52 (1)名倉財産区運営基金積立金 52
8 旅費	60	
10 需用費	50	
11 役務費	5	
24 積立金	52	
1 報酬	156	管理会の運営及び財産の維持管理等に要する経費 1 一般管理費 161 (1)佐野川財産区管理会経費 161 2 財産管理費 99 (1)山林管理費 99 3 基金積立金 1 (1)佐野川財産区運営基金積立金 1
8 旅費	84	
10 需用費	18	
11 役務費	2	
24 積立金	1	

27 繰出金	3,230	一般会計への繰出しに要する経費 1 一般会計繰出金 3,230
27 繰出金	7,594	一般会計への繰出しに要する経費 1 一般会計繰出金 7,594
27 繰出金	11,060	一般会計への繰出しに要する経費 1 一般会計繰出金 11,060

款 1 0 諸支出金
項 5 繰出金

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
25 青野原財産区繰出金	千円 4,118	千円 4,584	千円 △466	千円	千円	千円	千円 4,118
30 青根財産区繰出金	7,030	7,060	△30				7,030
35 吉野財産区繰出金	650	650	0				650
45 澤井財産区繰出金	200	50	150				200
50 牧野財産区繰出金	4,233	5,178	△945				4,233
55 日連財産区繰出金	980	980	0				980
60 名倉財産区繰出金	1,680	1,680	0				1,680
計	40,775	49,378	△8,603	0	0	0	40,775

款 1 5 予備費 663千円
項 5 予備費 663千円

5 三井財産区予備費	10	11	△1				10
10 中野財産区予備費	101	99	2				101
15 串川財産区予備費	129	142	△13				129
20 鳥屋財産区予備費	100	100	0				100
25 青野原財産区予備費	3	74	△71				3

節		説 明
区 分	金 額	
27 繰出金	千円 4,118	一般会計への繰出しに要する経費 1 一般会計繰出金 4,118
27 繰出金	7,030	一般会計への繰出しに要する経費 1 一般会計繰出金 7,030
27 繰出金	650	一般会計への繰出しに要する経費 1 一般会計繰出金 650
27 繰出金	200	一般会計への繰出しに要する経費 1 一般会計繰出金 200
27 繰出金	4,233	一般会計への繰出しに要する経費 1 一般会計繰出金 4,233
27 繰出金	980	一般会計への繰出しに要する経費 1 一般会計繰出金 980
27 繰出金	1,680	一般会計への繰出しに要する経費 1 一般会計繰出金 1,680

95 予備費	10	予算外の支出等に充てるための経費 1 予備費 10
95 予備費	101	予算外の支出等に充てるための経費 1 予備費 101
95 予備費	129	予算外の支出等に充てるための経費 1 予備費 129
95 予備費	100	予算外の支出等に充てるための経費 1 予備費 100
95 予備費	3	予算外の支出等に充てるための経費 1 予備費 3

款 1 5 予備費
項 5 予備費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
30 青根財産区 予備費	千円 100	千円 100	千円 0	千円	千円	千円	千円 100
35 吉野財産区 予備費	21	50	△29				21
40 小淵財産区 予備費	14	15	△1				14
45 澤井財産区 予備費	54	50	4				54
50 牧野財産区 予備費	52	33	19				52
55 日連財産区 予備費	53	34	19				53
60 名倉財産区 予備費	21	33	△12				21
65 佐野川財産 区予備費	5	3	2				5
計	663	744	△81	0	0	0	663

節		説 明
区 分	金 額	
95 予備費	千円 100	予算外の支出等に充てるための経費 1 予備費 100
95 予備費	21	予算外の支出等に充てるための経費 1 予備費 21
95 予備費	14	予算外の支出等に充てるための経費 1 予備費 14
95 予備費	54	予算外の支出等に充てるための経費 1 予備費 54
95 予備費	52	予算外の支出等に充てるための経費 1 予備費 52
95 予備費	53	予算外の支出等に充てるための経費 1 予備費 53
95 予備費	21	予算外の支出等に充てるための経費 1 予備費 21
95 予備費	5	予算外の支出等に充てるための経費 1 予備費 5

給 与 費

特 別 職

区 分		職 員 数 (人)	給 与		
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 年 間 支 給 率 (千円)
本 年 度	委 員 等	85	5,528	0	0
前 年 度	委 員 等	85	5,523	0	0
比 較		0	5	0	0

明 細 書

費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
地域手当 (千円)	その他の 手 当 (千円)	計 (千円)			
0	0	5,528	0	5,528	
0	0	5,523	0	5,523	
0	0	5	0	5	

令和5年度相模原市
公債管理特別会計予算

令和 5 年度相模原市公債管理特別会計予算

令和 5 年度相模原市公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 3 , 0 4 7 , 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 5 年 2 月 1 0 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
5 財産収入		千円 30,000
	5 財産運用収入	30,000
10 繰入金		38,507,100
	5 他会計繰入金	34,760,700
	10 基金繰入金	3,746,400
15 市債		14,509,900
	5 市債	14,509,900
歳 入 合 計		53,047,000

歳 出

款	項	金 額
5 公債費		千円 53,047,000
	5 公債費	53,047,000
歳 出 合 計		53,047,000

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
借 換	千円 14,509,900	借入先 ・財務省 ・その他 借入方法 ・普通貸借 ・証券発行 借入時期 令和5年度とする。	年 5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、市財政の都合により繰上償還又は償還期限の短縮若しくは本議決の範囲内で未償還額を借換えすることができる。

公 債 管 理 特 別 会 計
予 算 に 関 す る 説 明 書

令和５年度相模原市公債管理特別会計予算を提出するに当たり、地方自治法（昭和
２２年法律第６７号）第２１１条第２項の規定により、当該予算に関する説明書をこ
こに提出する。

令和５年２月１０日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

歳 入		歳 入 歳 出 予 算	
款 5	財産収入 30,000千円		
項 5	財産運用収入 30,000千円		

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
5 利子及び配当金	千円 30,000	千円 30,000	千円 0
計	30,000	30,000	0

款 1 0	繰入金 38,507,100千円
項 5	他会計繰入金 34,760,700千円

5 一般会計繰入金	26,319,115	26,756,578	△437,463
10 国民健康保険事業特別会計繰入金	3,880	3,907	△27
13 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計繰入金	95,947	62,792	33,155
25 自動車駐車場事業特別会計繰入金	603,849	626,596	△22,747
30 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別会計繰入金	251,158	249,624	1,534
55 公共用地先行取得事業特別会計繰入金	8,988	8,909	79
57 簡易水道事業会計繰入金	59,187	42,569	16,618
60 下水道事業会計繰入金	7,418,576	7,803,025	△384,449
計	34,760,700	35,554,000	△793,300

事 項 別 明 細 書

節		説 明
区 分	金 額	
5 利子収入	千円 30,000	1 減債基金 千円 30,000

5 一般会計繰入金	26,319,115	1 元金 20,439,338 2 利子 1,318,000 3 公債諸費 84,004 4 基金費 4,477,773
5 国民健康保険事業特別会計繰入金	3,880	1 元金 3,511 2 利子 369
5 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計繰入金	95,947	1 元金 95,947
5 自動車駐車場事業特別会計繰入金	603,849	1 元金 551,397 2 利子 52,452
5 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別会計繰入金	251,158	1 元金 249,366 2 利子 1,792
5 公共用地先行取得事業特別会計繰入金	8,988	1 利子 8,988
5 簡易水道事業会計繰入金	59,187	1 元金 46,255 2 利子 12,932
5 下水道事業会計繰入金	7,418,576	1 元金 6,362,046 2 利子 954,744 3 公債諸費 1,100 4 基金費 100,686

款 1 0 繰入金
 項 1 0 基金繰入金 3,746,400千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
	千円	千円	千円
5 減債基金繰入金	3,746,400	4,227,400	△481,000
計	3,746,400	4,227,400	△481,000

款 1 5 市債 14,509,900千円
 項 5 市債 14,509,900千円

5 借換債	14,509,900	14,181,600	328,300
計	14,509,900	14,181,600	328,300

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
5 減債基金繰入金	3,746,400	1 元金 3,746,400

5 借換債	14,509,900	1 借換債 14,509,900

歳 出

款 5 公債費 53,047,000千円

項 5 公債費 53,047,000千円

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 元金	千円 46,004,160	千円 47,320,965	千円 △1,316,805	千円	千円 14,509,900 市債	千円 31,494,260 繰入金	千円
10 利子	2,349,277	2,501,461	△152,184			2,349,277 繰入金	
15 公債諸費	85,104	85,021	83			85,104 繰入金	
20 基金積立金	4,608,459	4,085,553	522,906			4,608,459 財産収入 30,000 繰入金 4,578,459	
計	53,047,000	53,993,000	△946,000	0	14,509,900	38,537,100	0

節		説 明
区 分	金 額	
22 償還金、利子及び割引料	千円 46,004,160	千円 市債の元金償還に要する経費 1 市債償還元金 46,004,160 （ 1）一般会計償還元金 31,866,338 （ 2）国民健康保険事業特別会計償還元金 3,511 （ 3）母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計償還元金 95,947 （ 4）自動車駐車場事業特別会計償還元金 551,397 （ 5）麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別会計償還元金 249,366 （ 6）公共用地先行取得特別会計償還元金 6,756,300 （ 7）簡易水道事業会計償還元金 46,255 （ 8）下水道事業会計償還元金 6,435,046
22 償還金、利子及び割引料	2,349,277	市債の未償還金利子の支払に要する経費 1 市債未償還金利子 2,349,277 （ 1）一般会計未償還金利子 1,318,000 （ 2）国民健康保険事業特別会計未償還金利子 369 （ 3）自動車駐車場事業特別会計未償還金利子 52,452 （ 4）麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別会計未償還金利子 1,792 （ 5）公共用地先行取得事業特別会計未償還金利子 8,988 （ 6）簡易水道事業会計未償還金利子 12,932 （ 7）下水道事業会計未償還金利子 954,744
11 役務費	85,104	市債の借入れ及び償還事務に要する経費 1 市債借入償還事務経費 85,104 （ 1）一般会計事務経費 84,004 （ 2）下水道事業会計事務経費 1,100
24 積立金	4,608,459	減債基金の積立てに要する経費 1 減債基金積立金 4,608,459 （ 1）満期一括償還元金積立金 4,578,459 （ 2）基金運用益金積立金 30,000

地方債の令和３年度末における
及び令和５年度末における

会 計 別	令 和 ３ 年 度 末	令 和 ４ 年 度 末
	現 在 高	現 在 高 見 込 額
	千円	千円
１ 一 般 会 計	(269,363,485) 284,641,192	(263,574,354) 279,574,214
２ 国民健康保険事業特別会計	24,478	21,006
３ 母子父子寡婦福祉 資金貸付事業特別会計	1,073,898	1,011,106
４ 自動車駐車場事業特別会計	4,612,191	4,080,888
５ 麻溝台・新磯野 第一整備地区土地区画整理 事業特別会計	1,682,820	1,435,317
６ 公共用地先行取得 事業特別会計	(3,339,542) 4,232,600	(6,261,542) 6,673,600
７ 簡易水道事業会計	1,497,073	1,607,688
８ 下水道事業会計	77,470,157	77,629,289
合 計	(359,063,644) 375,234,409	(355,621,190) 372,033,108

（ ）は、満期一括償還に係る積立てと取崩しを反映した額。
一般会計、公共用地先行取得事業特別会計及び下水道事業会計の起債見込額及び元金償還見込額

現在高並びに令和４年度末
現在高の見込みに関する調書

令 和 ５ 年 度 中 の 増 減 見 込 み		令 和 ５ 年 度 末
令和５年度中 起債見込額	令和５年度中 元金償還見込額	現 在 高 見 込 額
千円	千円	千円
27,742,400	(33,010,711) 31,866,338	(258,306,043) 275,450,276
0	3,511	17,495
0	95,947	915,159
79,400	551,397	3,608,891
0	249,366	1,185,951
9,290,300	(6,343,300) 6,756,300	(9,208,542) 9,207,600
162,900	46,255	1,724,333
6,479,900	(6,535,732) 6,435,046	(77,573,457) 77,674,143
43,754,900	(46,836,219) 46,004,160	(352,539,871) 369,783,848

は、公債管理特別会計における借換えの額を含む。

令和5年度相模原市
簡易水道事業会計予算

令和 5 年度相模原市簡易水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 5 年度相模原市簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	給水戸数	1, 004 戸
2	年間総給水量	441, 262 m ³
3	一日平均給水量	1, 209 m ³
4	主要な建設改良事業	
(1)	施設更新・改良事業	163, 122 千円

(収益的收入及び支出)

第 3 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款	簡易水道事業収益	331, 467 千円
第 1 項	営業収益	25, 517 千円
第 2 項	営業外収益	305, 950 千円
支 出		
第 1 款	簡易水道事業費用	366, 706 千円
第 1 項	営業費用	353, 624 千円
第 2 項	営業外費用	12, 932 千円
第 3 項	特別損失	50 千円
第 4 項	予備費	100 千円

簡 易 水 道 事 業 会 計
予 算 に 関 す る 説 明 書

令和 5 年度相模原市簡易水道事業会計予算実施計画
収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	予 定 額	備 考
1 簡 易 水 道 事 業 収 益			千円 331,467	
	1 営 業 収 益		25,517	
		1 給 水 収 益	25,407	水道料金
		99 そ の 他 営 業 収 益	110	給水装置工事検査手数料等
	2 営 業 外 収 益		305,950	
		2 水 道 利 用 加 入 金	243	新規水道利用等に伴う加入金
		21 他会計補助金	196,535	一般会計補助金
		51 長 期 前 受 金 戻 入	109,167	減価償却に伴う長期前受金の収益化
		99 雑 収 益	5	消費税還付加算金

支 出

款	項	目	予 定 額	備 考
1 簡 易 水 道 事 業 費 用			千円 366,706	
	1 営 業 費 用		353,624	
		1 原 水 及 び 浄 水 費	50,135	原水の取入れ等に係る設 備の維持管理経費
		6 配 水 及 び 給 水 費	28,434	配水池、給水装置等に係 る設備の維持管理経費
		36 業 務 費	4,010	水道料金の徴収等に要す る経費
		41 総 係 費	98,962	事業活動全般に関連する 経費
		46 減 価 償 却 費	172,083	固定資産の減価償却費
	2 営 業 外 費 用		12,932	
		1 支 払 利 息 及 び 企業債取扱諸費	12,932	企業債の利息
	3 特 別 損 失		50	
		31 過 年 度 損 益 修 正 損	50	水道料金過誤納還付金
	4 予 備 費		100	
		91 予 備 費	100	

資 本 的 収 入 及 び 支 出
収 入

款	項	目	予 定 額	備 考
1 簡 易 水 道 資 本 的 収 入			千円 162,900	
	1 企 業 債		162,900	
		1 建 設 企 業 債	162,900	簡易水道整備等に充当す る企業債

支 出

款	項	目	予 定 額	備 考
1 簡 易 水 道 資 本 的 支 出			千円 214,857	
	1 建 設 改 良 費		163,122	
		1 建 設 改 良 費	163,122	簡易水道整備に要する経 費
	2 固 定 資 産 購 入 費		5,480	
		11 無 形 固 定 資 産 購 入 費	5,480	ソフトウェアの開発に要 する経費
	3 企 業 債 償 還 金		46,255	
		1 企 業 債 償 還 金	46,255	企業債の元金償還に要す る経費

令和5年度相模原市簡易水道事業会計 予定キャッシュ・フロー計算書		
(単位：円)		
1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	△ 28,628,760
	減価償却費	172,083,000
	引当金の増減額（△は減少）	505,000
	長期前受金戻入額	△ 109,167,000
	支払利息	12,932,000
	未収金の増減額（△は増加）	△ 1,486,470
	未払金の増減額（△は減少）	75,113,913
	小計	121,351,683
	利息の支払額	△ 12,932,000
	業務活動によるキャッシュ・フロー	108,419,683
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 148,292,727
	無形固定資産の取得による支出	△ 4,981,818
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 153,274,545
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	162,900,000
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 46,255,000
	財務活動によるキャッシュ・フロー	116,645,000
	資金増加額（△は減少額）	71,790,138
	資金期首残高	293,199,498
	資金期末残高	364,989,636

給 与 費

1 総 括

区 分	職 員 数		給 与		
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)
本 年 度	6	(4) 8	2,498	33,190	29,172
前 年 度	6	(5) 7	2,394	31,420	24,433
比 較	0	(△ 1) 1	104	1,770	4,739

() 内は、短時間勤務職員数（外数）である。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	初 任 給 調整手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任 手 当 (千円)
	本年度	1,840	3,680	0	890	0
	前年度	1,280	3,670	0	770	0
	比 較	560	10	0	120	0

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	特殊勤務 手 当 (千円)	休日勤務 手 当 (千円)	夜間勤務 手 当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)
	本年度	20	200	0	680	0
	前年度	20	200	0	680	0
	比 較	0	0	0	0	0

明 細 書

費	共 済 費	合 計	備 考
計 (千円)			
64,860	14,233	79,093	
58,247	12,705	70,952	
6,613	1,528	8,141	

期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職 手 当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	宿日直 手 当 (千円)
10,298	8,534	660	2,370	0
7,493	5,610	730	3,980	0
2,805	2,924	△ 70	△ 1,610	0

管理職員特 別勤務手当 (千円)	災害派遣 手 当 (千円)
0	0
0	0
0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数		給 与		
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)
本 年 度	6	(0) 8	152	33,190	28,781
前 年 度	6	(1) 7	152	31,420	24,160
比 較	0	(△ 1) 1	0	1,770	4,621

() 内は、短時間勤務職員数（外数）である。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	初 任 給 調整手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任 手 当 (千円)
	本年度	1,840	3,680	0	890	0
	前年度	1,280	3,670	0	770	0
	比 較	560	10	0	120	0

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	特殊勤務 手 当 (千円)	休日勤務 手 当 (千円)	夜間勤務 手 当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)
	本年度	20	200	0	680	0
	前年度	20	200	0	680	0
	比 較	0	0	0	0	0

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)
本 年 度	4	2,346	－	391
前 年 度	4	2,242	－	273
比 較	0	104	－	118

職員数は、全て短時間勤務職員数である。

職員手当は、期末手当である。

費	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
計 (千円)			
62,123	13,870	75,993	
55,732	12,420	68,152	
6,391	1,450	7,841	

期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職 手 当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	宿日直 手 当 (千円)
9,907	8,534	660	2,370	0
7,220	5,610	730	3,980	0
2,687	2,924	△ 70	△ 1,610	0

管理職員特 別勤務手当 (千円)	災害派遣 手 当 (千円)
0	0
0	0
0	0

費	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
計 (千円)			
2,737	363	3,100	
2,515	285	2,800	
222	78	300	

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	
給 料	1, 770	昇給に伴う増額分	607
		給与改定に伴う増額分	70
		その他の増減分	1, 093
職 員 手 当	4, 621	昇給に伴う増額分	335
		給与改定に伴う増額分	38
		制度改正に伴う増額分	325
		その他の増減分	3, 923

会計年度任用職員を除く。

説 明		備 考
		給料改定実施時期 令和4年4月1日
		職員構成の変動等に伴う増減
		昇給に伴うはね返し分
		給料改定に伴うはね返し分
勤勉手当改正分 325		制度改正実施時期 令和4年12月1日
扶 養 手 当 560 地 域 手 当 △ 71 通 勤 手 当 120 期 末 手 当 2, 528 勤 勉 手 当 2, 466 管 理 職 手 当 △ 70 時 間 外 手 当 △ 1, 610		職員構成の変動等に伴う増減

3 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		行政職給料表（1）
令和5年1月1日 現在	平均給料月額	324,914 円
	平均給与月額	388,828 円
	平均年齢	43 歳 2 月
令和4年1月1日 現在	平均給料月額	326,543 円
	平均給与月額	389,452 円
	平均年齢	43 歳 5 月

短時間勤務職員及び臨時的任用職員を除く。
平均給与月額の給与は、給料に扶養手当、地域手当、通勤手当及び住居手当を加えたものである。

イ 初任給

区 分	行政職給料表（1）	国の制度	
		一般行政職	
高校卒	157,000 円	一般職	154,600 円
大学卒	188,100 円	総合職 一般職	198,500 円 185,200 円

ウ 級別職員数（令和5年1月1日現在）

区 分	行政職給料表（1）	
級	職員数 (人)	構 成 比 (%)
9 級	(0) 0	(0.0) 0.0
8 級	(0) 0	(0.0) 0.0
7 級	(0) 0	(0.0) 0.0
6 級	(0) 0	(0.0) 0.0
5 級	(0) 2	(0.0) 28.6
4 級	(0) 3	(0.0) 42.8
3 級	(1) 1	(100.0) 14.3
2 級	(0) 1	(0.0) 14.3
1 級	(0) 0	(0.0) 0.0
計	(1) 7	(100.0) 100.0

（ ）内は、短時間勤務職員数（外数）である。

（級別の基準となるべき職務内容）

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
行政職 給料表(1)	主事	経験を必要とする 業務を行う主事	主任	主査	副主幹	課長	参事	部長	局長

エ 昇給

区 分			行 政 職 給 料 表 (1)	
本 年 度	職 員 数 (A)		8	人
	昇給に係る職員数 (B)		7	人
	号 給 数 別 内 訳	2号給	0	人
		4号給	6	人
		6号給	1	人
		8号給	0	人
		他号給	0	人
	比 率 (B) ／ (A)		87.5	%
前 年 度	職 員 数 (A)		7	人
	昇給に係る職員数 (B)		5	人
	号 給 数 別 内 訳	2号給	0	人
		4号給	4	人
		6号給	1	人
		8号給	0	人
		他号給	0	人
	比 率 (B) ／ (A)		71.4	%

オ 期末手当及び勤勉手当

区 分		支給期別支給率（月分）		支給率計 （月分）	職制上の段階、 職務の級等による 加算措置
		6 月	1 2 月		
相模原市	本年度	(1. 150) 2. 200	(1. 150) 2. 200	(2. 30) 4. 40	有
	前年度	(1. 125) 2. 150	(1. 175) 2. 250	(2. 30) 4. 40	有
国	本年度	(1. 150) 2. 200	(1. 150) 2. 200	(2. 30) 4. 40	有

（ ）内は、再任用職員の支給率である。
会計年度任用職員を除く。

カ 地域手当

区 分	相 模 原 市	国
支給対象地域	全地域	神奈川県内における国の支給率 横浜市、川崎市、厚木市 16% 鎌倉市、逗子市 15%
支給率	12%	相模原市、藤沢市、海老名市、座間市 12% 横須賀市、平塚市、小田原市、 茅ヶ崎市、大和市、伊勢原市 10%
支給対象職員数	8人	三浦市、秦野市、綾瀬市 6% 葉山町、大磯町、二宮町

キ 特殊勤務手当

区 分	行政職給料表（1）
給料総額に対する比率	0.1 %
支給対象職員の比率 （令和5年1月1日現在）	12.5 %
代表的な特殊勤務手当の名称	市税外諸収入事務従事手当

ク その他の手当

区 分		相 模 原 市	国
扶 養 手 当	配 偶 者	月額 6,500 円	月額 6,500 円
	配 偶 者 以 外 の 扶 養 親 族	子 10,000 円 父母等 6,500 円	子 10,000 円 父母等 6,500 円
	扶養親族のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子等がいる場合	1人につき 5,000 円加算	1人につき 5,000 円加算
通 勤 手 当		55,000 円を限度	55,000 円を限度
住 居 手 当		28,000 円を限度	28,000 円を限度

国の扶養手当の金額は、行政職俸給表（一）8級以上を除く。

令和5年度相模原市簡易水道事業予定貸借対照表
(令和6年3月31日)

資 産 の 部				(単位 円)
1	固定資産			
(1)	有形固定資産			
イ	土地	13,787,965		
ロ	建物	211,812,725		
	減価償却累計額	<u>△ 22,851,552</u>	188,961,173	
ハ	構築物	3,649,038,055		
	減価償却累計額	<u>△ 444,120,065</u>	3,204,917,990	
ニ	機械及び装置	829,737,854		
	減価償却累計額	<u>△ 257,147,267</u>	<u>572,590,587</u>	
	有形固定資産合計		3,980,257,715	
(2)	無形固定資産			
イ	ソフトウェア	4,981,818		
	無形固定資産合計		<u>4,981,818</u>	
	固定資産合計			3,985,239,533
2	流動資産			
(1)	現金預金		364,989,636	
(2)	未収金	12,205,495		
	貸倒引当金	<u>△ 424,000</u>	<u>11,781,495</u>	
	流動資産合計			<u>376,771,131</u>
	資 産 合 計			<u><u>4,362,010,664</u></u>

負 債 の 部

3	固定負債			
(1)	企業債			
イ	建設改良費等の財源に充てるための企業債	<u>1,626,485,718</u>		
	企業債合計		<u>1,626,485,718</u>	
	固定負債合計			1,626,485,718
4	流動負債			
(1)	企業債			
イ	建設改良費等の財源に充てるための企業債	<u>53,517,000</u>		
	企業債合計		53,517,000	
(2)	未払金		180,370,661	
(3)	引当金			
イ	賞与引当金	<u>5,939,000</u>		
	引当金合計		5,939,000	
(4)	預り金		<u>1,441,314</u>	
	流動負債合計			241,267,975
5	繰延収益			
	長期前受金		2,797,505,852	
	長期前受金収益化累計額		<u>△ 475,085,372</u>	
	繰延収益合計			<u>2,322,420,480</u>
	負 債 合 計			<u><u>4,190,174,173</u></u>

資 本 の 部

6	資本金			235,198,341
(1)	利益剰余金			
イ	当年度未処理欠損金	<u>63,361,850</u>		
	利益剰余金合計		<u>△ 63,361,850</u>	
	剰余金合計			<u>△ 63,361,850</u>
	資 本 合 計			<u>171,836,491</u>
	負 債 資 本 合 計			<u><u>4,362,010,664</u></u>

注 記

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 固定資産の減価償却の方法
- ア 有形固定資産
- ・減価償却の方法
- 定額法
- ・主な耐用年数
- 建物15～50年
- 構築物28～50年
- 機械及び装置6～20年
- (2) 引当金の計上方法
- ア 退職給付引当金
- 職員の退職手当は、一般会計がその全部を負担することとなっているため、退職給付引当金は計上していない。
- イ 賞与引当金
- 職員の期末手当、勤勉手当及びそれに伴う法定福利費の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。
- ウ 貸倒引当金
- 債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。
- (3) 消費税及び地方消費税の会計処理
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式としている。

2 予定貸借対照表に関する注記

- (1) 企業債の償還に係る他会計の負担
- 貸借対照表に計上されている企業債(当年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。)のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は、883,201千円である。
- (2) 建設仮勘定の整理方法
- 建設改良工事でその工期が1事業年度を越えるものは、建設仮勘定をもって整理する。

3 リース契約により使用する固定資産に関する注記

- (1) リース取引の処理方法
- リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理をする。
- リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理をする。

4 セグメント情報に関する注記

- (1) 報告セグメントの概要
- 簡易水道事業会計は、青根簡易水道事業及び藤野簡易水道事業を運営しており、各事業で運営方針等を決定していることから、それらを報告セグメントとしている。

ア 各報告セグメントの事業内容

セグメント区分	事業の内容
青根簡易水道事業	青根簡易水道における生活用水その他の浄水供給
藤野簡易水道事業	葛原簡易水道及び牧野中央簡易水道における生活用水その他の浄水供給

イ 各報告セグメントの財務情報

(単位：千円)			
	青根簡易 水道事業	藤野簡易 水道事業	合計
営業収益	5,731	17,476	23,207
営業費用	104,305	240,504	344,809
営業損益	△ 98,574	△ 223,028	△ 321,602
経常損益	3,945	△ 32,529	△ 28,584
セグメント資産	1,080,193	3,281,817	4,362,010
セグメント負債	1,053,420	3,136,754	4,190,174
その他の項目			
他会計繰入金	48,965	147,570	196,535
減価償却費	56,845	115,238	172,083
特別損失	20	25	45
固定資産の増加	21,719	△ 40,527	△ 18,808

令和4年度相模原市簡易水道事業予定損益計算書
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位 円)

1	営業収益			
	(1) 給水収益	23,028,181		
	(2) その他営業収益	<u>210,909</u>	23,239,090	
2	営業費用			
	(1) 原水及び浄水費	41,682,896		
	(2) 配水及び給水費	21,608,178		
	(3) 業務費	3,655,453		
	(4) 総係費	85,896,407		
	(5) 減価償却費	<u>174,188,084</u>	<u>327,031,018</u>	
	営業利益 (△は営業損失)			△ 303,791,928
3	営業外収益			
	(1) 受取利息及び配当金	854		
	(2) 水道利用加入金	314,286		
	(3) 他会計補助金	203,796,242		
	(4) 長期前受金戻入	111,205,000		
	(5) 雑収益	<u>5,000</u>	315,321,382	
4	営業外費用			
	(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	<u>11,484,000</u>	<u>11,484,000</u>	<u>303,837,382</u>
	経常利益 (△は経常損失)			45,454
5	特別損失			
	(1) 過年度損益修正損	<u>45,454</u>	<u>45,454</u>	<u>45,454</u>
	当年度純利益			0
	前年度繰越欠損金			34,733,090
	その他未処分利益剰余金変動額		<u>0</u>	
	当年度未処理欠損金		<u><u>34,733,090</u></u>	

資 産 の 部			
1	固定資産		
(1)	有形固定資産		
イ	土地	13,787,965	
ロ	建物	211,812,725	
	減価償却累計額	<u>△ 17,138,664</u>	194,674,061
ハ	構築物	3,649,038,055	
	減価償却累計額	<u>△ 332,986,676</u>	3,316,051,379
ニ	機械及び装置	681,445,127	
	減価償却累計額	<u>△ 201,910,544</u>	479,534,583
	有形固定資産合計		<u>4,004,047,988</u>
	固定資産合計		4,004,047,988
2	流動資産		
(1)	現金預金		293,199,498
(2)	未収金	10,719,025	
	貸倒引当金	<u>△ 424,000</u>	<u>10,295,025</u>
	流動資産合計		<u>303,494,523</u>
	資 産 合 計		<u><u>4,307,542,511</u></u>

負 債 の 部			
3	固定負債		
(1)	企業債		
イ	建設改良費等の財源に充てるための企業債	<u>1,517,102,718</u>	
	企業債合計		<u>1,517,102,718</u>
	固定負債合計		1,517,102,718
4	流動負債		
(1)	企業債		
イ	建設改良費等の財源に充てるための企業債	<u>46,255,000</u>	
	企業債合計		46,255,000
(2)	未払金		105,256,748
(3)	引当金		
イ	賞与引当金	<u>5,434,000</u>	
	引当金合計		5,434,000
(4)	預り金		<u>1,441,314</u>
	流動負債合計		158,387,062
5	繰延収益		
	長期前受金		2,797,505,852
	長期前受金収益化累計額	<u>△ 365,918,372</u>	
	繰延収益合計		<u>2,431,587,480</u>
	負 債 合 計		<u><u>4,107,077,260</u></u>

資 本 の 部			
6	資本金		235,198,341
(1)	利益剰余金		
イ	当年度未処理欠損金	<u>34,733,090</u>	
	利益剰余金合計		<u>△ 34,733,090</u>
	剰余金合計		<u>△ 34,733,090</u>
	資 本 合 計		<u>200,465,251</u>
	負 債 資 本 合 計		<u><u>4,307,542,511</u></u>

注 記

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 固定資産の減価償却の方法
- ア 有形固定資産
- ・減価償却の方法
- 定額法
- ・主な耐用年数
- 建物15～50年
- 構築物28～50年
- 機械及び装置6～20年
- (2) 引当金の計上方法
- ア 退職給付引当金
- 職員の退職手当は、一般会計がその全部を負担することとなっているため、退職給付引当金は計上していない。
- イ 賞与引当金
- 職員の期末手当、勤勉手当及びそれに伴う法定福利費の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。
- ウ 貸倒引当金
- 債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。
- (3) 消費税及び地方消費税の会計処理
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式としている。

2 予定貸借対照表に関する注記

- (1) 企業債の償還に係る他会計の負担
- 貸借対照表に計上されている企業債(当年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。)のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は、823,248千円である。
- (2) 建設仮勘定の整理方法
- 建設改良工事でその工期が1事業年度を越えるものは、建設仮勘定をもって整理する。

3 リース契約により使用する固定資産に関する注記

- (1) リース取引の処理方法
- リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理をする。
- リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理をする。

4 セグメント情報に関する注記

- (1) 報告セグメントの概要
- 簡易水道事業会計は、青根簡易水道事業及び藤野簡易水道事業を運営しており、各事業で運営方針等を決定していることから、それらを報告セグメントとしている。

ア 各報告セグメントの事業内容

セグメント区分	事業の内容
青根簡易水道事業	青根簡易水道における生活用水その他の浄水供給
藤野簡易水道事業	葛原簡易水道及び牧野中央簡易水道における生活用水その他の浄水供給

イ 各報告セグメントの財務情報

(単位：千円)			
	青根簡易 水道事業	藤野簡易 水道事業	合計
営業収益	5,340	17,899	23,239
営業費用	107,481	219,550	327,031
営業損益	△ 102,141	△ 201,651	△ 303,792
経常損益	2,169	△ 2,124	45
セグメント資産	1,044,247	2,993,295	4,037,542
セグメント負債	985,455	3,121,622	4,107,077
その他の項目			
他会計繰入金	63,981	139,815	203,796
減価償却費	58,866	116,123	174,989
固定資産の増加	20,784	△ 106,456	△ 85,672

1 予算事項別明細

収 益 的 収 入
収

款	項	目	名 称	本年度 予定額	前年度 予定額	比 較
1			簡易水道 事業収益	331,467	347,360	△ 15,893
	1		営業収益	25,517	22,420	3,097
		1	給水収益	25,407	22,400	3,007
		99	その他営業収益	110	20	90
	2		営業外収益	305,950	324,940	△ 18,990
		2	水道利用加入金	243	243	0
		21	他会計補助金	196,535	211,487	△ 14,952
		51	長期前受金戻入	109,167	111,205	△2,038
		99	雑収益	5	2,005	△ 2,000
合 計				331,467	347,360	△15,893

及 び 支 出
入

節		予定額	説 明
01	水道料金	25,407	水道料金収入
01	手数料	110	給水装置工事検査手数料等
01	水道利用加入金	243	新設及び増径給水申込加入金
01	一般会計補助金	196,535	簡易水道事業に対する一般会計補助金
01	有形固定資産長期 前受金戻入	109,167	減価償却に伴う長期前受金の収益化
99	雑収益	5	消費税還付加算金
合 計		331,467	

支

款	項	目	名 称	本年度 予定額	前年度 予定額	比 較
1			簡易水道事業費用	366,706	347,360	19,346
	1		営業費用	353,624	335,724	17,900
		1	原水及び浄水費	50,135	45,864	4,271
		6	配水及び給水費	28,434	23,769	4,665
		36	業務費	4,010	4,021	△11

出

(単位：千円)

節		予定額	説 明
15	備消耗品費	800	
21	光熱水費	19,500	電気料
31	修繕費	20,337	施設修繕料等
33	通信運搬費	560	電話料
35	手数料	45	
37	委託料	8,684	施設等管理運営委託等
41	賃借料	163	土地賃借料等
55	保険料	46	水道施設損害賠償責任保険料等
15	備消耗品費	420	
21	光熱水費	2,210	電気料
31	修繕費	950	施設修繕料
33	通信運搬費	450	電話料
37	委託料	24,404	施設等維持補修委託料等
29	印刷製本費	314	財務事務等帳票印刷
35	手数料	272	水道料金取扱に係る手数料
37	委託料	3,424	施設等管理運営委託料

款	項	目	名 称	本年度 予定額	前年度 予定額	比 較
		46	減価償却費	172, 083	174, 989	△2, 906
	2		営業外費用	12, 932	11, 486	1, 446
		1	支払利息及び企業債 取扱諸費	12, 932	11, 486	1, 446
	3		特別損失	50	50	0
		31	過年度損益修正損	50	50	0
	91		予備費	100	100	0
		91	予備費	100	100	0
合 計				366, 706	347, 360	19, 346

(単位：千円)

節		予定額	説 明
01	有形固定資産減 価償却費	172, 083	
01	企業債利息	12, 930	企業債支払利息
21	一時借入金利息	2	
01	過年度損益修正 損	50	水道料金過誤納還付金
91	予備費	100	
合 計		366, 706	

資 本 的 収 入

款	項	目	名 称	本年度 予定額	前年度 予定額	比 較
1			簡易水道 資本的収入	162,900	141,700	21,200
	1		企業債	162,900	141,700	21,200
		1	建設企業債	162,900	141,700	21,200
合 計				162,900	141,700	21,200

及 び 支 出

(単位：千円)

節		予定額	説 明
01	建設企業債	162,900	簡易水道整備等に充当する企業債
合 計		162,900	

支

款	項	目	名 称	本年度 予定額	前年度 予定額	比 較
1			簡易水道 資本の支出	214,857	173,053	41,804
	1		建設改良費	163,122	141,968	21,154
		1	建設改良費	163,122	141,968	21,154
	11		無形固定資産購入費	5,480	0	5,480
		11	無形固定資産購入費	5,480	0	5,480
	31		企業債償還金	46,255	31,085	15,170
		1	企業債償還金	46,255	31,085	15,170
合 計				214,857	173,053	41,804

出

(単位：千円)

節		予定額	説 明
37	委託料	65,352	簡易水道施設建設委託料
49	工事請負費	97,770	簡易水道施設整備費
01	無形固定資産購入 費	5,480	企業会計システム開発費用
01	企業債償還金	46,255	企業債償還金
合 計		214,857	

市 原 模 相 度 年 5 和 令
算 予 計 会 業 事 道 水 下

令和 5 年度相模原市下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 5 年度相模原市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	処理区域内人口	701, 829 人
2	主要な建設改良事業	
(1)	公共下水道整備事業(管渠)	6, 673, 781 千円
(2)	公共下水道整備事業(ポンプ場)	306, 500 千円
(3)	農業集落排水整備事業(管渠)	24, 378 千円
(4)	市設置高度処理型浄化槽整備事業	938, 810 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款	公共下水道事業収益	15, 366, 987 千円	
第 1 項	公共下水道営業収益	11, 004, 808 千円	
第 2 項	公共下水道営業外収益	4, 362, 179 千円	
第 2 款	農業集落排水事業収益	30, 751 千円	
第 1 項	農業集落排水営業収益	2, 770 千円	
第 2 項	農業集落排水営業外収益	27, 981 千円	
第 3 款	市設置高度処理型浄化槽事業収益	243, 172 千円	
第 1 項	市設置高度処理型浄化槽営業収益	49, 083 千円	
第 2 項	市設置高度処理型浄化槽営業外収益	194, 089 千円	

支 出		
第 1 款	公共下水道事業費用	15,986,289 千円
第 1 項	公共下水道営業費用	14,735,349 千円
第 2 項	公共下水道営業外費用	1,220,940 千円
第 3 項	公共下水道予備費	30,000 千円
第 2 款	農業集落排水事業費用	53,999 千円
第 1 項	農業集落排水営業費用	52,776 千円
第 2 項	農業集落排水営業外費用	1,223 千円
第 3 款	市設置高度処理型浄化槽事業費用	464,808 千円
第 1 項	市設置高度処理型浄化槽営業費用	456,127 千円
第 2 項	市設置高度処理型浄化槽営業外費用	8,681 千円

（資本的収入及び支出）

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,175,091千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		
第 1 款	公共下水道資本的収入	7,726,319 千円
第 1 項	公共下水道企業債	5,797,900 千円
第 2 項	公共下水道他会計負担金	272,017 千円
第 3 項	公共下水道分担金	25,600 千円
第 4 項	公共下水道負担金	24,890 千円
第 5 項	公共下水道国庫補助金	1,017,265 千円
第 6 項	公共下水道県補助金	555,147 千円
第 7 項	公共下水道その他資本的収入	33,500 千円
第 2 款	農業集落排水資本的収入	24,250 千円
第 1 項	農業集落排水企業債	24,100 千円
第 2 項	農業集落排水分担金	150 千円
第 3 款	市設置高度処理型浄化槽資本的収入	938,535 千円
第 1 項	市設置高度処理型浄化槽企業債	584,900 千円
第 2 項	市設置高度処理型浄化槽分担金	10,550 千円
第 3 項	市設置高度処理型浄化槽国庫補助金	71,682 千円
第 4 項	市設置高度処理型浄化槽県補助金	271,403 千円

支 出		
第 1 款	公共下水道資本的支出	13,856,003 千円
第 1 項	公共下水道建設改良費	6,980,281 千円
第 2 項	公共下水道固定資産購入費	457,994 千円
第 3 項	公共下水道企業債償還金	6,417,728 千円
第 2 款	農業集落排水資本的支出	36,869 千円
第 1 項	農業集落排水建設改良費	24,378 千円
第 2 項	農業集落排水企業債償還金	12,491 千円
第 3 款	市設置高度処理型浄化槽資本的支出	971,323 千円
第 1 項	市設置高度処理型浄化槽建設改良費	938,810 千円
第 2 項	市設置高度処理型浄化槽企業債償還金	32,513 千円

（継続費）

第 5 条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総 額	年 度	年割額
公共下水道資本的支出	公共下水道建設改良費	境川第 2 8－イ 雨水幹線パイパス整備事業	千円 627,000	5 6	千円 222,000 405,000
		当麻地区雨水排水施設整備事業	230,000	5 6	92,400 137,600
		下水道施設耐震化事業(令和 5 年度設定分)	1,667,003	5 6	840,588 826,415
		ポンプ場長寿命化事業(令和 5 年度設定分)	167,000	5 6	30,000 137,000

（企業債）

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道建設費充当	千円 5,370,900	借入先 ・財務省 ・その他 借入方法 ・普通貸借 ・証券発行 借入時期 ・令和 5 年度とする。 ただし、事業の進捗等により翌年度以降に繰り越して借り入れることができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、企業財政の都合により繰上償還又は償還期限の短縮若しくは未償還額を借換えすることができる。
流域下水道負担金充当	313,000			
農業集落排水建設費充当	24,100			
市設置高度処理型浄化槽建設費充当	584,900			
下水道事業特別措置分公債費充当	114,000			
合 計	6,406,900			

（一時借入金）

第 7 条 一時借入金の限度額は、6, 000, 000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１） 営業費用及び営業外費用の間の流用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（１） 職員給与費	787, 300 千円

（他会計からの補助金）

第 1 0 条 雨水処理費等に要する費用の一部に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3, 865, 000千円である。

令和 5 年 2 月 1 0 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

下 水 道 事 業 会 計
予 算 に 関 す る 説 明 書

令和5年度相模原市下水道事業会計予算実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	予 定 額	備 考
1 公共下水道事業収益			千円 15,366,987	
	1 公共下水道営業収益		11,004,808	
		1 下水道料	9,469,243	下水道使用料
		11 雨水処理金負担金	1,533,225	雨水処理費に対する一般会計負担金
		99 その他営業収益	2,340	証明手数料等
	2 公共下水道営業外収益		4,362,179	
		1 受取利息及び配当金	42	受取利息の収入
		11 他会計負担金	1,975,871	汚水処理費に対する一般会計負担金等
		31 国庫補助金	26,500	公共下水道施設管理に係る交付金
		51 長期前受金戻入	2,350,167	減価償却に伴う長期前受金の収益化
		99 雑収益	9,599	下水道用地の占有料等
2 農業集落排水事業収益			30,751	
	1 農業集落排水営業収益		2,770	
		1 下水道料	2,770	下水道使用料
	2 農業集落排水営業外収益		27,981	
		11 他会計負担金	11,293	汚水処理費に対する一般会計負担金
		41 県補助金	495	農業集落排水施設管理に係る交付金
		51 長期前受金戻入	16,193	減価償却に伴う長期前受金の収益化

支 出

款	項	目	予 定 額	備 考
3 市 設 置 高 度 処 理 型 浄 化 槽 事 業 収 益			千円 243,172	
	1 市 設 置 高 度 処 理 型 浄 化 槽 営 業 収 益		49,083	
		1 下 水 道 料	49,083	下水道使用料
	2 市 設 置 高 度 処 理 型 浄 化 槽 営 業 外 収 益		194,089	
		11 他会計負担金	78,073	汚水処理費に対する一般会計負担金
		51 長 期 前 受 金 入 戻	116,016	減価償却に伴う長期前受金の収益化

款	項	目	予 定 額	備 考
1 公 共 下 水 道 事 業 費 用			千円 15,986,289	
	1 公 共 下 水 道 営 業 費 用		14,735,349	
		1 管 渠 費	687,314	管渠等の維持管理に要する経費
		6 ポ ン プ 場 費	394,051	ポンプ場施設の維持管理に要する経費
		26 流 域 下 水 道 管 理 費	3,896,524	流域下水道維持管理負担金に要する経費
		31 普 及 指 導 費	2,530	水洗化促進に要する経費
		36 業 務 費	463,837	使用料等の徴収に要する経費
		41 総 係 費	589,663	事業活動全般に関連する経費
		46 減 価 償 却 費	8,696,101	固定資産の減価償却費
		51 資 産 減 耗 費	5,329	固定資産の除却費
	2 公 共 下 水 道 営 業 外 費 用		1,220,940	
		1 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	950,940	企業債及び一時借入金の利息等
		21 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	270,000	
	3 公 共 下 水 道 予 備 費		30,000	
		91 予 備 費	30,000	

款	項	目	予 定 額	備 考
2 農業集落排水事業費用			千円 53,999	
	1 農業集落排水営業費用		52,776	
		1 管 渠 費	9,789	管渠等の維持管理に要する経費
		11 処 理 場 費	15,967	処理場施設の維持管理に要する経費
		31 普 及 指 導 費	520	水洗化促進に要する経費
		36 業 務 費	129	使用料等の徴収に要する経費
		41 総 係 費	81	事業活動全般に関連する経費
		46 減 価 償 却 費	26,266	固定資産の減価償却費
		51 資 産 減 耗 費	24	固定資産の除却費
	2 農業集落排水営業外費用		1,223	
		1 支 払 利 息 及 び 企業債取扱諸費	1,223	企業債の利息
3 市設置型浄化槽事業費用			464,808	
	1 市設置型浄化槽営業費用		456,127	
		16 浄 化 槽 費	245,810	浄化槽の維持管理に要する経費
		31 普 及 指 導 費	475	水洗化促進に要する経費
		36 業 務 費	4,292	使用料等の徴収に要する経費
		41 総 係 費	22,345	事業活動全般に関連する経費
		46 減 価 償 却 費	183,205	固定資産の減価償却費
	2 市設置型浄化槽営業外費用		8,681	
		1 支 払 利 息 及 び 企業債取扱諸費	8,681	企業債の利息

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	予 定 額	備 考
1 公共下水道資本的収入			千円 7,726,319	
	1 公共下水道企業債		5,797,900	
		1 建 設 企 業 債	5,683,900	公共下水道整備等に充当する企業債
		31 特 別 措 置 分	114,000	国の地方財政措置の見直しに伴う企業債
	2 公共下水道他会計負担金		272,017	
		1 他 会 計 負 担 金	272,017	資本費に対する一般会計負担金
	3 公共下水道分担金		25,600	
		1 そ の 他 受益者分担金	25,600	公共下水道整備に係る受益者分担金
	4 公共下水道負担金		24,890	
		1 そ の 他 受益者負担金	24,890	公共下水道整備に係る受益者負担金
	5 公共下水道国庫補助金		1,017,265	
		1 国 庫 補 助 金	1,017,265	公共下水道整備に係る交付金
	6 公共下水道県補助金		555,147	
		1 県 補 助 金	555,147	公共下水道整備に係る交付金
	7 公共下水道その他資本的収入		33,500	
		99 そ の 他 資本的収入	33,500	移設補償金等

支 出

款	項	目	予 定 額	備 考
2 農業集落排水資本的収入			千円 24,250	
	1 農業集落排水企業債		24,100	
		1 建設企業債	24,100	農業集落排水整備に充当する企業債
	2 農業集落排水分担金		150	
		1 その他受益者分担金	150	農業集落排水整備に係る受益者分担金
3 市設置高度浄化槽資本的収入			938,535	
	1 市設置高度浄化槽企業債		584,900	
		1 建設企業債	584,900	市設置高度処理型浄化槽整備に充当する企業債
	2 市設置高度浄化槽分担金		10,550	
		1 その他受益者分担金	10,550	市設置高度処理型浄化槽整備に係る受益者分担金
	3 市設置高度浄化槽国庫補助金		71,682	
		1 国庫補助金	71,682	市設置高度処理型浄化槽整備に係る交付金
	4 市設置高度浄化槽県補助金		271,403	
		1 県補助金	271,403	市設置高度処理型浄化槽整備に係る交付金

款	項	目	予 定 額	備 考
1 公共下水道資本的支出			千円 13,856,003	
	1 公共下水道建設改良費		6,980,281	
		1 管渠事業費	6,673,781	管渠等の整備に要する経費
		11 ポンプ場事業費	306,500	ポンプ場施設の整備に要する経費
	2 公共下水道固定資産費		457,994	
		1 有形固定資産購入費	52,077	土地、建物、機械設備、車両等の購入に要する経費
		11 無形固定資産購入費	405,917	流域下水道事業施設利用権等の購入に要する経費
	3 公共下水道企業債償還金		6,417,728	
		1 企業債償還金	6,417,728	企業債の元金償還に要する経費

款	項	目	予 定 額	備 考
2 農業集落排水 資本的支出			千円 36,869	
	1 農業集落排水 建設改良費		24,378	
		1 管 渠 事 業 費	24,378	管渠等の整備に要する経費
	2 農業集落排水 企業債償還金		12,491	
		1 企 業 債 償 還 金	12,491	企業債の元金償還に要する経費
3 市 設 置 高度処理型 浄化槽 資本的支出			971,323	
	1 市 設 置 高度処理型 浄化槽 建設改良費		938,810	
		31 浄化槽事業費	938,810	市設置高度処理型浄化槽の整備に要する経費
	2 市 設 置 高度処理型 浄化槽 企業債償還金		32,513	
		1 企 業 債 償 還 金	32,513	企業債の元金償還に要する経費

令和5年度相模原市下水道事業会計
予定キャッシュ・フロー計算書

	(単位 円)
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純損失	△ 859,091,522
減価償却費	8,905,572,000
引当金の増減額（△は減少）	17,768,100
長期前受金戻入額	△ 2,482,376,000
受取利息及び受取配当金	△ 42,000
支払利息	960,744,000
有形固定資産除却損	5,353,000
未収金の増減額（△は増加）	829,462,129
未払金の増減額（△は減少）	<u>△ 1,383,930,085</u>
小 計	5,993,459,622
利子及び配当金の受取額	42,000
利子の支払額	<u>△ 960,744,000</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	5,032,757,622
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 6,152,243,553
無形固定資産の取得による支出	△ 369,015,455
国庫補助金等による収入	1,295,584,500
受益者負担金等による収入	90,190,000
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	<u>272,017,000</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,863,467,508

	(単位 円)
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	6,406,900,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	<u>△ 6,462,732,000</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 55,832,000
資金増加額（△は減少額）	113,458,114
資金期首残高	<u>4,582,668,054</u>
資金期末残高	4,696,126,168

給 与 費

1 総 括

区 分	職 員 数		給 与		
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)
本 年 度	15	(18) 85	15, 005	333, 660	309, 171
前 年 度	15	(18) 86	15, 422	328, 920	325, 248
比 較	0	(0) △ 1	△ 417	4, 740	△ 16, 077

() 内は、短時間勤務職員数（外数）である。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	初 任 給 調整手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任 手 当 (千円)
	本年度	12, 000	41, 820	0	6, 100	0
	前年度	13, 620	41, 290	0	6, 250	0
	比 較	△ 1, 620	530	0	△ 150	0

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	特殊勤務 手 当 (千円)	休日勤務 手 当 (千円)	夜間勤務 手 当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)
	本年度	130	1, 100	0	7, 540	0
	前年度	130	1, 000	0	8, 310	0
	比 較	0	100	0	△ 770	0

明 細 書

費	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
計 (千円)			
657, 836	129, 464	787, 300	
669, 590	137, 083	806, 673	
△ 11, 754	△ 7, 619	△ 19, 373	

期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職 手 当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	宿日直 手 当 (千円)
104, 870	84, 361	8, 740	41, 910	0
117, 959	85, 049	10, 290	40, 350	0
△ 13, 089	△ 688	△ 1, 550	1, 560	0

管理職員特 別勤務手当 (千円)	災害派遣 手 当 (千円)
600	0
1, 000	0
△ 400	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数		給 与		
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)
本 年 度	15	(5) 85	945	333,660	304,978
前 年 度	15	(4) 86	945	328,920	321,293
比 較	0	(1) △ 1	0	4,740	△ 16,315

() 内は、短時間勤務職員数（外数）である。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	初 任 給 調整手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任 手 当 (千円)
	本年度	12,000	41,820	0	6,100	0
	前年度	13,620	41,290	0	6,250	0
	比 較	△ 1,620	530	0	△ 150	0

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	特殊勤務 手 当 (千円)	休日勤務 手 当 (千円)	夜間勤務 手 当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)
	本年度	130	1,100	0	7,540	0
	前年度	130	1,000	0	8,310	0
	比 較	0	100	0	△ 770	0

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)
本 年 度	13	14,060	－	4,193
前 年 度	14	14,477	－	3,955
比 較	△ 1	△ 417	－	238

職員数は、全て短時間勤務職員数である。

職員手当は、期末手当である。

費	共 済 費	合 計	備 考
計 (千円)	(千円)	(千円)	
639,583	129,217	768,800	
651,158	136,915	788,073	
△ 11,575	△ 7,698	△ 19,273	

期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職 手 当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	宿日直 手 当 (千円)
100,677	84,361	8,740	41,910	0
114,004	85,049	10,290	40,350	0
△ 13,327	△ 688	△ 1,550	1,560	0

管理職員特 別勤務手当 (千円)	災害派遣 手 当 (千円)
600	0
1,000	0
△ 400	0

費	共 済 費	合 計	備 考
計 (千円)	(千円)	(千円)	
18,253	247	18,500	
18,432	168	18,600	
△ 179	79	△ 100	

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	
給 料	4, 740	昇給に伴う増額分	5, 263
		給与改定に伴う増額分	788
		その他の増減分	△ 1, 311
職 員 手 当	△ 16, 315	昇給に伴う増額分	2, 902
		給与改定に伴う増額分	434
		制度改正に伴う減額分	3, 257
		その他の増減分	△ 22, 908

会計年度任用職員を除く。

説 明		備 考
		給料改定実施時期 令和4年4月1日
		職員構成の変動等に伴う増減
		昇給に伴うはね返し分
		給料改定に伴うはね返し分
勤勉手当改正分	3, 257	制度改正実施時期 令和4年12月1日
扶 養 手 当	△ 1, 620	職員構成の変動等に伴う増減
地 域 手 当	△ 197	
通 勤 手 当	△ 150	
期 末 手 当	△ 14, 750	
勤 勉 手 当	△ 5, 131	
管 理 職 手 当	△ 1, 550	
時 間 外 手 当	1, 560	
休 日 勤 務 手 当	100	
住 居 手 当	△ 770	
管理職員特別勤務手当	△ 400	

3 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		行政職給料表（1）
令和5年1月1日現在	平均給料月額	305,521 円
	平均給与月額	369,798 円
	平均年齢	40 歳 10 月
令和4年1月1日現在	平均給料月額	298,125 円
	平均給与月額	357,816 円
	平均年齢	39 歳 5 月

短時間勤務職員及び臨時的任用職員を除く。
平均給与月額^{（注）}の給与は、給料に扶養手当、地域手当、通勤手当及び住居手当を加えたものである。

イ 初任給

区 分	行政職給料表（1）	国の制度	
		一般行政職	
高 校 卒	157,000 円	一般職	154,600 円
大 学 卒	188,100 円	総合職 一般職	198,500 円 185,200 円

ウ 級別職員数（令和5年1月1日現在）

区 分	行政職給料表（1）	
	職 員 数 （人）	構 成 比 （％）
級	(0)	(0.0)
9 級	0	0.0
8 級	(0)	(0.0)
7 級	0	0.0
6 級	(0)	(0.0)
5 級	7	8.2
4 級	(0)	(0.0)
3 級	16	18.8
2 級	(5)	(100.0)
1 級	26	30.6
	(0)	(0.0)
	11	13.0
	(0)	(0.0)
	7	8.2
計	(5)	(100.0)
	85	100.0

（ ）内は、短時間勤務職員数（外数）である。

（級別の基準となるべき職務内容）

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
行 政 職 給料表(1)	主事	経験を必要とする業務を行う主事	主任	主査	副主幹	課長	参事	部長	局長

エ 昇給

区 分		行 政 職 給 料 表 (1)	
本 年 度	職 員 数 (A)		85 人
	昇給に係る職員数 (B)		69 人
	号 給 数 別 内 訳	2号給	0 人
		4号給	53 人
		6号給	13 人
		8号給	0 人
		他号給	3 人
	比 率 (B) ／ (A)		81.2 %
前 年 度	職 員 数 (A)		86 人
	昇給に係る職員数 (B)		74 人
	号 給 数 別 内 訳	2号給	0 人
		4号給	57 人
		6号給	14 人
		8号給	0 人
		他号給	3 人
	比 率 (B) ／ (A)		86.0 %

他号給とは、1号給である。

オ 期末手当及び勤勉手当

区 分		支給期別支給率（月分）		支給率計 （月分）	職制上の段階、 職務の級等によ る加算措置
		6 月	1 2 月		
相模原市	本年度	(1. 150) 2. 200	(1. 150) 2. 200	(2. 30) 4. 40	有
	前年度	(1. 125) 2. 150	(1. 175) 2. 250	(2. 30) 4. 40	有
国	本年度	(1. 150) 2. 200	(1. 150) 2. 200	(2. 30) 4. 40	有

（ ）内は、再任用職員の支給率である。
会計年度任用職員を除く。

カ 地域手当

区 分	相 模 原 市	国
支 給 対 象 地 域	全 地 域	神奈川県内における国の支給率 横浜市、川崎市、厚木市 16% 鎌倉市、逗子市 15% 相模原市、藤沢市、海老名市、座間市 12% 横須賀市、平塚市、小田原市、 茅ヶ崎市、大和市、伊勢原市 10% 三浦市、秦野市、綾瀬市 葉山町、大磯町、二宮町 6%
支 給 率	12%	
支 給 対 象 職 員 数	85人	

キ 特殊勤務手当

区 分	行政職給料表（1）
給料総額に対する比率	0.1 %
支給対象職員の比率 （令和５年１月１日現在）	10.0 %
代表的な特殊勤務手当の名称	市税外諸収入事務従事手当

ク その他の手当

区 分		相 模 原 市	国
扶 養 手 当	配 偶 者	月額 6,500 円	月額 6,500 円
	配 偶 者 以 外 の 扶 養 親 族	子 10,000 円 父母等 6,500 円	子 10,000 円 父母等 6,500 円
	扶養親族のうちに満１５歳に達する日後の最初の４月１日から満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの子等がいる場合	１人につき 5,000 円加算	１人につき 5,000 円加算
通 勤 手 当		55,000 円を限度	55,000 円を限度
住 居 手 当		28,000 円を限度	28,000 円を限度

国の扶養手当の金額は、行政職俸給表（一）８級以上を除く。

継 続 費 に

関 す る 調 書

款	項	事業名	全 体 計 画					
			年度	年割額	左の財源内訳			
					国県支出金	企業債	その他	損益勘定 留保資金
公共下水道資本的支出	公共下水道建設改良費	津久井雨水 2 号幹線整備事業		千円	千円	千円	千円	千円
			3	125,000	47,000	78,000	0	0
			4	467,000	186,000	281,000	0	0
			5	105,000	30,000	75,000	0	0
			計	697,000	263,000	434,000	0	0
		境川第 2 8 ーイ雨水幹線バイパス整備事業	5	222,000	70,950	151,000	0	50
			6	405,000	151,360	253,600	0	40
			計	627,000	222,310	404,600	0	90
		当麻地区雨水排水施設整備事業	5	92,400	0	92,400	0	0
			6	137,600	0	137,600	0	0
			計	230,000	0	230,000	0	0
		下水道施設耐震化事業(令和 4 年度設定分)	4	1,309,768	475,706	833,900	0	162
			5	1,059,732	404,147	655,400	0	185
			計	2,369,500	879,853	1,489,300	0	347

令和 3 年度末までの支払義務発生額	令和 4 年度末までの支払義務発生(見込)額	令和 5 年度支払義務発生予定額	令和 5 年度末までの支払義務発生予定額	令和 6 年度以降の支払義務発生予定額	継続費の総額に対する進捗率	備 考
千円	千円	千円	千円	千円	%	
0	125,000	－	125,000	－	17.9	
－	467,000	－	467,000	－	67.0	
－	－	105,000	105,000	－	15.1	
0	592,000	105,000	697,000	－	100.0	
－	－	222,000	222,000	－	35.4	
－	－	－	－	405,000	64.6	
－	－	222,000	222,000	405,000	100.0	
－	－	92,400	92,400	－	40.2	
－	－	－	－	137,600	59.8	
－	－	92,400	92,400	137,600	100.0	
－	1,309,768	－	1,309,768	－	55.3	
－	－	1,059,732	1,059,732	－	44.7	
－	1,309,768	1,059,732	2,369,500	－	100.0	

款	項	事業名	全 体 計 画					
			年度	年割額	左の財源内訳			
					国県支出金	企業債	その他	損益勘定 留保資金
公共下水道資本的支出	公共下水道建設改良費	下水道施設耐震化事業(令和5年度設定分)		千円	千円	千円	千円	千円
			5	840,588	315,754	524,700	0	134
			6	826,415	289,736	536,500	0	179
			計	1,667,003	605,490	1,061,200	0	313
		ポンプ場長寿命化事業(令和4年度設定分)	4	34,000	12,000	22,000	0	0
			5	216,000	80,000	136,000	0	0
			計	250,000	92,000	158,000	0	0
		ポンプ場長寿命化事業(令和5年度設定分)	5	30,000	12,000	18,000	0	0
			6	137,000	50,000	87,000	0	0
			計	167,000	62,000	105,000	0	0

令和3年度末までの支払義務発生額	令和4年度末までの支払義務発生(見込)額	令和5年度支払義務発生予定額	令和5年度末までの支払義務発生予定額	令和6年度以降の支払義務発生予定額	継続費の総額に対する進捗率	備 考
千円	千円	千円	千円	千円	%	
－	－	840,588	840,588	－	50.4	
－	－	－	－	826,415	49.6	
－	－	840,588	840,588	826,415	100.0	
－	34,000	－	34,000	－	13.6	
－	－	216,000	216,000	－	86.4	
－	34,000	216,000	250,000	－	100.0	
－	－	30,000	30,000	－	18.0	
－	－	－	－	137,000	82.0	
－	－	30,000	30,000	137,000	100.0	

債 務 負 担 行 為

事 項	限 度 額	令 和 4 年 度 末 ま で の 支 払 義 務 発 生 (見 込) 額	
		期 間	金 額
	千円		千円
企 業 会 計 シ ス テ ム 運 用 ・ 保 守 経 費	55,770	1	0

に 関 す る 調 書

令 和 5 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		国 県 支 出 金	企 業 債	そ の 他	損 益 勘 定 留 保 資 金
期 間	金 額				
	千円	千円	千円	千円	千円
6	55,770	0	0	55,770	0

令和5年度相模原市下水道事業予定貸借対照表 (令和6年3月31日)				(単位 円)				(単位 円)				負 債 の 部				(単位 円)			
資 産 の 部				(単位 円)				負 債 の 部				(単位 円)				(単位 円)			
1	固定資産							3	固定負債										
(1)	有形固定資産							(1)	企業債										
イ	土地		11,858,290,535					イ	建設改良費等の財源に充てるための企業債	73,014,810,243									
ロ	建物	965,912,077							企業債合計		73,014,810,243								
	減価償却累計額	<u>△ 310,955,417</u>	654,956,660					(2)	リース債務		38,346,200								
ハ	構築物	296,639,519,358							固定負債合計			73,053,156,443							
	減価償却累計額	<u>△ 83,489,922,907</u>	213,149,596,451					4	流動負債										
ニ	機械及び装置	4,145,343,923						(1)	企業債										
	減価償却累計額	<u>△ 2,050,103,157</u>	2,095,240,766					イ	建設改良費等の財源に充てるための企業債	5,935,947,000									
ホ	工具、器具及び備品	7,014,431							企業債合計		5,935,947,000								
	減価償却累計額	<u>△ 6,735,510</u>	278,921					(2)	リース債務		10,284,380								
ヘ	リース資産	83,914,636						(3)	未払金		1,439,695,510								
	減価償却累計額	<u>△ 38,869,032</u>	45,045,604					(4)	引当金										
ト	建設仮勘定		1,103,652,818					イ	賞与引当金	50,234,000									
	有形固定資産合計		228,907,061,755						引当金合計		50,234,000								
(2)	無形固定資産							(5)	預り金		10,601,362								
イ	施設利用権		13,189,588,818					(6)	その他流動負債		5,689								
ロ	ソフトウェア		68,976,120						流動負債合計			7,446,767,941							
	無形固定資産合計		13,258,564,938					5	繰延収益										
(3)	投資その他資産							(1)	長期前受金										
イ	出資金		13,690,000					イ	受贈財産評価額	16,494,183,989									
	投資その他資産合計		13,690,000						収益化累計額	<u>△ 5,319,231,694</u>	11,174,952,295								
	固定資産合計		242,179,316,693					ロ	国庫補助金	48,524,047,524									
2	流動資産								収益化累計額	<u>△ 11,924,457,133</u>	36,599,590,391								
(1)	現金預金		4,696,126,168					ハ	県補助金	13,337,807,037									
(2)	未収金	2,681,712,596							収益化累計額	<u>△ 2,789,118,389</u>	10,548,688,648								
	貸倒引当金	<u>△ 30,231,341</u>	2,651,481,255					ニ	他会計負担金	12,885,575,906									
	流動資産合計		7,347,607,423						収益化累計額	<u>△ 12,879,283,713</u>	6,292,193								
								ホ	受益者負担金等	7,936,869,279									
									収益化累計額	<u>△ 2,447,129,009</u>	5,489,740,270								
								ヘ	その他	33,296,830									
									収益化累計額	<u>△ 27,312,206</u>	5,984,624								
	資 産 合 計		249,526,924,116						繰延収益合計			63,825,248,421							
									負 債 合 計			144,325,172,805							

資 本 の 部		(単位 円)
6 資本金		99,580,980,841
7 剰余金		
（１） 資本剰余金		
イ 受贈財産評価額	959,819,206	
資本剰余金合計		959,819,206
（２） 利益剰余金		
イ 減債積立金	4,588,490,380	
ロ 利益積立金	72,460,884	
利益剰余金合計		4,660,951,264
剰余金合計		5,620,770,470
資 本 合 計		105,201,751,311
負 債 資 本 合 計		249,526,924,116

注 記	
1 重要な会計方針に係る事項に関する注記	
（１） 固定資産の減価償却の方法	
ア 有形固定資産	
・減価償却の方法	
定額法	
・主な耐用年数	
建物	15～50年
構築物	28～50年
機械及び装置	6～20年
工具、器具及び備品	5年
イ 無形固定資産	
・減価償却の方法	
定額法	
・主な耐用年数	
施設利用権	50年
ソフトウェア	5年
（２） 引当金の計上方法	
ア 退職給付引当金	
職員の退職手当は、一般会計がその全部を負担することとなっているため、退職給付引当金は計上していない。	
イ 賞与引当金	
職員の期末手当、勤勉手当及びそれに伴う法定福利費の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。	
ウ 貸倒引当金	
債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。	
（３） 消費税及び地方消費税の会計処理	
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式としている。	
2 予定貸借対照表に関する注記	
（１） 企業債の償還に係る他会計の負担	
貸借対照表に計上されている企業債（当年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は、34,501,481千円である。	
（２） 建設仮勘定の整理方法	
建設改良工事でその工期が1事業年度を越えるものは、建設仮勘定をもって整理する。	

3 リース契約により使用する固定資産に関する注記

- (1)

リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理をする。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理をする。
- (2)

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	1,483,614 円
1年超	2,183,665 円
計	3,667,279 円

4 セグメント情報に関する注記

- (1)

報告セグメントの概要

下水道事業会計は、公共下水道事業、農業集落排水事業及び市設置高度処理型浄化槽事業を運営しており、各事業で運営方針等を決定していることから、それらを報告セグメントとしている。

ア 各報告セグメントの事業内容

セグメント区分	事業の内容
公共下水道事業	市街地における、し尿・生活雑排水等の処理及び雨水排除
農業集落排水事業	農業集落における、し尿・生活雑排水等の処理
市設置高度処理型浄化槽事業	高度処理型浄化槽整備区域における、し尿・生活雑排水等の処理

イ 各報告セグメントの財務情報 (単位：千円)

	公共下水道事業	農業集落排水事業	市設置高度処理型浄化槽事業	合計
営業収益	10,143,968	2,518	44,621	10,191,107
営業費用	14,269,744	50,421	433,781	14,753,946
営業損益	△ 4,125,776	△ 47,903	△ 389,160	△ 4,562,839
経常損益	△ 634,195	△ 21,145	△ 203,752	△ 859,092
セグメント資産	243,276,088	586,129	5,664,707	249,526,924
セグメント負債	137,875,123	532,712	5,917,338	144,325,173
その他の項目				
他会計繰入金	3,775,634	11,293	78,073	3,865,000
減価償却費	8,696,101	26,266	183,205	8,905,572
固定資産の増加	△ 1,826,910	△ 4,128	675,973	△ 1,155,065

令和４年度相模原市下水道事業予定損益計算書
(令和４年４月１日から令和５年３月３１日まで)

(単位 円)

1	営業収益			
	(１) 下水道使用料	8,603,553,637		
	(２) 他会計負担金	1,652,183,000		
	(３) その他営業収益	<u>797,000</u>	10,256,533,637	
2	営業費用			
	(１) 管渠費	531,642,447		
	(２) ポンプ場費	255,099,850		
	(３) 処理場費	14,729,095		
	(４) 浄化槽費	206,205,459		
	(５) 流域下水道管理費	3,111,260,910		
	(６) 普及指導費	2,127,821		
	(７) 業務費	484,320,673		
	(８) 総係費	458,919,160		
	(９) 減価償却費	8,896,094,000		
	(１０) 資産減耗費	<u>8,301,000</u>	<u>13,968,700,415</u>	
	営業利益（△は営業損失）			△ 3,712,166,778
3	営業外収益			
	(１) 他会計負担金	2,168,724,000		
	(２) 県補助金	495,000		
	(３) 長期前受金戻入	2,461,561,000		
	(４) 雑収益	<u>50,555,484</u>	4,681,335,484	
4	営業外費用			
	(１) 支払利息及び企業債取扱諸費	<u>1,040,085,300</u>	<u>1,040,085,300</u>	3,641,250,184
	経常利益（△は経常損失）			<u>△ 70,916,594</u>
5	特別利益			
	(１) その他特別利益	<u>2,469,000</u>	<u>2,469,000</u>	<u>2,469,000</u>
	当年度純利益（△は当年度純損失）			△ 68,447,594
	前年度繰越利益剰余金			0
	その他未処分利益剰余金変動額		<u>114,452,332</u>	
	当年度未処分利益剰余金		<u><u>46,004,738</u></u>	

令和４年度相模原市下水道事業予定貸借対照表
(令和５年３月３１日)

資 産 の 部

(単位 円)

1	固定資産			
	(１) 有形固定資産			
	イ 土地		11,858,290,535	
	ロ 建物	965,912,077		
	減価償却累計額	<u>△ 280,663,417</u>	685,248,660	
	ハ 構築物	288,620,400,073		
	減価償却累計額	<u>△ 75,406,976,907</u>	213,213,423,166	
	ニ 機械及び装置	4,145,367,923		
	減価償却累計額	<u>△ 1,833,642,157</u>	2,311,725,766	
	ホ 工具、器具及び備品	7,014,431		
	減価償却累計額	<u>△ 5,935,510</u>	1,078,921	
	ヘ リース資産	38,991,000		
	減価償却累計額	<u>△ 37,991,032</u>	999,968	
	ト 建設仮勘定		<u>1,786,180,091</u>	
	有形固定資産合計			229,856,947,107
	(２) 無形固定資産			
	イ 施設利用権		13,462,020,727	
	ロ ソフトウェア		<u>1,723,756</u>	
	無形固定資産合計			13,463,744,483
	(３) 投資その他資産			
	イ 出資金		13,690,000	
	投資その他資産合計		<u>13,690,000</u>	
	固定資産合計			<u>243,334,381,590</u>
2	流動資産			
	(１) 現金預金		4,582,668,054	
	(２) 未収金	2,902,374,023		
	貸倒引当金	<u>△ 41,490,241</u>	<u>2,860,883,782</u>	
	流動資産合計			<u>7,443,551,836</u>
	資 産 合 計			<u><u>250,777,933,426</u></u>

（単位 円）			（単位 円）		
負 債 の 部			資 本 の 部		
3	固定負債		6	資本金	99,534,976,103
（1）	企業債		7	剰余金	
イ	建設改良費等の財源に充てるための企業債	72,543,857,243	（1）	資本剰余金	
	企業債合計	72,543,857,243	イ	受贈財産評価額	959,819,206
（2）	リース債務	401,940		資本剰余金合計	959,819,206
	固定負債合計	72,544,259,183	（2）	利益剰余金	
4	流動負債		イ	減債積立金	4,588,490,380
（1）	企業債		ロ	利益積立金	931,552,406
イ	建設改良費等の財源に充てるための企業債	6,462,732,000	ハ	当年度未処分利益剰余金	46,004,738
	企業債合計	6,462,732,000		利益剰余金合計	5,566,047,524
（2）	リース債務	962,640		剰余金合計	6,525,866,730
（3）	未払金	1,539,615,085			
（4）	引当金			資 本 合 計	106,060,842,833
イ	賞与引当金	52,379,000			
	引当金合計	52,379,000		負 債 資 本 合 計	250,777,933,426
（5）	預り金	10,601,362			
（6）	その他流動負債	5,689			
	流動負債合計	8,066,295,776			
5	繰延収益				
（1）	長期前受金				
イ	受贈財産評価額	16,494,183,989			
	収益化累計額	△ 4,834,734,694			
ロ	国庫補助金	47,435,100,524			
	収益化累計額	△ 10,741,527,133			
ハ	県補助金	12,511,257,037			
	収益化累計額	△ 2,472,416,389			
ニ	他会計負担金	12,613,558,906			
	収益化累計額	△ 12,612,745,713			
ホ	受益者負担金等	7,923,294,492			
	収益化累計額	△ 2,219,727,009			
ヘ	その他	33,296,830			
	収益化累計額	△ 23,005,206			
	繰延収益合計	64,106,535,634			
	負 債 合 計	144,717,090,593			

注記

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産

・減価償却の方法

定額法

・主な耐用年数

建物

15～50年

構築物

28～50年

機械及び装置

6～20年

工具、器具及び備品

5年

イ 無形固定資産

・減価償却の方法

定額法

・主な耐用年数

施設利用権

50年

ソフトウェア

5年
- (2) 引当金の計上方法

ア 退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計がその全部を負担することとなっているため、退職給付引当金は計上していない。

イ 賞与引当金

職員の期末手当、勤勉手当及びそれに伴う法定福利費の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

ウ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。
- (3) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式としている。

2 予定貸借対照表に関する注記

- (1) 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は、34,525,879千円である。
- (2) 建設仮勘定の整理方法

建設改良工事でその工期が1事業年度を越えるものは、建設仮勘定をもって整理する。

3 リース契約により使用する固定資産に関する注記

- (1) リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理をする。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理をする。
- (2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内

1,890,804 円

1年超

3,667,279 円

計

5,558,083 円

4 セグメント情報に関する注記

- (1) 報告セグメントの概要

下水道事業会計は、公共下水道事業、農業集落排水事業及び市設置高度処理型浄化槽事業を運営しており、各事業で運営方針等を決定していることから、それらを報告セグメントとしている。

ア 各報告セグメントの事業内容

セグメント区分	事業の内容
公共下水道事業	市街地における、し尿・生活雑排水等の処理及び雨水排除
農業集落排水事業	農業集落における、し尿・生活雑排水等の処理
市設置高度処理型浄化槽事業	高度処理型浄化槽整備区域における、し尿・生活雑排水等の処理

イ 各報告セグメントの財務情報 (単位：千円)

	公共下水道 事業	農業集落 排水事業	市設置高度処理 型浄化槽事業	合計
営業収益	10,211,266	2,409	42,858	10,256,533
営業費用	13,505,842	51,250	411,608	13,968,700
営業損益	△ 3,294,576	△ 48,841	△ 368,750	△ 3,712,167
経常損益	147,114	△ 22,379	△ 195,652	△ 70,917
セグメント資産	245,241,787	590,248	4,945,898	250,777,933
セグメント負債	139,066,441	537,068	5,113,582	144,717,091
その他の項目				
他会計繰入金	4,011,785	11,087	77,128	4,100,000
減価償却費	8,697,589	25,900	172,605	8,896,094
特別利益	0	2,469	0	2,469
固定資産の増加	1,238,949	14,002	620,513	1,873,464

1 予算事項別明細

収 益 的 収 入
収

款	項	目	名 称	本年度 予定額	前年度 予定額	比 較
1			公共下水道 事業収益	15,366,987	15,498,423	△ 131,436
	1		公共下水道 営業収益	11,004,808	11,067,095	△ 62,287
		1	下水道使用料	9,469,243	9,414,115	55,128
		11	雨水処理負担金	1,533,225	1,652,183	△ 118,958
		99	その他営業収益	2,340	797	1,543
	2		公共下水道 営業外収益	4,362,179	4,431,328	△ 69,149
		1	受取利息及び配当金	42	34	8
		11	他会計負担金	1,975,871	2,080,509	△ 104,638

及 び 支 出
入

(単位：千円)

節		予定額	説 明
01	下水道使用料	9,469,243	下水道使用料収入
01	雨水処理負担金	1,533,225	雨水処理費に対する一般会計負担金
01	手数料	2,340	証明手数料等
01	預金利息	42	受取利息の収入
01	分流式下水道 負担金	1,896,721	汚水資本費に対する一般会計負担金
06	流域下水道建設費 負担金	27,347	企業債利息に対する一般会計負担金
11	水質指導費負担金	20,249	水質指導費に対する一般会計負担金
16	水洗便所等普及費 負担金	17,580	水洗便所等普及費に対する一般会計負担 金
26	普及特別対策経費 負担金	1,618	企業債利息に対する一般会計負担金
31	緊急下水道整備 特定事業経費負担金	5,456	企業債利息に対する一般会計負担金
36	臨時財政特例債等 負担金	492	企業債利息に対する一般会計負担金
46	下水道事業債 (特別措置分)負担金	6,408	企業債利息に対する一般会計負担金

款	項	目	名 称	本年度 予定額	前年度 予定額	比 較
		31	国庫補助金	26,500	0	26,500
		51	長期前受金戻入	2,350,167	2,340,001	10,166
		99	雑収益	9,599	10,784	△ 1,185
2			農業集落排水 事業収益	30,751	32,890	△ 2,139
	1		農業集落排水 営業収益	2,770	2,650	120
		1	下水道使用料	2,770	2,650	120
	2		農業集落排水 営業外収益	27,981	27,771	210
		11	他会計負担金	11,293	11,087	206
		41	県補助金	495	495	0
		51	長期前受金戻入	16,193	16,189	4
	○		農業集落排水 特別利益	0	2,469	△ 2,469
		○	過年度長期前受金 戻入	0	2,469	△ 2,469

(単位：千円)

節		予定額	説 明
01	国庫補助金	26,500	公共下水道事業交付金
01	有形固定資産 長期前受金戻入	1,999,403	減価償却に伴う長期前受金の収益化
11	無形固定資産 長期前受金戻入	84,226	減価償却に伴う長期前受金の収益化
21	元金繰入金 長期前受金戻入	266,538	減価償却に伴う長期前受金の収益化
41	受取地代	214	土地使用料等
99	雑収益	9,385	不明水対策負担金等
01	下水道使用料	2,770	下水道使用料収入
01	分流式下水道 負担金	11,293	汚水資本費に対する一般会計負担金
01	県補助金	495	農業集落排水事業交付金
01	有形固定資産 長期前受金戻入	16,193	減価償却に伴う長期前受金の収益化

款	項	目	名 称	本年度 予定額	前年度 予定額	比 較
3			市設置高度処理型 浄化槽事業収益	243,172	229,643	13,529
	1		市設置高度処理型 浄化槽営業収益	49,083	47,144	1,939
		1	下水道使用料	49,083	47,144	1,939
	2		市設置高度処理型 浄化槽営業外収益	194,089	182,499	11,590
		11	他会計負担金	78,073	77,128	945
		51	長期前受金戻入	116,016	105,371	10,645
合 計				15,640,910	15,760,956	△120,046

(単位：千円)

節		予定額	説 明
01	下水道使用料	49,083	下水道使用料収入
01	分流式下水道 負担金	78,073	汚水資本費に対する一般会計負担金
01	有形固定資産 長期前受金戻入	116,016	減価償却に伴う長期前受金の収益化
合 計		15,640,910	

支						
款	項	目	名 称	本年度 予定額	前年度 予定額	比 較
1			公共下水道 事業費用	15,986,289	15,218,640	767,649
	1		公共下水道 営業費用	14,735,349	13,800,057	935,292
		1	管渠費	687,314	680,688	6,626

出				(単位：千円)
節		予定額	説 明	
04	期末手当	1,288	会計年度任用職員期末手当	
07	報酬	6,514	会計年度任用職員報酬	
09	法定福利費	249	会計年度任用職員法定福利費	
13	旅費	846	会計年度任用職員費用弁償等	
15	備消耗品費	2,372		
21	光熱水費	45,674	電気料金等	
25	薬品費	30		
27	燃料費	460		
29	印刷製本費	30		
31	修繕費	150,556	施設修繕料等	
33	通信運搬費	6,006	電話料等	
35	手数料	30		
37	委託料	380,358	施設等管理運営委託料等	
39	使用料	656		
41	賃借料	30,425	土地賃借料等	
47	負担金	59,153	汚水相互排除維持管理負担金等	
55	保険料	1,880	下水道施設損害賠償責任保険料等	

款	項	目	名 称	本年度 予定額	前年度 予定額	比 較
		6	ポンプ場費	394, 051	301, 707	92, 344
		26	流域下水道管理費	3, 896, 524	3, 036, 743	859, 781
		31	普及指導費	2, 530	2, 715	△185
		36	業務費	463, 837	489, 086	△25, 249

(単位：千円)

節		予定額	説 明
65	報償費	100	街美化アダプト活動費
83	賞与引当金 繰入額	687	会計年度任用職員賞与引当金
15	備消耗品費	180	
21	光熱水費	80, 745	電気料金等
31	修繕費	30, 000	施設修繕料
33	通信運搬費	1, 115	電話料
35	手数料	233	
37	委託料	281, 500	施設等管理運営委託料等
41	賃借料	38	事務機器賃借料
55	保険料	240	建物損害保険料
47	流域下水道管理 事業費負担金	3, 896, 524	流域下水道維持管理負担金
13	旅費	91	普通旅費
15	備消耗品費	372	
33	通信運搬費	492	郵便料
37	委託料	363	事務作業等委託料
41	賃借料	212	自動車賃借料
47	負担金	1, 000	水洗便所改造等特別助成金
04	期末手当	1, 514	会計年度任用職員期末手当

款	項	目	名 称	本年度 予定額	前年度 予定額	比 較
		41	総係費	589, 663	583, 252	6, 411

(単位：千円)

節		予定額	説 明
07	報酬	6, 620	会計年度任用職員報酬
13	旅費	474	会計年度任用職員費用弁償等
15	備消耗品費	824	
27	燃料費	200	
29	印刷製本費	868	分担金・負担金等帳票印刷費
31	修繕費	100	物品等修繕料
33	通信運搬費	1, 942	郵便料
35	手数料	32	財産調査書類発行事務手数料
37	委託料	2, 332	事務作業等委託料等
41	賃借料	500	自動車賃借料等
47	負担金	429, 960	公共下水道使用料徴収事務委託負担金
65	報償費	8, 904	分担金・負担金前納報奨金
81	貸倒引当金 繰入額	2, 000	
83	賞与引当金 繰入額	417	会計年度任用職員賞与引当金
99	雑費	7, 150	下水道使用料等還付金、還付加算金
01	給料	167, 200	
03	職員手当等	53, 830	
04	期末手当	37, 760	
05	勤勉手当	32, 560	
07	報酬	945	下水道事業審議会委員報酬
09	法定福利費	61, 040	

款	項	目	名 称	本年度 予定額	前年度 予定額	比 較
		46	減価償却費	8,696,101	8,697,589	△1,488
		51	資産減耗費	5,329	8,277	△2,948
	2		公共下水道 営業外費用	1,220,940	1,388,583	△167,643
		1	支払利息及び企業債 取扱諸費	950,940	1,088,583	△137,643

(単位：千円)

節		予定額	説 明
13	旅費	2,247	普通旅費等
15	備消耗品費	6,229	
27	燃料費	204	
29	印刷製本費	1,804	財務事務等帳票印刷費
31	修繕費	350	物品等修繕料
33	通信運搬費	336	電話料等
35	手数料	5,354	財務事務関連手数料
37	委託料	131,781	事務作業等委託料
39	使用料	626	会議会場使用料等
41	賃借料	3,516	自動車賃借料
47	負担金	53,185	庁舎管理等負担金等
53	食糧費	12	
55	保険料	2	
61	研修費	4,000	職場研修費
83	賞与引当金 繰入額	26,682	
01	有形固定資産 減価償却費	8,121,906	
11	無形固定資産 減価償却費	574,195	
01	固定資産除却費	5,329	

款	項	目	名 称	本年度 予定額	前年度 予定額	比 較
		21	消費税及び地方消費税	270,000	300,000	△30,000
	3		公共下水道 予備費	30,000	30,000	0
		91	予備費	30,000	30,000	0
2			農業集落排水 事業費用	53,999	55,000	△1,001
	1		農業集落排水 営業費用	52,776	53,622	△846
		1	管渠費	9,789	9,710	79
		11	処理場費	15,967	16,201	△234

(単位：千円)

節		予定額	説 明
01	企業債利息	944,840	企業債支払利息
21	一時借入金利息	5,000	一時借入金利息
31	企業債手数料 及び取扱費	1,100	企業債償還事務手数料
01	消費税及び地方 消費税	270,000	
91	予備費	30,000	
21	光熱水費	982	電気料金
27	燃料費	16	
31	修繕費	2,208	施設修繕料
37	委託料	6,583	施設等管理運営委託料
21	光熱水費	2,925	電気料金等
31	修繕費	3,307	施設修繕料
33	通信運搬費	38	電話料
35	手数料	24	水質検査手数料
37	委託料	9,656	施設等管理運営等委託料等
55	保険料	17	建物損害保険料

款	項	目	名 称	本年度 予定額	前年度 予定額	比 較
		31	普及指導費	520	550	△30
		36	業務費	129	1, 129	△1, 000
		41	総係費	81	108	△27
		46	減価償却費	26, 266	25, 900	366
		51	資産減耗費	24	24	0
	2		農業集落排水 営業外費用	1, 223	1, 378	△155
		1	支払利息及び企業債 取扱諸費	1, 223	1, 378	△155
3			市設置高度処理型 浄化槽事業費用	464, 808	442, 221	22, 587

(単位：千円)

節		予定額	説 明
47	負担金	520	水洗便所改造等特別助成金
33	通信運搬費	68	郵便料
35	手数料	6	W e b口座振替受付手数料
37	委託料	3	W e b口座振替受付委託料
65	報償費	42	分担金前納報奨金
99	雑費	10	下水道使用料還付金、還付加算金
13	旅費	11	普通旅費
15	備消耗品費	31	
29	印刷製本費	16	
33	通信運搬費	3	郵便料
47	負担金	20	年会費等負担金
01	有形固定資産 減価償却費	26, 266	
01	固定資産除却費	24	
01	企業債利息	1, 223	企業債支払利息

款	項	目	名 称	本年度 予定額	前年度 予定額	比 較
	1		市設置高度処理型 浄化槽営業費用	456, 127	432, 325	23, 802
		16	浄化槽費	245, 810	226, 656	19, 154
		31	普及指導費	475	503	△28
		36	業務費	4, 292	5, 393	△1, 101

(単位：千円)

節		予定額	説 明
15	備消耗品費	70	
21	光熱水費	33, 178	電気料金
27	燃料費	204	
31	修繕費	25, 916	施設修繕料等
35	手数料	11, 234	浄化槽法定検査等手数料
37	委託料	173, 338	施設等管理運営委託料
47	負担金	1, 870	電気料金負担金
47	負担金	475	水洗便所改造等特別助成金等
04	期末手当	253	会計年度任用職員期末手当
07	報酬	1, 104	会計年度任用職員報酬
13	旅費	68	会計年度任用職員費用弁償
15	備消耗品費	10	
31	修繕費	50	下水道使用料算定システム修繕料
33	通信運搬費	835	郵便料
35	手数料	17	Ｗｅｂ口座振替受付手数料
37	委託料	7	Ｗｅｂ口座振替受付委託料
65	報償費	1, 740	分担金前納報奨金
81	貸倒引当金 繰入額	100	

款	項	目	名 称	本年度 予定額	前年度 予定額	比 較
		41	総係費	22, 345	27, 168	△4, 823
		46	減価償却費	183, 205	172, 605	10, 600
	2		市設置高度処理型 浄化槽営業外費用	8, 681	9, 896	△1, 215
		1	支払利息及び企業債 取扱諸費	8, 681	9, 896	△1, 215
合 計				16, 505, 096	15, 715, 861	789, 235

(単位：千円)

節		予定額	説 明
83	賞与引当金 繰入額	68	
99	雑費	40	下水道使用料還付金、還付加算金
01	給料	8, 830	
03	職員手当等	3, 030	
04	期末手当	2, 630	
05	勤勉手当	2, 130	
09	法定福利費	3, 850	
13	旅費	50	普通旅費
29	印刷製本費	572	
33	通信運搬費	80	郵便料
83	賞与引当金 繰入額	1, 173	
01	有形固定資産 減価償却費	183, 205	
01	企業債利息	8, 681	企業債支払利息
合 計		16, 505, 096	

資 本 的 収 入

収

款	項	目	名 称	本年度 予定額	前年度 予定額	比 較
1			公共下水道 資本的収入	7,726,319	8,270,195	△543,876
	1		公共下水道 企業債	5,797,900	6,226,600	△428,700
		1	建設企業債	5,683,900	6,093,600	△409,700
		31	特別措置分	114,000	133,000	△19,000
	2		公共下水道 他会計負担金	272,017	285,093	△13,076
		1	他会計負担金	272,017	285,093	△13,076
	3		公共下水道 分担金	25,600	27,150	△1,550
		1	その他受益者分担金	25,600	27,150	△1,550
	4		公共下水道 負担金	24,890	17,100	7,790
		1	その他受益者負担金	24,890	17,100	7,790

及 び 支 出

入

(単位：千円)

節		予定額	説 明
01	建設企業債	5,683,900	
01	特別措置分	114,000	
11	流域下水道建設費 負担金	112,119	企業債償還金に対する一般会計負担金
21	普及特別対策経費 負担金	15,915	企業債償還金に対する一般会計負担金
31	緊急下水道整備 特定事業経費負担金	51,018	企業債償還金に対する一般会計負担金
41	臨時財政特例債等 負担金	8,036	企業債償還金に対する一般会計負担金
61	下水道事業債(特別措 置分)負担金	79,450	企業債償還金に対する一般会計負担金
99	その他負担金	5,479	企業会計システム構築に係る負担金
01	その他受益者分担金	25,600	下水道事業受益者分担金収入

款	項	目	名 称	本年度 予定額	前年度 予定額	比 較
	5		公共下水道 国庫補助金	1,017,265	1,195,605	△178,340
		1	国庫補助金	1,017,265	1,195,605	△178,340
	6		公共下水道 県補助金	555,147	498,647	56,500
		1	県補助金	555,147	498,647	56,500
	7		公共下水道 その他資本的収入	33,500	20,000	13,500
		99	その他資本的収入	33,500	20,000	13,500
2			農業集落排水 資本的収入	24,250	23,750	500
	1		農業集落排水 企業債	24,100	23,600	500
		1	建設企業債	24,100	23,600	500
	2		農業集落排水 分担金	150	150	0
		1	その他受益者分担金	150	150	0
3			市設置高度処理型 浄化槽資本的収入	938,535	857,588	80,947
	1		市設置高度処理型 浄化槽企業債	584,900	577,600	7,300
		1	建設企業債	584,900	577,600	7,300
	2		市設置高度処理型 浄化槽分担金	10,550	17,140	△6,590

(単位：千円)

節		予定額	説 明
11	その他受益者負担金	24,890	下水道事業受益者負担金収入
01	国庫補助金	1,017,265	下水道整備事業交付金
01	県補助金	555,147	下水道整備事業交付金
99	その他資本的収入	33,500	下水道施設移設補償金
01	建設企業債	24,100	
01	その他受益者分担金	150	農業集落排水事業受益者分担金収入
01	建設企業債	584,900	

款	項	目	名 称	本年度 予定額	前年度 予定額	比 較
		1	その他受益者分担金	10,550	17,140	△6,590
	3		市設置高度処理型 浄化槽国庫補助金	71,682	52,187	19,495
		1	国庫補助金	71,682	52,187	19,495
	4		市設置高度処理型 浄化槽県補助金	271,403	210,661	60,742
		1	県補助金	271,403	210,661	60,742
合 計				8,689,104	9,151,533	△462,429

(単位：千円)

節		予定額	説 明
01	その他受益者分担金	10,550	浄化槽事業受益者分担金収入
01	国庫補助金	71,682	浄化槽整備事業交付金
01	県補助金	271,403	浄化槽整備事業交付金
合 計		8,689,104	

支

款	項	目	名 称	本年度 予定額	前年度 予定額	比 較
1			公共下水道 資本の支出	13,856,003	14,548,243	△692,240
	1		公共下水道 建設改良費	6,980,281	7,637,579	△657,298
		1	管渠事業費	6,673,781	7,420,279	△746,498

出				(単位：千円)
節		予定額	説 明	
01	給料	138,680		
03	職員手当等	55,590		
04	期末手当	43,408		
05	勤勉手当	36,520		
07	報酬	938	会計年度任用職員報酬	
09	法定福利費	52,837		
13	旅費	1,123	普通旅費等	
15	備消耗品費	2,507		
27	燃料費	446		
29	印刷製本費	403	陽画焼付等	
31	修繕費	840	物品等修繕料	
33	通信運搬費	214	郵便料	
37	委託料	502,170	建設事業設計委託料等	
39	使用料	590		
41	賃借料	3,900	土地賃借料等	
45	補償費	10,250	物件等補償料	
47	負担金	216,000	水道管等切廻し負担金	

款	項	目	名 称	本年度 予定額	前年度 予定額	比 較
		11	ポンプ場事業費	306,500	217,300	89,200
	2		公共下水道 固定資産購入費	457,994	232,504	225,490
		1	有形固定資産購入費	52,077	12,771	39,306
		11	無形固定資産購入費	405,917	219,733	186,184
	3		公共下水道 企業債償還金	6,417,728	6,678,160	△260,432
		1	企業債償還金	6,417,728	6,678,160	△260,432
2			農業集落排水 資本的支出	36,869	34,835	2,034
	1		農業集落排水 建設改良費	24,378	23,919	459
		1	管渠事業費	24,378	23,919	459

(単位：千円)

節		予定額	説 明
49	工事請負費	5,607,365	下水道管渠整備工事費等
13	旅費	500	普通旅費
37	委託料	30,000	建設事業設計委託料等
49	工事請負費	276,000	ポンプ場設備更新工事費等
01	土地購入費	6,000	下水道用地購入費
37	委託料	41,926	下水道用地等測量委託料
41	備品購入費	2,000	
51	リース債務支払額	2,150	システム機器賃借料等
57	公課費	1	
01	流域下水道事業 施設利用権購入費	330,571	流域下水道建設負担金
11	ソフトウェア購入費	75,346	企業会計システム構築費
01	企業債償還金	6,417,728	
49	工事請負費	24,378	汚水ます設置工事費等

款	項	目	名 称	本年度 予定額	前年度 予定額	比 較
	2		農業集落排水 企業債償還金	12, 491	10, 916	1, 575
		1	企業債償還金	12, 491	10, 916	1, 575
3			市設置高度処理型 浄化槽資本の支出	971, 323	876, 902	94, 421
	1		市設置高度処理型 浄化槽建設改良費	938, 810	857, 810	81, 000
		31	浄化槽事業費	938, 810	857, 810	81, 000
	2		市設置高度処理型 浄化槽企業債償還金	32, 513	19, 092	13, 421
		1	企業債償還金	32, 513	19, 092	13, 421
合 計				14, 864, 195	15, 459, 980	△595, 785

(単位：千円)

節		予定額	説 明
01	企業債償還金	12, 491	
01	給料	18, 950	
03	職員手当等	7, 490	
04	期末手当	4, 070	
05	勤勉手当	3, 000	
09	法定福利費	6, 800	
37	委託料	30, 000	建設事業設計委託料
47	負担金	2, 000	水道管等切廻し負担金
49	工事請負費	866, 500	浄化槽設置費、放流管等整備費
01	企業債償還金	32, 513	
合 計		14, 864, 195	

相模原市退職手当調整基金条例について
相模原市退職手当調整基金条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 10 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市退職手当調整基金条例

(設置)

第 1 条 職員の定年の引上げに伴う退職手当の支給に必要となる財源の年度間の調整を図るため、相模原市退職手当調整基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(収益の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第 5 条 基金は、退職手当の支給に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第 6 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が

別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この条例は、令和 1 5 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

提案の理由

職員の定年の引上げに伴う退職手当の支給に必要な財源の年度間の調整を図るため、基金の設置その他所要の定めをいたしたく提案するものである。

相模原市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例について
相模原市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 10 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例
相模原市一般職の給与に関する条例(昭和 26 年相模原市条例第 11 号)の一部を
次のように改正する。

別表第 5 行政職給料表(1)の部 6 級の項及び 8 級の項中「委員会等の事務局」を
「農業委員会事務局」に改め、同部 9 級の項中「区長」の次に「、行政委員会事務局
の事務局長」を加え、同表備考を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

選挙管理委員会、監査委員及び人事委員会の事務局となる行政委員会事務局の
設置に伴い、級別基準職務表におけるこれらの委員会等の事務局の事務局長及び
次長に係る規定の削除並びに行政委員会事務局の事務局長に係る規定の追加をい
たしたく提案するものである。

相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例
について

相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 10 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例
(相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例の一部改正)

第 1 条 相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例(昭和 36 年相模原市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条第 3 項に次の 1 号を加える。

(4) 子育て部分休暇

第 12 条の 4 の次に次の 1 条を加える。

(子育て部分休暇)

第 12 条の 5 任命権者は、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子(民法(明治 29 年法律第 89 号)第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項、第 13 条の 2 第 1 項及び第 13 条の 3 第 1 項から第 3 項までにおいて同じ。)のある職員(育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員を除く。)であつて人事委員会規則で定めるものが、当該子を養育するため、1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合に、子育て部分休暇を

与えることができる。

2 子育て部分休暇の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

第13条の2第1項中「(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。))」を削り、同条第2項中「前項中」を「同項中」に改め、「(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。))」を削る。

第15条中「第12条の4」を「第12条の5」に改める。

(相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正)

第2条 相模原市一般職の給与に関する条例(昭和26年相模原市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第10条中「若しくは」を「、」に改め、「介護時間」の次に「若しくは勤務条件条例第12条の5の規定による子育て部分休暇」を加える。

(相模原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 相模原市職員の育児休業等に関する条例(平成4年相模原市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「第12条に」を「第12条第1項に」に改め、「規定する介護時間」の次に「若しくは勤務条件条例第12条の5第1項に規定する子育て部分休暇」を加え、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該子育て部分

休暇」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

仕事と家庭の両立の支援を図るための子育て部分休暇に係る規定の追加、給与の減額に係る規定の改正、部分休業の承認に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例等の改正の概要

1 改正の内容

(1) 相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例の一部改正(第1条関係)

小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって人事委員会規則で定めるものに、1日につき2時間を超えない範囲内で、無給休暇として当該子を養育するための子育て部分休暇を与えることができることとするもの

(2) 相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正(第2条関係)

子育て部分休暇の承認を受けて勤務しなかった場合は、その勤務しない時間につき給与を減額することとするもの

(3) 相模原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正(第3条関係)

子育て部分休暇の承認を受けている職員に対する育児部分休業の承認については、1日につき2時間から当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うこととするもの

2 施行期日

令和5年4月1日

議案第 17 号

相模原市立市民健康文化センター条例の一部を改正する条例について
相模原市立市民健康文化センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 10 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立市民健康文化センター条例の一部を改正する条例
相模原市立市民健康文化センター条例(昭和 58 年相模原市条例第 13 号)の一部
を次のように改正する。

第 1 条中「定める」の次に「ものとする」を加える。

「

大人	3, 500 円
小人	1, 750 円
大人	260 円
小人	130 円
	5, 650 円
	11, 300 円
	8, 900 円
	17, 800 円
	7, 500 円
	2, 900 円
	3, 500 円
	3, 300 円

別表第 1 項第 1 号アの表中

を

」

「

大人	4, 500円
小人	2, 250円
大人	330円
小人	160円
	7, 300円
	14, 600円
	11, 550円
	23, 100円
	9, 700円
	3, 700円
	4, 500円
	4, 200円

に改め、同表備考を次のように改める。

」

備考

- 1 小人とは、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者をいう。ただし、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であつて、市内に居住し、又は市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限る。)若しくは特別支援学校(小学部及び中学部に限る。)に通学するもの(以下「市内の子ども」という。)を除く。
- 2 市内の子ども又は学齢に達しない者がプール又は浴室を利用する場合の基本利用料金は、無料とする。

「

大人	3, 500円
小人	1, 750円
大人	260円
小人	130円
	3, 250円

別表第1項第1号イの表中

を

6, 500 円
6, 500 円

」

「

大人	4, 500 円
小人	2, 250 円
大人	330 円
小人	160 円
	4, 200 円
	8, 400 円
	8, 400 円

に改め、同表備考を次のように改める。

」

備考

- 1 小人とは、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者（市内の子どもを除く。）をいう。
- 2 市内の子ども又は学齢に達しない者がプール又は浴室を利用する場合の基本利用料金は、無料とする。

別表第1項第2号中「基本利用料金の額」の次に「（市内の子どもが利用の承認を受けた時間を超過して利用した場合は、前号アの表及びイの表金額の欄に掲げる小人の額）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第1項第1号ア（プール及び浴室に係る部分を除く。）及びイ（プール及び浴室に係る部分を除く。）の規定は、令和6年1月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直し並びに少子化対策と

しての子どもの居場所づくりの推進及び子育て世帯の経済的負担の軽減のために子どもの施設利用を無料とすることに伴う相模原市立市民健康文化センター及び相模原市立北市民健康文化センターの利用に係る料金の規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 17 号関係資料

相模原市立市民健康文化センター条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市立市民健康文化センター及び相模原市立北市民健康文化センターの利用に係る料金の規定の改正(別表関係)

(1) 施設の基本利用料金

ア 相模原市立市民健康文化センター

施設			単位	金額	
				現行	改正後
プール			1 日 (9 時 3 0 分 ～ 2 0 時)	大人 3 , 5 0 0 円	大人 4 , 5 0 0 円
				小人 1 , 7 5 0 円	小人 2 , 2 5 0 円
浴室			1 回	大人 2 6 0 円	大人 3 3 0 円
				小人 1 3 0 円	小人 1 6 0 円
多目的会議室	多目的会議室 1	1 ／ 2	1 日 (9 時 ～ 2 2 時)	5 , 6 5 0 円	7 , 3 0 0 円
		全面		1 1 , 3 0 0 円	1 4 , 6 0 0 円
	多目的会議室 2	1 ／ 2	1 日 (9 時 ～ 2 2 時)	8 , 9 0 0 円	1 1 , 5 5 0 円
		全面		1 7 , 8 0 0 円	2 3 , 1 0 0 円
工作室			1 日 (9 時 ～ 2 2 時)	7 , 5 0 0 円	9 , 7 0 0 円
講習室	講習室 1		1 日 (9 時 ～ 2 2 時)	2 , 9 0 0 円	3 , 7 0 0 円
	講習室 2				
	講習室 3		1 日 (9 時 ～ 2 2 時)	3 , 5 0 0 円	4 , 5 0 0 円
茶室			1 日 (9 時 ～ 2 2 時)	3 , 3 0 0 円	4 , 2 0 0 円

イ 相模原市立北市民健康文化センター

施設		単位	金額	
			現行	改正後
プール		1日(9時30分～20時)	大人 3,500円	大人 4,500円
			小人 1,750円	小人 2,250円
浴室		1回	大人 260円	大人 330円
			小人 130円	小人 160円
多目的会	1 / 2	1日(9時～22時)	3,250円	4,200円
議室	全面		6,500円	8,400円
講習室		1日(9時～22時)	6,500円	8,400円

(2) 子どもの施設利用の無料化

15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であって、市内に居住し、又は市内の小学校、中学校等に通学するものがプール又は浴室を利用する場合の利用に係る料金を無料とするもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年10月1日

(2) 経過措置

1(1)ア(プール及び浴室に係る部分を除く。)及びイ(プール及び浴室に係る部分を除く。)に係る規定は、令和6年1月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立市民・大学交流センター条例の一部を改正する条例について
相模原市立市民・大学交流センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 10 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立市民・大学交流センター条例の一部を改正する条例
相模原市立市民・大学交流センター条例(平成 24 年相模原市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

「

14,000 円
19,600 円
19,200 円
9,800 円
1,600 円
1,600 円
3,100 円
6,600 円
3,700 円
13,300 円
4,000 円
5,200 円
19,600 円
31,700 円
12,700 円

別表第 1 項第 1 号の表中 を

3, 200 円

18, 200 円
25, 400 円
24, 900 円
12, 700 円
2, 000 円
2, 000 円
4, 000 円
8, 500 円
4, 800 円
17, 200 円
5, 200 円
6, 700 円
25, 400 円
41, 100 円
16, 500 円
4, 100 円

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1項第1号(セミナールーム1、セミナールーム2、実習室1及び実習室2に係る部分に限る。)の規定は、令和6年10月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第1項第1号(ミーティングルーム1、ミーティングルーム2、ミーティングルーム3、ミーティングルーム4、ミーティングルーム5、マルチスペース及びAVスタジオに係る部分に限る。)の規定は、令和6年4月1日以後の

利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

- 4 改正後の別表第1項第1号(シェアードオフィス1、シェアードオフィス2及びシェアードオフィス3に係る部分に限る。)の規定は、令和6年1月1日以後に利用を開始する場合及び同年4月1日以後に更新した利用期間が開始する場合の利用に係る料金について適用し、同年1月1日前に利用を開始した場合及び同年4月1日前に更新した利用期間が開始した場合の利用に係る料金については、なお従前の例による。
- 5 改正後の別表第1項第1号(大学情報コーナー及び地域情報コーナーに係る部分に限る。)の規定は、令和6年1月1日以後に利用を開始する場合の利用に係る料金について適用し、同日前に利用を開始した場合の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市立市民・大学交流センターの利用に係る料金の規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市立市民・大学交流センター条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市立市民・大学交流センターの利用に係る料金の規定の改正(別表関係)
施設の基本利用料金

施設	単位	金額	
		現行	改正後
セミナールーム 1	1 日(午前 9 時から 午後 10 時まで)	14,000 円	18,200 円
セミナールーム 2		19,600 円	25,400 円
実習室 1		19,200 円	24,900 円
実習室 2		9,800 円	12,700 円
ミーティングルーム 1		1,600 円	2,000 円
ミーティングルーム 2		1,600 円	2,000 円
ミーティングルーム 3		3,100 円	4,000 円
ミーティングルーム 4		6,600 円	8,500 円
ミーティングルーム 5		3,700 円	4,800 円
マルチスペース		13,300 円	17,200 円
A V スタジオ		4,000 円	5,200 円
シェアードオフィス 1	1 人(団体にあつて は構成員 1 人)につ き 1 月	5,200 円	6,700 円
シェアードオフィス 2	1 区画につき 1 月	19,600 円	25,400 円
シェアードオフィス 3		31,700 円	41,100 円
大学情報コーナー		12,700 円	16,500 円
地域情報コーナー		3,200 円	4,100 円

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和 5 年 10 月 1 日

(2) 経過措置

- ア 1 (セミナールーム 1、セミナールーム 2、実習室 1 及び実習室 2 に係る部分に限る。)に係る規定は、令和 6 年 1 0 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの
- イ 1 (ミーティングルーム 1、ミーティングルーム 2、ミーティングルーム 3、ミーティングルーム 4、ミーティングルーム 5、マルチスペース及び A V スタジオに係る部分に限る。)に係る規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの
- ウ 1 (シェアードオフィス 1、シェアードオフィス 2 及びシェアードオフィス 3 に係る部分に限る。)に係る規定は、令和 6 年 1 月 1 日以後に利用を開始する場合及び同年 4 月 1 日以後に更新した利用期間が開始する場合の利用に係る料金について適用し、同年 1 月 1 日前に利用を開始した場合及び同年 4 月 1 日前に更新した利用期間が開始した場合の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの
- エ 1 (大学情報コーナー及び地域情報コーナーに係る部分に限る。)に係る規定は、令和 6 年 1 月 1 日以後に利用を開始する場合の利用に係る料金について適用し、同日前に利用を開始した場合の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例について

相模原市立男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 10 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例

相模原市立男女共同参画推進センター条例(平成 11 年相模原市条例第 27 号)の一部を次のように改正する。

第 20 条中「男女共同参画社会の実現を図ることを目的として設立された市内に活動の本拠となる事務所を有する」を削る。

第 23 条第 1 項中「新たに公募を行ういとまがない」を「特に緊急を要するため新たに公募を行う時間的余裕がないことが明らかである」に、「第 20 条に規定する」を「法人その他の」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

相模原市立男女共同参画推進センターの管理を行わせる指定管理者に係る要件の見直しを図るため、指定管理者による管理に係る規定及び指定管理者の指定の特例に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市犯罪被害者等支援条例について
相模原市犯罪被害者等支援条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 10 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成 16 年法律第 161 号)の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援について、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、当該支援のための施策を総合的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって市民の誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族であつて、市内に住所を有するものその他これらの者に準ずると市長が認める者をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内で活動を行う団体をいう。
- (4) 事業者 市内において犯罪被害者等を雇用する者その他の市内で事業活動を行う者をいう。
- (5) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (6) 関係機関等 国、神奈川県、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

(7) 二次被害 犯罪等による直接的な害を被った後に、周囲の者の配慮に欠ける言動、インターネット等を通じて行われる^{ひぼう}誹謗中傷、報道機関(報道を業として行う個人を含む。)による過度な取材及び報道等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的損失その他の被害をいう。

(8) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、十分に配慮して行われなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、地域社会で安心して暮らすことができるよう、適切に途切れることなく行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、迅速かつ公正に行われるとともに、犯罪被害者等にとって利用しやすいものでなければならない。

4 犯罪被害者等の支援は、二次被害及び再被害の発生の防止に十分に配慮して行われなければならない。

5 犯罪被害者等の支援は、市、関係機関等、市民等及び事業者が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、及び実施するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次被害を生じさせ、又は犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう十分に配慮するよう努めるとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯

罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては二次被害を生じさせないよう十分に配慮するよう努めるとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の就労その他その犯罪等による被害に関し事業者に求められる手続等について十分に配慮するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪等に起因して直面する様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を行うものとする。

- 2 市は、前項の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(日常生活等の支援)

第8条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 犯罪等に起因する経済的負担の軽減を図るため、生活資金の助成その他必要な支援を行うこと。
- (2) 犯罪等による精神的な被害を早期に軽減し、又は回復するため、心理相談の実施その他必要な支援を行うこと。
- (3) 犯罪等により家事等を行うことが困難となった場合に、日常生活を円滑に営むため、家事に係る支援その他必要な支援を行うこと。
- (4) 犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった場合に、居住の安定を図るため、市営住宅への入居等における配慮、転居に要する費用の助成その他必要な支援を行うこと。
- (5) 犯罪等により就労及び勤務に配慮が必要となった場合に、雇用の安定を図るため、その雇用する者が犯罪被害者等になったときの勤務への配慮の必要性について事業者の理解を深めるための措置その他必要な支援を行うこと。

(市内に住所を有しない犯罪等による被害者の支援)

第9条 市は、市内に住所を有しない者が市内で発生した犯罪等により害を被ったときは、その者が住所を有する地方公共団体と連携し、及び協力して、当該害を被った者に対し、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

(市民等及び事業者の理解の促進)

第10条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性、二次被害及び再被害の発生を防止することの重要性等について市民等及び事業者の理解を深めるよう、教育、広報その他必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第11条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための研修の実施その他必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体への支援)

第12条 市は、犯罪被害者等の支援において民間支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るために必要な情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第13条 市は、犯罪被害者等が当該犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(意見等の反映)

第14条 市は、犯罪被害者等の支援に当たっては、犯罪被害者等、犯罪被害者等の支援に関し識見を有する者及び市民等からの犯罪被害者等の支援に関する意見、要望等を把握し、施策に反映させるよう努めるものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案の理由

犯罪被害者等の支援のための施策を総合的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって市民の誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、犯罪被害者等の支援について所要の定めをいたしたく提案するものである。

相模原市立総合体育館条例の一部を改正する条例について
相模原市立総合体育館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 1 0 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立総合体育館条例の一部を改正する条例
相模原市立総合体育館条例(昭和 5 6 年相模原市条例第 1 5 号)の一部を次のよう
に改正する。

別表第 1 項第 1 号アの表中	「	16,900 円	を	「	21,970円	に
		25,400 円			32,950円	
		33,800 円			43,940円	
		50,700 円			65,900円	
		11,800 円			15,300円	
		23,600 円			30,600円	
		13,500 円			17,500円	
		5,100 円			6,550円	
		10,100 円			13,100円	
		5,100 円			6,550円	
		10,100 円			13,100円	
		7,400円			9,600円	
		7,400円			9,000円	
		3,700円			4,500円	
		12,400 円			16,070円	
		18,600 円			24,100円	
		24,800 円			32,140円	
		37,100 円			48,200円	

3,600 円	4,600円
3,600 円	4,600円
3,700 円	4,800円
7,400 円	9,600円
7,400 円	9,600円
5,700 円	5,900円
2,800 円	2,950円

」

改め、同項第 2 号アの表中

施設区分ごとに 大人 1,170円 小人 390円 小学生未満の者 無料	施設区分ごとに 大人 1,300円 小人 430円	
大人 780円 小人 390円 小学生未満の者 無料	大人 1,000円 小人 500円	を
施設区分ごとに 大人 990円 小人 490円 小学生未満の者 無料	施設区分ごとに 大人 1,200円 小人 600円	に改め、

同表備考を次のように改める。

備考

- 1 小人とは、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者をいう。
ただし、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であつて、市内に居住し、又は市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限る。)若しくは特別支援学校(小学部及び中学部に限る。)に

通学するもの(以下「市内の子ども」という。)を除く。

- 2 市内の子ども又は学齢に達しない者が大体育室等を利用する場合のこの表に掲げる利用料金は、無料とする。

別表第1項第2号イの表中	「		を
	大人	780円	
	小人	390円	
	小学生未満の者	無料	
」			

「	大人	550円	に改め、同表備考を次のように改める。
	小人	270円	
」			

備考

- 1 小人とは、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者(市内の子どもを除く。)をいう。
- 2 市内の子ども又は学齢に達しない者がトレーニング室を利用する場合のこの表に掲げる利用料金は、無料とする。

別表第1項第2号ウ中「利用料金の額」の次に「(市内の子どもが利用の承認を受けた時間の超過の承認を得て利用する場合は、同表に掲げる小人の利用料金の額)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1項第1号アの規定は、令和6年4月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直し並びに少子化対策としての子どもの居場所づくりの推進及び子育て世帯の経済的負担の軽減のために

子どもの施設利用を無料とすることに伴い、相模原市立総合体育館及び相模原市立北総合体育館の利用に係る料金の規定を改正いたしたく提案するものである。

議案第 2 1 号関係資料

相模原市立総合体育館条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市立総合体育館及び相模原市立北総合体育館の利用に係る料金の規定の改正(別表関係)

(1) 施設利用料金

ア 専用利用料金

基本利用料金

施設区分 単位(時間)			1 日 (9 時～ 2 2 時)	
			現行	改正後
相模原市立総合 体育館	大体育室	1 / 3	1 6 , 9 0 0 円	2 1 , 9 7 0 円
		1 / 2	2 5 , 4 0 0 円	3 2 , 9 5 0 円
		2 / 3	3 3 , 8 0 0 円	4 3 , 9 4 0 円
		全面	5 0 , 7 0 0 円	6 5 , 9 0 0 円
	中体育室	1 / 2	1 1 , 8 0 0 円	1 5 , 3 0 0 円
		全面	2 3 , 6 0 0 円	3 0 , 6 0 0 円
	小体育室		1 3 , 5 0 0 円	1 7 , 5 0 0 円
	柔道場	1 / 2	5 , 1 0 0 円	6 , 5 5 0 円
		全面	1 0 , 1 0 0 円	1 3 , 1 0 0 円
	剣道場	1 / 2	5 , 1 0 0 円	6 , 5 5 0 円
		全面	1 0 , 1 0 0 円	1 3 , 1 0 0 円
	弓道場		7 , 4 0 0 円	9 , 6 0 0 円
	大会議室		7 , 4 0 0 円	9 , 0 0 0 円
	小会議室		3 , 7 0 0 円	4 , 5 0 0 円
相模原市立北総 合体育館	体育室	1 / 3	1 2 , 4 0 0 円	1 6 , 0 7 0 円
		1 / 2	1 8 , 6 0 0 円	2 4 , 1 0 0 円
		2 / 3	2 4 , 8 0 0 円	3 2 , 1 4 0 円
		全面	3 7 , 1 0 0 円	4 8 , 2 0 0 円

多目的室		3, 6 0 0 円	4, 6 0 0 円
柔道場		3, 6 0 0 円	4, 6 0 0 円
剣道場兼	1 / 2	3, 7 0 0 円	4, 8 0 0 円
卓球場	全面	7, 4 0 0 円	9, 6 0 0 円
弓道場		7, 4 0 0 円	9, 6 0 0 円
大会議室		5, 7 0 0 円	5, 9 0 0 円
小会議室		2, 8 0 0 円	2, 9 5 0 円

イ 個人利用料金

(ア) 大体育室等

施設区分 単位(時間)		1 日 (9 時～2 2 時)	
		現行	改正後
相模原市 立総合体 育館	大体育室	施設区分ごとに 大人 1, 1 7 0 円 小人 3 9 0 円	施設区分ごとに 大人 1, 3 0 0 円 小人 4 3 0 円
	中体育室		
	小体育室		
	柔道場		
	剣道場		
	弓道場	大人 7 8 0 円 小人 3 9 0 円	大人 1, 0 0 0 円 小人 5 0 0 円
相模原市 立北総合 体育館	体育室	施設区分ごとに 大人 9 9 0 円 小人 4 9 0 円	施設区分ごとに 大人 1, 2 0 0 円 小人 6 0 0 円
	多目的室		
	柔道場		
	剣道場兼卓 球場		
	弓道場		

(イ) トレーニング室

施設区分 単位(時間)		1 日 (9 時～2 2 時)	
		現行	改正後
相模原市立総合体育館		大人 7 8 0 円	大人 5 5 0 円
及び相模原市立北総合		小人 3 9 0 円	小人 2 7 0 円

体育館		

(2) 子どもの施設利用の無料化

15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であって、市内に居住し、又は市内の小学校、中学校等に通学するものが大体育室等又はトレーニング室を個人利用する場合の利用に係る料金を無料とするもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年10月1日

(2) 経過措置

1(1)アに係る規定は、令和6年4月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立総合水泳場条例の一部を改正する条例について
相模原市立総合水泳場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 10 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立総合水泳場条例の一部を改正する条例
相模原市立総合水泳場条例(平成 8 年相模原市条例第 37 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 1 項第 1 号の表中	「		「
		1 6 7, 5 0 0 円	2 1 7, 7 0 0 円
		7 3, 7 5 0 円	9 5, 8 0 0 円
		5 6, 2 5 0 円	7 3, 1 0 0 円
		1 6, 2 5 0 円	2 1, 1 0 0 円
	」		」

に改め、別表第 1 第 2 項第 1 号の表中	「		「
		4, 1 0 0 円	
		2, 0 5 0 円	
		7 8 0 円	
		3 9 0 円	
	」		」

に改め、同表備考 2 を次のように改める。	「		
		5, 3 0 0 円	
		2, 6 5 0 円	
		5 5 0 円	
		2 7 0 円	
	」		

2 小人とは、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者をい

う。ただし、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であって、市内に居住し、又は市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限る。)若しくは特別支援学校(小学部及び中学部に限る。)に通学するもの(以下「市内の子ども」という。)を除く。

別表第1第2項第1号の表備考に次のように加える。

3 市内の子ども又は学齢に達しない者がプール又はトレーニング室を利用する場合の基本利用料金は、無料とする。

別表第1第2項第2号中「基本利用料金の額」の次に「(ただし、市内の子どもが利用の承認を受けた時間を超過した場合には、前号の表金額の欄に掲げる小人の額)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1第1項第1号の規定は、令和6年4月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直し並びに少子化対策としての子どもの居場所づくりの推進及び子育て世帯の経済的負担の軽減のために子どもの施設利用を無料とすることに伴い、相模原市立総合水泳場の利用に係る料金の規定を改正いたしたく提案するものである。

議案第 22 号関係資料

相模原市立総合水泳場条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市立総合水泳場の利用に係る料金の規定の改正(別表第1関係)

(1) 施設利用料金

ア 専用利用の基本利用料金

施設区分	単位	金額	
		現行	改正後
50m プール	1 日	1 6 7, 5 0 0 円	2 1 7, 7 0 0 円
飛込プール	(9 時～ 2 1 時 3 0 分)	7 3, 7 5 0 円	9 5, 8 0 0 円
25m プール		5 6, 2 5 0 円	7 3, 1 0 0 円
会議室		1 6, 2 5 0 円	2 1, 1 0 0 円

イ 個人利用の基本利用料金

施設区分		単位	金額	
			現行	改正後
プール	大人	1 日	4, 1 0 0 円	5, 3 0 0 円
	小人	(9 時～ 2 1 時 3 0 分)	2, 0 5 0 円	2, 6 5 0 円
トレーニング室	大人	1 日	7 8 0 円	5 5 0 円
	小人	(9 時～ 2 1 時 3 0 分)	3 9 0 円	2 7 0 円

(2) 子どもの施設利用の無料化

15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であって、市内に居住し、又は市内の小学校、中学校等に通学するものがプール又はトレーニング室を個人利用する場合の利用に係る料金を無料とするもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年10月1日

(2) 経過措置

1(1)アに係る規定は、令和6年4月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

の

相模原市立グラウンド等スポーツ施設に関する条例の一部を改正する条例について

相模原市立グラウンド等スポーツ施設に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 10 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立グラウンド等スポーツ施設に関する条例の一部を改正する条例

相模原市立グラウンド等スポーツ施設に関する条例(平成 17 年相模原市条例第 162 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 新磯野スポーツ広場の項中「相模原市南区新磯野 2146 番地 4」を「相模原市南区新磯野 2152 番地外」に改める。

別表第 3 第 2 号アの表中

400円
2,000円

を

300円
1,500円

に、

「

大	人	1 回	500円
小人(中学生以下の者)			250円

を

「

大	人	1 回	650円
小	人		320円

に改め、同表備考を次のよ

うに改める。

備考

- 1 市民とは、前号の表備考に定めるものをいう。
- 2 小人とは、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者をいう。
ただし、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であつて、市内に居住し、又は市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限る。)若しくは特別支援学校(小学部及び中学部に限る。)に通学するもの(以下「市内の子ども」という。)を除く。
- 3 市内の子ども又は学齢に達しない者が小倉プールを利用する場合の使用料は、無料とする。

別表第3第3号アの表中

240円
960円

を

300円
1,200円

に改め、別表第3

第4号アの表中

大	人	1回	130円
小人(中学生以下の者)			60円

を

「

大	人	1回	160円
小	人		80円

に改め、同表備考を次のよ

うに改める。

備考

- 1 市民とは、第1号の表備考に定めるものをいう。
- 2 小人とは、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者(市内の子どもを除く。)をいう。
- 3 市内の子ども又は学齢に達しない者が小原プールを利用する場合の使用料は、無料とする。

別表第3第5号アの表中

1,600円
6,400円

を

2,050円
8,200円

に、

3,200円
12,800円

4,100円
16,400円

」

」

「

930円
2,700円

を

「

800円
2,400円

に改める。

」

「

160円
480円

「

200円
600円

に改

別表第4第1号の表中

を

」

」

める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定、

「

「

別表第3第2号アの改正規定(

400円
2,000円

を

300円
1,500円

に改める部

」

」

「

「

分に限る。)及び第5号アの改正規定(

930円
2,700円

を

800円
2,400円

に改

」

」

める部分に限る。)並びに次項の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第3第2号ア(中沢グラウンド(テニスコート))に係る部分に限る。)及び第5号ア(名倉グラウンド多目的室に係る部分に限る。)の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第3第3号ア及び第5号ア(名倉グラウンド多目的室に係る部分を除く。)の規定は、令和6年4月1日以後の利用に係る使用料について適用し、

同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直し並びに少子化対策としての子どもの居場所づくりの推進及び子育て世帯の経済的負担の軽減のために子どもの施設利用を無料とすることに伴う相模原市立グラウンド等スポーツ施設の利用に係る使用料及び料金の規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 23 号関係資料

相模原市立グラウンド等スポーツ施設に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市立グラウンド等スポーツ施設の利用に係る使用料及び料金の規定の改正(別表第3及び別表第4関係)

(1) 中沢グラウンド(テニスコート)及び小倉プールの施設使用料

施設名	利用単位			使用料	
				現行	改正後
中沢グラウンド(テニスコート)	1 面	市民	2 時間につき	400円	300円
		市民以外のもの		2,000円	1,500円
小倉プール	大人		1 回	500円	650円
	小人			250円	320円

(2) 青野原グラウンド(テニスコート)の施設使用料

施設名	利用単位			使用料	
				現行	改正後
青野原グラウンド (テニスコート)	1面	市民	2時間	240円	300円
		市民以外のもの	につき	960円	1,200円

(3) 小原プールの施設使用料

施設名	利用単位		使用料	
			現行	改正後
小原プール	大人	1 回	130円	160円
	小人		60円	80円

(4) 名倉グラウンドの施設使用料

施設名	利用単位			使用料	
				現行	改正後
多目的グラウンド	半面	市民	2時間 につき	1,600円	2,050円
		市民以外のもの		6,400円	8,200円
	全面	市民		3,200円	4,100円
		市民以外のもの		12,800円	16,400円

多目的室	市民	2 時間	930円	800円
	市民以外のもの	につき	2,700円	2,400円

(5) ふじのマレットゴルフ場の施設利用料金

施設名	利用単位		利用料金	
			現行	改正後
ふじのマレットゴルフ場	市民	1 回	160円	200円
	市民以外のもの		480円	600円

(6) 子どもの施設利用の無料化

15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であつて、市内に居住し、又は市内の小学校、中学校等に通学するものが小倉プール又は小原プールを利用する場合の使用料を無料とするもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年10月1日。ただし、1(1)(中沢グラウンド(テニスコート))に係る部分に限る。)及び(4)(多目的室に係る部分に限る。)に係る規定並びに(2)アに係る規定は、同年4月1日

(2) 経過措置

ア 1(1)(中沢グラウンド(テニスコート))に係る部分に限る。)及び(4)(多目的室に係る部分に限る。)に係る規定は、令和5年10月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例によることとするもの

イ 1(2)及び(4)(多目的室に係る部分を除く。)に係る規定は、令和6年4月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立相模原球場条例の一部を改正する条例について
相模原市立相模原球場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 1 0 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立相模原球場条例の一部を改正する条例
相模原市立相模原球場条例(平成 2 0 年相模原市条例第 4 5 号)の一部を次のよう
に改正する。

「

別表第 1 項の表中	徴収した入場料の総額に 1 0 分の 1 を乗じて得た額 ただし、その額が 1 4 9, 5 0 0 円未満の場合は、1 4 9, 5 0 0 円	を
	1 1, 5 0 0 円 ただし、業として、催し等を利用する場合は、2 3, 0 0 0 円	
	1 1, 5 0 0 円	
	1, 4 0 0 円	
	1, 8 0 0 円	
	1, 4 0 0 円	
	4, 6 0 0 円	
	大人 1 6 0 円	
	小人 8 0 円	

」

「
徴収した入場料の総額に 1 0 分

の1を乗じて得た額 ただし、その額が193,700 円未満の場合は、193,700 円
14,900円 ただし、業として、催し等に利 用する場合は、29,800円
14,900円
1,800円
2,300円
1,800円
5,900円
大人 200円
小人 100円

に改め、同表備考4を次のように改める。

- 4 小人とは、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者をいう。ただし、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であつて、市内に居住し、又は市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限る。)若しくは特別支援学校(小学部及び中学部に限る。)に通学するもの(以下「市内の子ども」という。)を除く。

別表第1項の表備考6中「160円」を「200円」に改め、同表中備考6を備考7とし、備考5を備考6とし、備考4の次に次のように加える。

- 5 市内の子ども又は学齢に達しない者が体育室を個人利用する場合の使用料は、無料とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1項(体育室の個人利用に係る部分を除く。)の規定は、令和6年4月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料

については、なお従前の例による。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直し並びに少子化対策としての子どもの居場所づくりの推進及び子育て世帯の経済的負担の軽減のために子どもの施設利用を無料とすることに伴い、相模原市立相模原球場の利用に係る使用料の規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市立相模原球場条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市立相模原球場の利用に係る使用料の規定の改正(別表関係)

(1) 施設使用料

区分		単位	使用料	
			現行	改正後
グラウンド	専用利用	入場料を徴収する場合1日につき	徴収した入場料の総額に10分の1を乗じて得た額 ただし、その額が149,500円未満の場合は、149,500円	徴収した入場料の総額に10分の1を乗じて得た額 ただし、その額が193,700円未満の場合は、193,700円
		入場料を徴収しない場合2時間につき	11,500円 ただし、業として、催し等に利用する場合は、23,000円	14,900円 ただし、業として、催し等に利用する場合は、29,800円
	一般利用	1回	11,500円	14,900円
体育室	専用利用	午前9時から正午まで	1,400円	1,800円
		午後1時から午後5時まで	1,800円	2,300円
		午後6時から午後9時まで	1,400円	1,800円
		午前9時から午後9時まで	4,600円	5,900円

		延長又は繰上げ30分につき	160円	200円
	個人利用	1回	大人 160円	大人 200円
			小人 80円	小人 100円

(2) 子どもの施設利用の無料化

15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であって、市内に居住し、又は市内の小学校、中学校等に通学するものが体育室を個人利用する場合の使用料を無料とするもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年10月1日

(2) 経過措置

1(1)(体育室の個人利用に係る部分を除く。)に係る規定は、令和6年4月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立市民会館条例の一部を改正する条例について
相模原市立市民会館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 10 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立市民会館条例の一部を改正する条例
相模原市立市民会館条例(昭和 40 年相模原市条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「関し」を「ついて」に改め、「定める」の次に「ものとする」を加える。

第 22 条中「次条」を「次条第 1 項」に改める。

第 23 条中「関し、」を「ついて」に、「規則」を「、規則」に改める。

別表第 1 第 1 号アの表中

145,300 円
188,800 円

を

145,400 円
189,000 円

に改め、別表第 1

第 2 号アの表講習室の項中「5,900 円」を「6,000 円」に、同表第 4 小会議室の項中「2,000 円」を「2,100 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第 1 第 1 号アの規定は、令和 6 年 10 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第 1 第 2 号アの規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴う相模原市民会館の利用に係る料金の規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 25 号関係資料

相模原市立市民会館条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市民会館の利用に係る料金の規定の改正(別表第 1 関係)

(1) ホールの基本利用料金

区分	1 日	
	(9 時～22 時)	
	現行	改正後
平日	145,300 円	145,400 円
土曜日・日曜日・休日	188,800 円	189,000 円

(2) 会議室等の基本利用料金

室名 区分	1 日	
	(9 時～22 時)	
	現行	改正後
講習室	5,900 円	6,000 円
第 4 小会議室	2,000 円	2,100 円

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和 5 年 10 月 1 日

(2) 経過措置

ア 1(1)に係る規定は、令和 6 年 10 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

イ 1(2)に係る規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立文化会館条例の一部を改正する条例について
相模原市立文化会館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 10 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立文化会館条例の一部を改正する条例
相模原市立文化会館条例(平成元年相模原市条例第 26 号)の一部を次のように
改正する。

第 23 条中「次条」を「次条第 1 項」に改める。

別表第 1 項第 1 号の表中	「	290,300 円	を	「	295,400 円	に改め、別表
		377,300 円			384,000 円	
		201,100 円			204,600 円	
		261,700 円			266,000 円	
		39,400 円			40,200 円	
		51,200 円			52,200 円	
		」			」	

第 2 項第 1 号の表中	「	28,400 円	を	「	36,900 円	に改め、別表第 3 項
		9,200 円			10,300 円	
		」			」	

の表大ホールの部楽屋１０の項中「１３，７００円」を「１４，１００円」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和５年１０月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ 改正後の別表第１項第１号、第２項第１号及び第３項の規定は、令和６年１０月１日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴う相模原市文化会館の利用に係る料金の規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 26 号関係資料

相模原市立文化会館条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市文化会館の利用に係る料金の規定の改正(別表関係)

(1) ホールの基本利用料金

区分			1 日 (9 時 ～ 2 2 時)	
			現行	改正後
大ホール	客席数 1 , 7 9 0 席の場合	平日	2 9 0 , 3 0 0 円	2 9 5 , 4 0 0 円
		土曜日	3 7 7 , 3 0 0 円	3 8 4 , 0 0 0 円
		日曜日		
	客席数 1 , 2 4 0 席の場合	平日	2 0 1 , 1 0 0 円	2 0 4 , 6 0 0 円
		土曜日	2 6 1 , 7 0 0 円	2 6 6 , 0 0 0 円
		日曜日		
多目的ホール	平日	3 9 , 4 0 0 円	4 0 , 2 0 0 円	
	土曜日	5 1 , 2 0 0 円	5 2 , 2 0 0 円	
	日曜日			
	休日			

(2) リハーサル室等の基本利用料金

区分	1 日 (9 時～22 時)	
	現行	改正後
リハーサル室	28,400 円	36,900 円
練習室	9,200 円	10,300 円

(3) 附属設備の利用料金

区分	1 日 (9 時～22 時)	
	現行	改正後

		現行	改正後
大ホール	楽屋 10	13,700円	14,100円

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年10月1日

(2) 経過措置

1(1)から(3)までに係る規定は、令和6年10月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立相模原市民ギャラリー条例の一部を改正する条例について
相模原市立相模原市民ギャラリー条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 10 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立相模原市民ギャラリー条例の一部を改正する条例
相模原市立相模原市民ギャラリー条例(平成 9 年相模原市条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「(これに付随する行為で、」を「その他」に、「ものを含む。)」を「行為」に、「及び」を「又は」に改める。

第 6 条第 4 項に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める場合は、使用料を後納とすることができる。

別表第 1 第 1 項第 1 号の表中

「

12,600円	16,300円
12,600円	16,300円

を」

「

14,100円	18,200円
14,100円	18,200円

に改め、別表第」

1 第 2 項を次のように改める。

2 会議室使用料

単位	9時から22時まで
1時間当たりの使用料	650円

別表第2の表中

単位	1回の使用料	備 考
1台	150円	
1式	3,000円	
1枚	150円	移動式
1キロワット	250円	持込器具の電気容量による。1キロワット未満は1キロワットとみなす。
1台	1,100円	

を

単位	使用料
1台1日	150円
1式1日	3,000円
1枚1日	150円
持込器具の表示消費電力1キロワット1日	250円
1台1日	1,100円

に改め、同表備考を次のように改める。

備考 持込器具用電源の使用料を算出する基礎となる持込器具の表示消費電力の1キロワット未満の端数は、1キロワットとみなす。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和5年10月1日から施行する。ただし、第4条第1項及び第6条第4項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の別表第1第1項第1号及び第2項並びに別表第2の規定は、令和6年10月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴う相模原市立相模原市民ギャラリーの利用に係る使用料の規定の改正、使用料の後納に係る規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市立相模原市民ギャラリー条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 使用料の後納に係る規定の追加(第6条関係)

規則で定める場合は、使用料を後納とすることができることとするもの

(2) 相模原市立相模原市民ギャラリーの利用に係る使用料の規定の改正(別表第1及び別表第2関係)

ア 展示室の基本使用料

区分	1日当たりの使用料			
	現行		改正後	
	平日	土曜日・日曜日・休日	平日	土曜日・日曜日・休日
第2展示室	12,600円	16,300円	14,100円	18,200円
第3展示室	12,600円	16,300円	14,100円	18,200円

イ 会議室使用料

区分	使用料	
	現行	改正後
午前(9時から12時まで)	1,600円	(9時から22時まで) 1時間当たりの使用料 650円
午後(13時から17時まで)	2,400円	
夜間(18時から22時まで)	3,300円	
全日(9時から22時まで)	7,300円	

ウ 器具等使用料

展示室及び会議室の器具等の使用料に係る使用単位を1日に変更するもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年10月1日。ただし、1(1)に係る規定は、同年4月1日

(2) 経過措置

1(2)に係る規定は、令和6年10月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例によることとする

るもの

相模原市立杜^{もり}のホールはしもと条例の一部を改正する条例について
相模原市立杜^{もり}のホールはしもと条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 10 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立杜^{もり}のホールはしもと条例の一部を改正する条例
相模原市立杜^{もり}のホールはしもと条例(平成 13 年相模原市条例第 2 号)の一部を
次のように改正する。

第 23 条中「次条」を「次条第 1 項」に改める。

別表第 1 第 1 項の表中	「		「		
		135,200 円		175,700 円	を に改める。
		175,700 円		228,400 円	
		30,400 円		39,500 円	
		39,500 円		51,300 円	
		5,700 円		7,400 円	
		9,200 円		11,900 円	
		5,700 円		7,400 円	
		9,200 円		11,900 円	
		4,600 円		5,900 円	
		7,600 円		9,800 円	
	」		」		
	「	7,100 円	「	7,600 円	

別表第 2 第 1 項の表中

8,500 円
8,500 円
2,400 円
2,400 円
7,100 円

を

11,000 円
11,000 円
3,100 円
3,100 円
9,200 円

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第 1 第 1 項及び別表第 2 第 1 項の規定は、令和 6 年 1 0 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴う杜^{もり}のホールはしもとの利用に係る料金の規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 28 号関係資料

相模原市立杜^{もり}のホールはしもと条例の改正の概要

1 改正の内容

杜^{もり}のホールはしもとの利用に係る料金の規定の改正(別表第1及び別表第2関係)

(1) 施設の基本利用料金

施設 / 利用区分		1 日 (9 時～22 時)	
		現行	改正後
ホール	平日	135,200 円	175,700 円
	土曜日	175,700 円	228,400 円
	日曜日		
	休日		
多目的室	平日	30,400 円	39,500 円
	土曜日	39,500 円	51,300 円
	日曜日		
	休日		
練習室 1		5,700 円	7,400 円
練習室 2		9,200 円	11,900 円
練習室 3		5,700 円	7,400 円
音楽スタジオ		9,200 円	11,900 円
セミナールーム 1		4,600 円	5,900 円
セミナールーム 2		7,600 円	9,800 円

(2) 附属設備の利用料金

区分		1 日 (9 時～22 時)	
		現行	改正後
ホール	楽屋 1	7,100 円	7,600 円
	楽屋 2	8,500 円	11,000 円

多目的室	楽屋 3	8, 5 0 0 円	1 1, 0 0 0 円
	控室	2, 4 0 0 円	3, 1 0 0 円
	楽屋 A	2, 4 0 0 円	3, 1 0 0 円
	楽屋 B	7, 1 0 0 円	9, 2 0 0 円

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和 5 年 1 0 月 1 日

(2) 経過措置

1 (1) 及び (2) に係る規定は、令和 6 年 1 0 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザ条例の一部を改正する条例について

相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザ条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 10 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザ条例の一部を改正する条例
相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザ条例(平成 19 年相模原市条例第 44 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 項第 1 号の表中

「	28,000 円
	36,400 円
	3,700 円
」	

を

「	36,400 円	
	47,300 円	に改める。
	4,800 円	
」		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第 1 項第 1 号の規定は、令和 6 年 1 0 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザの利用に係る料金の規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザ条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザの利用に係る料金の規定の改正（別表関係）

施設の基本利用料金

施設 \ 利用区分		1 日 (午前 9 時から午後 1 0 時まで)	
		現行	改正後
多目的ルーム	平日	2 8 , 0 0 0 円	3 6 , 4 0 0 円
	土曜日	3 6 , 4 0 0 円	4 7 , 3 0 0 円
	日曜日		
	休日		
ミーティングルーム 1		3 , 7 0 0 円	4 , 8 0 0 円
ミーティングルーム 2			

2 施行期日等

（1）施行期日

令和 5 年 10 月 1 日

（2）経過措置

1 に係る規定は、令和 6 年 10 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立城山文化ホール条例の一部を改正する条例について
相模原市立城山文化ホール条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 10 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立城山文化ホール条例の一部を改正する条例
相模原市立城山文化ホール条例(平成 23 年相模原市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 項第 1 号の表中

「	31,700 円	
	41,200 円	を
	4,800 円	
」		

「

41,200 円	
53,500 円	に改め、別表第 2 項の表中
6,200 円	

」

「

1,400 円	を
1,900 円	

」

「

1, 800 円
2, 400 円

に改める。

」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第 1 項第 1 号及び第 2 項の規定は、令和 6 年 1 0 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市立城山文化ホールの利用に係る料金の規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市立城山文化ホール条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市立城山文化ホールの利用に係る料金の規定の改正（別表関係）

（1）施設の基本利用料金

区分		1 日（午前 9 時から午後 10 時まで）	
		現行	改正後
多目的ホール	平日	31,700 円	41,200 円
	土曜日	41,200 円	53,500 円
	日曜日		
	休日		
リハーサル室		4,800 円	6,200 円

（2）附属設備の利用料金

区分	1 日（午前 9 時から午後 10 時まで）	
	現行	改正後
楽屋 1	1,400 円	1,800 円
楽屋 2	1,900 円	2,400 円

2 施行期日等

（1）施行期日

令和 5 年 10 月 1 日

（2）経過措置

1（1）及び（2）に係る規定は、令和 6 年 10 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立市民福祉会館条例の一部を改正する条例について
相模原市立市民福祉会館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 1 0 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立市民福祉会館条例の一部を改正する条例
相模原市立市民福祉会館条例(昭和 5 5 年相模原市条例第 2 8 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 1 項の表中																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				

「

3,300 円
1,200 円
700 円
700 円

に改め、別表第 2 第 2 項の表

」

中		1,700 円	を
		1,000 円	

「			
	<table><tr><td>1,400 円</td></tr><tr><td>800 円</td></tr></table>		1,400 円
1,400 円			
800 円			
	に改め、別表第 2 第 3 項の表中		
	」		

1,200 円	を
1,000 円	

1,000 円	に改める。
850 円	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第 2 第 1 項から第 3 項までの規定は、令和 5 年 10 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市立あじさい会館、相模原市立あじさい会館南分室及び相模原市立あじさい会館緑分室の利用に係る料金の規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市立市民福祉会館条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 相模原市立あじさい会館の利用に係る料金の規定の改正(別表第2関係)

区分	1日(午後6時～午後10時)	
	現行	改正後
大和室	3,900円	3,300円
第1和室	1,400円	1,200円
第2和室	800円	700円
第3和室	800円	700円

(2) 相模原市立あじさい会館南分室の利用に係る料金の規定の改正(別表第2関係)

区分	1日(午後6時～午後10時)	
	現行	改正後
高齢者交流室	1,700円	1,400円
情報交換ルーム	1,000円	800円

(3) 相模原市立あじさい会館緑分室の利用に係る料金の規定の改正(別表第2関係)

区分	1日(午後6時～午後10時)	
	現行	改正後
高齢者交流室	1,200円	1,000円
情報交換ルーム	1,000円	850円

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年4月1日

(2) 経過措置

1(1)から(3)までに係る規定は、令和5年10月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立ふれあいセンター条例の一部を改正する条例について
相模原市立ふれあいセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 10 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立ふれあいセンター条例の一部を改正する条例
相模原市立ふれあいセンター条例(平成 11 年相模原市条例第 33 号)の一部を
次のように改正する。

別表第 2 第 1 号アの表交流広場の項中「4, 500 円」を「5, 800 円」に改

め、同号イの表中

3, 400 円
3, 400 円
4, 500 円
3, 900 円
1, 600 円

を

4, 400 円
4, 400 円
5, 800 円
5, 000 円
2, 000 円

に、

「

2, 300 円
1, 400 円
950 円

を

2, 900 円
1, 800 円
1, 200 円

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第 2 第 1 号ア及びイの規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後の利用に係
る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によ

る。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市立新磯ふれあいセンター及び相模原市立東林ふれあいセンターの利用に係る料金の規定を改正いたしたく提案するものである。

議案第 3 2 号関係資料

相模原市立ふれあいセンター条例の改正の概要

1 改正の内容

- (1) 相模原市立新磯ふれあいセンターの利用に係る料金の規定の改正(別表第 2 関係)

基本利用料金

施設	単位	利用料金	
		現行	改正後
交流広場	1 日(午前 9 時 ～午後 1 0 時)	4, 5 0 0 円	5, 8 0 0 円

- (2) 相模原市立東林ふれあいセンターの利用に係る料金の規定の改正(別表第 2 関係)

基本利用料金

施設		単位	利用料金	
			現行	改正後
多目的室	多目的室 1	1 日（午前 9 時 ～午後 1 0 時）	3， 4 0 0 円	4， 4 0 0 円
	多目的室 2		3， 4 0 0 円	4， 4 0 0 円
	多目的室 3		4， 5 0 0 円	5， 8 0 0 円
工作室			3， 9 0 0 円	5， 0 0 0 円
会議室			1， 6 0 0 円	2， 0 0 0 円
ふれあい 交流室	ふれあい交流室 1	夜間（午後 6 時 ～午後 1 0 時）	2， 3 0 0 円	2， 9 0 0 円
	ふれあい交流室 2		1， 4 0 0 円	1， 8 0 0 円
団らん室			9 5 0 円	1， 2 0 0 円

2 施行期日等

- (1) 施行期日

令和 5 年 1 0 月 1 日

- (2) 経過措置

1(1)及び(2)に係る規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることと

するもの

相模原市立けやき体育館条例の一部を改正する条例について
相模原市立けやき体育館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 10 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立けやき体育館条例の一部を改正する条例
相模原市立けやき体育館条例(平成 15 年相模原市条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 1 項第 1 号の表体育室の項中「8, 450 円」を「10, 950 円」に、「16, 900 円」を「21, 900 円」に改め、別表第 1 第 2 項第 1 号の表備考 2 及び備考 3 を次のように改める。

2 小人とは、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者をいう。
ただし、15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者であつて、市内に居住し、又は市内の学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限る。)若しくは特別支援学校(小学部及び中学部に限る。)に通学するもの(以下「市内の子ども」という。)を除く。

3 市内の子ども又は学齢に達しない者が体育室又は機能訓練室を利用する場合の基本利用料金は、無料とする。

別表第 1 第 2 項第 2 号中「基本利用料金」の次に「(ただし、市内の子どもが利用の承認を受けた時間を超過した場合には、前号の表利用料金の欄に掲げる小人の額)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第 1 第 1 項第 1 号の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後の利用に係る

料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直し並びに少子化対策としての子どもの居場所づくりの推進及び子育て世帯の経済的負担の軽減のために子どもの施設利用を無料とすることに伴い、相模原市立けやき体育館の利用に係る料金の規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市立けやき体育館条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市立けやき体育館の利用に係る料金の規定の改正(別表第1 関係)

(1) 施設の専用利用の基本利用料金

施設		利用単位(時間)	利用料金	
			現行	改正後
体育室	1 / 2	1 日 (9 時～ 22 時)	8, 450 円	10, 950 円
	全面		16, 900 円	21, 900 円

(2) 子どもの施設利用の無料化

15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者であって、市内に居住し、又は市内の小学校、中学校等に通学するものが体育室又は機能訓練室を個人利用する場合の利用に係る料金を無料とするもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和 5 年 10 月 1 日

(2) 経過措置

1(1)に係る規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立さがみ湖リフレッシュセンター条例の一部を改正する条例について

相模原市立さがみ湖リフレッシュセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 1 0 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立さがみ湖リフレッシュセンター条例の一部を改正する条例
相模原市立さがみ湖リフレッシュセンター条例(平成 1 7 年相模原市条例第 9 3 号)の一部を次のように改正する。

「

別表第 1 号の表中	3, 7 0 0 円	を
	3, 5 0 0 円	
	1, 9 0 0 円	
	2, 1 0 0 円	
	1, 3 0 0 円	

」

「

4, 8 0 0 円	に改める。
4, 5 0 0 円	
2, 4 0 0 円	
2, 7 0 0 円	
1, 6 0 0 円	

」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1号の規定は、令和6年4月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市立さがみ湖リフレッシュセンターの利用に係る料金の規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市立さがみ湖リフレッシュセンター条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市立さがみ湖リフレッシュセンターの利用に係る料金の規定の改正（別表関係）

基本利用料金

区分	1 日（午前 9 時から午後 1 0 時まで）	
	現行	改正後
ふれあいルーム 1	3, 7 0 0 円	4, 8 0 0 円
ふれあいルーム 2	3, 5 0 0 円	4, 5 0 0 円
研修室	1, 9 0 0 円	2, 4 0 0 円
調理実習室	2, 1 0 0 円	2, 7 0 0 円
会議室	1, 3 0 0 円	1, 6 0 0 円

2 施行期日等

（1）施行期日

令和 5 年 1 0 月 1 日

（2）経過措置

1 に係る規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市健康づくり推進条例について
相模原市健康づくり推進条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 10 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市健康づくり推進条例

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 8 条)

第 2 章 健康づくりの推進に関する計画(第 9 条)

第 3 章 健康づくりの推進に関する基本的施策(第 10 条—第 19 条)

附則

健やかで心豊かに日々を過ごしていくことは、市民共通の願いであり、疾病や障害の有無にかかわらず誰もが自分らしくいきいきと暮らしていくことは、明るく活力に満ちた社会を支えるために欠くことのできないものです。

市では、これまで「さがみはら健康都市宣言」、「相模原市保健医療計画」等に基づき、市民の健康づくりを推進してきました。

しかしながら、近年の急速な少子高齢化の進行、疾病構造の変化等、市民の健康を取り巻く環境は大きく変化しており、生活習慣の改善、介護予防等、健康寿命の延伸に向けたより一層の取組が求められています。

こうした状況の中、新型コロナウイルス感染症への対応から得られた教訓を生かしつつ、将来にわたり時代に即した健康づくりを進めていくためには、子どもから高齢者までの全ての市民が、心身の健康づくりに対する関心と理解を深められるよう、その気運の醸成を図るとともに、市民一人ひとりの取組を地域社会全体で支えていくための環境整備を進めていくことが重要です。

このような認識に基づき、健康づくりについての基本理念を明らかにするとともに、市、市民、事業者、保健医療関係者及び健康づくり関係者が連携し、及び協働

して健康づくりに関する施策に取り組むことにより、市民が生涯にわたっていきいきと暮らし続けられる社会の実現を目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、健康づくりの推進に関する市の責務並びに市民、事業者、保健医療関係者及び健康づくり関係者の役割並びに基本的施策を定めることにより、健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、もって全ての市民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現に寄与することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 健康づくり 疾病及び障害の有無にかかわらず、自己の心身の状態をより良くしようとする取組をいいます。
- (2) 市民 市内に居住する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいいます。
- (3) 事業者 市内に事務所若しくは事業所を有する個人又は法人その他の団体をいいます。
- (4) 保健医療関係者 保健医療に関する専門的な知見を有し、市民に対して健康づくりのために必要な保健医療サービスを提供するものをいいます。
- (5) 健康づくり関係者 前2号に掲げるもののほか、医療保険者、教育機関、地域活動団体その他の健康づくりの推進に資する取組を行うものをいいます。

(基本理念)

第3条 健康づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行うものとします。

- (1) 自らの健康は自らつくることを基本として、市民一人ひとりが健康づくりへの関心と理解を深めるとともに、自らの心身の状態に応じた健康づくりに生涯にわたって主体的に取り組むこと。
- (2) 市、事業者、保健医療関係者及び健康づくり関係者が連携し、及び協働することにより、健康づくりを推進するための必要な支援及び社会環境の整備に取り組むこと。

(市の責務)

第4条 市は、健康づくりに関する総合的な施策を策定し、実施するものとします。

2 市は、健康づくりの気運の醸成及び健康づくりに取り組みやすい社会環境の整備に努めるものとします。

3 市は、市民、事業者、保健医療関係者及び健康づくり関係者に対し、健康づくりに資する情報を提供するものとします。

(市民の役割)

第5条 市民は、適度な運動、栄養に配慮した食生活、歯と口腔^{くわう}の健康の保持等、自らに適した健康づくりに継続して取り組むよう努めるものとします。

2 市民は、かかりつけ医、かかりつけ歯科医及びかかりつけ薬局を持つよう努めるとともに、健康診断、歯科健康診査その他健康診査(以下「健診」といいます。)及びがん検診の定期的な受診、保健医療関係者の指導及び助言の活用等により、自らの心身の状態を把握するよう努めるものとします。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、従業員の健康管理に取り組むとともに、従業員が健康づくりに取り組みやすい職場環境づくり、健康づくりに資する情報の提供その他の健康づくりの推進に努めるものとします。

(保健医療関係者の役割)

第7条 保健医療関係者は、市民が健康づくりに必要な保健医療サービスを適切に受けられるよう努めるとともに、健康づくりに資する情報の提供その他の方法により、健康づくりに関する普及啓発に努めるものとします。

(健康づくり関係者の役割)

第8条 健康づくり関係者は、自らの活動を通じて市民の健康づくりの支援に努めるとともに、健康づくりに資する情報及び活動機会の提供その他の方法により、健康づくりに関する普及啓発及び市民が健康づくりに取り組みやすい環境づくりに努めるものとします。

第2章 健康づくりの推進に関する計画

(計画)

第9条 市長は、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、健康づくりの推進に関する計画(以下「健康づくり計画」といいます。)を策定するものとします。

2 健康づくり計画は、次に掲げる事項について定めます。

(1) 健康づくりの推進に関する基本方針及び目標

(2) 次条から第17条までに定める施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、健康づくりを総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、健康づくり計画を定めようとするときは、あらかじめ、相模原市地域保健医療審議会の意見を聴かなければならないものとします。

4 市長は、健康づくり計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとします。

5 前2項の規定は、健康づくり計画の変更について準用します。

第3章 健康づくりの推進に関する基本的施策

(運動その他の身体活動に関する施策)

第10条 市は、子どもから高齢者までのあらゆる世代が、その年齢及び心身の状況に応じ、楽しみながら運動その他の身体活動を行う習慣を身に付けられるための施策を講ずるものとします。

(健康を支える食育の推進に関する施策)

第11条 市は、健康を支える食育を推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとします。

(1) 年齢、身体及び歯と口腔の状態に応じた望ましい食習慣の形成に関する施策

(2) 食を楽しむ大切にする心の育みに関する施策

(3) 栄養に配慮した食の提供及び食に関する知識の普及に関する施策

(歯と口腔の健康づくりに関する施策)

第12条 市は、歯と口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとします。

(1) むし歯、歯周病その他の歯科疾患の予防に関する施策

(2) 口腔機能の発達及びオーラルフレイル(心身の機能の低下につながる口腔機能の虚弱な状態をいいます。)対策に関する施策

(3) 定期的な歯科医療機関の受診及び歯科保健指導の活用促進に関する施策

(生活習慣病の発症及び重症化の予防に関する施策)

第13条 市は、生活習慣病の発症及び重症化の予防を推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとします。

(1) がんの予防に関する普及啓発並びにがん検診の実施及び受診の促進に関する施策

(2) 健診、保健指導、健康相談及び健康教育の実施並びにこれらの活用の促進に関する施策

(3) 身体活動、食生活、歯と口腔の状態等と生活習慣病との関連性及び望ましい生活習慣に関する知識の普及に関する施策

(心の健康づくりに関する施策)

第14条 市は、心の健康づくりを推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとします。

(1) 心の健康に関する情報の提供及び知識の普及に関する施策

(2) 心の健康に関する相談及び支援に関する施策

(3) 心の健康を支えるための地域及び社会とのつながりに関する施策

(次代につながる健康づくりに関する施策)

第15条 市は、次代につながる健康づくりを推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとします。

(1) 健やかな妊娠及び出産並びに産後の健康管理に関する施策

(2) 子どもの健やかな成育の支援に関する施策

(感染症の予防等に関する施策)

第16条 市は、感染症の予防等を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとします。

(1) 感染症の予防及びまん延防止に関する施策

(2) 感染症に関する情報の提供及び知識の普及に関する施策

(3) 感染症に起因する偏見及び差別の防止に関する施策

(健康被害の防止に関する施策)

第17条 市は、健康被害の防止を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとします。

(1) 喫煙及び受動喫煙対策に関する施策

(2) 薬物乱用の防止に関する施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、健康被害を防止するために必要な施策

(顕彰)

第18条 市長は、健康づくりの推進について、特に積極的な活動を行っていると思われるものに対し、顕彰することができるものとします。

(市民健康づくり推進月間)

第19条 市は、健康づくりを重点的かつ効果的に推進する期間として、市民健康

づくり推進月間を定めます。

- 2 前項に規定する市民健康づくり推進月間は、10月とします。
- 3 市は、市民健康づくり推進月間において、事業者、保健医療関係者及び健康づくり関係者と連携しつつ、健康づくりの推進に資する事業を実施するものとします。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行します。

提案の理由

健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、もって全ての市民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現に寄与するため、健康づくりに係る基本理念及び市の責務、健康づくりの推進に関する基本的施策等について所要の定めをいたしたく提案するものである。

相模原市立保育所設置条例の一部を改正する条例について
相模原市立保育所設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 10 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立保育所設置条例の一部を改正する条例

第 1 条 相模原市立保育所設置条例(昭和 28 年相模原市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表相模原市立南上溝保育園の項中「相模原市中央区上溝 1961 番地 1」を「相模原市中央区陽光台 3 丁目 19 番 2 号」に改める。

第 2 条 相模原市立保育所設置条例の一部を次のように改正する。

第 2 条の表相模原市立南上溝保育園の項中「相模原市中央区陽光台 3 丁目 19 番 2 号」を「相模原市中央区上溝 1961 番地 1」に改める。

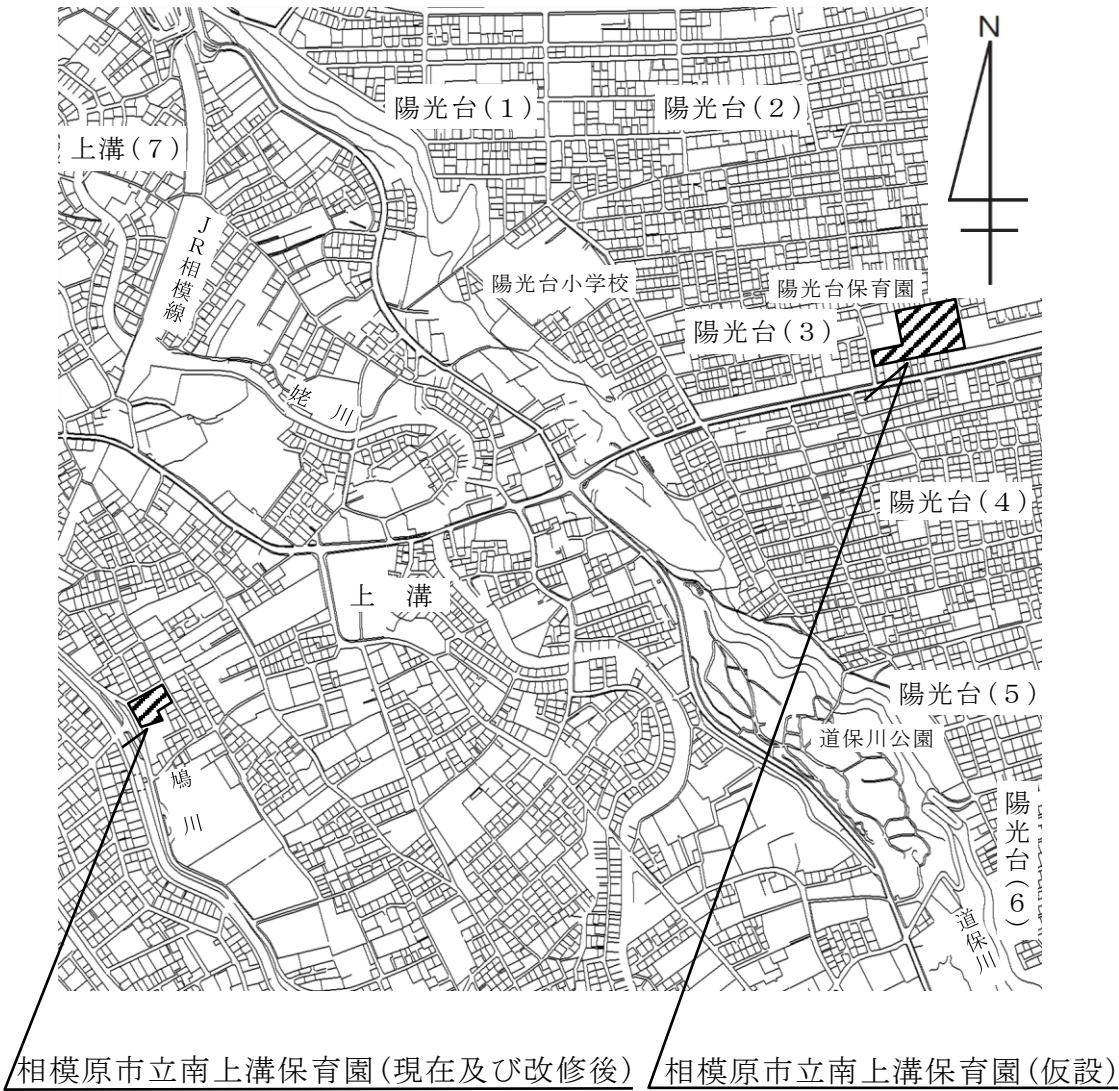
附 則

この条例中第 1 条の規定は令和 5 年 8 月 28 日から、第 2 条の規定は公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

提案の理由

相模原市立南上溝保育園の改修工事に伴い、その位置を、工事期間中は仮設の施設の所在地に、工事終了後は現在の施設の所在地に変更いたしたく提案するものである。

案 内 図



相模原市立勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例について
相模原市立勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように制定
する。

令和 5 年 2 月 1 0 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例
相模原市立勤労者総合福祉センター条例(平成 1 5 年相模原市条例第 4 6 号)の一
部を次のように改正する。

別表第 1 第 1 項第 1 号の表中

「

2 5 , 0 0 0 円
3 4 , 0 0 0 円
1 3 , 7 0 0 円
2 7 , 4 0 0 円
7 , 7 0 0 円
1 5 , 4 0 0 円
6 , 8 0 0 円
6 , 8 0 0 円
5 , 5 0 0 円
6 , 8 0 0 円
2 , 7 5 0 円
5 , 5 0 0 円
6 , 9 0 0 円
1 1 , 4 0 0 円

を
」

「

29,700円
40,300円
16,250円
32,500円
8,050円
16,100円
7,100円
7,200円
5,600円
7,100円
2,800円
5,600円
7,100円
13,900円

に改める。

」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1第1項第1号の規定は、令和6年4月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市立勤労者総合福祉センターの利用に係る料金の規定を改正いたしたく提案するものである。

議案第 37 号関係資料

相模原市立勤労者総合福祉センター条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市立勤労者総合福祉センターの利用に係る料金の規定の改正（別表第 1 関係）

施設の専用利用の基本利用料金

区分		1 日 (午前 9 時～午後 10 時)	
		現行	改正後
ホール	平日	25,000 円	29,700 円
	土曜日	34,000 円	40,300 円
	日曜日		
	休日		
多目的室	1 / 2	13,700 円	16,250 円
	全面	27,400 円	32,500 円
第 1 研修室	1 / 2	7,700 円	8,050 円
	全面	15,400 円	16,100 円
第 2 研修室		6,800 円	7,100 円
第 1 会議室		6,800 円	7,200 円
第 2 会議室		5,500 円	5,600 円
工芸室		6,800 円	7,100 円
教養文化室	1 / 2	2,750 円	2,800 円
	全面	5,500 円	5,600 円
音楽練習室		6,900 円	7,100 円
リハーサル室		11,400 円	13,900 円

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和 5 年 10 月 1 日

(2) 経過措置

1に係る規定は、令和6年4月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立産業会館条例の一部を改正する条例について
相模原市立産業会館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 10 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立産業会館条例の一部を改正する条例
相模原市立産業会館条例(平成 4 年相模原市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 1 項の表中	「	31,500 円	を	「	31,200 円	に改める。
		42,000 円			40,000 円	
		16,200 円			17,000 円	
		17,600 円			18,500 円	
		19,100 円			18,500 円	
		20,100 円			21,000 円	
		5,500 円			5,700 円	
		10,300 円			10,800 円	
		12,300 円			12,800 円	
	」			」		

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 第 1 項の改

正規定(	「	31,500 円	を	「	31,200 円	に改める部分及び

42,000 円		40,000 円

」

「

19,100 円		18,500 円

」

を

」

に改める部分に限る。)及び次項の規定

は、同年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第 1 第 1 項(多目的ホール及び懇談室に係る部分に限る。)の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第 1 第 1 項(展示室、大研修室、小研修室、O A 研修室及び多目的室に係る部分に限る。)の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。
- 4 改正後の別表第 1 第 1 項(国際商談室に係る部分に限る。)の規定は、令和 6 年 10 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市立産業会館の利用に係る料金の規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市立産業会館条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市立産業会館の利用に係る料金の規定の改正(別表第1関係)

施設の基本利用料金

区分		1 日 (9 時～22 時)	
		現行	改正後
多目的ホール	平日	31,500 円	31,200 円
	土曜日	42,000 円	40,000 円
	日曜日		
	休日		
展示室		16,200 円	17,000 円
国際商談室		17,600 円	18,500 円
懇談室		19,100 円	18,500 円
大研修室		20,100 円	21,000 円
小研修室		5,500 円	5,700 円
OA 研修室		10,300 円	10,800 円
多目的室		12,300 円	12,800 円

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年10月1日。ただし、1(多目的ホール及び懇談室に係る部分に限る。)に係る規定及び(2)アに係る規定は、同年4月1日

(2) 経過措置

ア 1(多目的ホール及び懇談室に係る部分に限る。)に係る規定は、令和5年10月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

イ 1(展示室、大研修室、小研修室、OA 研修室及び多目的室に係る部分に限る。)に係る規定は、令和6年4月1日以後の利用に係る料金について適

用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

ウ 1（国際商談室に係る部分に限る。）に係る規定は、令和6年10月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立鳥居原ふれあいの館条例の一部を改正する条例について
相模原市立鳥居原ふれあいの館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 10 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立鳥居原ふれあいの館条例の一部を改正する条例
相模原市立鳥居原ふれあいの館条例(平成 17 年相模原市条例第 125 号)の一部
を次のように改正する。

別表中	「	1, 300 円	を	「	1, 600 円	に改める。
		650 円			800 円	
	」			」		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、令和 6 年 1 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市立鳥居原ふれあいの館の利用に係る料金の規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市立鳥居原ふれあいの館条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市立鳥居原ふれあいの館の利用に係る料金の規定の改正(別表関係)

区分	単位		利用料金	
			現行	改正後
研修・練習室	1 時間につき	全室	1, 300 円	1, 600 円
		半室	650 円	800 円

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和 5 年 10 月 1 日

(2) 経過措置

1 に係る規定は、令和 6 年 1 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、
同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例について
相模原市地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月10日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例
相模原市地球温暖化対策推進条例(平成24年相模原市条例第88号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

さがみはら地球温暖化の防止に向けた脱炭素社会づくり条例

目次中「第5条」を「第6条」に、「第6条」を「第7条」に、「第7条―第11条」を「第8条―第12条」に、「第12条―第15条」を「第13条―第16条」に、「第16条―第19条」を「第17条―第20条」に、「低炭素都市づくり」を「脱炭素都市づくり」に、「第20条―第22条」を「第21条―第23条」に、「第23条」を「第24条」に、「第24条」を「第25条」に、
「第8節 森林の保全、整備等(第25条) を
第9節 教育及び学習の推進等(第26条・第27条)」
「第8節 森林の保全、整備等(第26条)
第9節 気候変動適応の推進(第27条) に、「第28条―第30
第10節 教育及び学習の推進等(第28条・第29条)」
条」を「第30条―第32条」に、「第31条」を「第33条」に、「第32条・
第33条」を「第34条・第35条」に改める。

第1条中「地球環境への負荷の少ない低炭素社会」を「脱炭素社会」に改める。

第2条中第5号を第8号とし、第4号を第7号とし、第3号を第6号とし、同条第2号中「抑制並びに」を「量の削減並びに」に、「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に、「地球温暖化への適応を図る」を「気候変動適応の」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第1号を第2号とし、同号

の次に次の２号を加える。

- (３) 気候変動影響 地球温暖化その他の気候変動に起因して、人の健康又は生活環境の悪化、生物の多様性の低下その他の生活、社会、経済又は自然環境において生ずる影響をいう。
- (４) 気候変動適応 気候変動影響に対応して、これによる被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図ることをいう。

第２条に第１号として次の１号を加える。

- (１) 脱炭素社会 人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会をいう。

第３３条を第３５条とし、第３２条を第３４条とし、第４章中第３１条を第３３条とし、第３章中第３０条を第３２条とし、第２９条を第３１条とし、第２８条を第３０条とし、第２章第９節中第２７条を第２９条とし、第２６条を第２８条とする。

第２章中第９節を第１０節とし、第８節の次に次の１節を加える。

第９節 気候変動適応の推進

第２７条 市は、地域の特性に応じた気候変動適応を推進するものとする。

- ２ 事業者及び市民は、その事業活動又は日常生活において、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報を収集し、市の気候変動適応に関する施策に協力するよう努めなければならない。
- ３ 市は、気候変動影響及び気候変動適応に関し、事業者及び市民の理解を深めるため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

第２章第８節中第２５条を第２６条とする。

第２４条第１項中「抑制を」を「量の削減を」に改め、同条第２項中「排出を抑制するよう」を「排出の量を削減するよう」に改め、第２章第７節中同条を第２５条とする。

第２３条第３項中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同条に次の１項を加える。

- ４ 市は、市が所有する施設又は事業において使用する電力及びエネルギーの調達に当たっては、再生可能エネルギーの利用に努めなければならない。

第2章第6節中第23条を第24条とする。

第22条中「抑制」を「量の削減」に改め、第2章第5節中同条を第23条とする。

第21条の見出し中「抑制」を「量の削減」に改め、同条中「ついて」の次に「、再生可能エネルギーの導入」を加え、「抑制」を「量の削減」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第22条とする。

2 市は、前項に規定する者の当該建築物に係る再生可能エネルギーの導入、エネルギーの使用の合理化その他の温室効果ガスの排出の量の削減を図る取組を促進するため、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

第2章第5節の節名及び第20条(見出しを含む。)中「低炭素都市づくり」を「脱炭素都市づくり」に改め、同条を第21条とする。

第2章第4節中第19条を第20条とし、第18条を第19条とし、第17条を第18条とする。

第16条中「抑制」を「量の削減」に改め、同条を第17条とする。

第2章第3節中第15条を第16条とし、第14条を第15条とする。

第13条第2項中「抑制」を「量の削減」に改め、同条を第14条とする。

第12条中「抑制」を「量の削減」に改め、同条を第13条とする。

第11条第1項中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に、「作成し、市長に提出することができる」を「作成するよう努めるものとする」に改め、同条第2項第2号中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同条中第6項を第8項とし、第5項を第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 市長は、第3項及び第4項の規定により地球温暖化対策計画が提出されたとき、又は前項の規定により地球温暖化対策計画の実施状況が報告されたときは、規則で定めるところにより、当該地球温暖化対策計画又はその実施状況の概要を公表するものとする。

第11条第4項中「必要な支援」を「次に掲げる支援等」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第2項第2号の目標の達成のための支援
- (2) 温室効果ガスの排出の量の削減等に関する助言
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める措置

第11条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 中小規模事業者は、規則で定めるところにより、第1項の規定により作成した地球温暖化対策計画を市長に提出することができる。

第2章第2節中第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条(見出しを含む。)中「抑制」を「量の削減」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「抑制」を「量の削減」に改め、同条を第8条とする。

第6条第2項第2号中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 気候変動適応の推進に関する事項

第6条第3項第3号中「第31条第1項」を「第33条第1項」に改め、第2章第1節中同条を第7条とする。

第5条第1項中「市民は」の次に「、基本理念にのっとり」を加え、「温室効果ガスの排出の抑制等」を「地球温暖化対策」に改め、第1章中同条を第6条とする。

第4条第1項中「事業者は」の次に「、基本理念にのっとり」を加え、「温室効果ガスの排出の抑制等」を「地球温暖化対策」に改め、同条を第5条とする。

第3条第1項中「市は」の次に「、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり」を、「推進する」の次に「ため、自ら率先してこれに取り組み、脱炭素社会の実現を目指す」を加え、同条第4項中「温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化」を「地球温暖化対策」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(基本理念)

第3条 地球温暖化対策の推進は、気候変動のもたらす影響が誰もが直面している差し迫った危機であることを踏まえ、地域の特性に応じた気候変動適応並びにエネルギーの使用の合理化、再生可能エネルギーの利用の促進、森林の適切な保全及び整備その他の温室効果ガスの排出の量の削減等を総合的かつ計画的に推進しつつ、地域資源及び新たな技術を活用することにより、2050年の脱炭素社会の実現に向け、市、事業者、市民等あらゆる行動主体が相互に連携及び協力をし、一丸となって取り組むものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の相模原市地球温暖化対策推進条例第 11 条第 1 項又は第 3 項の規定により提出された同条第 1 項に規定する地球温暖化対策計画(令和 4 年度が計画期間に含まれるものに限る。以下「旧地球温暖化対策計画」という。)及び同条第 5 項の規定により報告された実施状況(旧地球温暖化対策計画の実施状況であるものに限る。)は、それぞれ改正後のさがみはら地球温暖化の防止に向けた脱炭素社会づくり条例(以下「新条例」という。)第 12 条第 3 項に規定する地球温暖化対策計画(以下「新地球温暖化対策計画」という。)及び同条第 6 項に規定する実施状況(以下「新地球温暖化対策計画実施状況報告」という。)とみなす。
- 3 市長は、前項の規定によりみなされた新地球温暖化対策計画(以下この項において「みなし地球温暖化対策計画」という。)を提出した者から申出があったときは、次に掲げるものについて、新条例第 12 条第 7 項の規定を適用しないことができる。
 - (1) みなし地球温暖化対策計画及び前項の規定によりみなされた新地球温暖化対策計画実施状況報告の概要
 - (2) 新条例第 12 条第 4 項の規定により提出されたみなし地球温暖化対策計画に係る変更後の地球温暖化対策計画
 - (3) 新条例第 12 条第 6 項の規定により報告されたみなし地球温暖化対策計画(前号に規定する変更後の地球温暖化対策計画がある場合は、当該変更後の地球温暖化対策計画)に係る実施状況の概要

提案の理由

地球温暖化の防止に向けた脱炭素社会の実現を図るため、題名及び定義に係る規定の改正、基本理念に係る規定の追加、市、事業者及び市民の責務に係る規定、地球温暖化対策実行計画の策定等に係る規定、中小規模事業者による地球温暖化対策計画の作成等に係る規定、建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制に係る規定及び再生可能エネルギーの利用の促進に係る規定の改正、気候変動適応の推進

に係る規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市地球温暖化対策推進条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 題名の改正(題名関係)

題名を「さがみはら地球温暖化の防止に向けた脱炭素社会づくり条例」とするもの

(2) 定義に係る規定の改正(第2条関係)

ア 脱炭素社会、気候変動影響及び気候変動適応について、それぞれ次のとおり定義するもの

(ア) 人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会を脱炭素社会と定義するもの

(イ) 地球温暖化その他の気候変動に起因して、人の健康又は生活環境の悪化、生物の多様性の低下その他の生活、社会、経済又は自然環境において生ずる影響を気候変動影響と定義するもの

(ウ) 気候変動影響に対応して、これによる被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図ることを気候変動適応と定義するもの

イ 地球温暖化対策の定義について、気候変動適応のための取組を含むこととするもの

(3) 基本理念に係る規定の追加(第3条関係)

基本理念を、地球温暖化対策の推進は、気候変動のもたらす影響が誰もが直面している差し迫った危機であることを踏まえ、地域の特性に応じた気候変動適応並びにエネルギーの使用の合理化、再生可能エネルギーの利用の促進、森林の適切な保全及び整備その他の温室効果ガスの排出の量の削減等を総合的かつ計画的に推進しつつ、地域資源及び新たな技術を活用することにより、2050年の脱炭素社会の実現に向け、市、事業者、市民等あらゆる行動主体が相互に連携及び協力をし、一丸となって取り組むこととするもの

(4) 市、事業者及び市民の責務に係る規定の改正(第4条から第6条までの規定

関係)

ア 次の事項を市の責務とするもの

(ア) 市は、自ら率先して地球温暖化対策に取り組み、脱炭素社会の実現を目指すこととするもの

(イ) 市は、自らの事務事業に関し、地球温暖化対策のための措置を講ずることとするもの

イ 事業者及び市民の責務について、地球温暖化対策のための措置を講ずるよう努めなければならないこととするもの

(5) 地球温暖化対策実行計画の策定等に係る規定の改正(第7条関係)

市が策定する地球温暖化対策実行計画に定める事項として、気候変動適応の推進に関する事項を追加するもの

(6) 中小規模事業者による地球温暖化対策計画の作成等に係る規定の改正(第12条関係)

ア 中小規模事業者は、事業活動に関し、地球温暖化対策計画を作成するよう努めることとするもの

イ 市は、地球温暖化対策計画を提出した中小規模事業者に対し、次に掲げる支援等を行うよう努めなければならないこととするもの

(ア) 温室効果ガスの排出の量の削減等に係る目標の達成のための支援

(イ) 温室効果ガスの排出の量の削減等に関する助言

(ウ) (ア)及び(イ)のほか、市長が必要と認める措置

ウ 市は、中小規模事業者から提出された地球温暖化対策計画及びその実施状況の概要を公表することとするもの

(7) 建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制に係る規定の改正(第22条関係)

ア 建築物の新築等をしようとする者が、当該建築物について温室効果ガスの排出の量の削減を図るために努めなければならない措置として、再生可能エネルギーの導入を追加するもの

イ 市は、建築物の新築等をしようとする者の当該建築物に係る再生可能エネルギーの導入等の温室効果ガスの排出の量の削減を図る取組を促進するため、情報の提供その他必要な支援を行うものとするもの

(8) 再生可能エネルギーの利用の促進に係る規定の改正(第24条関係)

市は、市が所有する施設又は事業において使用する電力及びエネルギーの調

達に当たり、再生可能エネルギーの利用に努めなければならないこととするもの

(9) 気候変動適応の推進に係る規定の追加(第27条関係)

ア 市は、地域の特性に応じた気候変動適応を推進することとするもの

イ 事業者及び市民は、その事業活動又は日常生活において、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報を収集し、市の気候変動適応に関する施策に協力するよう努めなければならないこととするもの

ウ 市は、気候変動影響及び気候変動適応に関し、事業者及び市民の理解を深めるため、情報の提供その他の必要な措置を講ずることとするもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年4月1日

(2) 経過措置

ア 令和5年4月1日前に改正前の条例の規定により提出された地球温暖化対策計画(令和4年度が計画期間に含まれるものに限る。以下「旧計画」という。)及び報告された実施状況は、それぞれ改正後の条例(以下「新条例」という。)の地球温暖化対策計画(以下「新計画」という。)及び実施状況(以下「新実施状況」という。)とみなすこととするもの

イ 市長は、アに係る規定によりみなされた新計画(以下「みなし計画」という。)の提出者から申出があったときは、次に掲げるものについて、1(6)ウに係る規定を適用しないことができることとするもの

(ア) みなし計画及びアに係る規定によりみなされた新実施状況の概要

(イ) みなし計画を変更した場合の変更後の地球温暖化対策計画

(ウ) みなし計画((イ)に係る規定の変更後の地球温暖化対策計画がある場合は、当該変更後の地球温暖化対策計画)の実施状況の概要

相模原市立相模川ふれあい科学館条例の一部を改正する条例について
相模原市立相模川ふれあい科学館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 1 0 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立相模川ふれあい科学館条例の一部を改正する条例
相模原市立相模川ふれあい科学館条例(昭和 6 2 年相模原市条例第 1 0 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「定める」の次に「ものとする」を加える。

別表備考を次のように改める。

備考

- 1 小人とは、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者をいう。ただし、個人で観覧する 1 5 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者であつて、市内に居住し、又は市内の学校教育法(昭和 2 2 年法律第 2 6 号)第 1 条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限る。)若しくは特別支援学校(小学部及び中学部に限る。)に通学するもの(以下「市内の子ども」という。)を除く。
- 2 市内の子どもが個人で観覧する場合又は学齢に達しない者が観覧する場合の利用料金は、無料とする。

附 則

この条例は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

提案の理由

少子化対策としての子どもの居場所づくりの推進及び子育て世帯の経済的負担の軽減のために子どもの施設利用を無料とすることに伴う相模原市立相模川ふれあい科学館の利用に係る料金の規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案す

るものである。

議案第 4 1 号関係資料

相模原市立相模川ふれあい科学館条例の改正の概要

1 改正の内容

子どもの施設利用の無料化に係る料金の規定の改正(別表関係)

15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であって、市内に居住し、又は市内の小学校、中学校等に通学するものが個人で観覧する場合の利用に係る料金を無料とするもの

2 施行期日

令和5年10月1日

相模原市都市公園条例の一部を改正する条例について
相模原市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 1 0 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市都市公園条例の一部を改正する条例
相模原市都市公園条例(昭和 4 5 年相模原市条例第 1 1 号)の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 2 項及び第 2 0 条の 7 第 1 項中「及び動物広場ポニー乗馬場」を「、動物広場ポニー乗馬場及び多目的室」に改める。

別表第 1 の 2 相模原スポーツ・レクリエーションパークの項中「人工芝グラウンド」の次に「、人工芝軟式野球場、多目的室」を加える。

別表第 1 の 3 中

軟式野球場	(5 月～8 月)8 時 30 分～18 時 30 分 (9 月～4 月)8 時 30 分～16 時 30 分

を

軟式野球場	(5 月～8 月)8 時 30 分～18 時 30 分 (9 月～4 月)8 時 30 分～16 時 30 分
人工芝軟式野球場	(5 月～8 月)8 時 30 分～18 時 30 分 (9 月～4 月)8 時 30 分～16 時 30 分

に改め、同表に次のように加える。

多目的室	1 月 4 日～12 月 28 日	(5 月～8 月)8 時 30 分～18 時 30 分 (9 月～4 月)8 時 30 分～16 時 30 分

別表第 2 第 5 項第 1 号の表中

「	「		
5,400 円	7,000 円		
27,000 円	35,000 円		
54,000 円	70,000 円		
5,400 円	7,000 円		
6,700 円	7,600 円	を	に改め、同表軟式野球場の項の次に次のように
10,000 円	11,400 円		
3,300 円	4,200 円		
16,500 円	21,000 円		
3,300 円	4,200 円		
」	」		

加える。

人工芝軟式野球場	市 民	2 時間につき	5,500 円
	市 民 以 外 の も の		13,750 円

別表第 2 第 5 項第 1 号の表中

「	「		「	「	
3,300 円	4,200 円		3,200 円	4,100 円	
16,500 円	21,000 円		16,000 円	20,500 円	
3,300 円	4,200 円	を	3,200 円	4,100 円	に、
1,300 円	1,300 円				
」	」		」	」	
「	「				
220 円	280 円	を			に改め、同表備考 1 中「中学生以下の者をいう」
110 円	140 円				
」	」				

を「、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者(以下「児童生徒等」と

いう。)をいう。ただし、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であつて、市内に居住し、又は市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限る。)若しくは特別支援学校(小学部及び中学部に限る。)に通学するもの(以下「市内の子ども」という。)を除く」に改め、同表備考4中「掲げる額」の次に「(市内の子どもが利用の承認を受けた時間を超過した場合は、同表金額の欄に掲げる小人の額)」を加え、同表備考4を同表備考5とし、同表中備考3を備考4とし、備考2を備考3とし、備考1の次に次のように加える。

2 市内の子ども及び学齢に達しない者が利用する場合のニュースポーツ広場及び屋外水泳プールの使用料は、無料とする。

別表第2第5項第2号の表中備考5を削り、備考4を備考6とし、同表備考3中「掲げる額」の次に「(市内の子どもが利用の承認を受けた時間を超過した場合は、同表金額の欄に掲げる小人の額)」を加え、同表備考3を同表備考5とし、同表中備考2を備考4とし、備考1を備考3とし、備考3の前に次のように加える。

1 小人とは、児童生徒等(市内の子どもを除く。)をいう。

2 市内の子ども及び学齢に達しない者が利用する場合のニュースポーツ広場夜間照明施設の使用料は、無料とする。

別表第3に次のように加える。

相模原スポーツ・レクリエーションパーク

別表第 4 第 1 項の表中	81, 000 円	を	105, 000 円	に改め、同表備考 1
	202, 500 円		262, 500 円	
	320 円		410 円	
	160 円		200 円	
	1, 600 円		2, 050 円	
	59, 100 円		76, 800 円	
	147, 700 円		192, 000 円	
	320 円		410 円	
	160 円		200 円	

1,600 円	2,050 円
61,000 円	79,400 円
152,700 円	198,500 円

」

中「中学生以下の者を除く」を「児童生徒等及び学齢に達しない者を除く」に、「中学生以下の者をいう」を「、競技場及び第2競技場の項にあつては児童生徒等(市内の子どもを除く。))を、アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室の項にあつては児童生徒等及び学齢に達しない者をいう」に改め、同表備考2中「個人が」を「個人又は団体が」に改め、同表備考4中「掲げる額」の次に「(市内の子どもが利用の承認を受けた時間を超過した場合は、同表金額の欄に掲げる小人の額)」を加え、同表備考4を同表備考5とし、同表中備考3を備考4とし、備考2の次に次のように加える。

- 3 一般利用のうち、市内の子ども又は学齢に達しない者が個人で利用する場合の競技場及び第2競技場の利用料金は、無料とする。

別表第4中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 法第2条第2項第9号に規定する施設

有料公園施設の種類	単 位	金 額
多目的室	1日(8時30分～18時30分)	7,600 円

備考

- 1 入場料等(営利等を目的として徴収する入場料その他これに類する料金をいう。)を徴収して多目的室を利用する場合における利用料金の額は、この表に掲げる額を2倍した額とする。
- 2 利用の承認を受けた時間を超過した場合における超過した時間に係る利用料金の額は、超過した時間1時間(1時間未満の端数は、1時間とする。)につき、この表に掲げる額の1時間相当額を1.2倍した額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第3項及び第4項の規定 公布の日
- (2) 別表第2第5項第1号の改正規定(軟式野球場の項の次に次のように加える部分を除く。)、別表第2第5項第2号及び別表第4第1項の改正規定並びに次項の規定 令和5年10月1日
- (3) 別表第1の2の改正規定(「人工芝グラウンド」の次に「、人工芝軟式野球場」を加える部分に限る。)、別表第1の3の改正規定(

「

軟式野球場

(5月～8月)8時30分～18時30分 (9月～4月)8時30分～16時30分

」

を

「

軟式野球場
人工芝軟式野球場

(5月～8月)8時30分～18時30分 (9月～4月)8時30分～16時30分
(5月～8月)8時30分～18時30分 (9月～4月)8時30分～16時30分

」

に改める部分に限る。)及び別表第2第5項第1号の改正規定(軟式野球場の項の次に次のように加える部分に限る。) 公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日

- (4) 第12条第2項及び第20条の7第1項の改正規定、別表第1の2の改正規定(「人工芝グラウンド」の次に「、多目的室」を加える部分に限る。)、別表第1の3の改正規定(同表に次のように加える部分に限る。)、別表第3の改正規定並びに別表第4中第3項を第4項とし、第2項の次に1項を加える改正規定 令和6年4月1日

(経過措置)

- 2 改正後の別表第2第5項第1号(人工芝軟式野球場、ニュースポーツ広場及び屋外水泳プールに係る部分を除く。)及び別表第4第1項(一般利用に係る部分を除く。)の規定は、令和6年4月1日以後の利用に係る使用料及び料金について適用し、同日前の利用に係る使用料及び料金については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 改正後の相模原市都市公園条例の規定による人工芝軟式野球場の利用の承認申請の受付その他必要な準備行為は、附則第1項第3号の規定の施行の日前においても行うことができる。
- 4 改正後の相模原市都市公園条例の規定による相模原スポーツ・レクリエーションパークの指定管理者の指定に関し必要な手続、多目的室の利用の承認申請の受付その他必要な準備行為は、附則第1項第4号の規定の施行の日前においても行うことができる。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直し並びに少子化対策としての子どもの居場所づくりの推進及び子育て世帯の経済的負担の軽減のために子どもの施設利用を無料にすることに伴う有料公園施設の利用に係る使用料及び料金に係る規定の改正並びに相模原スポーツ・レクリエーションパークにおける人工芝軟式野球場及び多目的室の設置並びに指定管理者の導入に伴う有料公園施設に係る規定及び指定管理者の管理に係る規定の追加をいたしたく提案するものである。

議案第 4 2 号関係資料(その 1)

相模原市都市公園条例の改正の概要

1 改正の内容

- (1) 相模原スポーツ・レクリエーションパークにおける人工芝軟式野球場及び多目的室の設置並びに指定管理者による管理に係る規定の追加(第 1 2 条、第 2 0 条の 7、別表第 1 の 2、別表第 1 の 3、別表第 2、別表第 3 及び別表第 4 関係)

ア 人工芝軟式野球場及び多目的室の設置

(ア) 供用期間及び供用時間

有料公園施設の種類	供用期間	供用時間
人工芝軟式野球場	1 月 4 日～12 月 28 日	(5 月～8 月) 8 時 30 分～18 時 30 分
多目的室		(9 月～4 月) 8 時 30 分～16 時 30 分

(イ) 人工芝軟式野球場(運動施設)の使用料の額

有料公園施設の種類	単位		金額
人工芝軟式野球場	市 民	2 時間につき	5,500 円
	市 民 以 外 の も の		13,750 円

(ウ) 多目的室(都市公園法(昭和 3 1 年法律第 7 9 号)に規定する都市公園の効用を全うする施設)の料金の額

有料公園施設の種類	単位	金額
多目的室	1 日(8 時 30 分～18 時 30 分)	7,600 円

イ 指定管理者による管理

指定管理者に管理を行わせる施設に相模原スポーツ・レクリエーションパークを追加するもの

(2) 有料公園施設の利用に係る使用料及び料金に係る規定の改正(別表第2及び別表第4関係)

ア 運動施設の使用料

種類		単位				金額	
						現行	改正後
野球場	横山公園	専用利用	入場料等	市民	2時間につき	5,400円	7,000円
			を徴収しない場合	市民以外のもの		27,000円	35,000円
						入場料等を徴収する場合	54,000円
		一般利用	1回			5,400円	7,000円
	相模湖林間公園	市民			2時間	6,700円	7,600円
		市民以外のもの			につき	10,000円	11,400円
軟式野球場		専用利用	市民		2時間	3,300円	4,200円
			市民以外のもの		につき	16,500円	21,000円
		一般利用	1回			3,300円	4,200円
少年野球・ソフトボール場		専用利用	市民		2時間	3,300円	4,200円
			市民以外のもの		につき	16,500円	21,000円
		一般利用	1回			3,300円	4,200円
グラウンド		専用利用	市民		2時間	3,200円	4,100円
			市民以外のもの		につき	16,000円	20,500円
		一般利用	1回			3,200円	4,100円
ニュースポーツ広場		大人			1回	220円	280円
		小人				110円	140円
屋外水泳プール		大人			2時間	220円	280円
		小人			につき	110円	140円

イ 運動施設の料金

種類	単位				金額	
					現行	改正後
競技場	専用利用	市民	1日		81,000円	105,000円

			市民以外のもの		(8 時 30 分 ～ 20 時 30 分)	202, 500円	262, 500円	
		一般利用	個人	大人	1 回	320円	410円	
				小人		160円	200円	
			団体	2 0 人まで ごと		1, 600円	2, 050円	
第 2 競 技場		専用利用	市民		1 日 (8 時 30 分 ～18 時 30 分)	59, 100円	76, 800円	
			市民以外のもの			147, 700円	192, 000円	
		一般利用	個人	大人	1 回	320円	410円	
				小人		160円	200円	
			団体	2 0 人まで ごと		1, 600円	2, 050円	
		人工芝グラウンド		横山公園	専用利用	市民		1 日 (8 時 30 分 ～ 21 時 30 分)
市民以外のもの						152, 700円	198, 500円	

ウ 子どもの施設利用の無料化

15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であって、市内に居住し、又は市内の小学校、中学校等に通学するものが、ニュースポーツ広場、屋外水泳プール及びニュースポーツ広場夜間照明施設を利用する場合の使用料並びに競技場及び第2競技場を個人で利用する場合の料金を無料とするもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

次のアからエまでに係る規定は、当該アからエまでに定める日

ア (3)に係る規定 公布の日

イ 1(2)及び(2)に係る規定 令和5年10月1日

ウ 1(1)ア(ア)(人工芝軟式野球場に係る部分に限る。)及び(イ)に係る規定
公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日

エ 1(1)ア(ア)(多目的室に係る部分に限る。)及び(ウ)並びに1(1)イに係
る規定 令和6年4月1日

(2) 経過措置

1(2)アに係る規定(ニュースポーツ広場及び屋外水泳プールに係る部分を除く。)及び1(2)イに係る規定(一般利用に係る部分を除く。)は、令和6年4月1日以後の利用に係る使用料及び料金について適用し、同日前の利用に係る使用料及び料金については、なお従前の例によることとするもの

(3) 準備行為

ア 改正後の条例の規定による人工芝軟式野球場の利用の承認申請の受付その他必要な準備行為は、(1)ウに係る規定により規則で定める日前においても行うことができることとするもの

イ 改正後の条例の規定による相模原スポーツ・レクリエーションパークの指定管理者の指定に関し必要な手続、多目的室の利用の承認申請の受付その他必要な準備行為は、令和6年4月1日前においても行うことができることとするもの

議案第42号関係資料(その2)

人工芝軟式野球場及び多目的室の概要

1 人工芝軟式野球場

(1) 位 置 相模原市中央区小山2679番地

(2) 施設面積 14,000平方メートル

(3) 施設内容

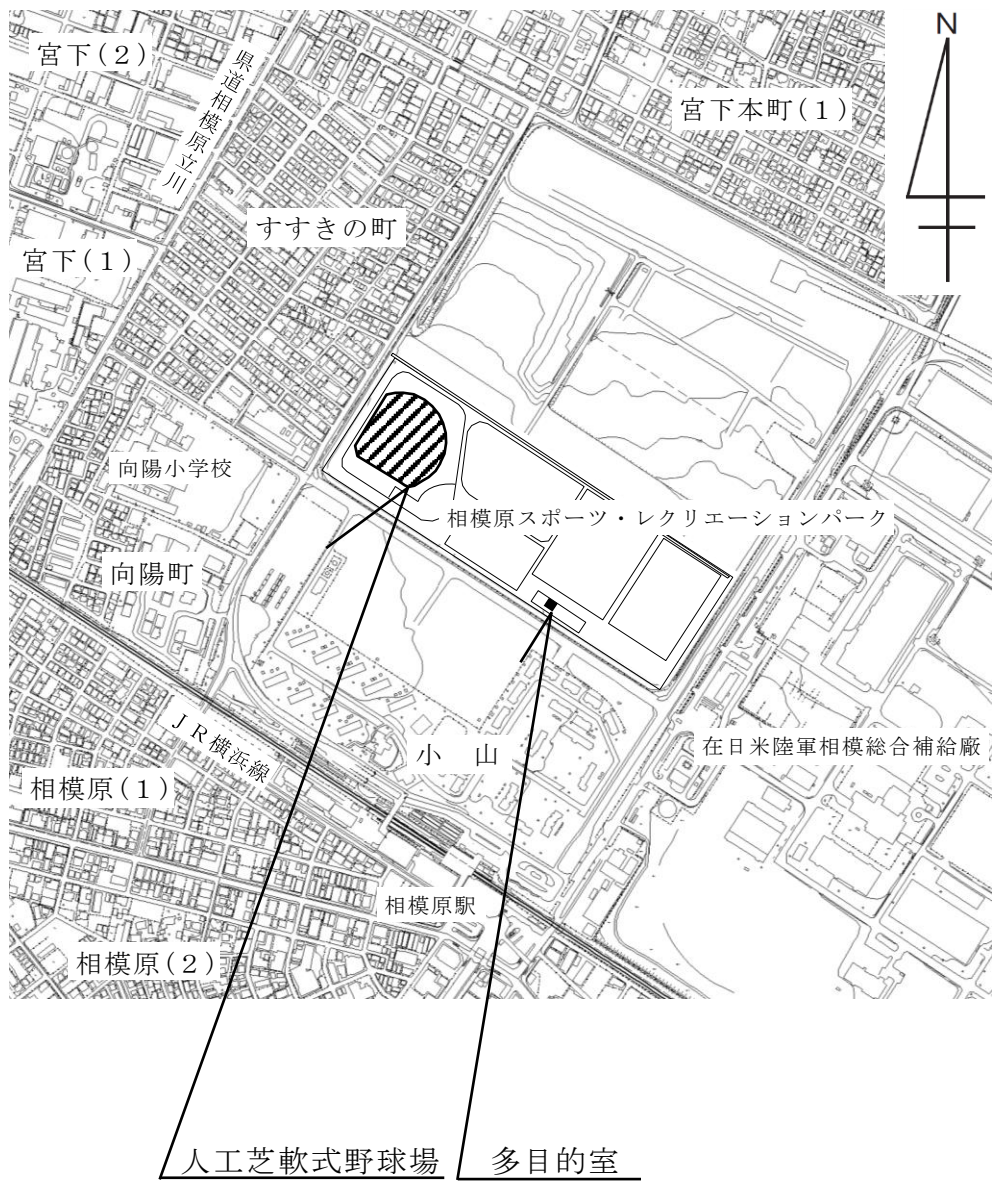
区分	仕様
内野、外野及び外周	人工芝舗装
マウンド及びベース周り	アンツーカ舗装
設備	ブルペン、ダッグアウト及び防球ネット

2 多目的室

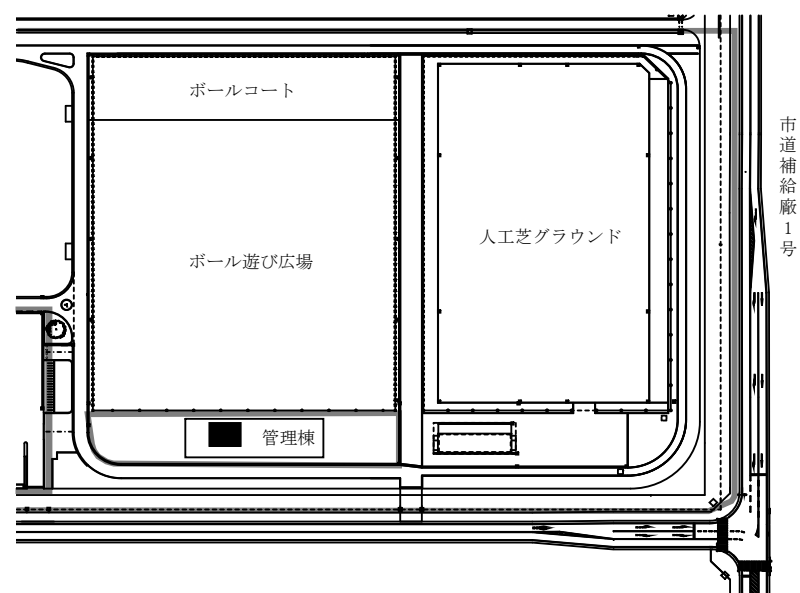
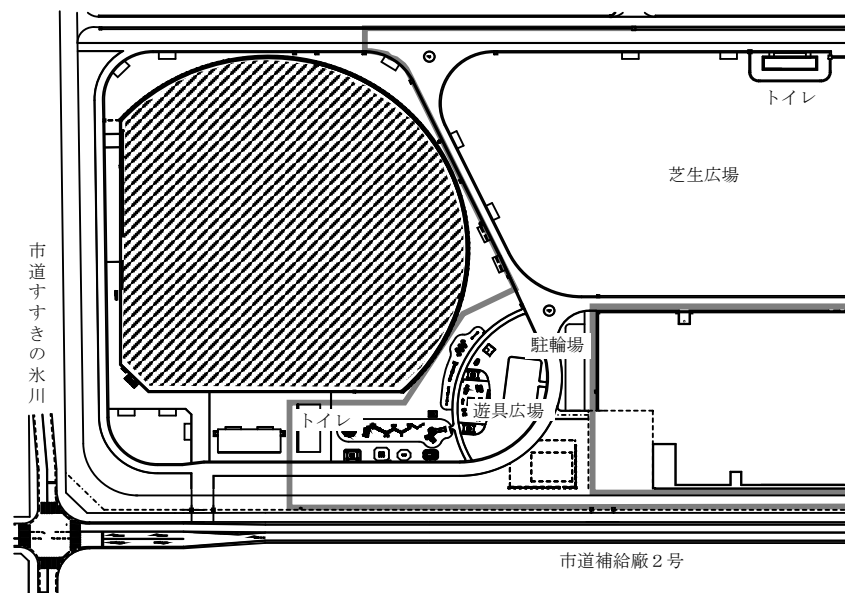
(1) 位 置 相模原市中央区小山2679番地 管理棟内

(2) 施設面積 105平方メートル

案 内 図



配置図

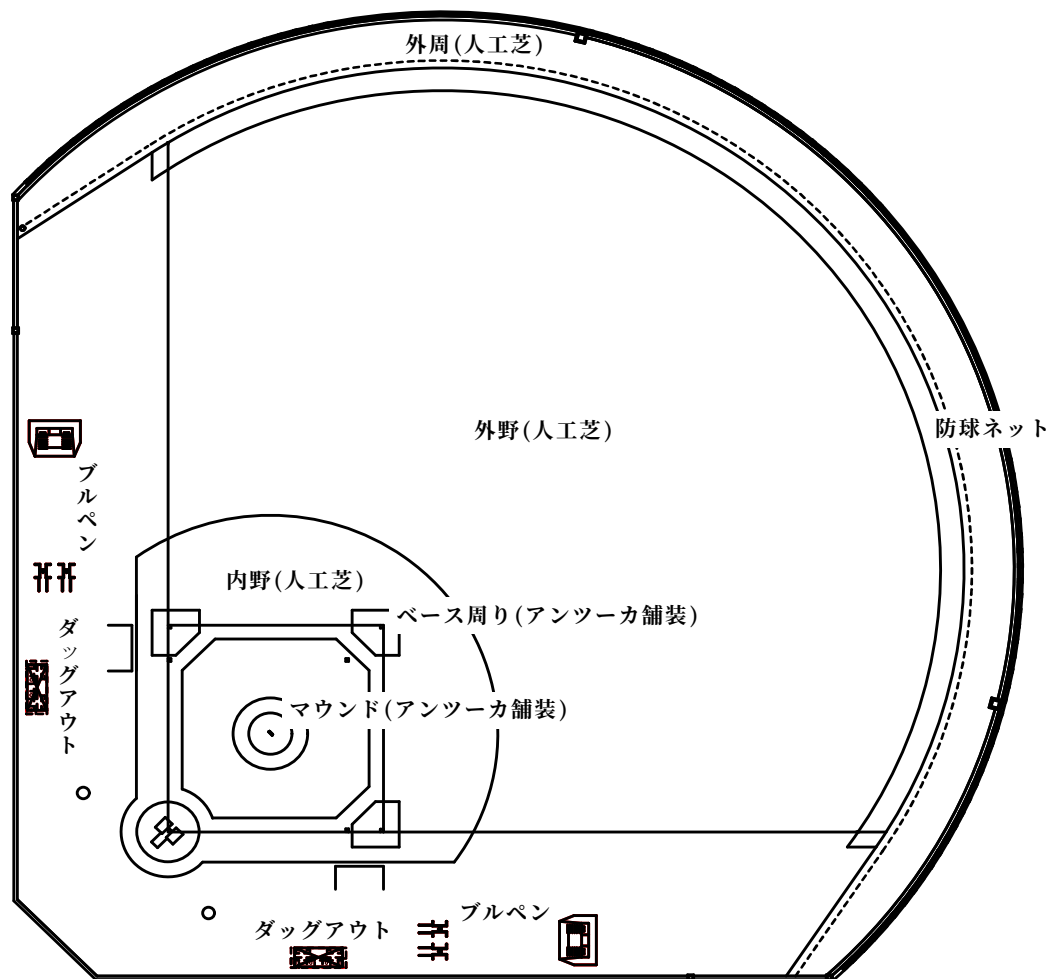


凡 例

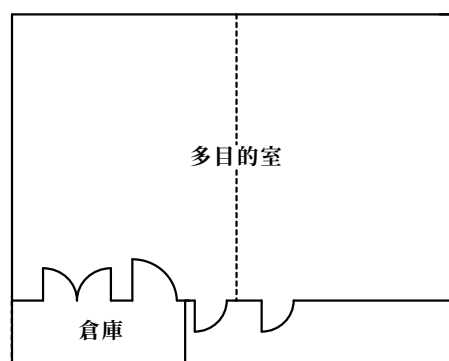
-  相模原スポーツ・レクリエーションパーク区域
(令和5年2月時点供用開始部分)
-  人工芝軟式野球場
-  多目的室

平 面 図

人工芝軟式野球場



多目的室



相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例の
一部を改正する条例について

相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 1 0 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例の
一部を改正する条例

相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例(昭和 4 7 年相模原市条例第 1 2 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 家庭系廃棄物の項中「2 8 0 円」を「3 6 0 円」に、「2 2 0 円」を「2 8 0 円」に改め、「当該特定家庭用機器廃棄物の」を削り、「2, 5 0 0 円」を「3, 2 0 0 円」に、「1, 6 0 0 円」を「2, 0 0 0 円」に、「2, 3 0 0 円」を「2, 9 0 0 円」に、「1 9 0 円」を「2 4 0 円」に改め、同表事業系一般廃棄物の項中「3 2 0 円」を「4 1 0 円」に、「2 9 0 円」を「3 7 0 円」に、「2 6 0 円」を「2 5 0 円」に改め、同表動物の死体の項中「3, 5 0 0 円」を「4, 3 0 0 円」に改める。

別表第 2 中「2 6 0 円」を「2 5 0 円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第 1 (特定家庭用機器廃棄物(特定家庭用機器再商品化法(平成 1 0 年法律第 9 7 号)に規定する再商品化等に必要な料金を支払済みのものに限る。)のうち市が収集し、及び運搬するものに係る部分に限る。)の規定は、この条例の施行の日以後に市が収集及び運搬の申込みを受けたものについて適用

し、同日前に市が収集及び運搬の申込みを受けたものについては、なお従前の例による。

提案の理由

受益と負担の適正化、ごみの発生及び排出の抑制による減量化及び資源化の推進並びに最終処分場の延命化を図るため、一般廃棄物処理手数料等の規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 4 3 号関係資料

相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例の
改正の概要

1 改正の内容

一般廃棄物処理手数料等の規定の改正(別表第 1 及び別表第 2 関係)

(1) ごみ処理手数料等

区分			現行	改正後
特定家庭用機器廃棄物(家電リサイクル法品目)※	収集及び運搬		1 個につき 2,500円	1 個につき 3,200円
	搬入		1 個につき 1,600円	1 個につき 2,000円
粗大ごみ	搬入	スプリング付きベッド マットレス	1 個につき 2,300円 に10kgにつき190円を 加算した額	1 個につき 2,900円 に10kgにつき240円を 加算した額
		スプリング付きベッド マットレス 以外	10kg につき 190 円	10kgにつき 240円
上記以外の家庭系廃棄物	搬入		10kgにつき 190円	10kgにつき 240円
事業系一般廃棄物の搬入			10kgにつき 260円	10kgにつき 250円
動物の死体の搬入			1 体につき 3,500 円	1 体につき 4,300円
産業廃棄物の搬入			10kgにつき 260円	10kgにつき 250円

※ 特定家庭用機器廃棄物(家電リサイクル法品目)とは、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)に規定する特定家庭用機器廃棄物のうち、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な料金を支払済みのものをい

う。

(2) し尿等処理手数料

ア し尿

区分		現行	改正後
家庭系し尿	(世帯人員1人当たり月36リットル以下の場合) 1人につき月額	280円	360円
	(人員によりがたい場合) 36リットルにつき	280円	360円
事業系し尿	36リットルにつき	320円	410円

イ 浄化槽汚泥等

区分		現行	改正後
家庭系浄化 槽汚泥等	36リットルにつき	220円	280円
事業系浄化 槽汚泥等	36リットルにつき	290円	370円

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年10月1日

(2) 経過措置

1(1)(特定家庭用機器廃棄物(家電リサイクル法品目)のうち市が収集し、及び運搬するものに係る部分に限る。)に係る規定は、令和5年10月1日以後に市が収集及び運搬の申込みを受けたものについて適用し、同日前に市が収集及び運搬の申込みを受けたものについては、なお従前の例によることとするもの

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例について

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 1 0 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成 4 年相模原
市条例第 1 5 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「関して」を「ついて」に改める。

別表第 1 に次のように加える。

4 4	青葉地区地区整備 計画区域	都市計画法第 2 0 条第 1 項の規定により告示された 相模原都市計画青葉地区地区計画において地区整備 計画が定められている区域

別表第 2 に次のように加える。

4 4 青葉地区地区整備計画区域

計 画 地 区	住宅 A 地区	住宅 B 地区	住宅 C 地区	沿道 A 地区	沿道 B 地区
	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 法別表第 2 (い) 項第 1 号及び第 3 号か ら第 9 号までに掲げるもの (2) 法別表第 2 (い) 項第 2 号に掲げるもの (政令第 1 3 0 条の 3 第 1 号及び第 7 号 に掲げるものに限る。) (3) 法別表第 2 (は) 項第 2 号から第 4 号ま で、第 6 号及び第 7 号に掲げるもの			政令第 1 3 0 条の 9 に掲げ る危険物の貯 蔵又は処理に 供する建築物 (自己の使用 のための貯蔵 施設その他こ	(1) 法別表 第 2 (に) 項第 3 号 に掲げる 建築物 (2) 法別表 第 2 (に) 項第 6 号

	(1) 建築しては ならない建 築物	(4) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち政令第130条の5の3各号に掲げるもので、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。) (5) 前各号に掲げるものに附属するもの(政令第130条の5の5各号に掲げるものを除く。)	れに類するものを除く。)	に掲げる建築物 (獣医療法(平成4年法律第46号)第2条第2項に規定する診療施設、動物の販売を業として営む店舗その他これらに類するものに附属するものを除く。) (3) 政令第130条の9に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供する建築物(自己の使用のための貯蔵

						施設その他これに類するものを除く。)
(2)	建築物の容積率の最高限度					
(3)	建築物の遮蔽率の最高限度					
(4)	建築物の敷地面積の最低限度	100平方メートル。ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するものについては、この限りでない。				
(5)	壁面の位置の制限	(ア)	距離	道路境界線及び隣地境界線までの場合にあつては、0.5メートル		
		(イ)	適用除外の建築物	物置、車庫その他これらに類する用途に供する建築物で、高さが3メートル以下で、かつ、軒の高さが2.3メートル以下であるもの		
		(1) 建築物の高さにあつては、11メートル	(1) 建築物の高さにあつては、11メートル	(1) 建築物の高さにあつては、11メートル	12メートル	15メートル
		(2) 建築物の各部分	(2) 建築物の各部分	(2) 建築物の各部分		

		の高さにあつては、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得た数値に6メートルを加えたもの	物が次のいずれにも該当する場合においては、その敷地が接する前面道路の部分の路面の中心のうち最も高い位置から15メートルア 建築物の全部又は一部の用途が大学（大学に附属する施設を含む。）であること。 イ 敷地面積が5,000	の高さにあつては、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得た数値に6メートルを加えたもの	

(6)	建築物の高さの最高限度		平方メートル以上であること。 ウ 外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離が4メートル以上であること。ただし、物置、車庫その他これらに類する用途に供する建築物で、高			

さが3
メート
ル以下
で、か
つ、軒
の 高
さ が
2. 3
メート
ル以下
である
ものに
ついて
は、こ
の限り
で な
い。

(2) 建築物
の軒(階
段室、昇
降機塔、
装飾塔、
物見塔、
屋窓その
他これら
に類する
建築物の
屋上部分
のものを
除く。)の
高さに

			あ っ て は、その 敷地が接 する前面 道路の部 分の路面 の中心の うち最も 高い位置 から 1 2 メートル （前号た だし書の 場合に限 る。） （3）建築物 の各部分 の高さに あ っ て は、当該 部分から 前面道路 の反対側 の境界線 又は隣地 境界線ま での真北 方向の水 平距離に 1 . 2 5 を乗じて			

			得た数値 に6メー トルを加 えたもの			

備考

- 1 この表(6)項住宅A地区の欄、住宅B地区の欄及び住宅C地区の欄における建築物の各部分の高さの算定に当たっては、建築物の敷地の地盤面が北側の隣地(北側に前面道路がある場合においては、当該前面道路の反対側の隣接地をいう。)の地盤面(隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。)より1メートル以上低い場合においては、その建築物の敷地の地盤面は、当該高低差から1メートルを減じたものの2分の1だけ高い位置にあるものとみなす。
- 2 この表(6)項住宅C地区の欄において、次のいずれにも該当する建築物で、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。
 - (1) 建築物の全部又は一部の用途が介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設であること。
 - (2) 敷地面積が5,000平方メートル以上であること。
 - (3) 外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離が4メートル以上であること。ただし、物置、車庫その他これらに類する用途に供する建築物で、高さが3メートル以下で、かつ、軒の高さが2.3メートル以下のものについては、この限りでない。
- 3 この表(6)項沿道A地区の欄において、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。

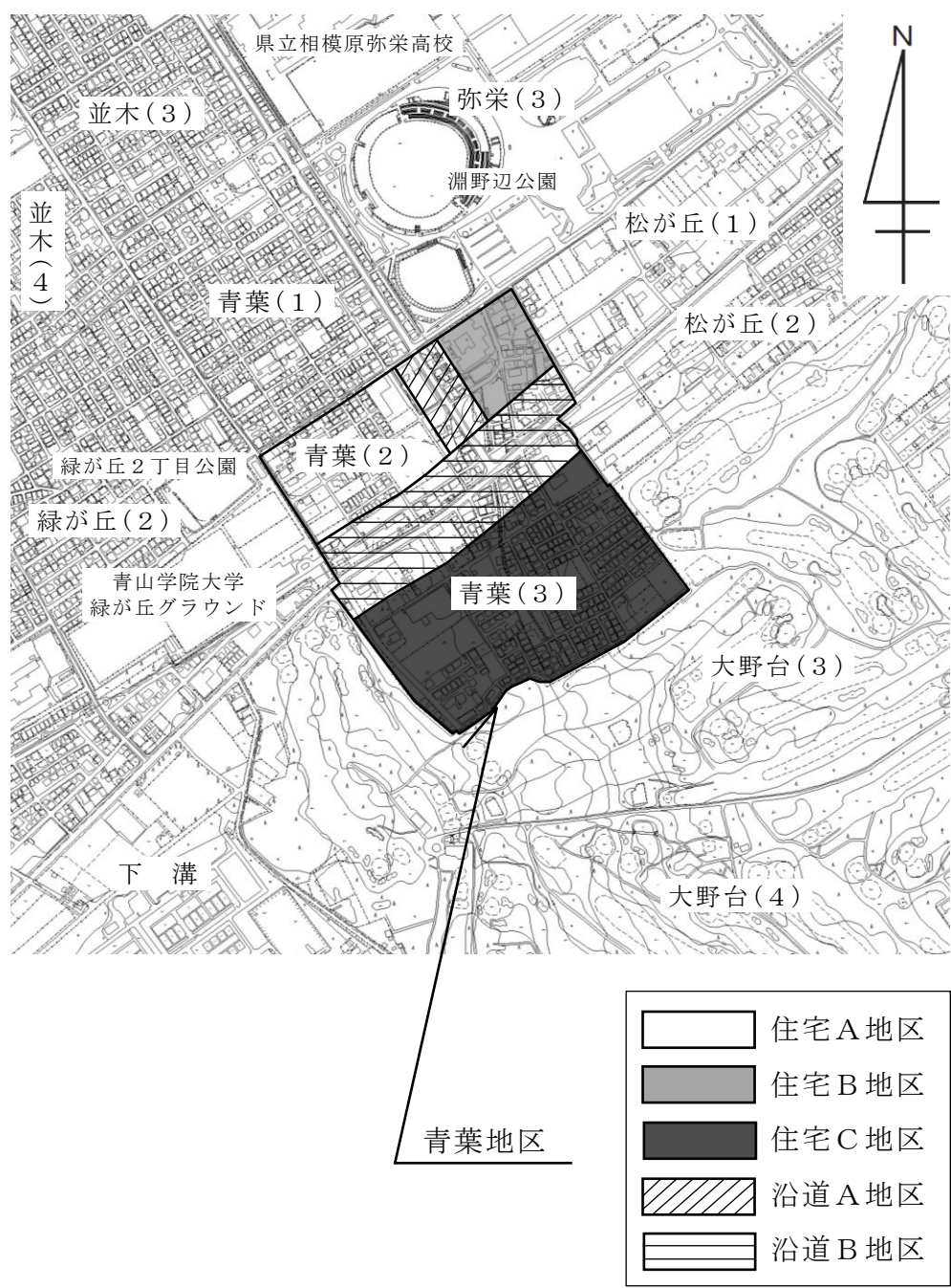
附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

建築基準法(昭和25年法律第201号)第68条の2第1項の規定に基づく適正な都市機能及び健全な都市環境を確保するための青葉地区の地区整備計画の区域内における建築物の制限についての所要の定めを追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

案 内 図



相模原市手数料条例の一部を改正する条例について
相模原市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 1 0 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市手数料条例の一部を改正する条例
相模原市手数料条例(平成 1 2 年相模原市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

別表第 4 第 3 号の表 1 の項金額の欄を次のように改める。

(1) 一戸建ての住宅の場合(当該 評価方法が建築物エネルギー 消費性能基準等を定める省令 (平成 2 8 年経済産業省・国土 交通省令第 1 号。以下この号 及び第 6 号において「省令」 という。)第 1 0 条第 2 号イ (2)及びロ(2)の基準による 評価方法(以下「誘導仕様基 準」という。)のものを除 く。) 次に掲げる床面積の区 分に応じて定める額 ア 床面積の合計が 200 平方メ ートル未満のもの 34,000 円(建築物のエネルギー消費 性能の向上に関する法律第 1 5 条第 1 項に規定する登 録建築物エネルギー消費性

能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)(以下これらを「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」という。))による技術的審査を受け、その適合証を添付している場合又は同法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書を添付している場合(以下この号並びに第6号の表3の項及び6の項において「適合証等の場合」という。))は、4,700円)

イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,000円(適合証等の場合は、4,700円)

(2) 一戸建ての住宅の場合(当該評価方法が誘導仕様基準のものに限る。) 次に掲げる床面積の区分に応じて定める額

ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円(適合証等の場合は、4,700円)

イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円

円(適合証等の場合は、4,700円)

(3) 1棟の建築物(一戸建ての住宅を除く。)の場合 次に掲げる額のうち、当該申請に係る部分の金額を合算した額

ア 住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。)(当該評価方法が誘導仕様基準のものを除く。) 次に掲げる床面積の区分に応じて定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの
69,000円(適合証等の場合は、9,400円)

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの
120,000円(適合証等の場合は、20,000円)

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの
200,000円(適合証等の場合は、45,000円)

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの
280,000円(適合証等の場

合は、81,000 円)

イ 住宅部分(当該評価方法が誘導仕様基準のものに限る。) 次に掲げる床面積の区分に応じて定める額

(ア) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの

33,000 円(適合証等の場合は、9,400 円)

(イ) 床面積の合計が 300 平方メートル以上、2,000 平方メートル未満のもの

57,000 円(適合証等の場合は、20,000 円)

(ウ) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上、5,000 平方メートル未満のもの

100,000 円(適合証等の場合は、45,000 円)

(エ) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの

160,000 円(適合証等の場合は、81,000 円)

ウ 非住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 11 条第 1 項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)(当該評価方法が省令第 10 条第 1 号イ(2)及びロ(2)の基準による評価方法(以下この号並

びに第6号の表3の項及び
6の項において「モデル建
物法」という。)のものを除
く。) 次に掲げる床面積の
区分に応じて定める額

(ア) 床面積の合計が300平方
メートル未満のもの

230,000円(適合証等の場
合は、9,400円)

(イ) 床面積の合計が300平方
メートル以上、1,000平方
メートル未満のもの

290,000円(適合証等の場
合は、16,000円)

(ウ) 床面積の合計が1,000平
方メートル以上、2,000平
方メートル未満のもの

370,000円(適合証等の場
合は、27,000円)

(エ) 床面積の合計が2,000平
方メートル以上、5,000平
方メートル未満のもの

530,000円(適合証等の場
合は、80,000円)

(オ) 床面積の合計が5,000平
方メートル以上、10,000
平方メートル未満のもの

650,000円(適合証等の
場合は、130,000円)

(カ) 床面積の合計が10,000
平方メートル以上、25,000

- 平方メートル未満のもの
770,000 円 (適合証等の
場合は、160,000 円)
- (キ) 床面積の合計が 25,000
平方メートル以上のもの
870,000 円 (適合証等の
場合は、200,000 円)
- エ 非住宅部分 (当該評価方法
がモデル建物法のものに限
る。) 次に掲げる床面積の
区分に応じて定める額
- (ア) 床面積の合計が 300 平方
メートル未満のもの
87,000 円 (適合証等の場
合は、9,400 円)
- (イ) 床面積の合計が 300 平方
メートル以上、1,000 平方
メートル未満のもの
110,000 円 (適合証等の場
合は、16,000 円)
- (ウ) 床面積の合計が 1,000 平
方メートル以上、2,000 平
方メートル未満のもの
150,000 円 (適合証等の場
合は、27,000 円)
- (エ) 床面積の合計が 2,000 平
方メートル以上、5,000 平
方メートル未満のもの
240,000 円 (適合証等の場
合は、80,000 円)
- (オ) 床面積の合計が 5,000 平

方メートル以上、10,000 平方メートル未満のもの 310,000 円（適合証等の場合は、130,000 円） （カ）床面積の合計が 10,000 平方メートル以上、25,000 平方メートル未満のもの 370,000 円（適合証等の場合は、160,000 円） （キ）床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの 440,000 円（適合証等の場合は、200,000 円）

別表第4第3号の表2の項中「又は(2)」を「、(2)又は(3)」に、「加算した金額」を「加算した額」に改め、同表3の項金額の欄を次のように改める。

（１）一戸建ての住宅の場合（当該評価方法が誘導仕様基準のものを除く。） 次に掲げる床面積の区分に応じて定める額 ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000 円（適合証等の場合は、2,350円） イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000 円（適合証等の場合は、2,350円） （２）一戸建ての住宅の場合（当該評価方法が誘導仕様基準のものに限る。） 次に掲げる床面積の区分に応じて定める額

ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 8,500円
(適合証等の場合は、2,350円)

イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 9,500円
(適合証等の場合は、2,350円)

(3) 既に計画の認定を受けた1棟の建築物(一戸建ての住宅を除く。)の場合 次に掲げる額のうち、当該変更申請に係る部分(既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。)の金額を合算した額

ア 住宅部分(当該評価方法が誘導仕様基準のものを除く。) 次に掲げる床面積の区分に応じて定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの
34,500円(適合証等の場合は、4,700円)

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの
60,000円(適合証等の場合は、10,000円)

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの

100,000円(適合証等の場合は、22,500円)

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの
140,000円(適合証等の場合は、40,500円)

イ 住宅部分(当該評価方法が誘導仕様基準のものに限る。) 次に掲げる床面積の区分に応じて定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの
16,500円(適合証等の場合は、4,700円)

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの
28,500円(適合証等の場合は、10,000円)

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの
50,000円(適合証等の場合は、22,500円)

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの
80,000円(適合証等の場合は、40,500円)

ウ 非住宅部分(当該評価方法がモデル建物法のものを除く。) 次に掲げる床面積の

区分に応じて定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

115,000円(適合証等の場合は、4,700円)

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上、1,000平方メートル未満のもの

145,000円(適合証等の場合は、8,000円)

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの

185,000円(適合証等の場合は、13,500円)

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの

265,000円(適合証等の場合は、40,000円)

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの

325,000円(適合証等の場合は、65,000円)

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの

385,000円(適合証等の場合は、80,000円)

(キ) 床面積の合計が25,000

平方メートル以上のもの
435,000円(適合証等の
場合は、100,000円)

エ 非住宅部分(当該評価方法
がモデル建物法のものに限
る。) 次に掲げる床面積の
区分に応じて定める額

(ア) 床面積の合計が300平方
メートル未満のもの
43,500円(適合証等の場合
は、4,700円)

(イ) 床面積の合計が300平方
メートル以上、1,000平方
メートル未満のもの
55,000円(適合証等の場合
は、8,000円)

(ウ) 床面積の合計が1,000平
方メートル以上、2,000平
方メートル未満のもの
75,000円(適合証等の場合
は、13,500円)

(エ) 床面積の合計が2,000平
方メートル以上、5,000平
方メートル未満のもの
120,000円(適合証等の場
合は、40,000円)

(オ) 床面積の合計が5,000平
方メートル以上、10,000
平方メートル未満のもの
155,000円(適合証等の
場合は、65,000円)

(カ) 床面積の合計が10,000
平方メートル以上、25,000
平方メートル未満のもの
185,000円(適合証等の
場合は、80,000円)

(キ) 床面積の合計が25,000
平方メートル以上のもの
220,000円(適合証等の
場合は、100,000円)

オ 新たに追加する住宅部分
又は非住宅部分 1の項の
(3)により算定した金額(こ
の場合において、同項の
(3)中「床面積」とあるの
は「追加する床面積」と読
み替えるものとする。)

別表第4第3号の表4の項中「又は(2)」を「、(2)又は(3)」に、「加算した金額」を「加算した額」に改める。

別表第4第4号の表中「又は(2)」を「、(2)又は(3)」に改める。

別表第4第6号の表1の項中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この号において「省令」という。)」を「省令」に、「金額」を「額」に改め、同表2の項(1)及び(2)中「金額」を「額」に改め、同表3の項(1)中「住宅の場合」の次に「(当該評価方法が誘導仕様基準のものを除く。)」を加え、「応じ、それぞれ次に」を「応じて」に、「金額」を「額」に改め、同項(1)ア中「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による技術的審査を受け、その適合証を添付している場合又は登録住宅性能評価機関による住宅性能評価を受け、審査に活用することができると認められた住宅性能評価書を添付している場合(以下この項及び6の項において「適合証等の場合」という。)」を「適合証等の場合」に改め、同項(2)アからウまで以外の部分中「定める金額」を「定める額」に、「合算した金額」を「合算した額」に改め、同項(2)ア中「住宅部分」の次に「(当該評価方法が誘導仕様基準のものを除く。)」

を加え、「金額」を「額」に改め、「(共用部分」の次に「(省令第4条第3項第1号に規定する共用部分をいう。)」を加え、同項(2)ウ中「金額」を「額」に改め、同項(2)ウを同項(2)エとし、同項(2)イ中「省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)の基準(当該非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合又は省令附則第3条第2項に該当する場合は、省令第10条第1号ロ(2)の基準)による評価方法(以下この項及び6の項において「モデル建物法」という。)」を「モデル建物法」に、「金額」を「額」に改め、同項(2)イを同項(2)ウとし、同項(2)アの次に次のように加える。

イ 住宅部分(当該評価方法が誘導仕様基準のものに限る。) 次に掲げる区分に応じて定める額

(ア) 適合証等の場合 次に掲げる床面積の区分に応じて定める額

- a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,400円
- b 床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 20,000円
- c 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 45,000円
- d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 81,000円

(イ) 適合証等の場合以外の場合 次に掲げる額を合算した額

- a 共用部分以外の床面積の区分に応じて定める額
 - (a) 共用部分以外の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 23,600円
 - (b) 共用部分以外の床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 37,000円
 - (c) 共用部分以外の床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 55,000円
 - (d) 共用部分以外の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 79,000円
- b 床面積の区分に応じて定める額
 - (a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,400円
 - (b) 床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 20,000円

(c) 床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートル以上、5, 0 0 0 平方メートル未満のもの 4 5, 0 0 0 円

(d) 床面積の合計が 5, 0 0 0 平方メートル以上のもの 8 1, 0 0 0 円

別表第 4 第 6 号の表 3 の項中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 一戸建ての住宅の場合(当該評価方法が誘導仕様基準のものに限る。) 次に掲げる床面積の区分に応じて定める額

ア 床面積の合計が 2 0 0 平方メートル未満のもの 1 7, 0 0 0 円(適合証等の場合は、4, 7 0 0 円)

イ 床面積の合計が 2 0 0 平方メートル以上のもの 1 9, 0 0 0 円(適合証等の場合は、4, 7 0 0 円)

別表第 4 第 6 号の表 4 の項中「及び(2)」を「、(2)又は(3)」に、「加算した金額」を「加算した額」に改め、同表 5 の項中「若しくは(2)」を「、(2)若しくは(3)」に、「加算した金額」を「加算した額」に改め、同表 6 の項(1)中「住宅の場合」の次に「(当該評価方法が誘導仕様基準のものを除く。)」を加え、「金額」を「額」に改め、同項(2)アからエまで以外の部分中「定める金額」を「定める額」に、「合算した金額」を「合算した額」に改め、同項(2)ア中「住宅部分」の次に「(当該評価方法が誘導仕様基準のものを除く。)」を加え、「金額」を「額」に改め、同項(2)エ中「3 の項の(2)」を「3 の項の(3)」に、「同項の(2)」を「同項の(3)」に改め、同項(2)エを同項(2)オとし、同項(2)ウ中「金額」を「額」に改め、同項(2)ウを同項(2)エとし、同項(2)イ中「金額」を「額」に改め、同項(2)イを同項(2)ウとし、同項(2)アの次に次のように加える。

イ 住宅部分(当該評価方法が誘導仕様基準のものに限る。) 次に掲げる区分に応じて定める額

(ア) 適合証等の場合 次に掲げる床面積の区分に応じて定める額

a 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの 4, 7 0 0 円

b 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上、2, 0 0 0 平方メートル未満のもの 1 0, 0 0 0 円

c 床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートル以上、5, 0 0 0 平方メートル未満のもの 2 2, 5 0 0 円

d 床面積の合計が 5, 0 0 0 平方メートル以上のもの 4 0, 5 0 0 円

(イ) 適合証等の場合以外の場合 次に掲げる額を合算した額

a 共用部分以外の床面積の区分に応じて定める額

(a) 共用部分以外の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの

11,800 円

(b) 共用部分以外の床面積の合計が 300 平方メートル以上、2,000

平方メートル未満のもの 18,500 円

(c) 共用部分以外の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上、

5,000 平方メートル未満のもの 27,500 円

(d) 共用部分以外の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの

39,500 円

b 床面積の区分に応じて定める額

(a) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの 4,700 円

(b) 床面積の合計が 300 平方メートル以上、2,000 平方メートル

未満のもの 10,000 円

(c) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上、5,000 平方メー

トル未満のもの 22,500 円

(d) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの 40,500

円

別表第 4 第 6 号の表 6 の項中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 一戸建ての住宅の場合(当該評価方法が誘導仕様基準のものに限る。) 次に

掲げる床面積の区分に応じて定める額

ア 床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの 8,500 円(適合証等
の場合は、2,350 円)

イ 床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの 9,500 円(適合証等
の場合は、2,350 円)

別表第 4 第 6 号の表 7 の項中「定める金額」を「定める額」に、「合算した金額」を「合算した額」に、「及び(2)」を「、(2)又は(3)」に、「同項の(2)」を「同項の(3)」に改め、同表 8 の項中「若しくは(2)」を「、(2)若しくは(3)」に、「加算した金額」を「加算した額」に改め、同表 9 の項(1)中「(省令附則第 4 条第 1 項に該当する場合は、省令第 1 条第 1 項第 2 号ロ(1)の基準)」を削り、「金額」を「額」に改め、同項(1)ア中「登録住宅性能評価機関による住宅

性能評価を受け、審査に活用することができると認められた住宅性能評価書」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書」に改め、同項(2)中「金額」を「額」に改め、同項(3)アからエまで以外の部分中「定める金額」を「定める額」に、「合算した金額」を「合算した額」に改め、同項(3)ア中「(省令附則第4条第1項に該当する場合は、省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準)」を削り、「金額」を「額」に改め、同項(3)イからエまでの規定中「金額」を「額」に改める。

別表第4第7号の表2の項中「若しくは(2)」を「、(2)若しくは(3)」に改める。

別表第4中第11号を第12号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号。

以下この号において「法」という。)に基づく事務

番号	根拠条項	手数料を徴収する事務	単位	金額
1	法第5条の3第1項又は第5条の6第1項	管理計画の認定又は認定の更新の申請に対する審査	1件	(1) 長期修繕計画(マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成13年国土交通省令第110号)第1条の2第1項第2号に規定する長期修繕計画をいう。以下この号において同じ。)の数が1である場合 3,600円 (2) 長期修繕計画の数が2以上である場合 3,600円に1を超える長期修繕計画の数に1,700円を乗じて得た金額を加算した額
2	法第5条の7第1項	認定を受けた管理計画の変更の申請に対する	1件	次に掲げる変更の申請に係る事項の区分に応じて定める額のうち、当該事項に係るものの金額を合算した額 (1) 管理組合の運営に関する事項

		審査	次に掲げる区分に応じて定める額 ア 当該事項を変更する管理組合（法第2条第3号に規定する管理組合をいう。以下この号において同じ。）の数が1である場合 3,800 円 イ 当該事項を変更する管理組合の数が2以上である場合 3,800 円に1を超える管理組合の数に2,100 円を乗じて得た金額を加算した額 （2）管理規約に関する事項 次に掲げる区分に応じて定める額 ア 変更する規約（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第30条第1項（同法第66条において準用する場合を含む。）に規定する規約をいう。以下この号において同じ。）の数が1である場合 3,200 円 イ 変更する規約の数が2以上である場合 3,200 円に1を超える規約の数に2,100 円を乗じて得た金額を加算した額 （3）管理組合の経理に関する事項 次に掲げる区分に応じて定める額 ア 当該事項を変更する管理組合の数が1である場合 3,700

				円
				イ 当該事項を変更する管理組合の数が2以上である場合 3,700 円に1を超える管理組合の数に2,200 円を乗じて得た金額を加算した額
			(4)	長期修繕計画に関する事項 次に掲げる区分に応じて定める額
			ア	変更する長期修繕計画の数が1である場合 7,700 円
			イ	変更する長期修繕計画の数が2以上である場合 7,700 円に1を超える長期修繕計画の数に4,000 円を乗じて得た金額を加算した額
			(5)	防災に向けた取組に関する事項 次に掲げる区分に応じて定める額
			ア	当該事項を変更する管理組合の数が1である場合 1,200 円
			イ	当該事項を変更する管理組合の数が2以上である場合 1,200 円に1を超える管理組合の数に600 円を乗じて得た金額を加算した額
			(6)	(1)から(5)まで以外の事項 次に掲げる区分に応じて定める額
			ア	当該事項を変更する管理組

				合の数が1である場合 2,400 円
				イ 当該事項を変更する管理組 合の数が2以上である場合 2,400 円に1を超える管理組 合の数に1,500 円を乗じて得 た金額を加算した額

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案の理由

建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部を改正する件(令和4年経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号)及び建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準及び建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部を改正する件の一部を改正する件(令和4年経済産業省・国土交通省・環境省告示第2号)による建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号)の改正に伴う都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)に基づく事務に係る手数料の規定の改正、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令(令和4年経済産業省・国土交通省令第2号)による建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)の改正に伴う建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)に基づく事務に係る手数料の規定の改正、マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律(令和2年法律第62号)によるマンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)の改正に伴う同法に基づく事務に係る手数料の規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市手数料条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)に基づく事務に係る手数料の規定の改正(別表第4第3号の表関係)

ア 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の事務に係る手数料の額を改定するもの

区分		現行	改定後
一戸建て の住宅		34,000 円 (4,900 円)	評価方法が誘導仕様基準以外 の場合 床面積に応じて 34,000 円又は 38,000 円(4,700 円)
			評価方法が誘導仕様基準の場 合 床面積に応じて 17,000 円 又は 19,000 円(4,700 円)
1 棟 の建 築物 (一 戸建 ての 住宅 を除 く。)	住 宅 部 分	次に掲げる額を合算した額 (1) 住戸の総数に応じて 34,000 円～590,000 円 (4,900 円～170,000 円) (2) 共用部分の床面積に 応じて 110,000 円～500,000 円(9,600 円～200,000 円)	評価方法が誘導仕様基準以外 の場合 床面積に応じて 69,000 円～280,000 円(9,400 円～ 81,000 円)
			評価方法が誘導仕様基準の場 合 床面積に応じて 33,000 円 ～160,000 円(9,400 円～81,000 円)
	非 住 宅 部 分	床面積に応じて 240,000 円～ 900,000 円(9,600 円～200,000 円)	評価方法がモデル建物法以外 の 場 合 床 面 積 に 応 じ て 230,000 円～870,000 円(9,400 円～200,000 円)
			評価方法がモデル建物法の場 合 床面積に応じて 87,000 円 ～440,000 円(9,400 円～200,000

			円)

備考 括弧内の金額は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による適合証等を添付している場合(以下「適合証等の場合」という。)の金額

※ 誘導仕様基準

住宅部分のエネルギー消費性能について、計算によらずZ E H(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)水準の適合確認が可能となる設備等に係る仕様基準

※ モデル建物法

非住宅部分のエネルギー消費性能について、建築物の用途毎にモデル建築物を用いて計算する簡易な評価方法

イ 認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更の申請に対する審査の事務に係る手数料の額を改定するもの

区分		現行	改定後
一戸建ての住宅		17,000 円 (2,450 円)	評価方法が誘導仕様基準以外の場合 床面積に応じて 17,000 円又は 19,000 円(2,350 円) 評価方法が誘導仕様基準の場合 床面積に応じて 8,500 円又は 9,500 円(2,350 円)
1 棟の建築物(一戸建ての住宅を除く。)	住宅部分	次に掲げる額を合算した額 (1) 住戸の総数に応じて 17,000 円～295,000 円 (2,450 円～85,000 円) (2) 共用部分の床面積に応じて 55,000 円～250,000 円 (4,800 円～100,000 円)	評価方法が誘導仕様基準以外の場合 床面積に応じて 34,500 円～140,000 円(4,700 円～40,500 円) 評価方法が誘導仕様基準の場合 床面積に応じて 16,500 円～80,000 円(4,700 円～40,500 円)
	非住宅部分	床面積に応じて 120,000 円～450,000 円(4,800 円～100,000 円)	評価方法がモデル建物法以外の場合 床面積に応じて 115,000 円～435,000 円(4,700 円～100,000 円)

	分		評価方法がモデル建物法の場合 床面積に応じて 43,500 円 ～220,000 円 (4,700 円～100,000 円)

備考 括弧内の金額は、適合証等の場合の金額

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)に基づく事務に係る手数料の規定の改正(別表第4第6号の表関係)

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定又は変更の申請に対する審査の事務に係る手数料のうち、評価方法が誘導仕様基準の場合のものの金額を改定するもの

ア 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の事務に係る手数料

区分	現行	改定後
一戸建ての住宅	床面積に応じて 34,000 円又は 38,000 円 (4,700 円)	床面積に応じて 17,000 円又は 19,000 円 (4,700 円)
1 棟の建築物 (一戸建ての住宅を除く。)	共用部分に係る計算を要する場合又は適合証等の場合 床面積に応じて 69,000 円～280,000 円 (9,400 円～81,000 円)	適合証等の場合 床面積に応じて 9,400 円～81,000 円
住宅部分	共用部分に係る計算を要しない場合 次に掲げる額を合算した額 (1) 共用部分以外の床面積に応じて 59,600 円～199,000 円 (2) 床面積に応じて 9,400 円～81,000 円	適合証等の場合以外の場合 次に掲げる額を合算した額 (1) 共用部分以外の床面積に応じて 23,600 円～79,000 円 (2) 床面積に応じて 9,400 円～81,000 円

備考 括弧内の金額は、適合証等の場合の金額

イ 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の申請に対する審査の事務に係る手数料

区分	現行	改定後
一戸建ての住宅	床面積に応じて 17,000 円又は 19,000 円(2,350 円)	床面積に応じて 8,500 円又は 9,500 円(2,350 円)
1 棟の建築物 (一戸建ての住宅を除く。) の住宅部分	共用部分に係る計算を要する場合又は適合証等の場合 床面積に応じて 34,500 円～140,000 円(4,700 円～40,500 円)	適合証等の場合 床面積に応じて 4,700 円～40,500 円
	共用部分に係る計算を要しない場合 次に掲げる額を合算した額 (1) 共用部分以外の床面積に応じて 29,800 円～99,500 円 (2) 床面積に応じて 4,700 円～40,500 円	適合証等の場合以外の場合 次に掲げる額を合算した額 (1) 共用部分以外の床面積に応じて 11,800 円～39,500 円 (2) 床面積に応じて 4,700 円～40,500 円

備考 括弧内の金額は、適合証等の場合の金額

(3) マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)に基づく事務に係る手数料の規定の追加(別表第4第8号の表関係)

マンションの管理計画の認定、認定の更新又は変更の申請に対する審査の事務に係る手数料の規定を追加するもの

手数料を徴収する事務	単位	金額
管理計画の認定又は認定の更新の申請に対する審査	1 件	長期修繕計画の数が 1 である場合 3,600 円
		長期修繕計画の数が 2 以上である場合 3,600 円に 1 を超える長期修繕計画の数に 1,700 円を乗じて得た金額を加算した額
認定を受けた管理計画の変更の申請に対する審査	1 件	次に掲げる変更の申請に係る事項の区分に応じて定める額のうち、当該事項に係るものの金額を合算した額 (1) 管理組合の運営に関する事項 次に

	掲げる区分に応じて定める額 ア 当該事項を変更する管理組合の数が1である場合 3,800 円 イ 当該事項を変更する管理組合の数が2以上である場合 3,800 円に1を超える管理組合の数に 2,100 円を乗じて得た金額を加算した額 (2) 管理規約に関する事項 次に掲げる区分に応じて定める額 ア 変更する規約の数が1である場合 3,200 円 イ 変更する規約の数が2以上である場合 3,200 円に1を超える規約の数に 2,100 円を乗じて得た金額を加算した額 (3) 管理組合の経理に関する事項 次に掲げる区分に応じて定める額 ア 当該事項を変更する管理組合の数が1である場合 3,700 円 イ 当該事項を変更する管理組合の数が2以上である場合 3,700 円に1を超える管理組合の数に 2,200 円を乗じて得た金額を加算した額 (4) 長期修繕計画に関する事項 次に掲げる区分に応じて定める額 ア 変更する長期修繕計画の数が1である場合 7,700 円 イ 変更する長期修繕計画の数が2以上である場合 7,700 円に1を超える長期修繕計画の数に 4,000 円を乗じて得た金額を加算した額

		(5) 防災に向けた取組に関する事項 次に掲げる区分に応じて定める額 ア 当該事項を変更する管理組合の数が1である場合 1,200 円 イ 当該事項を変更する管理組合の数が2以上である場合 1,200 円に1を超える管理組合の数に 600 円を乗じて得た金額を加算した額 (6) (1)から(5)まで以外の事項 次に掲げる区分に応じて定める額 ア 当該事項を変更する管理組合の数が1である場合 2,400 円 イ 当該事項を変更する管理組合の数が2以上である場合 2,400 円に1を超える管理組合の数に 1,500 円を乗じて得た金額を加算した額

2 施行期日

令和5年4月1日

相模原市開発事業基準条例の一部を改正する条例について
相模原市開発事業基準条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 1 0 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市開発事業基準条例の一部を改正する条例
相模原市開発事業基準条例(平成 1 7 年相模原市条例第 5 9 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 8 号ウ中「若しくは所有する者」の次に「であって、申出をしたもの」を加える。

第 2 条の 2 第 2 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和 3 年法律第 3 4 号)第 5 条

第 1 項に規定する認定畜舎等の改築を行うもの

第 9 条の見出し中「住民」を「住民等」に改め、同条中「提出された」及び「から起算して 7 日を経過した日」を削り、「次の各号」を「次の表の左欄」に、「当該各号」を「同表の中欄」に、「説明会の開催又は戸別訪問の」を「同表の右欄に定める」に改め、各号を削り、同条に次の表を加える。

区分	対象者	説明方法
大規模開発事業(一戸建ての住宅の開発事業のみを行うものを除く。)	隣接住民及び周辺住民	2 回以上の説明会の開催及び戸別訪問(当該説明会に参加していない者に対して説明を行う場合に限る。)
大規模開発事業(一戸建ての住宅の開発事業のみを行うものに限る。)	隣接住民及び周辺住民	説明会の開催又は戸別訪問
大規模開発事業以外の開発事業	隣接住民	説明会の開催又は戸別訪問

第9条に次の2項を加える。

- 2 開発者は、開発事業区域の面積が1ヘクタール以上の開発事業(一戸建ての住宅の開発事業のみを行うものを除く。)を行う場合は、前条第3項の規定により標識設置報告書を提出した日の翌日以後、開発事業区域に係る自治会(地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他これに類するものをいう。以下同じ。)に対し、当該標識設置報告書に係る開発事業の計画その他の規則で定める事項について説明を行うよう努めなければならない。
- 3 開発者は、第1項に規定する説明会を開催しようとするときは、説明会の対象者に対し、前条第3項の規定により標識設置報告書を提出した日の翌日から説明会を開催する日の7日前(大規模開発事業(一戸建ての住宅の開発事業のみを行うものを除く。)にあっては、14日前)までの間に、規則で定めるところにより、これを周知しなければならない。

第10条第1項中「前条」を「前条第1項」に、「14日」を「、14日」に改める。

第11条第1項中「第9条」を「第9条第1項」に改める。

第23条第1項中「(地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他これに類するものをいう。以下同じ。)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、第2条の2第2項の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条の2第2項の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に第6条第1項の規定による書面の提出がされる建築事業について適用し、同日前に同項の規定による書面の提出がされた建築事業については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第9条の規定は、この条例の施行の日以後に第7条第1項の規定による届出がされる開発事業について適用し、同日前に同項の規定による届出がされた開発事業については、なお従前の例による。

(相模原市中高層建築物の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例の一部改正)

- 4 相模原市中高層建築物の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例(平成元年相模原市条例第31号)の一部を次のように改正する。
第10条第4項中「第9条」を「第9条第1項」に改める。

提案の理由

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和3年法律第34号)の施行を踏まえた条例の適用範囲に係る規定の改正、開発事業の手続の見直しに伴う住民への説明に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市開発事業基準条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 条例の適用範囲に係る規定の改正(第 2 条の 2 関係)

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和 3 年法律第 3 4 号)に規定する認定畜舎等の改築を行う建築事業については、条例の規定を適用しないこととするもの

(2) 住民への説明に係る規定の改正(第 9 条関係)

ア 開発者が開発事業の計画等に係る説明を住民に開始することができる日を当該開発事業に係る標識設置報告書を提出した日の翌日以後とするもの

イ 大規模開発事業(一戸建ての住宅の開発事業のみを行うものを除く。エにおいて同じ。)に係る説明の方法は、2 回以上の説明会の開催及び説明会に参加していない者に対する戸別訪問とするもの

ウ 開発者は、開発事業区域の面積が 1 ヘクタール以上の開発事業(一戸建ての住宅の開発事業のみを行うものを除く。)を行う場合は、開発事業区域に係る自治会に対して当該開発事業の計画等に係る説明を行うよう努めなければならないこととするもの

エ 開発者は、住民への説明会を開催しようとするときは、7 日前(大規模開発事業に係る説明会にあつては、1 4 日前)までに、周知しなければならないこととするもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和 5 年 7 月 1 日。ただし、1 (1) 及び(2) アに係る規定は、公布の日

(2) 経過措置

ア 1 (1) に係る規定は、公布の日以後に開発事業の適用に関する照会の書面が提出される建築事業について適用し、同日前に当該書面が提出された建築事業については、なお従前の例によることとするもの

イ 1 (2) に係る規定は、令和 5 年 7 月 1 日以後に開発事業に係る事前の届出がされる開発事業について適用し、同日前に当該届出がされた開発事業に

については、なお従前の例によることとするもの

相模原市建築基準条例及び相模原市手数料条例の一部を改正する条例について

相模原市建築基準条例及び相模原市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 10 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市建築基準条例及び相模原市手数料条例の一部を改正する条例
(相模原市建築基準条例の一部改正)

第 1 条 相模原市建築基準条例(平成 11 年相模原市条例第 47 号)の一部を次のように改正する。

第 59 条の 6 第 2 項中「これら」を「同項」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(4) 建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして市長が別に定めるもの

第 59 条の 7 第 3 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして市長が別に定めるものであって、市長が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものの建蔽率は、前 2 項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとすることができる。

第 59 条の 8 第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置のため必要な屋根に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上や

むを得ないものとして市長が別に定めるものであって、市長が良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものの高さは、前項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、同項の規定による限度を超えるものとすることができる。

第59条の12第1項中「建築されるもののうち」を「建築、大規模の修繕又は大規模の模様替(以下この条において「建築等」という。)をするものについて」に、「認めるもの」を「認めるときは、当該各建築物」に改め、同条第2項中「建築物が建築される」を「おいて建築物の建築等をする」に、「当該区域内に存することとなる」を「ときは、当該区域内における」に改め、同条第3項中「申請しようとする」を「申請する」に改める。

第59条の13の見出し中「同一敷地内建築物以外の」を削り、同条第1項中「建築しよう」を「新築し、又は同一敷地内建築物について増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替(位置又は構造の変更を伴うものに限る。以下この項において「増築等」という。)をしよう」に、「当該建築物」を「当該新築又は増築等に係る建築物」に改める。

第67条第1項中「第17条から」の次に「第22条まで、第23条第1項若しくは第2項、第24条第1項、第25条から」を加え、「から第4項まで」を「、第2項若しくは第4項」に、「第59条の3」を「第59条の3第1項」に、「第59条の6、第59条の7第1項若しくは第2項」を「第59条の6第1項、第59条の7第1項」に改める。

(相模原市手数料条例の一部改正)

第2条 相模原市手数料条例(平成12年相模原市条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表第4第1号の表中50の項を53の項とし、45の項から49の項までを3項ずつ繰り下げ、同表44の項中「43の項」を「46の項」に、「42の項」を「45の項」に、「定める金額」を「定める額」に、「合算した金額を加算した金額」を「合算した額を加算した額」に改め、同項を同表47の項とし、同表43の項を同表46の項とし、同表42の項中「41の項」を「44の項」に、「定める金額」を「定める額」に、「合算した金額を加算した金額」を「合算した額を加算した額」に改め、同項を同表45の項とし、同表中41の項を44の項とし、37の項から40の項までを3項ずつ繰り下げ、同表36の項中「加算

した金額」を「加算した額」に改め、同項を同表３９の項とし、同表３５の項中「建築の」を「新築又は一敷地内許可建築物の増築等の」に、「一敷地内許可建築物を除く」を「新築又は増築等に係るものに限る」に、「加算した金額」を「加算した額」に改め、同項を同表３８の項とし、同表３４の項中「建築に」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等に」に、「一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等に係るものに限る」に、「加算した金額」を「加算した額」に改め、同項を同表３７の項とし、同表３３の項中「建築の」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等の」に、「一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等に係るものに限る」に、「加算した金額」を「加算した額」に改め、同項を同表３６の項とし、同表３２の項中「既存建築物を除く」を「建築等をするものに限る」に、「加算した金額」を「加算した額」に改め、同項を同表３５の項とし、同表３１の項中「加算した金額」を「加算した額」に改め、同項を同表３４の項とし、同表３０の項中「既存建築物を除く」を「建築等をするものに限る」に、「加算した金額」を「加算した額」に改め、同項を同表３３の項とし、同表２９の項中「加算した金額」を「加算した額」に改め、同項を同表３２の項とし、同表中２８の項を３１の項とし、１７の項から２７の項までを３項ずつ繰り下げ、１６の項を１８の項とし、同項の次に次のように加える。

１９	法第５８条 第２項	高度地区における建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	１件	160,000 円

別表第４第１号の表１５の項を同表１７の項とし、同表１４の項中「第５５条第３項各号」を「第５５条第４項各号」に改め、同項を同表１６の項とし、同表中１３の項を１４の項とし、同項の次に次のように加える。

１５	法第５５条 第３項	建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	１件	160,000 円

別表第４第１号の表中１２の項を１３の項とし、９の項から１１の項までを１項ずつ繰り下げ、８の項の次に次のように加える。

９	法第５２条 第６項第３号	建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	１件	27,000 円

別表第４第１号の表備考１中「４０の項」を「４３の項」に改め、同表備考２

中「４１の項及び４３の項」を「４４の項及び４６の項」に改め、同表備考３中「４２の項」を「４５の項」に改める。

別表第４第２号の表２の項及び５の項、別表第４第３号の表２の項及び４の項並びに別表第４第６号の表５の項及び８の項中「４０の項」を「４３の項」に、「４８の項」を「５１の項」に改める。

附 則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

提案の理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第６９号）による建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）の改正に伴う容積率に係る規定、建蔽率に係る規定、建築物の高さの限度に係る規定、一定の複数建築物に対する制限の特例に係る規定並びに公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造の認定に係る規定の改正並びに建築基準法に基づく事務に係る手数料の規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市建築基準条例及び相模原市手数料条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 相模原市建築基準条例の一部改正(第 1 条関係)

ア 容積率に係る規定の改正

建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁に関する工事等を行う構造上やむを得ない建築物について、市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可をした範囲内において、相模原市建築基準条例(平成 1 1 年相模原市条例第 4 7 号。以下「条例」という。)で定める容積率の限度を超えることができる建築物に追加するもの

イ 建蔽率に係る規定の改正

建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁に関する工事等を行う構造上やむを得ない建築物であって、市長が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものの建蔽率は、その許可の範囲内において、条例で定める限度を超えるものとすることができることとするもの

ウ 建築物の高さの限度に係る規定の改正

再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置のため必要な屋根に関する工事等を行う構造上やむを得ない建築物であって、市長が良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものの高さは、その許可の範囲内において、条例で定める限度を超えるものとすることができることとするもの

エ 一定の複数建築物に対する制限の特例に係る規定の改正

敷地と道路との関係に係る制限、容積率に係る制限、建蔽率に係る制限及び建築物の高さに係る制限に係る規定の適用について、一団地又は一定の一団の土地の区域内の複数建築物を同一敷地内にあるものとみなす特例(以下(1)において「特例」という。)に係る建築物に、大規模の修繕及び大規模の模様替をする建築物を追加するもの

オ 公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造の認定に係る規定の改正

公告対象区域(公告された特例の対象区域をいう。)内において、同一敷地内建築物の位置及び構造が他の同一敷地内建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の市長の認定を受けなければならない者に、同一敷地内建築物について大規模の修繕及び大規模の模様替をしようとする者を追加するもの

(2) 相模原市手数料条例の一部改正(第2条関係)

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)に基づく事務に係る手数料の規定の改正

ア 住宅又は老人ホーム等に設ける機械室等であって、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないものの床面積を、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないこととする特例の認定の申請に対する審査の事務に係る手数料の規定を追加するもの

手数料を徴収する事務	単位	金額
建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	1 件	27,000 円

イ 再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置のため必要な屋根に関する工事等を行う構造上やむを得ない建築物であって、住居又は市街地の環境を害するおそれがないものについて、法で定める建築物の高さの限度を超えることができることとする特例の許可の申請に対する審査の事務に係る手数料の規定を追加するもの

手数料を徴収する事務	単位	金額
建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	1 件	160,000 円
高度地区における建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	1 件	160,000 円

ウ 一定の一団の土地の区域において既存建築物を前提とした総合的設計により大規模の修繕又は大規模の模様替(以下「修繕等」という。)をする建築物の特例の認定又は容積率若しくは各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査の事務に係る手数料の規定を追加するもの

手数料を徴収する事務		単位	金額
既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例の認定の申請に対する審査	修繕等に係る建築物の数が1である場合	1 件	78,000 円
	修繕等に係る建築物の数が2以上である場合	1 件	78,000 円に1を超える建築物の数に28,000 円を乗じて得た金額を加算した額
既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	修繕等に係る建築物の数が1である場合	1 件	220,000 円
	修繕等に係る建築物の数が2以上である場合	1 件	220,000 円に1を超える建築物の数に28,000 円を乗じて得た金額を加算した額

エ 一敷地内認定建築物の修繕等に係る認定若しくは建築物の容積率若しくは各部分の高さに関する特例の許可又は一敷地内許可建築物の修繕等の許可の申請に対する審査の事務に係る手数料の規定を追加するもの

手数料を徴収する事務		単位	金額
一敷地内認定建築物の修繕等の認定の申請に対する審査	修繕等に係る建築物の数が1である場合	1 件	78,000 円
	修繕等に係る建築物の数が2以上である場合	1 件	78,000 円に1を超える建築物の数に28,000 円を乗じて得た金額を加算した額
一敷地内認定建築物の修繕等に伴う容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	修繕等に係る建築物の数が1である場合	1 件	220,000 円
	修繕等に係る建築物の数が2以上である場合	1 件	220,000 円に1を超える建築物の数に28,000 円を乗じて

			得た金額を加算した額
一敷地内許可建築物の修繕等の許可の申請に対する審査	修繕等に係る建築物の数が1である場合	1 件	220,000 円
	修繕等に係る建築物の数が2以上である場合	1 件	220,000 円に1を超える建築物の数に28,000 円を乗じて得た金額を加算した額

備考

- 1 一敷地内認定建築物とは、一団地又は一定の一団の土地の区域(以下「一団地等」という。)内の建築物であって、建築物の制限に係る規定の適用について、当該一団地等を一の敷地とみなすこととする認定を受けた建築物をいう。
- 2 一敷地内許可建築物とは、一団地等内の建築物であって、建築物の制限に係る規定の適用について、当該一団地等を一の敷地とみなすとともに、法に定める建築物の各部分の高さ又は容積率の限度を超えることができることとする許可を受けた建築物をいう。

2 施行期日

令和5年4月1日

相模原市市営住宅条例の一部を改正する条例について
相模原市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 10 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市市営住宅条例の一部を改正する条例
相模原市市営住宅条例(平成 9 年相模原市条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項各号列記以外の部分中「もの」を「者」に改め、同項第 9 号中「で
ア又はイ」を「(エにおいてこれらの者を「被害者」という。)で次」に改め、同号
ア中「又は」を「、」に改め、「よる保護」の次に「又は児童福祉法(昭和 22 年
法律第 164 号)第 23 条第 1 項の規定による保護」を加え、同号に次のように加
える。

ウ 売春防止法(昭和 31 年法律第 118 号)第 34 条第 1 項若しくは第 2 項に
規定する婦人相談所又は配偶者暴力防止等法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項に
規定する配偶者暴力相談支援センターにおいて、配偶者暴力防止等法第 1 条
第 3 項に規定する配偶者又は配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 に規定する関
係にある相手(エにおいてこれらの者を「配偶者等」という。)からの暴力を
理由として保護を受けたことの証明書が発行されている者

エ 被害者の支援を行う地方公共団体の機関、地方公共団体と連携して被害者
の支援を図るための活動を行う民間の団体その他市長が適当と認める機関又
は団体において、配偶者等からの暴力を理由として避難していることを申し
出たことの確認がされている者

第 6 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(10) 相模原市犯罪被害者等支援条例(令和 5 年相模原市条例第 号)第 2 条第
2 号に規定する犯罪被害者等(前号に掲げる者を除く。)で次のいずれかに該当
するもの

ア 相模原市犯罪被害者等支援条例第2条第1号に規定する犯罪等(イにおいて「犯罪等」という。)により被害を受けたために収入が減少し、生計を維持することが困難となった者

イ 居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住することが困難となった者

第10条第4項第3号中「第6条第2項」を「第6条第2項各号」に改める。

第53条第3号中「第12条第4項」を「第12条第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案の理由

配偶者等からの暴力を受けた者及び犯罪被害者等の居住の安定を図り、その自立を支援するための入居者資格に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市市営住宅条例の改正の概要

1 改正の内容

入居者資格に係る規定の改正(第6条関係)

現に同居し、又は同居しようとする親族があることとする条件を備えずに公営住宅に入居することができる者に、次に掲げる者を追加するもの

(1) 配偶者等からの暴力を受けた者(以下(1)において「被害者」という。)で次のいずれかに該当するもの

ア 母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 婦人相談所又は配偶者暴力相談支援センターにおいて、配偶者等からの暴力を理由として保護を受けたことの証明書が発行されている者

ウ 被害者の支援を行う地方公共団体の機関、地方公共団体と連携して被害者の支援を行う民間の団体その他市長が適当と認める機関又は団体において、配偶者等からの暴力を理由として避難していることを申し出たことの確認がされている者

(2) 相模原市犯罪被害者等支援条例(令和5年相模原市条例第 号)に規定する犯罪被害者等で次のいずれかに該当するもの

ア 犯罪等により被害を受けたために収入が減少し、生計を維持することが困難となった者

イ 居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住することが困難となった者

2 施行期日

令和5年4月1日

相模原市下水道条例の一部を改正する条例について
相模原市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 10 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市下水道条例の一部を改正する条例
相模原市下水道条例(昭和 43 年相模原市条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

第 18 条第 1 号中「12, 200 円」を「7, 900 円」に改め、同条第 3 号中「相模原市指定下水道工事店標示板 8, 600 円」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 18 条第 1 号の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に申請される下水道工事店の指定に係る手数料について適用し、施行日前に申請された下水道工事店の指定に係る手数料については、なお従前の例による。

3 施行日前に申請された相模原市指定下水道工事店標示板の再交付に係る手数料については、改正前の第 18 条第 3 号の規定は、なおその効力を有する。

提案の理由

下水道工事店の指定に係る事務の見直し及び受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、下水道工事店の新規の指定に係る手数料の規定の改正及び相模原市指定下水道工事店標示板の再交付に係る手数料の規定の削除をいたしたく提案するものである。

相模原市下水道条例の改正の概要

1 改正の内容

下水道工事店の指定等に係る手数料の規定の改正(第 1 8 条関係)

- (1) 相模原市指定下水道工事店標示板の交付を廃止することを踏まえ、下水道工事店指定手数料のうち、新規の指定に係る手数料の額を改定するもの

現行	改正後
12,200円	7,900円

- (2) 相模原市指定下水道工事店標示板の再交付に係る手数料の規定を削除するもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和 5 年 1 0 月 1 日

(2) 経過措置

ア 1(1)に係る規定は、令和 5 年 1 0 月 1 日以後に申請される下水道工事店の指定に係る手数料について適用し、同日前に申請された下水道工事店の指定に係る手数料については、なお従前の例によることとするもの

イ 令和 5 年 1 0 月 1 日前に申請された相模原市指定下水道工事店標示板の再交付に係る手数料については、改正前の 1(2)に係る規定は、なおその効力を有することとするもの

相模原市立地域センター条例の一部を改正する条例について
相模原市立地域センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 1 0 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立地域センター条例の一部を改正する条例
相模原市立地域センター条例(平成 1 7 年相模原市条例第 1 1 1 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 中 「

260 円
130 円

」 を 「

330 円
160 円

」 に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市立地域センターの利用に係る使用料の規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市立地域センター条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市立地域センターの利用に係る使用料の規定の改正(別表第 2 関係)

名称	施設 区分	使用 単位	利用者区分	現行	改正後
相 模 原 市 立 西 青 山 地 域 センター	浴室	1 回	大人	2 6 0 円	3 3 0 円
			小人(中学生以下)	1 3 0 円	1 6 0 円

2 施行期日

令和 5 年 1 0 月 1 日

相模原市立津久井合唱館条例の一部を改正する条例について
相模原市立津久井合唱館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 1 0 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立津久井合唱館条例の一部を改正する条例
相模原市立津久井合唱館条例(平成 1 7 年相模原市条例第 1 5 9 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 項を次のように改める。

1 基本利用料金

単位	金額
1 日(午前 9 時から午後 9 時まで)	2, 9 0 0 円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第 1 項の規定は、令和 5 年 1 0 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市立津久井合唱館の利用に係る料金の規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市立津久井合唱館条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市立津久井合唱館の利用に係る料金の規定の改正（別表関係）

基本利用料金

単位	金額	
	現行	改正後
1 日（午前 9 時から午後 9 時まで）	3, 1 5 0 円	2, 9 0 0 円

2 施行期日等

（1）施行期日

令和 5 年 8 月 1 日

（2）経過措置

1 に係る規定は、令和 5 年 1 0 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、
同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立公民館条例の一部を改正する条例について
相模原市立公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 1 0 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立公民館条例の一部を改正する条例

第 1 条 相模原市立公民館条例(昭和 3 9 年相模原市条例第 5 1 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 星が丘公民館の項中「相模原市中央区星が丘 3 丁目 1 番 3 8 号」を「相模原市中央区星が丘 3 丁目 1 番 6 号」に改める。

別表第 2 第 1 号の表星が丘公民館の部を削る。

第 2 条 相模原市立公民館条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 星が丘公民館の項中「相模原市中央区星が丘 3 丁目 1 番 6 号」を「相模原市中央区星が丘 3 丁目 1 番 3 8 号」に改める。

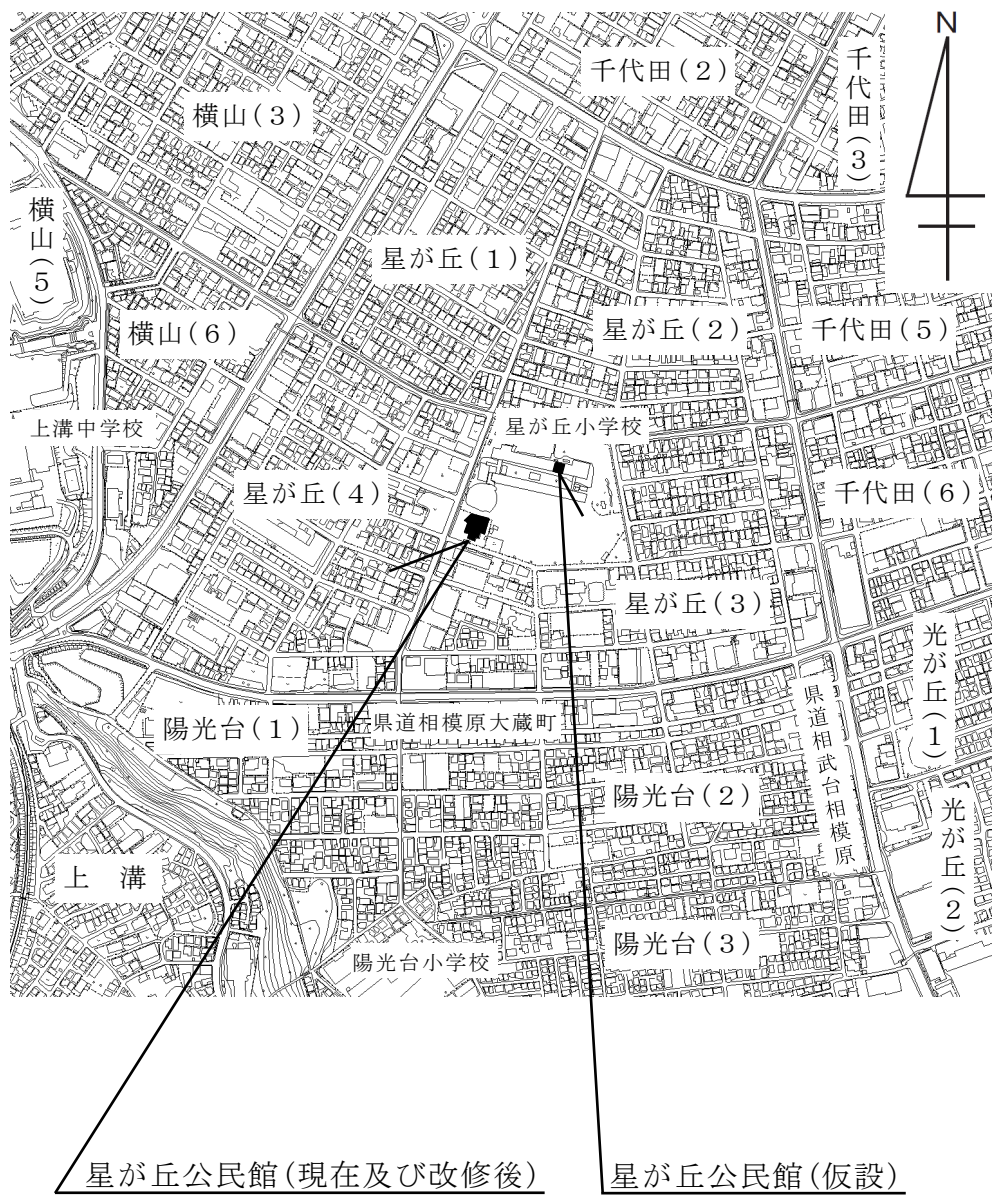
附 則

この条例中第 1 条の規定は令和 5 年 6 月 1 日から、第 2 条の規定は公布の日から起算して 1 年 2 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

提案の理由

星が丘公民館の長寿命化改修工事に伴い、その位置を、工事期間中は仮設の施設の所在地に、工事終了後は現在の施設の所在地に変更するための規定の改正及び同公民館の施設使用料に係る規定の削除をいたしたく提案するものである。

案 内 図



相模原市立津久井生涯学習センター条例の一部を改正する条例について
相模原市立津久井生涯学習センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 10 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立津久井生涯学習センター条例の一部を改正する条例
相模原市立津久井生涯学習センター条例(平成 17 年相模原市条例第 158 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 号の表中「320 円」を「410 円」に改め、同表備考 1 中「得た額」の次に「の 10 円未満の端数を切り捨てた額」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第 2 号の規定は、令和 5 年 12 月 1 日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市立津久井生涯学習センターの利用に係る使用料の規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市立津久井生涯学習センター条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市立津久井生涯学習センターの利用に係る使用料の規定の改正（別表関係）

区分	1 時間当たりの使用料	
	現行	改正後
体育館	3 2 0 円	4 1 0 円

2 施行期日等

（1）施行期日

令和 5 年 1 0 月 1 日

（2）経過措置

1 に係る規定は、令和 5 年 1 2 月 1 日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立博物館条例の一部を改正する条例について
相模原市立博物館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 1 0 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立博物館条例の一部を改正する条例
相模原市立博物館条例(平成 7 年相模原市条例第 1 3 号)の一部を次のように改正する。

別表備考を次のように改める。

備考

- 1 小人とは、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者をいう。ただし、個人で観覧する 1 5 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者であって、市内に居住し、又は市内の学校教育法第 1 条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限る。)若しくは特別支援学校(小学部及び中学部に限る。)に通学するもの(以下「市内の子ども」という。)を除く。
- 2 市内の子どもが個人で観覧する場合又は学齢に達しない者が観覧する場合の観覧料は、無料とする。

附 則

この条例は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

提案の理由

少子化対策としての子どもの居場所づくりの推進及び子育て世帯の経済的負担の軽減のために子どもの施設利用を無料とすることに伴い、相模原市立博物館の観覧料の規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市立博物館条例の改正の概要

1 改正の内容

子どもの施設利用の無料化に係る観覧料の規定の改正(別表関係)

15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であって、市内に居住し、又は市内の小学校、中学校等に通学するものが個人で観覧する場合の観覧料を無料とするもの

2 施行期日

令和5年10月1日

相模原市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
相模原市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 1 0 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市国民健康保険条例の一部を改正する条例
相模原市国民健康保険条例(昭和 3 4 年相模原市条例第 2 号)の一部を次のように
改正する。

第 8 条第 1 項中「4 2 0, 0 0 0 円」を「5 0 0, 0 0 0 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の出産に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

提案の理由

健康保険法施行令等の一部を改正する政令(令和 5 年政令第 2 3 号)による健康保険法施行令(大正 1 5 年勅令第 2 4 3 号)の改正を踏まえ、出産育児一時金の支給額に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

包括外部監査契約の締結について
次のとおり、包括外部監査契約を締結する。

令和 5 年 2 月 10 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

1 契約の目的

当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

2 契約の始期

令和 5 年 4 月 1 日

3 契約金額

15,290,000 円を上限とする額

4 契約の相手方

住所 東京都世田谷区成城 8 丁目 15 番 7 号成城キャッスル I-107

氏名 守泉 誠

資格 公認会計士

提案の理由

包括外部監査契約を締結いたしたく、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 36 第 1 項の規定により提案するものである。

議案第 55 号関係資料

守泉 誠 略歴

1 生年月日

昭和 32 年 2 月 11 日

2 公認会計士登録

平成 10 年 10 月 26 日 登録番号 第 14733 号

3 学 歴

昭和 57 年 3 月 早稲田大学政治経済学部卒業

平成 14 年 3 月 筑波大学大学院博士課程経営・政策科学研究科企業科学
専攻(企業法コース)単位取得後退学

令和 3 年 9 月 東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻(都市持続再
生学コース)修士課程修了

4 経 歴

昭和 57 年 4 月)
昭和 58 年 2 月) 山一証券株式会社勤務

昭和 59 年 9 月)
平成 10 年 9 月) 東京都事務員

平成 11 年 4 月)
平成 14 年 12 月) エーエスジー監査法人(現太陽有限責任監査法人)勤務

平成 15 年 1 月)
平成 19 年 7 月) みすず監査法人勤務

平成 19 年 7 月)
平成 27 年 9 月) 有限責任監査法人トーマツ勤務

平成 27 年 7 月)
令和 3 年 8 月) 独立行政法人国立公文書館監事

平成 27 年 10 月 守泉公認会計士事務所開設(現在に至る。)

令和 3 年 9 月 守泉誠税理士事務所開設(現在に至る。)

令和 4 年 4 月 相模原市包括外部監査人(現在に至る。)

市道の認定について
次のとおり、市道の路線を認定する。

令和 5 年 2 月 10 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

路 線 名	起 点	終 点	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
二本松 102 号	緑区二本松 1 丁目 1609 番 39 地先	緑区二本松 1 丁目 1609 番 32 地先	5.0	79	別図 1
上溝 937 号	中央区上溝 1 丁目 391 番 9 地先	中央区上溝 1 丁目 391 番 16 地先	5.0	77	別図 2
上溝 938 号	中央区上溝 4 丁目 3340 番 3 地先	中央区上溝 4 丁目 3340 番 13 地先	4.0 ～ 4.5	80	別図 3
上溝 939 号	中央区上溝 3904 番 5 地先	中央区上溝 3917 番 5 地先	4.1 ～ 5.0	52	別図 4
上溝 940 号	中央区上溝 347 番 3 地先	中央区上溝 346 番 22 地先	4.5 ～ 5.0	46	別図 5
田名 1194 号	中央区田名 2731 番 23 地先	中央区田名 2731 番 10 地先	5.0	95	別図 6
田名 1195 号	中央区田名 3229 番 22 地先	中央区田名 3229 番 17 地先	4.5 ～ 5.0	82	別図 7
東淵野辺 40 号	中央区東淵野辺 4 丁目 2142 番 11 地先	中央区東淵野辺 4 丁目 2143 番 1 地先	4.5 ～ 5.0	54	別図 8
宮下本町 64 号	中央区宮下本町 2 丁目 2242 番 19 地先	中央区宮下本町 2 丁目 2241 番 10 地先	5.0	65	別図 9
磯部 265 号	南区磯部 432 番 16 地先	南区磯部 432 番 12 地先	4.5 ～ 5.0	51	別図 10
磯部 266 号	南区磯部 164 番 1 地先	南区磯部 164 番 7 地先	4.5 ～ 5.0	40	別図 11

大野台 255 号	南区大野台 4 丁目 3008 番 107 地先	南区大野台 4 丁目 3008 番 2083 地先	4 . 5	4 5	別図 12
新戸 147 号	南区新戸 5167 番 21 地先	南区新戸 5167 番 13 地先	4 . 5 ～ 5 . 0	7 3	別図 13
二本松 103 号	緑区二本松 3 丁目 1451 番 652 地先	緑区二本松 3 丁目 1451 番 653 地先	4 . 0 ～ 4 . 5	4 0	別図 14
田名 1196 号	中央区田名 4573 番 10 地先	中央区田名 4577 番 24 地先	4 . 2	2 6	別図 15

提案の理由

開発行為による帰属及び寄附受納に伴い市道の路線を認定いたしたく、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 8 条第 2 項の規定により提案するものである。

別 図 1

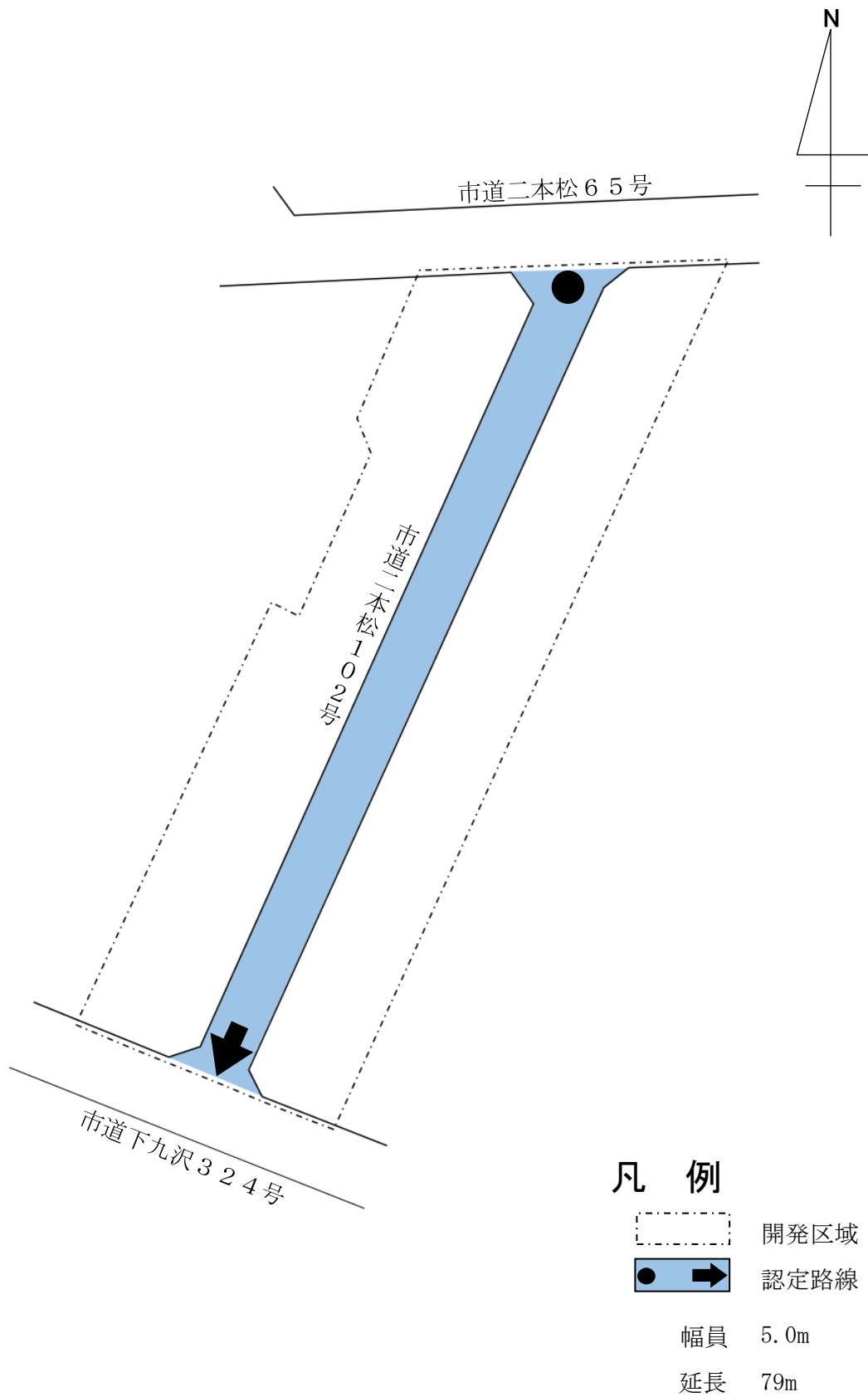
1 案内図



2 道路の概要

路線名	二本松 102 号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	緑区二本松 1 丁目 1609 番 7 外 16 筆
開発行為の面積	1,828.82 m ²
予定建築物の用途等	専用住宅 12 宅地
区域区分等	市街化区域 (第一種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	

3 路線図



別 図 2

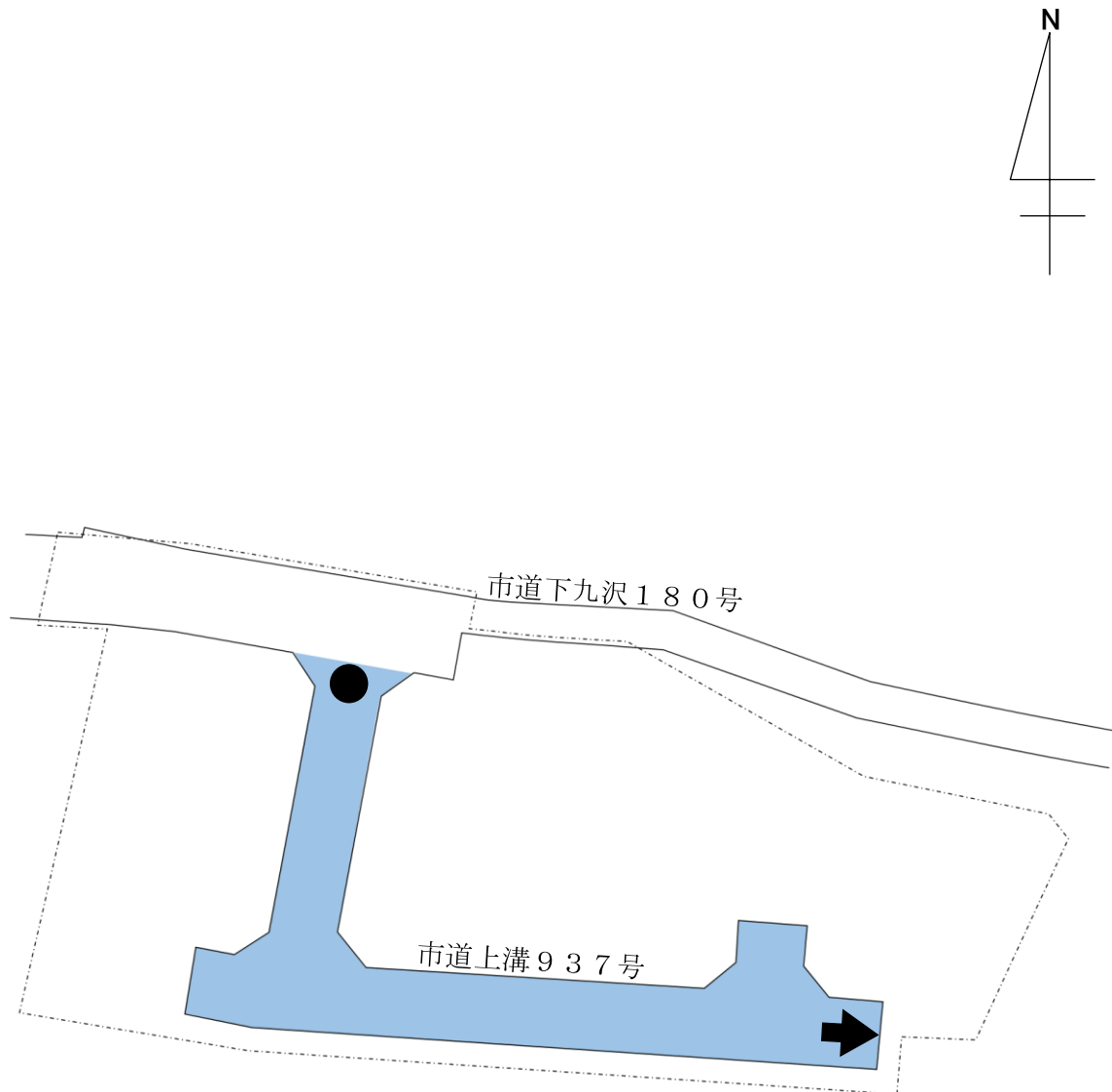
1 案内図



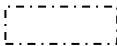
2 道路の概要

路線名	上溝 937 号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区上溝 1 丁目 332 番 4 の一部 外 16 筆
開発行為の面積	2,082.74 m ²
予定建築物の用途等	専用住宅 10 宅地
区域区分等	市街化区域 (第二種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図

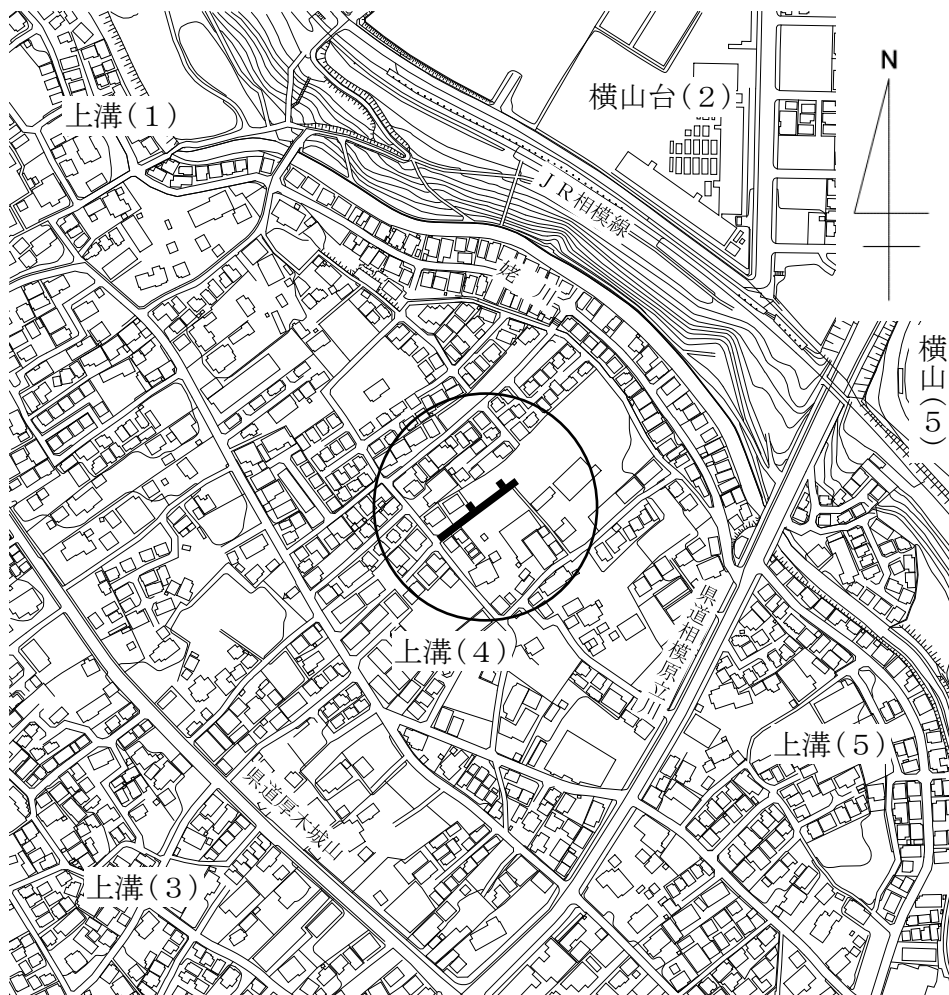


凡 例

	開発区域
	認定路線
幅員	5.0m
延長	77m

別 図 3

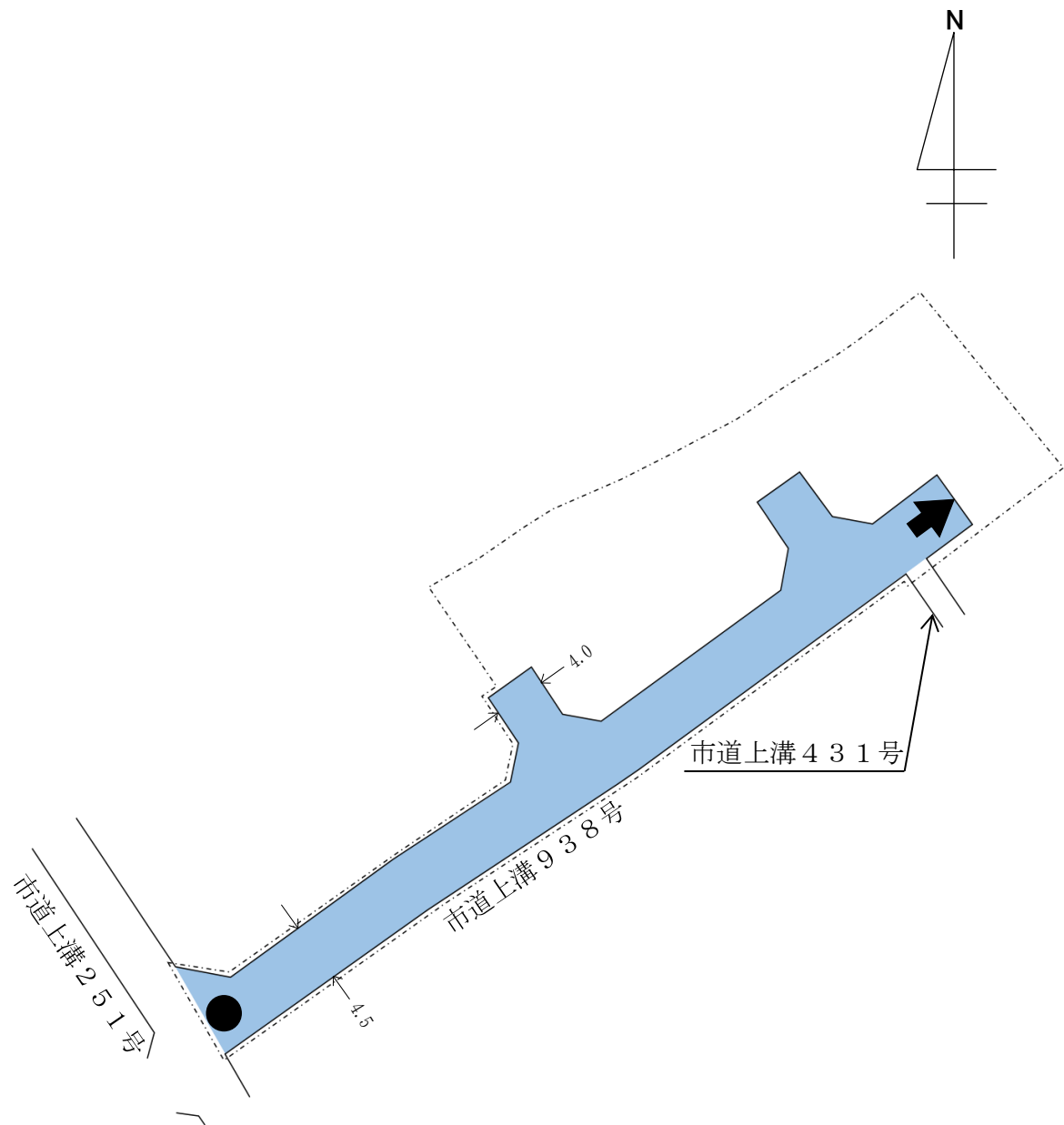
1 案内図



2 道路の概要

路線名	上溝 938 号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区上溝 4 丁目 3340 番 1 外 7 筆
開発行為の面積	912.54 m ²
予定建築物の用途等	専用住宅 5 宅地
区域区分等	市街化区域 (第一種住居地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	片隅切、車返しあり

3 路線図

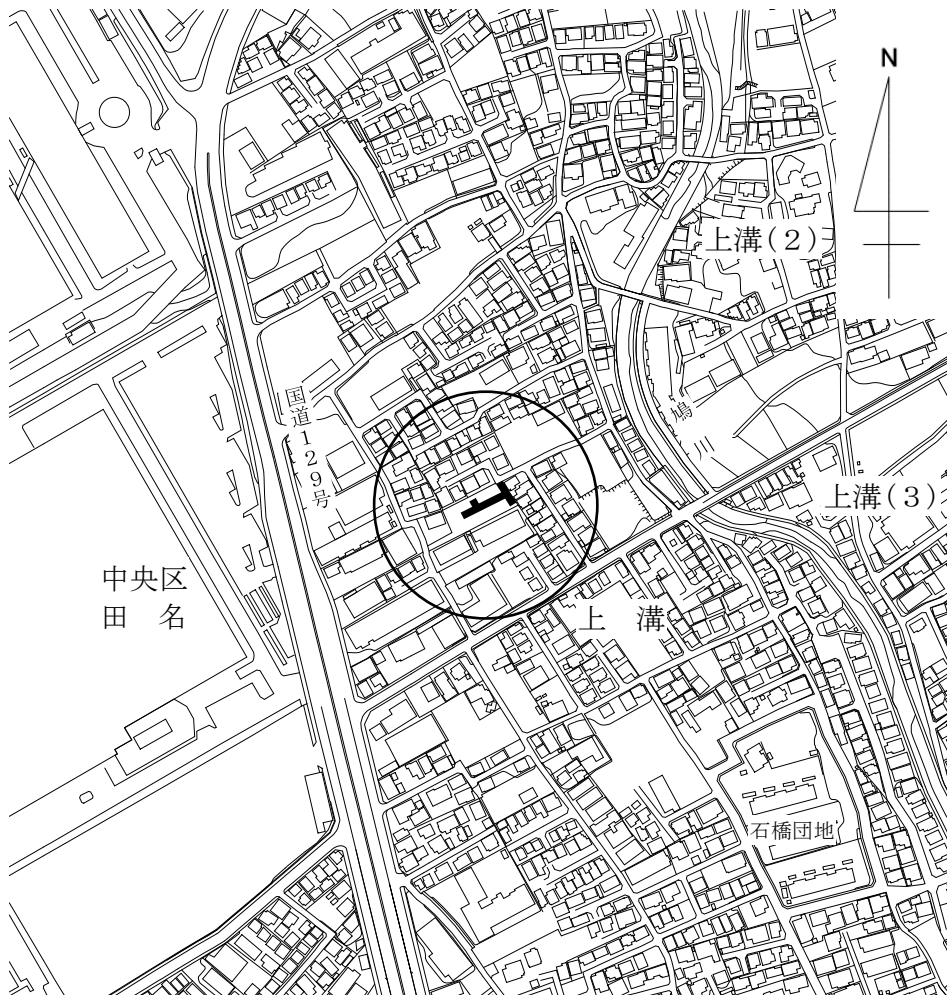


凡 例

- 開発区域
- ➡ 認定路線
- 幅員 4.0～4.5m
- 延長 80m

別 図 4

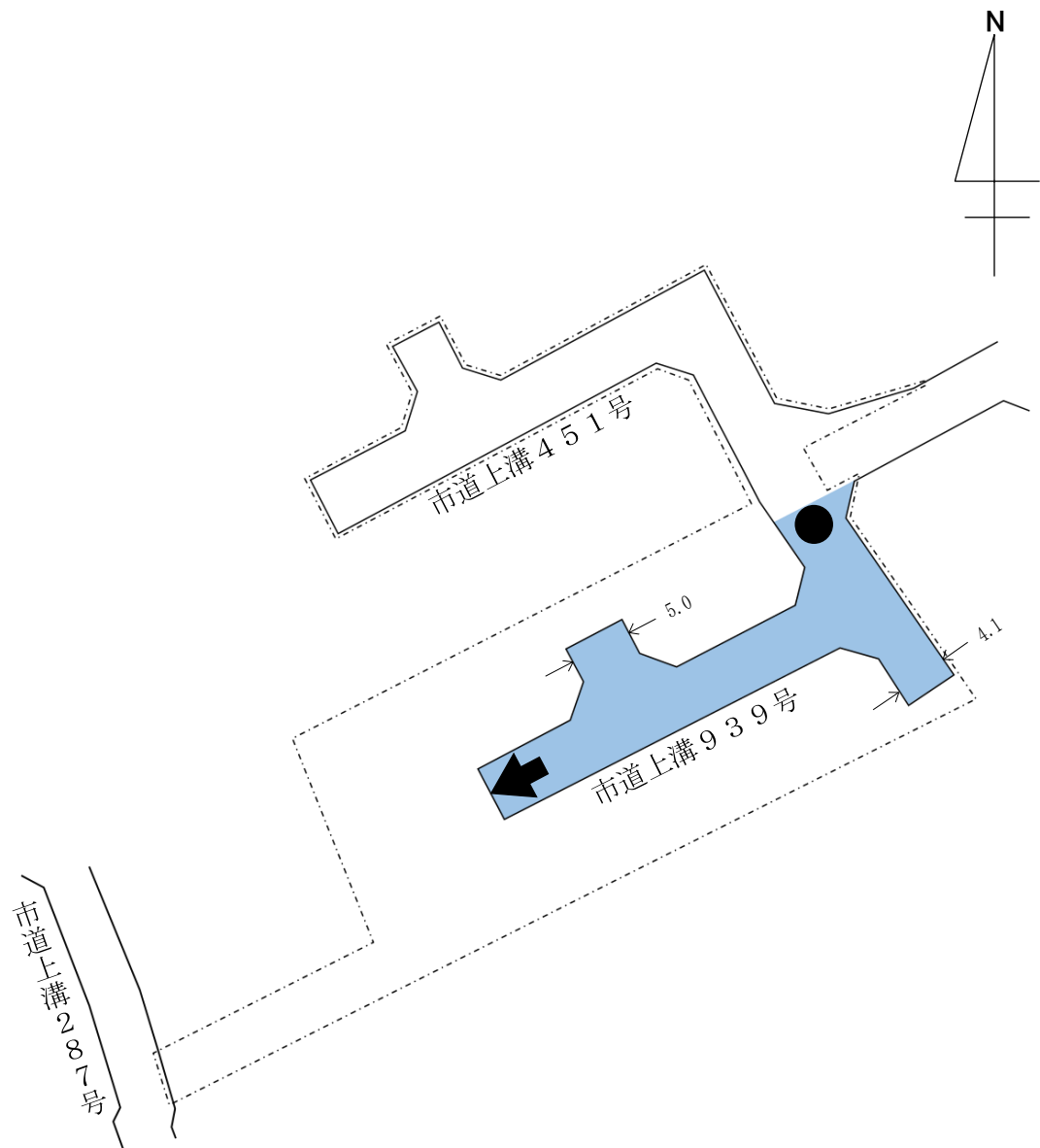
1 案内図



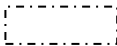
2 道路の概要

路線名	上溝 939 号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区上溝 3904 番 9 外 9 筆
開発行為の面積	1,318.56 m ²
予定建築物の用途等	専用住宅 6 宅地
区域区分等	市街化区域 (準工業地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図

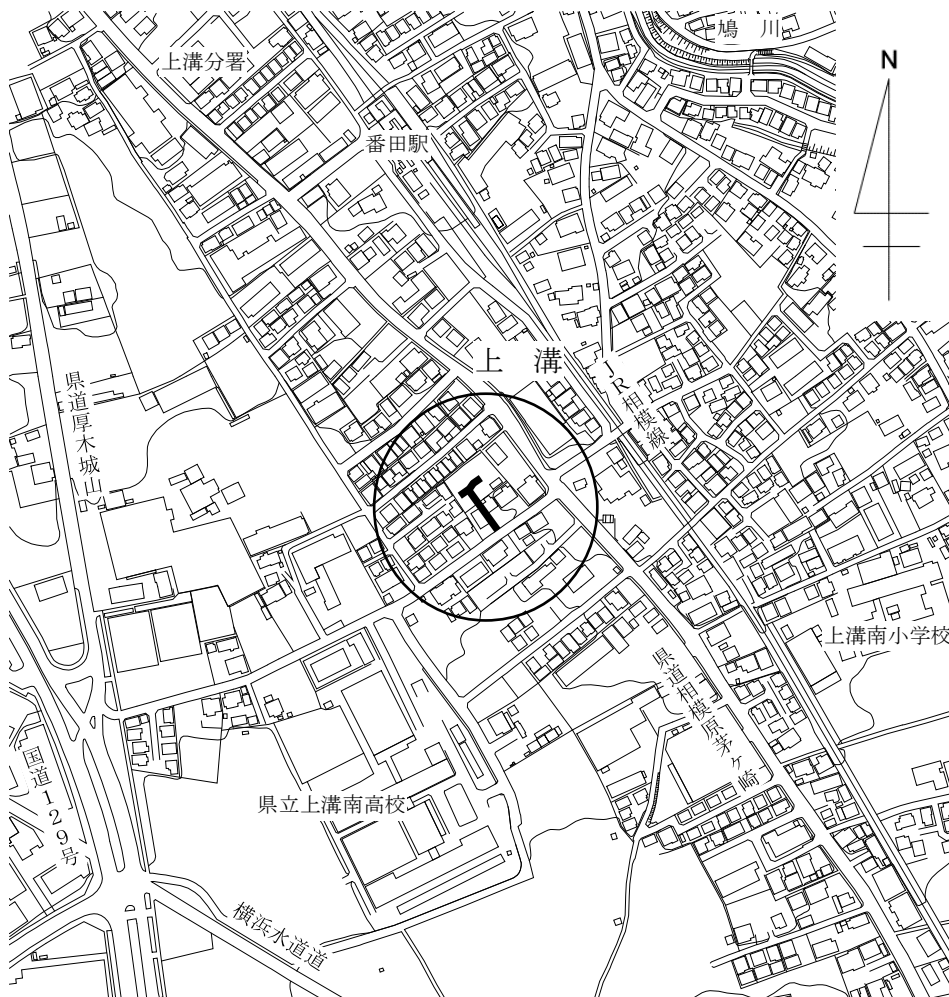


凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.1～5.0m
- 延長 52m

別 図 5

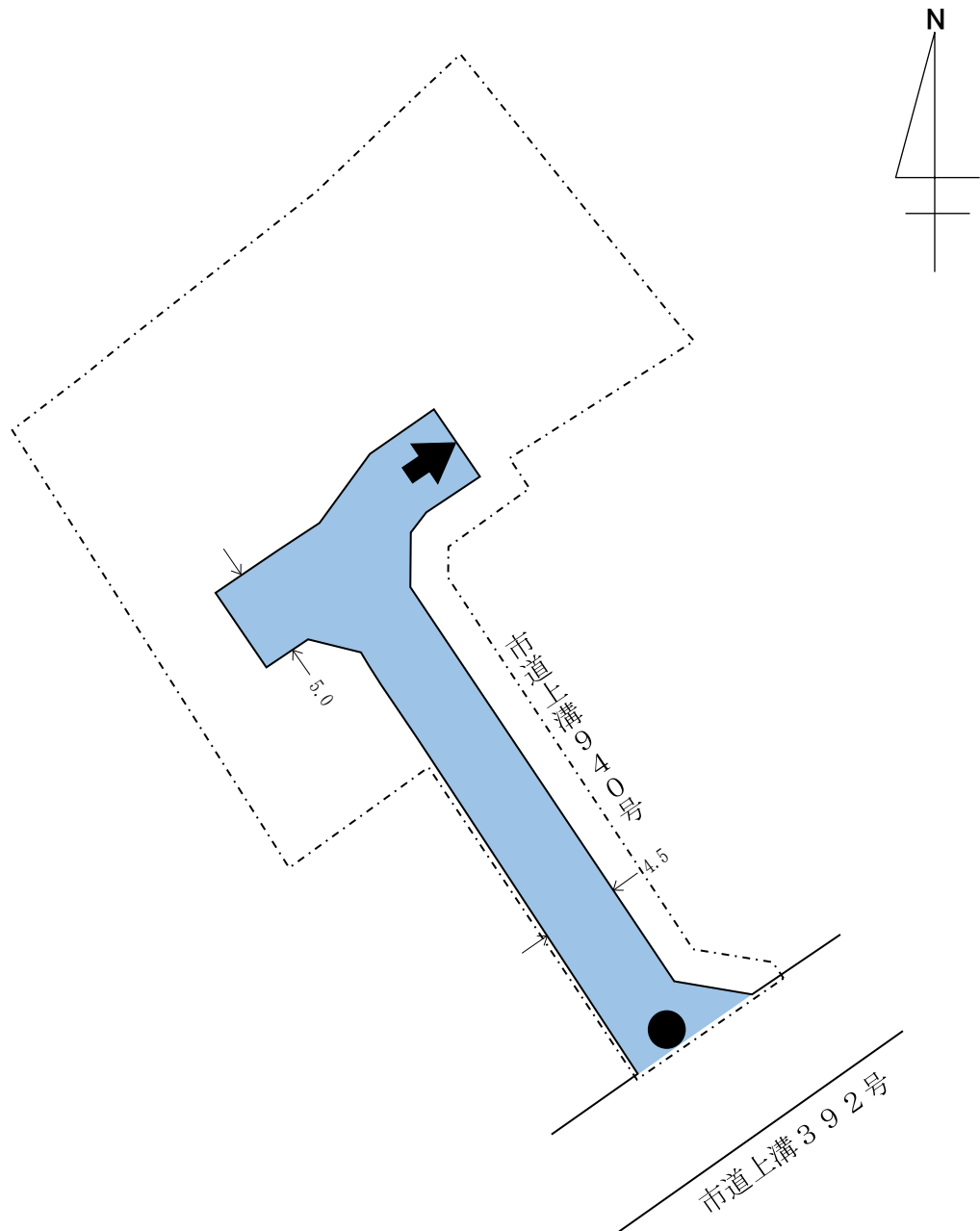
1 案内図



2 道路の概要

路線名	上溝 940 号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区上溝 346 番 17 外 11 筆
開発行為の面積	963.30 m ²
予定建築物の用途等	専用住宅 5 宅地
区域区分等	市街化区域 (第一種住居地域・第二種中高層住 居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	片隅切、車返しあり

3 路線図

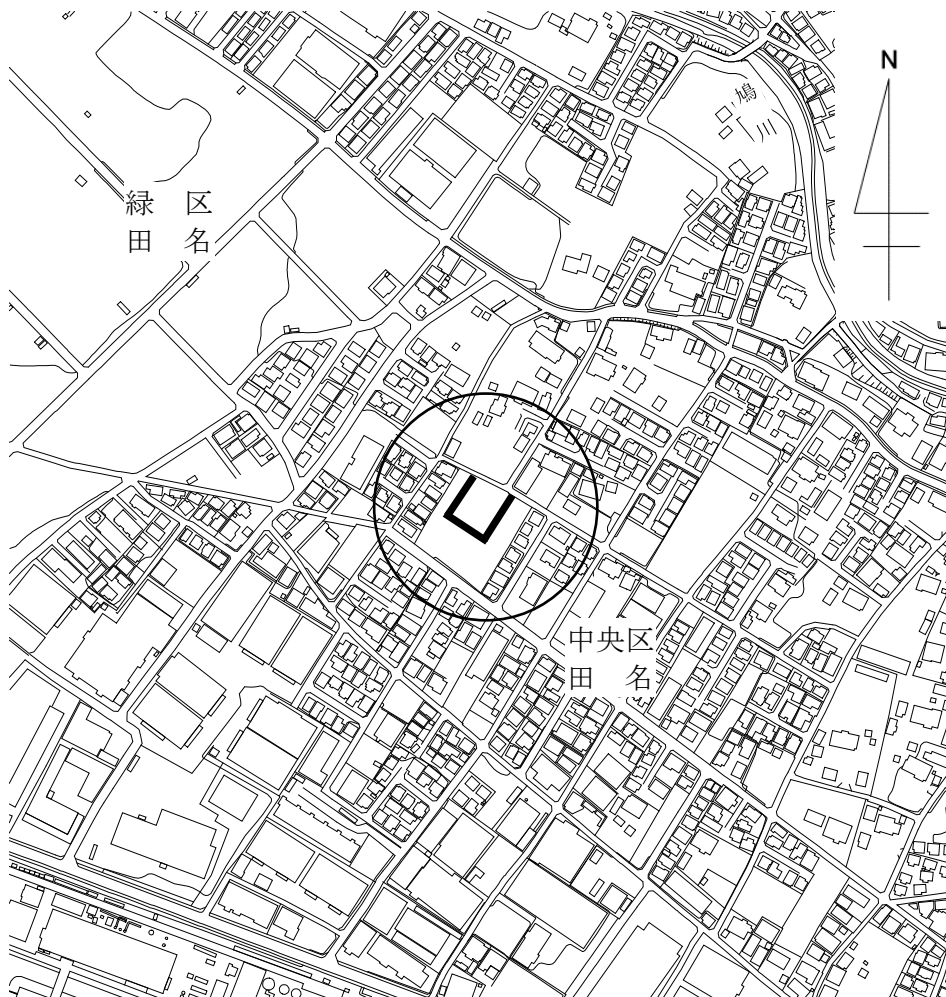


凡 例

	開発区域
	認定路線
幅員	4.5～5.0m
延長	46m

別 図 6

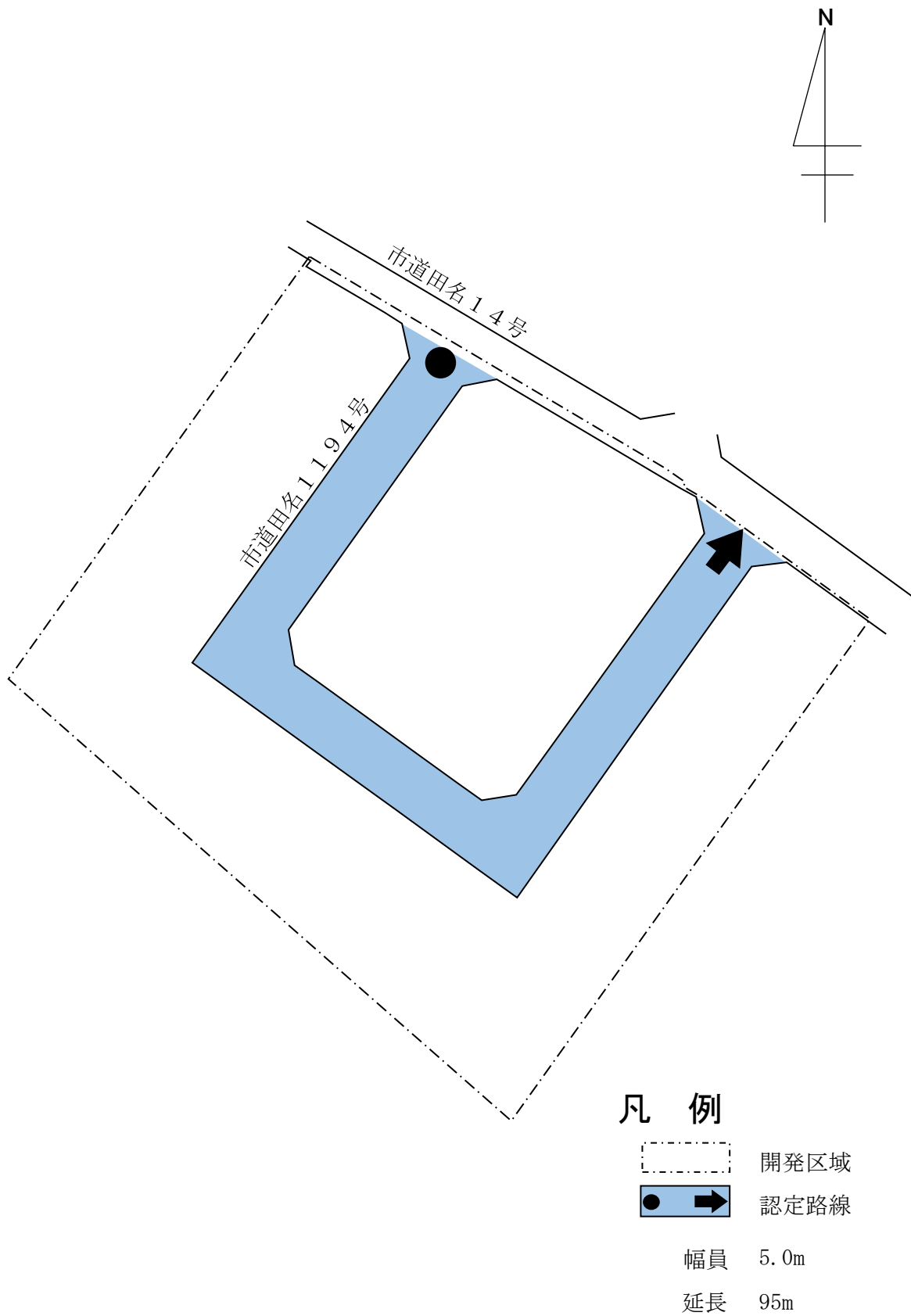
1 案内図



2 道路の概要

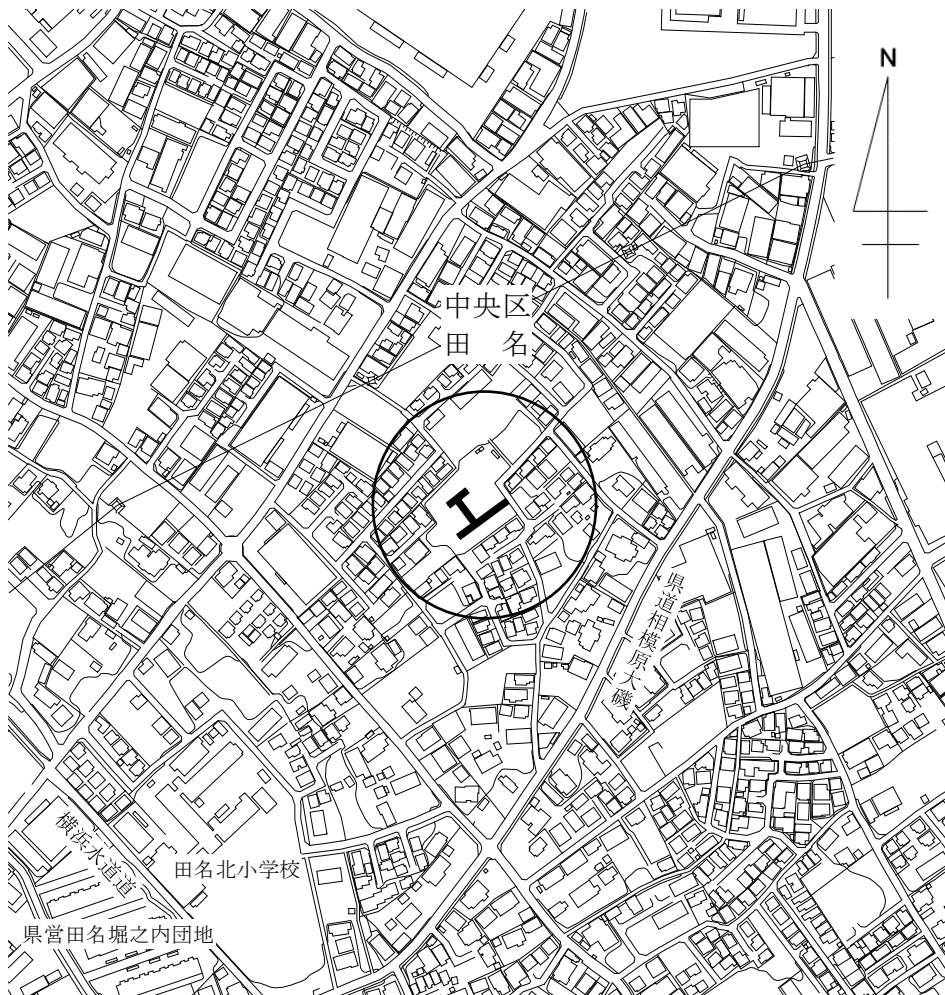
路線名	田名 1194 号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区田名 2731 番 2 外 21 筆
開発行為の面積	2,785.48 m ²
予定建築物の用途等	専用住宅 19 宅地
区域区分等	市街化区域 (第一種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	

3 路線図



別 図 7

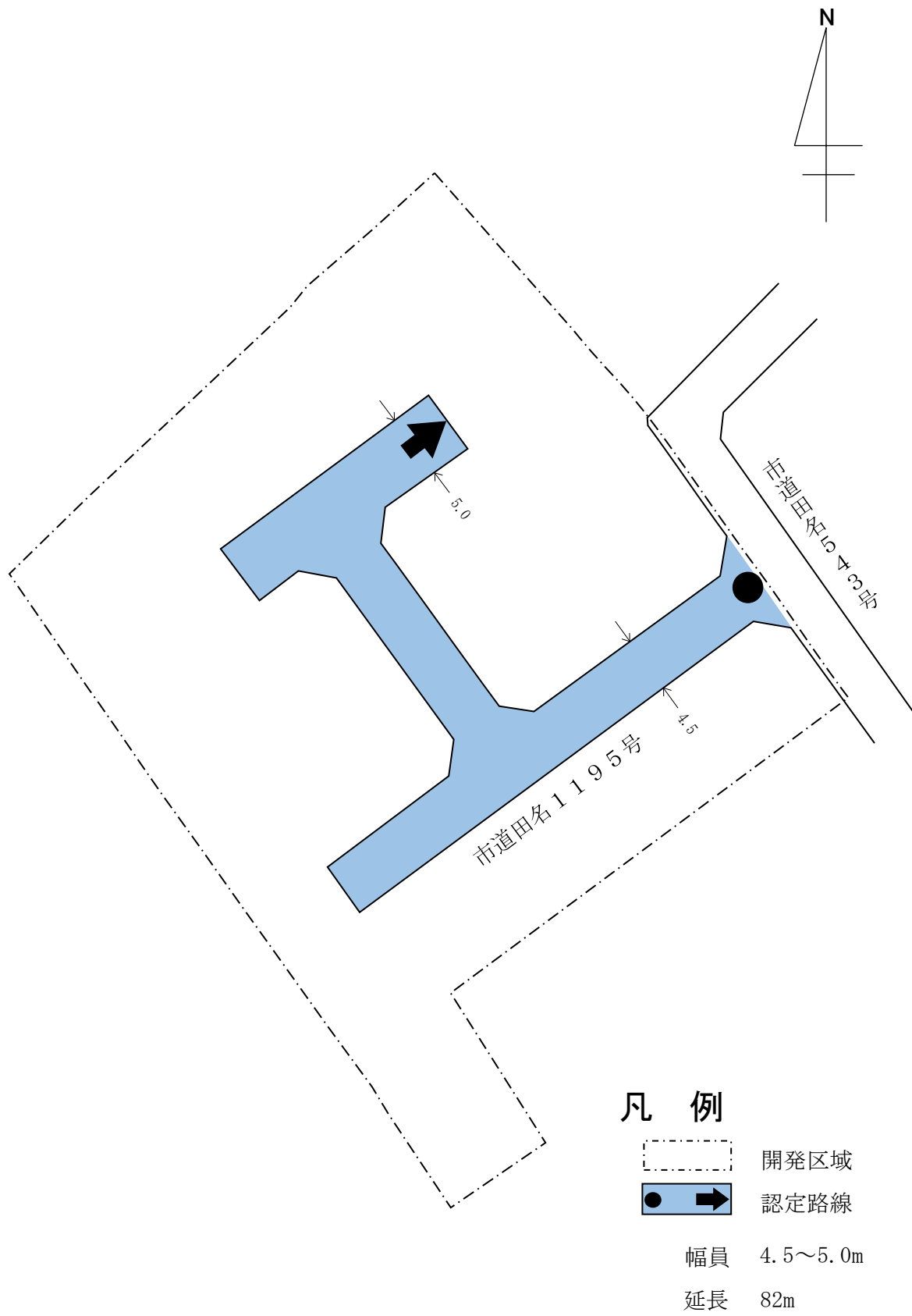
1 案内図



2 道路の概要

路線名	田名 1195 号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区田名 3229 番 3 外 19 筆
開発行為の面積	2,558.22 m ²
予定建築物の用途等	専用住宅 18 宅地
区域区分等	市街化区域 (第一種住居地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図



別 図 8

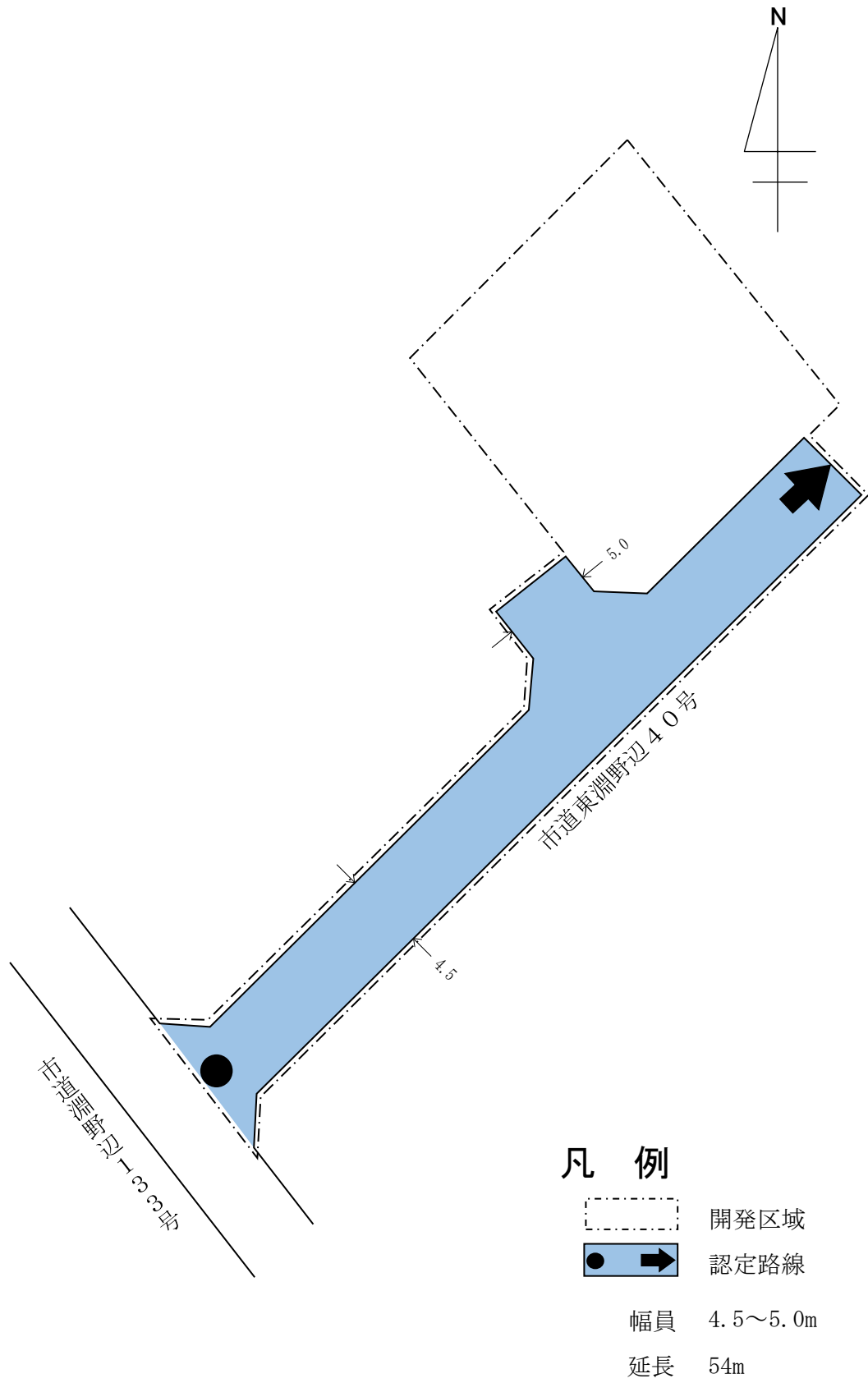
1 案内図



2 道路の概要

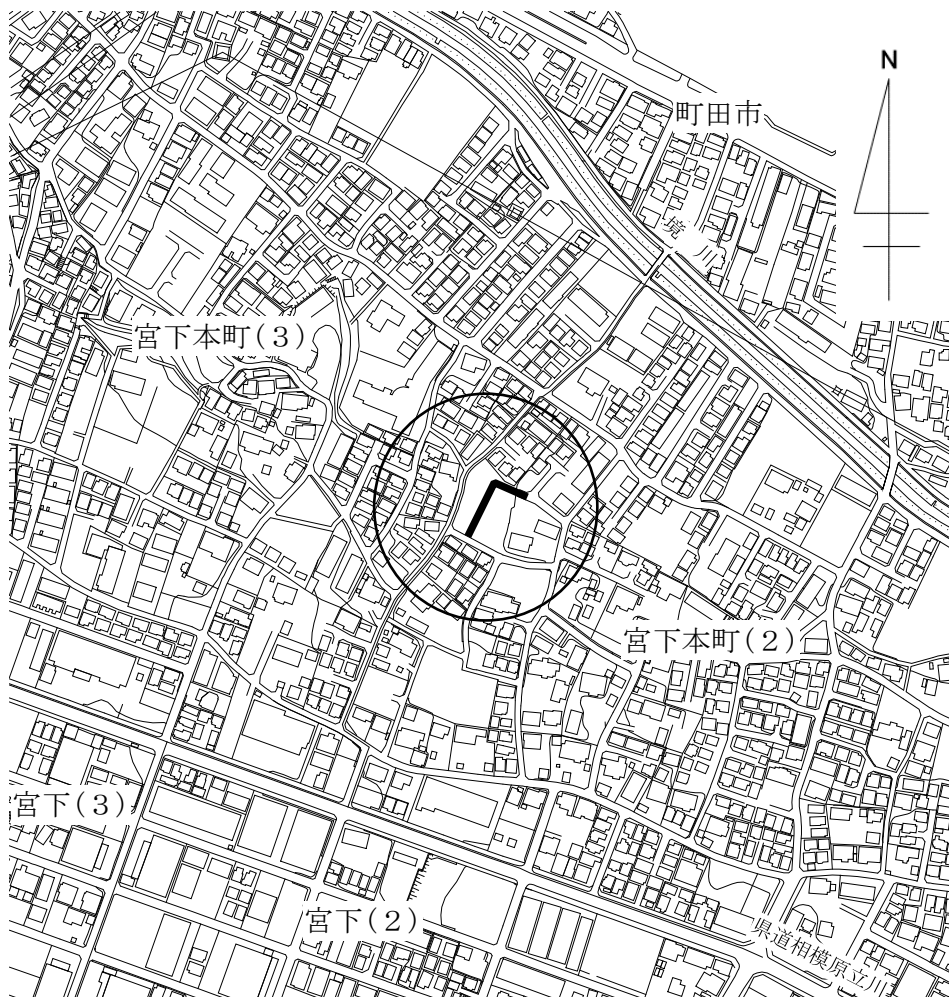
路線名	東淵野辺 40 号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区東淵野辺 4 丁目 2142 番 5 外 11 筆
開発行為の面積	581.31 m ²
予定建築物の用途等	専用住宅 2 宅地
区域区分等	市街化区域 (第一種住居地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図



別 図 9

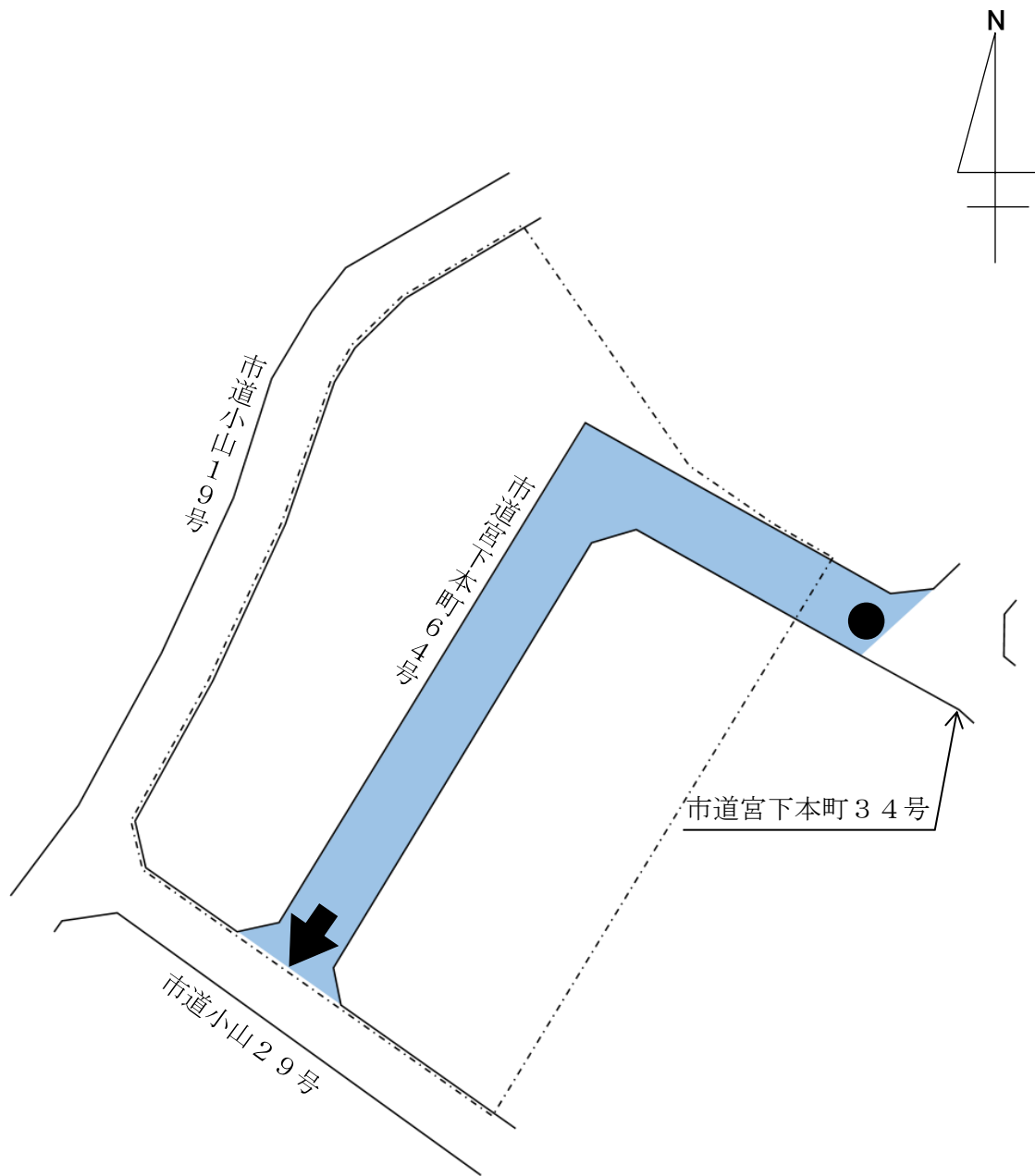
1 案内図



2 道路の概要

路線名	宮下本町 64 号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区宮下本町 2 丁目 2241 番 1 外 12 筆
開発行為の面積	1,641.81 m ²
予定建築物の用途等	専用住宅 11 宅地
区域区分等	市街化区域 (第一種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	

3 路線図

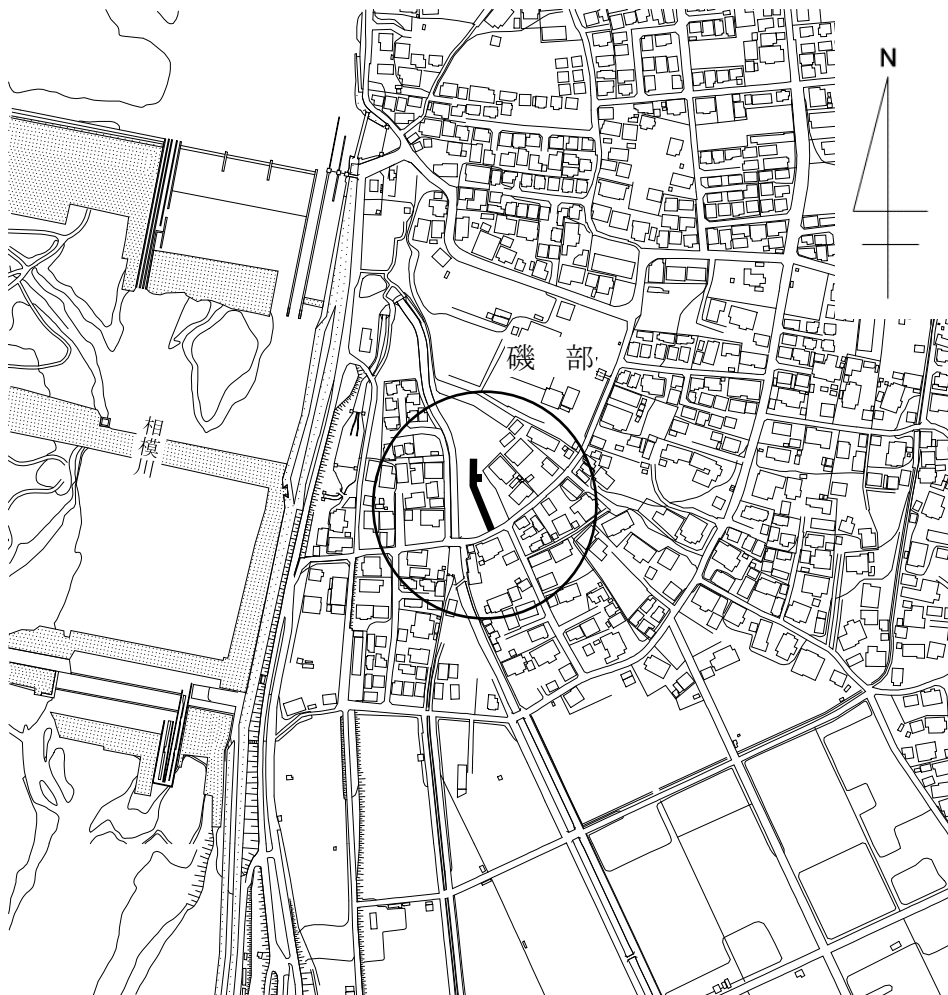


凡 例

- 開発区域
- 認定路線
- 幅員 5.0m
- 延長 65m

別 図 1 0

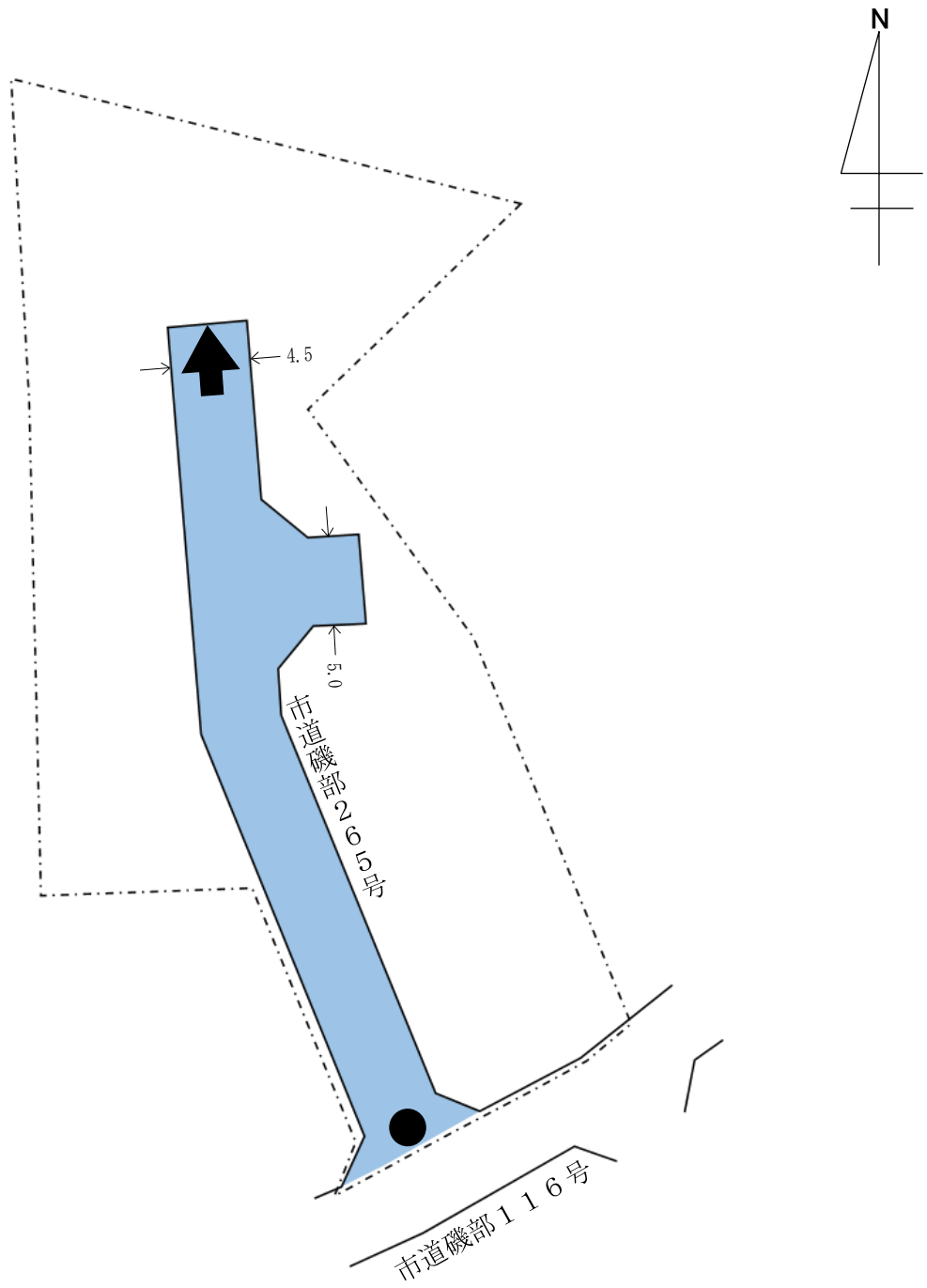
1 案内図



2 道路の概要

路線名	磯部 265 号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	南区磯部 432 番 11 外 8 筆
開発行為の面積	1, 130. 01 m ²
予定建築物の用途等	専用住宅 6 宅地
区域区分等	市街化区域 (第一種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図

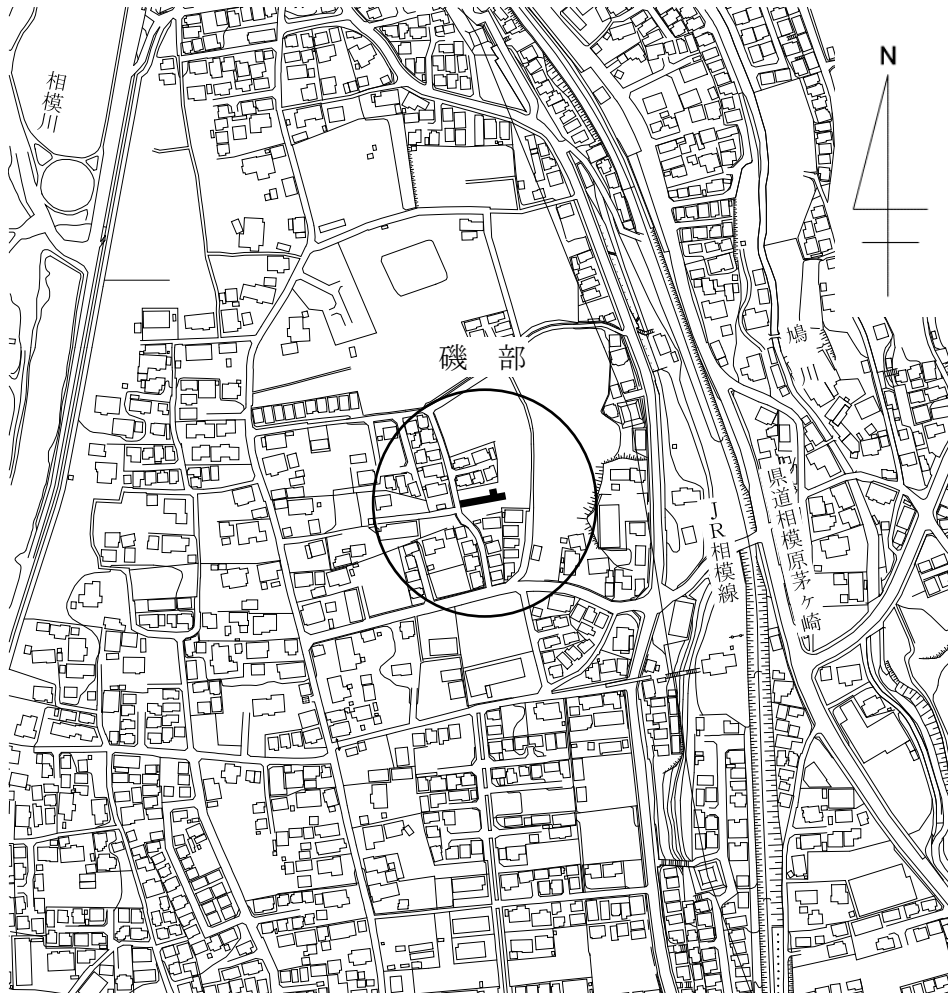


凡 例

	開発区域
	認定路線
幅員	4.5～5.0m
延長	51m

別 図 1 1

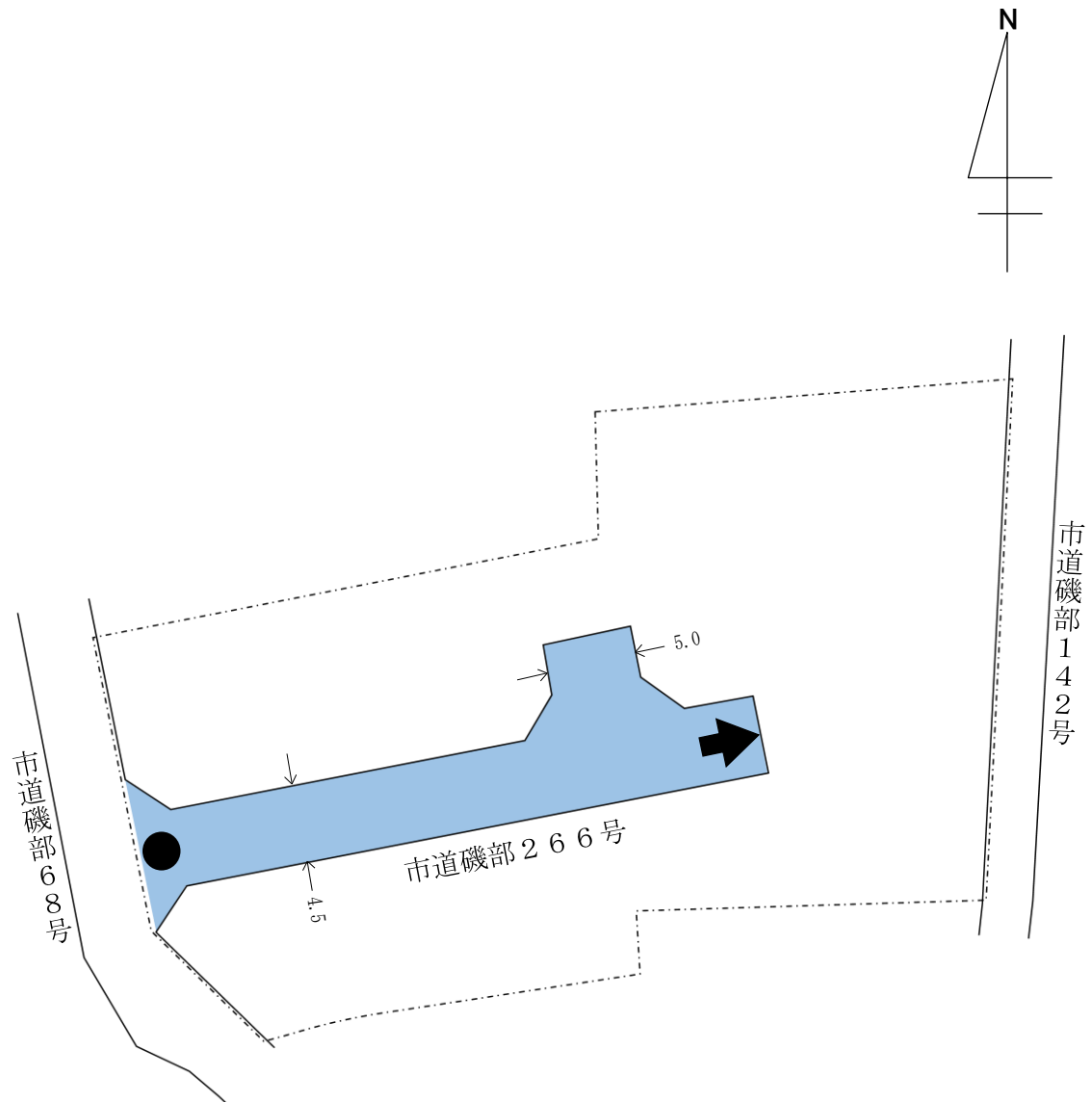
1 案内図



2 道路の概要

路線名	磯部 266 号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	南区磯部 164 番 1 外 9 筆
開発行為の面積	1, 220. 83 m ²
予定建築物の用途等	専用住宅 8 宅地
区域区分等	市街化区域 (第一種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図



凡 例

	開発区域
	認定路線
幅員	4.5～5.0m
延長	40m

別 図 1 2

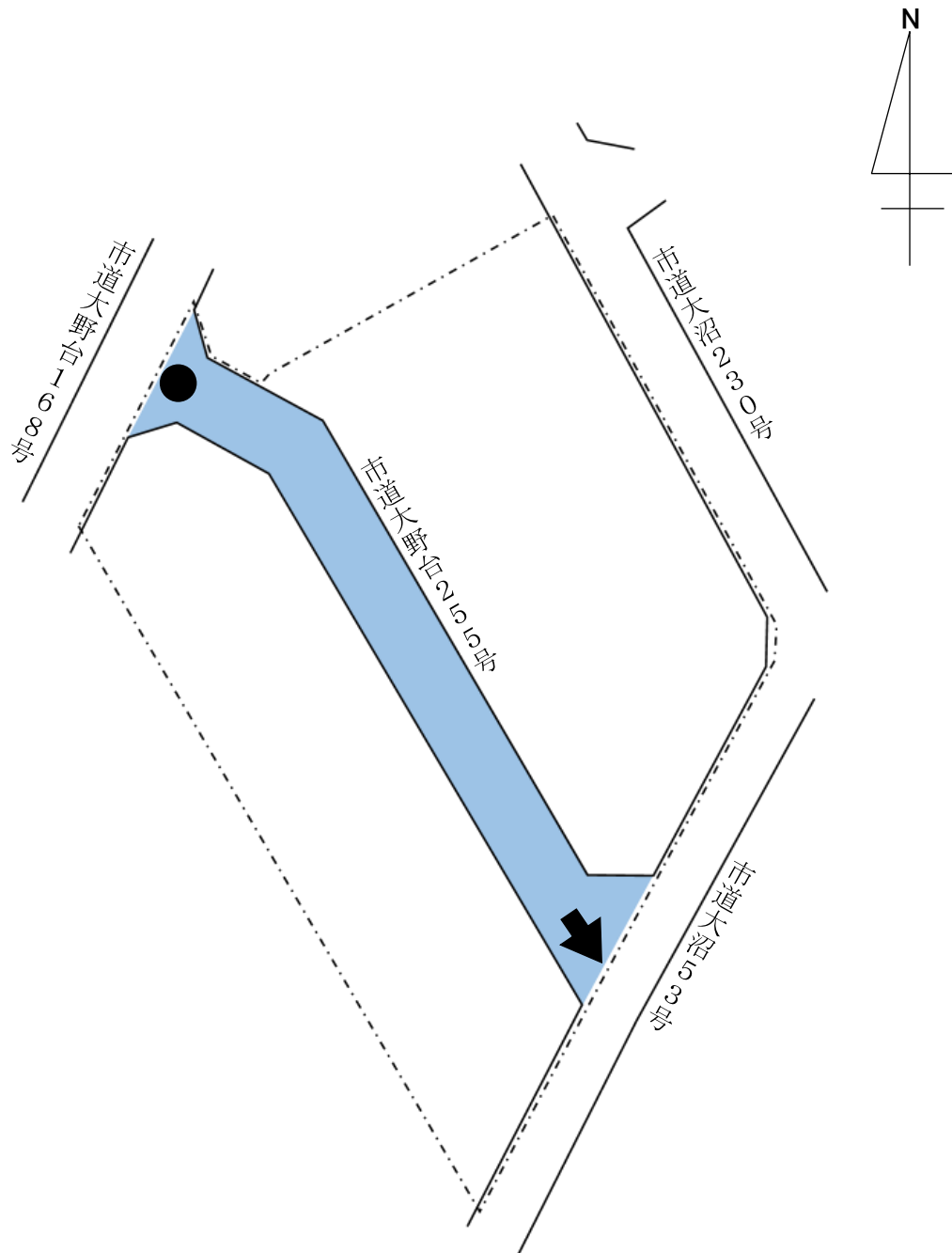
1 案内図



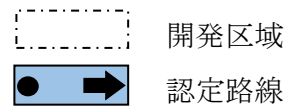
2 道路の概要

路線名	大野台 255 号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	南区大野台 4 丁目 3008 番 107 外 13 筆
開発行為の面積	1,342.76 m ²
予定建築物の用途等	専用住宅 10 宅地
区域区分等	市街化区域 (第一種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	

3 路線図



凡 例

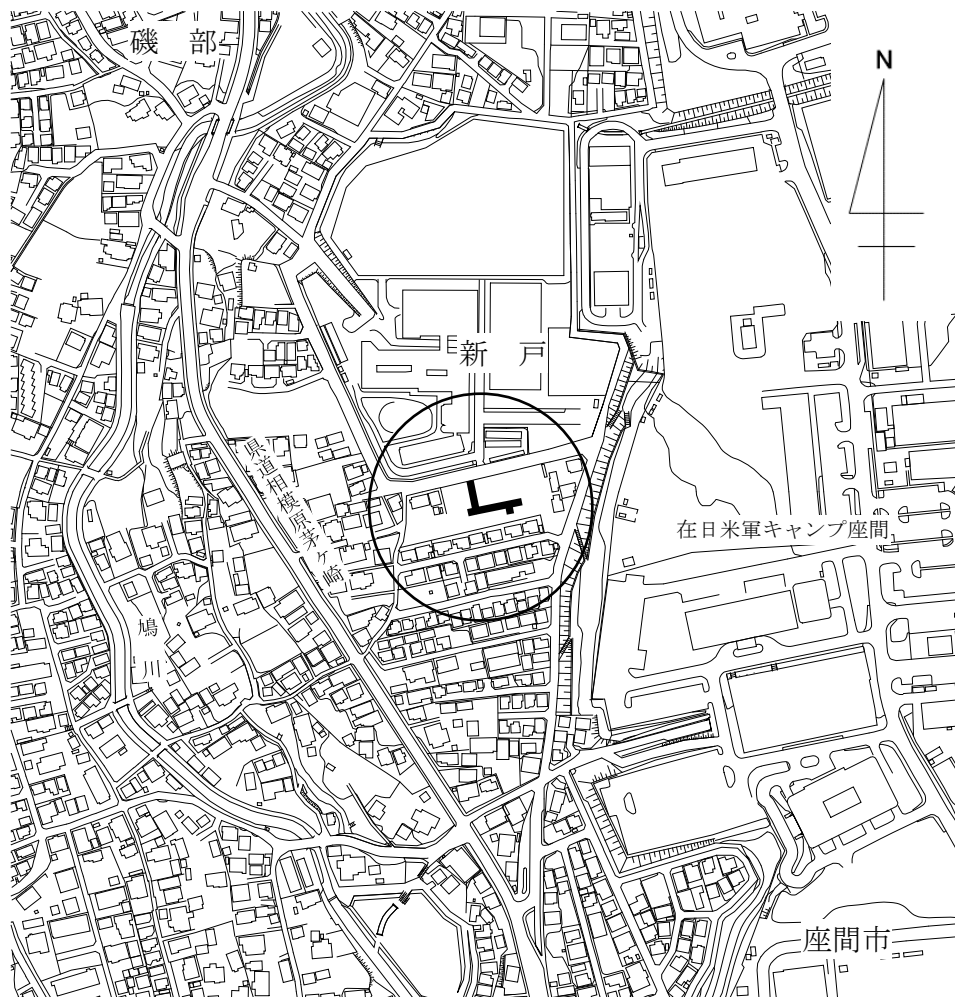


幅員 4.5m

延長 45m

別 図 1 3

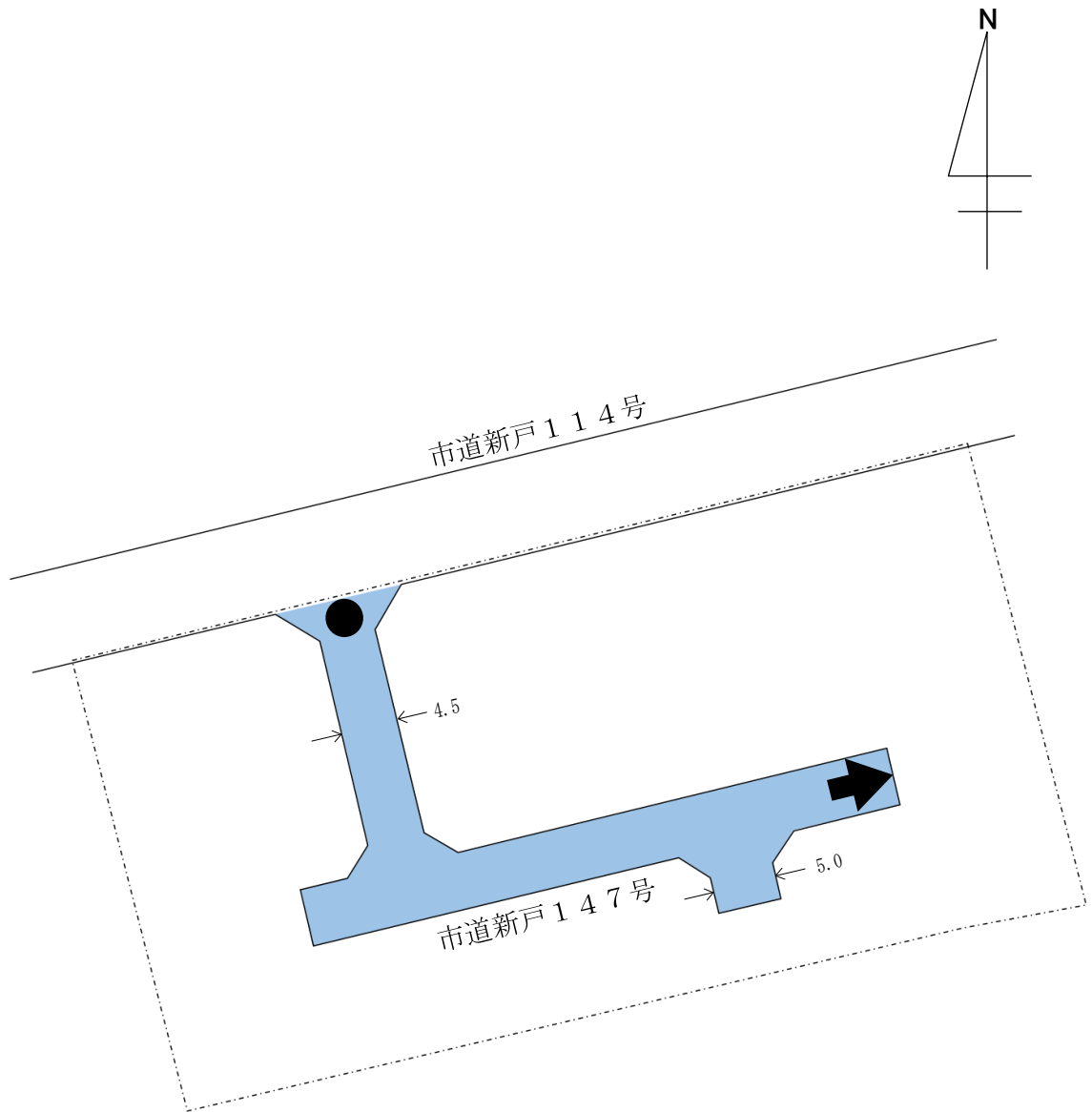
1 案内図



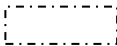
2 道路の概要

路線名	新戸 147 号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	南区新戸 5167 番 4 外 18 筆
開発行為の面積	2,588.40 m ²
予定建築物の用途等	専用住宅 17 宅地
区域区分等	市街化区域 (第一種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図

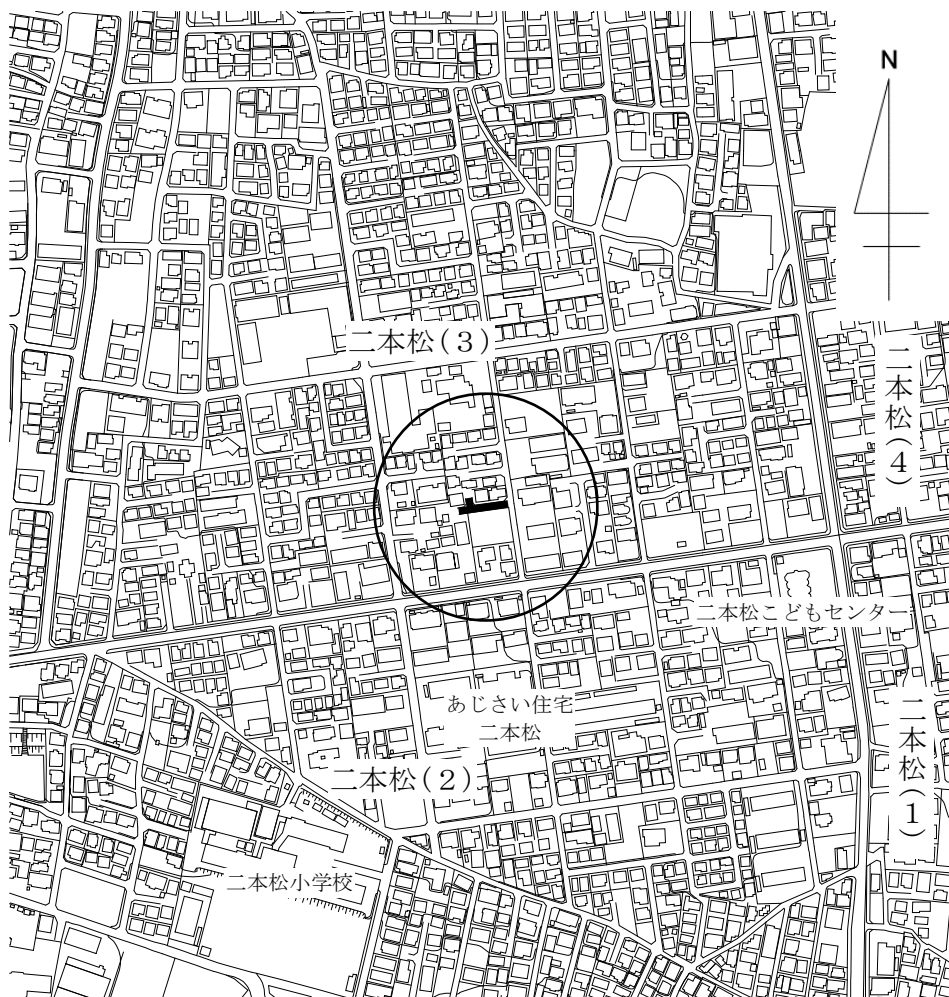


凡 例

	開発区域
	認定路線
幅員	4.5～5.0m
延長	73m

別 図 1 4

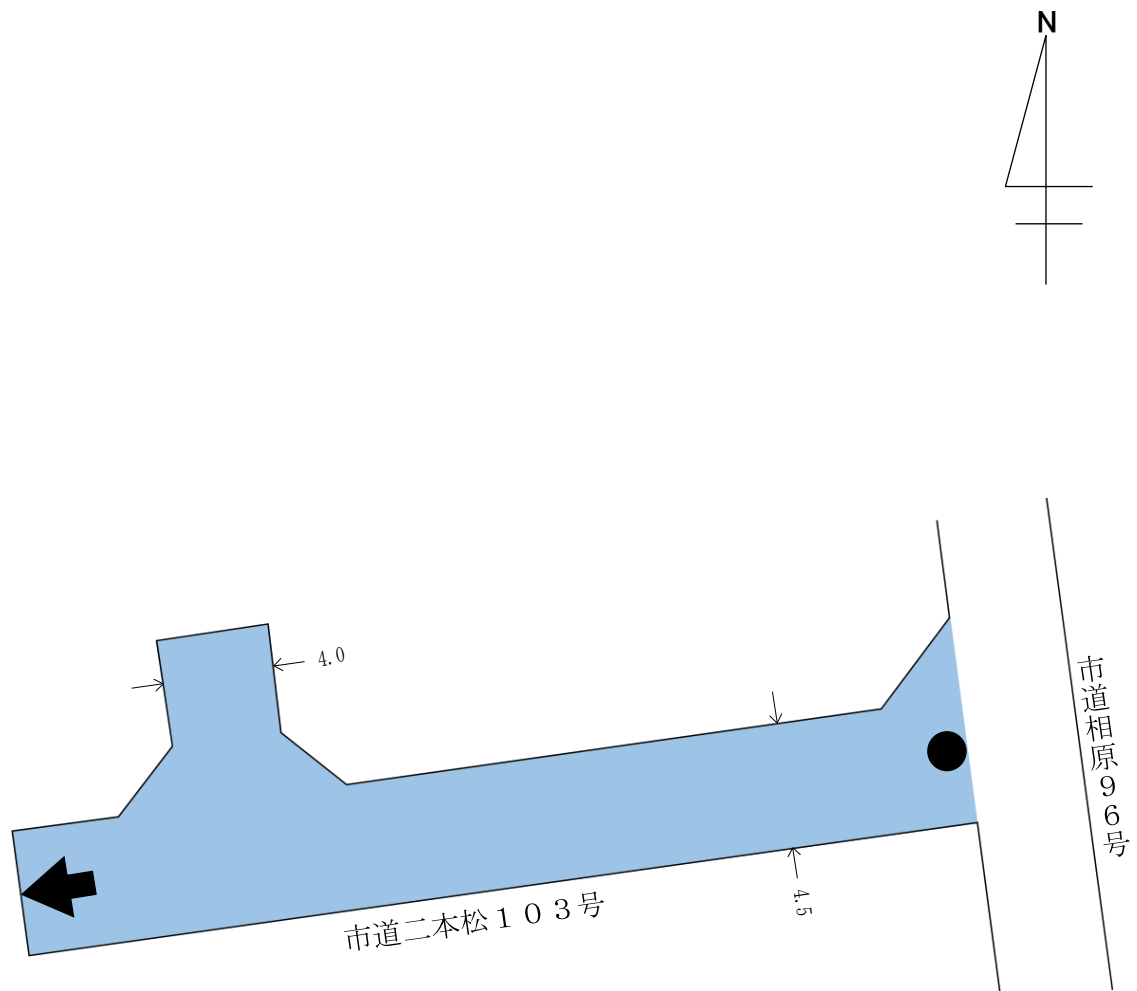
1 案内図



2 道路の概要

路線名	二本松 103 号
認定の理由	寄附受納
寄附の申請地	緑区二本松 3 丁目 1451 番 649
受納面積	187.87 m ²
区域区分等	市街化区域 (第一種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	片隅切、車返しあり

3 路線図

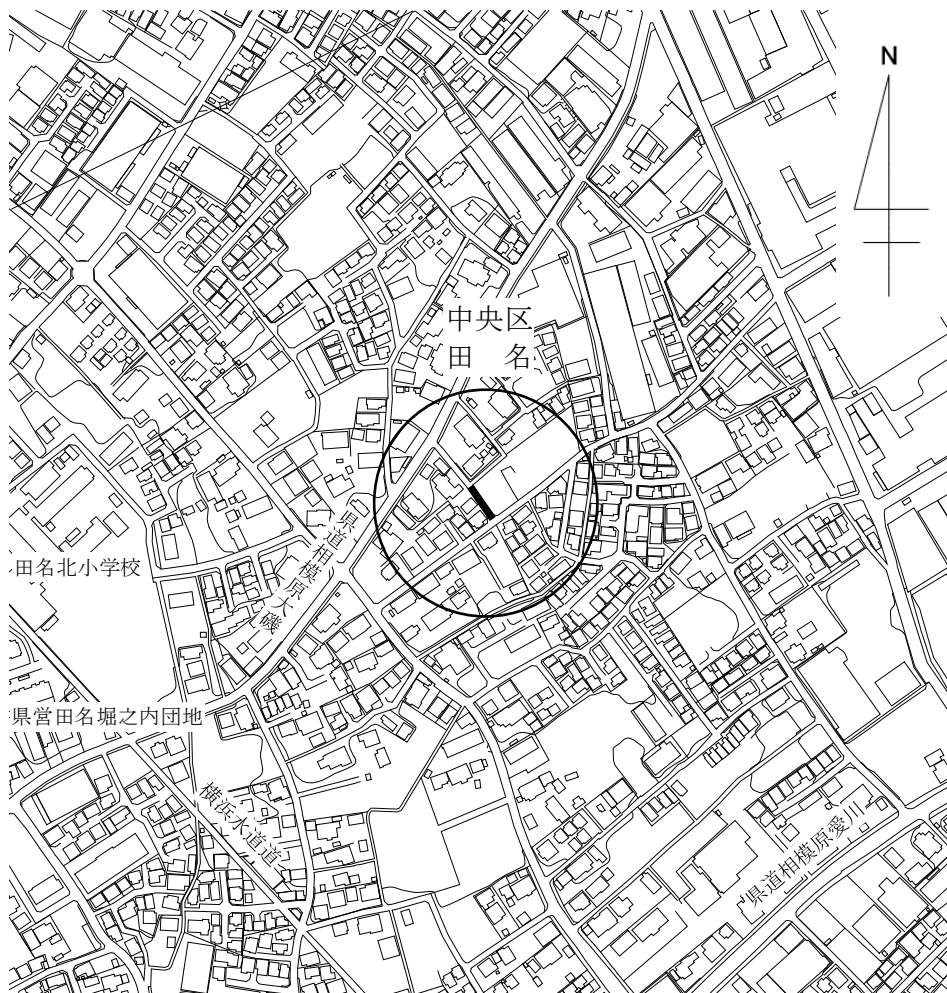


凡 例

-  認定路線
- 幅員 4.0～4.5m
- 延長 40m

別 図 1 5

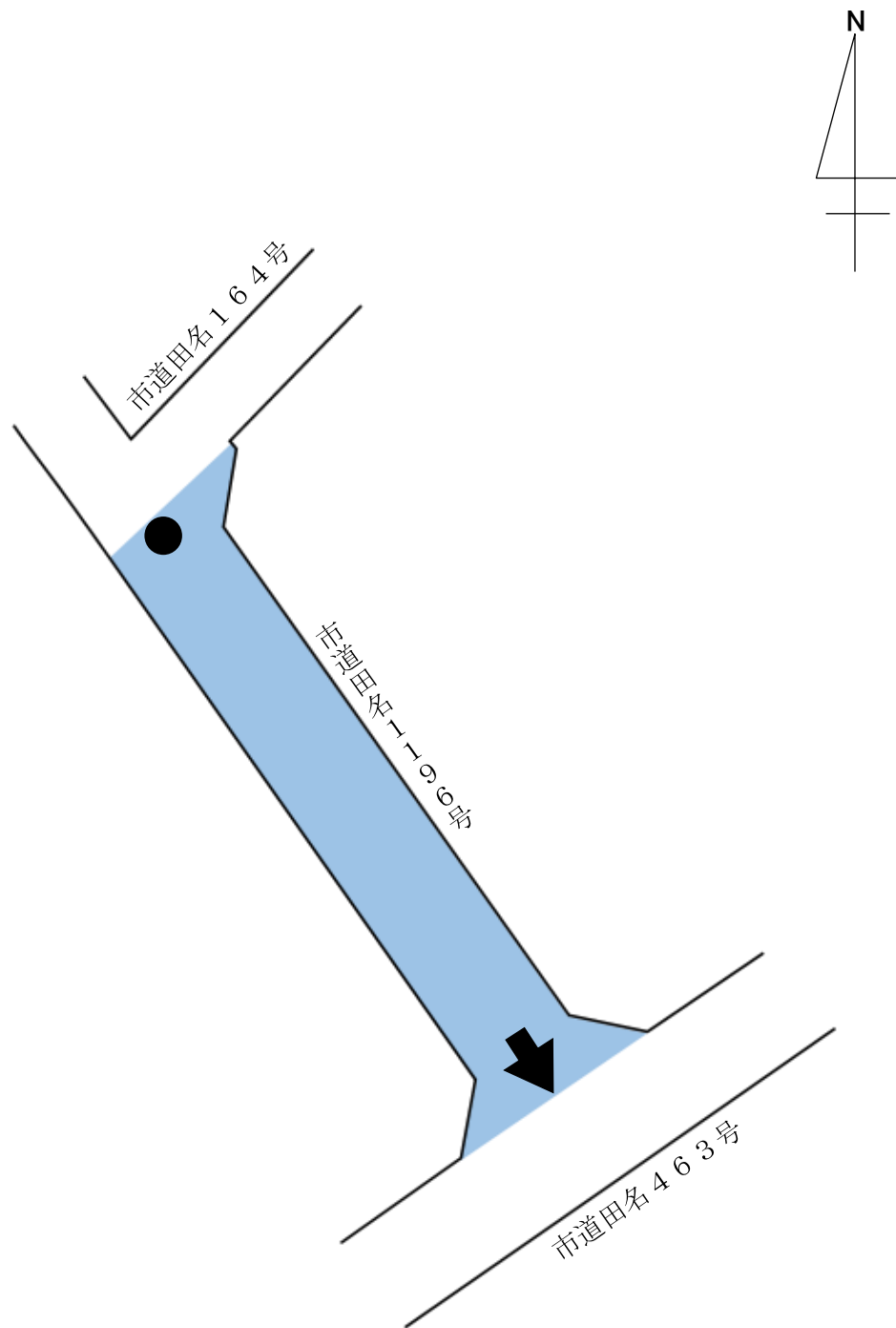
1 案内図



2 道路の概要

路線名	田名 1196 号
認定の理由	寄附受納
寄附の申請地	中央区田名 4573 番 2 外 1 筆
受納面積	120.16 m ²
区域区分等	市街化区域 (第一種住居地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	

3 路線図



凡 例

 認定路線

幅員 4.2m

延長 26m

令和4年度相模原市 一般会計 補正予算書
公営企業会計

及び予算に関する説明書

(令和5年3月)

令和4年度相模原市
一般会計補正予算
(第12号)

令和 4 年度相模原市一般会計補正予算(第 1 2 号)

令和 4 年度相模原市の一般会計の補正予算(第 1 2 号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額 3 5 0 , 0 0 6 , 0 0 0 千円に歳入歳出それぞれ
9 3 2 , 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ
3 5 0 , 9 3 8 , 0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入
歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。
(繰越明許費補正)

第 2 条 繰越明許費の補正は、「第 2 表繰越明許費補正」による。
(債務負担行為補正)

第 3 条 債務負担行為の補正は、「第 3 表債務負担行為補正」による。
(地方債補正)

第 4 条 地方債の補正は、「第 4 表地方債補正」による。

令和 5 年 2 月 1 0 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
55 国庫支出金		千円 83,123,699	千円 355,361	千円 83,479,060
	10 国庫補助金	20,926,611	355,361	21,281,972
60 県支出金		21,910,435	111,645	22,022,080
	10 県補助金	6,103,507	111,645	6,215,152
80 繰越金		8,264,905	66,694	8,331,599
	5 繰越金	8,264,905	66,694	8,331,599
85 諸収入		12,351,123	95,000	12,446,123
	25 雑入	3,321,756	95,000	3,416,756
90 市債		26,374,100	303,300	26,677,400
	5 市債	26,374,100	303,300	26,677,400
歳 入 合 計		350,006,000	932,000	350,938,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 民生費		千円 146,356,305	千円 237,870	千円 146,594,175
	5 社会福祉費	58,566,546	223,290	58,789,836
	10 児童福祉費	60,333,862	14,580	60,348,442
20 衛生費		38,880,765	32,067	38,912,832
	5 保健衛生費	27,217,333	32,067	27,249,400
40 土木費		30,518,192	660,983	31,179,175
	5 道路橋りょう費	8,100,648	649,862	8,750,510
	15 都市計画費	18,846,102	11,121	18,857,223
50 教育費		48,594,036	1,080	48,595,116
	5 教育総務費	7,746,932	1,080	7,748,012
歳 出 合 計		350,006,000	932,000	350,938,000

第2表 繰越明許費補正

追 加			
款	項	事業名	金額
15 民生費	5 社会福祉費	障害者福祉施設運営費補助金	千円 45,540
		民間児童クラブ運営費補助金	8,640
	10 児童福祉費	認定保育室補助金	540
		教育・保育施設運営助成	4,860
		施設運営費(公立保育所)	540
40 土木費	5 道路橋りょう費	道路維持管理計画事業(国道413号災害防除事業ほか11)	254,362
		橋りょう長寿命化事業(新昭和橋(右下流側)橋りょう修繕事業ほか6)	395,500
	15 都市計画費	淵野辺駅南口周辺まちづくり事業	11,121
50 教育費	5 教育総務費	スクールバス運行等事業	1,080

第3表 債務負担行為補正

追 加		
事項	期間	限度額
道路境界確定事業 (緑土木事務所分)	令和4年度	千円 0
	令和5年度	3,280
道路境界確定事業 (津久井土木事務所分)	令和4年度	0
	令和5年度	5,000
道路境界確定事業 (中央土木事務所分)	令和4年度	0
	令和5年度	7,000
道路境界確定事業 (南土木事務所分)	令和4年度	0
	令和5年度	7,000
道路維持補修費 (緑土木事務所分)	令和4年度	0
	令和5年度	15,000
道路維持補修費 (津久井土木事務所分)	令和4年度	0
	令和5年度	10,000
道路維持補修費 (中央土木事務所分)	令和4年度	0
	令和5年度	29,000
道路維持補修費 (南土木事務所分)	令和4年度	0
	令和5年度	29,000
交通安全施設整備事業 (緑土木事務所分)	令和4年度	0
	令和5年度	1,000
交通安全施設整備事業 (中央土木事務所分)	令和4年度	0
	令和5年度	3,000
交通安全施設整備事業 (南土木事務所分)	令和4年度	0
	令和5年度	3,000
市道文京大野整備事業	令和4年度	0
	令和5年度	150,000

第4表 地 方 債 補 正

変 更

事 項	期 間	限 度 額
狭あい道路等整備事業 （市道上溝21号ほか）	令和4年度	0千円
	令和5年度	12,130
狭あい道路等整備事業 （市道磯部70号）	令和4年度	0
	令和5年度	8,240
狭あい道路等整備事業 （緑土木事務所分）	令和4年度	0
	令和5年度	8,428
狭あい道路等整備事業 （中央土木事務所分）	令和4年度	0
	令和5年度	28,000
狭あい道路等整備事業 （南土木事務所分）	令和4年度	0
	令和5年度	11,200
河 川 維 持 補 修 費	令和4年度	0
	令和5年度	3,000
星が丘公民館長寿命化改修事業	令和4年度	0
	令和5年度	492,654

起 債 の 目 的	限 度 額		
	補 正 前	補 正	補 正 後
（土木債） 道路整備費	千円	千円	千円
	1,463,600	303,300	1,766,900
計	26,374,100	303,300	26,677,400

一般会計補正予算に関する説明書
(第12号)

令和 4 年度相模原市一般会計補正予算(第 1 2 号)を提出するに当たり、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 1 条第 2 項の規定により、当該予算に関する説明書をここに提出する。

令和 5 年 2 月 1 0 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	
	金額	構成比
5 市税	千円 132,400,000	% 37.8
10 地方譲与税	1,713,000	0.5
13 利子割交付金	60,000	0.0
16 配当割交付金	600,000	0.2
19 株式等譲渡所得割交付金	600,000	0.2
20 分離課税所得割交付金	120,000	0.0
21 法人事業税交付金	900,000	0.2
22 地方消費税交付金	15,000,000	4.3
25 ゴルフ場利用税交付金	150,000	0.0
31 環境性能割交付金	650,000	0.2
32 軽油引取税交付金	3,100,000	0.9
34 国有提供施設等所在市町村助成交付金	1,301,881	0.4
37 地方特例交付金	948,600	0.3
40 地方交付税	19,000,000	5.4
43 交通安全対策特別交付金	210,000	0.1
46 分担金及び負担金	822,635	0.2
50 使用料及び手数料	5,460,039	1.6
55 国庫支出金	83,123,699	23.7
60 県支出金	21,910,435	6.3
65 財産収入	206,088	0.1
70 寄附金	1,123,881	0.3
75 繰入金	13,615,614	3.9
80 繰越金	8,264,905	2.4
85 諸収入	12,351,123	3.5
90 市債	26,374,100	7.5
歳入合計	350,006,000	100.0

補正額		計		補正額財源区分	
金額	構成比	金額	構成比	特定財源	一般財源
千円 -	% -	千円 132,400,000	% 37.7	千円 -	千円 -
-	-	1,713,000	0.5	-	-
-	-	60,000	0.0	-	-
-	-	600,000	0.2	-	-
-	-	600,000	0.2	-	-
-	-	120,000	0.0	-	-
-	-	900,000	0.2	-	-
-	-	15,000,000	4.3	-	-
-	-	150,000	0.0	-	-
-	-	650,000	0.2	-	-
-	-	3,100,000	0.9	-	-
-	-	1,301,881	0.4	-	-
-	-	948,600	0.3	-	-
-	-	19,000,000	5.4	-	-
-	-	210,000	0.1	-	-
-	-	822,635	0.2	-	-
-	-	5,460,039	1.5	-	-
355,361	38.1	83,479,060	23.8	355,361	0
111,645	12.0	22,022,080	6.3	111,645	0
-	-	206,088	0.1	-	-
-	-	1,123,881	0.3	-	-
-	-	13,615,614	3.9	-	-
66,694	7.2	8,331,599	2.4	0	66,694
95,000	10.2	12,446,123	3.5	95,000	0
303,300	32.5	26,677,400	7.6	303,300	0
932,000	100.0	350,938,000	100.0	865,306	66,694

(歳 出)

款	補 正 前 の 額		補 正 額	
	金 額	構成比	金 額	構成比
	千円	%	千円	%
5 議会費	965,541	0.3	-	-
10 総務費	33,489,424	9.6	-	-
15 民生費	146,356,305	41.8	237,870	25.5
20 衛生費	38,880,765	11.1	32,067	3.5
25 労働費	338,806	0.1	-	-
30 農林水産業費	1,053,266	0.3	-	-
35 商工費	11,919,936	3.4	-	-
40 土木費	30,518,192	8.7	660,983	70.9
45 消防費	9,478,561	2.7	-	-
50 教育費	48,594,036	13.9	1,080	0.1
55 災害復旧費	1,171,296	0.3	-	-
60 公債費	26,831,578	7.7	-	-
65 諸支出金	8,294	0.0	-	-
70 予備費	400,000	0.1	-	-
歳 出 合 計	350,006,000	100.0	932,000	100.0

計		補 正 額 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源			一 般 財 源
		国県支出金	地 方 債	そ の 他	
金 額	構成比	千円	千円	千円	千円
965,541	0.3	-	-	-	-
33,489,424	9.5	-	-	-	-
146,594,175	41.8	211,515	0	0	26,355
38,912,832	11.1	0	0	0	32,067
338,806	0.1	-	-	-	-
1,053,266	0.3	-	-	-	-
11,919,936	3.4	-	-	-	-
31,179,175	8.9	254,951	303,300	95,000	7,732
9,478,561	2.7	-	-	-	-
48,595,116	13.9	540	0	0	540
1,171,296	0.3	-	-	-	-
26,831,578	7.6	-	-	-	-
8,294	0.0	-	-	-	-
400,000	0.1	-	-	-	-
350,938,000	100.0	467,006	303,300	95,000	66,694

(性質別経費内訳表)								
款		5 議会費	1 0 総務費	1 5 民生費	2 0 衛生費	2 5 労働費	3 0 農林水 産業費	3 5 商工費
消 費 的 経 費	人件費	833,370	13,540,519	11,752,676	5,377,894	55,784	468,049	411,319
	物件費	73,980	9,977,086	4,685,850	22,441,839	123,419	81,817	1,303,302
	補 助 費 等	58,191	5,394,308	11,394,445	3,100,643	49,103	338,008	1,802,101
	維 持 補修費		540,643	226,573	1,260,547	500	103,023	16,941
	扶助費		285,000	101,485,348	5,182,326			
	小 計	965,541	29,737,556	129,544,892	37,363,249	228,806	990,897	3,533,663
	補 助 事 業			403,026	30,548		31,000	
	単 独 事 業		934,625	685,457	908,415		31,369	724,254
	小 計		934,625	1,088,483	938,963		62,369	724,254
	その他		2,817,243	15,960,800	610,620	110,000		7,662,019
予備費								
合 計		965,541	33,489,424	146,594,175	38,912,832	338,806	1,053,266	11,919,936

上段は、今回補正額を、 下段は、累計額を示す。(単位：千円)								
4 0 土木費	4 5 消防費	5 0 教育費	5 5 災害復 旧費	6 0 公債費	6 5 諸支出 金	7 0 予備費	合計	構 成 比 %
3,497,472	6,432,833	34,335,185					76,705,101	21.9
11,121		1,080					44,808	4.8
4,009,176	824,673	8,292,387		83,921			51,897,450	14.8
							237,330	25.5
471,235	150,932	634,325			8,294		23,401,585	6.7
1,757,765	36,808	749,785					4,692,585	1.3
		971,113					107,923,787	30.8
11,121		1,080					282,138	30.3
9,735,648	7,445,246	44,982,795		83,921	8,294		264,620,508	75.5
460,960							460,960	49.4
3,434,173		29,957	109,320				4,038,024	1.1
188,902							188,902	20.3
4,739,042	2,033,315	3,581,273	1,061,976				14,699,726	4.2
649,862							649,862	69.7
8,173,215	2,033,315	3,611,230	1,171,296				18,737,750	5.3
13,270,312		1,091		26,747,657			67,179,742	19.1
						400,000	400,000	0.1
660,983		1,080					932,000	100.0
31,179,175	9,478,561	48,595,116	1,171,296	26,831,578	8,294	400,000	350,938,000	100.0

歳

入

2 歳 入
款 5 5 国庫支出金 補正額 355,361千円
項 1 0 国庫補助金 補正額 355,361千円

目	補正前の額	補 正 額	計
10 民生費国庫補助金	千円 7,837,497	千円 99,870	千円 7,937,367
35 土木費国庫補助金	1,735,975	254,951	1,990,926
45 教育費国庫補助金	294,805	540	295,345
計	20,926,611	355,361	21,281,972

款 6 0 県支出金 補正額 111,645千円
項 1 0 県補助金 補正額 111,645千円

10 民生費県補助金	3,360,222	111,645	3,471,867
計	6,103,507	111,645	6,215,152

款 8 0 繰越金 補正額 66,694千円
項 5 繰越金 補正額 66,694千円

5 繰越金	8,264,905	66,694	8,331,599
計	8,264,905	66,694	8,331,599

款 8 5 諸収入 補正額 95,000千円
項 2 5 雑入 補正額 95,000千円

15 雑入	3,321,612	95,000	3,416,612
計	3,321,756	95,000	3,416,756

節		説 明	
区 分	金 額		
5 社会福祉費補助金	千円 89,610	1 障害者福祉費補助金 補助率 2／3・10／10	千円 89,610
10 児童福祉費補助金	10,260	1 保育対策総合支援事業費補助金 補助率 10／10 2 児童クラブ運営費補助金 補助率 1／2	5,940 4,320
10 道路維持費補助金	109,728	1 道路維持事業補助金 補助率 5．5／10・1／2	109,728
17 橋りょう維持費補助金	135,223	1 橋りょう維持事業補助金 補助率 5．5／10	135,223
25 都市計画総務費補助金	10,000	1 民間資金等活用事業調査費補助金 補助率 10／10	10,000
3 教育総務費補助金	540	1 学校安全特別対策事業費補助金 補助率 1／2	540

25 老人福祉費補助金	111,645	1 介護サービス提供体制確保事業費補助金 補助率 10／10	111,645

5 繰越金	66,694	1 前年度剰余金	66,694

45 道路橋りょう費雑入	95,000	1 道路維持補修業務負担金	95,000

款 9 0 市債 補正額 303,300千円
 項 5 市債 補正額 303,300千円

目	補正前の額	補 正 額	計
30 土木債	千円 3,608,000	千円 303,300	千円 3,911,300
計	26,374,100	303,300	26,677,400

節		説 明
区 分	金 額	
5 道路整備債	千円 303,300	1 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債（補正予算債） 千円 212,700 道路維持管理計画事業 橋りょう長寿命化事業 2 地方道路等整備事業債（補正予算債） 90,600 道路維持管理計画事業 橋りょう長寿命化事業

歳

出

3歳出

款15 民生費 補正額 237,870千円

項5 社会福祉費 補正額 223,290千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
12 障害者福祉費	千円 24,426,711	千円 111,645	千円 24,538,356	千円 89,610 国庫支出金	千円	千円	千円 22,035
20 老人福祉費	7,832,935	111,645	7,944,580	111,645 県支出金			
計	58,566,546	223,290	58,789,836	201,255	0	0	22,035

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助及び交付金	千円 111,645	障害児者に対する給付、援護等に要する経費 1 障害者施設設置運営等対策事業 （1）障害者福祉施設運営費補助金 111,645 111,645
18 負担金、補助及び交付金	111,645	高齢者の生きがい対策並びに高齢者に対する給付及び援護に要する経費 1 介護人材確保定着育成事業 111,645

款15 民生費

項10 児童福祉費 補正額 14,580千円

5 児童福祉総務費	23,712,842	540	23,713,382	540 国庫支出金			
15 教育保育施設費	26,077,131	4,860	26,081,991	4,860 国庫支出金			
20 公立保育所費	4,436,816	540	4,437,356	540 国庫支出金			
25 児童育成費	3,124,343	8,640	3,132,983	4,320 国庫支出金			4,320
計	60,333,862	14,580	60,348,442	10,260	0	0	4,320

18 負担金、補助及び交付金	540	職員の人件費及び児童に係る各種手当・給付、児童福祉事業活動等に要する経費 1 認定保育室補助金 540
18 負担金、補助及び交付金	4,860	児童の教育・保育及び施設への助成に要する経費 1 教育・保育施設等助成費 （1）教育・保育施設運営助成 4,860 4,860
12 委託料	540	職員の人件費並びに公立保育園等の運営及び維持管理に要する経費 1 施設運営費 540
18 負担金、補助及び交付金	8,640	職員の人件費並びに児童の健全育成活動及び児童厚生施設の設置・運営等に要する経費 1 放課後児童健全育成事業 （1）民間児童クラブ運営費補助金 8,640 8,640

款20 衛生費 補正額 32,067千円

項5 保健衛生費 補正額 32,067千円

40 斎場費	413,015	32,067	445,082				32,067
計	27,217,333	32,067	27,249,400	0	0	0	32,067

12 委託料	32,067	市営斎場の運営、維持管理及び（仮称）新斎場整備事業に要する経費 1 施設管理運営費 （1）指定管理経費（債務負担行為） 32,067 32,067

款４０　土木費　　　補正額　660,983千円
 項　５　道路橋りょう費　　　補正額　649,862千円

目	補正前の額	補　正　額	計	補　正　額　の　財　源　内　訳			
				特　　　　定　　　財　　　源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10　道路維持費	千円 3,658,598	千円 254,362	千円 3,912,960	千円 109,728 国庫支出金	千円 140,100 市債	千円	千円 4,534
20　橋りょう維持費	713,787	395,500	1,109,287	135,223 国庫支出金	163,200 市債	95,000 諸収入	2,077
計	8,100,648	649,862	8,750,510	244,951	303,300	95,000	6,611

款４０　土木費
 項１５　都市計画費　　　補正額　11,121千円

５　都市計画総務費	8,009,816	11,121	8,020,937	10,000 国庫支出金			1,121
計	18,846,102	11,121	18,857,223	10,000	0	0	1,121

款５０　教育費　　　補正額　1,080千円
 項　５　教育総務費　　　補正額　1,080千円

10　事務局費	6,525,958	1,080	6,527,038	540 国庫支出金			540
計	7,746,932	1,080	7,748,012	540	0	0	540

節		説　　　　　明
区　　分	金　　額	
12　委託料	千円 135,362	道路の維持管理及び道路の安全対策に要する経費
14　工事請負費	119,000	１　道路維持管理経費 （１）道路維持管理計画事業 （２）道路維持管理計画事業（災害防除）
12　委託料	20,500	橋りょうの維持補修に要する経費
14　工事請負費	375,000	１　橋りょう長寿命化事業

12　委託料	11,121	職員の人件費及び都市計画事務に要する経費
		１　都市計画策定関連事業 （１）淵野辺駅南口周辺まちづくり事業

12　委託料	1,080	職員の人件費、一般管理事務等に要する経費
		１　スクールバス運行等事業

債務負担行為で令和５年度
令和４年度以降の支出予定

追 加

事 項	限 度 額	令和４年度以降の 支 出 予 定 額	
		期 間	金 額
	千円		千円
道 路 境 界 確 定 事 業 （ 緑 土 木 事 務 所 分 ）	3,280	2	3,280
道 路 境 界 確 定 事 業 （ 津 久 井 土 木 事 務 所 分 ）	5,000	2	5,000
道 路 境 界 確 定 事 業 （ 中 央 土 木 事 務 所 分 ）	7,000	2	7,000
道 路 境 界 確 定 事 業 （ 南 土 木 事 務 所 分 ）	7,000	2	7,000
道 路 維 持 補 修 費 （ 緑 土 木 事 務 所 分 ）	15,000	2	15,000
道 路 維 持 補 修 費 （ 津 久 井 土 木 事 務 所 分 ）	10,000	2	10,000
道 路 維 持 補 修 費 （ 中 央 土 木 事 務 所 分 ）	29,000	2	29,000
道 路 維 持 補 修 費 （ 南 土 木 事 務 所 分 ）	29,000	2	29,000
交 通 安 全 施 設 整 備 事 業 （ 緑 土 木 事 務 所 分 ）	1,000	2	1,000
交 通 安 全 施 設 整 備 事 業 （ 中 央 土 木 事 務 所 分 ）	3,000	2	3,000
交 通 安 全 施 設 整 備 事 業 （ 南 土 木 事 務 所 分 ）	3,000	2	3,000
市 道 文 京 大 野 整 備 事 業	150,000	2	150,000

以降にわたるものについての
額等に関する調書（補正）

左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
特 定 財 源			
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	3, 280
0	0	0	5, 000
0	0	0	7, 000
0	0	0	7, 000
0	0	0	15, 000
0	0	0	10, 000
0	0	0	29, 000
0	0	0	29, 000
0	0	0	1, 000
0	0	0	3, 000
0	0	0	3, 000
0	149, 800	0	200

事 項	限 度 額	令 和 4 年 度 以 降 の	
		支 出 予 定 額	
		期 間	金 額
狭あい道路等整備事業 （市道上溝21号ほか）	12,130	2	12,130
狭あい道路等整備事業 （市道磯部70号）	8,240	2	8,240
狭あい道路等整備事業 （緑土木事務所分）	8,428	2	8,428
狭あい道路等整備事業 （中央土木事務所分）	28,000	2	28,000
狭あい道路等整備事業 （南土木事務所分）	11,200	2	11,200
河 川 維 持 補 修 費	3,000	2	3,000
星が丘公民館長寿命化改修事業	492,654	2	492,654

左 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
0	10,200	757	1,173
0	7,200	184	856
0	0	0	8,428
0	0	0	28,000
0	0	0	11,200
0	0	0	3,000
0	440,500	0	52,154

地 方 債 の 令 和 3 年 度 末
令 和 4 年 度 末 に お け る 現 在 高

変 更

区 分	令 和 3 年 度 末 現 在 高	令 和 4 年 度 中		
		令 和 4 年 度 中 起 債 見 込 額		
		補 正 前	補 正	補 正 後
1 普 通 債	千円 (110,338,221) 113,619,313	千円 10,542,700	千円 303,300	千円 10,846,000
(7) 土 木	(62,391,559) 65,648,872	3,608,000	303,300	3,911,300
合 計	(269,363,485) 284,641,192	26,374,100	303,300	26,677,400

() は、市場公募地方債発行に伴う満期一括償還に係る積立てと取崩しを反映した額。
元金償還見込額には、市場公募地方債発行に伴う満期一括償還に係る積立てを取り崩す額を含む。

に お け る 現 在 高 及 び
の 見 込 み に 関 す る 調 書 (補 正)

の 増 減 見 込 み			令 和 4 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
令 和 4 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額					
補 正 前	補 正	補 正 後	補 正 前	補 正	補 正 後
千円	千円	千円	千円	千円	千円
(14, 132, 339)	0	(14, 132, 339)	(106, 748, 582)	303, 300	(107, 051, 882)
14, 843, 901		14, 843, 901	109, 318, 112		109, 621, 412
(7, 017, 737)	0	(7, 017, 737)	(58, 981, 822)	303, 300	(59, 285, 122)
7, 753, 079		7, 753, 079	61, 503, 793		61, 807, 093
(25, 348, 395)	0	(25, 348, 395)	(270, 389, 190)	303, 300	(270, 692, 490)
24, 626, 242		24, 626, 242	286, 389, 050		286, 692, 350

令和4年度相模原市
下水道事業会計補正予算
(第2号)

令和 4 年度相模原市下水道事業会計補正予算(第 2 号)

(総則)

第 1 条 令和 4 年度相模原市下水道事業会計の補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 令和 4 年度相模原市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第 2 条に定めた業務の
予定量を次のとおり補正する。

(項 目)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
2 主要な建設改良事業			
(2) 公共下水道整備事業(ポンプ場)	217,300千円	62,000千円	279,300千円

(資本的収入及び支出)

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第 1 款 公共下水道資本的収入	8,270,195千円	62,000千円	8,332,195千円
第 1 項 公共下水道企業債	6,226,600千円	39,500千円	6,266,100千円
第 5 項 公共下水道国庫補助金	1,195,605千円	22,500千円	1,218,105千円
支 出			
第 1 款 公共下水道資本的支出	14,548,243千円	62,000千円	14,610,243千円
第 1 項 公共下水道建設改良費	7,637,579千円	62,000千円	7,699,579千円

(債務負担行為)

第 4 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり定める。

追 加

事 項	期 間	限 度 額
マンホールポンプ 維持管理事業 (公共下水道)	令和 4 年度	千円 0
	令和 5 年度	45,830
深堀ポンプ場ほか 維持管理事業 (公共下水道)	令和 4 年度	0
	令和 5 年度	248,200
	令和 6 年度	258,200
マンホールポンプ 維持管理事業 (農業集落排水)	令和 4 年度	0
	令和 5 年度	6,028

(企業債)
第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

(起債の目的)	(既決限度額)	(補正限度額)	(計)
公共下水道建設費充当	5,882,100千円	39,500千円	5,921,600千円
合 計	6,827,800千円	39,500千円	6,867,300千円

令和5年2月10日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

下 水 道 事 業 会 計
補 正 予 算 に 関 す る 説 明 書
(第2号)

令和4年度相模原市下水道事業会計補正予算実施計画
資本的収入及び支出

収入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 公共下水道資本的収入			千円 8,270,195	千円 62,000	千円 8,332,195	
		1 公共下水道企業債	6,226,600	39,500	6,266,100	
		1 建設企業債	6,093,600	39,500	6,133,100	
	5 公共下水道国庫補助金		1,195,605	22,500	1,218,105	
		1 国庫補助金	1,195,605	22,500	1,218,105	

支出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 公共下水道資本的支出	1 公共下水道建設改良費		千円 14,548,243	千円 62,000	千円 14,610,243	
		11 ポンプ場事業費	7,637,579	62,000	7,699,579	
			217,300	62,000	279,300	

令和4年度相模原市下水道事業会計
予定キャッシュ・フロー計算書

	(単位 円)
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純損失	△ 68,447,594
減価償却費	8,896,094,000
引当金の増減額（△は減少）	28,065,400
長期前受金戻入額	△ 2,464,030,000
受取利息及び受取配当金	△ 34,000
支払利息	1,040,085,300
有形固定資産除却損	8,301,000
未収金の増減額（△は増加）	272,652,504
未払金の増減額（△は減少）	<u>△ 1,379,274,971</u>
小 計	6,333,411,639
利子及び配当金の受取額	34,000
利子の支払額	<u>△ 1,040,085,300</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	5,293,360,339
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 6,604,096,845
無形固定資産の取得による支出	△ 149,817,955
国庫補助金等による収入	1,447,619,000
受益者負担金等による収入	69,166,525
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	<u>285,093,000</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,952,036,275

	(単位 円)
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	6,867,300,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	<u>△ 6,708,168,000</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	159,132,000
資金増加額（△は減少額）	500,456,064
資金期首残高	<u>3,546,454,871</u>
資金期末残高	4,046,910,935

債務負担行為で令和５年度
令和４年度以降の支出予定

追 加

事 項	限 度 額	令和４年度以降の 支 出 予 定 額	
		期間	金 額
マンホールポンプ 維持管理事業 （公共下水道）	千円 45,830	2	千円 45,830
深堀ポンプ場ほか 維持管理事業 （公共下水道）	506,400	3	506,400
マンホールポンプ 維持管理事業 （農業集落排水）	6,028	2	6,028

以降にわたるものについての
額等に関する調書（補正）

左の財源内訳			
国県支出金	企業債	その他	損益勘定 留保資金
千円 0	千円 0	千円 45,830	千円 0
0	0	506,400	0
0	0	6,028	0

令和4年度相模原市下水道事業予定貸借対照表
(令和5年3月31日)

資 産 の 部			(単位 円)
1	固定資産		
(1)	有形固定資産		
イ	土地	11,856,637,658	
ロ	建物	965,394,321	
	減価償却累計額	<u>△ 280,701,282</u>	684,693,039
ハ	構築物	288,743,385,949	
	減価償却累計額	<u>△ 75,496,630,841</u>	213,246,755,108
ニ	機械及び装置	3,984,360,541	
	減価償却累計額	<u>△ 1,906,917,460</u>	2,077,443,081
ホ	工具、器具及び備品	7,014,431	
	減価償却累計額	<u>△ 6,251,664</u>	762,767
ヘ	リース資産	45,611,200	
	減価償却累計額	<u>△ 37,990,632</u>	7,620,568
ト	建設仮勘定	<u>1,759,789,091</u>	
	有形固定資産合計		229,633,701,312
(2)	無形固定資産		
イ	施設利用権	13,446,742,996	
ロ	ソフトウェア	<u>1,963,535</u>	
	無形固定資産合計		13,448,706,531
(3)	投資その他資産		
イ	出資金	13,690,000	
	投資その他資産合計	<u>13,690,000</u>	
	固定資産合計		243,096,097,843
2	流動資産		
(1)	現金預金	4,046,910,935	
(2)	未収金	3,532,394,991	
	貸倒引当金	<u>△ 19,716,925</u>	<u>3,512,678,066</u>
	流動資産合計		<u>7,559,589,001</u>
	資 産 合 計		<u>250,655,686,844</u>

負 債 の 部			(単位 円)
3	固定負債		
(1)	企業債		
イ	建設改良費等の財源に充てるための企業債	<u>72,935,359,893</u>	
	企業債合計		72,935,359,893
(2)	リース債務		<u>2,525,617</u>
	固定負債合計		72,937,885,510
4	流動負債		
(1)	企業債		
イ	建設改良費等の財源に充てるための企業債	<u>6,311,827,886</u>	
	企業債合計		6,311,827,886
(2)	リース債務		5,473,283
(3)	未払金		2,450,145,085
(4)	引当金		
イ	賞与引当金	<u>52,379,000</u>	
	引当金合計		52,379,000
(5)	預り金		<u>16,591,758</u>
	流動負債合計		8,836,417,012
5	繰延収益		
(1)	長期前受金		
イ	受贈財産評価額	16,265,815,994	
	収益化累計額	<u>△ 4,835,296,836</u>	11,430,519,158
ロ	国庫補助金	47,037,537,908	
	収益化累計額	<u>△ 10,770,327,993</u>	36,267,209,915
ハ	県補助金	12,540,146,751	
	収益化累計額	<u>△ 2,478,724,455</u>	10,061,422,296
ニ	他会計負担金	12,606,308,906	
	収益化累計額	<u>△ 12,606,307,227</u>	1,679
ホ	受益者負担金等	7,935,105,914	
	収益化累計額	<u>△ 2,220,724,016</u>	5,714,381,898
ヘ	その他	33,296,830	
	収益化累計額	<u>△ 22,132,084</u>	11,164,746
	繰延収益合計		<u>63,484,699,692</u>
	負 債 合 計		<u>145,259,002,214</u>

			注 記	
資 本 の 部			(単位 円)	
6	資本金		99,534,976,103	1 重要な会計方針に係る事項に関する注記
7	剰余金			
	(1) 資本剰余金			(1) 固定資産の減価償却の方法
	イ 受贈財産評価額	959,819,206		ア 有形固定資産
	資本剰余金合計		959,819,206	・減価償却の方法
	(2) 利益剰余金			定額法
	イ 当年度末処分利益剰余金	4,901,889,321		・主な耐用年数
	利益剰余金合計		4,901,889,321	建物 15～50年
	剰余金合計		5,861,708,527	構築物 28～50年
				機械及び装置 6～20年
				工具、器具及び備品 5年
	資 本 合 計		105,396,684,630	イ 無形固定資産
				・減価償却の方法
				定額法
				・主な耐用年数
				施設利用権 50年
				ソフトウェア 5年
				(2) 引当金の計上方法
				ア 退職給付引当金
				職員の退職手当は、一般会計がその全部を負担することとなっているため、退職給付引当金は計上していない。
				イ 賞与引当金
				職員の期末手当、勤勉手当及びそれに伴う法定福利費の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。
				ウ 貸倒引当金
				債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。
				(3) 消費税及び地方消費税の会計処理
				消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式としている。
				2 予定貸借対照表に関する注記
				(1) 企業債の償還に係る他会計の負担
				貸借対照表に計上されている企業債（当年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は、34,234,785千円である。
				(2) 建設仮勘定の整理方法
				建設改良工事でその工期が1事業年度を越えるものは、建設仮勘定をもって整理する。

3 リース契約により使用する固定資産に関する注記

- (1) リース取引の処理方法
 リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の
 売買取引に係る方法に準じた会計処理をする。
 リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常
 の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理をする。
- (2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額
- | | |
|-----|-------------|
| 1年内 | 1,153,628 円 |
| 1年超 | 1,045,110 円 |
| 計 | 2,198,738 円 |

4 セグメント情報に関する注記

- (1) 報告セグメントの概要
 下水道事業会計は、公共下水道事業、農業集落排水事業及び市設置高度処理
 型浄化槽事業を運営しており、各事業で運営方針等を決定していることから、
 それらを報告セグメントとしている。

ア 各報告セグメントの事業内容

セグメント区分	事業の内容
公共下水道事業	市街地における、し尿・生活雑排水等の処理及び雨水排除
農業集落排水事業	農業集落における、し尿・生活雑排水等の処理
市設置高度処理型 浄化槽事業	高度処理型浄化槽整備区域における、し尿・生活雑排水等の処理

イ 各報告セグメントの財務情報 (単位：千円)

	公共下水道 事業	農業集落 排水事業	市設置高度処理 型浄化槽事業	合計
営業収益	10,211,267	2,409	42,858	10,256,534
営業費用	13,505,843	51,250	411,608	13,968,701
営業損益	△ 3,294,576	△ 48,841	△ 368,750	△ 3,712,167
経常損益	147,114	△ 22,379	△ 195,652	△ 70,917
セグメント資産	244,341,366	580,193	5,734,128	250,655,687
セグメント負債	139,071,830	525,580	5,661,592	145,259,002
その他の項目				
他会計繰入金	4,011,785	11,087	77,128	4,100,000
減価償却費	8,697,589	25,900	172,605	8,896,094
特別利益	0	2,469	0	2,469
固定資産の増加	△ 1,428,349	△ 4,180	609,595	△ 822,934

1 補正予算事項別明細

資 本 的 収 入
収

款	項	目	名 称	既決予定額	補正予定額	計
1			公共下水道 資本的収入	8,270,195	62,000	8,332,195
	1		公共下水道 企業債	6,226,600	39,500	6,266,100
		1	建設企業債	6,093,600	39,500	6,133,100
	5		公共下水道 国庫補助金	1,195,605	22,500	1,218,105
		1	国庫補助金	1,195,605	22,500	1,218,105

支

款	項	目	名 称	既決予定額	補正予定額	計
1			公共下水道 資本的支出	14,548,243	62,000	14,610,243
	1		公共下水道 建設改良費	7,637,579	62,000	7,699,579
		11	ポンプ場事業費	217,300	62,000	279,300

及 び 支 出
入

(単位：千円)

節		予定額	説 明
01	建設企業債	39,500	下水道事業債
01	国庫補助金	22,500	下水道整備事業交付金

出

(単位：千円)

節		予定額	説 明
49	工事請負費	62,000	ポンプ場設備更新工事費等

参 考 資 料

土木（道路）工事箇所表

1 道路維持管理計画事業の内訳 (補正予算事項別明細書 35ページ)

国県道				
番号	所 在	路 線 名	規 模	
			延長（m）	幅員（m）
緑区				
1	青根	国道413号	20.0	—
2	青野原	国道413号	30.0	—
3	名倉	県道520号（吉野上野原停車場）	145.0	—
4	小淵	県道522号（桐原藤野）	298.0	6.0

箇 所 説 明
青根86番5地先
青野原3716番3地先
名倉402番3地先
沢井隧道

2 市道文京大野整備事業 (補正予算書 7ページ)

市道				
番号	所 在	路 線 名	規 模	
			延長（m）	幅員（m）
南区				
1	相模大野4丁目	文京大野	—	—

箇 所 説 明
季節の橋

3 狭あい道路等整備事業の内訳 (補正予算書 8ページ)

市道				
番号	所 在	路 線 名	規 模	
			延長（m）	幅員（m）
中央区				
1	並木2丁目	上溝21号ほか	70.0	4.2
南区				
1	磯部	磯部70号	72.0	2.9～4.0

箇 所 説 明
並木2丁目5600番58番地先～並木2丁目5600番178番地先
磯部387番6地先～磯部391番2地先

(1) 国県道

番号	所 在	路 線 名	規 模	
			延長 (m)	幅員 (m)
緑区				
1	三ヶ木ほか	国道4 1 2号	226.0	12.3
2	千木良	県道5 1 5号（三井相模湖）	8.4	7.6
南区				
1	当麻ほか	国道1 2 9号	757.3	10.7

(2) 市道

番号	所 在	路 線 名	規 模	
			延長 (m)	幅員 (m)
緑区				
1	鳥屋	道場大上	9.5	4.3

箇 所 説 明
道志橋
あてら沢橋
新昭和橋 (右下流側)

箇 所 説 明
御判場橋

令和4年度3月補正予算(No. 1)の概要

国の補正予算による国庫補助金を活用した子どもの送迎用バスへの安全装置の設置支援事業等に要する経費を計上するとともに、繰越明許費の設定をするほか、令和5年度当初予算に計上する事業の一部について債務負担行為を設定し、事業の早期着工及び発注の平準化を図るもの

□一般会計 総額 932,000千円

(以下単位は全て千円)

補正前	補正額	補正後	補正額の財源内訳	
			特定財源	一般財源
350,006,000	932,000	350,938,000	865,306	66,694

*歳入予算

		内 容	
1 国庫支出金	355,361	児童クラブ運営費補助金	4,320
		保育対策総合支援事業費補助金	5,940
		障害者福祉費補助金	89,610
		道路維持事業補助金	109,728
		橋りょう維持事業補助金	135,223
		学校安全特別対策事業費補助金	540
		民間資金等活用事業調査費補助金	10,000
2 県支出金	111,645	介護サービス提供体制確保事業費補助金	111,645
3 繰越金	66,694	前年度剰余金	66,694
4 諸収入	95,000	道路維持補修業務負担金	95,000
5 市債	303,300	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 (補正予算債)	212,700
		地方道路等整備事業債(補正予算債)	90,600

*歳出予算の主なもの

		内 容	
1 子どもの送迎用バスへの安全装置の設置支援事業 (こども・若者支援課、保育課、福祉基盤課、学務課)	61,200	子どもの安全対策を強化するため、保育所等、障害児通所支援事業所、児童クラブ及び小中学校等における送迎用バスへの安全装置の設置に要する経費の補助等を行うもの	繰越明許費設定額 61,200
	61,200		
2 道路維持管理計画事業 (緑土木事務所、津久井土木事務所、南土木事務所)	254,362	国の補正予算による社会資本整備総合交付金等を活用し、災害防除工事や道路施設長寿命化修繕計画に基づく道路修繕工事等を前倒しして行うもの	繰越明許費設定額 254,362
	254,362		
3 橋りょう長寿命化事業 (津久井土木事務所、中央土木事務所)	395,500	国の補正予算による補助金を活用し、橋りょう長寿命化修繕計画に基づく橋りょう修繕工事等を前倒しして行うもの	繰越明許費設定額 395,500
	395,500		
4 淵野辺駅南口周辺まちづくり事業 (都市計画課、公園課、生涯学習課)	11,121	国の補正予算による補助金を活用し、「相模原市PPP/PFI手法導入優先的検討方針」に基づく、民間事業者へのサウンディングや事業手法の検討等、民間活力導入可能性調査を行うもの	繰越明許費設定額 11,121
	11,121		

＊債務負担行為の補正

【追加】

1 道路・河川関係事業(18件)

(河川課、道路整備課、緑土木事務所、津久井土木事務所、中央土木事務所、南土木事務所)

限度額 333,278千円(総額)

期 間 令和4年度から令和5年度まで

2 星が丘公民館長寿命化改修事業

(生涯学習課)

限度額 492,654千円(総額)

期 間 令和4年度から令和5年度まで

令和5年度に実施予定である道路境界確定、道路維持補修及び舗装新設工事等について、工事発注の平準化のため、債務負担行為を設定するもの

築後40年経過する星が丘公民館の長寿命化改修工事について、早期発注により、工期を確保するため、債務負担行為を設定するもの

□下水道事業会計

総額 62,000千円

(以下単位は全て千円)

＊支出予算

内 容

1 公共下水道資本的支出
(下水道保全課)

62,000

国の補正予算による社会資本整備総合交付金等を活用し、「相模原市下水道施設耐水化計画」に基づく当麻ポンプ場の耐水化工事を前倒しして行うもの

＊債務負担行為の補正

1 マンホールポンプ維持管理事業(公共下水道)
(津久井下水道事務所)

限度額 45,830千円(総額)

期 間 令和4年度から令和5年度まで

2 深堀ポンプ場ほか維持管理事業(公共下水道)
(下水道保全課)

限度額 506,400千円(総額)

期 間 令和4年度から令和6年度まで

3 マンホールポンプ維持管理事業(農業集落排水)
(津久井下水道事務所)

限度額 6,028千円(総額)

期 間 令和4年度から令和5年度まで

マンホールポンプ施設の管理運営委託等について、年度を通じた委託を実施することから、早期の契約事務を行うために債務負担行為を設定するもの

ポンプ場施設の管理運営委託等について、年度を通じた委託を実施することから、早期の契約事務を行うために債務負担行為を設定するもの

マンホールポンプ施設の管理運営委託等について、年度を通じた委託を実施することから、早期の契約事務を行うために債務負担行為を設定するもの

令和4年度相模原市 一般会計 補正予算書
特別会計

及び予算に関する説明書

(令和5年3月)

No. 2

令和4年度相模原市
一般会計補正予算
(第13号)

令和 4 年度相模原市一般会計補正予算(第 1 3 号)

令和 4 年度相模原市の一般会計の補正予算(第 1 3 号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額 3 5 0 , 9 3 8 , 0 0 0 千円に歳入歳出それぞれ
1 , 7 1 3 , 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ
3 5 2 , 6 5 1 , 0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入
歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。
(繰越明許費補正)

第 2 条 繰越明許費の補正は、「第 2 表繰越明許費補正」による。
(地方債補正)

第 3 条 地方債の補正は、「第 3 表地方債補正」による。

令和 5 年 2 月 1 0 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
40 地方交付税		千円	千円	千円
		19,000,000	4,456,555	23,456,555
	5 地方交付税	19,000,000	4,456,555	23,456,555
50 使用料及び手数料		5,460,039	61,000	5,521,039
	5 使用料	3,287,211	61,000	3,348,211
55 国庫支出金		83,479,060	△613,720	82,865,340
	5 国庫負担金	61,952,315	△303,672	61,648,643
	10 国庫補助金	21,281,972	△310,048	20,971,924
60 県支出金		22,022,080	712,724	22,734,804
	5 県負担金	14,215,061	△64,164	14,150,897
	10 県補助金	6,215,152	776,888	6,992,040
65 財産収入		206,088	1,135	207,223
	5 財産運用収入	138,680	1,135	139,815
70 寄附金		1,123,881	65,300	1,189,181
	5 寄附金	1,123,881	65,300	1,189,181
75 繰入金		13,615,614	499,088	14,114,702
	10 基金繰入金	13,512,915	499,088	14,012,003
80 繰越金		8,331,599	357,626	8,689,225
	5 繰越金	8,331,599	357,626	8,689,225
85 諸収入		12,446,123	△41,872	12,404,251
	25 雑入	3,416,756	△41,872	3,374,884
90 市債		26,677,400	△3,784,836	22,892,564
	5 市債	26,677,400	△3,784,836	22,892,564
歳 入 合 計		350,938,000	1,713,000	352,651,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 議会費		千円	千円	千円
		965,541	△7,900	957,641
	5 議会費	965,541	△7,900	957,641
10 総務費		33,489,424	606,690	34,096,114
	5 総務管理費	22,758,504	860,469	23,618,973
	10 徴税費	2,589,850	△100,022	2,489,828
	13 市民生活費	7,227,681	△125,266	7,102,415
	20 統計調査費	67,834	△3,391	64,443
	25 人事委員会費	136,024	△7,600	128,424
	30 監査費	188,198	△17,500	170,698
15 民生費		146,594,175	△281,257	146,312,918
	5 社会福祉費	58,789,836	474,807	59,264,643
	10 児童福祉費	60,348,442	△712,364	59,636,078
	15 生活保護費	26,805,730	△43,700	26,762,030
20 衛生費		38,912,832	△220,887	38,691,945
	5 保健衛生費	27,249,400	△24,904	27,224,496
	10 清掃費	10,478,859	△151,434	10,327,425
	15 環境保全費	1,184,573	△44,549	1,140,024
25 労働費		338,806	△16,200	322,606
	5 労働諸費	338,806	△16,200	322,606
30 農林水産業費		1,053,266	△5,900	1,047,366
	10 林業費	284,368	△5,900	278,468
35 商工費		11,919,936	△89,375	11,830,561
	5 商工費	11,919,936	△89,375	11,830,561
40 土木費		31,179,175	△711,721	30,467,454
	5 道路橋りょう費	8,750,510	△231,165	8,519,345
	10 河川費	471,334	△9,169	462,165

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	15 都市計画費	18,857,223	△377,787	18,479,436
	20 公園費	1,889,238	△49,600	1,839,638
	25 住宅費	1,210,870	△44,000	1,166,870
45 消防費		9,478,561	△81,962	9,396,599
	5 消防費	9,478,561	△81,962	9,396,599
50 教育費		48,595,116	△811,788	47,783,328
	5 教育総務費	7,748,012	△68,414	7,679,598
	10 小学校費	24,004,765	△418,231	23,586,534
	15 中学校費	13,013,340	△301,272	12,712,068
	18 幼稚園費	500,286	△14,596	485,690
	20 社会教育費	3,328,713	△9,275	3,319,438
60 公債費		26,831,578	3,333,300	30,164,878
	5 公債費	26,831,578	3,333,300	30,164,878
歳 出	合 計	350,938,000	1,713,000	352,651,000

第2表 繰越明許費補正

追 加	款	項	事 業 名	金 額
				千円
	10 総 務 費	5 総務管理費	文化施設維持補修費	32,412
		13 市民生活費	施設管理事務費（北市民健康文化センター）	6,930
			まちづくりセンター等改修事業	22,184
	30 農林水産業費	10 林業費	さがみはら津久井産材普及啓発事業	4,178
			林道維持管理費	17,644
	40 土 木 費	5 道路橋りょう費	道路維持管理費	11,857
			道路維持管理計画事業（国道４１３号災害防除事業ほか４）	392,494
			道路改良事業（市道相模原横山道路改良事業ほか６）	225,775
			狭あい道路等整備事業（市道相模原２３号ほか舗装新設事業）	12,511
			橋りょう長寿命化事業（谷口歩道橋撤去事業）	95,000
		15 都市計画費	緑地保全用地購入事業	5,570
			都市計画道路整備事業（県道５２号（相模原町田）道路改良事業ほか７）	626,236
		20 公園費	相模原スポーツ・レクリエーションパーク整備事業	18,150

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	限度額		
	補正前	補正	補正後
	千円	千円	千円
(民生債) 市民福祉会館整備事業費	19,800	△ 8,300	11,500
(衛生債) 塵芥処理施設建設費	401,900	△ 5,800	396,100
(土木債) 道路整備費	1,766,900	△ 39,500	1,727,400
河川整備費	196,000	1,200	197,200
街路整備費	1,083,700	△ 155,600	928,100
住宅建設費	249,500	△ 39,700	209,800
(消防債) 消防施設整備費	1,485,200	△ 5,900	1,479,300
(教育債) 教育施設整備費	42,300	△ 9,700	32,600
小学校整備費	2,285,600	△ 171,200	2,114,400
中学校整備費	1,080,400	△ 54,600	1,025,800
公民館建設費	54,800	△ 5,200	49,600
(臨時財政対策債) 臨時財政対策	14,900,000	△ 3,290,536	11,609,464
計	26,677,400	△ 3,784,836	22,892,564

一般会計補正予算に関する説明書
(第13号)

令和 4 年度相模原市一般会計補正予算(第 1 3 号)を提出するに当たり、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 1 条第 2 項の規定により、当該予算に関する説明書をここに提出する。

令和 5 年 2 月 1 0 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	
	金額	構成比
5 市税	千円 132,400,000	% 37.7
10 地方譲与税	1,713,000	0.5
13 利子割交付金	60,000	0.0
16 配当割交付金	600,000	0.2
19 株式等譲渡所得割交付金	600,000	0.2
20 分離課税所得割交付金	120,000	0.0
21 法人事業税交付金	900,000	0.2
22 地方消費税交付金	15,000,000	4.3
25 ゴルフ場利用税交付金	150,000	0.0
31 環境性能割交付金	650,000	0.2
32 軽油引取税交付金	3,100,000	0.9
34 国有提供施設等所在市町村助成交付金	1,301,881	0.4
37 地方特例交付金	948,600	0.3
40 地方交付税	19,000,000	5.4
43 交通安全対策特別交付金	210,000	0.1
46 分担金及び負担金	822,635	0.2
50 使用料及び手数料	5,460,039	1.5
55 国庫支出金	83,479,060	23.8
60 県支出金	22,022,080	6.3
65 財産収入	206,088	0.1
70 寄附金	1,123,881	0.3
75 繰入金	13,615,614	3.9
80 繰越金	8,331,599	2.4
85 諸収入	12,446,123	3.5
90 市債	26,677,400	7.6
歳入合計	350,938,000	100.0

補正額		計		補正額財源区分	
金額	構成比	金額	構成比	特定財源	一般財源
千円	%	千円	%	千円	千円
-	-	132,400,000	37.5	-	-
-	-	1,713,000	0.5	-	-
-	-	60,000	0.0	-	-
-	-	600,000	0.2	-	-
-	-	600,000	0.2	-	-
-	-	120,000	0.0	-	-
-	-	900,000	0.2	-	-
-	-	15,000,000	4.3	-	-
-	-	150,000	0.0	-	-
-	-	650,000	0.2	-	-
-	-	3,100,000	0.9	-	-
-	-	1,301,881	0.4	-	-
-	-	948,600	0.3	-	-
4,456,555	260.1	23,456,555	6.6	0	4,456,555
-	-	210,000	0.1	-	-
-	-	822,635	0.2	-	-
61,000	3.5	5,521,039	1.6	0	61,000
△613,720	△ 35.8	82,865,340	23.5	△613,720	0
712,724	41.6	22,734,804	6.4	712,724	0
1,135	0.1	207,223	0.1	1,135	0
65,300	3.8	1,189,181	0.3	65,300	0
499,088	29.1	14,114,702	4.0	499,088	0
357,626	20.9	8,689,225	2.5	0	357,626
△41,872	△ 2.4	12,404,251	3.5	△49,572	7,700
△3,784,836	△ 220.9	22,892,564	6.5	△494,300	△3,290,536
1,713,000	100.0	352,651,000	100.0	120,655	1,592,345

(歳 出)

款	補 正 前 の 額		補 正 額	
	金 額	構成比	金 額	構成比
	千円	%	千円	%
5 議会費	965,541	0.3	△7,900	△ 0.5
1 0 総務費	33,489,424	9.5	606,690	35.4
1 5 民生費	146,594,175	41.8	△281,257	△ 16.4
2 0 衛生費	38,912,832	11.1	△220,887	△ 12.9
2 5 労働費	338,806	0.1	△16,200	△ 0.9
3 0 農林水産業費	1,053,266	0.3	△5,900	△ 0.3
3 5 商工費	11,919,936	3.4	△89,375	△ 5.2
4 0 土木費	31,179,175	8.9	△711,721	△ 41.6
4 5 消防費	9,478,561	2.7	△81,962	△ 4.8
5 0 教育費	48,595,116	13.9	△811,788	△ 47.4
5 5 災害復旧費	1,171,296	0.3	－	－
6 0 公債費	26,831,578	7.6	3,333,300	194.6
6 5 諸支出金	8,294	0.0	－	－
7 0 予備費	400,000	0.1	－	－
歳 出 合 計	350,938,000	100.0	1,713,000	100.0

計		補 正 額 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源			一 般 財 源
		国県支出金	地 方 債	そ の 他	
金 額	構成比	千円	千円	千円	千円
957,641	0.3	0	0	0	△7,900
34,096,114	9.7	△3,514	0	60,169	550,035
146,312,918	41.5	△467,978	△8,300	0	195,021
38,691,945	11.0	832,178	△5,800	△33,149	△1,014,116
322,606	0.1	0	0	0	△16,200
1,047,366	0.3	0	0	0	△5,900
11,830,561	3.4	0	0	△39	△89,336
30,467,454	8.6	△261,682	△233,600	487,625	△704,064
9,396,599	2.7	0	△5,900	0	△76,062
47,783,328	13.5	0	△240,700	1,345	△572,433
1,171,296	0.3	－	－	－	－
30,164,878	8.5	0	0	0	3,333,300
8,294	0.0	－	－	－	－
400,000	0.1	－	－	－	－
352,651,000	100.0	99,004	△494,300	515,951	1,592,345

(性質別経費内訳表)								
款		5 議会費	1 0 総務費	1 5 民生費	2 0 衛生費	2 5 労働費	3 0 農林水 産業費	3 5 商工費
消 費 的 経 費	人件費	△ 3,900	△ 307,400	△ 224,700	△ 138,832	△ 16,200	△ 5,900	△ 4,900
		829,470	13,233,119	11,527,976	5,239,062	39,584	462,149	406,419
	物件費	△ 2,811	△ 125,572	△ 26,269	△ 898,072			△ 1,113
		71,169	9,851,514	4,659,581	21,543,767	123,419	81,817	1,302,189
	補 助 費 等	△ 1,189	△ 18,338	△ 69,427	832,178			△ 45,578
		57,002	5,375,970	11,325,018	3,932,821	49,103	338,008	1,756,523
	維 持 補修費			△ 16,081				
			540,643	210,492	1,260,547	500	103,023	16,941
	扶助費			△ 731,444				
			285,000	100,753,904	5,182,326			
	小 計	△ 7,900	△ 451,310	△ 1,067,921	△ 204,726	△ 16,200	△ 5,900	△ 51,591
		957,641	29,286,246	128,476,971	37,158,523	212,606	984,997	3,482,072
投 資 的 経 費	補 助 事 業			1,809	△ 7,425			
				404,835	23,123		31,000	
	単 独 事 業		△ 5,000	△ 15,145	△ 8,736			△ 38,919
			929,625	670,312	899,679		31,369	685,335
	小 計		△ 5,000	△ 13,336	△ 16,161			△ 38,919
			929,625	1,075,147	922,802		62,369	685,335
その他			1,063,000	800,000				1,135
			3,880,243	16,760,800	610,620	110,000		7,663,154
予備費								
合 計		△ 7,900	606,690	△ 281,257	△ 220,887	△ 16,200	△ 5,900	△ 89,375
		957,641	34,096,114	146,312,918	38,691,945	322,606	1,047,366	11,830,561

上段は、今回補正額を、 下段は、累計額を示す。(単位：千円)								
４０ 土木費	４５ 消防費	５０ 教育費	５５ 災害復 旧費	６０ 公債費	６５ 諸支出 金	７０ 予備費	合計	構 成 比 ％
△ 118,200	△ 76,000	△ 483,968					△ 1,380,000	△ 80.5
3,379,272	6,356,833	33,851,217					75,325,101	21.4
△ 35,457		△ 48,042					△ 1,137,336	△ 66.4
3,973,719	824,673	8,244,345		83,921			50,760,114	14.4
△ 27,252		△ 7,033					663,361	38.7
443,983	150,932	627,292			8,294		24,064,946	6.8
							△ 16,081	△ 0.9
1,757,765	36,808	749,785					4,676,504	1.3
		△ 21,915					△ 753,359	△ 44.0
		949,198					107,170,428	30.4
△ 180,909	△ 76,000	△ 560,958					△ 2,623,415	△ 153.1
9,554,739	7,369,246	44,421,837		83,921	8,294		261,997,093	74.3
△ 236,857							△ 242,473	△ 14.2
3,197,316		29,957	109,320				3,795,551	1.1
△ 274,955	△ 5,962	△ 253,130					△ 601,847	△ 35.1
4,464,087	2,027,353	3,328,143	1,061,976				14,097,879	4.0
△ 511,812	△ 5,962	△ 253,130					△ 844,320	△ 49.3
7,661,403	2,027,353	3,358,100	1,171,296				17,893,430	5.1
△ 19,000		2,300		3,333,300			5,180,735	302.4
13,251,312		3,391		30,080,957			72,360,477	20.5
						400,000	400,000	0.1
△ 711,721	△ 81,962	△ 811,788		3,333,300			1,713,000	100.0
30,467,454	9,396,599	47,783,328	1,171,296	30,164,878	8,294	400,000	352,651,000	100.0

歳

入

2歳入							
款40 地方交付税		補正額	4,456,555千円				
項5 地方交付税		補正額	4,456,555千円				
目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
5 地方交付税	千円 19,000,000	千円 4,456,555	千円 23,456,555	区分	金額		
				5 地方交付税	千円 4,456,555	1 普通交付税	千円 4,456,555
計	19,000,000	4,456,555	23,456,555				

款50 使用料及び手数料 補正額 61,000千円
項5 使用料 補正額 61,000千円

35 土木使用料	2,281,634	61,000	2,342,634
計	3,287,211	61,000	3,348,211

款55 国庫支出金 補正額 △613,720千円
項5 国庫負担金 補正額 △303,672千円

5 民生費国庫負担金	49,294,107	△303,672	48,990,435
計	61,952,315	△303,672	61,648,643

款55 国庫支出金
項10 国庫補助金 補正額 △310,048千円

5 総務費国庫補助金	7,586,817	△2,742	7,584,075
10 民生費国庫補助金	7,937,367	△63,745	7,873,622
35 土木費国庫補助金	1,990,926	△243,561	1,747,365

10 道路及び附属物占用料	61,000	1 道路占用料	61,000

5 社会福祉費負担金	△25,000	1 障害児者自立支援給付費負担金	△25,000
10 児童福祉費負担金	△278,672	1 児童保護措置費負担金 2 児童扶養手当負担金 3 児童手当負担金	△12,000 △58,000 △208,672

5 総務管理費補助金	△2,530	1 デジタル基盤改革支援補助金	△2,530
30 防災対策費補助金	△212	1 防災対策普及啓発推進事業補助金	△212
5 社会福祉費補助金	△49,297	1 地域生活支援事業費等補助金	△49,297
10 児童福祉費補助金	△14,448	1 保育対策総合支援事業費補助金 補助率 $\frac{2}{3} \cdot \frac{1}{2} \cdot \frac{1}{3}$ 2 一時保育促進事業補助金 3 多様な集団活動利用支援事業補助金 4 社会的養護自立支援事業補助金 5 児童クラブ整備費補助金	564 △3,891 △792 △3,954 △6,375
10 道路維持費補助金	△54,380	1 道路維持事業補助金	△54,380

款 5 5 国庫支出金
 項 1 0 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
(土木費国庫補助金)	千円	千円	千円
計	21, 281, 972	△310, 048	20, 971, 924

款 6 0 県支出金 補正額 712, 724千円
 項 5 県負担金 補正額 △64, 164千円

5 民生費県負担金	14, 202, 780	△64, 164	14, 138, 616
計	14, 215, 061	△64, 164	14, 150, 897

款 6 0 県支出金
 項 1 0 県補助金 補正額 776, 888千円

5 総務費県補助金	82, 507	△772	81, 735
10 民生費県補助金	3, 471, 867	△36, 397	3, 435, 470
15 衛生費県補助金	2, 401, 585	832, 178	3, 233, 763

節		説 明	
区 分	金 額		
15 道路新設改良費補助金	千円 △2, 026	1 道路改良事業補助金	千円 △2, 026
17 橋りょう維持費補助金	△82, 836	1 橋りょう維持事業補助金	△82, 836
27 建築指導費補助金	△14, 450	1 耐震改修等事業補助金	△14, 450
45 街路事業費補助金	△89, 469	1 都市計画道路等整備事業補助金	△89, 469
60 住宅管理費補助金	△400	1 民間住宅施策推進補助金	△400

5 社会福祉費負担金	△12, 500	1 障害児者自立支援給付費負担金	△12, 500
10 児童福祉費負担金	△51, 664	1 児童手当負担金 2 障害児通所給付費負担金	△45, 664 △6, 000

40 市町村地域防災力強化事業費補助金	△772	1 市町村地域防災力強化事業費補助金	△772
12 障害者福祉費補助金	△24, 648	1 地域生活支援事業費等補助金	△24, 648
15 身体障害者福祉費補助金	△691	1 重度障害者医療費補助金	△691
34 地域子ども・子育て支援事業費補助金	△11, 058	1 一時預かり事業補助金 2 多様な集団活動利用支援事業補助金 3 児童クラブ整備費補助金	△3, 891 △792 △6, 375
35 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金	832, 178	1 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金	832, 178

款 6 0 県支出金
項 1 0 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
35 土木費県補助金	千円 70,354	千円 △18,121	千円 52,233
計	6,215,152	776,888	6,992,040

款 6 5 財産収入 補正額 1,135千円
項 5 財産運用収入 補正額 1,135千円

10 利子及び配当金	31,406	1,135	32,541
計	138,680	1,135	139,815

款 7 0 寄附金 補正額 65,300千円
項 5 寄附金 補正額 65,300千円

5 総務費寄附金	1,095,381	63,000	1,158,381
35 教育費寄附金	200	2,300	2,500
計	1,123,881	65,300	1,189,181

款 7 5 繰入金 補正額 499,088千円
項 1 0 基金繰入金 補正額 499,088千円

29 子ども・若者未来基金繰入金	52,509	△955	51,554
35 市街地整備基金繰入金	0	500,043	500,043
計	13,512,915	499,088	14,012,003

節		説 明	
区 分	金 額		
8 社会基盤整備臨時交付金	千円 △12,399	1 社会基盤整備臨時交付金	千円 △12,399
10 市町村地域防災力強化事業費補助金	△1,005	1 既存住宅等耐震化促進事業補助金	△1,005
13 水源環境保全・再生市町村特別交付金	△2,017	1 準用河川姥川改修事業交付金	△2,017
20 都市計画費補助金	△2,700	1 要安全確認計画記載建築物耐震補助制度補助金	△2,700

10 配当金	1,135	1 株式会社さがみはら産業創造センター出資配当金	1,135

4 総務費寄附金	63,000	1 寄附金積立基金寄附金 2 新型コロナウイルス感染症対策支援寄附金	60,000 3,000
5 教育総務費寄附金	2,300	1 岩本育英奨学基金寄附金	2,300

5 子ども・若者未来基金繰入金	△955	1 子ども・若者未来基金繰入金	△955
5 市街地整備基金繰入金	500,043	1 市街地整備基金繰入金	500,043

款 8 0 繰越金 補正額 357,626千円
項 5 繰越金 補正額 357,626千円

目	補正前の額	補 正 額	計
5 繰越金	千円 8,331,599	千円 357,626	千円 8,689,225
計	8,331,599	357,626	8,689,225

款 8 5 諸収入 補正額 △41,872千円
項 2 5 雑入 補正額 △41,872千円

15 雑入	3,416,612	△41,872	3,374,740
計	3,416,756	△41,872	3,374,884

款 9 0 市債 補正額 △3,784,836千円
項 5 市債 補正額 △3,784,836千円

10 民生債	686,100	△8,300	677,800
15 衛生債	433,000	△5,800	427,200
30 土木債	3,911,300	△233,600	3,677,700
35 消防債	1,485,200	△5,900	1,479,300

節		説 明	
区 分	金 額		
5 繰越金	千円 357,626	1 前年度剰余金	千円 357,626

6 総務管理費雑入	△2,455	1 ダム・発電所地域振興事業補助金	△2,455
9 徴税費雑入	△1,550	1 滞納処分収入	△1,550
30 清掃費雑入	△580	1 不法投棄対策事業等助成金	△580
33 環境保全費雑入	△32,569	1 環境保全促進事業助成金	△32,569
45 道路橋りょう費雑入	6,658	1 道路復旧費負担金 2 公営企業会計負担金	7,700 △1,042
48 都市計画費雑入	△11,376	1 都市計画道路相原大沢線道路改良事業負担金 2 都市計画道路宮上横山線道路改良事業負担金	△2,376 △9,000

8 市民福祉会館整備事業債	△8,300	1 公共施設等適正管理推進事業債	△8,300
20 塵芥処理施設建設債	△5,800	1 一般廃棄物処理事業債	△5,800
5 道路整備債	△39,500	1 公共事業等債 2 緊急自然災害防止対策事業債 3 地方道路等整備事業債 4 公共施設等適正管理推進事業債 道路維持管理計画事業	△81,300 △34,200 △7,100 83,100
10 河川整備債	1,200	1 一般事業債 一級河川鳩川・道保川改修事業	1,200
30 街路整備債	△155,600	1 公共事業等債 2 地方道路等整備事業債	△65,300 △90,300
40 住宅建設債	△39,700	1 公営住宅建設事業債	△39,700
5 消防施設整備債	△5,900	1 緊急防災・減災事業債	△5,900

款 9 0 市債
項 5 市債

目	補正前の額	補 正 額	計
40 教育債	千円 3,481,800	千円 △240,700	千円 3,241,100
50 臨時財政対策債	14,900,000	△3,290,536	11,609,464
計	26,677,400	△3,784,836	22,892,564

節		説 明	
区 分	金 額		
2 教育施設整備債	千円 △9,700	1 公共施設等適正管理推進事業債	千円 △9,700
5 小学校整備債	△171,200	1 学校教育施設等整備事業債 2 緊急防災・減災事業債	△14,200 △157,000
10 中学校整備債	△54,600	1 学校教育施設等整備事業債 2 緊急防災・減災事業債	△16,800 △37,800
20 公民館建設債	△5,200	1 公共施設等適正管理推進事業債	△5,200
5 臨時財政対策債	△3,290,536	1 臨時財政対策債	△3,290,536

歳

出

3 歳 出
款 5 議会費 補正額 △7,900千円
項 5 議会費 補正額 △7,900千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 議会費	千円 965,541	千円 △7,900	千円 957,641	千円	千円	千円	千円 △7,900
計	965,541	△7,900	957,641	0	0	0	△7,900

款 1 0 総務費 補正額 606,690千円
項 5 総務管理費 補正額 860,469千円

5 一般管理費	3,687,142	△50,000	3,637,142				△50,000
10 人事管理費	4,119,049	△49,295	4,069,754				△49,295
30 広報費	559,932	△17,470	542,462				△17,470
50 財産管理費	2,658,021	995,000	3,653,021				995,000

節		説 明
区 分	金 額	
3 職員手当等	千円 △1,900	議員及び職員の人件費並びに議会活動に要する経費 1 職員給与費 △3,900 2 さがみはら市議会だより発行費 △1,271 3 議会事務運営費 △2,729
4 共済費	△2,000	
7 報償費	△1,189	
8 旅費	△1,240	
10 需用費	△508	
12 委託料	△763	
13 使用料及び賃借料	△300	

1 報酬	△2,000	職員の人件費並びに事務管理及び一般管理事務に要する経費 1 職員給与費 △45,000 2 債権管理事務経費 △2,000 3 庁用自動車維持管理費 △3,000
2 給料	△15,000	
3 職員手当等	△18,000	
4 共済費	△10,000	
12 委託料	△2,000	
13 使用料及び賃借料	△3,000	
3 職員手当等	△22,500	職員の人件費、職員の育成、福利厚生等に要する経費 1 職員給与費 △49,220 2 職場研修費 △75
4 共済費	△21,500	
8 旅費	△5,295	
7 報償費	△120	広報及び市政の普及・啓発に要する経費 1 広報紙等発行費 △17,470 (1) 広報さがみはら △17,470
10 需用費	△9,790	
12 委託料	△7,560	
12 委託料	△5,000	財産の維持管理等に要する経費 1 公共施設保全等基金積立金 1,000,000 2 一般事務費 △5,000
24 積立金	1,000,000	

款 1 0 総務費
項 5 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
55 企画費	千円 1,258,491	千円 63,000	千円 1,321,491	千円	千円	千円 63,000 寄附金	千円
63 スポーツ推進費	324,929	△2,255	322,674			△341 諸収入	△1,914
65 文化振興費	1,347,118	△18,120	1,328,998			△940 諸収入	△17,180
75 情報システム費	2,535,573	△56,735	2,478,838	△2,530 国庫支出金			△54,205
76 防災対策費	357,042	△3,656	353,386	△984 国庫支出金 △212 県支出金 △772			△2,672
計	22,758,504	860,469	23,618,973	△3,514	0	61,719	802,264

節		説 明
区 分	金 額	
24 積立金	千円 63,000	総合企画調整に要する経費 1 寄附金積立基金積立金 63,000
7 報償費	△1,231	スポーツ事業の実施、スポーツ団体の育成等に要する経費
18 負担金、補助及び交付金	△1,024	1 学校体育施設等開放事業 （ 1）学校屋外運動場夜間開放経費 2 地域スポーツ活動費 △1,231 △1,231 △1,024
13 使用料及び賃借料	△13,300	文化行政の推進、文化施設の運営及び維持管理等に要する経費
18 負担金、補助及び交付金	△4,820	1 市民文化創造事業 （ 1）ふるさと文化振興事業費 2 文化施設等管理運営費 （ 1）施設管理事務費 △2,820 △2,820 △15,300 △15,300
11 役務費	△16,000	地域情報化及び行政事務情報化に要する経費
12 委託料	△25,131	1 情報システム業務費 （ 1）行政事務情報化経費 △56,735 △56,735
13 使用料及び賃借料	△14,736	
18 負担金、補助及び交付金	△868	
10 需用費	△1,305	防災及び災害対策に要する経費
11 役務費	△240	1 防災計画等策定事業 2 防災対策推進事業 （ 1）防災訓練実施事業 （ 2）防災対策普及啓発推進事業 △748 △2,908 △2,111 △797
12 委託料	△2,111	

款 1 0 総務費
項 1 0 徴税費 補正額 △100,022千円

5 税務総務費	1,909,333	△90,500	1,818,833				△90,500
10 賦課徴収費	680,517	△9,522	670,995			△1,550 諸収入	△7,972
計	2,589,850	△100,022	2,489,828	0	0	△1,550	△98,472

2 給料	△40,000	職員の人件費及び税務管理事務に要する経費 1 職員給与費 △90,500
3 職員手当等	△38,500	
4 共済費	△12,000	
11 役務費	△1,150	市税の賦課及び徴収に要する経費
12 委託料	△8,372	1 税務事務関連委託 （ 1）航空写真撮影委託 （ 2）固定資産評価システム業務委託 2 徴収事務費 △5,272 △3,894 △1,378 △4,250

款 1 0 総務費
項 1 3 市民生活費 補正額 △125,266千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 市民生活総務費	千円 6,213,841	千円 △125,266	千円 6,088,575	千円	千円	千円	千円 △125,266
計	7,227,681	△125,266	7,102,415	0	0	0	△125,266

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	千円 △23,000	職員の人件費、地域振興等に要する経費 1 職員給与費 2 地域市民まつり助成費 3 自治会活動助成事業 （ 1）自治会活動推進奨励金
2 給料	△25,000	
3 職員手当等	△29,500	
4 共済費	△26,000	
7 報償費	△7,606	
8 旅費	△11,500	
18 負担金、補助及び交付金	△2,660	
		千円 △115,000 △2,660 △7,606 △7,606

款 1 0 総務費
項 2 0 統計調査費 補正額 △3,391千円

5 統計調査総務費	58,113	△3,391	54,722				△3,391
計	67,834	△3,391	64,443	0	0	0	△3,391

3 職員手当等	△700	職員の人件費及び統計管理事務に要する経費 1 職員給与費 2 一般事務費
4 共済費	△1,000	
8 旅費	△11	
12 委託料	△1,555	
13 使用料及び賃借料	△116	
18 負担金、補助及び交付金	△9	
		△1,700 △1,691

款 1 0 総務費
項 2 5 人事委員会費 補正額 △7,600千円

5 人事委員会費	136,024	△7,600	128,424				△7,600
計	136,024	△7,600	128,424	0	0	0	△7,600

2 給料	△500	職員の人件費、委員会運営等に要する経費 1 職員給与費 2 人事委員会運営費 （ 1）職員採用経費 （ 2）職員昇任経費
3 職員手当等	△3,500	
4 共済費	△1,200	
12 委託料	△700	
13 使用料及び賃借料	△1,700	
		△5,200 △2,400 △1,500 △900

款 １ ０ 総務費
項 ３ ０ 監査費 補正額 △17,500千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
５ 監査委員費	千円 172,865	千円 △17,500	千円 155,365	千円	千円	千円	千円 △17,500
計	188,198	△17,500	170,698	0	0	0	△17,500

款 １ ５ 民生費 補正額 △281,257千円
項 ５ 社会福祉費 補正額 474,807千円

５ 社会福祉総務費	25,546,408	724,000	26,270,408				724,000
12 障害者福祉費	24,538,356	△213,511	24,324,845	△112,136 国庫支出金 △74,297 県支出金 △37,839			△101,375
20 老人福祉費	7,944,580	△26,519	7,918,061				△26,519
35 市民福祉会館費	125,585	△9,163	116,422		△8,300 市債		△863
計	58,789,836	474,807	59,264,643	△112,136	△8,300	0	595,243

節		説明
区 分	金 額	
２ 給料	千円 △8,000	職員の人件費及び監査事務に要する経費 １ 職員給与費 △17,500
３ 職員手当等	△4,500	
４ 共済費	△5,000	

１ 報酬	△4,500	職員の人件費、社会福祉事業活動等に要する経費 １ 職員給与費 ２ 国民健康保険事業特別会計繰出金 △76,000 800,000
２ 給料	△20,000	
３ 職員手当等	△34,000	
４ 共済費	△17,000	
８ 旅費	△500	
27 繰出金	800,000	
13 使用料及び賃借料	△828	障害児者に対する給付、援護等に要する経費 １ 障害児者自立支援給付 （１）自立支援医療給付（更生医療） ２ 共生社会推進事業 （１）障害者理解促進事業 ３ 地域生活支援事業 （１）ガイドヘルプサービス給付費 （２）日中一時支援事業 （３）障害者地域活動支援センター事業 ４ 障害児者援護等事業 （１）住宅設備改善費助成 （２）重度障害者医療費助成 △50,000 △50,000 △828 △828 △107,683 △82,470 △15,000 △10,213 △55,000 △5,000 △50,000
18 負担金、補助及び交付金	△10,213	
19 扶助費	△202,470	
12 委託料	△3,350	
18 負担金、補助及び交付金	△2,479	
19 扶助費	△20,690	高齢者の生きがい対策並びに高齢者に対する給付及び援護に要する経費 １ 老人いこいの家解体経費 ２ 敬老事業 （１）敬老事業補助金 ３ 地域支援事業補完事業 （１）はり、きゅう、マッサージ施術料助成事業 ４ 老人ホーム入所措置費 △3,350 △2,479 △2,479 △12,000 △12,000 △8,690
14 工事請負費	△9,163	あじさい会館の維持管理に要する経費 １ あじさい会館改修事業 △9,163

款 1 5 民生費

項 1 0 児童福祉費 補正額 △712,364千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 児童福祉総務費	千円 23,713,382	千円 △374,724	千円 23,338,658	千円 △276,290 国庫支出金 △224,626 県支出金 △51,664	千円	千円	千円 △98,434
10 母子福祉費	2,778,105	△174,000	2,604,105	△58,000 国庫支出金			△116,000
15 教育保育施設費	26,081,991	△57,136	26,024,855	△8,802 国庫支出金 △4,119 県支出金 △4,683			△48,334
20 公立保育所費	4,437,356	△84,500	4,352,856				△84,500
25 児童育成費	3,132,983	△22,004	3,110,979	△12,750 国庫支出金 △6,375 県支出金 △6,375			△9,254
計	60,348,442	△712,364	59,636,078	△355,842	0	0	△356,522

款 1 5 民生費

項 1 5 生活保護費 補正額 △43,700千円

5 生活保護総務費	2,134,384	△43,700	2,090,684				△43,700
計	26,805,730	△43,700	26,762,030	0	0	0	△43,700

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	千円 △6,500	職員の人件費及び児童に係る各種手当・給付、児童福祉事業活動等に要する経費 1 職員給与費 2 子育て広場事業 3 児童手当・特例給付 4 コミュニティ保育促進事業 5 児童福祉事務運営費 （ 1）児童手当事務費 6 社会的養護自立支援事業 7 障害児施設措置費・給付費
2 給料	△3,000	
3 職員手当等	△5,000	
4 共済費	△6,500	
12 委託料	△39,768	
18 負担金、補助及び交付金	△6,048	
19 扶助費	△307,908	
19 扶助費	△174,000	母子・父子家庭の援護等に要する経費 1 児童扶養手当 △174,000
18 負担金、補助及び交付金	△54,760	児童の教育・保育及び施設への助成に要する経費 1 教育・保育施設等助成費 （ 1）教育・保育施設運営助成 （ 2）施設整備費補助金 （ 3）施設賃借料補助金 （ 4）一時保育促進事業補助金 （ 5）時間延長型保育事業補助金 （ 6）多様な集団活動利用支援事業
19 扶助費	△2,376	
2 給料	△35,000	職員の人件費並びに公立保育園等の運営及び維持管理に要する経費 1 職員給与費 △84,500
3 職員手当等	△28,500	
4 共済費	△21,000	
10 需用費	△14,725	職員の人件費並びに児童の健全育成活動及び児童厚生施設の設置・運営等に要する経費 1 放課後児童健全育成事業 （ 1）児童クラブ整備費
12 委託料	△1,851	
13 使用料及び賃借料	△1,028	
17 備品購入費	△4,400	

2 給料	△20,000	生活保護法及び生活困窮者自立支援法施行に伴う職員の人件費、事務費、適正実施、自立支援施策等に要する経費 1 職員給与費 △43,700
3 職員手当等	△14,700	
4 共済費	△9,000	

款 2 0 衛生費 補正額 △220, 887千円
項 5 保健衛生費 補正額 △24, 904千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 保健衛生総務費	千円 5, 866, 302	千円 △45, 153	千円 5, 821, 149	千円	千円	千円	千円 △45, 153
20 保健予防費	14, 517, 682	20, 249	14, 537, 931	832, 178 県支出金			△811, 929
計	27, 249, 400	△24, 904	27, 224, 496	832, 178	0	0	△857, 082

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	千円 △13, 332	職員の人件費並び保健医療及び保健衛生活動に要する経費 1 職員給与費 2 相模原赤十字病院建設費借入償還金補助金（債務負担行為）
2 給料	△5, 000	
3 職員手当等	△15, 200	
4 共済費	△7, 000	
8 旅費	△2, 500	
18 負担金、補助及び交付金	△2, 121	
12 委託料	△811, 929	結核・感染症及び難病等の保健予防に要する経費 1 感染症予防対策事業 2 予防接種事業 （ 1）個別予防接種事業
18 負担金、補助及び交付金	832, 178	

款 2 0 衛生費
項 1 0 清掃費 補正額 △151, 434千円

5 清掃総務費	5, 040, 067	△100, 616	4, 939, 451				△100, 616
10 塵芥処理費	4, 547, 183	△16, 985	4, 530, 198			△580 諸収入	△16, 405
15 し尿処理費	320, 283	△23, 400	296, 883				△23, 400
20 塵芥処理施設建設費	571, 326	△10, 433	560, 893		△5, 800 市債		△4, 633
計	10, 478, 859	△151, 434	10, 327, 425	0	△5, 800	△580	△145, 054

2 給料	△30, 000	職員の人件費及び美化、資源回収活動等に要する経費 1 職員給与費 2 廃棄物指導事務経費 3 資源回収事業 （ 1）資源・容器包装プラ分別回収事業
3 職員手当等	△50, 400	
4 共済費	△9, 000	
8 旅費	△550	
10 需用費	△302	
11 役務費	△300	
12 委託料	△10, 064	ごみの収集処分及び施設の運営、維持管理に要する経費 1 不法投棄対策事業 2 ごみ収集業務経費
12 委託料	△15, 824	
13 使用料及び賃借料	△1, 161	△1, 161 △15, 824
12 委託料	△23, 400	し尿の収集処分及び施設の運営、維持管理に要する経費 1 津久井クリーンセンター再整備関連事業 （ 1）津久井クリーンセンター旧施設解体事業 2 旧東清掃事業所解体事業
12 委託料	△10, 433	ごみ処理施設等の整備に要する経費 1 北清掃工場改良事業 （ 1）北清掃工場設備等改良事業 2 一般廃棄物最終処分場整備事業 （ 1）一般廃棄物最終処分場第 2 期整備地嵩上事業

款 2 0 衛生費
項 1 5 環境保全費 補正額 △44,549千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 環境保全費	千円 1,184,573	千円 △44,549	千円 1,140,024	千円	千円	千円 △32,569 諸収入	千円 △11,980
計	1,184,573	△44,549	1,140,024	0	0	△32,569	△11,980

節		説明
区分	金額	
2 給料	千円 △4,000	職員の人件費並びに環境保全啓発、環境監視及び公害防止指導対策に要する経費 1 職員給与費 △8,900 2 地球温暖化対策推進事業 △6,100 （1）地球温暖化対策普及啓発事業 △6,100 3 再生可能エネルギー利用設備等設置促進事業 △29,119 （1）再生可能エネルギー等利用設備設置促進事業 △29,119 4 常時監視測定局管理運営費 △430
3 職員手当等	△2,900	
4 共済費	△2,000	
12 委託料	△35,219	
17 備品購入費	△430	

款 2 5 労働費 補正額 △16,200千円
項 5 労働諸費 補正額 △16,200千円

5 労働諸費	338,806	△16,200	322,606				△16,200
計	338,806	△16,200	322,606	0	0	0	△16,200

2 給料	△9,000	職員の人件費、勤労者福祉対策事業等に要する経費 1 職員給与費 △16,200
3 職員手当等	△5,200	
4 共済費	△2,000	

款 3 0 農林水産業費 補正額 △5,900千円
項 1 0 林業費 補正額 △5,900千円

5 林業総務費	236,408	△5,900	230,508				△5,900
計	284,368	△5,900	278,468	0	0	0	△5,900

2 給料	△3,000	森林の保全等に要する経費 1 職員給与費 △5,900
3 職員手当等	△1,600	
4 共済費	△1,300	

款 3 5 商工費 補正額 △89,375千円
項 5 商工費 補正額 △89,375千円

5 商工総務費	413,391	△4,900	408,491				△4,900

3 職員手当等	△1,500	職員の人件費及び管理事務に要する経費 1 職員給与費 △4,900
4 共済費	△3,400	

款 3 5 商工費
項 5 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 商工振興費	千円 10,722,495	千円 △38,309	千円 10,684,186	千円	千円	千円 1,135 財産収入	千円 △39,444
15 ふるさと観光費	700,530	△46,166	654,364			△1,174 諸収入	△44,992
計	11,919,936	△89,375	11,830,561	0	0	△39	△89,336

節		説 明
区 分	金 額	
7 報償費	千円 △2,786	商工業の育成振興対策、中小企業の助成等に要する経費
18 負担金、補助及び交付金	△36,658	1 青年起業家育成基金積立金 2 工業集積促進事業 （ 1）企業誘致等推進事業
24 積立金	1,135	3 中小企業経営革新支援事業 （ 1）中小企業研究開発支援事業
12 委託料	△8,800	観光事業の助成、市民まっりの開催等に要する経費
13 使用料及び賃借料	△1,113	1 市民まつり開催経費 2 観光施設整備事業 3 観光事業補助金
18 負担金、補助及び交付金	△36,253	4 地域活性化イベント事業補助金

款 4 0 土木費 補正額 △711,721千円
項 5 道路橋りょう費 補正額 △231,165千円

5 道路橋りょう総務費	1,966,901	△49,907	1,916,994				△49,907
10 道路維持費	3,912,960	△34,191	3,878,769	△54,380 国庫支出金	41,200 市債		△21,011
15 道路新設改良費	1,761,362	△55,816	1,705,546	△3,019 国庫支出金 △2,026 県支出金 △993	△50,300 市債	△1,042 諸収入	△1,455
20 橋りょう維持費	1,109,287	△91,251	1,018,036	△82,836 国庫支出金	△30,400 市債		21,985
計	8,750,510	△231,165	8,519,345	△140,235	△39,500	△1,042	△50,388

2 給料	△17,000	職員の人件費及び道路管理事務に要する経費
3 職員手当等	△12,300	1 職員給与費 2 道路管理業務委託 （ 1）道路情報管理システム業務委託
4 共済費	△16,000	3 道路境界確定事業 （ 1）道路境界確定事業（債務負担行為）
8 旅費	△407	4 一般事務費
10 需用費	△630	
12 委託料	△3,570	
12 委託料	1,030	道路の維持管理及び道路の安全対策に要する経費
14 工事請負費	△35,221	1 道路維持管理経費 （ 1）道路維持管理計画事業 （ 2）道路維持管理計画事業（債務負担行為）
11 役務費	△4	道路の新設、舗装、改良等に要する経費
12 委託料	△48,495	1 道路改良事業 （ 1）道路改良事業（計画指定） （ 2）道路改良事業（箇所指定） （ 3）道路改良事業（市内一円）
14 工事請負費	△12,795	2 狭あい道路等整備事業 （ 1）狭あい道路等整備事業 （ 2）狭あい道路等整備事業（債務負担行為）
16 公有財産購入費	8,166	
18 負担金、補助及び交付金	△2,688	
12 委託料	△21,251	橋りょうの維持補修に要する経費
14 工事請負費	△70,000	1 橋りょう長寿命化事業

款 4 0 土木費
項 1 0 河川費 補正額 △9,169千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 河川管理費	千円 277,211	千円 △8,700	千円 268,511	千円	千円	千円	千円 △8,700
10 河川改修費	194,123	△469	193,654	△2,017 県支出金	1,200 市債		348
計	471,334	△9,169	462,165	△2,017	1,200	0	△8,352

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	千円 △4,000	職員の人件費及び河川の維持管理に要する経費 1 職員給与費 △8,700
3 職員手当等	△1,700	
4 共済費	△3,000	
12 委託料	△4,408	河川の改修に要する経費 1 一級河川鳩川・道保川改修事業 2 準用河川姥川改修事業 1,548 △2,017
16 公有財産購入費	3,352	
21 補償、補填及び賠償金	587	

款 4 0 土木費
項 1 5 都市計画費 補正額 △377,787千円

5 都市計画総務費	8,020,937	△83,805	7,937,132	△400 国庫支出金		500,043 繰入金	△583,448
10 建築指導費	80,167	△26,452	53,715	△18,155 国庫支出金 △14,450 県支出金 △3,705			△8,297

2 給料	△22,000	職員の人件費及び都市計画事務に要する経費 1 職員給与費 △47,700 2 当麻地区整備促進事業 △657 3 民間住宅施策推進事業 △800 （ 1）空家等対策推進事業 △800 4 区域区分界等調査測量委託 △2,658 （ 1）土地利用等見直し検討事業 △2,658 5 都市計画策定関連事業 △7,900 （ 1）都市計画基礎調査 △3,335 （ 2）淵野辺駅南口周辺まちづくり事業 △4,565 6 バス対策事業 △887 （ 1）バス交通関連施設維持管理費 △887 7 総合交通計画関連事業 △550 8 公共工事積算事務電算処理経費 △3,653 9 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別会計繰出金 △19,000
3 職員手当等	△14,200	
4 共済費	△11,500	
10 需用費	△1,019	
12 委託料	△14,259	
13 使用料及び賃借料	△370	
16 公有財産購入費	△492	
18 負担金、補助及び交付金	△800	
21 補償、補填及び賠償金	△165	
27 繰出金	△19,000	
18 負担金、補助及び交付金	△26,452	建築指導事務に要する経費 1 既存建築物等総合防災対策事業 △26,452 （ 1）既存住宅・建築物耐震化促進事業 △26,452

款 4 0 土木費
項 1 5 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
35 街路事業費	千円 1,809,109	千円 △267,530	千円 1,541,579	千円 △100,875 国庫支出金 △89,469 県支出金 △11,406	千円 △155,600 市債	千円 △11,376 諸収入	千円 321
計	18,857,223	△377,787	18,479,436	△119,430	△155,600	488,667	△591,424

款 4 0 土木費
項 2 0 公園費 補正額 △49,600千円

5 公園管理費	1,507,119	△12,200	1,494,919				△12,200
10 公園整備費	382,119	△37,400	344,719				△37,400
計	1,889,238	△49,600	1,839,638	0	0	0	

款 4 0 土木費
項 2 5 住宅費 補正額 △44,000千円

5 住宅管理費	1,210,870	△44,000	1,166,870		△39,700 市債		△4,300
計	1,210,870	△44,000	1,166,870	0	△39,700	0	△4,300

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	千円 △56,934	都市計画道路及び駅前広場の整備に要する経費
14 工事請負費	△144,985	1 都市計画道路等整備事業 （ 1）都市計画道路整備事業（計画指定）
16 公有財産購入費	26,149	
21 補償、補填及び賠償金	△91,760	

2 給料	△6,000	職員の人件費及び都市公園等の維持管理に要する経費	
3 職員手当等	△1,700	1 職員給与費	△12,200
4 共済費	△4,500		
14 工事請負費	△30,000	都市公園等の整備に要する経費	
18 負担金、補助及び交付金	△7,400	1 相模総合補給廠共同使用区域整備事業	△37,400
		(1)相模原スポーツ・レクリエーションパーク整備事業	△37,400

2 給料	△1,500	職員の人件費及び市営住宅の維持管理等に要する経費	
3 職員手当等	△1,500		1 職員給与費 △4,300
4 共済費	△1,300		2 市営住宅ストック総合改善事業 △39,700
14 工事請負費	△39,700		

款 4 5 消防費 補正額 △81,962千円
項 5 消防費 補正額 △81,962千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 常備消防費	千円 7,570,234	千円 △76,000	千円 7,494,234	千円	千円	千円	千円 △76,000
15 消防施設費	1,396,461	△5,962	1,390,499		△5,900 市債		△62
計	9,478,561	△81,962	9,396,599	0	△5,900	0	△76,062

款 5 0 教育費 補正額 △811,788千円
項 5 教育総務費 補正額 △68,414千円

10 事務局費	6,527,038	△55,058	6,471,980			1,345 寄附金 2,300 繰入金 △955	△56,403
15 教育指導費	688,956	△2,575	686,381				△2,575
30 野外体験教室費	238,361	△10,781	227,580		△9,700 市債		△1,081
計	7,748,012	△68,414	7,679,598	0	△9,700	1,345	△60,059

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	千円 △30,000	職員の人件費並びに常備消防活動及び消防庁舎の維持管理に要する経費 1 職員給与費 △76,000
3 職員手当等	△30,000	
4 共済費	△16,000	
12 委託料	△5,962	消防庁舎、消防団施設、消防水利の整備等に要する経費 1 消防団詰所・車庫整備費 △5,962

1 報酬	△31,935	職員の人件費、一般管理事務等に要する経費 1 職員給与費 △55,448 2 給付型奨学金 △1,910 3 岩本育英奨学基金積立金 2,300
3 職員手当等	△5,233	
4 共済費	△4,000	
8 旅費	△14,280	
19 扶助費	△1,910	
24 積立金	2,300	
11 役務費	△37	教育活動の推進・維持等に要する経費 1 学校教育研究事業 △334 (1)教職員研修費 △334 2 ふれあい教育事業 △2,241 (1)さがみ風っ子文化祭事業 △584 (2)SDGsスタディーツアー事業 △1,657
12 委託料	△547	
13 使用料及び賃借料	△1,991	
14 工事請負費	△10,781	施設の運営及び維持管理に要する経費 1 野外体験教室環境整備事業 △10,781 (1)相模川ビレッジ若あゆ △10,781

款 ５０ 教育費
項 １８ 幼稚園費 補正額 △14,596千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
５ 幼稚園費	千円 500,286	千円 △14,596	千円 485,690	千円	千円	千円	千円 △14,596
計	500,286	△14,596	485,690	0	0	0	△14,596

節		説 明
区 分	金 額	
２ 給料	千円 △2,500	職員の人件費及び幼稚園の維持管理等に要する経費 １ 職員給与費 ２ 私立幼稚園支援保育事業補助金
３ 職員手当等	△3,100	
４ 共済費	△2,000	
18 負担金、補助及び交付金	△6,996	

款 ５０ 教育費
項 ２０ 社会教育費 補正額 △9,275千円

５ 社会教育総務費	1,872,489	△3,500	1,868,989				△3,500
25 公民館費	414,751	△5,775	408,976		△5,200 市債		△575
計	3,328,713	△9,275	3,319,438	0	△5,200	0	△4,075

１ 報酬	△2,000	職員の人件費及び生涯学習・社会教育活動に要する経費 １ 職員給与費
３ 職員手当等	△1,500	
12 委託料	△5,775	施設の運営及び維持管理に要する経費 １ 公民館整備事業 （ 1）星が丘公民館長寿命化改修事業

款 ６０ 公債費 補正額 3,333,300千円
項 ５ 公債費 補正額 3,333,300千円

５ 元金	21,292,842	3,333,300	24,626,142				3,333,300
計	26,831,578	3,333,300	30,164,878	0	0	0	3,333,300

27 繰出金	3,333,300	市債の元金償還に要する経費 １ 公債管理特別会計繰出金

一 般 職 給 与 費

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
補 正 後	(7,861) 7,722	5,552,295	30,231,672	26,708,308
補 正 前	(7,861) 7,722	5,635,562	30,834,172	27,178,841
比 較	(0) 0	△ 83,267	△ 602,500	△ 470,533

() 内は、短時間勤務職員数（外数）である。

明 細 書

費	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
計 (千円)			
62,492,275	11,308,662	73,800,937	
63,648,575	11,532,362	75,180,937	
△ 1,156,300	△ 223,700	△ 1,380,000	

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	初 任 給 調整手当 (千円)	通勤手当 (千円)
	補正後	744,130	3,800,998	22,990	587,791
	補正前	776,430	3,860,798	26,490	606,491
	比 較	△ 32,300	△ 59,800	△ 3,500	△ 18,700

単身赴任 手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
1,010	7,790,779	5,834,889	646,610	1,995,280	0
1,010	7,924,312	6,005,789	651,710	1,995,280	0
0	△ 133,533	△ 170,900	△ 5,100	0	0

職員手当 の 内 訳	区 分	特殊勤務 手 当 (千円)	休日勤務 手 当 (千円)	夜間勤務 手 当 (千円)	住居手当 (千円)
	補正後	220,510	117,340	27,400	586,400
	補正前	233,710	127,240	28,600	605,300
	比 較	△ 13,200	△ 9,900	△ 1,200	△ 18,900

へき地手当 (千円)	へき地手当に 準 ず る 手 当 (千円)	義務教育等教員 特 別 手 当 (千円)	退職手当 (千円)	管理職員特 別勤務手当 (千円)	災害派遣 手 当 (千円)
0	0	178,150	4,143,911	10,120	0
0	0	179,150	4,143,911	12,620	0
0	0	△ 1,000	0	△ 2,500	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
補 正 後	(505) 7,722	—	30,231,672	26,003,510
補 正 前	(505) 7,722	—	30,834,172	26,425,810
比 較	(0) 0	—	△ 602,500	△ 422,300

() 内は、短時間勤務職員数（外数）である。

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	初 任 給 調整手当 (千円)	通勤手当 (千円)
	補正後	744,130	3,800,998	22,990	587,791
	補正前	776,430	3,860,798	26,490	606,491
	比 較	△ 32,300	△ 59,800	△ 3,500	△ 18,700

職員手当 の 内 訳	区 分	特殊勤務 手 当 (千円)	休日勤務 手 当 (千円)	夜間勤務 手 当 (千円)	住居手当 (千円)
	補正後	220,510	117,340	27,400	586,400
	補正前	233,710	127,240	28,600	605,300
	比 較	△ 13,200	△ 9,900	△ 1,200	△ 18,900

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
補 正 後	7,356	5,552,295	—	704,798
補 正 前	7,356	5,635,562	—	753,031
比 較	0	△ 83,267	—	△ 48,233

職員数は、全て短時間勤務職員数である。

職員手当は、期末手当である。

費	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
計 (千円)			
56,235,182	10,789,594	67,024,776	
57,259,982	10,970,794	68,230,776	
△ 1,024,800	△ 181,200	△ 1,206,000	

単身赴任 手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
1,010	7,085,981	5,834,889	646,610	1,995,280	0
1,010	7,171,281	6,005,789	651,710	1,995,280	0
0	△ 85,300	△ 170,900	△ 5,100	0	0

へき地手当 (千円)	へき地手当に 準 ず る 手 当 (千円)	義務教育等教員 特 別 手 当 (千円)	退職手当 (千円)	管理職員特 別勤務手当 (千円)	災害派遣 手 当 (千円)
0	0	178,150	4,143,911	10,120	0
0	0	179,150	4,143,911	12,620	0
0	0	△ 1,000	0	△ 2,500	0

費	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
計 (千円)			
6,257,093	519,068	6,776,161	
6,388,593	561,568	6,950,161	
△ 131,500	△ 42,500	△ 174,000	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	
給 料	△ 602, 500	執行残額の整理	△ 602, 500
職 員 手 当	△ 422, 300	執行残額の整理	△ 422, 300

会計年度任用職員を除く。

説 明	備 考
職員構成の変動等に伴う減額分	
職員構成の変動等に伴う減額分	

地 方 債 の 令 和 3 年 度 末
 令 和 4 年 度 末 に お け る 現 在 高

変 更				
区 分	令 和 3 年 度 末 現 在 高	令 和 4 年 度 中		
		令 和 4 年 度 中 起 債 見 込 額		
		補 正 前	補 正	補 正 後
1 普 通 債	千円 (110,338,221) 113,619,313	千円 10,846,000	千円 △494,300	千円 10,351,700
(2) 民 生	7,424,372	686,100	△8,300	677,800
(3) 衛 生	9,016,542	433,000	△5,800	427,200
(7) 土 木	(62,391,559) 65,648,872	3,911,300	△233,600	3,677,700
(8) 消 防	3,457,014	1,485,200	△5,900	1,479,300
(9) 教 育	24,830,387	3,481,800	△240,700	3,241,100
3 そ の 他	(155,045,114) 167,041,729	14,900,800	△3,290,536	11,610,264
(2) 臨 時 財 政 対 策 債	(152,753,347) 164,749,962	14,900,000	△3,290,536	11,609,464
合 計	(269,363,485) 284,641,192	26,677,400	△3,784,836	22,892,564

() は、市場公募地方債発行に伴う満期一括償還に係る積立てと取崩しを反映した額。
 元金償還見込額には、市場公募地方債発行に伴う満期一括償還に係る積立てを取り崩す額を含む。

に お け る 現 在 高 及 び
 の 見 込 み に 関 す る 調 書 (補 正)

の 増 減 見 込 み			令 和 4 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
令 和 4 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額					
補 正 前	補 正	補 正 後	補 正 前	補 正	補 正 後
千円 (14, 132, 339) 14, 843, 901	千円 1, 426, 450	千円 (15, 558, 789) 16, 270, 351	千円 (107, 051, 882) 109, 621, 412	千円 △1, 920, 750	千円 (105, 131, 132) 107, 700, 662
1, 538, 818	0	1, 538, 818	6, 571, 654	△8, 300	6, 563, 354
1, 652, 169	0	1, 652, 169	7, 797, 373	△5, 800	7, 791, 573
(7, 017, 737) 7, 753, 079	1, 426, 450	(8, 444, 187) 9, 179, 529	(59, 285, 122) 61, 807, 093	△1, 660, 050	(57, 625, 072) 60, 147, 043
531, 779	0	531, 779	4, 410, 435	△5, 900	4, 404, 535
2, 703, 892	0	2, 703, 892	25, 608, 295	△240, 700	25, 367, 595
(11, 021, 368) 9, 587, 653	1, 906, 850	(12, 928, 218) 11, 494, 503	(158, 924, 546) 172, 354, 876	△5, 197, 386	(153, 727, 160) 167, 157, 490
(10, 536, 113) 9, 102, 398	1, 906, 850	(12, 442, 963) 11, 009, 248	(157, 117, 234) 170, 547, 564	△5, 197, 386	(151, 919, 848) 165, 350, 178
(25, 348, 395) 24, 626, 242	3, 333, 300	(28, 681, 695) 27, 959, 542	(270, 692, 490) 286, 692, 350	△7, 118, 136	(263, 574, 354) 279, 574, 214

令和 4 年 度 相 模 原 市
国民健康保険事業特別会計補正予算
(第 1 号)

令和 4 年度相模原市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)

令和 4 年度相模原市国民健康保険事業特別会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額 7 1, 5 6 4, 0 0 0 千円に歳入歳出それぞれ 8 0 0, 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 2, 3 6 4, 0 0 0 千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 1 0 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
35 繰入金		千円	千円	千円
		6,142,000	800,000	6,942,000
	5 一般会計繰入金	5,262,000	800,000	6,062,000
歳 入 合 計		71,564,000	800,000	72,364,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
32 基金積立金		千円	千円	千円
		3,000	800,000	803,000
	5 基金積立金	3,000	800,000	803,000
歳 出 合 計		71,564,000	800,000	72,364,000

国民健康保険事業特別会計
補正予算に関する説明書
(第1号)

令和 4 年度相模原市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)を提出するに当
たり、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 1 条第 2 項の規定により、当該
予算に関する説明書をここに提出する。

令和 5 年 2 月 1 0 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

歳入歳出補正予算

歳入

款 3 5 繰入金 補正額 800,000千円

項 5 一般会計繰入金 補正額 800,000千円

目	補正前の額	補正額	計
5 一般会計繰入金	千円 5,262,000	千円 800,000	千円 6,062,000
計	5,262,000	800,000	6,062,000

事項別明細書

節		説明
区分	金額	
35 その他一般会計繰入金	千円 800,000	1 その他一般会計繰入金 千円 800,000

歳 出

款 3 2 基金積立金 補正額 800,000千円

項 5 基金積立金 補正額 800,000千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 基金積立金	千円 3,000	千円 800,000	千円 803,000	千円	千円	千円	千円 800,000
計	3,000	800,000	803,000	0	0	0	800,000

節		説 明
区 分	金 額	
24 積立金	千円 800,000	基金の積立てに要する経費 1 国民健康保険財政調整基金積立金 800,000

令和 4 年 度 相 模 原 市
麻 溝 台 ・ 新 磯 野 第 一 整 備 地 区
土 地 区 画 整 理 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算
(第 3 号)

令和 4 年度相模原市麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別
会計補正予算(第 3 号)

令和 4 年度相模原市麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別会計の補
正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額 7 6 9 , 0 0 0 千円から歳入歳出それぞれ
1 9 , 0 0 0 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ
7 5 0 , 0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入
歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 1 0 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 繰入金		千円	千円	千円
		768,967	△19,000	749,967
	5 繰入金	768,967	△19,000	749,967
歳 入 合 計		769,000	△19,000	750,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業費		千円	千円	千円
		519,076	△19,000	500,076
	5 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業費	519,076	△19,000	500,076
歳 出 合 計		769,000	△19,000	750,000

麻溝台・新磯野第一整備地区
土地区画整理事業特別会計
補正予算に関する説明書
(第3号)

令和 4 年度相模原市麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別会計補正
予算(第 3 号)を提出するに当たり、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 1
条第 2 項の規定により、当該予算に関する説明書をここに提出する。

令和 5 年 2 月 1 0 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

歳入歳出補正予算

歳入

款10 繰入金 補正額 △19,000千円

項5 繰入金 補正額 △19,000千円

目	補正前の額	補正額	計
5 一般会計繰入金	千円 768,967	千円 △19,000	千円 749,967
計	768,967	△19,000	749,967

事項別明細書

節		説明
区分	金額	
5 一般会計繰入金	千円 △19,000	1 一般会計繰入金 千円 △19,000

歳 出

款 5 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業費 補正額 △19,000千円

項 5 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業費 補正額 △19,000千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 土地区画整理事業費	千円 316,539	千円 △19,000	千円 297,539	千円	千円	千円	千円 △19,000
計	519,076	△19,000	500,076	0	0	0	△19,000

節		説 明
区 分	金 額	
13 使用料及び賃借料	千円 △50	土地区画整理事業に要する経費 1 土地区画整理事業費
21 補償、補填及び賠償金	△18,950	

令和 4 年 度 相 模 原 市
公共用地先行取得事業特別会計補正予算
(第 1 号)

令和 4 年度相模原市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第 1 号)

令和 4 年度相模原市公共用地先行取得事業特別会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額 3, 3 4 5, 0 0 0 千円に歳入歳出それぞれ 4 1 3, 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 7 5 8, 0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

令和 5 年 2 月 1 0 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 財産収入		千円	千円	千円
		0	413,000	413,000
	5 財産売払収入	0	413,000	413,000
歳 入 合 計		3,345,000	413,000	3,758,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 公債費		千円	千円	千円
		8,909	413,000	421,909
	5 公債費	8,909	413,000	421,909
歳 出 合 計		3,345,000	413,000	3,758,000

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
10 公共用地先行 取得事業費	5 公共用地先行 取得事業費	道路用地取得事業費(県道52号(相模原町田)道路改良事業ほか4)	608,902

公共用地先行取得事業特別会計
補正予算に関する説明書
(第1号)

令和４年度相模原市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第１号）を提出するに当たり、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１１条第２項の規定により、当該予算に関する説明書をここに提出する。

令和５年２月１０日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

歳入歳出補正予算

2歳入

款5財産収入補正額413,000千円

項5財産売払収入補正額413,000千円

目	補正前の額	補正額	計
5 不動産売払収入	千円 0	千円 413,000	千円 413,000
計	0	413,000	413,000

事項別明細書

節		説明
区分	金額	
5 公共用地売払収入	千円 413,000	1 公共用地売払収入 千円 413,000

歳 出
款 1 5 公債費 補正額 413,000千円
項 5 公債費 補正額 413,000千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
15 基金積立金	千円 0	千円 413,000	千円 413,000	千円	千円	千円 413,000 財産収入	千円
計	8,909	413,000	421,909	0	0	413,000	0

節		説 明
区 分	金 額	
27 繰出金	千円 413,000	減債基金の積立てに要する経費 1 公債管理特別会計繰出金 千円 413,000

地 方 債 の 令 和 3 年 度 末
令 和 4 年 度 末 に お け る 現 在 高

変 更

区 分	令 和 3 年 度 末 現 在 高	令 和 4 年 度 中		
		令 和 4 年 度 中 起 債 見 込 額		
		補 正 前	補 正	補 正 後
公 共 用 地 先 行 取 得 債 事 業 債	千円 (3,339,542) 4,232,600	千円 3,335,000	千円 0	千円 3,335,000

() は、満期一括償還に係る積立てと取崩しを反映した額。
元金償還見込額には、満期一括償還に係る積立てを取り崩す額を含む。

に お け る 現 在 高 及 び
の 見 込 み に 関 す る 調 書 (補 正)

の 増 減 見 込 み			令 和 4 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
令 和 4 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額					
補 正 前	補 正	補 正 後	補 正 前	補 正	補 正 後
千円	千円	千円	千円	千円	千円
(0)	(413,000)	(413,000)	(6,674,542)	(△ 413,000)	(6,261,542)
894,000	0	894,000	6,673,600	0	6,673,600

令和 4 年 度 相 模 原 市
公 債 管 理 特 別 会 計 補 正 予 算
(第 1 号)

令和 4 年度相模原市公債管理特別会計補正予算(第 1 号)

令和 4 年度相模原市公債管理特別会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額 5 3 , 9 9 3 , 0 0 0 千円に歳入歳出それぞれ 4 1 3 , 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 4 , 4 0 6 , 0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(地方債補正)

第 2 条 地方債の補正は、「第 2 表地方債補正」による。

令和 5 年 2 月 1 0 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 繰入金		千円 39,781,400	千円 3,746,300	千円 43,527,700
	5 他会計繰入金	35,554,000	3,746,300	39,300,300
15 市債		14,181,600	△3,333,300	10,848,300
	5 市債	14,181,600	△3,333,300	10,848,300
歳 入 合 計		53,993,000	413,000	54,406,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 公債費		千円 53,993,000	千円 413,000	千円 54,406,000
	5 公債費	53,993,000	413,000	54,406,000
歳 出 合 計		53,993,000	413,000	54,406,000

第2表 地 方 債 補 正

起 債 の 目 的	限 度 額		
	補 正 前	補 正	補 正 後
	千円	千円	千円
借 換	14,181,600	△ 3,333,300	10,848,300
計	14,181,600	△ 3,333,300	10,848,300

公 債 管 理 特 別 会 計
補 正 予 算 に 関 す る 説 明 書
(第1号)

令和４年度相模原市公債管理特別会計補正予算（第１号）を提出するに当たり、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１１条第２項の規定により、当該予算に関する説明書をここに提出する。

令和５年２月１０日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

歳入歳出補正予算

歳入

款10 繰入金 補正額 3,746,300千円

項5 他会計繰入金 補正額 3,746,300千円

目	補正前の額	補正額	計
5 一般会計繰入金	千円 26,756,578	千円 3,333,300	千円 30,089,878
55 公共用地先行取得事業特別会計繰入金	8,909	413,000	421,909
計	35,554,000	3,746,300	39,300,300

款15 市債 補正額 △3,333,300千円

項5 市債 補正額 △3,333,300千円

5 借換債	14,181,600	△3,333,300	10,848,300
計	14,181,600	△3,333,300	10,848,300

事項別明細書

節		説明	
区分	金額		
5 一般会計繰入金	千円 3,333,300	1 元金	千円 3,333,300
5 公共用地先行取得事業特別会計繰入金	413,000	1 基金費	413,000

5 借換債	△3,333,300	1 借換債	△3,333,300

歳 出
款 5 公債費 補正額 413,000千円
項 5 公債費 補正額 413,000千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 元金	千円 47,320,965	千円 0	千円 47,320,965	千円	千円 △3,333,300 市債	千円 3,333,300 繰入金	千円
20 基金積立金	4,085,553	413,000	4,498,553			413,000 繰入金	
計	53,993,000	413,000	54,406,000	0	△3,333,300	3,746,300	0

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		市債の元金償還に要する経費 財源補正 1 市債償還元金
24 積立金	413,000	減債基金の積立てに要する経費 1 減債基金積立金 （ 1）満期一括償還元金積立金
		413,000 413,000

地方債の令和３年度末
令和４年度末における現在高

変更

区 分	令和３年度末 現在高	令和４年度中		
		令和４年度中起債見込額		
		補正前	補正	補正後
1 一般会計	千円 (269,363,485) 284,641,192	千円 34,755,200	千円 △ 7,118,136	千円 27,637,064
6 公共用地先行取得 事業特別会計	(3,339,542) 4,232,600	9,350,000	0	9,350,000
合 計	(359,063,644) 375,234,409	51,237,800	△ 7,118,136	44,119,664

() は、満期一括償還に係る積立てと取崩しを反映した額。
一般会計及び公共用地先行取得事業特別会計の起債見込額及び元金償還見込額は、公債管理特別会計における

における現在高及び
の見込みに関する調書（補正）

の 増 減 見 込 み			令 和 ４ 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
令 和 ４ 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額					
補 正 前	補 正	補 正 後	補 正 前	補 正	補 正 後
千円	千円	千円	千円	千円	千円
(33,426,195)	0	(33,426,195)	(270,692,490)	△ 7,118,136	(263,574,354)
32,704,042		32,704,042	286,692,350		279,574,214
(6,015,000)	(413,000)	(6,428,000)	(6,674,542)	(△ 413,000)	(6,261,542)
6,909,000	0	6,909,000	6,673,600	0	6,673,600
(47,149,118)	(413,000)	(47,562,118)	(363,152,326)	(△ 7,531,136)	(355,621,190)
47,320,965	0	47,320,965	379,151,244	△ 7,118,136	372,033,108

借換えの額を含む。

令和4年度3月補正予算(No. 2)の概要

公共施設保全等基金積立金や道路改良事業における道路用地の買戻し等に要する経費を計上するとともに、執行残額の整理及び繰越明許費の設定等を行うもの

□一般会計 総額 1,713,000千円

(以下単位は全て千円)

補正前	補正額	補正後	補正額の財源内訳	
			特定財源	一般財源
350,938,000	1,713,000	352,651,000	120,655	1,592,345

*歳入予算の主なもの

		主 な 内 容	
1	地方交付税	4,456,555	普通交付税 4,456,555
2	国庫支出金	△ 613,720	児童手当負担金 △208,672 都市計画道路等整備事業補助金 △89,469
3	県支出金	712,724	児童手当負担金 △45,664 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 832,178
4	寄附金	65,300	寄附金積立基金寄附金 60,000
5	繰入金	499,088	市街地整備基金繰入金 500,043
6	繰越金	357,626	前年度剰余金 357,626
7	諸収入	△ 41,872	環境保全促進事業助成金 △32,569 都市計画道路宮上横山線道路改良事業負担金 △9,000
8	市債	△ 3,784,836	臨時財政対策債 △3,290,536 緊急防災・減災事業債 △200,700

*歳出予算の主なもの

		内 容	
1	公債管理特別会計繰出金(財政課)	3,333,300	平成24年度全国型市場公募債の借換債約67億円のうち、その半分を令和3年度決算剰余金にて先行償還するため、公債管理特別会計への繰出しを行うもの
2	公共施設保全等基金積立金(アセットマネジメント推進課)	1,000,000	公共施設マネジメント推進プラン及び長寿命化計画に基づく事業に係る財政負担の平準化を図るため、公共施設保全等基金への積立てを行うもの
3	都市計画道路整備事業(計画指定)(道路整備課)	△ 267,530	国庫補助金の交付額及び事業費が確定したことから、財源の更正と執行残額の整理を行うもの

*繰越明許費設定の主なもの

1	道路維持管理計画事業(国道413号災害防除事業ほか4) (緑土木事務所、津久井土木事務所、中央土木事務所、南土木事務所)	繰越額 392,494	工事の施工に際して、想定と異なる土質条件であることが判明したこと等により、年度内の完了が困難となったもの
2	都市計画道路整備事業(県道52号(相模原町田)道路改良事業ほか7) (道路整備課)	繰越額 626,236	関係機関との協議等に日時を要したこと等により、年度内の完了が困難となったもの

□国民健康保険事業特別会計

総額 800,000千円

(以下単位は全て千円)

＊歳入予算

内 容

1 繰入金	800,000	その他一般会計繰入金	800,000

＊歳出予算

内 容

1 国民健康保険財政調整基金積立金 (保険企画課)	800,000	財政調整機能の維持・安定化のため、国民健康保険財政調整基金に積立てを行うもの

□麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別会計

総額 △19,000千円

(以下単位は全て千円)

＊歳入予算

内 容

1 繰入金	△ 19,000	一般会計繰入金	△ 19,000

＊歳出予算

内 容

1 土地区画整理事業費 (麻溝台・新磯野地区整備事務所)	△ 19,000	仮換地指定等損失補償費及び施行者管理地管理経費の執行残の整理を行うもの

□公共用地先行取得事業特別会計

総額 413,000千円

(以下単位は全て千円)

＊歳入予算

内 容

1 財産収入	413,000	公共用地売却収入	413,000

＊歳出予算

内 容

1 公債管理特別会計繰出金 (財政課)	413,000	公債管理特別会計への繰出しを行うもの

＊繰越明許費の設定

1 道路用地取得事業費(県道52号(相模原町田)道路改良事業ほか4) (道路整備課)	繰越額 608,902	支障物件の除却に日時を要したため、年度内の完了が困難となったもの

□公債管理特別会計

総額 413,000千円

(以下単位は全て千円)

＊歳入予算

内 容

1 繰入金	3,746,300	一般会計繰入金	3,333,300
		公共用地先行取得事業特別会計繰入金	413,000
2 市債	△ 3,333,300	借換債	△ 3,333,300

＊歳出予算

内 容

1 満期一括償還元金積立金 (財政課)	413,000	減債基金への積立てを行うもの

固定資産評価審査委員会の委員の選任について
次の者を、本市固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので同意されたい。

令和 5 年 2 月 1 6 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

住 所	氏 名	生 年 月 日
	山 本 弘 志	

提案の理由

地方税法(昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号)第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の
同意を得る必要による。

相模原市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

相模原市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 3 月 1 0 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

相模原市介護保険条例の一部を改正する条例(令和 2 年相模原市条例第 4 5 号)の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「令和 3 年度分の保険料であって、普通徴収の方法によって徴収する納期(以下「納期」という。)又は特別徴収の方法によって徴収する日(以下「徴収日」という。)が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間にあるもの(同年 2 月 1 5 日から同年 3 月 3 1 日までの間に第 1 号被保険者の資格を取得したことにより納期が同年 4 月 1 日から同年 5 月 3 1 日までの間にある保険料を含む。)及び」を削り、「納期又は徴収日が同年 4 月 1 日」を「普通徴収の方法によって徴収する納期(以下「納期」という。)又は特別徴収の方法によって徴収する日が令和 4 年 4 月 1 日」に改め、「令和 5 年 3 月 3 1 日までの間にあるもの」の次に「(同年 2 月 1 5 日から同年 3 月 3 1 日までの間に第 1 号被保険者の資格を取得したことにより納期が同年 4 月 1 日から同年 5 月 3 1 日までの間にある保険料を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた納付義務者に対する介護保険の保険料の減額又は免除の特例に関する経過措置に係る規定を改正いたしたく提案する

ものである。

相模原市介護保険条例の一部を改正する条例の改正の概要

1 改正の内容

介護保険の保険料の減額又は免除の特例に関する経過措置に係る規定の改正
(附則第 3 項関係)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた納付義務者に対する保険料の減額又は免除の特例の対象について、令和 4 年度分の保険料であって、納期等が令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までの間にあるもの(同年 2 月 1 5 日から同年 3 月 3 1 日までの間に第 1 号被保険者の資格を取得したことにより納期が同年 4 月 1 日から同年 5 月 3 1 日までの間にある保険料を含む。)とするもの

2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

相模原市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
相模原市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 3 月 1 0 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
相模原市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 3 1 年相模原市条例第 1 1 号)を次のように改正する。

第 1 3 条中「第 2 2 条」を「第 2 0 条」に改め、「及び附則第 3 項」及び「、第 2 9 条第 3 項、第 3 1 条第 3 項」を削り、「、第 4 3 条第 2 号」を「並びに第 4 3 条第 2 号」に改め、「、第 4 4 条第 3 項並びに第 4 7 条第 3 項」及び「附則第 4 条及び」を削る。

第 1 8 条及び第 1 9 条を削り、第 2 0 条を第 1 8 条とする。

第 2 1 条第 1 項中「及び第 1 8 条」を削り、同条を第 1 9 条とする。

第 2 2 条中「及び第 1 8 条」を削り、同条を第 2 0 条とする。

第 2 3 条中「第 2 6 条」を「第 2 4 条」に改め、「及び附則第 4 項」を削り、第 6 章中同条を第 2 1 条とする。

第 2 4 条を第 2 2 条とする。

第 2 5 条中「第 2 1 条第 2 項」を「第 1 9 条第 2 項」に、「第 2 3 条」を「第 2 1 条」に改め、同条を第 2 3 条とする。

第 2 6 条中「第 2 1 条第 2 項」を「第 1 9 条第 2 項」に改め、同条を第 2 4 条とする。

附則第 4 項を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

保育所等における人材を確保するための保育所等における保育士の数の算定に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 6 7 号関係資料

相模原市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の改正の概要

1 改正の内容

保育士の数の算定に係る規定の改正(第 1 3 条、第 1 8 条、第 1 9 条、第 2 1 条から第 2 3 条まで及び附則第 4 項関係)

小規模保育事業所 A 型、小規模保育事業所 B 型、保育所型事業所内保育事業所、小規模型事業所内保育事業所及び保育所に置くものとされる保育士の数の算定に当たり、1 人に限り、准看護師を保育士とみなすことができることとするもの

2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

相模原市認定こども園の要件及び基準を定める条例の一部を改正する条例について

相模原市認定こども園の要件及び基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 3 月 10 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市認定こども園の要件及び基準を定める条例の一部を改正する条例

相模原市認定こども園の要件及び基準を定める条例(平成 31 年相模原市条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「附則第 2 項」を「附則第 6 項」に、「附則第 7 項まで」を「附則第 6 項まで及び附則第 8 項」に改める。

第 6 条中「まで及び」を「まで並びに」に改め、「附則第 5 項まで」の次に「及び附則第 7 項」を加え、「附則第 8 条まで」を「附則第 7 条まで及び附則第 9 条」に改める。

第 10 条ただし書を削り、同条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定は、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、調乳室、沐浴室又は便所については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であつて、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

附則第 2 項中「基準告示」の次に「(以下「例による基準告示」という。)」を加える。

附則第 3 項中「基準省令」の次に「(以下「例による基準省令」という。)」を加える。

附則第 5 項中「第 6 条の規定によりその例によることとされる基準省令」を「例による基準省令」に改める。

附則に次の 2 項を加える。

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における保育士の数の算定に係る特例)

- 6 例による基準告示附則第7項の規定により例による基準告示第3の1により置かなければならない保育士の資格を有する者について保健師、看護師又は准看護師(以下この項及び次項において「看護師等」という。)をもって代える場合における看護師等の総数は、例による基準告示第2の1により認定こども園に置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

(幼保連携型認定こども園における園児の教育及び保育に直接従事する者の数の算定に係る特例)

- 7 例による基準省令附則第8条の規定により例による基準省令第5条第3項の表備考第1号に定める者を看護師等をもって代える場合における看護師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案の理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件(令和5年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号)の改正に伴う同告示の例によることとする規定の整理並びに幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令(令和5年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)による幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)の改正に伴う同令の条項を引用する規定の整理及び同令の改正を踏まえた幼保連携型認定こども園の設備が他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねるときの設備の基準に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市認定こども園の要件及び基準を定める条例の改正の概要

1 改正の内容

幼保連携型認定こども園の設備が他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねるときの設備の基準に係る規定の改正（第 1 0 条関係）

幼保連携型認定こども園における乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、調乳室、^{もく}沐浴室又は便所の設備について、保育に支障がない場合に限って、他の社会福祉施設の設備に兼ねることができることとするもの

2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日